地 方 財 政 の 状 況

平成19年３月

第166回国会（常会）提出

地 方 財 政 の 状 況

平成19年３月

第166回国会（常会）提出

地方財政白書についてのお問い合せは、総務省自治財政局財務調査課あて御連絡下さい。

電話番号　東京（03）5253-5111（代表）
内線 5649
総務省ホームページ　http://www.soumu.go.jp/

本白書は再生紙を使用しております。

目　次

はじめに

第１部　平成 17 年度の地方財政

1　地方財政の役割 ……1

(1)　国・地方を通じた財政支出の状況 ……1

(2)　国民経済と地方財政 ……2

ア　国内総支出と地方財政 ……3

イ　公的支出の状況 ……3

2　地方財政の概況 ……6

(1)　決算規模 ……6

(2)　決算収支 ……7

ア　実質収支 ……7

イ　単年度収支及び実質単年度収支 ……9

(3)　歳　　入 ……10

(4)　歳　　出 ……13

ア　目的別歳出 ……13

イ　性質別歳出 ……16

(5)　財政構造の弾力性 ……20

ア　経常収支比率 ……20

イ　実質公債費比率、起債制限比率及び公債費負担比率 ……22

(6)　将来にわたる財政負担 ……29

ア　地方債現在高 ……29

イ　債務負担行為額 ……31

ウ　積立金現在高 ……32

エ　将来にわたる実質的な財政負担 ……32

オ　普通会計が負担すべき借入金残高 ……33

(7)　決算の背景 ……35

ア　平成 17 年度の経済見通しと国の予算 ……35

イ　地方財政計画 ……36

ウ　財政運営の経過 ……39

3　地方財源の状況 ……41

(1)　租税収入及び租税負担率 ……41

(2)　地方歳入 ……42

ア　地　方　税 ……42

イ　地方譲与税……48
ウ　地方特例交付金……48
エ　地方交付税……48
オ　一般財源……49
カ　国庫支出金……49
キ　都道府県支出金……50
ク　地方債……50
ケ　その他の収入……50

4　地方経費の内容……52
(1)　土木建設……52
(2)　教育と文化……54
(3)　生活・福祉の充実……55
ア　社会福祉行政……55
イ　労働行政……60
(4)　産業の振興……61
ア　農林水産行政……61
イ　商工行政……61
(5)　保健衛生と環境保全……63
ア　保健衛生……63
イ　環境保全……65
(6)　警察と消防……65
ア　警察行政……65
イ　消防行政……66
(7)　目的別歳出充当一般財源等の状況……66

5　地方経費の構造……69
(1)　義務的経費……69
ア　人件費……70
イ　扶助費……75
ウ　公債費……77
(2)　投資的経費……77
ア　普通建設事業費……77
イ　災害復旧事業費……89
ウ　失業対策事業費……89
(3)　その他の経費……89
ア　物件費……89
イ　維持補修費……90
ウ　補助費等……91
エ　繰出金……91
オ　積立金……91

カ　投資及び出資金……92
キ　貸　付　金……92

6　一部事務組合等による事務の広域的処理の状況……94
(1)　団　体　数……94
(2)　市町村の一部事務組合等への加入状況……94
(3)　一部事務組合等の歳入歳出決算……95

7　市町村の規模別財政状況……96
(1)　市町村合併の進展に伴う団体規模別団体数の構成の変化……96
ア　団体数及び人口の状況……96
イ　決 算 規 模……97
(2)　人口１人当たりの財政状況等……100
ア　決算規模等……100
イ　歳　　入……102
ウ　歳　　出……103
エ　財政構造の弾力性……104
オ　将来にわたる実質的な財政負担……106

8　公共施設の状況……111
(1)　道路・橋りょう……111
ア　道　　路……111
イ　橋 り ょ う……111
(2)　公営住宅等……112
(3)　公　　園……114
(4)　下水処理施設……115
(5)　ごみ処理施設……116
(6)　保　育　所……118
(7)　高齢者福祉施設……118
(8)　教 育 施 設……119
ア　幼　稚　園……119
イ　小　学　校……119
ウ　中　学　校……119
エ　高 等 学 校……119
オ　中等教育学校……120
(9)　文化及び体育施設……120
ア　文 化 施 設……120
イ　体 育 施 設……121

9　地方公営事業の状況……122
(1)　地方公営企業……122
ア　概　　況……122

イ　事業別状況 ……129
(2)　国民健康保険事業 ……140
ア　事業勘定 ……141
イ　直診勘定 ……142
(3)　介護保険事業 ……143
ア　保険事業勘定 ……143
イ　介護サービス事業勘定 ……145
(4)　その他の事業 ……145
ア　収益事業 ……145
イ　共済事業 ……146
ウ　その他 ……146

第２部　平成 18 年度及び平成 19 年度の地方財政

1　平成 18 年度の地方財政 ……149
(1)　平成 18 年度の経済見通しと国の予算 ……149
ア　経済見通しと経済財政運営の基本的態度 ……149
イ　国の予算 ……149
(2)　地方財政計画 ……150
(3)　平成 18 年度補正予算 ……153
ア　平成 18 年度補正予算（第１号） ……153
イ　平成 18 年度補正予算（第１号）に係る地方財政補正措置 ……154
(4)　地方公共団体の予算 ……154
(5)　不交付団体の拡大 ……156
(6)　個別団体における財政健全化 ……156
(7)　地方債協議制への移行 ……157
(8)　地方公営企業等に関する財政措置 ……158
ア　地方公営企業 ……158
イ　国民健康保険事業 ……160

2　平成 19 年度の地方財政 ……161
(1)　歳出・歳入一体改革 ……161
(2)　平成 19 年度の経済見通しと国の予算 ……162
ア　経済見通しと経済財政運営の基本的態度 ……162
イ　国の予算 ……163
(3)　地方財政計画 ……163
(4)　地方公営企業等に関する財政措置 ……166
ア　地方公営企業 ……166
イ　国民健康保険事業 ……167
ウ　後期高齢者医療制度の施行準備 ……168

第３部　最近の地方財政の動向と課題

１　地方分権改革の推進 ……169

(1)　地方分権改革推進法の成立 ……169

ア　基本理念 ……169

イ　国及び地方公共団体の責務等 ……169

ウ　地方分権改革の推進に関する基本方針 ……169

エ　地方分権改革推進計画 ……170

オ　地方分権改革推進委員会 ……170

(2)　市町村合併の推進 ……170

２　行政改革の推進 ……172

(1)　集中改革プランの取組状況 ……172

(2)　地方公共団体における行政改革の更なる推進 ……173

ア　総人件費改革 ……173

イ　公共サービス改革 ……173

ウ　地方公会計改革（地方の資産　債務管理改革） ……174

(3)　地方公営企業における民間的経営手法の導入等 ……174

ア　地方公営企業 ……174

イ　国民健康保険事業 ……177

ウ　地方公社等 ……178

(4)　地方行政及び地方公務員に対する信頼の回復について ……179

３　情報開示の推進 ……180

４　再建法制の見直し ……182

５　地方交付税算定の改革 ……184

(1)　新型交付税の導入 ……184

(2)　頑張る地方応援プログラム ……184

６　公営企業金融公庫の改革 ……186

(1)　行政改革推進法の成立 ……186

(2)　政策金融改革に係る制度設計の決定 ……186

(3)　地方六団体案、現公庫の資産・負債の承継、廃止後の新組織のあり方 ……186

資　料　編

文章編図表索引

〔用語の説明〕

本書における主な用語については、次のとおりである。

○地方公共団体

1　**大都市**

地方自治法第252条の19第1項の指定を受けた人口50万以上の都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市。ただし、堺市は平成18年4月1日の指定。）をいう。

大都市では、都道府県が処理するとされている児童福祉に関する事務、身体障害者の福祉に関する事務、生活保護に関する事務、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務、都市計画に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

2　**中核市**

地方自治法第252条の22第1項の指定を受けた都市（函館市、旭川市、青森市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、川越市、船橋市、横須賀市、相模原市、新潟市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、浜松市、豊橋市、岡崎市、豊田市、高槻市、東大阪市、姫路市、奈良市、和歌山市、岡山市、倉敷市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市及び鹿児島市。ただし、青森市は平成18年10月1日の指定であり、また、堺市は平成18年4月1日に中核市から大都市へ移行している。）をいう。人口30万以上の都市について、当該都市からの申し出に基づき政令で指定される。

中核市では、都道府県が処理するとされている事務の特例として大都市が処理することができる事務のうち、都道府県が処理するほうが効率的な事務その他中核市において処理することが適当でない事務以外の事務、すなわち保健所が処理する事務、民生行政に関する事務、都市計画等に関する事務、環境保全行政に関する事務の全部又は一部を特例として処理することができる。

3　**特例市**

地方自治法第252条の26の3第1項の指定を受けた都市（八戸市、盛岡市、山形市、水戸市、前橋市、高崎市、川口市、所沢市、草加市、越谷市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、福井市、甲府市、松本市、沼津市、富士市、一宮市、春日井市、四日市市、大津市、岸和田市、豊中市、吹田市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、尼崎市、明石市、加古川市、宝塚市、鳥取市、呉市、久留米市及び佐世保市）をいう。人口20万以上の都市について、当該都市からの申し出に基づき政令で指定される。

特例市では、都道府県が処理するとされている事務の特例として中核市が処理することができる事務のうち、都道府県が処理するほうが効率的な事務その他特例市において処理することが適当でない事務以外の事務、すなわち都市計画に関する事務、土地区画整理事業に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

4　**都市**

大都市、中核市及び特例市以外の市をいい、**中都市**とは、都市のうち人口10万以上の市をいい、**小都市**とは、人口10万未満の市をいう。

なお、市については、地方自治法第8条第1項で定める要件（人口5万以上を有すること等）を具えていなければならない。ただし、市町村の合併の特例等に関する法律第7条により、合併した団体に限り、市政施行のための要件を人口3万以上にすること等が認められている。

5　**町村**

地方自治法第1条の3第2項で定める普通地方公共団体のうち、都道府県及び市以外のもの。町は、地

方自治法第８条第２項の規定により、都道府県の条例で定める町としての要件を具えていなければならない。

6　**特別区**

地方自治法第281条第１項の規定による、東京都の区のこと。現在、23の区が設置されている。

特別区は、基礎的な地方公共団体として、同法第281条の２第１項で都が一体的に処理することとされている事務を除き、同法第２条第３項において市町村が処理するものとされている事務を処理する。

7　**一部事務組合**

都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体のこと。

8　**広域連合**

都道府県、市町村及び特別区が、広域にわたり処理することが適切であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画を策定し、処理するために設ける団体のこと。

○決算統計基本用語

9　**普通会計**

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額となる。

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。

10　**地方公営事業会計**

地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称。

11　**決算額**

特に断りのない限り、普通会計に係る地方財政の純計額。

12　**地方財政純計額、純計決算額又は純計**

都道府県決算額と市町村決算額を単純に合計して財政規模を把握すると地方公共団体相互間の出し入れ部分について重複するため、この重複部分を控除して正味の財政規模を見出すことを純計という。

したがって、都道府県決算額と市町村決算額の合計額は地方財政の純計額に一致しないことがある。

13　**市町村決算額**

大都市、中核市、特例市、都市、町村、特別区、一部事務組合及び広域連合における決算額の単純合計額から、一部事務組合及び広域連合とこれを組織する市区町村との間の相互重複額を控除したもの。

14　**形式収支**

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。

15　**実質収支**

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費逓次繰越(継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで逓次繰り越すこと。)、繰越明許費繰越(歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。)等の財源を控除した額。

通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断する。

16　**単年度収支**

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的

には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

17　実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額。

○歳入

18　一般財源

地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額。なお、これらのほか、都道府県においては、市町村から都道府県が交付を受ける市町村たばこ税都道府県交付金、市町村においては、都道府県から市町村が交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金(大都市のみ)を加算した額をいうが、これらの交付金は、地方財政の純計額においては、都道府県と市町村との間の重複額として控除される。

19　一般財源等

一般財源のほか、一般財源と同様に財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたもの。目的が特定されていない寄附金や売却目的が具体的事業に特定されない財産収入等のほか、減税補てん債や臨時財政対策債等が含まれる。

20　地方消費税、地方消費税清算金

平成９年４月に導入された道府県税であり、その賦課徴収は、当分の間、国が消費税と併せて行い、各都道府県に払い込むこととされている。また、各都道府県は、国から払い込まれた額を消費に相当する額に応じて、相互間で清算することとされている。

特に断りのない限り、都道府県間における清算を行った後の額を地方消費税として歳入に計上し、地方消費税清算金は歳入・歳出いずれにも計上していない。

21　地方譲与税

国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税。地方公共団体の財源とされているものについて、課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行している。

現在、個人の所得課税に係る国から地方公共団体への本格的な税源の移譲を行うまでの間の暫定措置として所得税の収入額の一部を都道府県及び市町村に対して譲与する所得譲与税、地方道路税の収入額の全額を都道府県及び市町村に対して譲与する地方道路譲与税、石油ガス税の収入額の２分の１の額を都道府県及び大都市に対して譲与する石油ガス譲与税、特別とん税の収入額の全額を開港所在市町村に対して譲与する特別とん譲与税、自動車重量税の収入額の３分の１の額を市町村に対して譲与する自動車重量譲与税、航空機燃料税の収入額の13分の２の額を空港関係市町村及び空港関係都道府県に対して譲与する航空機燃料譲与税がある。

22　地方特例交付金

恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするために交付する減税補てん特例交付金並びに、平成16年度の義務教育費国庫負担金の見直し及び平成17年度の義務教育費国庫負担金の暫定的な減額に伴い交付する税源移譲予定特例交付金から構成される国から地方公共団体への交付金。

なお、平成18年度においては、国庫補助負担金の改革による税源移譲額の全額を所得譲与税によって措置することに伴い、税源移譲予定特例交付金を廃止するとともに、児童手当の制度拡充が行われたことから、これに伴う地方負担の増加に対応するため、児童手当特例交付金を創設している。

23　**地方交付税**

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税。

地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付される。

24　**国庫支出金**

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。

25　**都道府県支出金**

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金（間接補助金）とがある。

26　**財源対策債**

昭和51年度以降、地方財源不足額を補てんするために発行された建設地方債。

27　**臨時財政特例債**

投資的経費に係る国庫補助負担率の、昭和60年度から平成4年度の間の暫定的引下げに関して、投資的経費に係る国庫補助負担金減額分を補てんするために増発された建設地方債。

臨時財政特例債償還基金費は、臨時財政特例債の一部に係る平成5年度以降の元利償還に対応するため、平成4年度の基準財政需要額において措置されたものである。

28　**減収補てん債**

地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行する地方債。

29　**減税補てん債**

恒久的な減税及び平成15年度税制改正における先行減税による地方公共団体の減収額を埋めるために、地方財政法第5条の特例として発行される地方債。

税の振り替わりとしての性格を持つものであり、一般財源と同様に投資的経費以外の経費にも充当できる。

30　**臨時財政対策債**

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。

平成13～15年度及び平成16～18年度の間、通常収支の財源不足額のうち、財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、国負担分は一般会計からの加算（臨時財政対策分）、地方負担分は臨時財政対策債により補てんすることとされた。

31　**特定資金公共投資事業債**

日本電信電話株式会社の株式売払収入を活用した地方公共団体に対する無利子貸付金としての性格を有する地方債。

公共的建設事業で、緊急に実施する必要がある事業について、国から地方公共団体に対して補助金等として交付されていた部分に代えて、無利子貸付けを行い、その償還時に償還額に相当する額の補助金等が交付されるもの。

32　**行政改革推進債**

集中改革プラン等に基づき数値目標等を設定、公表して計画的に行政改革を推進し、財政の健全化に取り組んでいる地方公共団体が行う公共施設等の整備事業について、当該事業に係る該当の事業債の充当に加え、当該事業の起債対象事業費までの範囲内で、行政改革の取組みにより将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内の額を対象として充当することができる地方債。

33　**地域再生事業債**

地方単独事業に係る一般財源負担の軽減を図る目的で発行される地方債。

地方財政計画の投資単独の対前年度比を上回って事業を実施する団体又は全国の標準的な投資規模を勘案して定める額を上回って事業を実施する団体について、通常の地方債の充当（充当率：都道府県 70%・市町村 75%）に加えてさらに 100% までの範囲内で充当することができる。

○歳出

34　**目的別歳出**

行政目的に着目した歳出の分類。

地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費、公債費等に大別することができる。

35　**性質別歳出**

経費の経済的性質に着目した歳出の分類であり、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。

36　**義務的経費**

地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。

37　**投資的経費**

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。

38　**補助事業**

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて実施する事業。

39　**単独事業**

地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。

40　**国直轄事業**

国が、道路、河川、砂防、港湾等の建設事業及びこれらの施設の災害復旧事業を自ら行う事業。事業の範囲は、それぞれの法律で規定されている。国直轄事業負担金は、法令の規定により、地方公共団体が国直轄事業の経費の一部を負担するもの。

41　**物件費**

性質別歳出の一分類で、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。

具体的には、職員旅費や備品購入費、委託料等が含まれる。

42　**扶助費**

性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

なお、扶助費には、現金のみならず、物品の提供に要する経費も含まれる。

43　補助費等

性質別歳出の一分類で、他の地方公共団体や国、法人等に対する支出のほか、地方公営企業法第17条の2の規定に基づく繰出金も含まれる。

44　繰出金

性質別歳出の一分類で、普通会計と公営事業会計との間又は特別会計相互間において支出される経費。また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも繰出金に含まれる。

なお、法非適用の公営企業に対する繰出も含まれる。

45　公債費

地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。

なお、性質別歳出における公債費が地方債の元利償還金及び一時借入金利子に限定されるのに対し、目的別歳出における公債費については、元利償還等に要する経費のほか、地方債の発行手数料や割引料等の事務経費も含まれている。

46　民生費

目的別歳出の一分類。地方公共団体は、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、心身障害者等のための福祉施設の整備、運営、生活保護の実施等の施策を行っており、これらの諸施策の推進に要する経費。

47　衛生費

目的別歳出の一分類。地方公共団体は、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策を推進するとともに、し尿・ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策を行っており、これらの諸施策の推進に要する経費。

○財政分析指標

48　経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

49　公債費負担比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合。

公債費負担比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

50　実質公債費比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標として、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられるもの（地方財政法第5条の4第1項第2号）。

起債制限比率について、準元利償還金の範囲等の見直しを行ったものであり、実質公債費比率が18%以上となる地方公共団体については、地方債協議制度移行後においても、起債に当たり許可が必要となる。

実質公債費比率が25% 以上の団体については、一定の地方債（一般単独事業に係る地方債）の起債が

制限され、35% 以上の団体については、さらにその制限の度合いが高まる（一部の一般公共事業に係る地方債についても起債が制限される。）こととなる。

51　**起債制限比率**

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、地方債元利償還金及び公債費に準じる債務負担行為に係る支出の合計額（地方交付税が措置されるものを除く。）に充当された一般財源の標準財政規模及び臨時財政対策債発行可能額の合計額（普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費を除く。）に対する割合で過去3年間の平均値。

52　**実質収支比率**

実質収支の標準財政規模に対する割合。実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。

53　**財政力指数**

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

54　**標準財政規模**

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

55　**標準税収入額**

地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法で定める方法により算定した収入見込額。具体的には、法定普通税の基準税額の合計をいう。

○地方財政計画等

56　**地方財政計画**

内閣が作成する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類のこと。

地方財政計画には、①地方交付税制度とのかかわりにおいての地方財源の保障を行う、②地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う、③個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる、という役割がある。

57　**一般行政経費**

地方財政計画上の経費の一区分。教育文化施策、社会福祉施策、国土及び環境保全施策等の諸施策の推進に要する経費をはじめ、地方公共団体の設置する各種公用・公共用施設の管理運営に要する経費等、地方公共団体が地域社会の振興を図るとともに、その秩序を維持し、住民の安全・健康、福祉の維持向上を図るために行う一切の行政事務に要する経費から、給与関係経費、公債費、維持補修費、投資的経費及び公営企業繰出金として別途計上している経費を除いたものであり、広範な内容にわたっている。

58　**地方債計画**

地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の3第6項に規定する同意等を行なう地方債の予定額の総額等を示した年度計画。

59　**債務負担行為**

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。

地方自治法第214条及び第215条で予算の一部を構成することと規定されている。

60　**財政調整基金**

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

61　**減債基金**

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

62　**その他特定目的基金**

財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金。具体的には、庁舎等の建設のための基金、社会福祉の充実のための基金、災害対策基金等がある。

63　**基準財政需要額**

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、各行政項目ごとに、次の算式により算出される。

単位費用	×測定単位	×補正係数
（測定単位１当たり費用）	（人口・面積等）	（寒冷補正等）

64　**単位費用**

標準的団体（人口、面積、行政規模が道府県や市町村の中で平均的で、積雪地帯や離島等、自然的条件や地理的条件等が特異でない団体）が合理的、かつ妥当な水準において地方行政を行う場合等の一般財源所要額を、測定単位１単位当たりで示したもの。

65　**測定単位**

道府県や市町村の行政項目（河川費や農業行政費等）ごとにその量を測定する単位。例えば、河川費においては河川の延長が用いられる。

66　**補正係数**

すべての道府県や市町村に費目ごとに同一の単位費用が用いられるが、実際には自然的・地理的・社会的条件の違いによって大きな差があるので、これらの行政経費の差を反映させるため、その差の生ずる理由ごとに測定単位の数値を割り増し又は割り落としている。これが測定単位の数値の補正であり、補正に用いる乗率を補正係数という。

67　**基準財政収入額**

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものであり、次の算式により算出される。

標準的な地方税収入×75／100＋地方譲与税等

68　**留保財源**

基準財政収入額の算定においては、法定普通税等の税収見込額の全額を算入対象とせず、基準税率を乗じてその一部を算入しているが、この基準財政収入額に算入されなかった税収入は、地方交付税の算定上捕捉されず、各地方公共団体に留保されることから、留保財源と呼ばれている。なお、平成15年度に都道府県に係る留保財源率の引上げが行われ、都道府県、市町村とも税収見込額の25%（従来は都道府県20%、市町村25%）とされている。

69　**ラスパイレス指数**

加重指数の一種で、重要度を基準時点（又は場）に求めるラスパイレス式計算方法による指数。ここでは、地方公務員の給与水準を表すものとして、一般に用いられている国家公務員行政職（一）職員の俸給を基準とする地方公務員一般行政職職員の給与の水準を指す。

第1部

平成17年度の地方財政

1 地方財政の役割

地方公共団体は、その自然的・歴史的条件、産業構造、人口規模等がそれぞれ異なっており、これに即応してさまざまな行政活動を行っている。

地方財政は、このような地方公共団体の行政活動を支えている個々の地方公共団体の財政の集合であり、国の財政と密接な関係を保ちながら、国民経済及び国民生活上大きな役割を担っている。

(1) 国・地方を通じた財政支出の状況［第33表］

国・地方を通じた財政支出について、国（一般会計と交付税及び譲与税配付金、公共事業関係等の10特別会計の純計）と地方（普通会計）の財政支出の合計から重複分を除いた歳出純計額は150兆6,444億円で、前年度と比べると0.5%増（前年度1.8%増）となっている。

歳出純計額の目的別歳出額の構成比の推移は、**第1図**のとおりであり、平成17年度においては、社会保障関係費が最も大きな割合（26.6%）を占め、以下、公債費（21.7%）、国土保全及び開発費（14.7%）、教育費（13.1%）の順となっている。

なお、公債費の構成比が高い水準にあるのは、主に平成4年度以降の経済対策等に対処するため、国・地方を通じて大量の公債が発行されたことによるものである。

この歳出純計額を最終支出の主体に着目して国と地方とに分けてみると、国が61兆2,202億円（全体の40.6%）、地方が89兆4,242億円（同59.4%）で、前年度と比べると、国が2.2%増（前年度7.2%増）、

第1図 国・地方を通じる目的別歳出額構成比の推移

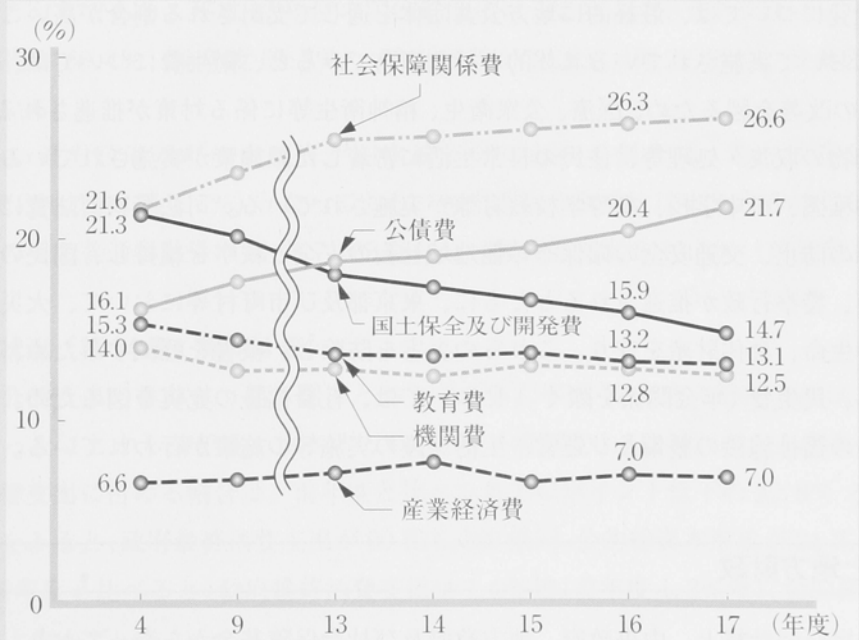

第２図　国・地方を通じる純計歳出規模（目的別）

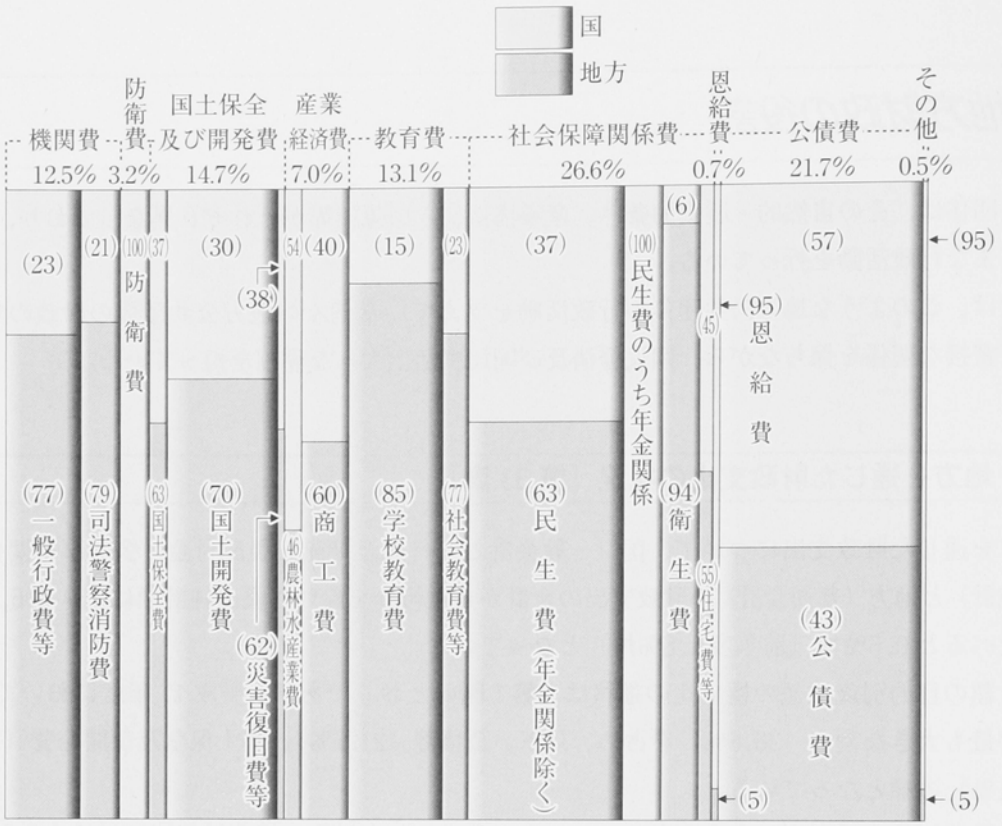

（注）（　）内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合を示す。

地方が0.6%減（同1.5%減）となっている。

また、歳出純計額の目的別歳出額についてさらに詳細に国と地方に分けて示したものが**第２図**である。これによると、防衛費等のように国のみが行う行政に係るものは別として、衛生費、学校教育費等、国民生活に直接関連する経費については、最終的に地方公共団体を通じて支出される割合が高いことがわかる。これを地方公共団体において実施されている具体的な行政事務でみると、衛生費については、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策が推進されるとともに、し尿・ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策が実施されている。また、学校教育費については、幼稚園、小中学校、高等学校教育等が実施されている。司法警察消防費については、都道府県において、犯罪の防止、交通安全の確保その他地域社会の安全と秩序を維持し、国民の生命、身体及び財産を保護するため、警察行政が推進されるとともに、東京都及び市町村等において、火災、風水害、地震等の災害から国民の生命、身体財産を守り、これらの災害を防除し、被害を軽減するため、消防行政が推進されている。さらに、民生費（年金関係を除く。）については、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、心身障害者等のための福祉施設の整備及び運営、生活保護の実施等の施策が行われている。

(2)　国民経済と地方財政

政府部門は、国民経済計算上、中央政府、地方政府及び社会保障基金からなっており、家計部門に次ぐ経済活動の主体として、資金の調達及び財政支出を通じ、資源配分の適正化、所得分配の公正化、経済の安定

第３図　国内総支出と地方財政

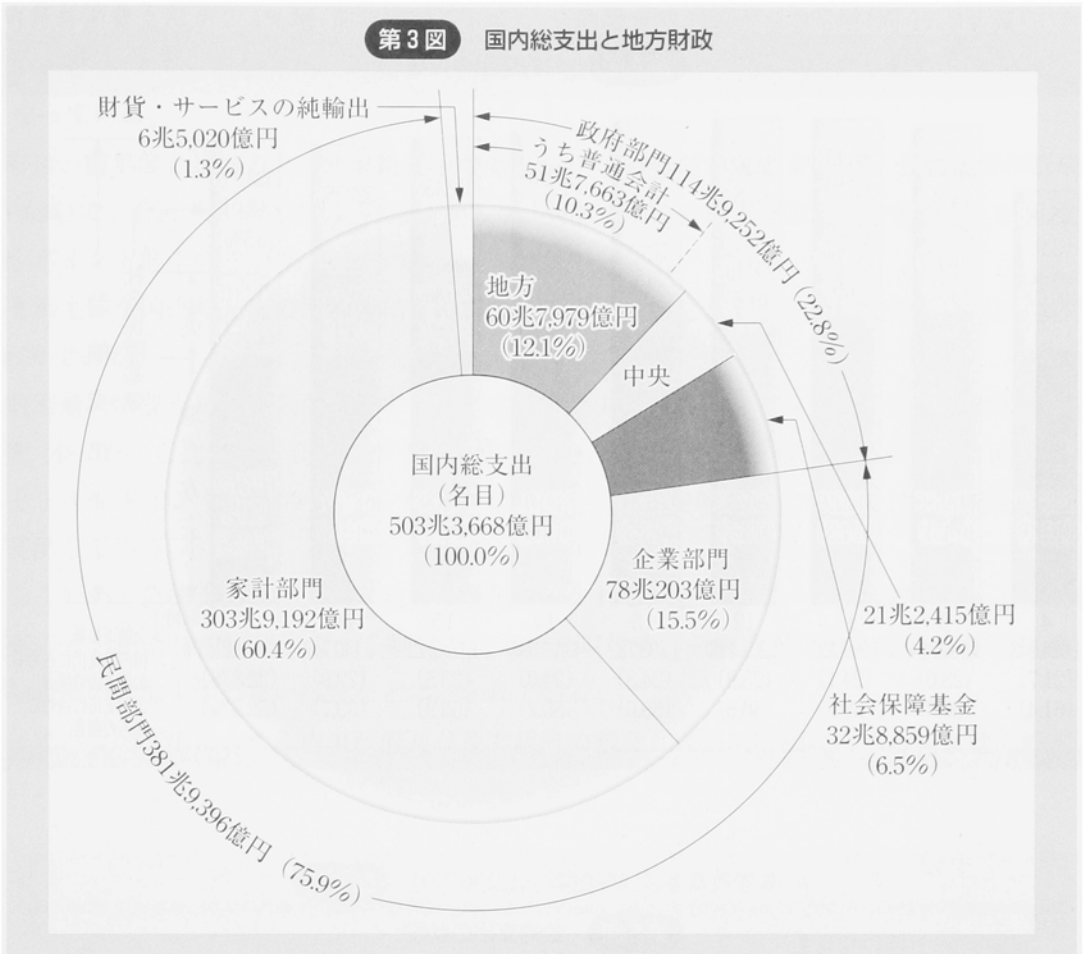

化等の重要な機能を果たしている。その中でも、地方政府は、中央政府を上回る最終支出主体であり、国民経済上、大きな役割を担っている。

ア　国内総支出と地方財政［第 34 表、第 134 表］

国民経済において地方政府が果たしている役割を国内総支出（名目ベース。以下同じ。）に占める割合でみると、**第３図**のとおりである。平成 17 年度の国内総支出は 503 兆 3,668 億円であり、その支出主体別の構成比は、家計部門が 60.4%（前年度 60.5%）、政府部門が 22.8%（同 22.9%）、企業部門が 15.5%（同 14.8%）となっている。

政府部門のうち、地方政府及び中央政府が国内総支出に占める割合は、地方政府が 12.1%（前年度 12.3%）、中央政府が 4.2%（同 4.1%）となっており、地方政府の構成比は中央政府の約３倍となっている。

なお、地方政府のうち普通会計分は 51 兆 7,663 億円で、国内総支出の 10.3%（前年度 10.6%）を占めている。

イ　公的支出の状況［第 34 表、第 134 表］

政府部門による公的支出の推移は、**第４図**のとおりである。平成 17 年度の公的支出は、政府最終消費支出が前年度を上回ったことから前年度と比べると 0.7%増（前年度 1.5%減）の 114 兆 9,252 億円となっている。また、国内総支出に占める割合は、前年度と比べる 0.1% ポイント低下の 22.8% となっている。

公的支出の内訳をみると、政府最終消費支出が 90 兆 6,780 億円、公的総資本形成が 24 兆 2,472 億円となっており、これらを前年度と比べると、政府最終消費支出は 1.0%増（前年度 1.3%増）、公的総資本形成は 0.2%減（同 10.7%減）となっている。

さらに、公的支出の内訳を最終支出主体別にみると、**第５図**のとおりである。中央政府は、前年度と比べ

第４図　公的支出の推移

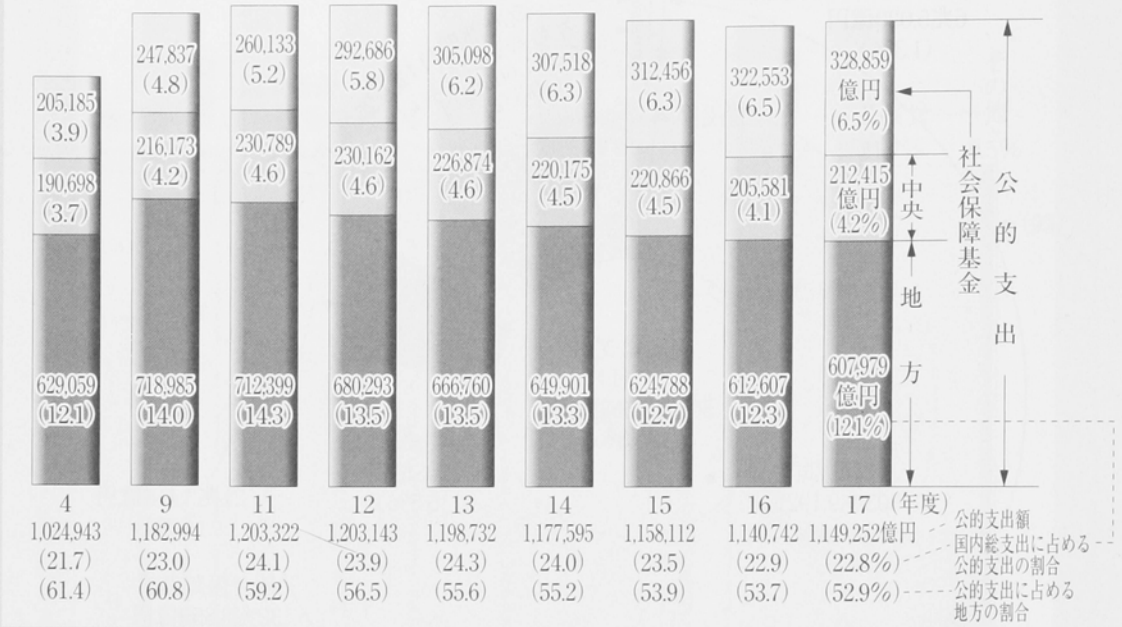

第５図　公的支出の状況

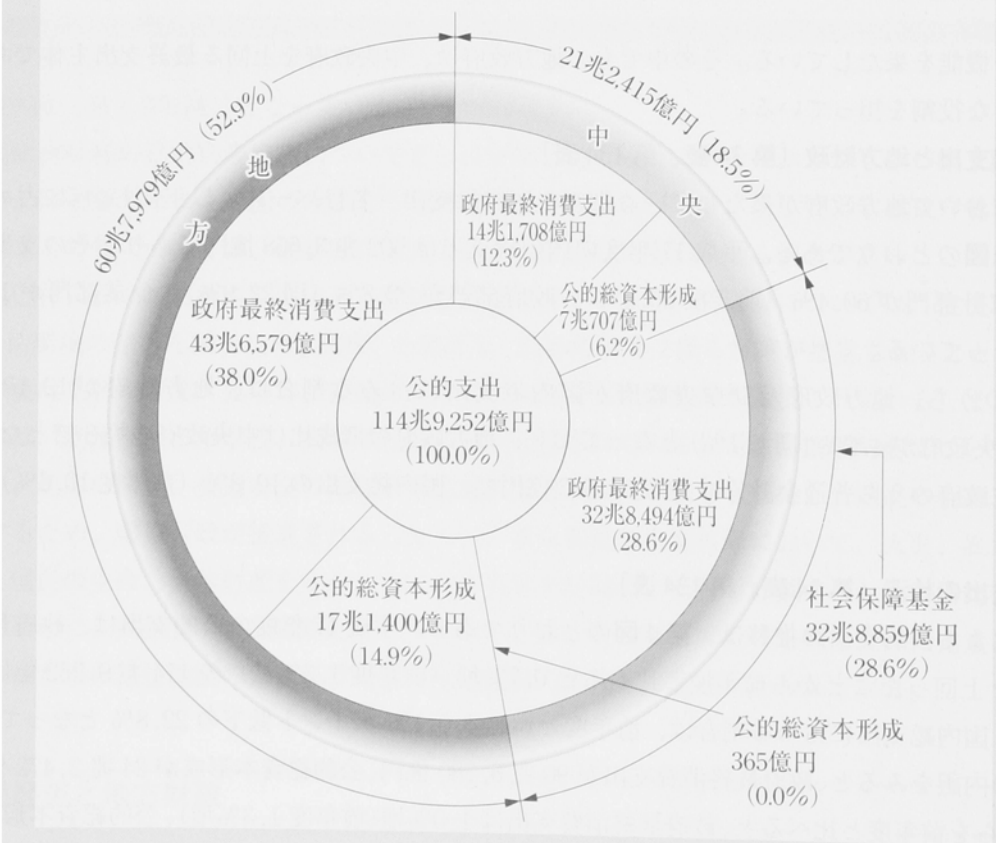

ると、政府最終消費支出が2.4%増(前年度0.5%減)、公的総資本形成が5.3%増(同17.9%減)で合計3.3%増（同6.9%減）であり、公的支出に占める中央政府の割合は前年度（18.0%）より0.5%ポイント上昇の18.5%となっている。

地方政府は、前年度と比べると、政府最終消費支出が0.2%減(前年度0.5%増)、公的総資本形成が2.2%減(同7.5%減)で、合計0.8%減(同1.9%減)であり、公的支出に占める地方政府の割合は、前年度(53.7%)より0.8%ポイント低下の52.9%となっている。

各最終支出主体が国内総支出の増加率にどの程度の影響を与えたかを示す指標である寄与度の推移は、**第6図**のとおりである。

また、政府最終消費支出及び公的総資本形成に占める地方政府の割合をみると、政府最終消費支出においては前年度（48.7%）と比べると0.6%ポイント低下の48.1%、公的総資本形成においては前年度（72.1%）と比べると1.4%ポイント低下の70.7%となっており、公的総資本形成においては、7割を超える額を地方政府が支出している。

なお、ここでいう公的支出には、国・地方の歳出に含まれる経費の中で、移転的経費である扶助費、普通建設事業費のうち所有権の取得に要する経費である用地取得費、金融取引にあたる公債費及び積立金等といった付加価値の増加を伴わない経費などは除かれている。

したがって、公的支出に占める中央政府及び地方政府の割合と歳出純計額に占める国と地方の割合は一致していない。

第6図　国内総支出の増加率に対する寄与度

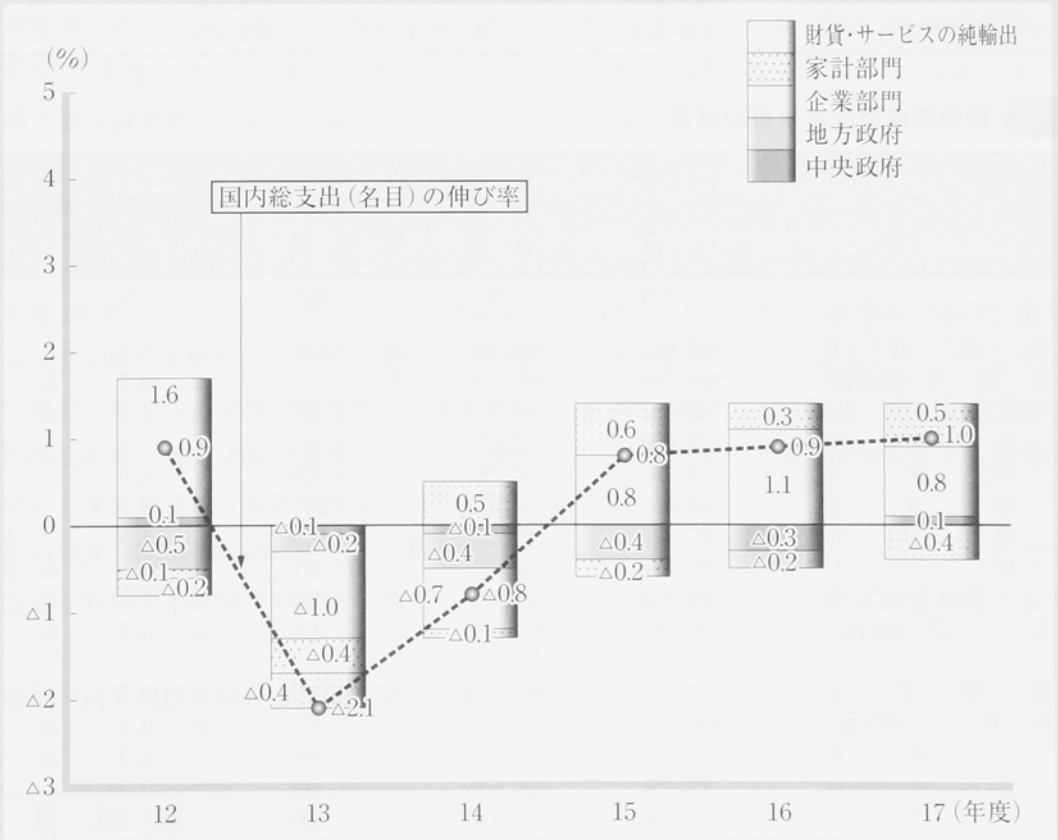

2　地方財政の概況

地方公共団体の歳入及び歳出は、一般会計と特別会計に区分して経理されているが、特別会計の中には、一般行政活動に係るものと企業活動に係るものがある。

このため、地方財政では、これらの会計を一定の基準によって、一般行政部門と水道、交通、病院等の企業活動部門に分け、前者を「普通会計」、後者を「地方公営事業会計」として区分している。

以下、平成17年度の地方財政について、8までにおいて普通会計の状況を示すとともに、9において地方公営事業会計の状況を示す。

(1)　決　算　規　模［第１表、第５表、第11表、第73表］

地方公共団体（47都道府県、1,821市町村、23特別区、1,464一部事務組合及び63広域連合（以下、一部事務組合及び広域連合を「一部事務組合等」という。））の普通会計の純計決算額は、**第１表**のとおり、歳

第１表　地方公共団体の決算規模（純計）

区分	平成17年度 決算額	平成17年度 増減率	平成16年度 決算額	平成16年度 増減率
	億円	%	億円	%
歳入	929,365	△ 0.5	934,422	△ 1.5
歳出	906,973	△ 0.6	912,479	△ 1.4

第２表　団体種類別決算規模の状況

区分	決算額 平成17年度	決算額 平成16年度	決算額 増減額	増減率 17年度	増減率 16年度
	億円	億円	億円	%	%
歳入					
都道府県	486,945	489,955	△ 3,010	△ 0.6	△ 1.6
市町村（純計額）	504,786	506,500	△ 1,714	△ 0.3	△ 1.1
大都市	102,692	98,307	4,386	4.5	△ 2.2
特別区	29,069	27,575	1,494	5.4	0.9
中核市	59,290	54,881	4,409	8.0	2.4
特例市	34,611	35,582	△ 971	△ 2.7	5.2
都市	207,372	183,424	23,949	13.1	13.4
町村	65,301	99,732	△ 34,431	△ 34.5	△ 21.9
一部事務組合等	22,162	23,997	△ 1,835	△ 7.6	△ 3.7
合計（純計額）	929,365	934,422	△ 5,058	△ 0.5	△ 1.5
歳出					
都道府県	478,733	481,935	△ 3,202	△ 0.7	△ 1.5
市町村（純計額）	490,607	492,578	△ 1,971	△ 0.4	△ 1.1
大都市	101,525	97,359	4,166	4.3	△ 2.0
特別区	27,954	26,535	1,419	5.3	0.4
中核市	57,655	53,455	4,200	7.9	2.6
特例市	33,809	34,746	△ 938	△ 2.7	5.1
都市	201,205	178,141	23,064	12.9	13.1
町村	63,007	96,273	△ 33,266	△ 34.6	△ 21.8
一部事務組合等	21,164	23,065	△ 1,901	△ 8.2	△ 3.7
合計（純計額）	906,973	912,479	△ 5,506	△ 0.6	△ 1.4

第７図　決算規模の推移

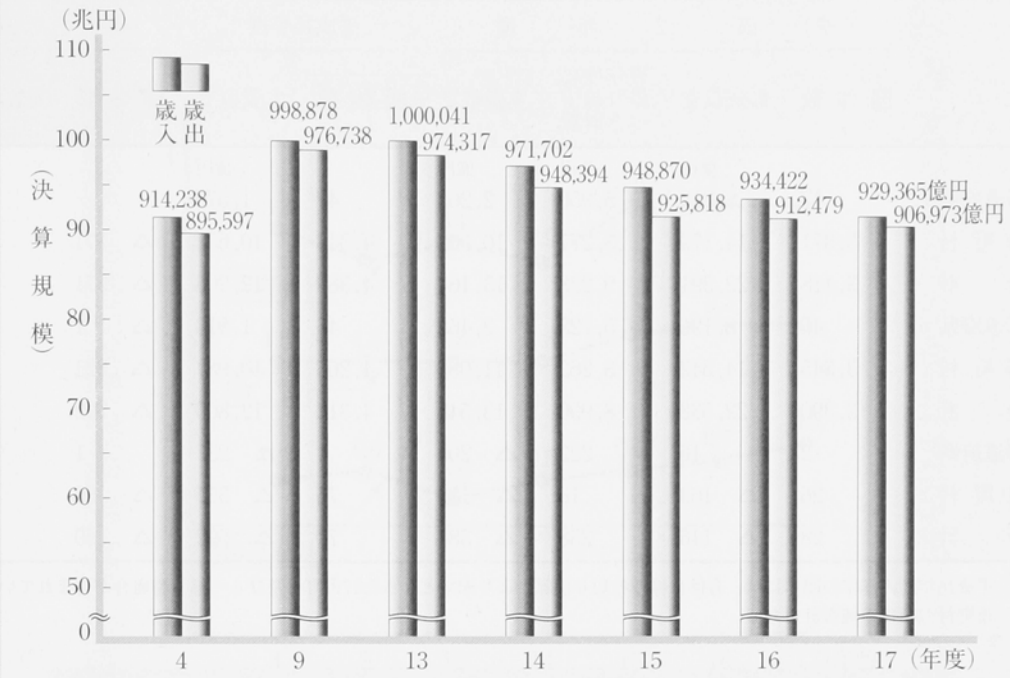

入92兆9,365億円（前年度93兆4,422億円）、歳出90兆6,973億円（同91兆2,479億円）で、歳入、歳出いずれも６年連続して減少している。

また、前年度と比べると、歳入0.5%減（前年度1.5%減）、歳出0.6%減（同1.4%減）となっている。

なお、平成17年度には、兵庫県及び神戸市において、阪神・淡路大震災に関連して創設された財団法人阪神・淡路大震災復興基金に対して貸し付けていた貸付金が償還され、この財源となっていた地方債を全額償還したことにより、諸収入及び公債費が大幅に増加している。また、新潟県においても、平成16年度に中越大震災に関連して創設された財団法人新潟県中越大震災復興基金に対して支出した貸付金が皆減となったことから、貸付金が大幅に減少した。このため、これらを控除した場合の決算額をみると、歳入92兆376億円（前年度93兆1,372億円）、歳出89兆8,004億円（同90兆9,425億円）となっており、前年度と比べると、歳入1.2%減（前年度1.8%減）、歳出1.3%減（同1.8%減）となっている。

このように実質的な決算規模が前年度決算額を下回ったのは、歳入については、地方税が回復傾向にあるものの、国庫支出金、地方債等が減少したこと、歳出については、歳出削減努力等により人件費、普通建設事業費を中心とする投資的経費等が減少したことによるものである。

決算規模の状況を団体種類別にみると、**第２表**のとおりであり、都道府県、市町村（特別区及び一部事務組合等を含む。特記がある場合を除き、以下同じ。）ともに歳入、歳出は、それぞれ前年度決算額を下回っている。

また、近年の決算規模の推移は、**第７図**のとおりである。

(2)　決　算　収　支

ア　実　質　収　支［第７表］

実質収支（形式収支（歳入歳出差引額）から明許繰越等のために翌年度に繰り越すべき財源を控除した額）の状況は、**第３表**のとおりである。

第3表　実　質　収　支　の　状　況

区分		平成17年度 団体数	平成17年度 形式収支	平成17年度 翌年度に繰り越すべき財源	平成17年度 実質収支	平成16年度 団体数	平成16年度 実質収支	増減 団体数	増減 実質収支
			億円	億円	億円		億円		億円
全団体	都道府県	47	8,212	5,950	2,262	47	1,576	－	686
	市町村	3,371	14,179	3,277	10,902	4,342	10,632	△ 971	270
	合計	3,418	22,391	9,228	13,164	4,389	12,208	△ 971	956
黒字の団体	都道府県	45	8,196	5,728	2,468	46	1,813	△ 1	655
	市町村	3,345	14,342	3,262	11,080	4,266	10,987	△ 921	93
	合計	3,390	22,538	8,990	13,548	4,312	12,800	△ 922	748
赤字の団体	都道府県	2	16	222	△ 206	1	△ 237	1	31
	市町村	26	△ 163	16	△ 178	76	△ 355	△ 50	177
	合計	28	△ 146	238	△ 384	77	△ 592	△ 49	208

（注）１　平成16年度の赤字の団体には、合併に伴う打切り決算により赤字となった47市町村及び４一部事務組合が含まれている。
　　２　市町村の額は単純合計である。

第8図　実質収支の推移

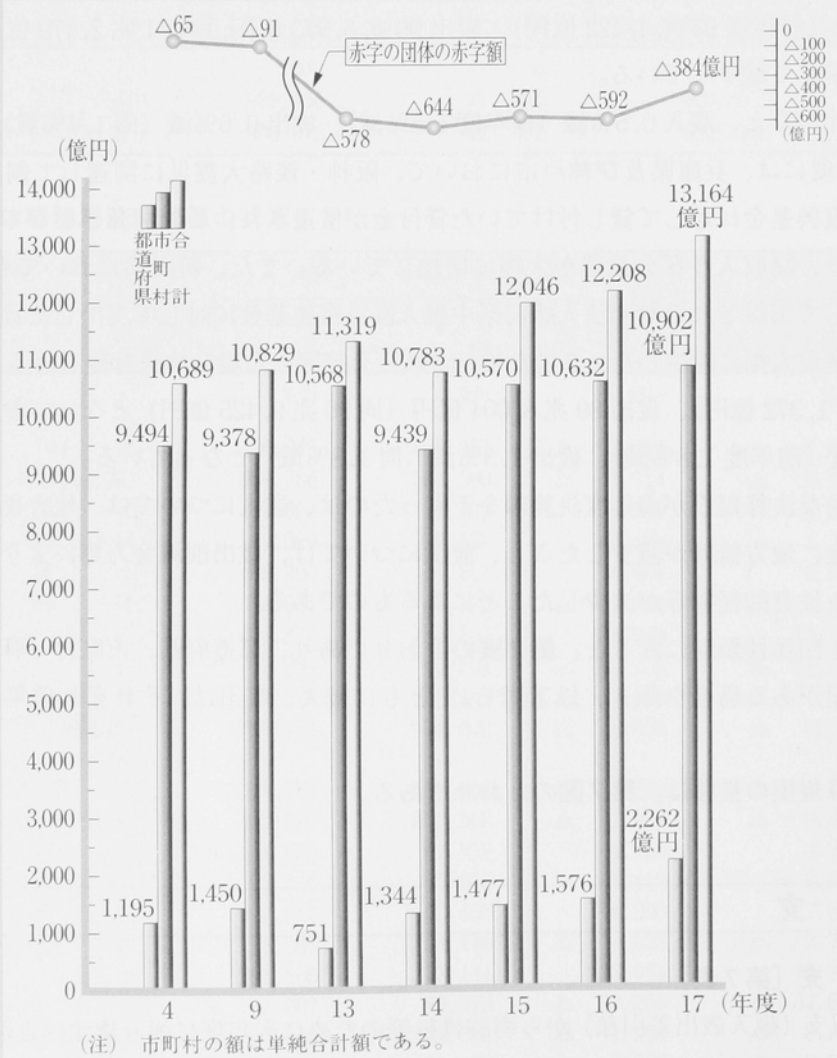

（注）　市町村の額は単純合計額である。

第９図　実質収支比率の推移

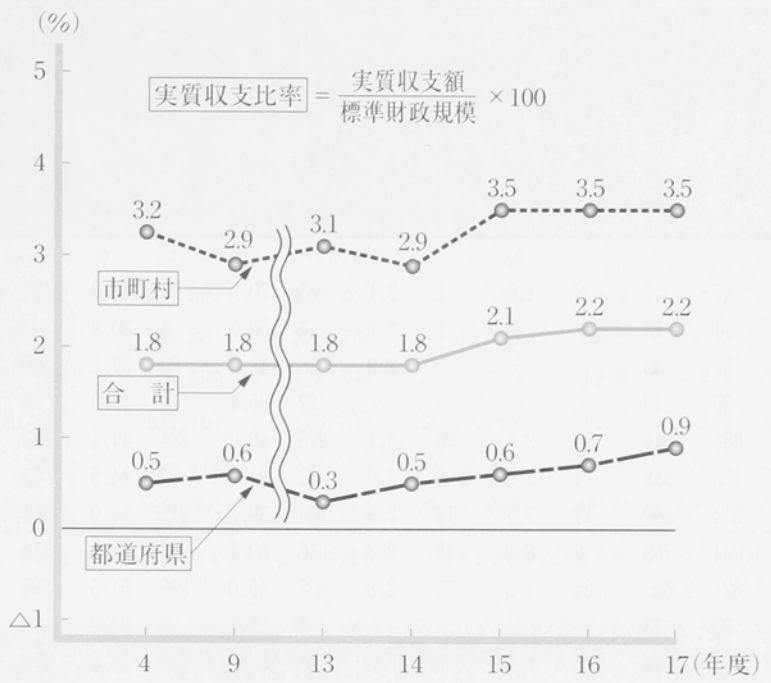

（注）合計及び市町村には、特別区及び一部事務組合等は含まれていない。

平成 17 年度の実質収支は、1 兆 3,164 億円の黒字（前年度 1 兆 2,208 億円の黒字）で、昭和 31 年度以降黒字が続いている。

実質収支を団体種類別にみると、都道府県においては 8 年連続で赤字団体が発生したものの、2,262 億円の黒字（前年度 1,576 億円の黒字）となっている。

また、市町村においては 1 兆 902 億円の黒字（前年度 1 兆 632 億円の黒字）であり、昭和 31 年度以降黒字が続いている。

実質収支が赤字である団体数をみると、平成 16 年度に赤字であった 26 団体（1 府、25 市町村。打切り決算（市町村合併等により、出納整理期間中の歳入、歳出がないことをいう。以下同じ。）が行われたことによる赤字団体は除いている。）のうち 20 団体（1 府、19 市町村）が引き続き赤字であり、8 団体（1 道、7 市町村）が新たに赤字団体となった結果、赤字団体数は 28 団体であり、前年度と比べると 2 団体増加している。

さらに、近年の実質収支及び赤字団体の赤字額の推移は、**第 8 図**のとおりである。

標準財政規模に対する実質収支額の割合である実質収支比率の推移は、**第 9 図**のとおりであり、平成 17 年度の実質収支比率（特別区及び一部事務組合等を除く加重平均）は前年度と同じ 2.2% となっている。

実質収支比率を団体種類別にみると、都道府県は 0.2% ポイント上昇の 0.9%、市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。）は前年度と同じ 3.5% となっている。

イ　単年度収支及び実質単年度収支［第 7 表］

平成 17 年度の単年度収支（実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額）は、2,370 億円の黒字（前年度 1,276 億円の黒字）で、3 年連続で黒字となっている。

単年度収支を団体種類別にみると、都道府県においては 686 億円の黒字（前年度 91 億円の黒字）、市町村においては 1,684 億円の黒字（同 1,185 億円の黒字）となっている。

第4表　赤字の団体数の状況

区分	全団体数		赤字の団体数											
			実質収支				単年度収支				実質単年度収支			
			17年度		16年度		17年度		16年度		17年度		16年度	
	17年度 (A)	16年度 (B)	団体数 (C)	割合 (C)/(A)	団体数 (D)	割合 (D)/(B)	団体数 (E)	割合 (E)/(A)	団体数 (F)	割合 (F)/(B)	団体数 (G)	割合 (G)/(A)	団体数 (H)	割合 (H)/(B)
				%		%		%		%		%		%
都道府県	47	47	2	4.3	1	2.1	33	70.2	23	48.9	26	55.3	22	46.8
大都市	14	13	−	−	1	7.7	7	50.0	4	30.8	7	50.0	7	53.8
中核市	37	35	−	−	1	2.9	18	48.6	20	57.1	20	54.1	22	62.9
特例市	39	40	−	−	−	−	22	56.4	18	45.0	19	48.7	23	57.5
都市	687	644	18	2.6	20	3.1	275	40.0	284	44.1	333	48.5	357	55.4
中都市	173	155	4	2.3	6	3.9	71	41.0	69	44.5	72	41.6	83	53.5
小都市	514	489	14	2.7	14	2.9	204	39.7	215	44.0	261	50.8	274	56.0
町村	1,044	1,789	6	0.6	49	2.7	515	49.3	973	54.4	516	49.4	1,091	61.0
市町村小計	1,821	2,521	24	1.3	71	2.8	837	46.0	1,299	51.5	895	49.1	1,500	59.5
特別区	23	23	−	−	−	−	6	26.1	8	34.8	2	8.7	6	26.1
一部事務組合等	1,527	1,798	2	0.1	5	0.3	768	50.3	958	53.3	770	50.4	970	53.9
市町村計	3,371	4,342	26	0.8	76	1.8	1,611	47.8	2,265	52.2	1,667	49.5	2,476	57.0
合計	3,418	4,389	28	0.8	77	1.8	1,644	48.1	2,288	52.1	1,693	49.5	2,498	56.9

（注）平成16年度の赤字の団体には、合併に伴う打切り決算により赤字となった47市町村及び４一部事務組合が含まれている。

また、実質単年度収支（単年度収支に財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額）は、２年ぶりに黒字に転じており（前年度117億円の赤字）、その黒字額は4,292億円となっている。

実質単年度収支を団体種類別にみると、都道府県においては2,824億円の黒字（前年度1,373億円の黒字）、市町村においては1,468億円の黒字（同1,490億円の赤字）となっている。

なお、実質収支、単年度収支及び実質単年度収支の赤字団体数の状況は、**第４表**のとおりである。

(3)　歳　　入［第11表］

歳入純計決算額は92兆9,365億円で、前年度と比べると0.5%減（前年度1.5%減）となっている。

決算額の主な内訳をみると、**第５表**のとおりである。

地方税（対前年度比3.8%増）は、法人関係二税（法人住民税、法人事業税）、個人住民税の増加等により、前年度に比べると１兆2,656億円増加している。ただし、都道府県及び市町村（一部事務組合等を除く。）の合計の地方税収入の伸びが大きい東京都、愛知県及び千葉県を除くと全体の増加額の２分の１程度の6,501億円増加にとどまっている。

地方譲与税（対前年度比58.8%増）は、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するまでの間の暫定措置として都道府県及び市町村（一部事務組合等を除く。）に対して譲与される所得譲与税の増加等により、増加している。

地方特例交付金（対前年度比37.4%増）は、平成16年度の義務教育費国庫負担金の見直し及び平成17年度の義務教育費国庫負担金の暫定的な減額に伴い交付する税源移譲予定特例交付金の増加等により、増加している。

第5表　歳入純計決算額の状況

区分	決算額			構成比		増減率	
	平成17年度	平成16年度	増減額	17年度	16年度	17年度	16年度
	億円	億円	億円	%	%	%	%
地方税	348,044	335,388	12,656	37.4	35.9	3.8	2.7
地方譲与税	18,490	11,641	6,849	2.0	1.2	58.8	67.7
地方特例交付金	15,180	11,048	4,132	1.6	1.2	37.4	9.8
地方交付税	169,587	170,201	△ 614	18.2	18.2	△ 0.4	△ 5.8
小計（一般財源）	551,301	528,278	23,023	59.3	56.5	4.4	0.7
国庫支出金	118,889	124,598	△ 5,710	12.8	13.3	△ 4.6	△ 5.2
地方債	103,763	123,753	△ 19,989	11.2	13.2	△ 16.2	△ 10.3
その他	155,412	157,793	△ 2,382	16.7	17.0	△ 1.5	1.7
合計	929,365	934,422	△ 5,058	100.0	100.0	△ 0.5	△ 1.5

（注）国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

第10図　歳入純計決算額の構成比の推移

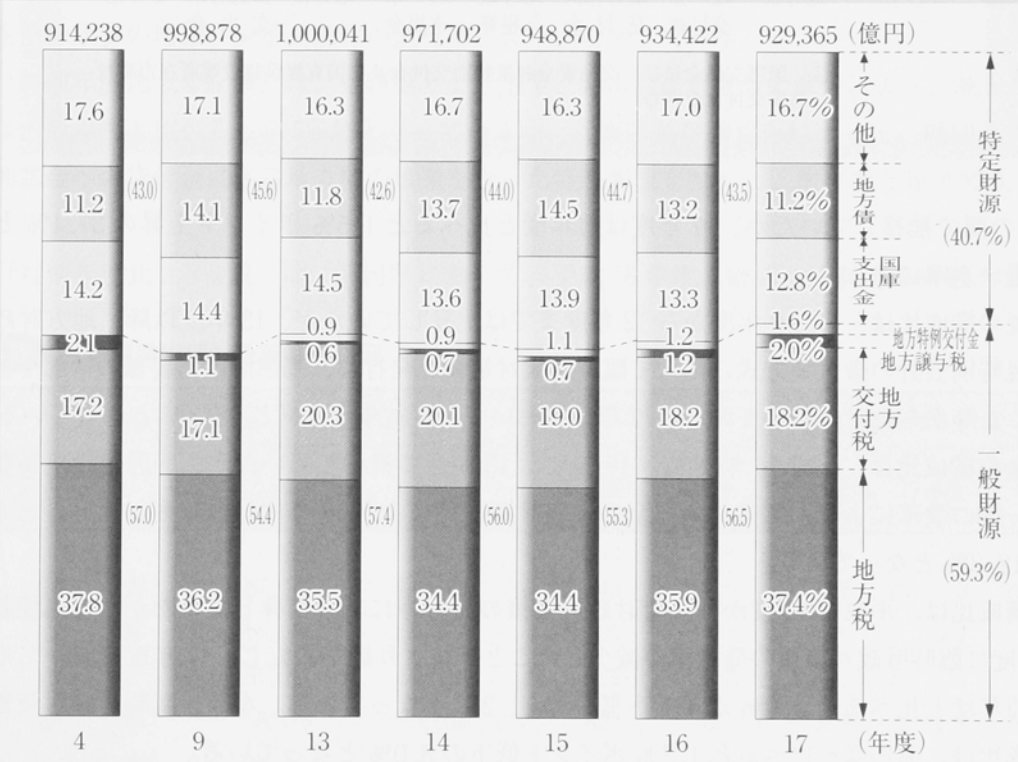

（注）国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

地方交付税（対前年度比0.4%減）は、前年度に引き続き減少している。

国庫支出金（対前年度比4.6%減）は、公共事業関係の国庫補助負担金の削減による普通建設事業費支出金の減少、三位一体の改革による義務教育費国庫負担金の一般財源化等により減少している。

地方債（対前年度比16.2%減）は、臨時財政対策債の減少、普通建設事業費の減少等により減少している。

歳入純計決算額の構成比の推移は、**第10図**のとおりである。

地方税の構成比は、ピークとなった昭和63年度（歳入総額の44.3%）以降低下し、平成5年度以降は33%

第11図　歳入決算額の構成比

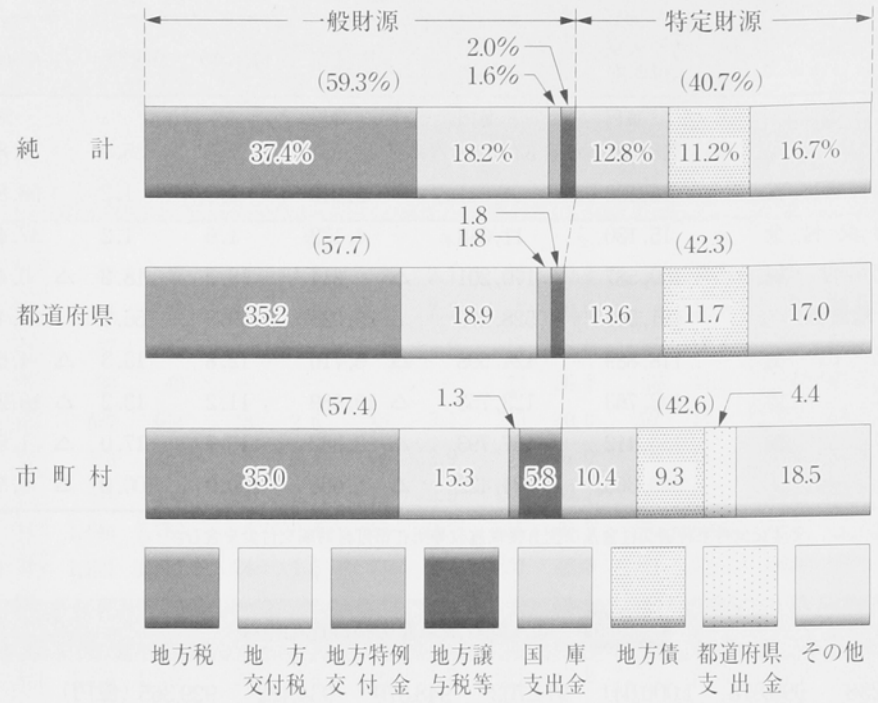

（注）国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

から36%台の間で推移していたが、17年度は前年度と比べると1.5%ポイント上昇の37.4%となり、平成4年度に近い水準に達している。

地方交付税の構成比は、平成8年度から12年度までは上昇していたが、13年度以降、地方財政対策にあたり、交付税特別会計の借入金方式に代えて臨時財政対策債を発行し、基準財政需要額の一部を振り替えることとしたこと等から低下が続いている。17年度においては、前年度と同じ18.2%となっている。

国庫支出金の構成比は、平成14年度から16年度は13%台で推移していたが、普通建設事業費支出金の減少、三位一体の改革による国庫補助負担金の一般財源化等により17年度は前年度と比べると0.5%ポイント低下の12.8%となっている。

地方債の構成比は、平成13年度から臨時財政対策債の発行等により上昇していたが、普通建設事業費の減少や16年度に臨時財政対策債の発行額が減少したこと等により低下に転じ、17年度においても同様の要因により、前年度と比べると2.0%ポイント低下の11.2%となっている。なお、臨時財政対策債の発行額を除いた構成比は、前年度と比べると1.2%ポイント低下の8.0%となっている。

一般財源の構成比は、平成13年度から地方交付税の減少により低下していたが、平成16年度に地方税、地方譲与税及び地方特例交付金の増加に加え、国庫支出金、地方債等が減少したことから上昇に転じ、17年度においても、前年度と比べると2.8%ポイント上昇の59.3%となっている。

歳入決算額の構成比を団体種類別にみると、**第11図**のとおりである。

都道府県においては地方税が最も大きな割合（35.2%）を占め、以下、地方交付税（18.9%）、国庫支出金（13.6%）の順となっている。

市町村においても都道府県と同様に地方税が最も大きな割合(35.0%)を占め、以下、地方交付税(15.3%)、国庫支出金（10.4%）の順となっている。

(4)　歳　　出

歳出の分類方法としては、行政目的に着目した「目的別分類」と経費の経済的な性質に着目した「性質別分類」が用いられるが、これらの分類による歳出の概要は、次のとおりである。

ア　目的別歳出

(ア)　目的別歳出［第35表］

地方公共団体の経費は、その行政目的によって、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費、災害復旧費、公債費等に大別することができる。

歳出純計決算額は90兆6,973億円で、前年度と比べると0.6%減（前年度1.4%減）となっている。

目的別歳出の構成比は、**第6表**のとおりであり、教育費（歳出総額の18.3%）、民生費（同17.3%）、土木費（同15.9%）、公債費（同15.4%）、総務費（同9.6%）の順となっており、教育費、民生費及び土木費で全体の５割以上を占めている。

これらの費目の対前年度増減率をみると、教育費（対前年度比2.0%減）は、普通建設事業費の減少等により、減少している。

民生費（対前年度比3.7%増）は、三位一体の改革に伴う国庫補助負担金の改革による国民健康保険制度における都道府県調整交付金の創設や、児童手当の支給対象年齢の見直しなどの制度改正、被保護者数の増加に伴う生活保護費の増加、少子高齢化の進行等により、増加している。

土木費（対前年度比5.4% 減）は、道路橋りょう事業、都市計画事業等の減少により、減少している。

公債費は、前年度と比べると6.5%増となっているが、兵庫県及び神戸市において、財団法人阪神・淡路大震災復興基金への貸付金に係る地方債の償還を行った特殊要因を除くと、前年度と比べて0.4%減となっている。

総務費（対前年度比2.3%減）は、新潟県において、平成16年度に財団法人新潟県中越大震災復興基金

第6表　目的別歳出純計決算額の状況

区分	決算額			構成比		増減率	
	平成17年度	平成16年度	増減額	17年度	16年度	17年度	16年度
	億円	億円	億円	%	%	%	%
総務費	87,372	89,414	△ 2,043	9.6	9.8	△ 2.3	△ 1.1
民生費	156,927	151,323	5,605	17.3	16.6	3.7	4.1
衛生費	57,067	57,846	△ 779	6.3	6.3	△ 1.3	△ 1.9
労働費	3,170	3,594	△ 424	0.3	0.4	△ 11.8	△ 3.8
農林水産業費	39,783	43,218	△ 3,435	4.4	4.7	△ 7.9	△ 7.9
商工費	46,260	49,066	△ 2,807	5.1	5.4	△ 5.7	1.4
土木費	144,174	152,348	△ 8,175	15.9	16.7	△ 5.4	△ 7.3
消防費	18,243	18,358	△ 115	2.0	2.0	△ 0.6	0.9
警察費	33,176	33,377	△ 201	3.7	3.7	△ 0.6	△ 0.7
教育費	165,778	169,102	△ 3,323	18.3	18.5	△ 2.0	△ 1.7
公債費	139,635	131,154	8,482	15.4	14.4	6.5	△ 0.6
その他	15,388	13,679	1,709	1.7	1.5	12.5	15.6
合計	906,973	912,479	△ 5,506	100.0	100.0	△ 0.6	△ 1.4

第７表　目的別歳出純計決算額の構成比の推移

区分	平成12年度	13	14	15	16	17
	%	%	%	%	%	%
総務費	9.4	9.2	9.0	9.8	9.8	9.6
民生費	13.7	14.4	15.1	15.7	16.6	17.3
衛生費	6.7	6.9	6.8	6.4	6.3	6.3
労働費	0.5	0.8	0.5	0.4	0.4	0.3
農林水産業費	6.0	5.7	5.4	5.1	4.7	4.4
商工費	5.6	5.5	5.3	5.2	5.4	5.1
土木費	20.0	19.1	18.6	17.8	16.7	15.9
消防費	1.9	1.9	2.0	2.0	2.0	2.0
警察費	3.5	3.5	3.6	3.6	3.7	3.7
教育費	18.5	18.5	18.6	18.6	18.5	18.3
公債費	12.7	13.2	13.8	14.2	14.4	15.4
その他	1.5	1.3	1.3	1.2	1.5	1.7
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	億円	億円	億円	億円	億円	億円
歳出合計	976,164	974,317	948,394	925,818	912,479	906,973

第12図　目的別歳出決算額の構成比

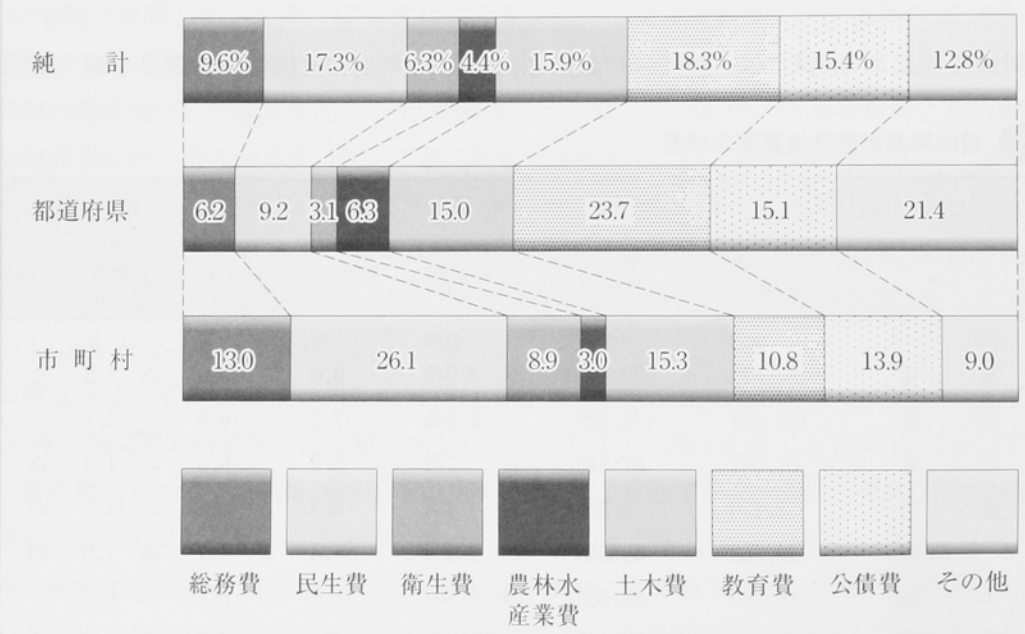

に対して支出した貸付金が皆減となったこと等により、減少している。

目的別歳出の構成比の推移は、**第７表**のとおりである。農林水産業費及び土木費の構成比がそれぞれ低下の傾向にある一方、民生費及び公債費の構成比が上昇の傾向にある。

目的別歳出の構成比を団体種類別にみると、**第12図**のとおりである。

都道府県においては、市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していること等により教育費が最も

第８表　一般財源の目的別歳出充当状況

区分	平成17年度 決算額	平成17年度 構成比	平成16年度 決算額	平成16年度 構成比
	億円	%	億円	%
総務費	64,525	11.7	62,614	11.9
民生費	90,820	16.5	81,676	15.5
衛生費	36,584	6.6	35,694	6.8
労働費	1,440	0.3	1,035	0.2
農林水産業費	14,527	2.6	14,775	2.8
商工費	8,487	1.5	8,550	1.6
土木費	56,744	10.3	56,148	10.6
消防費	14,395	2.6	13,998	2.6
警察費	25,967	4.7	25,337	4.8
教育費	108,239	19.6	102,410	19.4
公債費	106,015	19.2	102,885	19.5
その他	6,390	1.3	6,889	1.2
翌年度への繰越額	17,168	3.1	16,267	3.1
一般財源計	551,301	100.0	528,278	100.0

（注）「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。第13図において同じ。

第13図　一般財源充当額の目的別構成比の推移

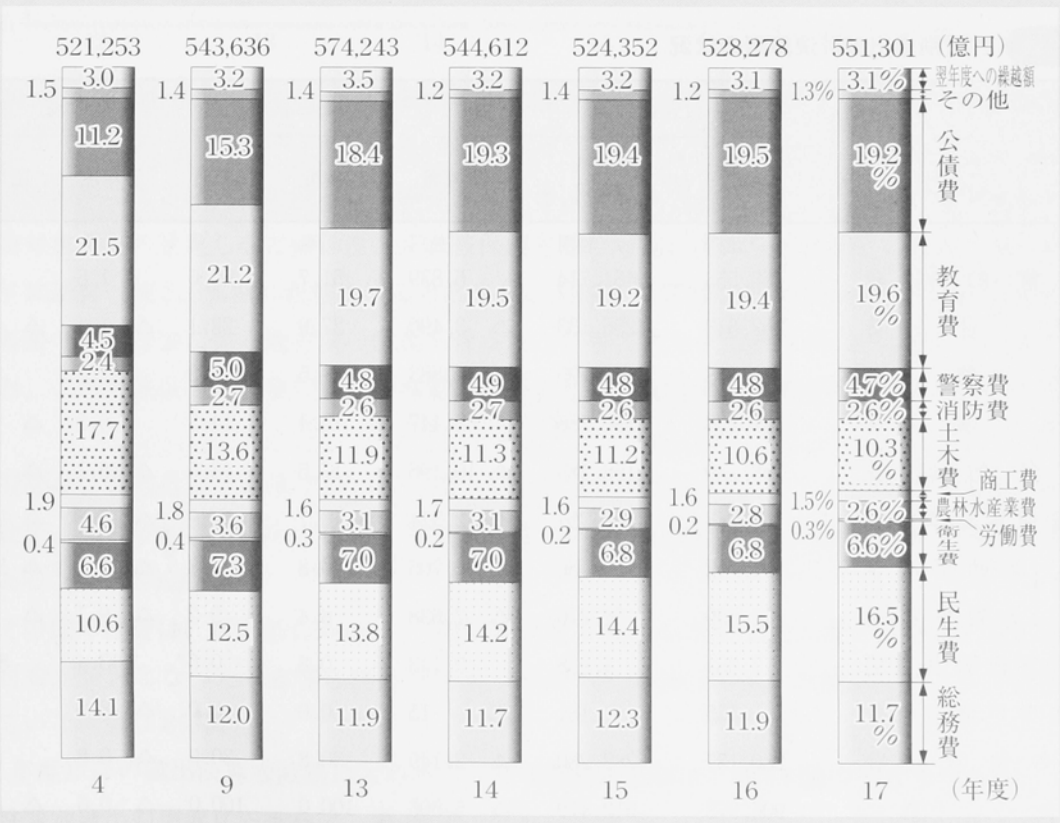

大きな割合（23.7%）を占め、以下、公債費（15.1%）、土木費（15.0%）、民生費（9.2%）、警察費（6.9%）の順となっている。

また、市町村においては、児童手当支給事務、生活保護に関する事務（町村については、福祉事務所を設置している町村に限る。）等の社会福祉事務の比重が高いこと等により民生費が最も大きな割合（26.1%）を占め、以下、土木費（15.3%）、公債費（13.9%）、総務費（13.0%）、教育費（10.8%）の順となっている。

（イ）　一般財源の充当状況

一般財源の目的別歳出に対する充当状況は、**第８表**のとおりである。

一般財源総額（55兆1,301億円）に占める目的別歳出の割合をみると、教育費が最も大きな割合（19.6%）を占め、以下、公債費（19.2%）、民生費（16.5%）、総務費（11.7%）、土木費（10.3%）の順となっている。

一般財源充当額の目的別構成比の推移は、**第13図**のとおりである。近年、公債費及び民生費に充当された一般財源の構成比が上昇の傾向にあり、土木費に充当された一般財源の構成比が低下の傾向にある。

イ　性質別歳出

（ア）　性質別歳出［第73表］

地方公共団体の経費は、その経済的な性質によって、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。

義務的経費は、職員給与費等の人件費のほか、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっており、そのうち人件費が53.9%を占めている。また、投資的経費は、道路、橋りょう、公園、公営住宅、学校の建設等に要する普通建設事業費のほか、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっており、そのうち普通建設事業費が95.4%を占めている。

歳出純計決算額の主な性質別内訳をみると、**第９表**のとおりである。

義務的経費は、前年度決算額を上回っている（対前年度比1.5%増）。これは、行政改革に伴う給与の適

第９表　性質別歳出純計決算額の状況

区分	決算額 平成17年度	決算額 平成16年度	決算額 増減額	構成比 17年度	構成比 16年度	増減率 17年度	増減率 16年度
	億円	億円	億円	%	%	%	%
義務的経費	468,553	461,714	6,839	51.7	50.6	1.5	0.1
人件費	252,643	256,133	△ 3,490	27.9	28.1	△ 1.4	△ 1.2
扶助費	76,678	74,795	1,883	8.5	8.2	2.5	6.3
公債費	139,233	130,786	8,447	15.4	14.3	6.5	△ 0.6
投資的経費	158,289	168,485	△ 10,196	17.5	18.5	△ 6.1	△ 9.3
普通建設事業費	151,043	163,367	△ 12,324	16.7	17.9	△ 7.5	△ 10.5
うち 補助事業費	61,762	66,466	△ 4,705	6.8	7.3	△ 7.1	△ 15.6
うち 単独事業費	76,639	84,276	△ 7,638	8.4	9.2	△ 9.1	△ 7.5
災害復旧事業費	7,081	4,938	2,143	0.8	0.5	43.4	63.0
失業対策事業費	165	181	△ 15	0.0	0.0	△ 8.5	3.2
その他の経費	280,131	282,280	△ 2,149	30.8	30.9	△ 0.8	1.2
合計	906,973	912,479	△ 5,506	100.0	100.0	△ 0.6	△ 1.4

第14図　歳出決算増減額に占める義務的経費、投資的経費等の増減額の推移

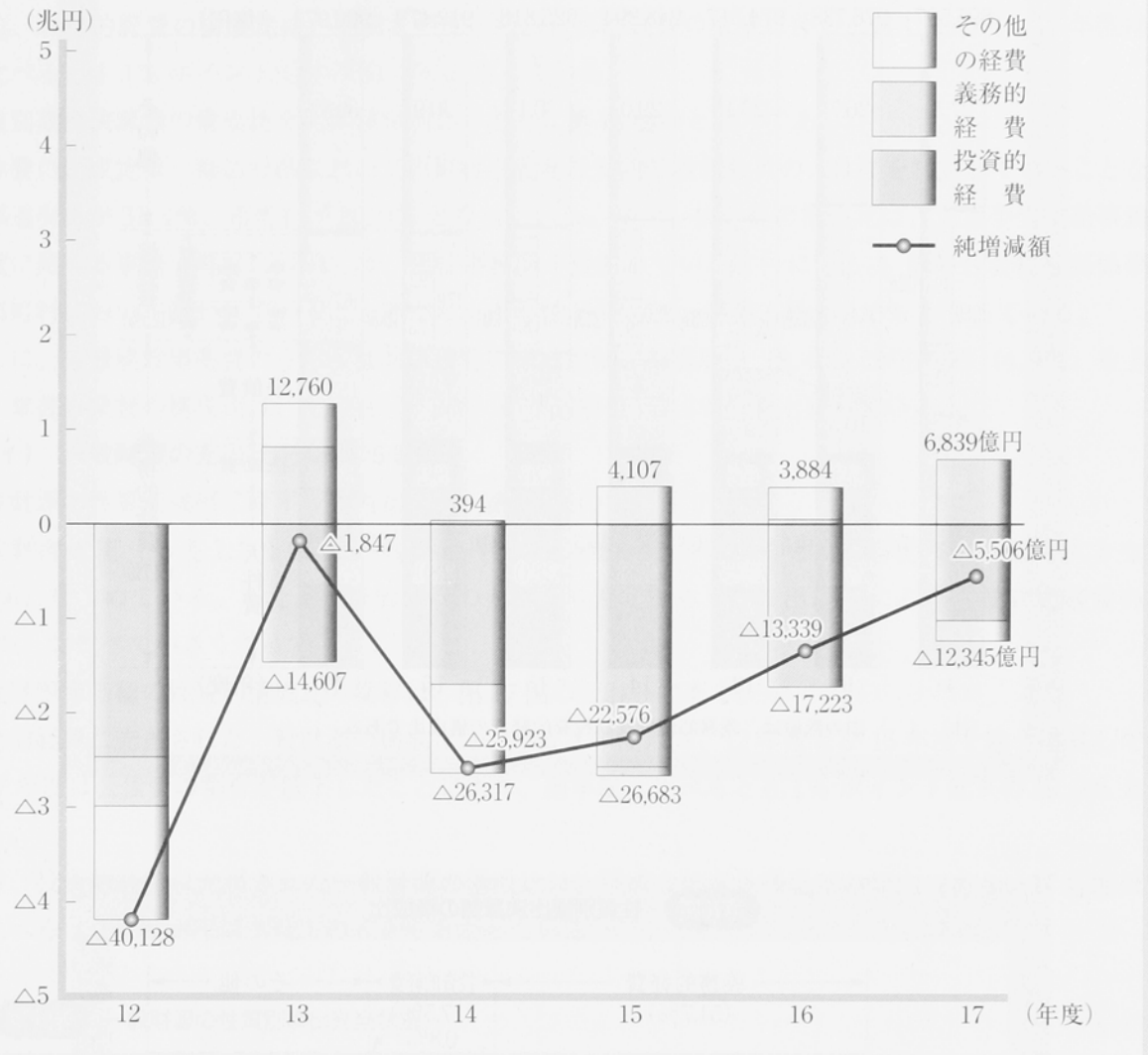

正化、定員削減等による職員給の減少、退職金の減少等により人件費（同1.4％減）が減少する一方、児童手当の支給対象年齢の見直しなどの制度改正、被保護者数の増加に伴う生活保護費の増加、少子高齢化の進行等により扶助費（同2.5％増）が増加するとともに、兵庫県及び神戸市において、財団法人阪神・淡路大震災復興基金への貸付金に係る地方債の償還を行ったこと等により公債費（同6.5％増）が増加したためである。なお、この大震災復興基金に係る特殊要因を除くと、義務的経費は前年度と比べて0.5％減となっている。

投資的経費は、前年度決算額を下回っている（対前年度比6.1％減）。これは、その大部分を占める普通建設事業費が、補助事業費（同7.1％減）、単独事業費（同9.1％減）ともに減少し、前年度決算額を下回ったためである（同7.5％減）。

また、その他の経費は、新潟県において、平成16年度に支出した財団法人新潟県中越大震災復興基金に対する貸付金が皆減となったこと等に伴う貸付金（対前年度比10.1％減）の減少等により、前年度決算額を下回っている（同0.8％減）。

平成12年度以降の歳出決算増減額に占めるこれらの経費の推移は、**第14図**のとおりである。

次に、性質別歳出の構成比の推移は、**第15図**のとおりである。

第15図　性質別歳出純計決算額の構成比の推移

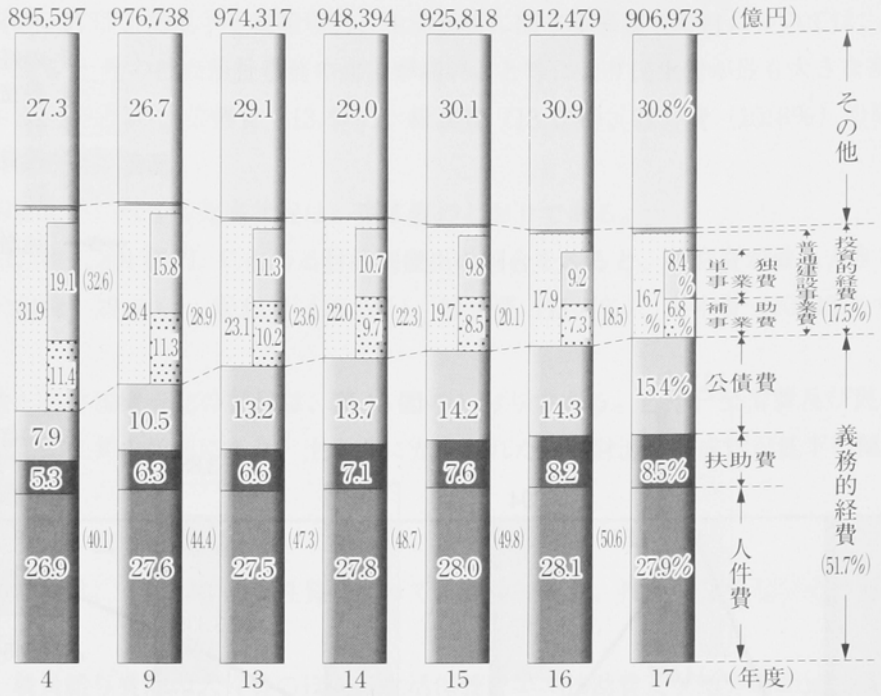

（注）（　）内の数値は、義務的経費及び投資的経費の構成比である。

第16図　性質別歳出決算額の構成比

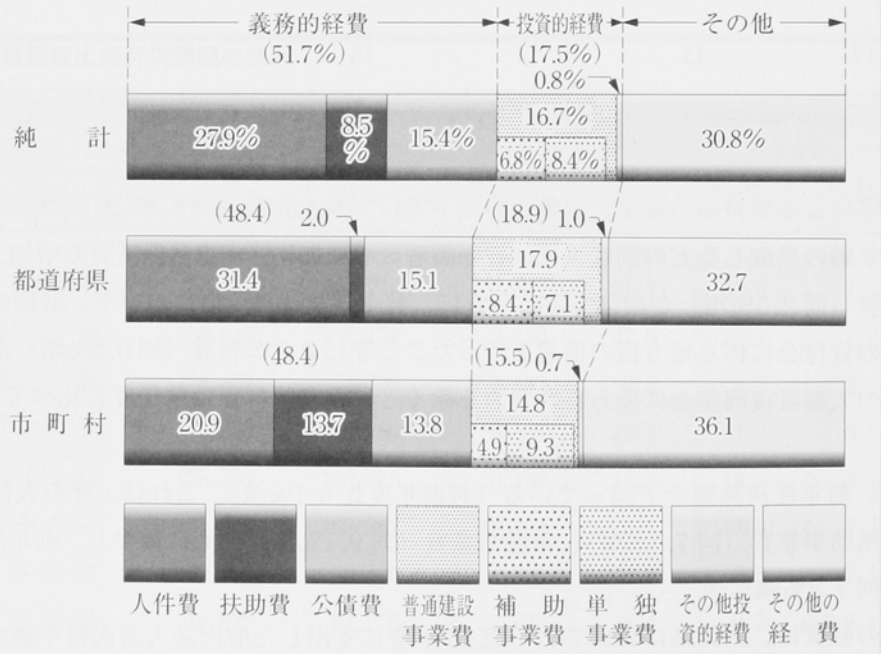

（注）（　）内の数値は、義務的経費及び投資的経費の構成比である。

投資的経費の構成比は、平成８年度以降低下しており、17年度は前年度と比べると1.0%ポイント低下の17.5%となっている。

一方、義務的経費の構成比は、平成８年度以降、投資的経費の減少に伴い上昇しており、17年度は前年度に比べると1.1%ポイント上昇の51.7%となっている。

性質別歳出決算額の構成比を団体種類別にみると、**第16図**のとおりである。

人件費の構成比は、都道府県において市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していることなどから、都道府県が31.4%、市町村が20.9%となっている。また、扶助費の構成比は、児童手当支給事務、生活保護に関する事務（町村については、福祉事務所を設置している町村に限る。）等の社会福祉関係事務が主に市町村において行われていること等から、市町村が13.7%、都道府県が2.0%となっている。

さらに、普通建設事業費のうち、補助事業費の構成比は、都道府県（8.4%）が市町村（4.9%）を上回る一方、単独事業費の構成比は、市町村（9.3%）が都道府県（7.1%）を上回っている。

（イ）　一般財源の充当状況［第75表］

一般財源の性質別歳出に対する充当状況は、**第10表**のとおりである。

一般財源総額（55兆1,301億円）に占める性質別歳出の割合をみると、義務的経費が最も大きな割合（59.0%）を占めている。また、投資的経費の割合は6.9%であり、歳出総額に占める投資的経費の割合（17.5%）に比べて小さくなっている。

一般財源充当額の性質別構成比の推移は、**第17図**のとおりである。

義務的経費に充当された一般財源の構成比は、平成３年度以降、12年度及び15年度を除き上昇していたが、17年度は公債費の割合が低下したことにより、前年度と比べると0.1%ポイント低下の59.0%となっている。

一方、投資的経費に充当された一般財源の構成比は、平成３年度以降低下の傾向にあり、17年度は前年度と比べると0.6%ポイント低下の6.9%となっている。

第10表　**一般財源の性質別歳出充当状況**

区分	平成17年度		平成16年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比
	億円	%	億円	%
義務的経費	325,398	59.0	312,370	59.1
人件費	190,148	34.5	182,449	34.5
扶助費	29,573	5.4	27,379	5.2
公債費	105,677	19.2	102,542	19.4
投資的経費	37,949	6.9	39,725	7.5
普通建設事業費	37,583	6.8	39,027	7.4
災害復旧事業費	324	0.1	655	0.1
失業対策事業費	42	0.0	43	0.0
その他の経費	170,786	31.0	159,916	30.3
翌年度への繰越額	17,168	3.1	16,267	3.1
一般財源計	551,301	100.0	528,278	100.0

（注）「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。第17図において同じ。

第17図　一般財源充当額の性質別構成比の推移

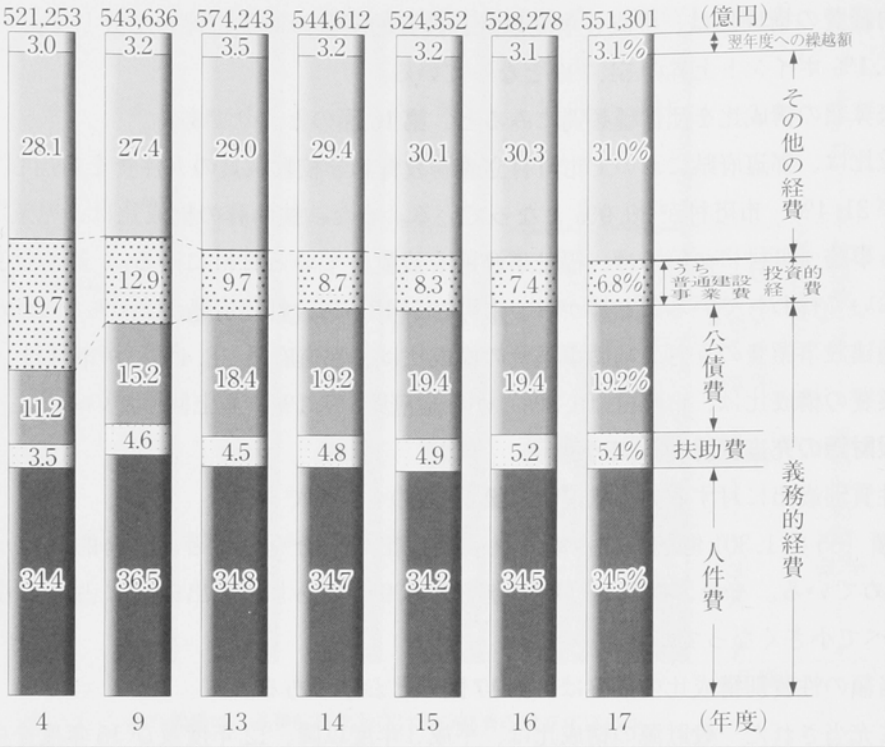

(5)　財政構造の弾力性

ア　経常収支比率［第８表］

地方公共団体が社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくためには、財政構造の弾力性が確保されなければならない。財政分析においては、財政構造の弾力性の度合いを判断する指標の一つとして、経常収支比率が用いられている。

経常収支比率は、経常経費充当一般財源（人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源）が、経常一般財源（一般財源総額のうち地方税、普通交付税のように毎年度経常的に収入される一般財源）、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に対し、どの程度の割合となっているかをみることにより財政構造の弾力性を判断するものである。

平成17年度の経常収支比率（特別区及び一部事務組合等を除く加重平均）は、前年度（91.5%）とほぼ同率の91.4%となっており、**第11表**のとおり、高い水準での推移が続いている。その主な内訳をみると、人件費充当分が36.5%（前年度37.0%）、公債費充当分が21.5%（同21.9%）となっている。なお、減税補てん債及び臨時財政対策債の発行額を経常収支比率算出上の分母から除いた場合の経常収支比率を求めると、97.4%となる。

また、経常収支比率が前年度とほぼ同率になったのは、**第18図（その１）**のように、分母である経常一般財源が、減税補てん債及び臨時財政対策債が減少したものの、地方税、地方譲与税、地方特例交付金等が増加したことにより分母全体として増加した一方、分子である経常経費充当一般財源も、国民健康保険制度における都道府県調整交付金の創設等による補助費等充当分の増加等により増加し、分母と分子の伸び率がほぼ同じであったことによるものである。

なお、都道府県及び市町村（一部事務組合等を除く。）の合計の地方税収入の伸びが大きい東京都、愛知

第18図　経常収支比率を構成する分子及び分母の増減状況
その１　合計

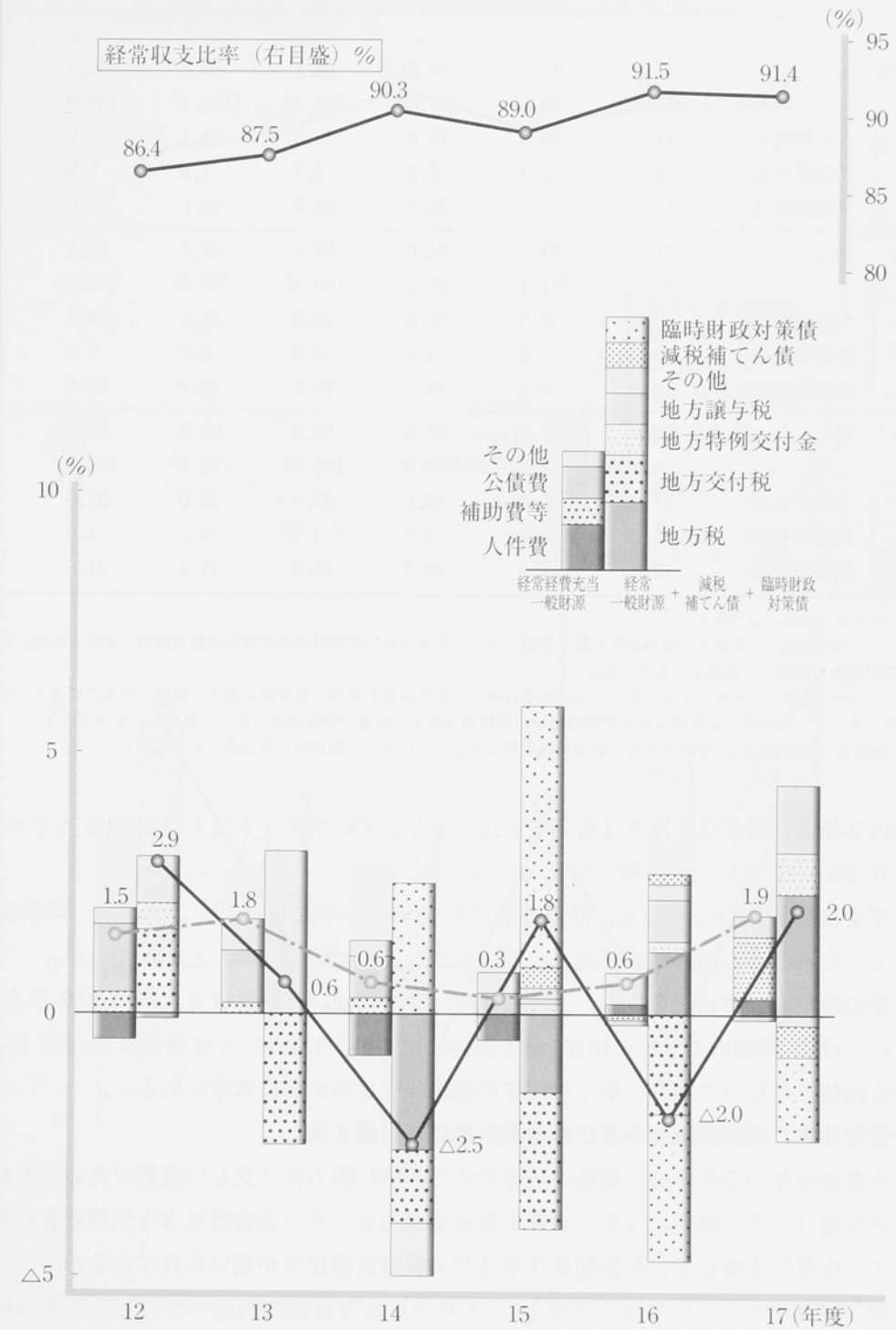

$$経常収支比率 = \frac{経常経費充当一般財源}{経常一般財源} \times 100 \cdots 平成12年度まで$$

$$経常収支比率 = \frac{経常経費充当一般財源}{経常一般財源 + 減税補てん債 + 臨時財政対策債} \times 100 \cdots 平成13～17年度$$

（注）１　棒グラフの数値は、各年度の対前年度増減率である。
２　経常収支比率の計算式はその２、その３において同じ。

第11表　経常収支比率の推移

区分		平成4年度	9	13	14	15	16	17
		%	%	%	%	%	%	%
都道府県		77.4	91.7	90.5	93.5	90.8	92.5	92.6
		(79.2)	[89.6]	[93.6]	[99.4]	[103.1]	[102.0]	[99.0]
うち	人件費充当	44.6	50.0	45.0	45.5	44.1	44.9	44.4
うち	扶助費充当	2.2	2.3	2.3	2.3	1.8	1.8	1.6
うち	公債費充当	11.9	17.7	22.3	23.9	23.6	23.9	23.1
市町村		72.3	83.5	84.6	87.4	87.4	90.5	90.2
		(73.6)	[81.4]	[87.2]	[92.5]	[97.0]	[97.9]	[95.8]
うち	人件費充当	30.2	32.0	29.3	29.3	28.4	29.5	28.9
うち	扶助費充当	4.1	5.6	5.6	6.0	6.7	7.3	7.8
うち	公債費充当	13.2	16.9	18.5	19.5	19.7	20.1	19.9
合計		74.8	87.4	87.5	90.3	89.0	91.5	91.4
		(76.4)	[85.3]	[90.2]	[95.8]	[99.9]	[99.9]	[97.4]
うち	人件費充当	37.3	40.5	36.8	37.0	36.0	37.0	36.5
うち	扶助費充当	3.2	4.1	4.0	4.3	4.3	4.6	4.8
うち	公債費充当	12.5	17.3	20.3	21.6	21.5	21.9	21.5

（注）1　比率は、加重平均である。
2　(　)内の数値は、普通交付税の基準財政需要額において算入された財源対策債償還基金費相当額（平成２年度）を経常一般財源から控除して算出したものである。
3　[　]内の数値は、平成９年度にあっては臨時税収補てん債発行額を経常一般財源に加えて算出したものであり、13～17年度にあっては減税補てん債相当額及び臨時財政対策債相当額を、経常一般財源から除いて算出したものである。
4　合計及び市町村には、特別区及び一部事務組合等は含まれていない。第18図、第12表において同じ。

県及び千葉県の３都県の経常収支比率は前年度と比べると 1.7% ポイント低下の 88.3% となっているが、３都県を除くと 0.3% ポイント上昇の 92.1% となっている。

経常収支比率を団体種類別にみると、都道府県は 92.6%（前年度 92.５%）、市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。以下、この項において同じ。）は 90.2%（前年度 90.5%）となっている。

経常収支比率の段階別分布状況をみると、**第 12 表**のとおりである。経常収支比率が 80% 以上の団体数は、都道府県においては 47 団体のすべての団体（前年度同数）、市町村においては全体の 91.7% を占める 1,669 団体（同 2,356 団体）となっており、多くの団体の経常収支比率が高い水準にある。

イ　実質公債費比率、起債制限比率及び公債費負担比率［第８表］

地方債の元利償還金等の公債費は、義務的経費の中でも特に弾力性に乏しい経費であることから、財政構造の弾力性をみる場合、その動向には常に留意する必要がある。その公債費による負担度合いを判断するための指標として、実質公債費比率、起債制限比率及び公債費負担比率が用いられている。

このうち実質公債費比率については、平成 18 年４月から地方債協議制度へ移行したことに伴い、公債費による負担度合いを判断し、起債に協議を要する団体と許可を要する団体とを判定するための指標として新たに導入されたものであり、従来の起債制限比率について一定の見直しを行ったものである。その見直しの要点としては、公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出しや、ＰＦＩや一部事務組合等の公債費への負担金等の公債費類似経費を原則として算入することなどによる実質的な公債費の把握、また、満期一括償還方式の地方債に係る積立ルールの統一などが挙げられる。

実質公債費比率は、地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額から、これに充当された一般財源のうち普通交付税の算定に

第18図　経常収支比率を構成する分子及び分母の増減状況
その２　都道府県

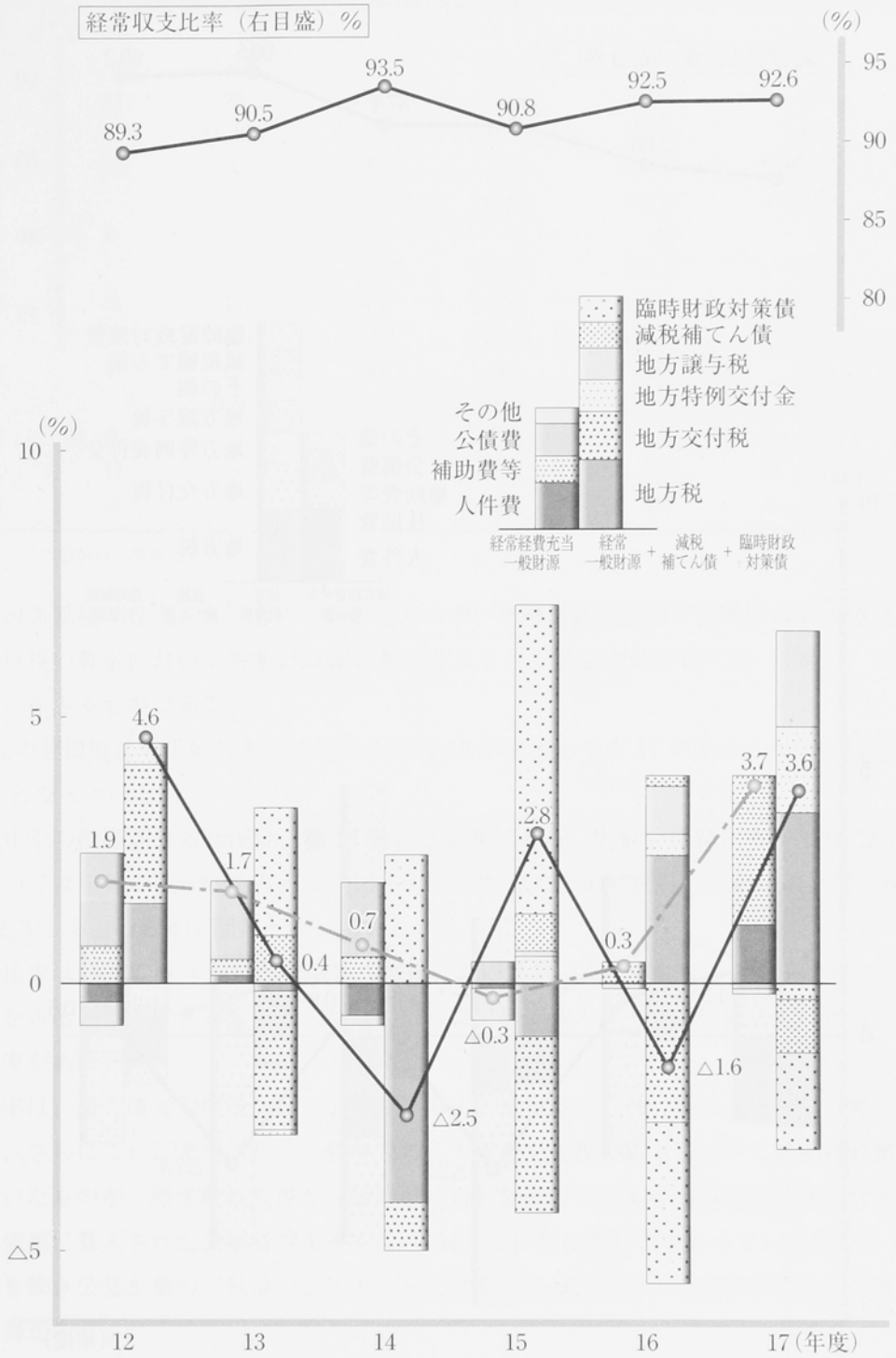

（注）棒グラフの数値は、各年度の対前年度増減率である。

第18図　経常収支比率を構成する分子及び分母の増減状況
その３　市町村

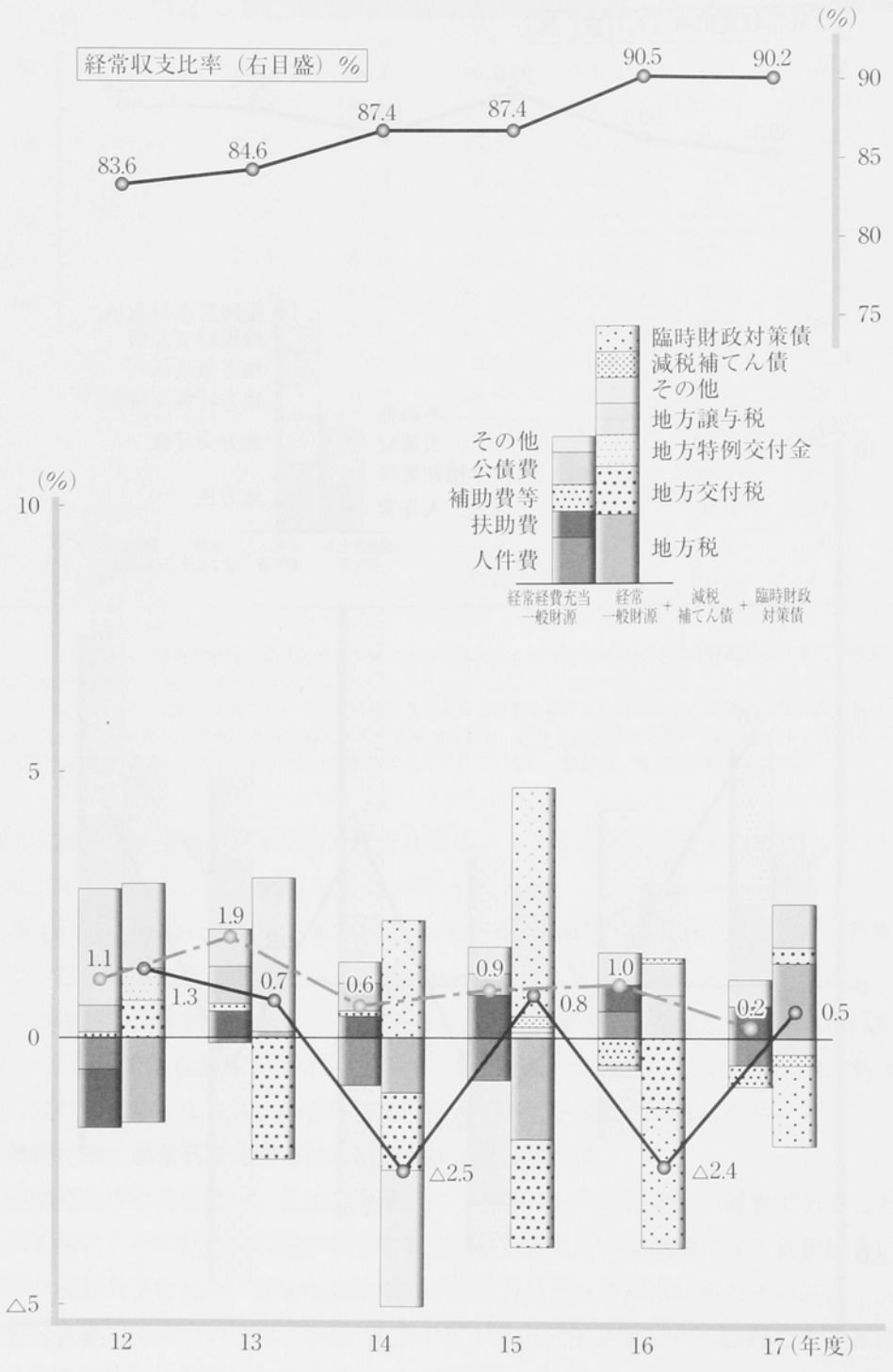

（注）棒グラフの数値は、各年度の対前年度増減率である。

第12表　経常収支比率の段階別分布状況

区　　分		70%未満	70%以上80%未満	80%以上90%未満	90%以上100%未満	100%以上	合　計
平成17年度	都道府県	－	－	7	40	－	47
		(－)	(－)	(14.9)	(85.1)	(－)	(100.0)
	市町村	22	130	787	793	89	1,821
		(1.2)	(7.1)	(43.2)	(43.5)	(4.9)	(100.0)
	合計	22	130	794	833	89	1,868
		(1.2)	(7.0)	(42.5)	(44.6)	(4.8)	(100.0)
平成16年度	都道府県	－	－	9	37	1	47
		(－)	(－)	(19.1)	(78.7)	(2.1)	(100.0)
	市町村	22	143	1,059	1,113	184	2,521
		(0.9)	(5.7)	(42.0)	(44.1)	(7.3)	(100.0)
	合計	22	143	1,068	1,150	185	2,568
		(0.9)	(5.6)	(41.6)	(44.8)	(7.2)	(100.0)
増減	都道府県	－	－	△ 2	3	△ 1	－
	市町村	－	△ 13	△ 272	△ 320	△ 95	△ 700
	合計	－	△ 13	△ 274	△ 317	△ 96	△ 700

（注）（　）内の数値は、構成比である。

おいて基準財政需要額に算入されたものを除いたものが、標準財政規模及び臨時財政対策債発行可能額の合計額（普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費等を除く。）に対し、どの程度の割合となっているかをみるものである。

平成18年度の起債協議等手続において用いる平成15年度から平成17年度の3か年平均の実質公債費比率は、14.9%となっている。

実質公債費比率の段階別分布状況は、**第13表**のとおりである。実質公債費比率が18%以上の団体数は、都道府県においては全体の8.5%を占める4団体となっており、市町村（一部事務組合等を除く。）においては全体の22.3%を占める412団体となっている。

実質公債費比率は、平成18年度の起債協議等手続において用いるために初めて算定された指標であり、過去からの推移をみることができるものとしては、これまで地方債の許可制限に係る指標として用いられてきた起債制限比率がある。

起債制限比率は、地方債元利償還金及び公債費に準ずる債務負担行為に係る支出の合計額から繰上償還された額を除き、さらにこれに充当された一般財源のうち普通交付税の算定において基準財政需要額に算入されたものを除いたものが、標準財政規模及び臨時財政対策債発行可能額の合計額（普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費等を除く。）に対しどの程度の割合となっているかをみるものである。ただし、一部を除き公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出し等の準元利償還金が含まれていない点に留意する必要がある。

平成17年度の起債制限比率（一部事務組合等を除く加重平均）は、**第14表**のとおりであり、分子については、元利償還金等が増加したものの控除される災害復旧費等に係る基準財政需要額が大幅に増加したことにより減少したが、分母についても標準財政規模が3か年平均で減少したこと等により減となったため、前年度と同じ11.7%となっている。

起債制限比率の段階別分布状況は、**第15表**のとおりである。起債制限比率が15%以上の団体数は、都道府県においては全体の8.5%を占める4団体（前年度6団体）となっており、市町村（一部事務組合等を除く。）においては全体の9.4%を占める174団体（同194団体）となっている。

第13表　実質公債費比率の段階別分布状況

区分		18%未満	18%以上25%未満	25%以上35%未満	35%以上	合計
平成17年度	都道府県	43	4	－	－	47
		(91.5)	(8.5)	(－)	(－)	(100.0)
	市町村	1,432	382	28	2	1,844
		(77.7)	(20.7)	(1.5)	(0.1)	(100.0)
	合計	1,475	386	28	2	1,891
		(78.0)	(20.4)	(1.5)	(0.1)	(100.0)

（注）（　）内の数値は、構成比である。

第14表　起債制限比率の推移

区分	平成4年度	9	13	14	15	16	17
	%	%	%	%	%	%	%
都道府県	8.6	10.3	12.3	12.4	12.3	12.4	12.1
市町村	9.6	10.5	10.9	10.9	11.0	11.2	11.4
合計	9.1	10.4	11.6	11.6	11.6	11.7	11.7

（注）1　比率は、加重平均である。
　　2　合計及び市町村には、一部事務組合等は含まれていない。第15表において同じ。

第15表　起債制限比率の段階別分布状況

区分		5%未満	5%以上10%未満	10%以上15%未満	15%以上20%未満	20%以上	合計
平成17年度	都道府県	－	3	40	4	－	47
		(－)	(6.4)	(85.1)	(8.5)	(－)	(100.0)
	市町村	99	650	921	164	10	1,844
		(5.4)	(35.2)	(49.9)	(8.9)	(0.5)	(100.0)
	合計	99	653	961	168	10	1,891
		(5.2)	(34.5)	(50.8)	(8.9)	(0.5)	(100.0)
平成16年度	都道府県	－	3	38	6	－	47
		(－)	(6.4)	(80.9)	(12.8)	(－)	(100.0)
	市町村	162	1,035	1,153	181	13	2,544
		(6.4)	(40.7)	(45.3)	(7.1)	(0.5)	(100.0)
	合計	162	1,038	1,191	187	13	2,591
		(6.3)	(40.1)	(46.0)	(7.2)	(0.5)	(100.0)
増減	都道府県	－	－	2	△ 2	－	－
	市町村	△ 63	△ 385	△ 232	△ 17	△ 3	△ 700
	合計	△ 63	△ 385	△ 230	△ 19	△ 3	△ 700

（注）（　）内の数値は、構成比である。

第19図　公債費負担比率を構成する分子及び分母の増減状況

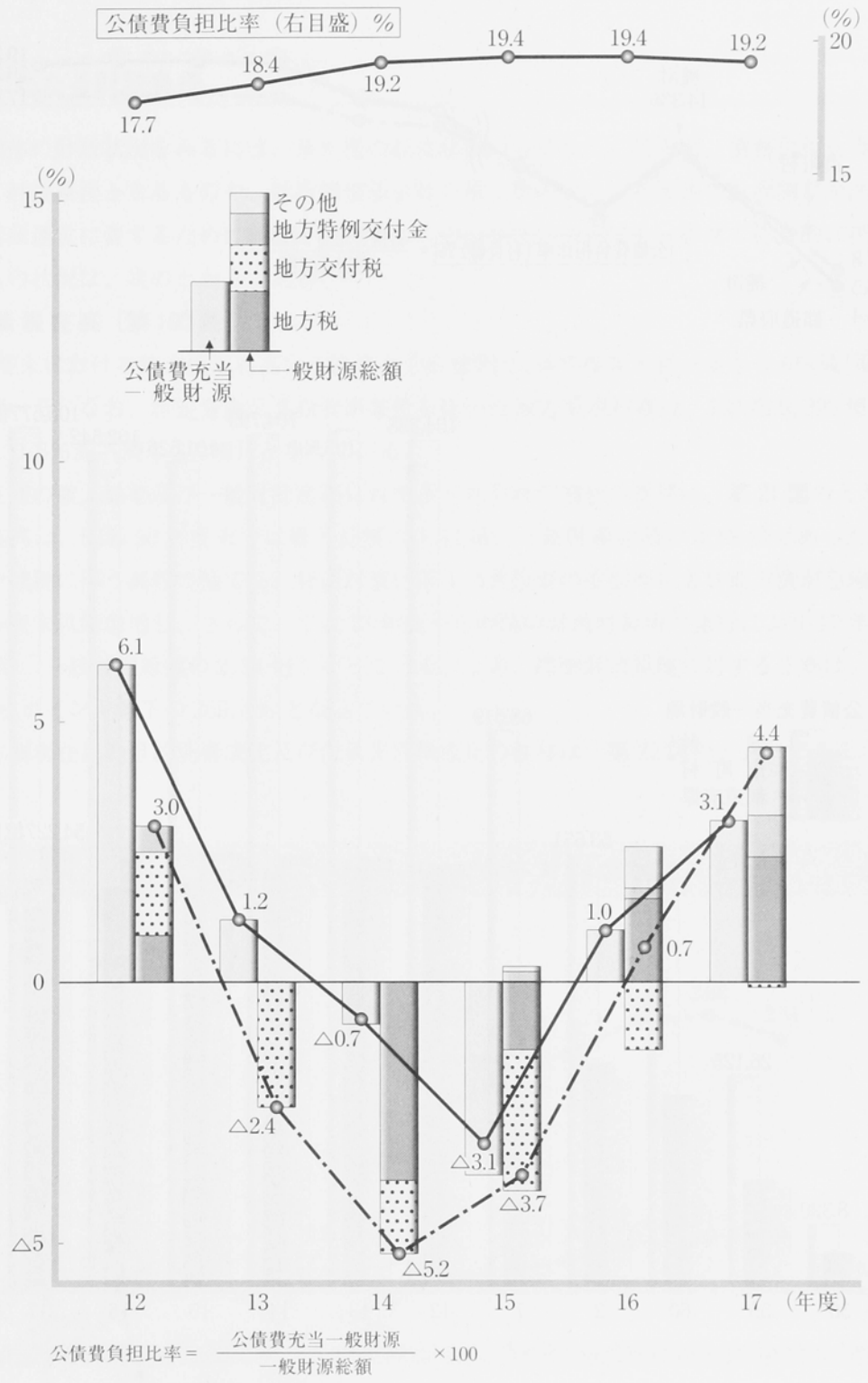

（注）棒グラフの数値は、各年度の対前年度増減率である。

公債費負担比率は、公債費充当一般財源（地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源）が一般財源総額に対し、どの程度の割合となっているかを示す指標であり、公債費がどの程度一般財源の使途の自由度を制約しているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するものである。

第20図　公債費充当一般財源及び公債費負担比率の推移

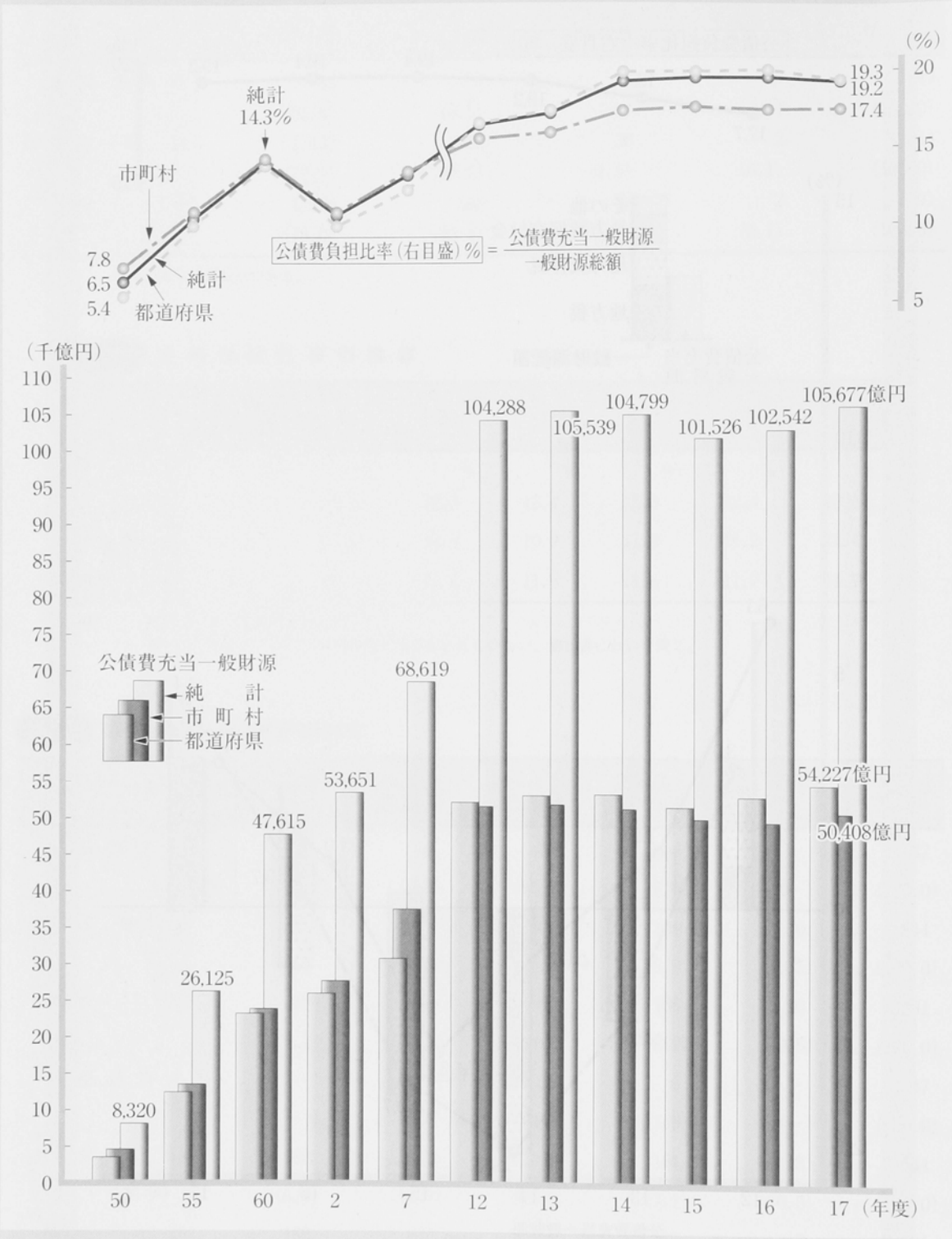

平成17年度の公債費負担比率（全団体の加重平均）は、前年度（19.4%）と比べて0.2%ポイント低下の19.2%となっている。

このように公債費負担比率が前年度を下回ったのは、**第19図**のとおりであり、分母である一般財源総額が、地方税、地方特例交付金が増加したことにより、全体として増加し、分子である公債費充当一般財源の伸び率を上回ったためである。

近年の公債費負担比率の推移は、**第20図**のとおりであり、平成17年度は前年度から0.2%ポイント低下したものの、平成４年度以降はおおむね上昇傾向にあり、財政構造の硬直化が進んでいる。

(6)　将来にわたる財政負担

地方公共団体の財政状況をみるには、単年度の収支状況のみでなく、地方債、債務負担行為等のように将来にわたって財政負担となるものや、財政調整基金等の積立金のように年度間の財源調整を図り将来における弾力的な財政運営に資するために財源を留保するものの状況についても、併せて総合的に把握する必要がある。これらの状況は、次のとおりである。

ア　地方債現在高［第100表］

平成17年度末における地方債現在高は139兆9,296億円で、前年度末と比べると0.6%減(前年度末1.4%増）となっている。なお、特定資金公共投資事業債を除いた地方債現在高は、139兆9,292億円で、前年度末と比べると0.5%減（同1.8%増）となっている。

地方債現在高の歳入総額及び一般財源総額に対するそれぞれの割合の推移は、**第21図**のとおりである。

地方債現在高は、昭和50年度末では歳入総額の0.44倍、一般財源総額の0.88倍であったが、地方税収等の落込みや減税に伴う減収の補てん、経済対策に伴う公共投資の追加等により地方債が急増したことに伴い、平成４年度末以降急増し、さらに、平成13年度からの臨時財政対策債の発行により17年度末には歳入総額の1.51倍、一般財源総額の2.54倍となっている。なお、標準財政規模に対する比率は、前年度末と比べると11.6%ポイント低下の269.4%となっている。

近年の地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移は、**第22図**のとおりである。

第21図　地方債現在高の歳入総額等に対する割合の推移

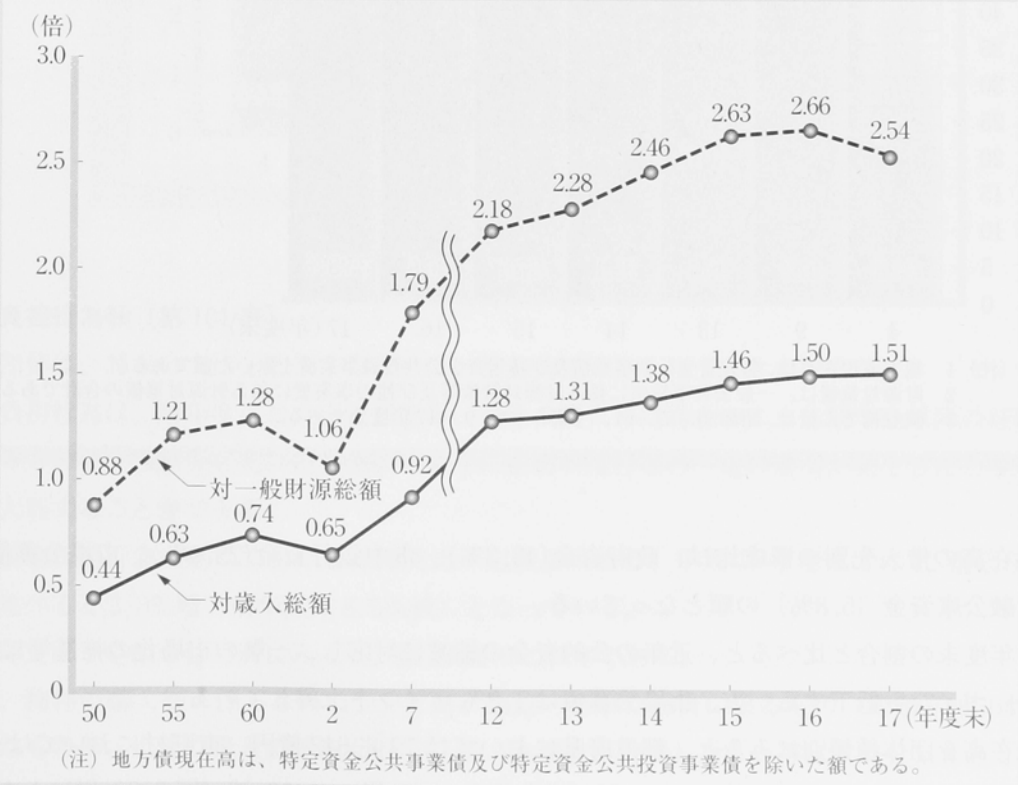

(注) 地方債現在高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。

第22図　地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移

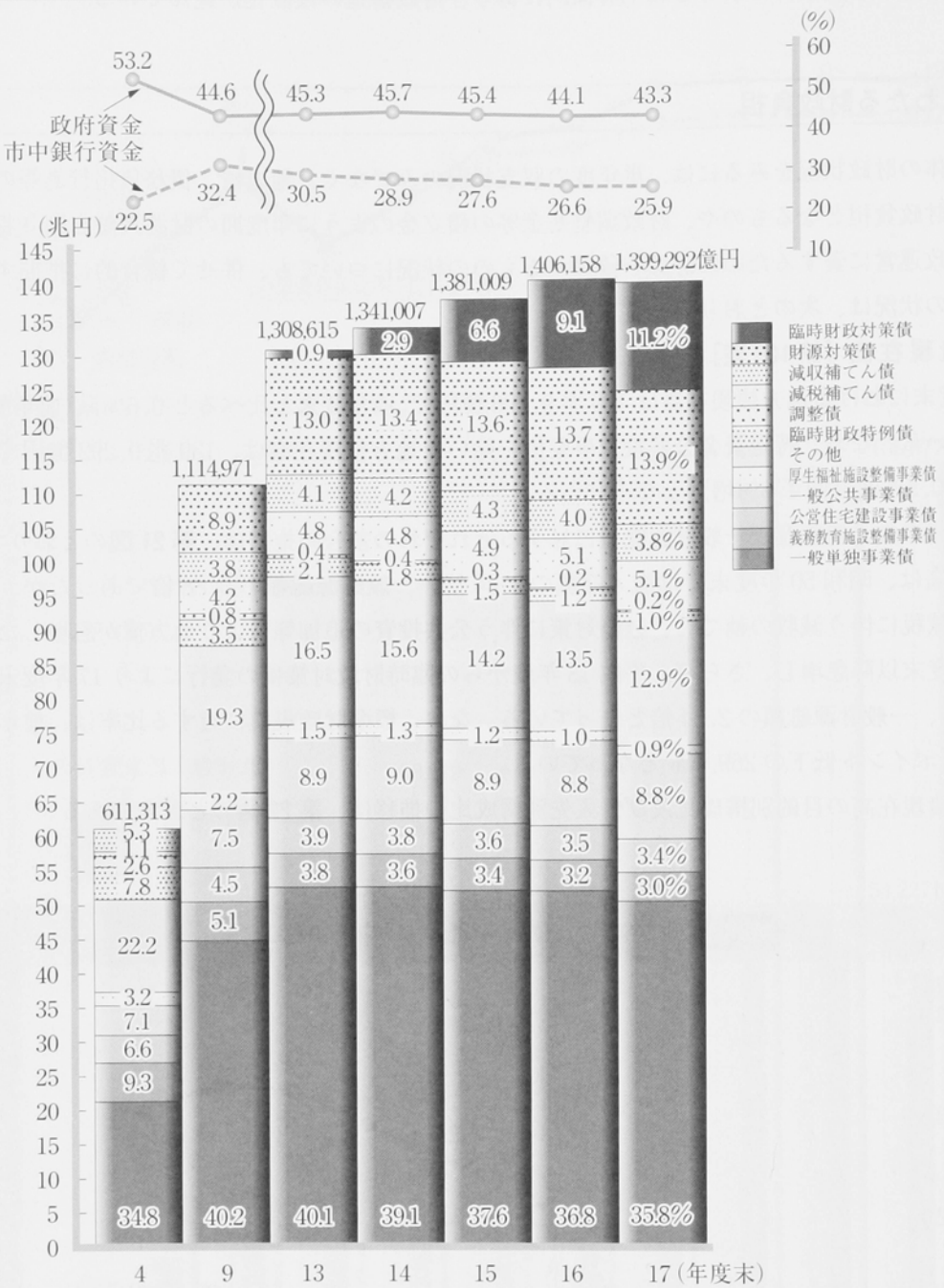

(注) 1　地方債現在高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。
2　財源対策債は、一般公共事業債に係る財源対策債等及び他の事業債に係る財源対策債の合計である。
3　減収補てん債は、昭和50、57、61、平成５～７、９～17年度分である。

地方債現在高の借入先別の構成比は、政府資金(43.3%)、市中銀行資金(25.9%)、市場公募債(17.6%)、公営企業金融公庫資金（5.8%）の順となっている。

また、前年度末の割合と比べると、近年の公的資金の縮減に対応し、一層の市場化の推進等に伴い、政府資金が0.8% ポイント低下する一方、市場公募債は1.8% ポイント上昇している。

地方債現在高を団体種類別にみると、都道府県においては79兆542億円、市町村においては60兆8,754億円で、前年度末と比べるとそれぞれ0.1%減（前年度末2.3%増）、1.3%減（同0.2%増）となっている。

第23図　債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額の目的別構成比の推移

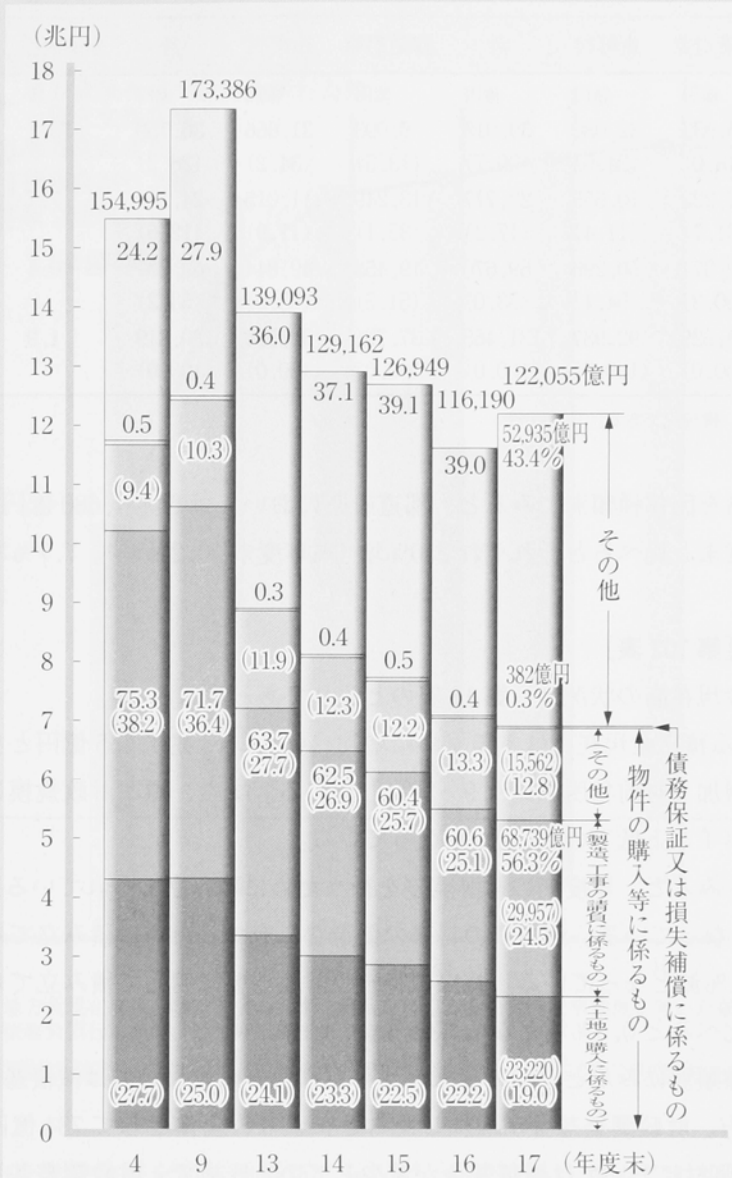

イ　債務負担行為額［第 101 表］

地方公共団体は、将来の支出を約束するために、債務負担行為を行うことができる。

この債務負担行為は、数年度にわたる建設工事、土地の購入等の場合のように翌年度以降の経費支出が予定されているものと、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときに支出されるものとに大別することができる。

これらの債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額をみると、平成 17 年度末では 12 兆 2,055 億円で、前年度末と比べると 5.0%増（前年度末 8.5%減）となっている。

翌年度以降支出予定額を目的別にみると、**第 23 図**のとおりである。

このうち、物件の購入等に係るものについては、製造・工事の請負に係るもの（対前年度末比 2.9%増）等が増加したものの、土地の購入に係るもの（同 10.1%減）が減少したこと等により、全体として 2.4%減となっている。

第16表　積立金現在高の状況

区分	平成17年度末			平成16年度末			増減率		
	都道府県	市町村	計	都道府県	市町村	計	都道府県	市町村	計
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%	%
財政調整基金	6,932 (18.0)	32,086 (34.5)	39,018 (29.7)	5,093 (13.5)	31,666 (34.2)	36,759 (28.2)	36.1	1.3	6.1
減債基金	12,222 (31.7)	10,555 (11.4)	22,777 (17.3)	13,249 (35.1)	11,015 (11.9)	24,264 (18.6)	△ 7.7	△ 4.2	△ 6.1
その他特定目的基金	19,374 (50.3)	50,296 (54.1)	69,670 (53.0)	19,453 (51.5)	49,844 (53.9)	69,297 (53.2)	△ 0.4	0.9	0.5
合計	38,529 (100.0)	92,937 (100.0)	131,465 (100.0)	37,795 (100.0)	92,524 (100.0)	130,319 (100.0)	1.9	0.4	0.9

（注）（　）内の数値は、構成比である。

翌年度以降支出予定額を団体種類別にみると、都道府県においては５兆4,680億円、市町村においては６兆7,375億円で、前年度末と比べるとそれぞれ2.0%増（前年度末10.2%減）、7.7%増（同7.0%減）となっている。

ウ　積立金現在高［第102表］

地方公共団体の積立金現在高の状況は、**第16表**のとおりである。

平成17年度末における積立金現在高は４年ぶりに増加に転じ、13兆1,465億円となっており、前年度末と比べると1,146億円増加（対前年度末比0.9%増）している。また、標準財政規模に対する比率は、前年度末と比べると0.7%ポイント低下の25.3%となっている。

積立金現在高の内訳をみると、年度間の財源調整を行うために積み立てられている財政調整基金は前年度末と比べると6.1%増となっている。地方債の将来の償還費に充てるために積み立てられている減債基金は前年度末と比べると6.1%減となっている。将来の特定の財政需要に備えて積み立てられているその他特定目的基金は前年度末と比べると0.5%増となっている。

積立金現在高を団体種類別にみると、前年度末と比べ、都道府県においては減債基金及びその他特定目的基金が減少している一方、財政調整基金が増加したことにより、全体として734億円増加（対前年度末比1.9%増）しており、市町村においては減債基金が減少している一方で、財政調整基金及びその他特定目的基金が増加したことにより、全体として413億円増加（同0.4%増）している。

エ　将来にわたる実質的な財政負担［第100表～第102表、第134表］

地方債現在高（特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除く。）に債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額を加え、積立金現在高を差し引いた地方公共団体の将来にわたる実質的な財政負担の推移は、**第24図**のとおりである。

平成17年度末における将来にわたる実質的な財政負担は138兆9,882億円で、前年度末と比べると0.2%減（前年度末2.1%増）となっている。

なお、財団法人阪神・淡路大震災復興基金及び財団法人新潟県中越大震災復興基金に係る特殊要因を除いた場合には、将来にわたる実質的な財政負担は138兆6,832億円で、前年度末と比べると0.5%増（前年度末1.5%増）となっている。

また、標準財政規模に対する比率は、前年度末と比べると10.6%ポイント低下の267.6%となっており、また、国内総生産（名目ベース。以下同じ。）に対する割合では、前年度末と比べると0.3%ポイント低下の27.6%となっている。

第24図　将来にわたる実質的な財政負担の推移

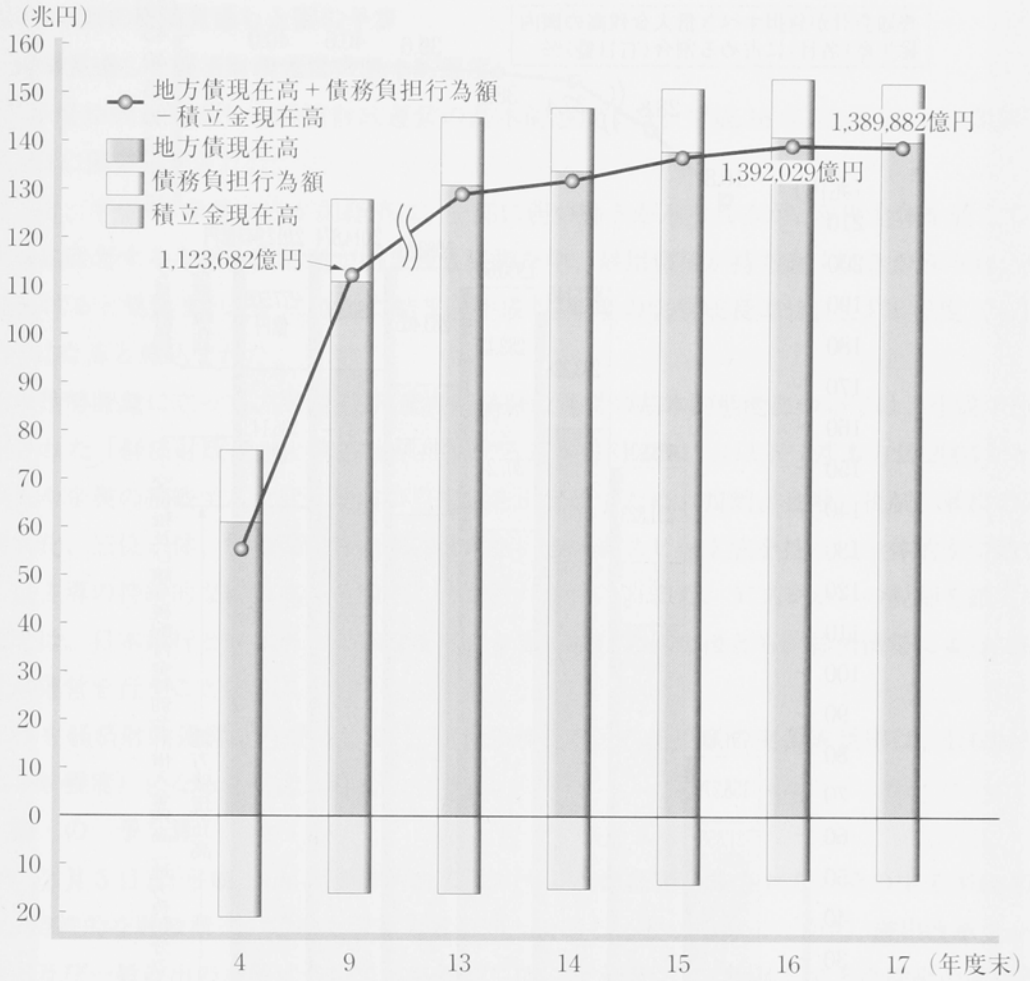

（注）１　地方債現在高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。
　　２　債務負担行為額は、翌年度以降支出予定額である。

将来にわたる実質的な財政負担を団体種類別にみると、都道府県においては80兆6,693億円（標準財政規模に対する比率331.4%）、市町村においては58兆3,188億円（同211.2%）であり、前年度末と比べるとそれぞれ0.1%増（前年度末2.4%増）、0.5%減（同1.7%増）となっている。

オ　普通会計が負担すべき借入金残高

普通会計が将来にわたって負担すべき借入金という観点からは、地方債現在高のほか、巨額の地方財源不足に対処するための交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）借入金のうち地方財政全体で負担するもの及び地方公営企業において償還する企業債のうち、経費負担区分の原則等に基づき、普通会計がその償還財源を負担するものについても併せて考慮する必要がある。

この観点から、交付税特別会計借入金残高のうち地方財政全体で負担することとなるものと企業債現在高のうち普通会計が負担することとなるものを地方債現在高（特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除く。以下、この項において同じ。）に加えた普通会計が負担すべき借入金残高の推移をみると、**第25図**のとおりである。

これをみると、近年の地方税収等の落込みや平成4年度以降の補正予算による経済対策に加え、平成6年度以降の減税による地方税の減収等に対応するための財源確保や平成13年度以降の臨時財政対策債の発行

第25図　普通会計が負担すべき借入金残高及び国内総生産に占める割合の推移

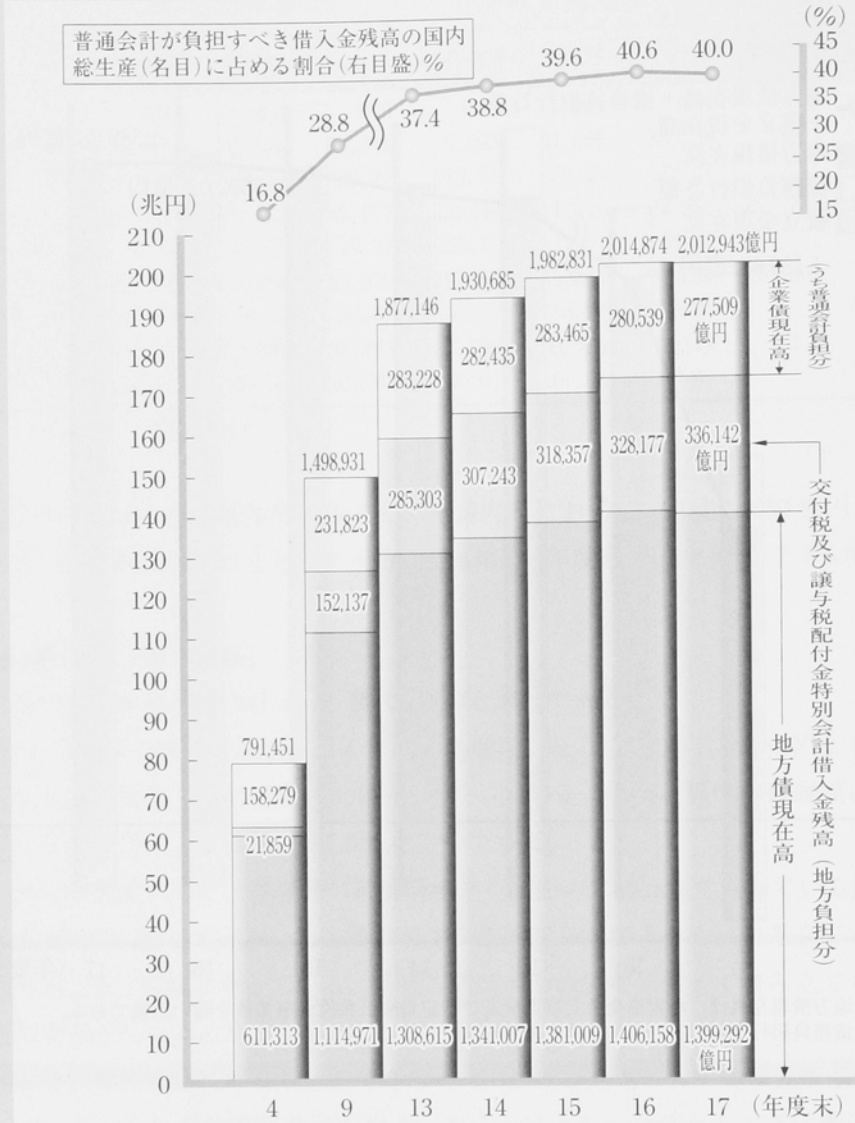

（注）1　地方債現在高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。
2　企業債現在高（うち普通会計負担分）は、決算統計をベースとした推計値である。

等に伴い、普通会計が負担すべき借入金残高は急増している。平成17年度末には、普通会計が負担すべき借入金残高は201兆2,943億円となっており、前年度末と比べると0.1%減（前年度1.6%増）となったものの、依然として高い水準にある。

また、その内訳は、地方債現在高が139兆9,292億円、交付税特別会計借入金残高が33兆6,142億円、企業債現在高のうち普通会計が負担することとなるものが27兆7,509億円となっている。

なお、この普通会計が負担すべき借入金残高の標準財政規模に対する比率は、前年度末と比べると15.1%ポイント低下の387.5%となっており、普通会計が負担すべき借入金残高の国内総生産に対する比率は、前年度末と比べると0.4%ポイント低下の40.0%となっている。

(7) 決算の背景

ア　平成17年度の経済見通しと国の予算

(ア) 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成17年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成16年12月20日に閣議了解、平成17年1月21日に閣議決定された。

これによると、平成16年度の我が国経済は、一部に弱い動きがみられるが、年度全体を通してみると、企業収益が大幅に改善するなど企業部門が引き続き堅調な中、雇用環境が持ち直す動きがみられ、民間需要中心の回復を続けると見込まれた。こうした結果、平成16年度の実質成長率は、2.1%程度（名目成長率は0.8%程度）になると見込まれた。

このような情勢認識に立って、平成17年度の経済財政運営の基本的態度については、平成16年6月4日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（以下「基本方針2004」という。）に基づき、個人や企業の挑戦する意欲と地方の自主性を引き出すため、規制、金融、税制、歳出の四分野に加え、郵政民営化、三位一体、社会保障等の構造改革を引き続きスピード感を持って一体的かつ整合的に推進し、民間需要主導の持続的な経済成長を図ることとされている。また、デフレからの脱却を確実なものとするため、政府は、日本銀行と一体となって政策努力を更に強化し、今後とも、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行うこととされた。

以上のような経済財政運営を前提として、平成17年度の国内総生産の実質成長率は、1.6%程度（名目成長率は1.3%程度）になると見通された。

(イ) 国の予算

平成16年12月3日、「平成17年度予算編成の基本方針」が閣議決定された。その中で平成17年度予算については、持続的な財政構造の構築と予算の質の向上を図る必要があることから、歳出改革を一層推進し、一般会計歳出及び一般歳出の水準について、実質的に前年度水準以下に抑制してきた従来の歳出改革路線を堅持・強化することを基本的考え方とすることとされた。また、歳出の見直しと構造改革の推進のため、活力ある社会・経済の実現に向けた4分野（「人間力の向上・発揮―教育・文化、科学技術、ＩＴ」、「個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方」、「公平で安心な高齢化社会・少子化対策」、「循環型社会の構築・地球環境問題への対応」）について、これまでの実績・評価を考慮しつつ、政策効果が顕著なものについて重点的かつ効率的に推進することとされた。また、社会資本整備、社会保障制度及び地方財政の事項についても制度・施策の見直しを行い、さらに、防衛、ＯＤＡその他の歳出分野についても「基本方針2004」に即し、歳出の見直しに取り組むこととされた。

社会資本整備については、上記の活力ある社会・経済の実現に向けた4分野を中心に、雇用・民間需要の拡大に資する分野に施策を集中しつつ更に絞込みを図るため、整備水準、整備の緊急性、国と地方の役割分担等の観点から、きめ細かく重点化を図ることとされた。

地方財政については、国と地方に関する「三位一体の改革」を推進することにより、地方の権限と責任を大幅に拡大し、歳入・歳出両面での地方の自由度を高めることで、真に住民に必要な行政サービスを地方が自らの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を図ることとされた。また、三位一体の改革については、「基本方針2004」に基づき、平成18年度までの改革の全体像に係る政府・与党合意（平成16年11月26日）を踏まえ、政府一丸となって取り組み、その成果を平成17年度予算に適切に反映することとされた。

平成17年度予算は、以上のような方針により編成され、平成16年12月24日に概算の閣議決定が行われ

た後、平成17年1月21日に第162回国会に提出された。

これによると、平成17年度の国の一般会計予算の規模は82兆1,829億円で、前年度当初予算と比べると720億円の増加（0.1%増）となり、うち一般歳出の規模は47兆2,829億円で、前年度当初予算と比べると3,491億円の減少（0.7%減）となった。なお、「平成17年度予算編成の基本方針」において、前年度当初予算から３％以上削減することとされた公共投資関係費については、4.0%減の8兆2,720億円となった。また、公債の発行予定額は34兆3,900億円で、前年度当初発行予定額と比べると2兆2,000億円の減少（6.0%減）となり、公債依存度は41.8%となった。

他方、財政投融資計画については、「特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）」等を適切に反映しつつ、真に必要な資金需要には的確に対応するとともに、民業補完の原則の下、総額の抑制及び対象事業の重点化・効率化に努めることとされ、計画規模は17兆1,518億円、前年度計画額と比べると3兆3,376億円の減少（16.3%減）となった。

イ　地方財政計画

平成17年度の地方財政計画は、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」等に沿って、歳出全般にわたり見直しを行うことにより歳出総額の計画的な抑制を図る一方、当面の重要課題である人間力の向上・発揮（教育・文化、科学技術、ＩＴ）、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、少子・高齢化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応等に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、次の方針に基づき策定された。

（ア）　地方税については、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、定率減税の縮減、所得譲与税による税源移譲、法人事業税の分割基準の見直しその他の所要の措置を講じる。

（イ）　地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じる。

a　恒久的な減税に伴う影響額及び平成15年度税制改正に伴う減収額以外の地方財源不足（以下「通常収支に係る財源不足」という。）の見込額7兆5,129億円については、次の措置を講じる。

(a)　平成16年度に講じた平成18年度までの間の制度改正に基づき、財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については地方財政法第５条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補てん措置を講じる。

また、投資的経費に係る地方単独事業費と一般行政経費に係る地方単独事業費の一体的かい離是正分の一般財源に相当する地方財源不足分については、基本的には国と地方が折半して負担することとするが、平成17年度は全額地方財政法第５条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により措置することとし、国負担となるべき分については後年度に調整することとする。

臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

なお、平成５年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等2,736億円については法律の定めるところにより、平成18年度以降の地方交付税の総額に加算することとする。

(b)　これに基づき、平成17年度の通常収支に係る財源不足見込額7兆5,129億円については、次

により完全に補てんする。

（ｉ）　地方交付税については、国の一般会計加算により２兆5,298億円（うち、地方交付税法附則第４条の２第２項の加算額1,683億円、同条第４項の加算額11億円、同条第８項の加算額1,963億円、臨時財政対策特例加算額２兆1,641億円）増額する。

（ii）　地方財政法第５条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を３兆2,231億円発行する。

（iii）　建設地方債（財源対策債）を１兆7,600億円増発する。

b　平成11年から実施されている恒久的な減税については、平成17年度税制改正により、平成18年分以後の所得税及び平成18年度分以後の個人住民税から定率減税を２分の１に縮減することとされており、平成17年度の地方財政への影響額には大きな変動はないものと見込まれる。このため、恒久的な減税に伴う地方財政への影響額３兆4,720億円については、次の措置を講じる。

(a)　恒久的な減税の実施による地方税の減収１兆9,198億円について、その４分の３相当額を国と地方のたばこ税の税率変更による地方たばこ税の増収措置（1,135億円）、法人税の地方交付税率の引上げによる増収措置（4,375億円）及び地方特例交付金（8,888億円）により、その４分の１相当額を地方財政法第５条の特例となる地方債（減税補てん債、4,800億円）により完全に補てんする。

(b)　恒久的な減税の実施による地方交付税への影響額１兆5,522億円のうち、平成17年度に新たに発生する地方交付税の減収１兆4,295億円については、交付税特別会計借入金により措置し、その償還は国と地方が折半して負担することにより完全に補てんする。なお、所得税の定率減税の縮減により、地方交付税原資が増加した分に相当する借入金の縮減（592億円）が見込まれる。また、平成11年度以降地方交付税への影響額の補てん対策として措置した交付税特別会計借入金に係る利子相当額のうち国負担分601億円は一般会計からの繰入れにより、地方負担分626億円は交付税特別会計借入金により措置する。

c　平成15年度税制改正に伴う平成17年度の地方税及び地方交付税の減収額1,772億円については、次の措置を講じる。

(a)　地方税の減収783億円については、減税補てん債の発行により完全に補てんする。

(b)　地方交付税の減収989億円については、交付税特別会計借入金により完全に補てんする。

d　上記の結果、平成17年度の地方交付税については、16兆8,979億円（前年度に比し0.1%増）を確保する。

（ウ）　三位一体の改革の一環として、次のとおり国庫補助負担金の改革と、これに対応した税源移譲等の措置を講じることとする。

a　国民健康保険国庫負担、養護老人ホーム等保護費負担金、公営住宅家賃対策等補助のうち公営住宅家賃収入補助分など、税源移譲に結びつく改革に係るもののうち、暫定措置とされた義務教育費国庫負担金の減額分を除いた国庫補助負担金については、平成17年度から一般財源化することとし、所要額を税源移譲する。

税源移譲については、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現することとし、平成17年度においては、暫定措置として、平成16年度措置分を含め、所得譲与税により税源移譲する。この平成17年度所得譲与税は、国庫補助負担金の改革内容等を踏まえ、都道府県へ総額の５分の3、市町村（一部事務組合等を除く。）へ総額の５分の２を譲与することとし、譲与基準は、平成16年度と同様、人口とする。

b　義務教育費国庫負担金の暫定的な減額相当分については、平成16年度から措置されている退職

手当及び児童手当の暫定的な一般財源化分に加えて、税源移譲予定特例交付金により財源措置する。

この税源移譲予定特例交付金のうち、退職手当及び児童手当に係るものについては、平成16年度と同様、人口を基準として、平成17年度の義務教育費国庫負担金の暫定的な減額相当分については、教職員給与費を基本として都道府県に交付する。

（エ）　地方債については、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、極めて厳しい地方財政の状況の下で、その健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体が個性豊かで活力に満ちた地域社会の構築を目指して、地域再生の推進、それぞれの地域の特性を活かした魅力あふれる地域づくり、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した住民サービスの向上と地域経済の活性化、災害等に強く安心安全な地域づくり等の当面する政策課題に重点的・効率的に対応しうるよう所要額を確保する。この結果、地方債計画の規模は15兆5,366億円（普通会計分12兆2,619億円、公営企業会計等分3兆2,747億円）とする。

（オ）　社会経済情勢の推移等に即応して使用料・手数料等の適正化を図る。

（カ）　地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

a　投資的経費に係る地方単独事業費については、「基本方針2003」を踏まえた事業規模の計画的抑制と併せ、かい離是正を行ったところである。その結果、平成17年度においては、前年度に比し8.2%減額することとしているが、かい離是正分を除いた場合は3.0%減額であり、地域活性化事業、地域再生事業及び防災対策事業などにより、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

b　一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方公共団体の自助努力を促す観点から既定の行政経費の縮減を図る一方、人間力の向上・発揮（教育・文化、科学技術、ＩＴ）、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、少子・高齢化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応等の分野に係る施策に財源の重点的配分を図るとともに、かい離是正を行い、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。

c　消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。

d　過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

（キ）　地方公共団体の公債費負担の軽減を図るため、普通会計における高金利の公的資金に係る地方債に対する特別交付税措置を拡充するとともに、一定の公営企業金融公庫資金に係る公営企業債についての借換え措置を拡大する。

（ク）　地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行う。

（ケ）　地方行財政運営の合理化を図ることとし、一般職の定員削減を行う等定員管理の合理化を図るとともに、事務事業の見直し、民間委託等の推進など行財政運営全般にわたる改革を推進する。

以上のような方針に基づいて策定した平成17年度の地方財政計画の規模は、83兆7,687億円で、前年度と比べると8,982億円減少（対前年度比1.1%減）となった。

歳入についてみると、地方税は33兆3,189億円で、前年度と比べると9,958億円増加（対前年度比3.1%増）（道府県税4.3%増、市町村税2.2%増）、地方譲与税は1兆8,419億円で、前年度と比べると6,967億

円増加（同60.8%増）、地方特例交付金は1兆5,180億円で、前年度と比べると4,132億円増加（同37.4%増）、地方交付税は16兆8,979億円で、前年度と比べると117億円増加（同0.1%増）、国庫支出金は11兆1,967億円で、前年度と比べると9,271億円減少（同7.6%減）、地方債（普通会計分）は12兆2,619億円で、前年度と比べると1兆8,829億円減少（同13.3%減）となった。

一方、歳出についてみると、給与関係経費は22兆7,240億円で、前年度と比べると2,750億円減少（対前年度比1.2%減）となった。なお、地方財政計画全体の職員数については、一般職員（義務教育教職員、警察官、消防職員、非義務制学校の教員を除く職員。）について、国家公務員の定員削減の方針に準じ、10,369人を縮減するとともに、消防防災関係職員の増員、施設増に伴う所要の増員等に義務教育教職員、警察官、消防職員、非義務制学校の教員の増減員を加え、12,411人の減員を見込んだ。一般行政経費は23兆1,307億円で、前年度と比べると1兆2,474億円増加（同5.7%増）、公債費は13兆3,803億円で、前年度と比べると2,976億円減少（同2.2%減）、投資的経費は19兆6,761億円で、前年度と比べると1兆6,522億円減少（同7.7%減）となり、投資的経費のうち、公共事業費中の普通建設事業費は6兆1,153億円で、前年度と比べると5,266億円減少（同7.9%減）、地方単独事業費は12兆3,700億円で、前年度と比べると1兆1,000億円減少（同8.2%減）となった。

ウ　財政運営の経過

（ア）　経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005

平成17年6月21日、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（以下「基本方針2005」という。）が閣議決定された。

「基本方針2005」においては、我が国の経済について、「バブル後」と呼ばれた時期を確実に抜け出し、「攻めの改革」に踏み出すときを迎えているとしたうえで、平成18年度までの2年間について、①「小さくて効率的な政府」の実現、②少子高齢化とグローバル化を乗り切るための基盤整備、③デフレの克服及び民需主導の経済成長の実現の3つの課題に取り組む「重点強化期間」として位置づけられた。

具体的には、「『小さくて効率的な政府』の実現」については、政策金融改革や政府の資産・債務管理の強化等を通じて資金の流れを「官から民へ」と変えるとともに、三位一体の改革の確実な実現や市場化テストの本格的導入等を通じて仕事の流れを変え、国・地方を通じた徹底的な行政改革や公務員の総人件費改革等を通じて人と組織を変えることとされた。「少子高齢化とグローバル化を乗り切るための基盤整備」については、2010年代初頭における国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指しつつ、歳出・歳入一体改革を進めるとともに、国民の安全・安心を確保するための取組、持続的な社会保障制度の構築、少子化対策及び教育改革の推進、人間力の強化に向けた取組、「新産業創造戦略2005」の推進や「科学技術創造立国」の実現等を通じたグローバル化への総合的かつ戦略的な取組等を実施していくこととされた。「デフレの克服及び民需主導の経済成長の実現」については、民間需要・雇用の拡大に力点を置いて規制改革、金融システム改革、税制改革、歳出改革の4分野における構造改革への取組をより本格的に推進するとともに、デフレからの脱却を確実なものとするよう、政府は日本銀行と一体となって政策努力の更なる強化・拡充を図り、今後とも経済情勢によっては大胆かつ柔軟な政策運営を行うこととされた。

（イ）　平成17年度補正予算（第1号）

平成17年度補正予算（第1号）は、平成17年12月20日に閣議決定され、平成18年1月20日に第164回国会に提出され、2月3日に成立した。

この補正予算においては、歳出面では、災害対策費5,733億円、義務的経費3,774億円、地方交付税交付金1兆3,516億円、改革推進公共投資事業償還時補助等7,610億円、アスベスト対策関連経費1,805億円、市町村合併推進体制整備費補助金463億円、新型インフルエンザ対策等関連経費372億円等を追加計上した

ほか、既定経費の節減１兆3,197億円、予備費の減額500億円の修正減少額を計上した。また、歳入面では、最近までの収入実績等を勘案し、租税及印紙収入３兆350億円の増収を見込むとともに、前年度剰余金受入１兆6,294億円を計上するほか、その他収入7,785億円の増収を見込む一方、財政健全化の推進のため公債金は9,210億円を減額した。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成17年度当初予算に対し４兆5,219億円増加し、86兆7,048億円となった。

（ウ）　平成17年度補正予算（第１号）に係る地方財政補正措置

平成17年度補正予算（第１号）の編成により、国税の増収見込み等に伴い地方交付税の増加が見込まれたとともに、災害復旧事業の追加等に伴う地方負担の増加（4,416億円程度）が生じた結果、以下の地方財政補正措置が講じられた。

a　地方交付税の追加等

国の補正予算により増額された平成17年度分の地方交付税の額１兆3,516億円（平成16年度精算分4,322億円、平成17年度国税五税の自然増に伴うもの9,194億円）については、平成17年度において普通交付税の調整額の復活に要する額609億円を交付することとしたうえで、残余の額１兆2,908億円について平成18年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付する措置が講じられた。

b　追加の財政需要等に対する財政措置

(a)　国の補正予算により平成17年度に追加されることとなる災害復旧事業、アスベスト対策関連事業等投資的経費に係る地方負担額（普通会計分3,138億円）については、原則として、地方債（充当率100%）を充当することとし、後年度においてその元利償還金の全額を基準財政需要額に算入することとした。その際、元利償還金の50%（義務教育施設改築事業等当初における地方負担額に対する算入率が50% を超えるものについては、原則として当初の算入率）については、公債費方式により各地方公共団体の地方債発行額に応じて基準財政需要額に算入することとし、残余については単位費用により措置することとした。また、出資金、貸付金等については、資金手当のための地方債を措置することとした。

(b)　生活保護費、老人医療給付費、都道府県調整交付金等地方債の対象とならない経費（1,278億円）については、給与関係経費の不用額（190億円）の充当及び追加財政需要額（5,100億円）の取崩しにより対応することとした。

3　地方財源の状況

平成 17 年度における租税収入及び租税負担の状況並びに地方歳入の状況は、次のとおりである。

(1)　租税収入及び租税負担率［第 18 表～第 20 表］

国及び地方公共団体の行政活動に要する経費は、最終的にはその大部分が租税によって賄われている。国税と地方税を合わせ租税として徴収された額は 87 兆 949 億円であり、前年度と比べると 6.7%増（前年度 4.6%増）となっている。

国民所得に対する租税総額の割合である租税負担率をみると、平成 17 年度においては前年度と比べると 1.2% ポイント上昇の 23.7% となっている。なお、主な諸外国の租税負担率をみると、アメリカ 23.2%（2004 暦年計数）、イギリス 37.1%（同）、ドイツ 27.5%（同）、フランス 36.8%（同）となっている。

次に、租税を国税と地方税の別でみると、国税 52 兆 2,905 億円（8.7%増）、地方税 34 兆 8,044 億円（3.8%増）となっている。租税総額に占める国税と地方税の割合は、**第 26 図**のとおりであり、国税 60.0%（前年度 58.9%）、地方税 40.0%（同 41.1%）となっている。また、地方交付税、地方譲与税及び地方特例交付金を国から地方へ交付した後の租税の実質的な配分割合は国 36.7%（同 35.3%）、地方 63.3%（同 64.7%）となっている。なお、国税と地方税の推移は、**第 27 図**のとおりである。

第26図　国税と地方税の状況

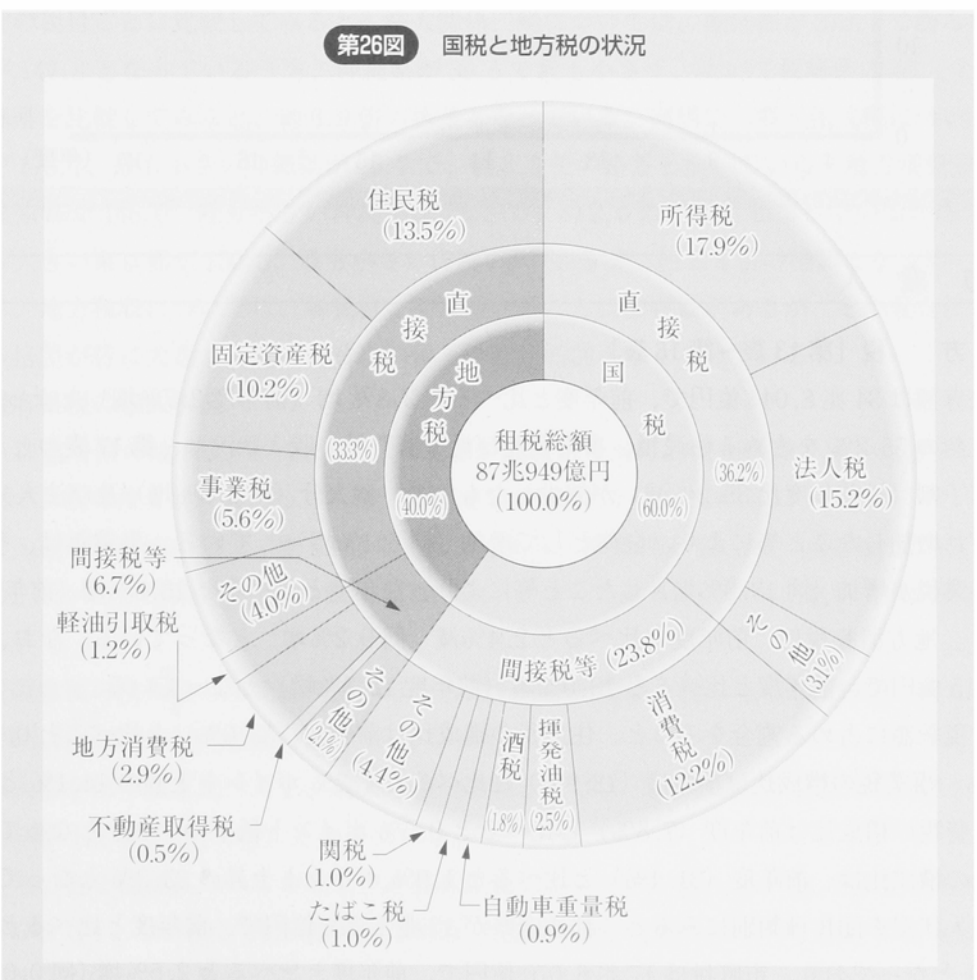

第27図　国税と地方税の推移

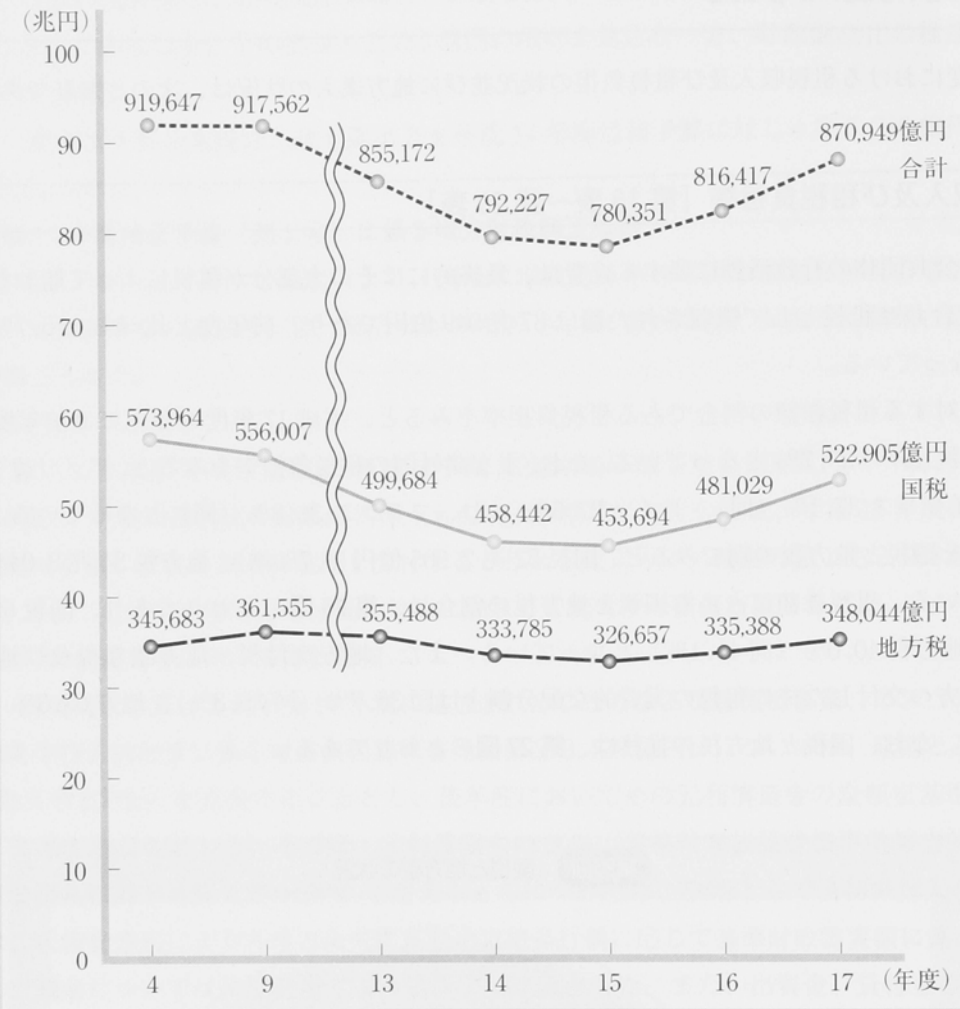

(2)　地　方　歳　入

ア　地　　方　　税［第13表～第16表］

地方税の決算額は34兆8,044億円で、前年度と比べると3.8%増（前年度2.7%増）となっている。

地方税収入額の55.2%を占める住民税、事業税及び地方消費税の収入状況は、**第17表**のとおりである。住民税は、利子割（対前年度比35.2%減）が減少したものの、個人分（同5.3%増）及び法人分（同11.7%増）がそれぞれ増加したこと等により、全体として増加（同6.1%増）している。事業税は、その大部分を占める法人事業税が増加（同13.9%増）したこと等により、前年度と比べると13.3%増（前年度12.8%増）となっている。地方消費税は、前年度と比べると2.4%減（同9.2%増）となっている。なお、法人関係二税は8兆1,215億円で、前年度と比べると13.0%増（前年度12.2%増）となっている。

また、地方税総額に占める割合をみると、住民税の構成比は前年度（33.0%）と比べると0.7%ポイント上昇の33.7%、事業税の構成比は前年度（12.9%）と比べると1.2%ポイント上昇の14.1%となっている。一方、地方消費税の構成比は前年度（7.8%）と比べると0.5%ポイント低下の7.3%となっている。なお、法人関係二税の構成比は、前年度（21.4%）と比べると1.9%ポイント上昇の23.3%となっている。

地方税の収入状況を団体種類別にみると、都道府県が17兆1,374億円で、前年度と比べると5.1%増（前年度5.7%増）となっており、市町村は17兆6,670億円で、前年度と比べると2.5%増（同0.0%減）となっ

第17表　住民税、事業税及び地方消費税の収入状況

区分	収入額		増減率	
	17年度	16年度	17年度	16年度
	億円	億円	%	%
住民税	117,409	110,672	6.1	1.4
個人分	81,405	77,282	5.3	△ 1.8
法人分	34,231	30,654	11.7	10.3
利子割	1,774	2,736	△ 35.2	3.9
事業税	49,142	43,389	13.3	12.8
個人分	2,158	2,156	0.1	△ 0.4
法人分	46,984	41,233	13.9	13.6
地方消費税	25,512	26,139	△ 2.4	9.2
地方税合計	348,044	335,388	3.8	2.7

ている。

また、歳入総額に占める割合は、都道府県が35.2%（前年度33.3%）、市町村が35.0%（同34.0%）となっており、全国平均（37.4%）より低い団体数は、全体の73.7%を占める1,394団体となっている。

地方税収について、全国平均を100として、都道府県別に人口一人当たり税収額を比較してみると、**第28図**のとおりであり、地方税収計については、東京都が181.2で最も大きく、次いで、愛知県が124.0となっている。他方、沖縄県が56.0で最も小さく、次いで長崎県の62.9となっている。東京都と沖縄県で比較すると、約3.2倍の格差となっている。

次に、個別の税目ごとに比較してみると、法人関係二税については、東京都が273.7で最も大きく、次いで、愛知県が147.3となっている一方、沖縄県が39.5で最も小さく、次いで長崎県の40.1となっている。東京都と沖縄県を比較してみると、約6.9倍の格差となっている。同様に、個人住民税については、最も大きい東京都が178.7、最も小さい沖縄県が53.7で、約3.3倍の格差となっている。地方消費税については、最も大きい東京都が146.0、最も小さい沖縄県が73.3で、約2.0倍の格差となっている。固定資産税については、最も大きい東京都が150.8、最も小さい沖縄県が62.5で、約2.4倍の格差となっている。

このように、地方税収については、各税目とも都道府県ごとに偏在性があるが、その度合については、法人関係二税の格差が特に大きく、地方消費税の偏在性は比較的小さくなっている。

（ア）　道府県税の収入状況

道府県税（都道府県の地方税の決算額から東京都が徴収した市町村税相当額を除いた額）の収入額は15兆2,269億円で、前年度と比べると5.1%増（前年度5.8%増）となっている。

道府県税収入額の税目別内訳は、**第29図**のとおりであり、事業税が32.3%（前年度30.0%）と最も大きな割合を占め、次いで道府県民税が23.5%（同23.5%）となっており、これら二税で道府県税総額の55.8%を占めている。

また、都道府県税の法人分と事業税の法人分を合計した法人関係二税の道府県税総額に占める割合は、平成15年度以降上昇しており17年度は37.2%となっている。

各税目の収入額を前年度と比べると、収入の使途を特定せず、一般経費に充てるために課される税である普通税は5.8%増（前年度6.5%増）となっている。

普通税のうち、主な税目についてみると、道府県民税については、法人分が11.9%増（前年度10.8%増）、個人分が8.0%増（同1.4%増）、利子割が35.2%減（同3.9%増）となっており、道府県民税全体では5.5%増（同3.8%増）となっている。

第28図　地方税収計、個人住民税、法人二税、地方消費税及び固定資産税の人口１人当たり税収額の指数（全国平均を 100 とした場合、平成 17 年度）

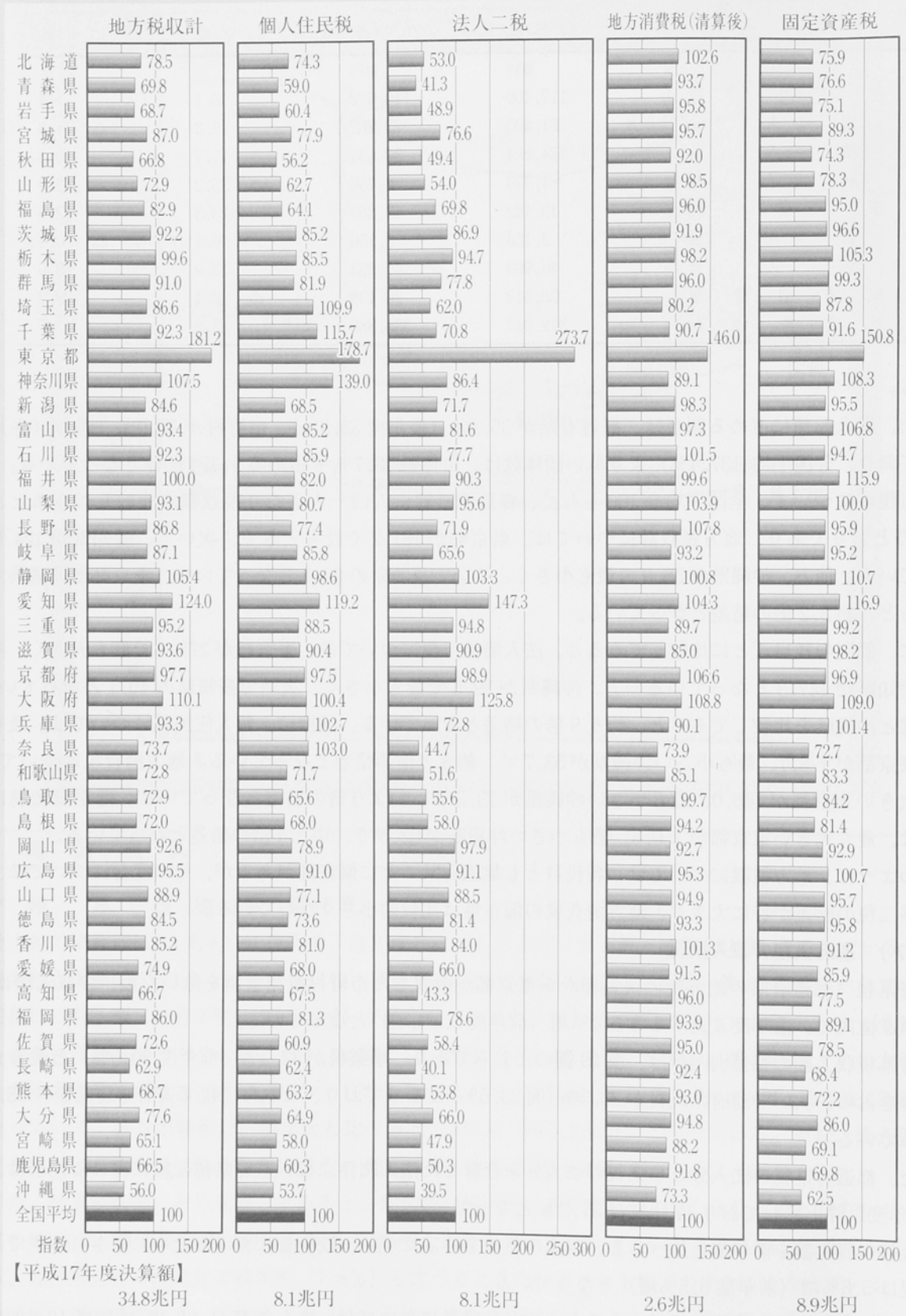

【平成17年度決算額】

34.8兆円	8.1兆円	8.1兆円	2.6兆円	8.9兆円

（注）１　個人住民税の税収額は、個人道府県民税及び個人市町村民税の合計額であり、配当割及び株式等譲渡所得割を含む。
２　法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額である。
３　固定資産税の税収額には、道府県分を含む。

第29図　道府県税収入額の状況

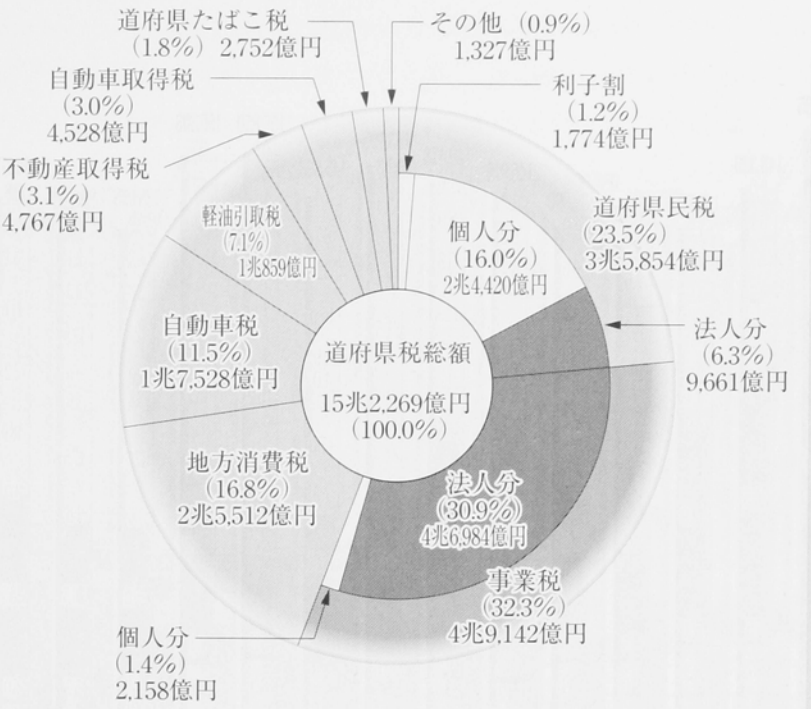

また、事業税については、全体の 95.6% を占める法人分が 13.9%増（前年度 13.6%増）となったことから、事業税全体では 13.3%増（同 12.8%増）となっている。

なお、不動産取得税については 4.4%増（前年度 5.0%減）と 9 年ぶりに増加に転じた。地方消費税については 2.4%減（同 9.2%増）となっており、自動車税については 2.3%増（同 1.9%減）となっている。

特定の費用に充てるために課される税である目的税は、0.7%減（前年度 0.2%増）となっている。

目的税のうち、主な税目についてみると、自動車取得税については 0.4%増（前年度 0.8%増）となっており、軽油引取税については 1.3%減（同 0.2%減）となっている。

近年の道府県税収入額の推移は、**第 30 図**のとおりであり、景気の低迷等により、ピークである平成 3 年度の税収入額（16 兆 1,835 億円）の 94.1% となっている。

（イ）　市町村税の収入状況

市町村税（市町村の地方税の決算額に東京都が徴収した市町村税相当額を加えた額をいう。）の収入額は 19 兆 5,775 億円で、前年度と比べると 2.8%増（前年度 0.4%増）となっている。

市町村税収入額の税目別内訳は、**第 31 図**のとおりであり、固定資産税が 45.3%（前年度 46.2%）と最も大きな割合を占め、次いで市町村民税が 41.7%（同 40.3%）となっており、これら二税で市町村税総額の 86.9% を占めている。

各税目の収入額を前年度と比べると、普通税は 3.0%増（前年度 0.5%増）となっている。

普通税のうち、主な税目についてみると、市町村民税については、法人分が 11.6%増（前年度 10.1%増）、個人分が 4.2%増（同 3.0%減）となり、この結果、市町村民税全体で 6.4%増（同 0.4%増）となっている。また、固定資産税については 0.6%増（同 0.4%増）となっている。

目的税は、0.2%増（前年度 0.7%減）となっている。

目的税のうち、主な税目についてみると、都市計画税については 0.3%減（前年度 0.2%減）となり、事業所税については 1.9%増（同 2.3%減）となっている。

第30図　道府県税収入額の推移

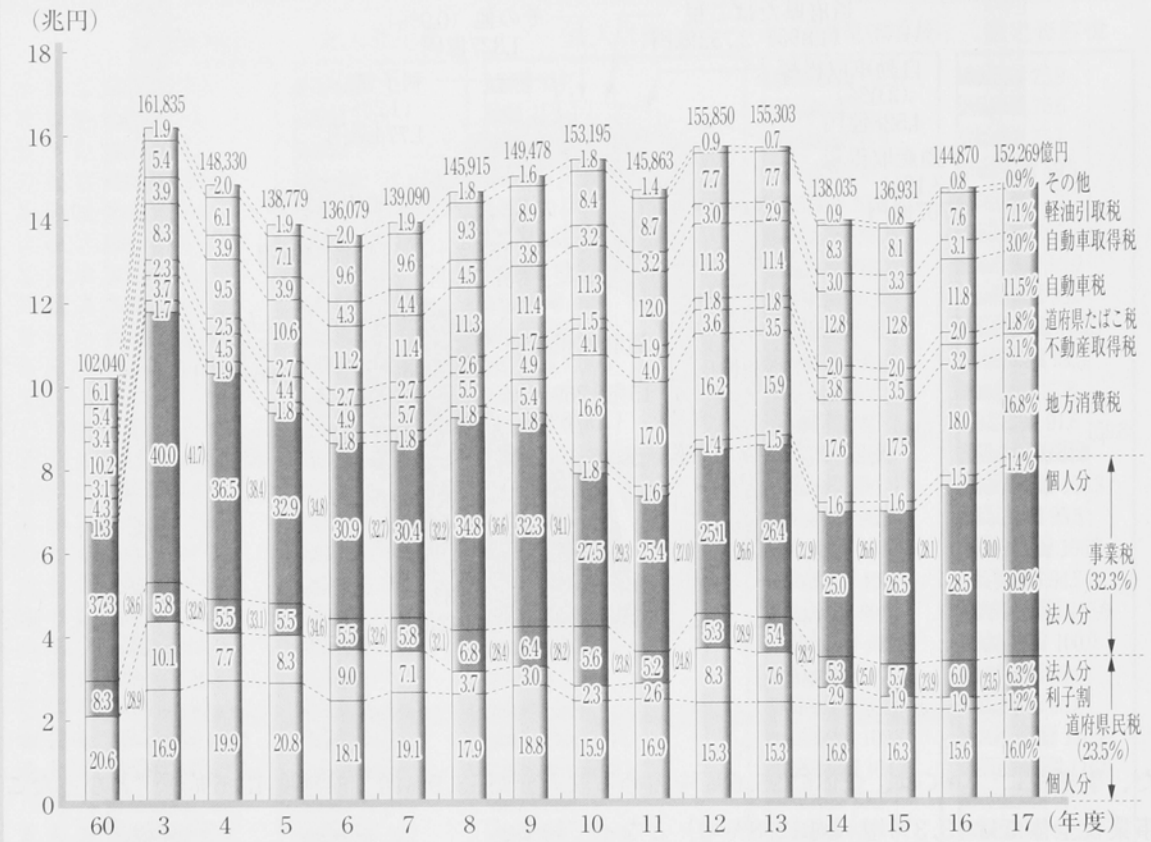

（注）（　）内の数値は、事業税及び道府県民税の構成比である。

第31図　市町村税収入額の状況

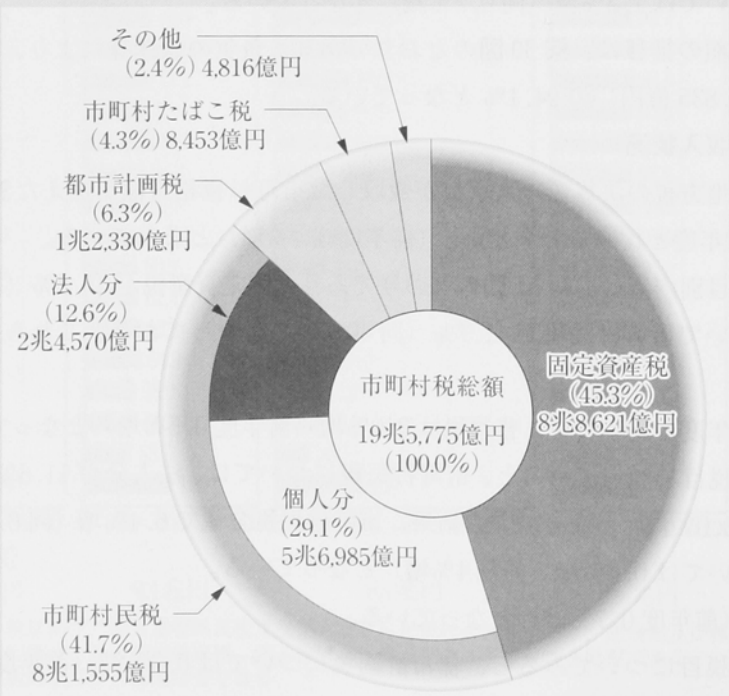

第32図　市町村税収入額の推移

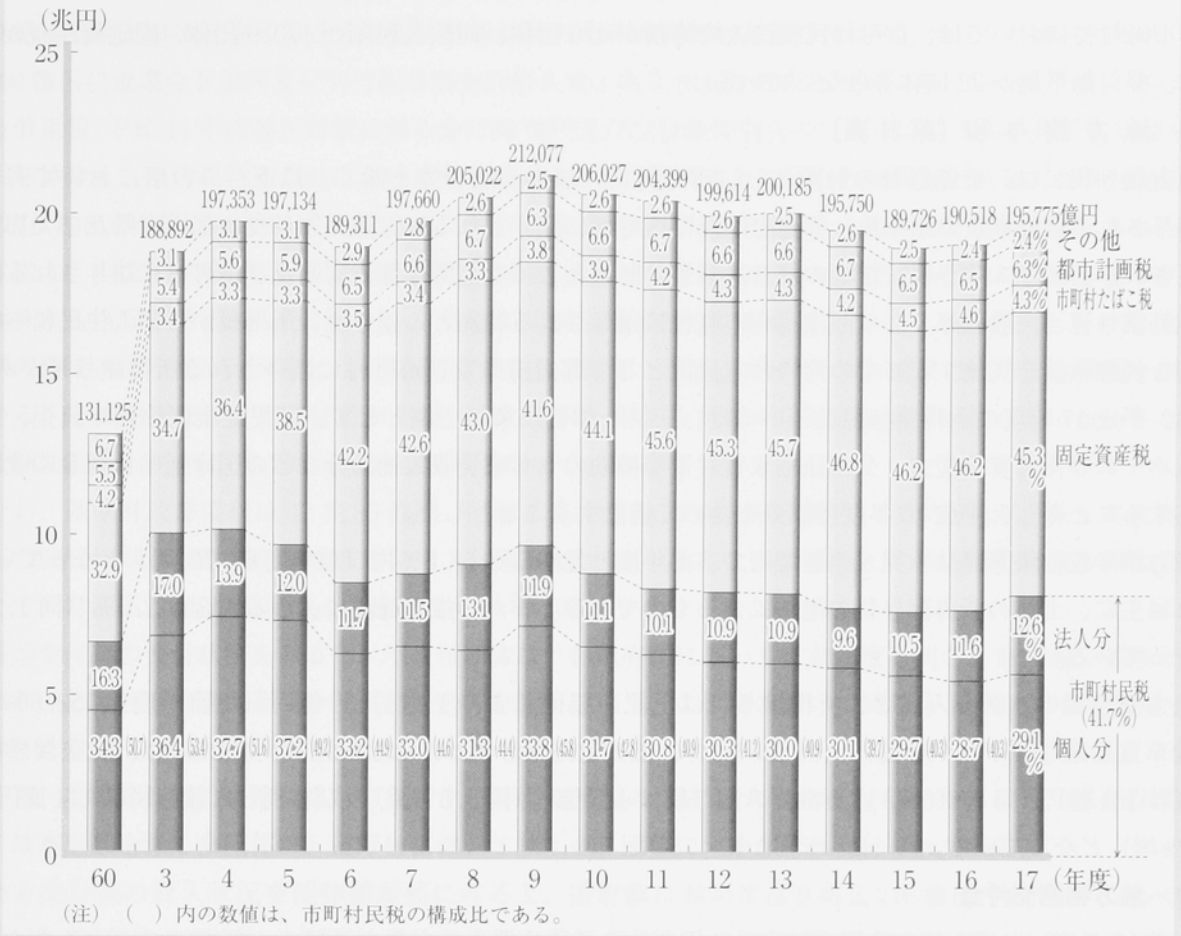

（注）（　）内の数値は、市町村民税の構成比である。

近年の市町村税収入額の推移は、**第32図**のとおりである。

（ウ）　法定外普通税

地方公共団体は、地方税法（昭和25年法律第226号）で規定されている税目のほかに、地方公共団体ごとの特有な財政需要を充足するため、法定外普通税を設けることができる。法定外普通税の収入額は466億円であり、前年度と比べると1.2%増（前年度29.1%増）となっている。

法定外普通税に係る収入のあった団体数を税目別にみると、道府県税においては、核燃料税が10団体、石油価格調整税、核燃料物質等取扱税、核燃料等取扱税、臨時特例企業税が各１団体となっており、市町村税においては、砂利採取税が２団体、狭小住戸集合住宅税、別荘等所有税、山砂利採取税、歴史と文化の環境税、使用済核燃料税が各１団体となっている。

（エ）　法定外目的税

法定外目的税の収入額は75億円（前年度55億円）となっている。道府県税においては、産業廃棄物関係税21団体、宿泊税、乗鞍環境保全税が各１団体となっており、市町村税においては、遊漁税、一般廃棄物埋立税、使用済核燃料税、環境未来税、環境協力税が各１団体となっている。

（オ）　超　過　課　税

地方公共団体は、地方税法で標準税率が定められている税目について、財政上その他の必要がある場合に、その税率を超える税率を定めることができる。この標準税率を超えて課税された部分である超過課税による収入額は5,493億円であり、前年度と比べると14.1%増（前年度12.8%増）となっている。

超過課税に係る収入のあった団体数を税目別にみると、道府県税においては、道府県民税個人均等割が８団体、同法人均等割が９団体、同法人税割が46団体、法人事業税が７団体、自動車税が１団体となっており、市町村税においては、市町村民税法人均等割が410団体、同法人税割が1,019団体、固定資産税が168団体、軽自動車税が22団体等となっている。

イ　地方譲与税［第21表］

地方譲与税には、道路経費の財源とし、市町村（一部事務組合等を除く。以下、この項において同じ。）に譲与される自動車重量譲与税、都道府県及び市町村に譲与される地方道路譲与税、都道府県及び大都市に譲与される石油ガス譲与税、空港の騒音対策等の財源として空港関係都道府県及び市町村に譲与される航空機燃料譲与税、一般財源として開港所在市町村に譲与される特別とん譲与税、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するまでの間の暫定措置として都道府県及び市町村に譲与される所得譲与税がある。なお、平成17年度の所得譲与税については、三位一体の改革の一環として、国民健康保険国庫負担、養護老人ホーム等保護費負担金、公営住宅家賃対策等補助のうち家賃収入補助分などの国庫補助負担金の改革に対応することとし、平成16年度措置分を含めて措置することとした。

地方譲与税の決算額は１兆8,490億円で、前年度と比べると58.8%増（前年度67.7%増）となっている。これは主に、上述の所得譲与税の増加によるものである。また、歳入総額に占める割合は2.0%（同1.2%）となっている。

地方譲与税の内訳をみると、所得譲与税は上記の要因により１兆1,159億円（対前年度比162.6%増）、自動車重量譲与税が3,782億円（同0.8%増）、地方道路譲与税は3,132億円（同2.3%減）、航空機燃料譲与税は161億円（同7.0%減）、石油ガス譲与税は143億円（同3.8%減）及び特別とん譲与税は114億円（同1.5%増）となっている。

ウ　地方特例交付金

平成17年度における地方特例交付金は、恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするために交付する減税補てん特例交付金並びに、平成16年度の義務教育費国庫負担金の見直し及び平成17年度の義務教育費国庫負担金の暫定的な減額に伴い交付する税源移譲予定特例交付金である。

平成17年度の地方特例交付金の決算額は１兆5,180億円で、前年度と比べると37.4%増（前年度9.8%増）となっている。これは主に、上述の税源移譲予定特例交付金の増加によるものである。また、歳入総額に占める割合は1.6%（同1.2%）となっている。

エ　地方交付税［第22表、第132表］

地方交付税は、地方公共団体の税源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための地方共有の固有財源である。また、その目的は、地方公共団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を損なわずに、その財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することである。

平成17年度の地方交付税の総額は、地方財政計画においては、国税５税（国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税）のそれぞれの収入見込額に一定割合を乗じて算出した額（平成17年度においては、所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ32%に相当する額、法人税の収入見込額の35.8%に相当する額、消費税の収入見込額の29.5%に相当する額並びにたばこ税収入見込額の25%に相当する額）12兆680億円から、平成９年度及び10年度に係る精算金のうち17年度において精算すべき額870億円を減額し、「地方交付税法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第12号）法附則第４条第１項第２号に規定する通常の法定加算額1,963億円及び同項第３号に規定する通常収支に係る国負担借入金の利子相当額の加算額

1,683億円、同項第４号に規定する恒久的な減税に係る国負担借入金の利子相当額の加算額601億円及び同項第５号に規定する国庫補助負担金の見直しに係る国負担借入金の利子相当額の加算額11億円を加算し、法附則第４条第１項第６号に規定する臨時財政対策のための特例加算額２兆1,641億円を加算した額の14兆5,709億円に返還金２億円及び交付税特別会計借入金１兆5,911億円を加算し、交付税特別会計における借入金償還額(平成14年度補正対策に係る分)799億円及び交付税特別会計における借入金の利子支払額6,591億円を控除し、交付税特別会計における剰余金4,400億円及び前年度からの繰越分１兆347億円を加算した額の16兆8,979億円が平成17年度当初において地方公共団体に交付される地方交付税の総額とされた。これに加え、平成17年度補正予算（第１号）の編成により、普通交付税の調整額の復活に要する額609億円を加算する措置が講じられたことから、平成17年度地方交付税の総額は、16兆9,587億円とされた。

その結果、前年度と比べると0.4%減（前年度5.8%減）となっており、５年連続で前年度決算額を下回っている。その内訳は、普通交付税が15兆9,447億円、特別交付税が１兆140億円となっている。また、歳入総額に占める割合は18.2%（同18.2%）となっている。

なお、基準財政需要額は42兆85億円（財源不足団体分37兆1,829億円、財源超過団体分４兆8,256億円)、基準財政収入額は27兆3,805億円（財源不足団体分21兆2,383億円、財源超過団体分６兆1,422億円）で、財源不足額は15兆9,447億円となっている。

普通交付税の交付状況をみると、不交付団体は、都道府県においては前年度と同じく東京都１団体となっており、市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。以下、この項において同じ。）においては前年度（133団体）より13団体増加の146団体となっている。

一方、災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税の平成17年度の交付状況をみると、都道府県においては東京都を除く全団体に、市町村においては1,816団体に、それぞれ交付されている。

地方交付税の収入状況を団体種類別にみると、道府県においては９兆2,216億円で前年度と比べると0.9%減（前年度6.7%減)、市町村においては７兆7,371億円で0.3%増（同4.7%減）となっており、その地方交付税総額に占める割合は、道府県においては54.4%（同54.7%)、市町村においては45.6%（同45.3%）となっている。

オ　一　般　財　源［第23表、第24表］

一般財源は、地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額（これらに加え、都道府県においては、市町村から交付される市町村たばこ税都道府県交付金、市町村決算においては、都道府県から交付される地方消費税交付金等各種交付金を加えた合計額）であり、使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源である。

この一般財源の決算額は55兆1,301億円であり、前年度と比べると4.4%増（前年度0.7%増）となっている。また、歳入総額に占める割合は、59.3%（同56.5%）となっている。

なお、一般財源に臨時財政対策債発行額２兆9,029億円を加えた決算額は、58兆330億円であり、前年度と比べると2.5%増(前年度1.9%減)となっている。また、歳入総額に占める割合は、62.4%(同60.6%)となっている。

また、地方交付税の決算額が地方税の決算額を上回っている団体数は1,053団体（前年度1,605団体）で、全体の56.4%に及んでいる。

カ　国　庫　支　出　金［第26表］

国庫支出金は、国と地方公共団体の経費負担区分に基づき国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等である。

国庫支出金の決算額は、前年度と比べると4.6%減（前年度5.2%減）の11兆8,889億円となっており、4

年連続の減少となっている。また、歳入総額に占める割合も12.8%（同13.3%）と2年連続の減少となっている。

国庫支出金の内訳をみると、普通建設事業費支出金が3兆3,407億円で最も大きな割合（国庫支出金総額の28.1%）を占め、以下、義務教育費負担金が2兆638億円（同17.4%）、生活保護費負担金が1兆9,740億円（同16.6%）となっており、これらの支出金等で国庫支出金総額の62.1%を占めている。

さらに、国庫支出金の内訳を団体種類別にみると、都道府県においては普通建設事業費支出金2兆3,243億円（国庫支出金総額の35.1%）、義務教育費負担金2兆638億円（同31.1%）の順となっている。

一方、市町村においては生活保護費負担金1兆8,102億円（国庫支出金総額の34.4%）、普通建設事業費支出金1兆163億円（同19.3%）の順となっている。

また、国庫支出金の主な内訳を前年度と比べると、国の公共投資関係費の抑制により普通建設事業費支出金が6.6%減（同14.7%減）、三位一体の改革に伴う義務教育費負担金の暫定的な一般財源化により義務教育費負担金が18.9%減（同7.0%減）、被保護者数の増加等を背景に生活保護費負担金が2.1%増（同7.2%増）等となっている。

キ　都道府県支出金［第26表］

都道府県支出金の決算額は2兆2,304億円で、前年度と比べると5.9%増（前年度6.6%減）となっている。

都道府県支出金の内訳をみると、国庫財源を伴うものが52.7%（前年度54.2%）、都道府県費のみのものが47.3%（同45.8%）となっている。

都道府県支出金の主な内訳を前年度と比べると、国庫財源を伴うものについては普通建設事業費支出金が14.7%減（前年度24.0%減）、児童保護費負担金が9.3%減（同33.8%減）、平成17年度の台風等の災害によるもの並びに平成16年度の新潟県中越地震及び台風等の災害に係る繰越事業により災害復旧事業費支出金が145.1%増（同33.2%増）等となっており、また、都道府県費のみのものについては、普通建設事業費支出金が3.9%減（同10.0%減）、災害復旧事業費支出金が79.6%増（同88.4%減）となっている。

ク　地　　方　　債［第27表］

地方債は、普通建設事業等に充てるため、その償還が次年度以降にわたる債務を負うことによって調達される財源である。

地方債の決算額は10兆3,763億円で、臨時財政対策債等の発行が減少したことにより前年度と比べると16.2%減（前年度10.2%減）となっている。この結果、地方債依存度（歳入総額に占める地方債の割合）は、前年度に比べて2.0%ポイント低下の11.2%となり、2年連続で低下している。近年の地方債依存度の推移は、**第33図**のとおりである。

地方債の決算額を団体種類別にみると、都道府県においては5兆7,095億円で、前年度と比べると20.3%減（前年度6.4%減）、市町村においては4兆7,190億円で、前年度と比べると10.7%減（同14.9%減）となっている。

ケ　その他の収入

（ア）　使用料、手数料［第29表］

使用料は、地方公共団体の公の施設の利用等の対価としてその利用者等から徴収するものであり、手数料は、特定の者のために行う当該地方公共団体の事務に要する費用に充てるために徴収するものである。

使用料及び手数料の決算額は2兆4,746億円で、前年度と比べると0.7%減（前年度0.0%減）となっている。また歳入総額に占める割合は、前年度と同じ2.7%となっている。

使用料の決算額は1兆8,733億円で、前年度と比べると1.0%減（前年度0.8%減）となっている。その

第33図　地方債依存度の推移

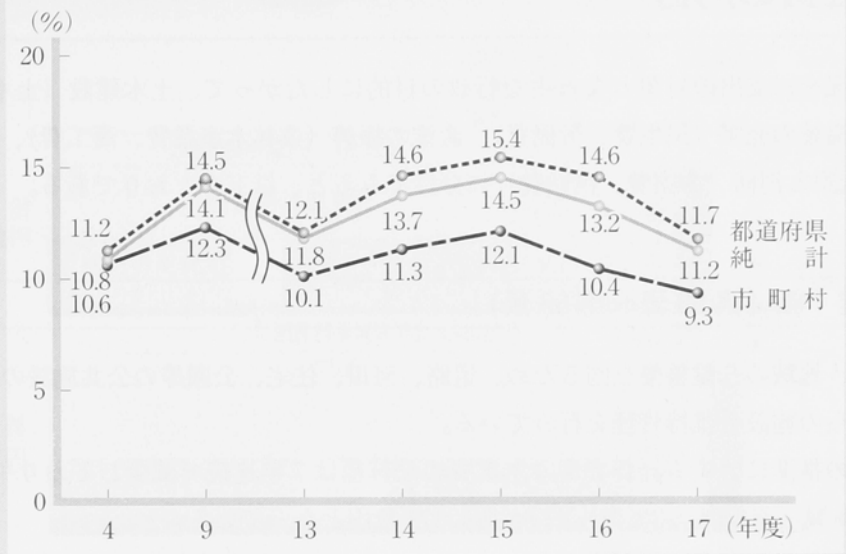

内訳をみると、公営住宅使用料が5,496億円（対前年度比0.1%増）で最も大きな割合を占め、以下、授業料が3,442億円（同6.3%減）、保育所使用料が2,348億円（同5.0%増）の順となっている。

また、手数料の決算額は6,103億円で、前年度と比べると0.2%増（前年度2.5%増）となっている。その内訳をみると、法定受託事務に係るものが848億円（対前年度比2.7%減）、自治事務に係るものが5,165億円（同0.7%増）となっている。

（イ）　繰　　入　　金［第30表］

基金、地方公営事業会計等からの繰入金の決算額は2兆4,193億円で、前年度と比べると24.6%減（前年度9.1%増）となっており、歳入総額に占める割合は、2.6%（同3.4%）となっている。

繰入金の内訳をみると、繰入金総額の92.1%（前年度94.0%）を占める積立金の取崩し等による基金からの繰入金は2兆2,290億円で、前年度と比べると26.1%減（同9.5%増）となっており、減少に転じている。

また、地方公営事業会計からの繰入金は1,856億円で、前年度と比べると0.3%減（前年度3.8%増）となっている。

（ウ）　そ　　の　　他［第11表、第31表］

その他の収入の決算額は10兆6,473億円で、前年度と比べると5.6%増（前年度0.1%減）となっており、歳入総額に占める割合は11.5%（同10.8%）となっている。

その内訳をみると、諸収入が7兆2,577億円(対前年度比9.3%増)、繰越金が2兆938億円(同4.0%減)、財産収入が6,844億円（同8.2%増)、分担金、負担金が5,326億円（同0.1%減)、寄附金が788億円（同17.2%減）となっている。諸収入の増加については、財団法人阪神・淡路大震災復興基金に対する貸付金の償還という特殊要因によるものであるが、それを除くと対前年度比4.2%の減となっている。

4　地方経費の内容

歳出決算額の状況を、支出の対象となる主な行政の目的にしたがって、土木建設（土木費）、教育と文化（教育費）、生活・福祉の充実（民生費、労働費）、産業の振興（農林水産業費、商工費）、保健衛生と環境保全（衛生費等）、警察と消防（警察費、消防費）に分けてみると、以下のとおりである。

(1)　土　木　建　設［第58表～第63表］

地方公共団体は、地域の基盤整備を図るため、道路、河川、住宅、公園等の公共施設の建設、整備等を行うとともに、これらの施設の維持管理を行っている。

これらの諸施策の推進に要する経費である土木費の決算額は７年連続で減少しており平成17年度は前年度と比べると5.4%減（前年度7.3%減）の14兆4,174億円となっている。

また、土木費の歳出総額に占める割合は15.9%となっており、歳出総額の中で教育費及び民生費に次いで大きな割合を占めている。

土木費の目的別の内訳をみると、**第34図**のとおりであり、街路、公園、下水道等の整備、区画整理等に要する経費である都市計画費が最も大きな割合（土木費総額の38.0%）を占め、以下、道路・橋りょうの新設、改良等に要する経費である道路橋りょう費（同32.4%）、河川の改修、海岸の保全等に要する経費である河川海岸費（同11.4%）の順となっている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費が最も大きな割合（40.5%）を占め、以下、都市計画費（20.6%）、河川海岸費（20.5%）の順となっている。

第34図　土木費の目的別内訳

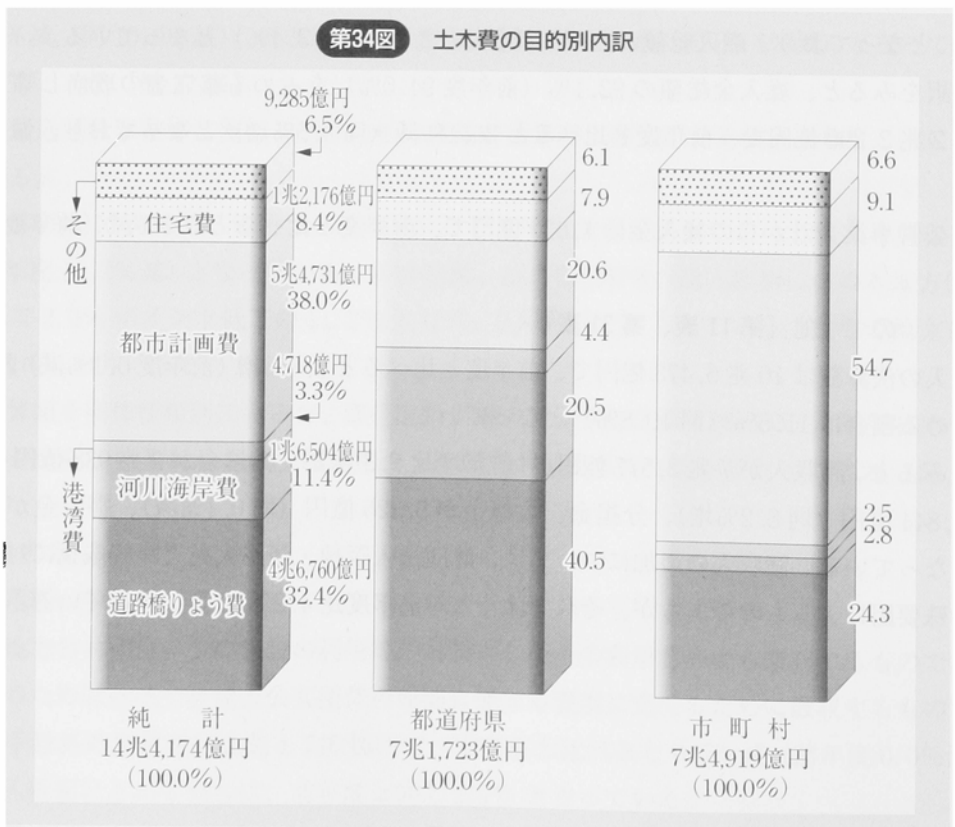

第35図　土木費の性質別内訳

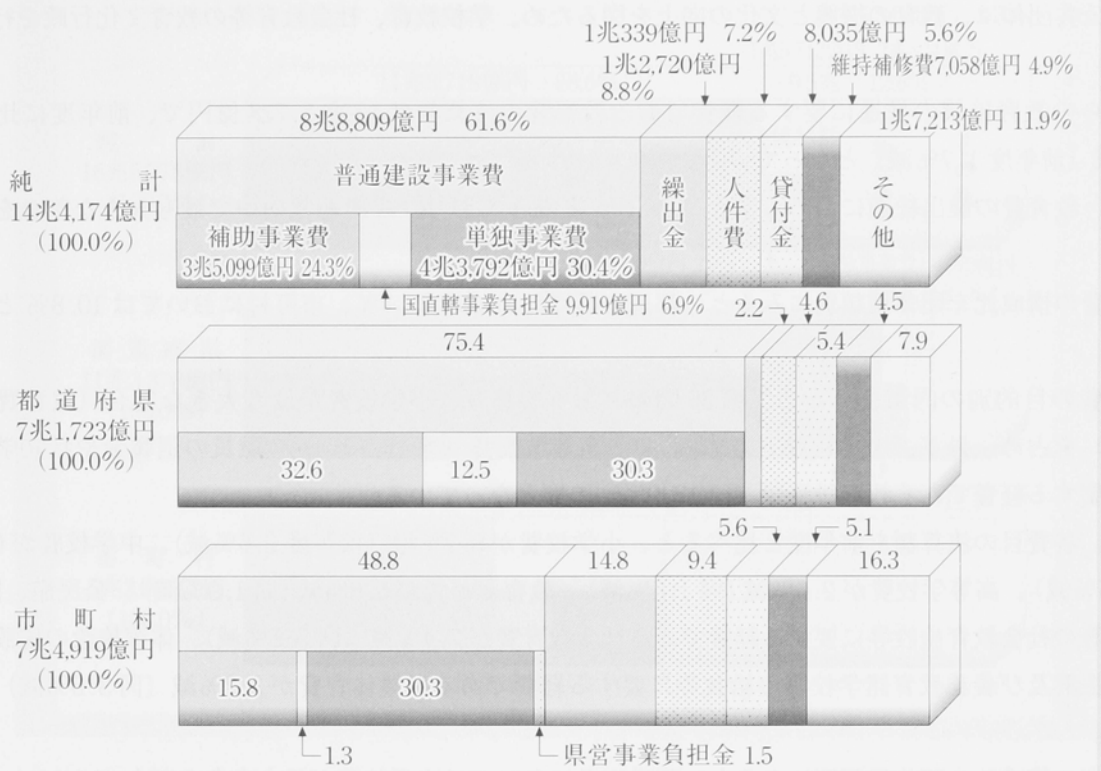

一方、市町村においては都市計画費が最も大きな割合(54.7%)を占め、以下、道路橋りょう費(24.3%)、住宅費（9.1%）の順となっている。

土木費の性質別の内訳をみると、**第35図**のとおりであり、普通建設事業費が最も大きな割合（土木費総額の61.6%）を占め、以下、下水道事業会計等への繰出金（同8.8%)、人件費（同7.2%)、住宅関係等の貸付金（同5.6%）の順となっている。

さらに、土木費において大きな割合を占める普通建設事業費についてみると、その構成は、単独事業費が49.3%、補助事業費が39.5%、国直轄事業負担金が11.2% となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては補助事業費（43.2%）が単独事業費（40.3%）を上回っている一方、市町村においては単独事業費（61.9%）が補助事業費（32.3%）を大きく上回っている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、単独事業費が8.4%減(前年度8.7%減)、補助事業費が5.6%減（同14.5%減)、国直轄事業負担金が3.2%減（同3.5%増）となっている。

なお、地方公共団体は、交通事故等の防止を図るため、交通安全施設の設置及び補修、交通安全運動の推進等の道路交通安全対策事業を実施している。道路交通安全対策費として支出された経費（土木費以外の費目に係るものを含み、人件費を除く。）は5,155億円で、前年度と比べると4.8%減（前年度11.3%減）となっている。

道路交通安全対策経費の内訳をみると、横断歩道や道路標識等交通安全施設の設置費の構成比が最も大きな割合（76.8%）を占め、以下、交通安全運動等（15.6%)、施設補修費（7.5%）の順となっている。

(2) 教育と文化［第67表～第72表］

地方公共団体は、教育の振興と文化の向上を図るため、学校教育、社会教育等の教育文化行政を行っている。

これらの教育施策の推進に要する経費である教育費の決算額は16兆5,778億円で、前年度に比べると2.0%減（前年度1.7%減）となっている。

また、教育費の歳出総額に占める割合は18.3%となっており、歳出総額の中で最も大きな割合を占めている。

教育費の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては23.7%、市町村においては10.8%となっている。

教育費の目的別の内訳をみると、**第36図**のとおりであり、小学校費が最も大きな割合（教育費総額の30.8%）を占め、以下、中学校費（同17.4%）、高等学校費（同15.1%）、教職員の退職金や私立学校の振興等に要する経費である教育総務費（同13.9%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、小学校費が0.2%増（前年度0.6%減）、中学校費が0.2%増（同1.5%減）、高等学校費が2.0%減（同1.6%減）、教育総務費が5.6%減（同1.9%減）、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設等に要する経費である社会教育費が7.4%減（同5.5%減）、体育施設の建設・運営や体育振興及び義務教育諸学校等の給食等に要する経費である保健体育費が3.2%減（同3.5%減）となっている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては小学校費が最も大きな割合（34.2%）を占め、以下、高等学校費（20.4%）、中学校費（19.3%）の順となっている。

第36図　教育費の目的別内訳

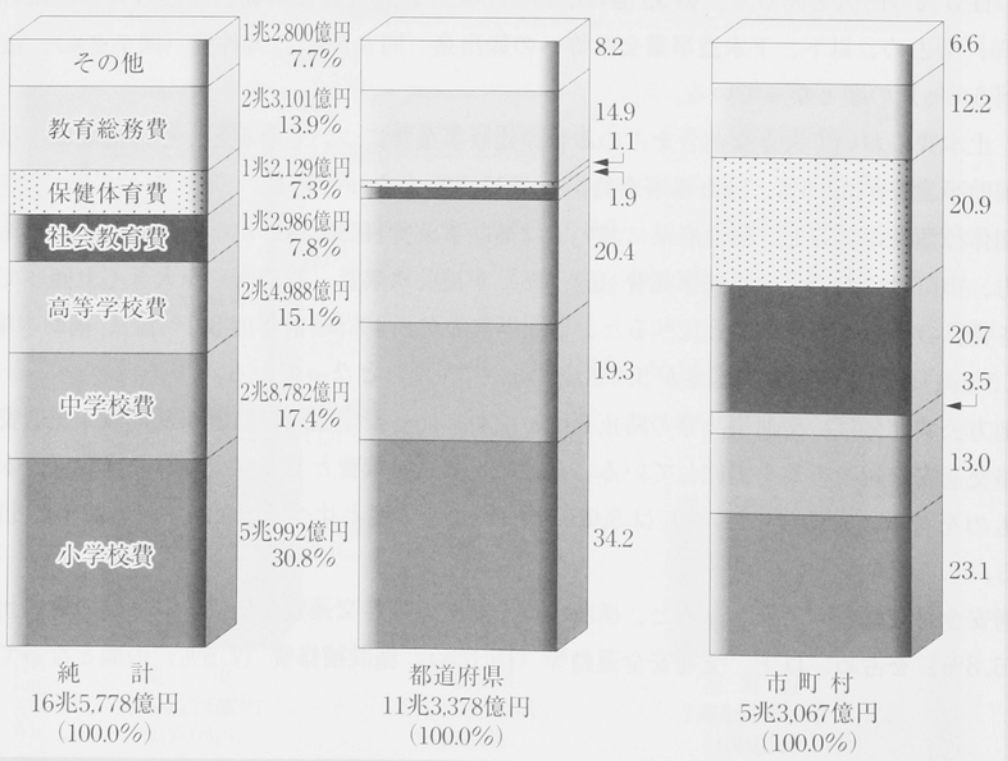

第37図　教育費の性質別内訳

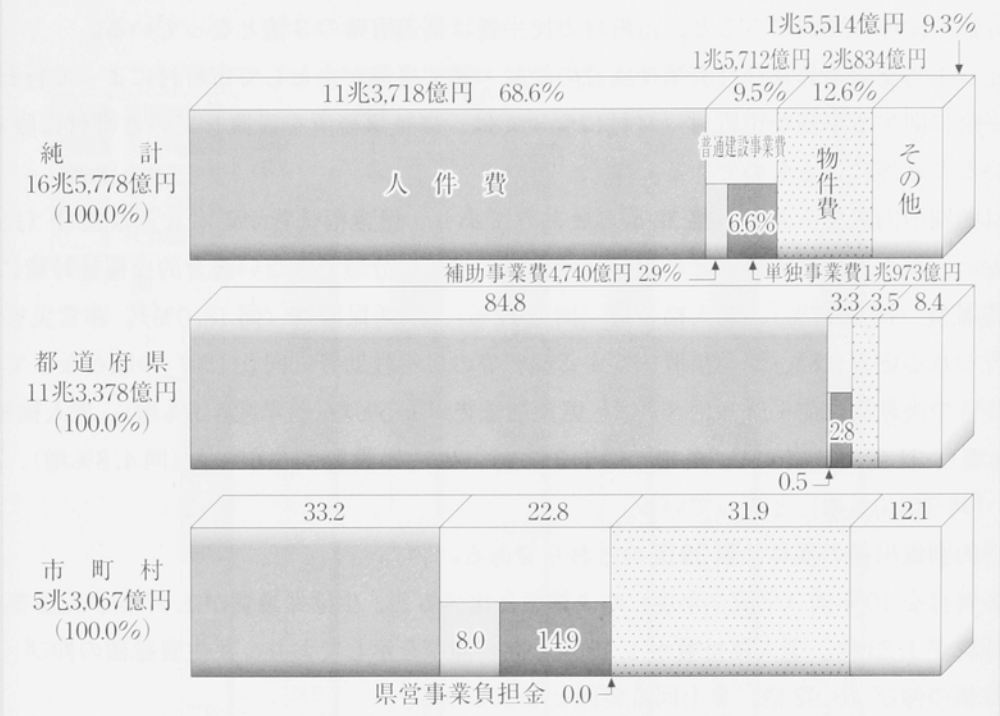

また、市町村においても、小学校費が最も大きな割合（23.1%）を占め、以下、保健体育費（20.9%）、社会教育費（20.7%）の順となっている。

教育費の性質別の内訳をみると、**第37図**のとおりであり、人件費が最も大きな割合（教育費総額の68.6%）を占め、以下、物件費（同12.6%）、義務教育施設整備等の経費である普通建設事業費（同9.5%）の順となっている。

また、主な費目を前年度と比べると、人件費が1.8%減（前年度1.1%減）、普通建設事業費が8.1%減（同8.5%減）となっている。

性質別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては、都道府県立学校教職員の人件費のほか、市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していることから、人件費が大部分（84.8%）を占めている。

また、市町村においても、人件費が最も大きな割合（33.2%）を占め、以下、物件費（31.9%）、普通建設事業費（22.8%）の順となっている。

(3)　生活・福祉の充実

ア　社会福祉行政［第37表～第43表］

地方公共団体は、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、心身障害者等のための福祉施設の整備及び運営、生活保護の実施等の施策を行っている。

これらの諸施策の推進に要する経費である民生費の決算額は、三位一体の改革による国庫補助負担金の改革に伴う国民健康保険制度における都道府県調整交付金の創設等により、前年度と比べると3.7%増（前年度4.1%増）の15兆6,927億円で、歳出総額の17.3%を占め（都道府県9.2%、市町村26.1%）、教育費に次いで大きい額となっている。

民生費が増加している背景としては、児童手当の支給対象年齢の見直しなどの制度改正、被保護者数の増加に伴う生活保護費の増加、少子高齢化の進行等があげられる。

なお、決算額を団体種類別にみると、市町村の民生費は都道府県の３倍となっている。

これは、児童手当支給事務及び社会福祉施設の設置・運営事務が主として市町村によって行われていることや、生活保護に関する事務が市町村（町村については、福祉事務所を設置している町村に限る。）によって行われていること等によるものである。

民生費の目的別の内訳をみると、**第38図**のとおりであり、児童福祉費が最も大きな割合（民生費総額の29.9%）を占め、以下、知的障害者等の福祉対策や他の福祉に分類できない総合的な福祉対策に要する経費である社会福祉費（同26.7%）、老人福祉費（同25.2%）、生活保護費（同18.0%）、非常災害によるり災者に対して行われる応急救助、緊急措置に要する経費等の災害救助費（同0.1%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、児童福祉費が2.5%増(前年度4.9%増)、老人福祉費が0.5%増（同4.2%増）、社会福祉費が9.3%増（同1.5%増）、生活保護費が3.6%増（同4.8%増）、災害救助費が56.5%減（同545.0%増）となっている。

民生費の目的別歳出額の推移は**第39図**のとおりである。

これらの各費目を10年前（平成７年度）の決算額と比べると、生活保護費が1.67倍、児童福祉費が1.43倍、社会福祉費が1.33倍、老人福祉費が1.15倍と高い伸びを示しており、民生費総額の伸び（1.31倍）が歳出純計決算額の伸び（0.92倍）を上回る要因となっている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては老人福祉費の構成比（41.7%）が最も大きく、以下、社会福祉費（31.5%）、児童福祉費（19.8%）、生活保護費（6.7%）の順となっている。

また、市町村においては児童福祉費の構成比（32.6%）が最も大きく、以下、社会福祉費（26.3%）、老人福祉費（20.9%）、生活保護費（20.1%）の順となっている。

第38図　民生費の目的別内訳

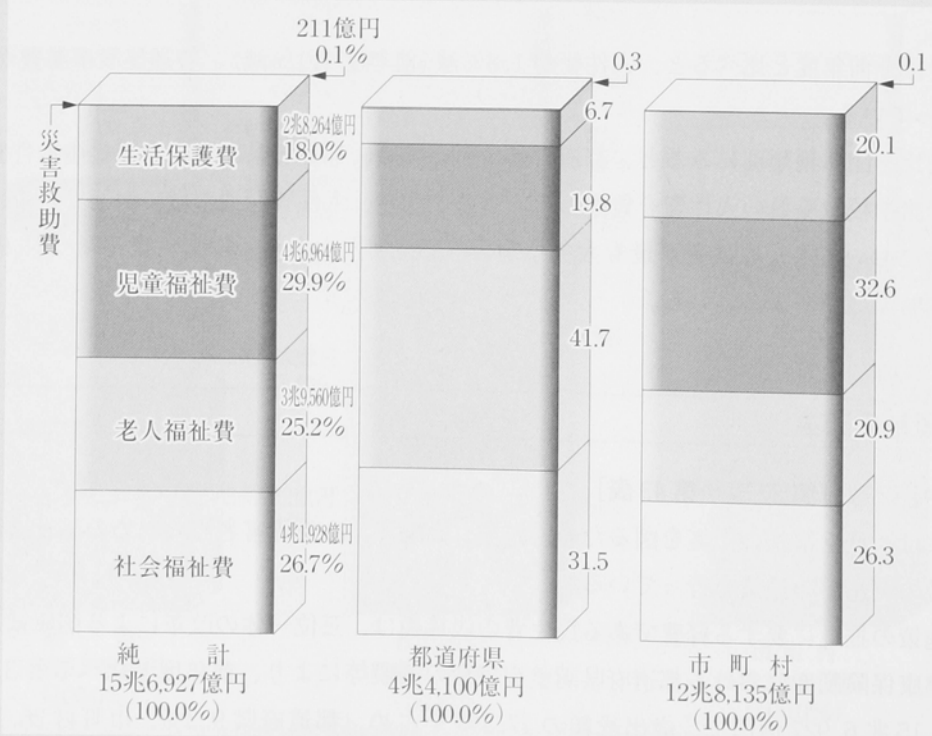

第39図　民生費の目的別歳出の推移

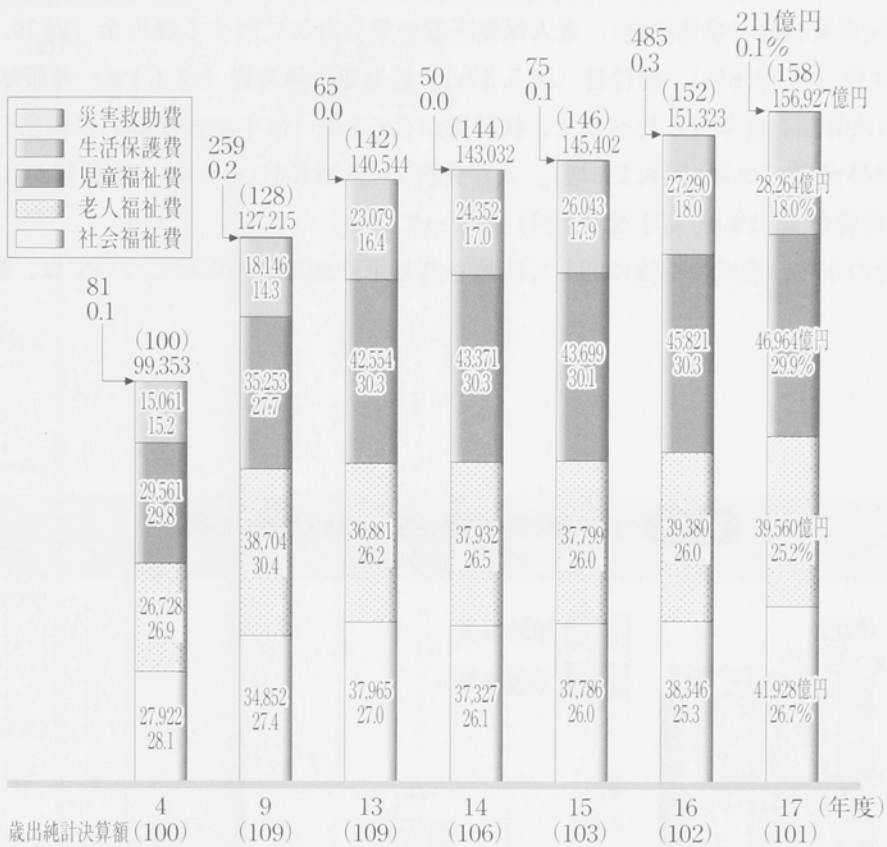

（注）（　）内の数値は、平成４年度を100として算出した指数である。

第40図　民生費の性質別内訳

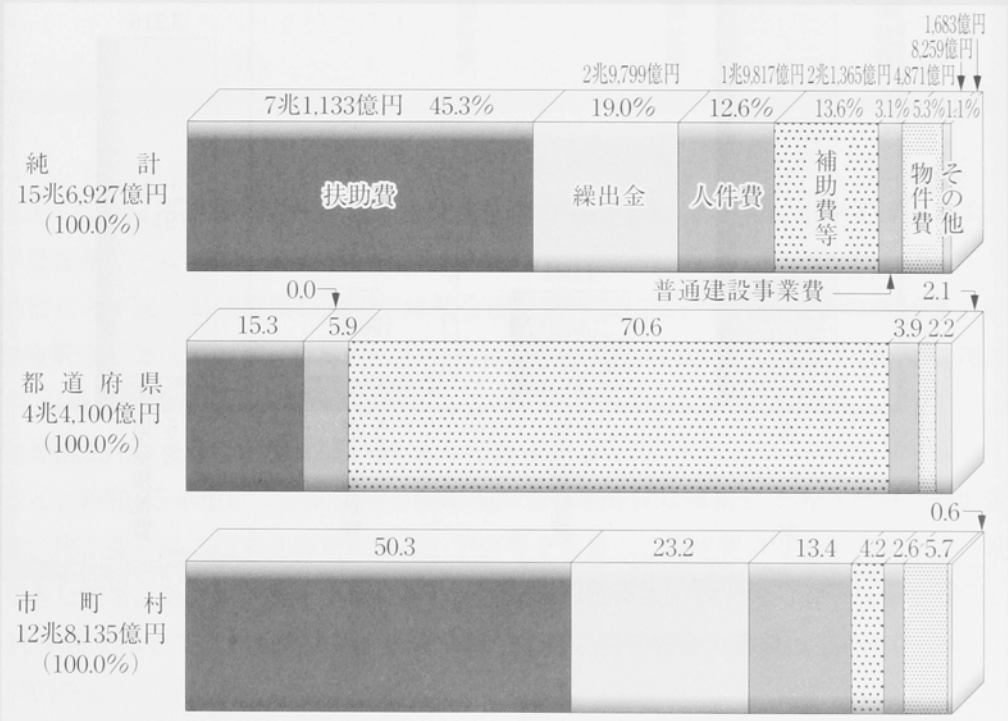

民生費の性質別の内訳をみると、**第 40 図**のとおりであり、生活保護に要する経費、児童手当の支給に要する経費等の扶助費が最も大きな割合（民生費総額の 45.3%）を占め、以下、国民健康保険事業会計（事業勘定）、介護保険事業会計（事業勘定）、老人保健医療事業会計等に対する繰出金（同 19.0%）、補助費等（同 13.6%）、人件費（同 12.6%）、物件費（同 5.3%）、普通建設事業費（同 3.1%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、扶助費が 2.6%増（前年度 6.6%増）、繰出金が 4.1%増（同 6.3%増）、補助費等が 22.3%増（同 8.7%増）、人件費が 1.1%減（同 0.6%減）、物件費が 0.8%減（同 0.7%増）、普通建設事業費が 13.1%減（同 22.3%減）となっている。

民生費の扶助費のうち、地域の特性に応じて実施される単独施策分の現状については、**第 41 図**のとおりである。

第41図　民生費の目的別扶助費（補助・単独）の状況

その１　都道府県

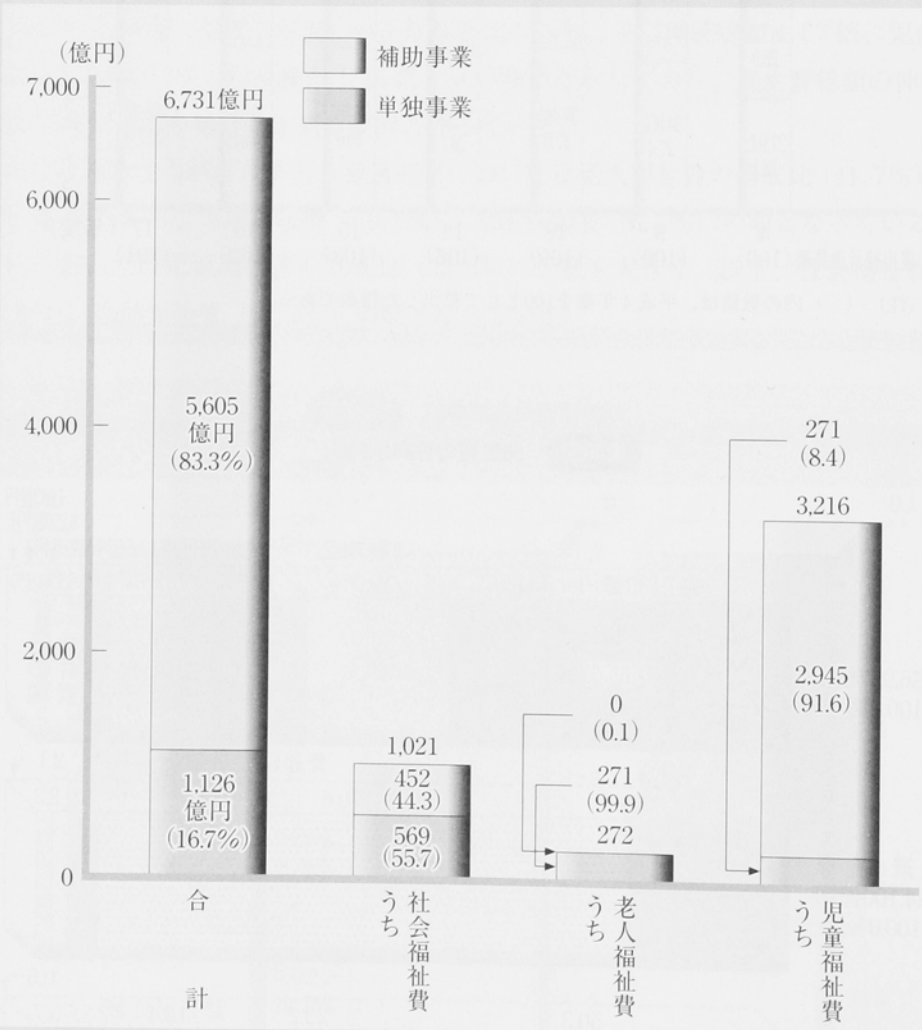

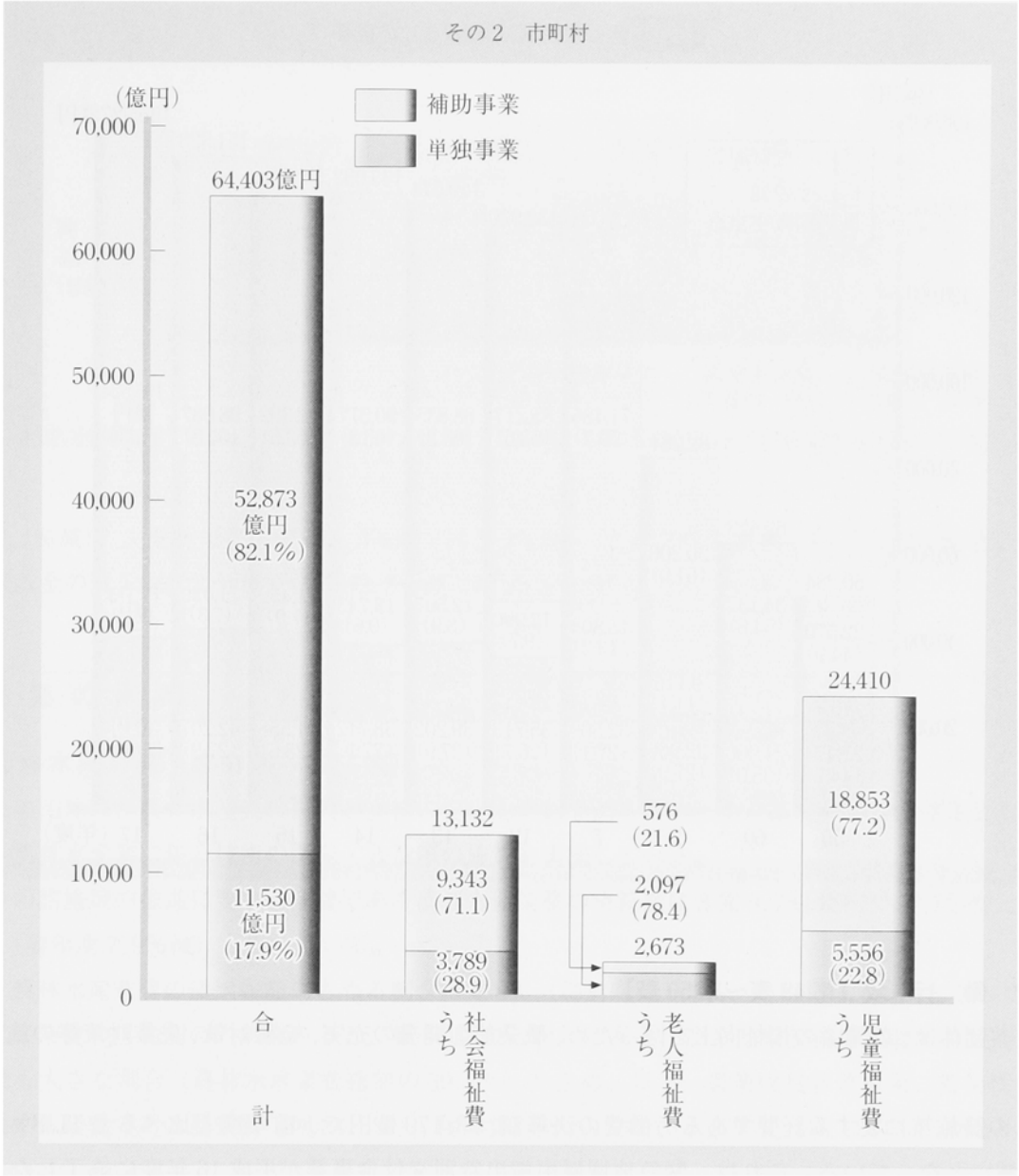

都道府県においては1,126億円（民生費の扶助費総額の16.7%）、市町村においては1兆1,530億円（同17.9%）が単独施策分となっている。

これを目的別にみると、都道府県においては社会福祉費の55.7%、老人福祉費の99.9%、児童福祉費の8.4%が単独施策分となっており、市町村においては社会福祉費の28.9%、老人福祉費の78.4%、児童福祉費の22.8%が単独施策分となっている。

民生費の財源構成比の推移は、**第42図**のとおりである。

これによると、昭和55年度は一般財源等と国庫支出金の割合はほぼ同じであったが、民生費における単独施策の充実、民生費に係る国庫補助負担率の引下げ等を背景に、民生費の増加分の多くを一般財源等の充当で対応してきた結果、近年は、補正予算により介護保険円滑導入、少子化対策等に係る交付金が追加計上された平成11年度を除いて、一般財源等が国庫支出金の約2倍の割合で推移している。

第42図　民生費の財源構成比の推移

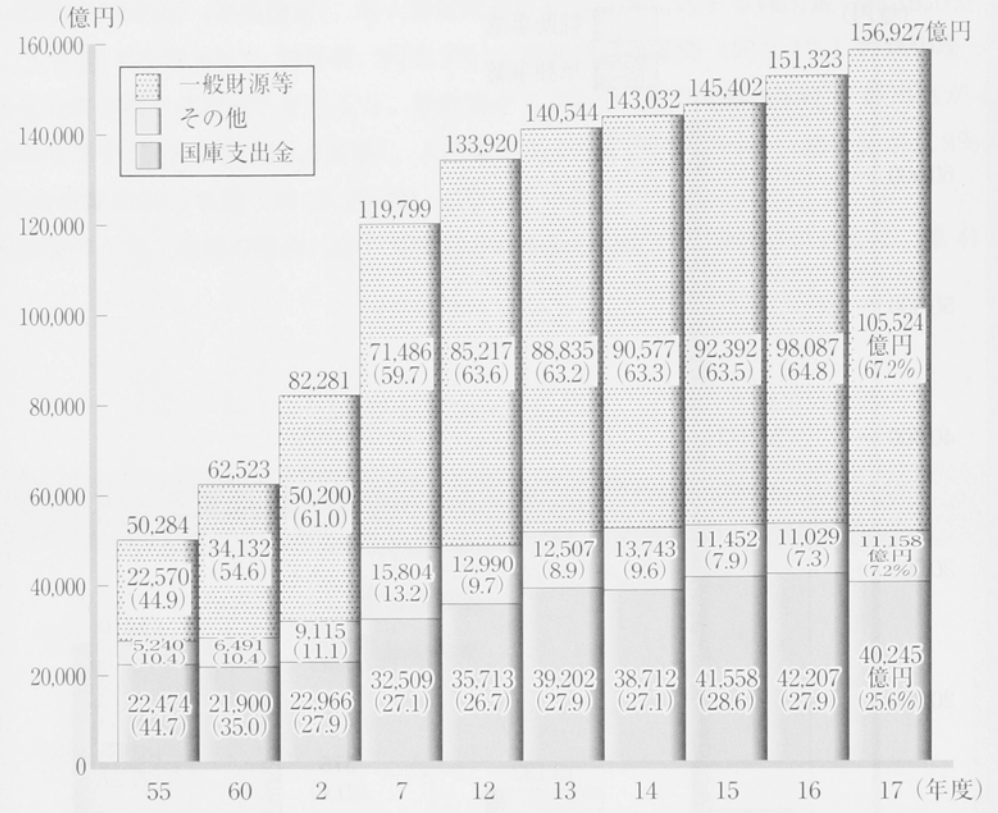

イ　労　働　行　政［第49表～第50表］

地方公共団体は、就業者の福祉向上を図るため、職業能力開発の充実、金融対策、失業対策等の施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である労働費の決算額は3,170億円で、前年度と比べると11.8%減（前年度3.8%減）となっている。これは、緊急地域雇用創出特別交付金事業が平成16年度に終了したことなどによるものである。

なお、労働費の歳出総額に占める割合は0.3%（都道府県0.4%、市町村0.3%）となっている。

労働費の目的別の内訳をみると、失業対策費は労働費総額の7.1%を占め、金融対策、福祉対策、職業訓練等に要する経費であるその他の経費が残りの92.9%を占めている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、上記交付金事業の終了等に伴い、失業対策費が28.9%減（前年度2.7%増）となっており、その他の経費が10.2%減（同4.4%減）となっている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては職業訓練費が46.7%、労政費が43.9%、失業対策費が4.8%の順となっている。一方、市町村においては失業対策費が9.6%となっている。

労働費の性質別の内訳をみると、**第43図**のとおりであり、貸付金が最も大きな割合（労働費総額の28.3%）を占め、以下、人件費（同25.2%）、補助費等（同17.9%）、物件費（同17.0%）、普通建設事業費（同5.3%）、失業対策事業費（同5.2%）、積立金（同0.6%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、貸付金が9.0%減（前年度8.3%減）、人件費が5.9%減（同3.6%減）、物件費が34.5%減（同3.2%減）、補助費等が16.8%増（同5.8%減）、普通建設事業費が8.1%

第43図　労働費の性質別内訳

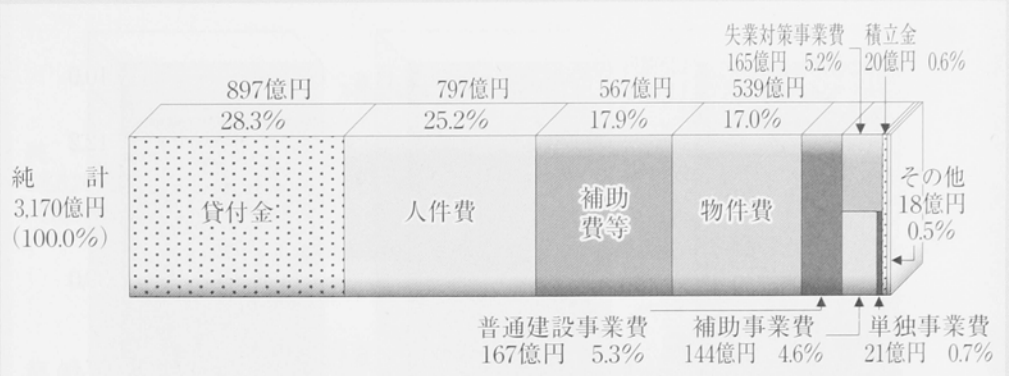

減（同2.2%減）、失業対策事業費が8.5%減（同3.2%増）、上記交付金事業の終了に伴う緊急地域の雇用創出特別基金の減少等により積立金が72.5%減（同95.6%増）となっている。

(4)　産　業　の　振　興

ア　農林水産行政［第51表～第56表］

地方公共団体は、農林水産業の振興と食糧の安定的供給を図るため、生産基盤の整備、構造改善、消費流通対策、農林水産業に係る技術の開発・普及等の施策を実施している。

これらの諸施策の推進に要する経費である農林水産業費の決算額は3兆9,783億円で、前年度と比べると7.9%減（前年度7.9%減）となっている。

また、農林水産業費の歳出総額に占める割合は4.4%（都道府県6.3%、市町村3.0%）となっている。

農林水産業費の目的別の内訳をみると、**第44図**のとおりであり、農業基盤整備等に要する経費である農地費が最も大きな割合（農林水産業費総額の39.7%）を占め、以下、農業改良普及事業、農業構造改善事業等に要する経費である農業費（同24.5%）、林業費（同20.6%）、水産業費（同11.0%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、農地費が6.6%減（前年度10.6%減）、農業費が8.8%減（同9.2%減）、林業費が9.3%減（同0.0%減）、水産業費が8.5%減（同10.7%減）となっている。

農林水産業費の性質別の内訳をみると、**第45図**のとおりであり、普通建設事業費が最も大きな割合（農林水産業費総額の55.4%）を占め、以下、人件費（同19.0%）、補助費等（同8.5%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、普通建設事業費が8.5%減(前年度13.6%減)、人件費が2.4%減（同2.1%減）となっている。

さらに、農林水産業費において最も大きな割合を占める普通建設事業費について、目的別にその構成比をみると、農地費が最も大きな割合（農林水産業費における普通建設事業費の56.1%）を占め、以下、林業費（同21.8%）、水産業費（同12.7%）、農業費（同7.1%）の順となっている。

イ　商　工　行　政［第57表］

地方公共団体は、地域における商工業の振興とその経営の近代化等を図るため、中小企業の指導育成、企業誘致、消費流通対策等さまざまな施策を実施している。

これらの諸施策の推進に要する経費である商工費の決算額は4兆6,260億円で、前年度と比べると5.7%

第44図　農林水産業費の目的別内訳

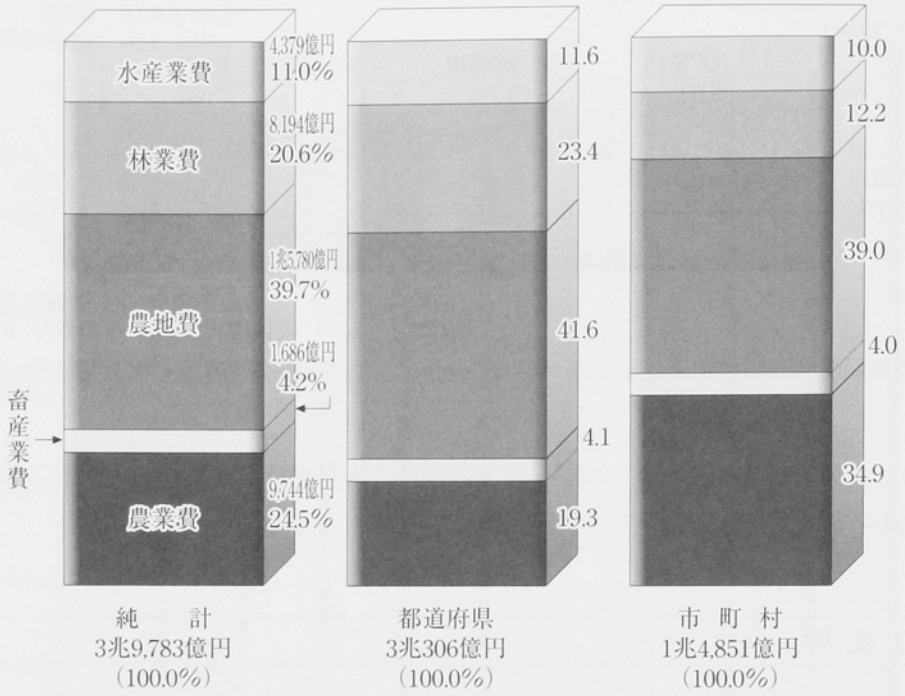

第45図　農林水産業費の性質別内訳

第46図　商工費の性質別内訳

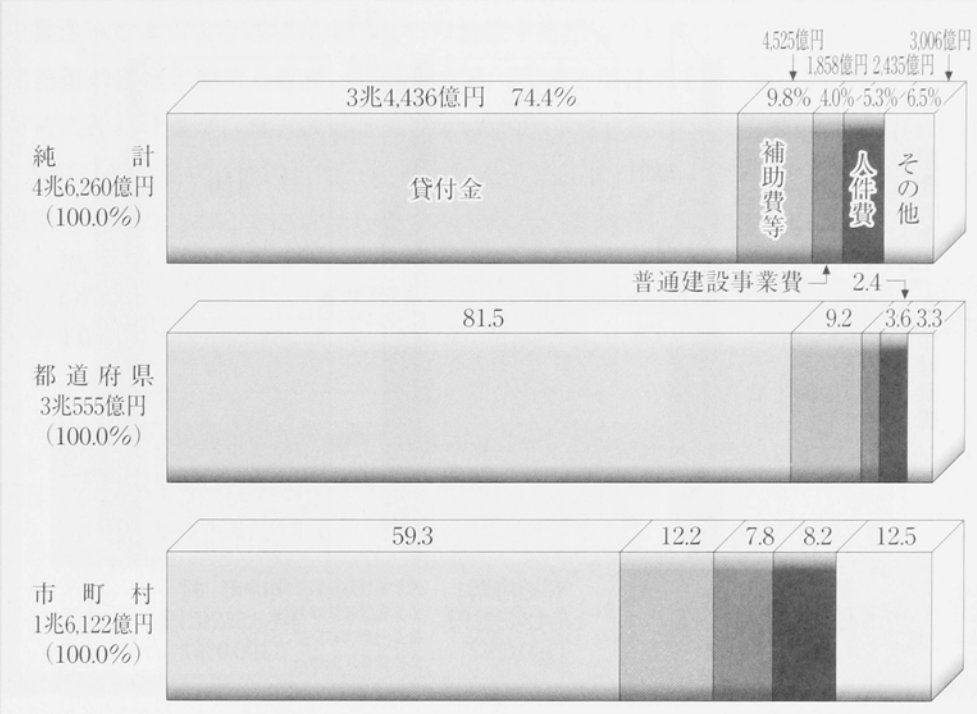

減（前年度1.4%増）となっている。

また、商工費の歳出総額に占める割合は5.1%となっている（都道府県6.4%、市町村3.3%）。

商工費の性質別の内訳をみると、**第46図**のとおりであり、貸付金が最も大きな割合（商工費総額の74.4%）を占め、以下、補助費等（同9.8%）、人件費（同5.3%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、貸付金が3.6%減（前年度0.0%増）、補助費等が0.5%減（同6.3%減）、人件費が1.3%増（同0.2%減）となっている。

性質別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては貸付金が大部分（81.5%）を占めている。また、市町村においても貸付金が最も大きな割合（59.3%）を占め、次いで補助費等（12.2%）の順となっている。

(5)　保健衛生と環境保全

ア　保　健　衛　生［第44表～第48表］

地方公共団体は、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策を推進するとともに、し尿・ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策を実施している。

これらの諸施策の推進に要する経費である衛生費の決算額は5兆7,067億円で、前年度と比べると1.3%減（前年度1.9%減）となっている。

また、衛生費の歳出総額に占める割合は6.3%（都道府県3.1%、市町村8.9%）となっている。

衛生費の目的別の内訳をみると、**第47図**のとおりであり、保健衛生、精神衛生及び母子衛生等に要する経費である公衆衛生費が最も大きな割合（衛生費総額の55.3%）を占め、次いで一般廃棄物等の収集処理

第47図　衛生費の目的別内訳

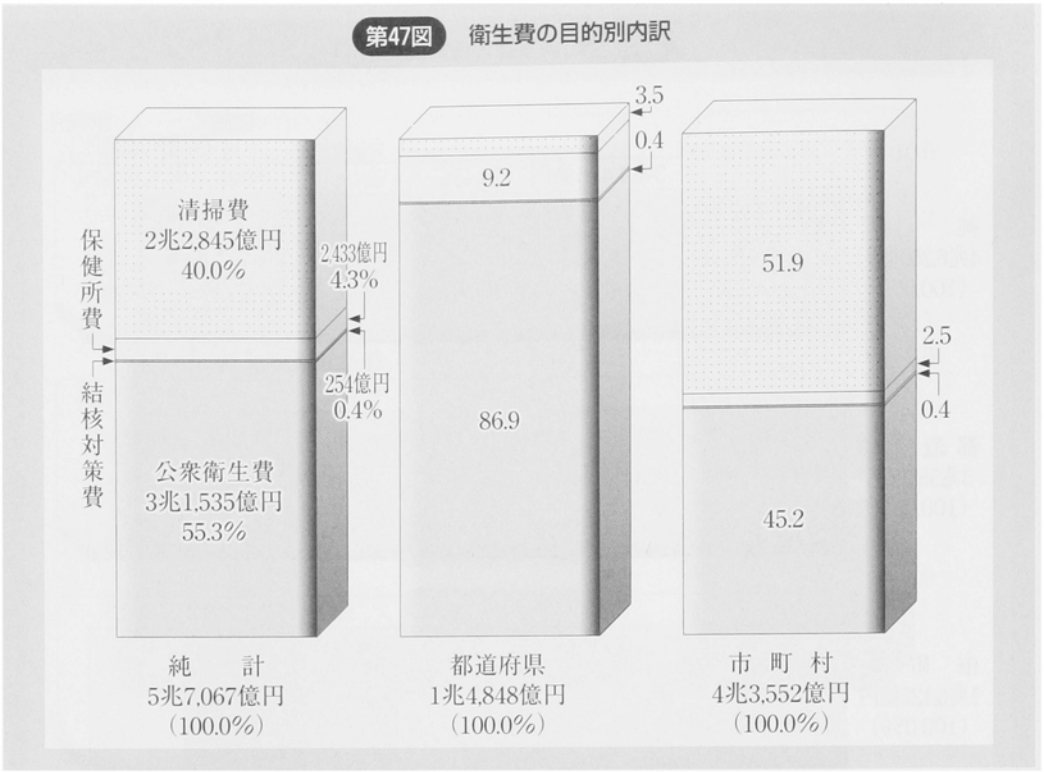

第48図　衛生費の性質別内訳

等に要する経費である清掃費（同40.0%）となっている。これらの経費を合わせると、衛生費全体の９割以上を占めている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては公衆衛生費が大部分（86.9%）を占め、市町村においては清掃費（51.9%）、公衆衛生費（45.2%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、公衆衛生費が1.5%減（前年度1.8%減）、清掃費が0.7%減（同2.0%減）、保健所費が3.2%減（同1.3%減）となっている。

衛生費の性質別の内訳をみると、**第48図**のとおりであり、ごみ処理等の委託に要する経費等である物件費（衛生費総額の29.9%）、清掃関係職員、公衆衛生関係職員の職員給等である人件費（同23.4%）、補助費等（同17.2%）、普通建設事業費（同12.2%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、人件費が2.2%減（前年度1.5%減）、補助費等が0.7%減（同3.1%減）、普通建設事業費が4.2%減（同8.4%減）、物件費が0.6%減（同0.4%増）となっている。

イ　環　境　保　全

地方公共団体は、身近な生活環境を良好に保全するため、汚水・廃棄物の適正な処理、公害問題への対応、リサイクルの推進等さまざまな環境保全のための施策を推進している。

これらの諸施策の推進に要する経費（環境基本法（平成５年法律第91号）第２条第３項に規定する「公害」の防止対策に係る経費で、地方公営企業会計に係るものを含む。）の総額は３兆2,198億円（都道府県7,128億円、市町村２兆5,070億円）で、前年度と比べると9.0%減（前年度11.2%減）となっている。

なお、環境保全対策のために支出された経費の内容は、**第49図**のとおりである。

第49図　環境保全対策経費の状況

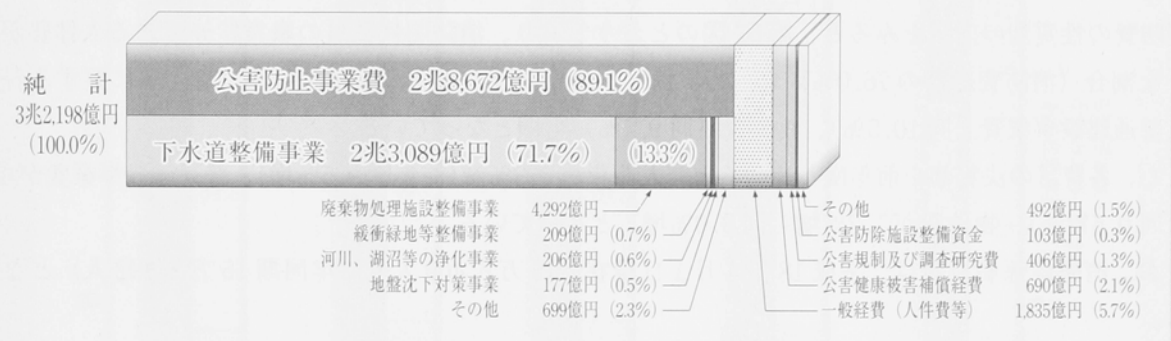

(6)　警　察　と　消　防

ア　警　察　行　政［第65表～第66表］

都道府県は、犯罪の防止、交通安全の確保その他地域社会の安全と秩序を維持し、国民の生命、身体及び財産を保護するため、警察行政を推進している。

これらの諸施策に要する経費である警察費の決算額は３兆3,176億円で、前年度と比べると0.6%減（前年度0.7%減）となっている。

また、警察費の歳出総額に占める割合は3.7%（都道府県歳出総額の6.9%）となっている。

警察費の性質別の内訳をみると、**第50図**のとおりであり、警察官の職員給等である人件費が最も大きな割合（警察費総額の83.2%）を占め、以下、物件費（同9.7%）、警察施設、交通信号機の設置等に要する経費である普通建設事業費（同5.8%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、人件費が0.5%減（前年度0.1%増）、物件費が1.6%減（同

第50図　警察費の性質別内訳

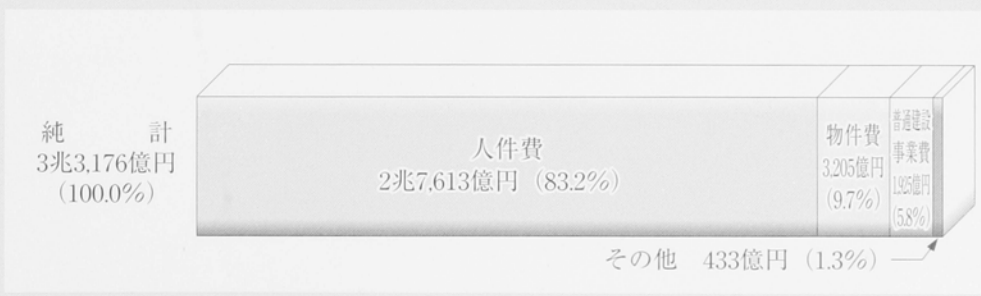

0.7%増)、普通建設事業費が1.1%減（同12.3%減）となっている。

なお、国家公務員である警視正以上の階級にある地方警務官を除く都道府県警察職員総数は、平成18年4月1日現在、27万7,543人（前年同期27万4,173人）となっており、その内訳は、警察官24万8,834人（同24万5,374人)、警察事務職員等2万8,709人（同2万8,799人）となっている。

イ　消　防　行　政［第64表］

地方公共団体は、火災、風水害、地震等の災害から国民の生命、身体及び財産を守り、これらの災害を防除し、被害を軽減するため、消防行政を推進している。

これらの諸施策に要する経費である消防費の決算額は1兆8,243億円で、前年度と比べると0.6%減（前年度0.9%増）となっている。

また、消防費の歳出総額に占める割合は2.0%（都道府県0.5%、市町村3.4%）となっている。

消防費の性質別の内訳をみると、**第51図**のとおりであり、消防関係職員の職員給等である人件費が最も大きな割合（消防費総額の76.0%）を占め、以下、消防施設の整備、消防自動車の購入等に要する経費である普通建設事業費（同10.5%)、物件費（同9.2%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、人件費が0.3%減(前年度0.5%増)、普通建設事業費が4.2%減（同0.6%減)、物件費が1.3%増（同3.0%増）となっている。

なお、消防関係職員数は、平成18年4月1日現在、15万6,409人（前年同期15万5,792人）となっている。

第51図　消防費の性質別内訳

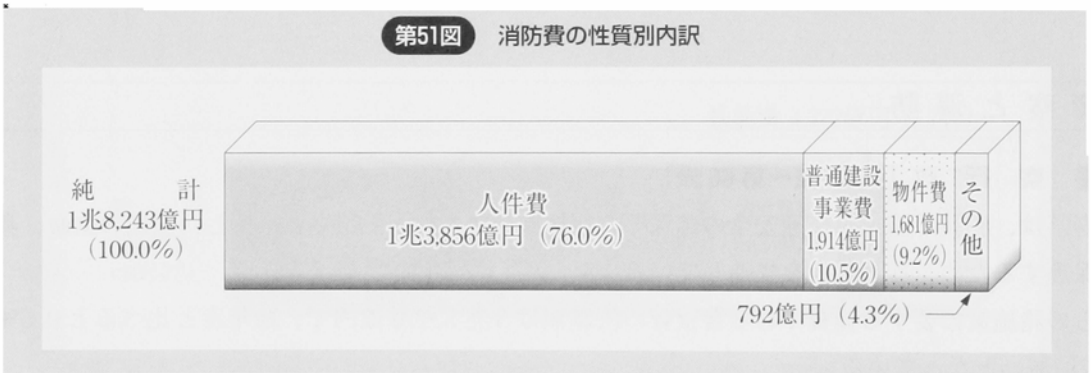

(7)　目的別歳出充当一般財源等の状況

使途の特定されていない財源である一般財源等の歳出への充当について、一般財源等を地方税、地方交付税、臨時財政対策債及びその他に、歳出を目的別にそれぞれ分類した上で、道府県については財政力指数段階グループ別に、市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。）については団体区分別に比較してみると、**第52図**のとおりである。

第52図　目的別歳出充当一般財源等の状況

その１　道府県（財政力指数別）

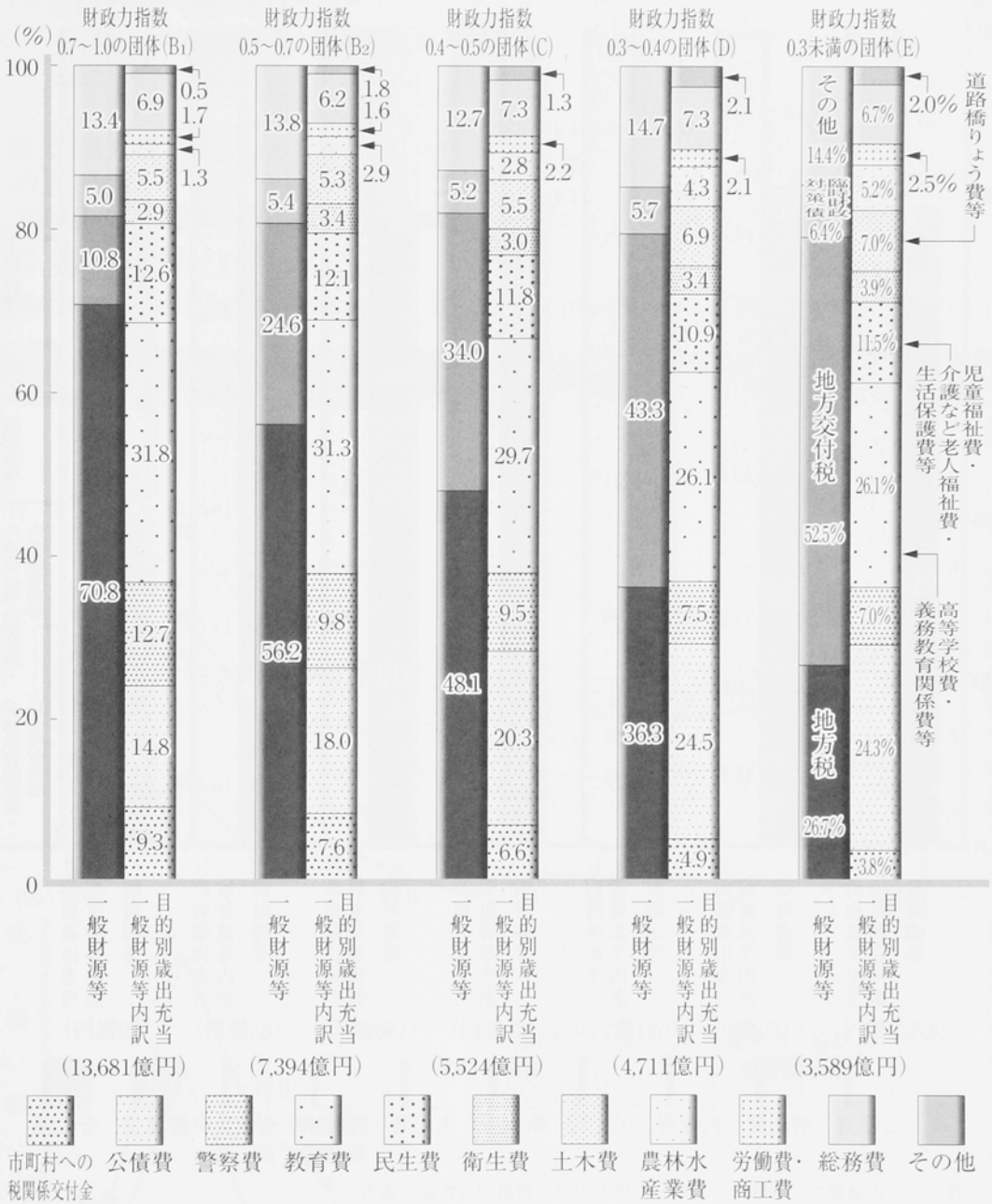

（注）（　）の金額は、各グループごとの一団体平均の一般財源等の額である。

その２　市町村（団体区分別）

（注）（　）の金額は、各区分ごとの一団体平均の一般財源等の額である。

5　地方経費の構造

地方公共団体の経費を経済的な性質に着目して分類すると、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別されるが、これらの状況をみると、次のとおりである。

(1)　義務的経費［第73表］

人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費の決算額は46兆8,553億円で、前年度と比べると1.5%増（前年度0.1%増）となっている。

また、義務的経費の歳出総額に占める割合は51.7%で、前年度と比べると1.1%ポイントの上昇となっ

第53図　人件費の推移

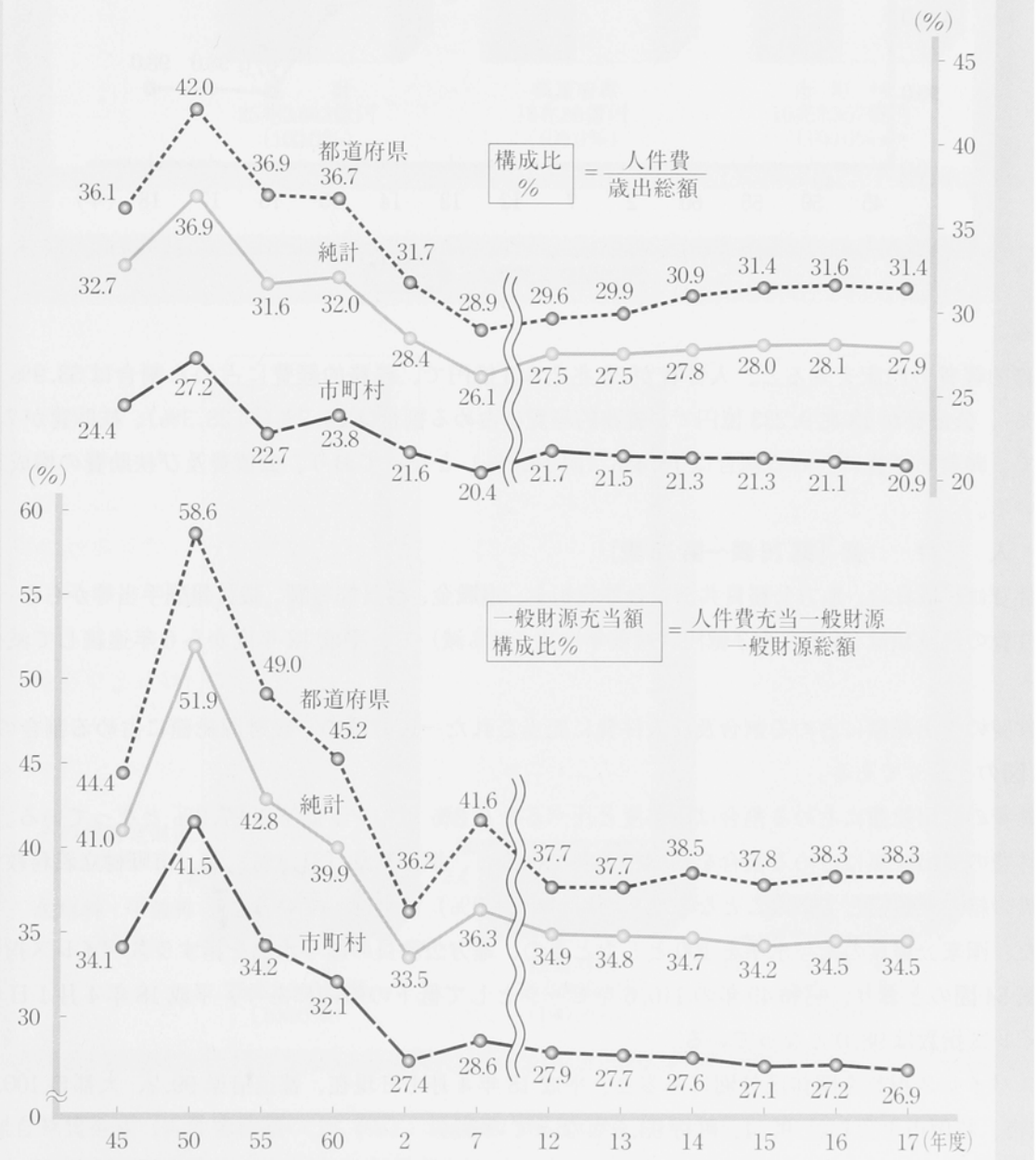

第54図　ラスパイレス指数の推移

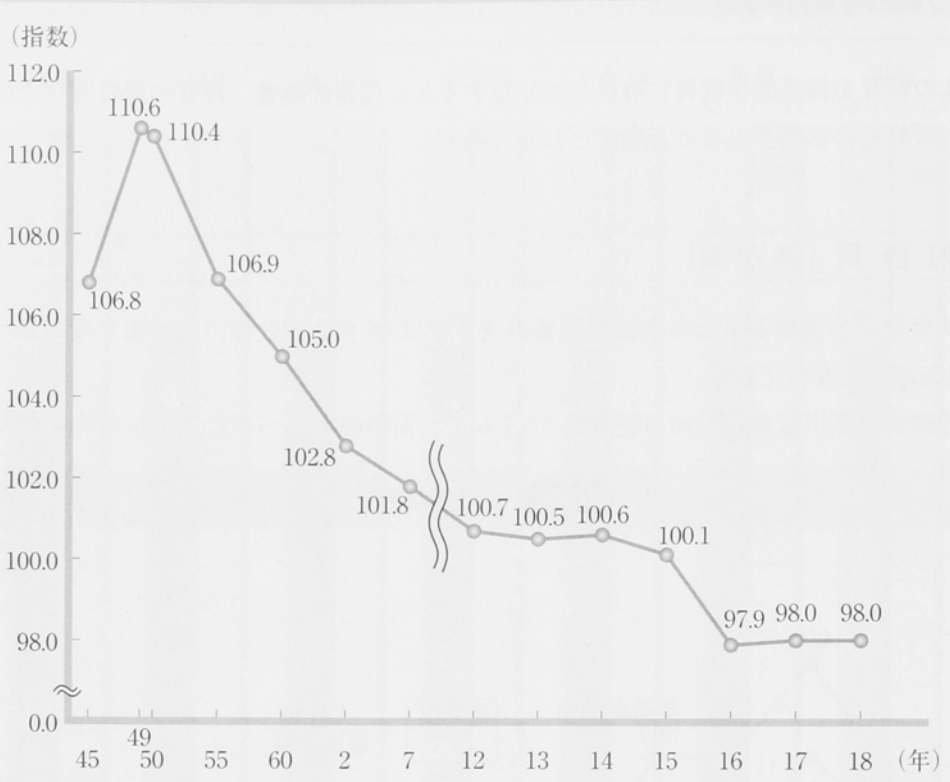

ている。

義務的経費の内訳をみると、人件費が25兆2,643億円で、義務的経費に占める割合は53.9%（前年度55.5%）、公債費が13兆9,233億円で、義務的経費に占める割合は29.7%（同28.3%）、扶助費が7兆6,678億円で、義務的経費に占める割合は16.4%（同16.2%）となっており、公債費及び扶助費の構成比が上昇している。

ア　人　　件　　費［第76表～第78表］

人件費は、職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金、委員等報酬、議員報酬手当等からなっている。

人件費の決算額は25兆2,643億円（対前年度比1.4%減）で、平成12年度から6年連続して減少している。

人件費の歳出総額に占める割合及び人件費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合の推移は、**第53図**のとおりである。

人件費の歳出総額に占める割合は前年度と比べると0.2%ポイント低下の27.9%となっている。

人件費の歳出総額に占める割合を団体種類別にみると、都道府県（31.4%）が、市町村立義務教育諸学校教職員の給与を負担していることなどから市町村（20.9%）を上回っている。

また、国家公務員の給与水準を100としたときの、地方公務員の給与水準を指すラスパイレス指数の推移は、**第54図**のとおり、昭和49年の110.6をピークとして低下の傾向にあり、平成18年4月1日現在のラスパイレス指数は98.0となっている。

ラスパイレス指数を団体区分別にみると、平成18年4月1日現在、都道府県99.2、大都市100.2、都市（中核市、特例市を含む。）97.4、町村93.5となっている。

人件費の費目別の主な内訳をみると、**第55図**のとおりであり、職員給が73.6%を占め、以下、地方公務

第55図　人件費の項目別内訳

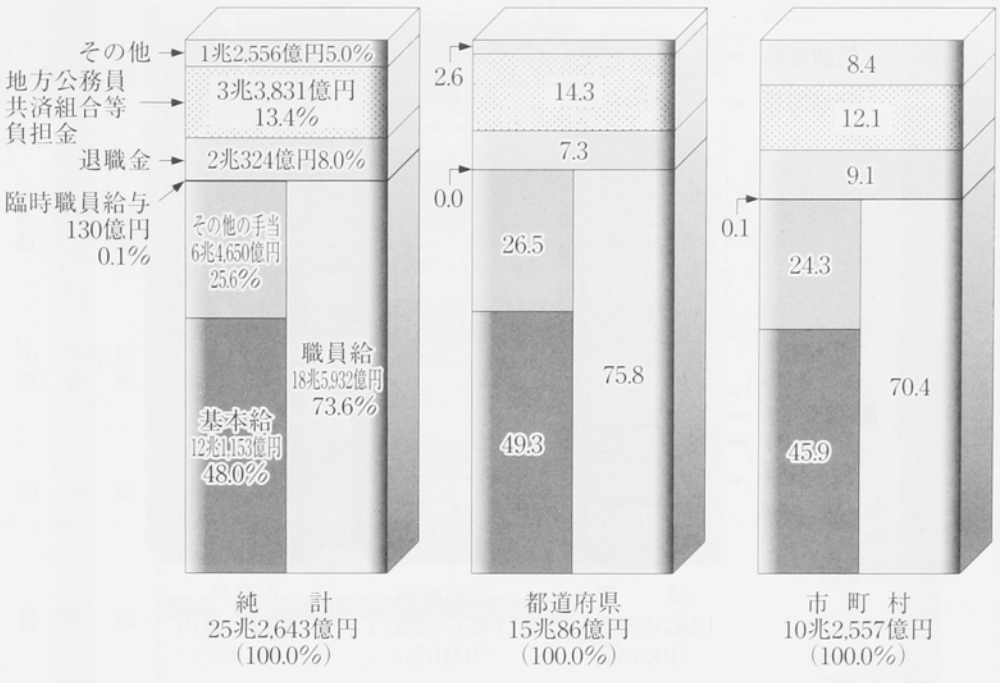

第56図　人件費の財源内訳

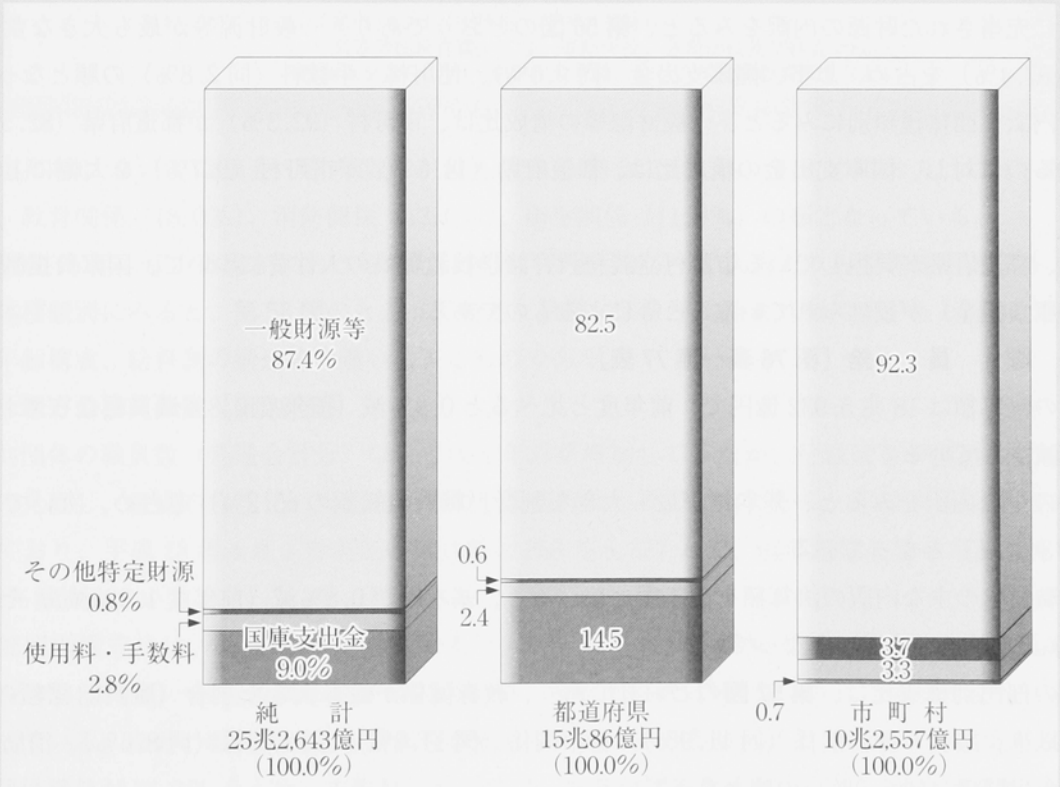

員共済組合等負担金（人件費総額の 13.4%）、退職金（同 8.0%）の順となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、職員給が 0.9%減（前年度 0.8%減）となっており、７年連続して

第57図　職員給の部門別構成比の状況

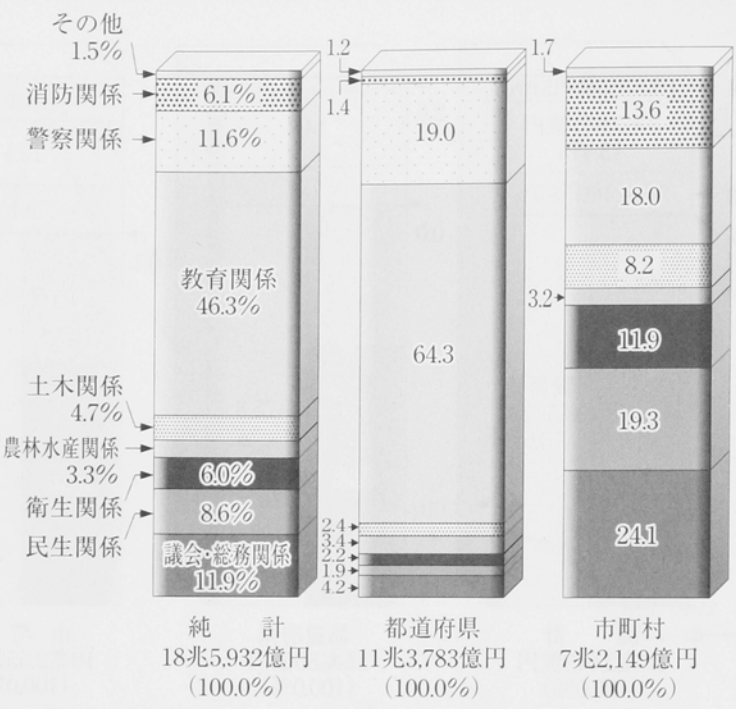

減少している。また、地方公務員共済組合等負担金が1.3%減(前年度0.4%減)、退職金が4.8%減(同6.3%減）となっている。

人件費に充当された財源の内訳をみると、**第56図**のとおりであり、一般財源等が最も大きな割合（人件費総額の87.4%）を占め、以下、国庫支出金（同9.0%)、使用料・手数料（同2.8%）の順となっている。

財源の内訳を団体種類別にみると、一般財源等の構成比は、市町村（92.3%）が都道府県（82.5%）を上回っているのに対し、国庫支出金の構成比は、都道府県（14.5%）が市町村（0.7%）を大幅に上回っている。

これは、都道府県が負担している市町村立義務教育諸学校教職員の人件費について、国庫負担制度（義務教育費国庫負担金）が設けられていること等によるものである。

（ア）　職　　員　　給［第76表～第77表］

職員給の決算額は18兆5,932億円で、前年度と比べると0.9%減（前年度0.8%減）となっており、7年連続して減少している。

職員給の主な内訳をみると、基本給が最も大きな割合（職員給総額の65.2%）を占め、次いでその他の手当（同34.8%）となっている。

また、職員給の主な内訳の決算額を前年度と比べると、基本給が0.8%減（前年度1.3%減)、その他の手当が1.0%減（同0.1%増）となっている。

職員給の部門別構成比は、**第57図**のとおりであり、教育関係が最も大きな割合（職員給総額の46.3%）を占め、以下、議会・総務関係（同11.9%)、警察関係（同11.6%)、民生関係（同8.6%)、消防関係（同6.1%)、衛生関係（同6.0%）の順となっている。

また、職員給の部門別構成比を団体種類別にみると、都道府県においては市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していることから、教育関係が最も大きな割合（64.3%）を占め、警察関係（19.0%）と合わせて全体の83.3% を占めている。

第58図　地方公務員１人当たり平均給料月額
（普通会計、団体種類別、職種別）

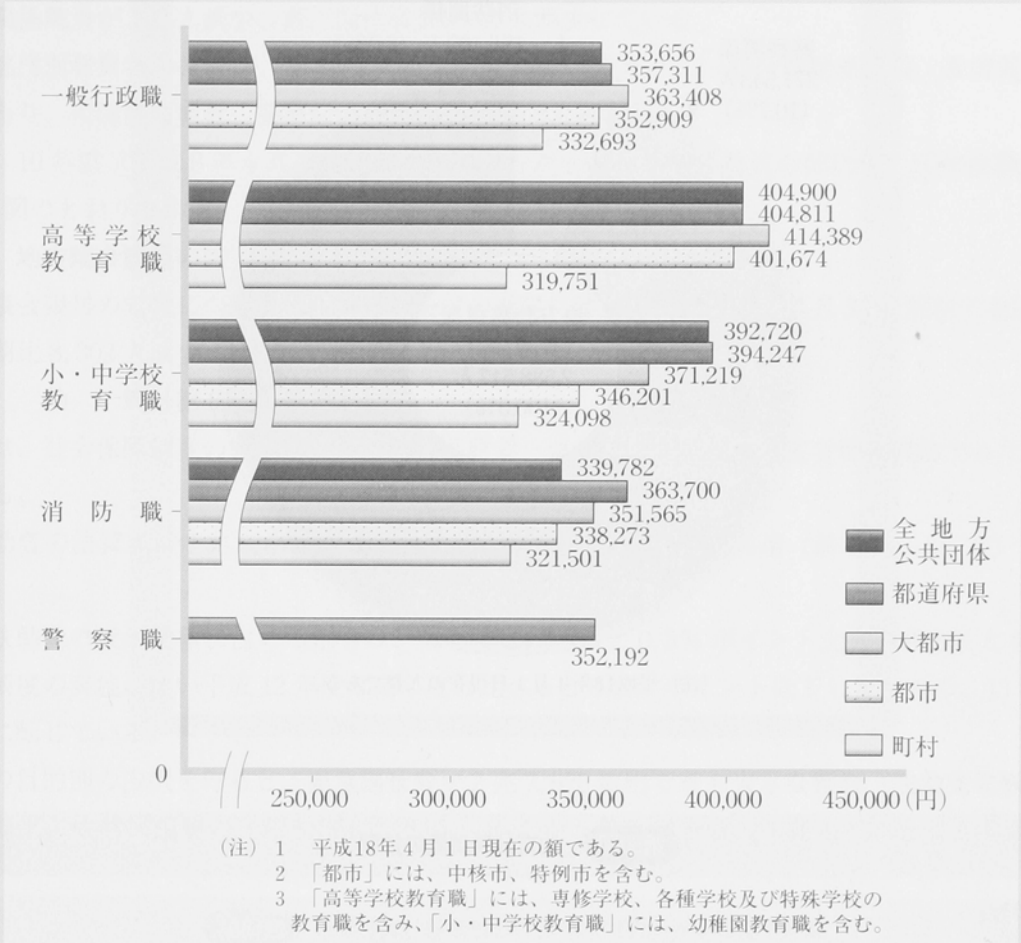

（注）１　平成18年４月１日現在の額である。
２　「都市」には、中核市、特例市を含む。
３　「高等学校教育職」には、専修学校、各種学校及び特殊学校の教育職を含み、「小・中学校教育職」には、幼稚園教育職を含む。

一方、市町村においては議会・総務関係が最も大きな割合（24.1%）を占めており、以下、民生関係（19.3%）、教育関係（18.0%）、消防関係（13.6%）、衛生関係（11.9%）の順となっている。

次に、平成18年４月１日現在における地方公務員（普通会計分）１人当たりの平均給料月額を主な職種別及び団体種類別にみると、**第58図**のとおりである。職種により平均給料月額に差があるのは、主として、職種別の年齢構成、給料表の構造等の違いによるものである。

（イ）　地方公務員の数［第78表］

地方公共団体の職員数（普通会計分）は、平成元年以降増加してきたが、行政改革が積極的に推進され、事務事業の見直し、組織の合理化、民間委託等の取組が行われたことなどから、平成７年以降12年連続して減少しており、平成18年４月１日現在の職員数は258万8,517人で、前年同期と比べると３万1,549人減少（1.2%減）している。

職員の部門別構成比は、**第59図**のとおりであり、教育関係職員が最も大きな割合（全地方公務員数の43.6%）を占め、以下、一般行政関係職員（同39.6%）、警察関係職員（同10.7%）、消防関係職員（同6.0%）の順となっている。なお、職員構成比を団体種類別にみると、都道府県においては教育関係職員が62.4%、一般行政関係職員が17.9% を占め、市町村においては一般行政関係職員が69.7%、教育関係職員が17.6%を占めている。

部門別職員数を前年同期と比べると、警察関係職員が3,370人増加、消防関係職員が617人増加となる一方、一般行政関係職員が２万672人減少、教育関係職員が１万4,864人減少している。一般行政関係職員の

第59図　地方公務員数の状況

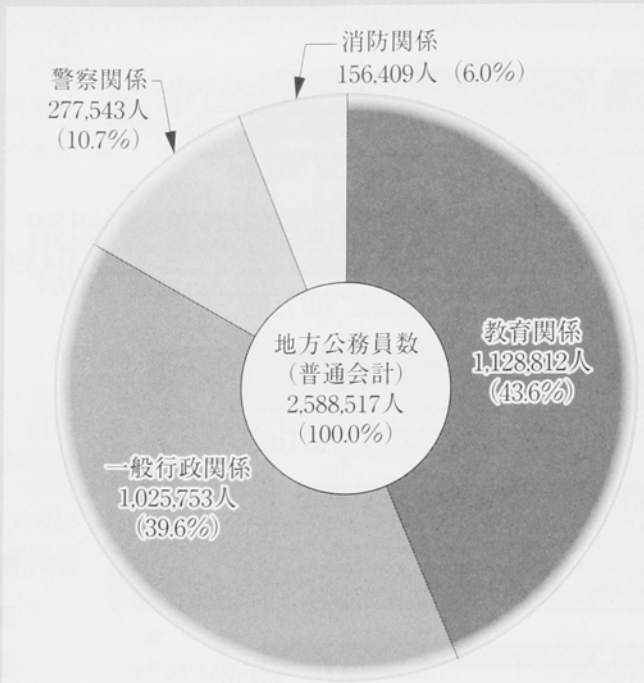

（注）平成18年４月１日現在の人数である。

第60図　地方公務員数の推移

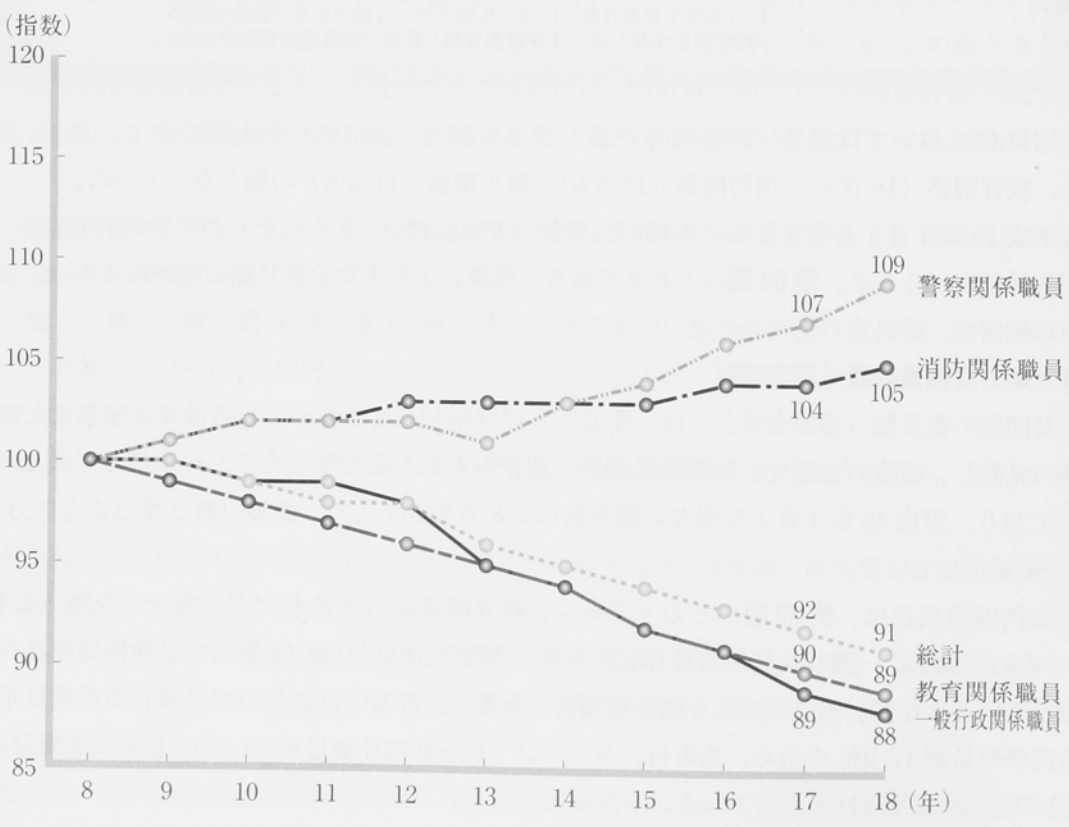

（注）平成８年４月１日現在の人数を100とした場合の指数である。

増減の内訳をみると、衛生関係職員が4,368人減少、議会・総務関係職員が4,298人減少、民生関係職員が3,904人減少、農林水産関係職員が3,692人減少、土木関係職員が3,234人減少、税務関係職員が962人減少、労働関係職員が162人減少、商工関係職員が52人減少している。

また、部門別職員数の推移は、**第60図**のとおりであり、近年は、一般行政関係職員、教育関係職員が減少傾向にあり、消防関係職員、警察関係職員が増加傾向にある。

さらに、10年前（平成８年４月１日現在）と比較した一般行政関係職員の部門別、団体種類別増減状況は、**第61図**のとおりである。

（ウ）　地方議会議員の数

市町村議会議員の定数については、市町村合併の進展に伴い、平成17年12月31日現在で46,497人（対前年度同期比8,302人減少、同17.9%減）となっている。

イ　扶　　助　　費［第81表］

扶助費は、社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、老人、心身障害者等を援助するために要する経費である。

この扶助費の決算額は７兆6,678億円であり、前年度と比べると2.5%増（前年度6.3%増）となっている。

また、扶助費の歳出総額に占める割合は、前年度と比べると0.3%ポイント上昇の8.5%となっている。介護保険制度の実施に伴い平成12年度は前年度と比べると0.6%ポイント低下したものの、13年度以降は再び上昇に転じている。

扶助費の目的別の内訳をみると、児童福祉費が２兆7,626億円で最も大きな割合（扶助費総額の36.0%）を占め、以下、生活保護費の２兆6,364億円（同34.4%）、社会福祉費の１兆4,153億円（同18.5%）、老

第61図　一般行政関係職員の部門別、団体種類別増減状況
（平成18年４月１日と平成８年４月１日との比較）

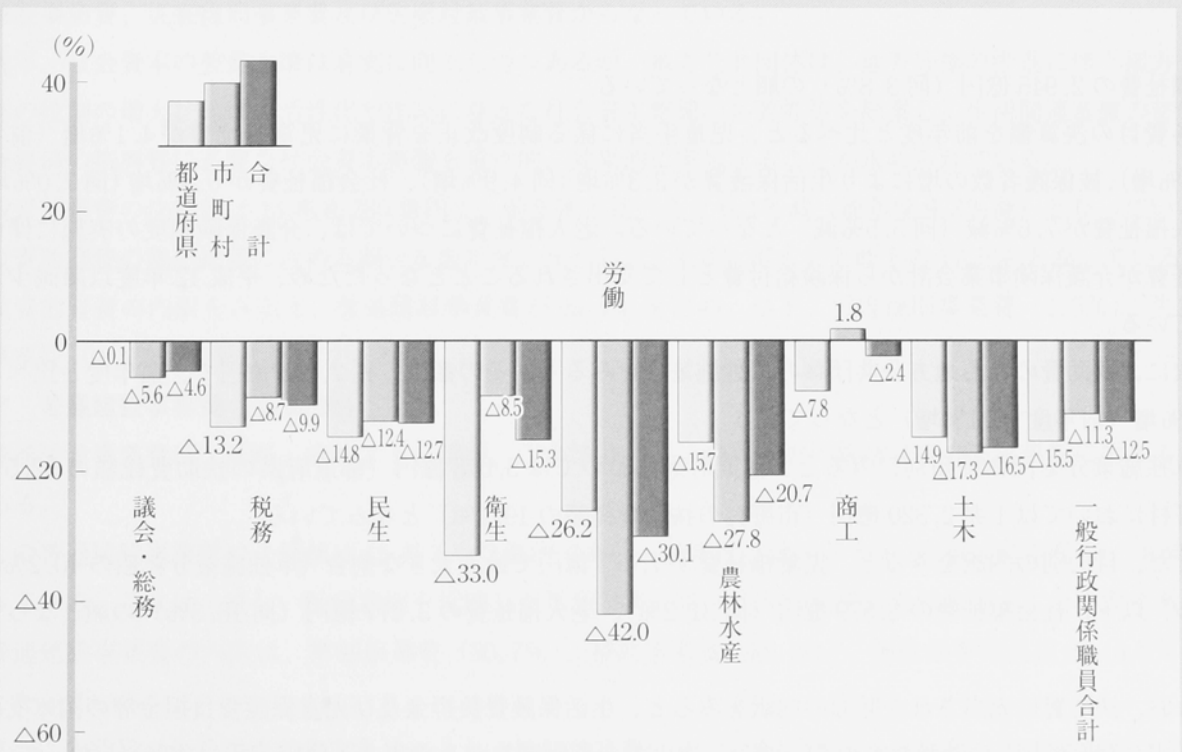

第62図　扶助費の目的別内訳の構成比の推移

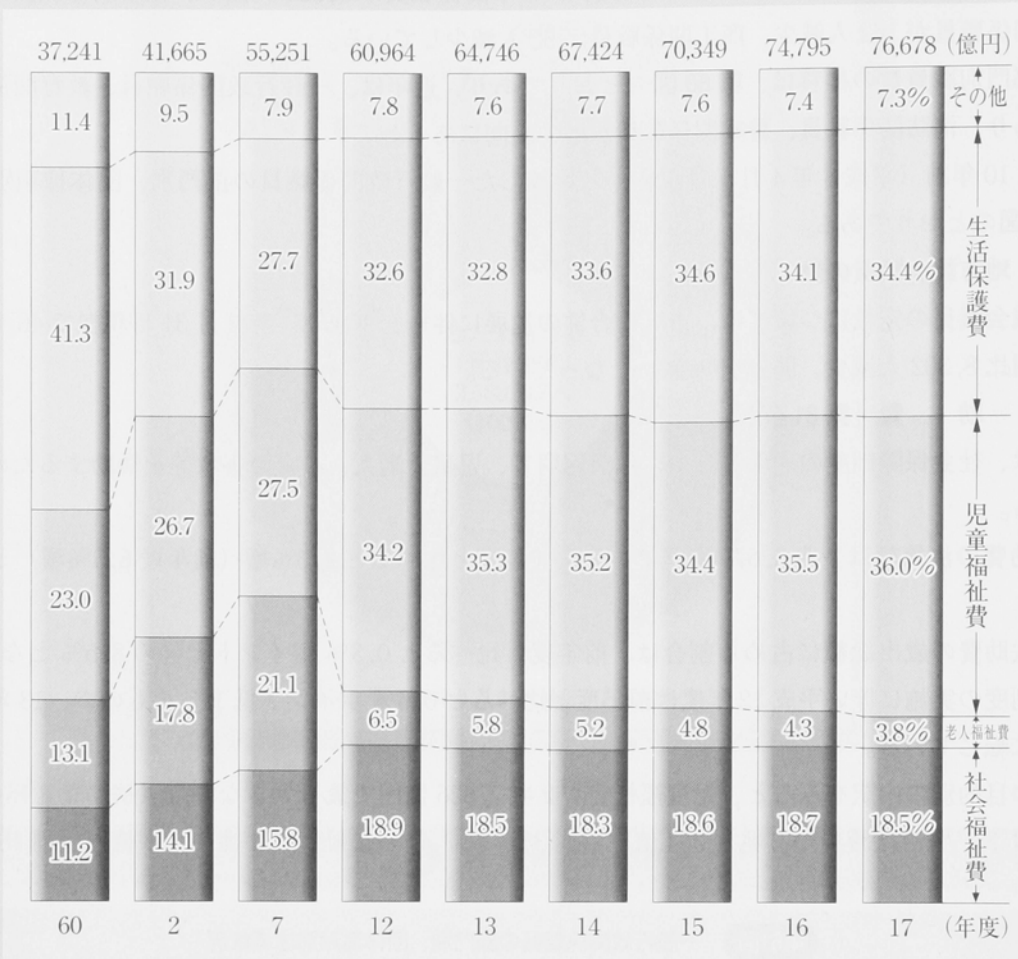

人福祉費の2,945億円（同3.8%）の順となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、児童手当に係る制度改正を背景に児童福祉費が4.1%増（前年度9.6%増）、被保護者数の増により生活保護費が3.3%増（同4.9%増）、社会福祉費が0.9%増（同7.0%増）、老人福祉費が7.6%減（同5.5%減）となっている。老人福祉費については、介護保険制度の実施に伴い関連経費が介護保険事業会計から保険給付費として支出されることとなったため、平成12年度以降減少が続いている。

次に、扶助費のうち地方公共団体の単独施策分をみると、その額は1兆7,868億円で、前年度と比べると9.6%増（前年度10.1%増）となっている。

単独施策分を団体種類別にみると、都道府県においては5,048億円（都道府県の扶助費総額の32.5%）、市町村においては1兆2,820億円（市町村の扶助費総額の19.1%）となっている。

また、目的別の内訳をみると、児童福祉費が7,177億円で最も大きな割合（単独施策分総額の40.2%）を占め、以下、社会福祉費の5,579億円（同31.2%）、老人福祉費の3,277億円（同18.3%）の順となっている。

なお、扶助費に充当された財源の内訳をみると、生活保護費負担金及び児童保護費負担金等の国庫支出金が3兆9,088億円（扶助費総額の51.0%）、次いで一般財源等が3兆4,361億円（同44.8%）となっている。

ウ　公　　債　　費［第98表～第99表］

公債費は、地方債元利償還金及び一時借入金利子の支払いに要する経費である。

公債費の決算額は13兆9,233億円で、前年度と比べると6.5%増（前年度0.6%減）となっている。これは、財団法人阪神・淡路大震災復興基金への貸付金に係る地方債の償還によるものであり、その影響を除くと、対前年度比0.4%の減となっている。

なお、歳出総額に占める公債費の割合は、前年度と比べると1.1%ポイント上昇の15.4%となっており、平成５年度以降上昇している。

公債費の内訳をみると、地方債元金償還金が11兆319億円で最も大きな割合（公債費総額の79.2%）を占め、以下、地方債利子が２兆8,857億円（同20.7%）、一時借入金利子が57億円（同0.0%）となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、地方債元金償還金が11.2%増(前年度1.8%増)、地方債利子が8.4%減（同7.3%減）となっている。また、一時借入金利子は16.9%減（同33.6%減）となっている。

公債費を団体種類別にみると、都道府県においては前年度と比べると8.7%増（前年度0.2%減)、市町村においては前年度と比べると4.0%増（同1.0%減）となっている。

また、歳出総額に占める割合は、都道府県においては前年度と比べると1.3%ポイント上昇の15.1%となっており、市町村においては前年度と比べると0.5%ポイント上昇の13.8%となっている。

なお、公債費に充当された財源の内訳をみると、一般財源等が12兆2,786億円（公債費総額の88.2%）となっており、使用料、手数料等の特定財源が１兆6,223億円（同11.6%）となっている。

(2)　投資的経費［第73表］

投資的経費は、道路・橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

近年、社会資本の整備水準は着実に向上しつつあるが、地方公共団体は、地方分権の推進に伴う地方公共団体の役割の増大、地域の活性化や住民に身近な社会資本整備の必要性等を勘案し、生活関連基盤の整備や地域経済の振興等に必要な社会資本整備を重点的、効果的に実施することが求められている。

投資的経費の決算額は15兆8,289億円で、前年度と比べると6.1%減（前年度9.3%減）となっている。

投資的経費の歳出総額に占める割合を前年度と比べると、1.0%ポイント低下の17.5%となっている。

投資的経費の内訳をみると、普通建設事業費が95.4%を占め、以下、災害復旧事業費（4.5%)、失業対策事業費（0.1%）の順となっている。

ア　普通建設事業費［第83表］

普通建設事業費は、道路・橋りょう、学校、庁舎等公共又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費である。

この普通建設事業費の決算額は15兆1,043億円であり、前年度と比べると7.5%減（前年度10.5%減）となっている。これは、厳しい財政状況を反映した単独事業の重点化や公共投資の減少等が主な要因である。

普通建設事業費の内訳は、単独事業費（50.7%)、補助事業費（40.9%)、国直轄事業負担金（8.4%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、単独事業費は9.1%減(前年度7.5%減)、補助事業費は7.1%減（同15.6%減)、国直轄事業負担金は0.1%増（同0.5%減）となっている。

平成４年度以降における普通建設事業費の推移は、**第18表**のとおりである。

また、近年の普通建設事業費の内訳の推移は、**第63図**のとおりである。

補助事業費については、経済対策が行われた平成４年度以降、決算規模が拡大し、10兆円を超える規模で推移してきたが、13年度以降は10兆円を下回っており、17年度においては、国の公共投資関係費の減少等に伴い、７兆円を下回る規模となっている。

単独事業費については、昭和62年度から平成４年度まで、決算規模の伸び率が10％を超えるペースで増加し、６年度以降は減少の傾向にある。

さらに、補助事業費と単独事業費を比較すると、単独事業費の決算額は、昭和63年度に補助事業費の決算額を上回り、その後両者の決算額の差が拡大していたが、平成８年度の1.4倍をピークに徐々にその差が縮小し、平成17年度においては、単独事業費は補助事業費の約1.2倍の規模となっている。

第18表　**普通建設事業費（補助・単独）の推移**

（単位　億円・％）

区　　分		平成４年度	9	13	14	15	16	17
普通建設事業費	(A)	285,684	277,492	225,312	208,242	182,503	163,367	151,043
うち 補助事業	(B)	102,436	110,607	99,588	92,339	78,735	66,466	61,762
うち 単独事業	(C)	170,645	154,521	110,546	101,270	91,077	84,276	76,639
普通建設事業費に占める割合	(B)/(A)	35.9	39.9	44.2	44.3	43.1	40.7	40.9
	(C)/(A)	59.7	55.7	49.1	48.6	49.9	51.6	50.7

第63図　普通建設事業費の推移

その１　純計

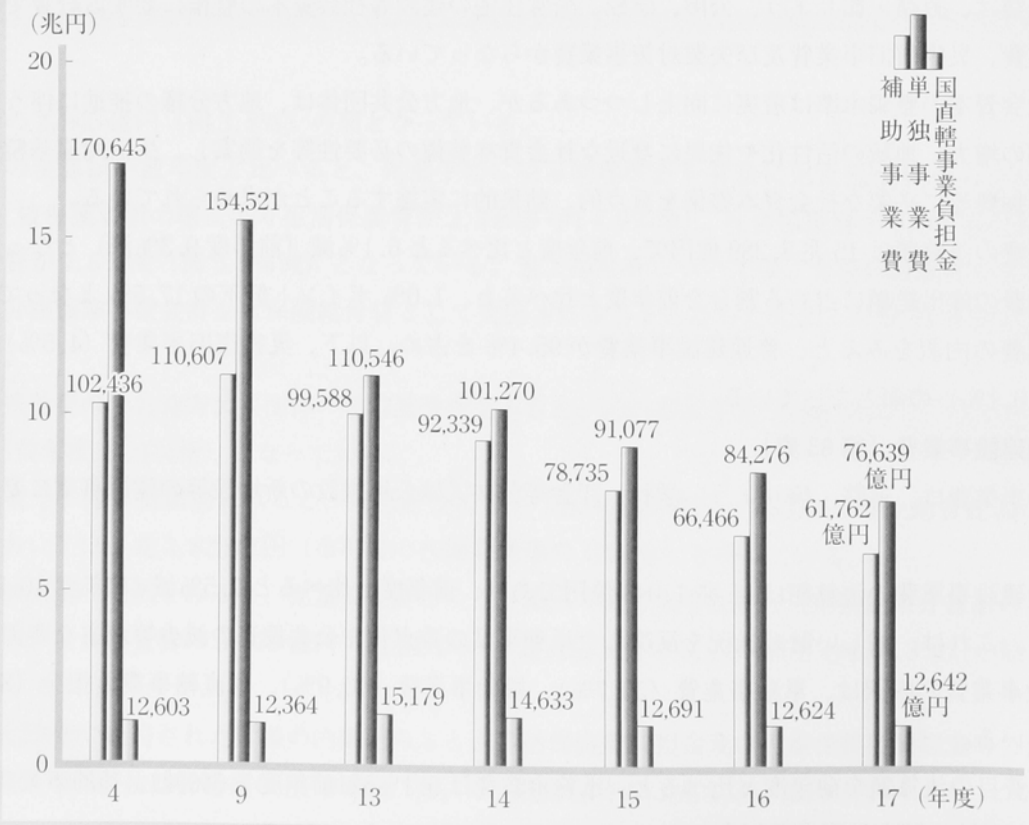

その２　都道府県

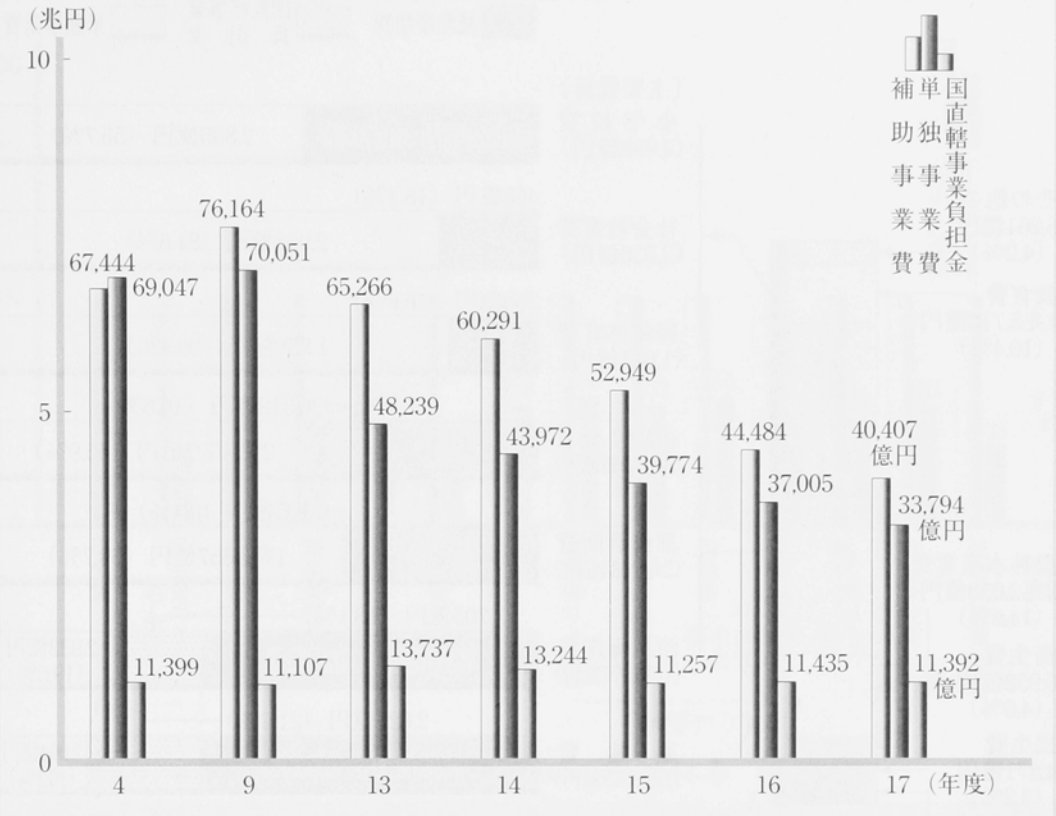

その３　市町村

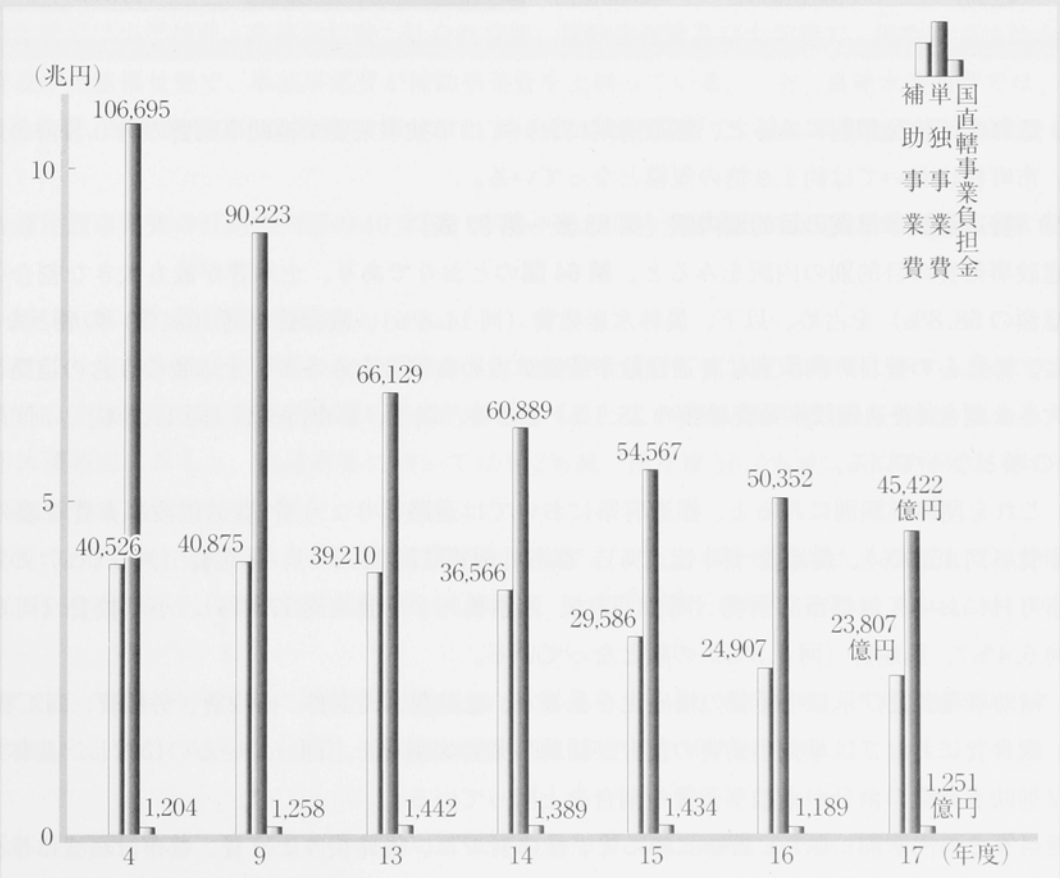

第64図　普通建設事業費の目的別（補助・単独）の状況

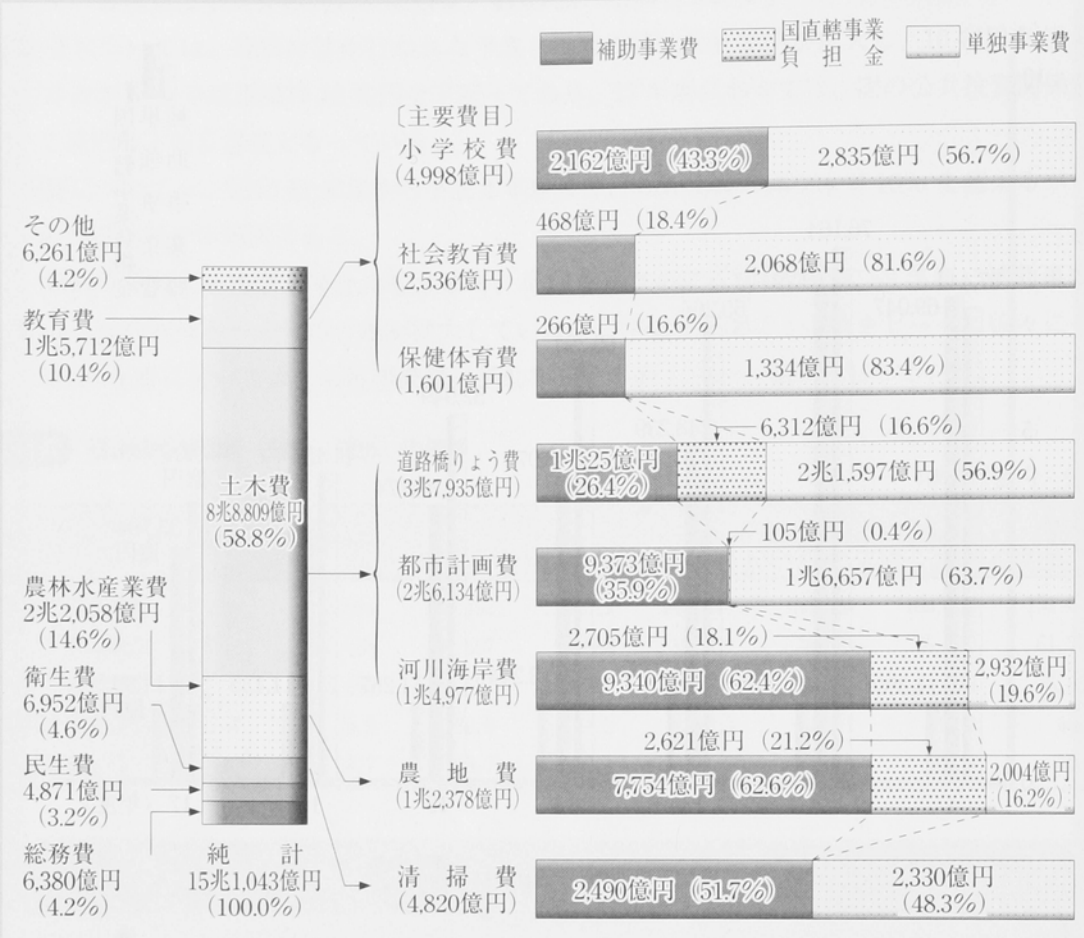

また、これを団体種類別にみると、都道府県においては単独事業費が補助事業費の約0.8倍の規模となっており、市町村においては約1.9倍の規模となっている。

（ア）　普通建設事業費の目的別内訳［第83表～第87表］

普通建設事業費の目的別の内訳をみると、**第64図**のとおりであり、土木費が最も大きな割合（普通建設事業費総額の58.8%）を占め、以下、農林水産業費（同14.6%）、教育費（同10.4%）の順となっている。

さらに、これらの費目の内訳別に普通建設事業費に占める割合をみると、土木費のうちの道路橋りょう費が最も大きな割合（普通建設事業費総額の25.1%）を占め、以下、都市計画費（同17.3%）、河川海岸費（同9.9%）の順となっている。

また、これを団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費（普通建設事業費総額の30.0%）、河川海岸費（同15.9%）、農地費（同13.2%）、都市計画費（同11.0%）、林業費（同5.0%）の順となっており、市町村においては都市計画費（同24.1%）、道路橋りょう費（同17.4%）、小学校費（同6.9%）、清掃費（同6.4%）、農地費（同4.5%）の順となっている。

次に、補助事業費及び単独事業費の構成比をみると、総務費、民生費、衛生費、労働費、商工費、土木費、消防費、教育費においては単独事業費の割合が補助事業費の割合を上回っているのに対し、農林水産業費においては補助事業費の割合が単独事業費の割合を上回っている。

主な費目をその内訳別にさらに詳細にみると、土木費では、道路橋りょう費、都市計画費は単独事業費が補助事業費の割合を上回っているのに対し、河川海岸費、港湾費、住宅費は、補助事業費の割合が大きくなっ

第65図　普通建設事業費の目的別内訳の状況
（平成７年度と平成17年度との比較）

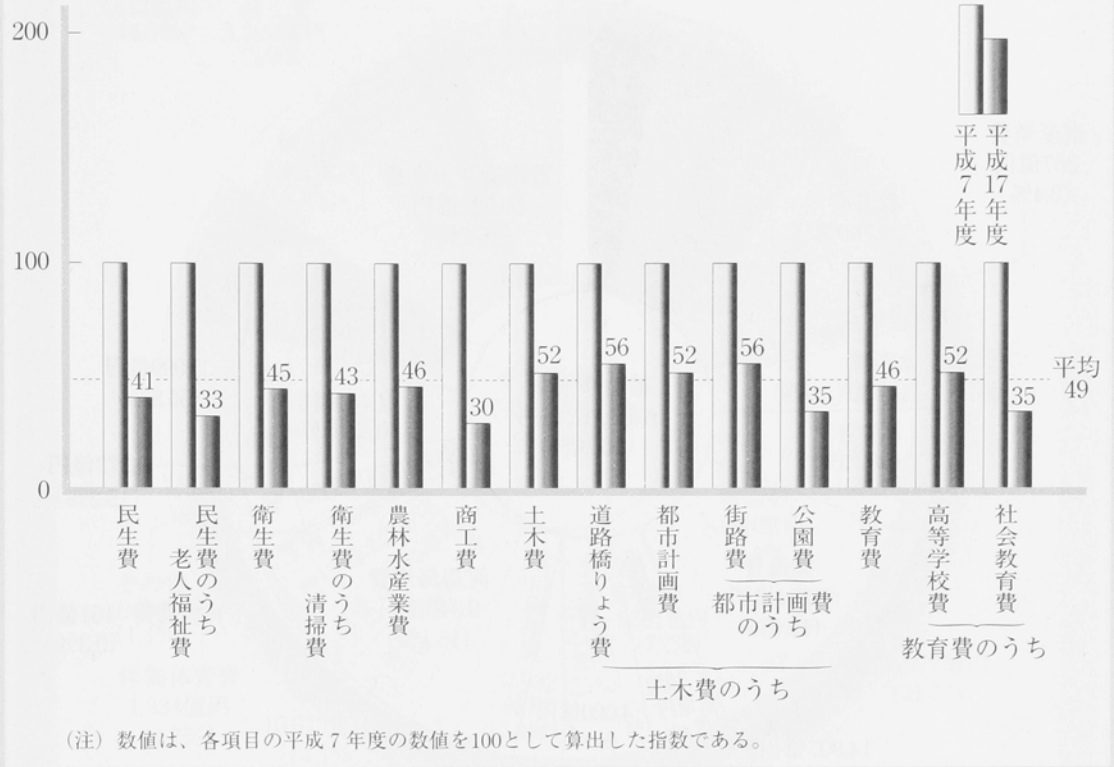

（注）数値は、各項目の平成７年度の数値を100として算出した指数である。

ている。

また、教育費では小学校費、高等学校費、社会教育費、保健体育費及び大学費で、民生費では社会福祉費、老人福祉費及び児童福祉費で、単独事業費が補助事業費を上回っている。一方、農林水産業費では、農業費、畜産業費、農地費、林業費及び水産業費のすべてで、衛生費では清掃費で、補助事業費が単独事業費を上回っている。

なお、普通建設事業費の目的別内訳の10年前（平成７年度）の決算額との比較については、**第65図**のとおりである。

（イ）補助事業費［第84表］

補助事業費は、地方公共団体が国からの負担金又は補助金を受けて実施する事業に要する経費である。

補助事業費の決算額は６兆1,762億円で、前年度と比べると7.1%減（前年度15.6%減）となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては9.2%減（前年度16.0%減）、市町村においては4.4%減（同15.8%減）となっている。

補助事業費の目的別の内訳をみると、**第66図**のとおりであり、土木費が最も大きな割合（補助事業費総額の56.8%）を占め、以下、農林水産業費（同24.1%）、教育費（同7.7%）、衛生費（同4.9%）の順となっている。

さらに、これらの費目の内訳別に補助事業費に占める割合をみると、道路橋りょう費が最も大きな割合（補助事業費総額の16.2%）を占め、以下、都市計画費（同15.2%）、河川海岸費（同15.1%）の順となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては河川海岸費（補助事業費総額の21.8%）、道路橋りょう費（同20.3%）、農地費（同19.9%）の順となっており、市町村においては都市計画費（同27.4%）、清掃

第66図　補助事業費の目的別内訳の状況

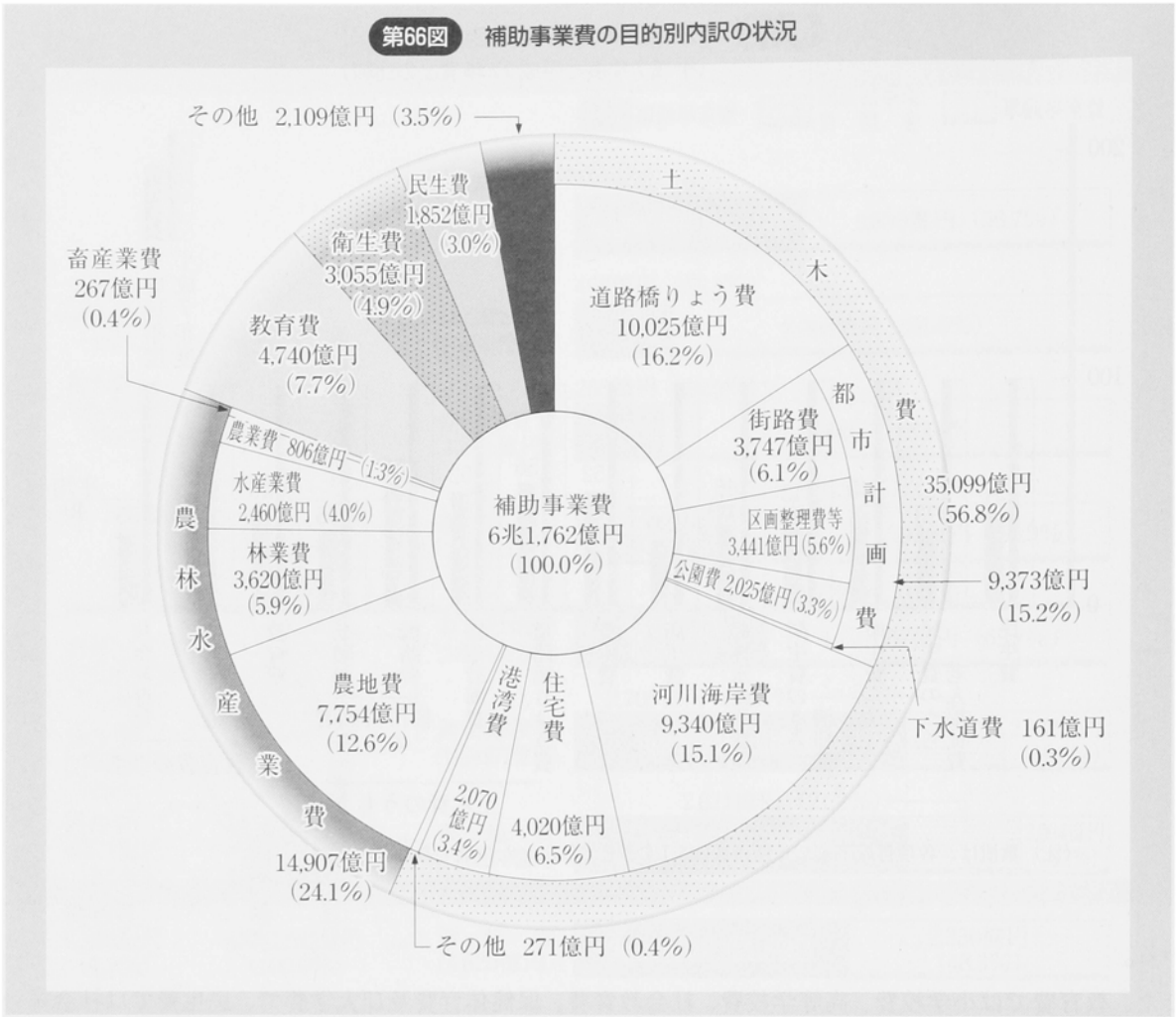

費（同 10.1%）、住宅費（同 9.9%）の順となっている。

（ウ）　単 独 事 業 費［第 86 表］

単独事業は、地方公共団体が国の補助等を受けずに自主的・主体的に地域の実情等に応じて実施する事業である。

単独事業に要する経費である単独事業費の決算額は７兆 6,639 億円で、前年度と比べると 9.1%減（前年度 7.5%減）となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては 8.7%減（前年度 7.0%減）、市町村においては 9.8%減（同 7.7%減）となっている。

単独事業費の目的別の内訳をみると、**第 67 図**のとおりであり、土木費が最も大きな割合（単独事業費総額の 57.1%）を占め、以下、教育費（同 14.3%）、総務費（同 7.3%）の順となっている。

さらに、これらの費目の内訳別に単独事業費に占める割合をみると、道路橋りょう費が最も大きな割合（単独事業費総額の 28.2%）を占め、以下、都市計画費（同 21.7%）、河川海岸費（同 3.8%）の順となっている。

また、これを団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費（単独事業費総額の 34.9%）、都市計画費（同 19.2%）、河川海岸費（同 6.2%）の順となっており、市町村においては都市計画費（同 22.9%）、道路橋りょう費（同 21.9%）、小学校費（同 6.2%）の順となっている。

第67図　単独事業費の目的別内訳の状況

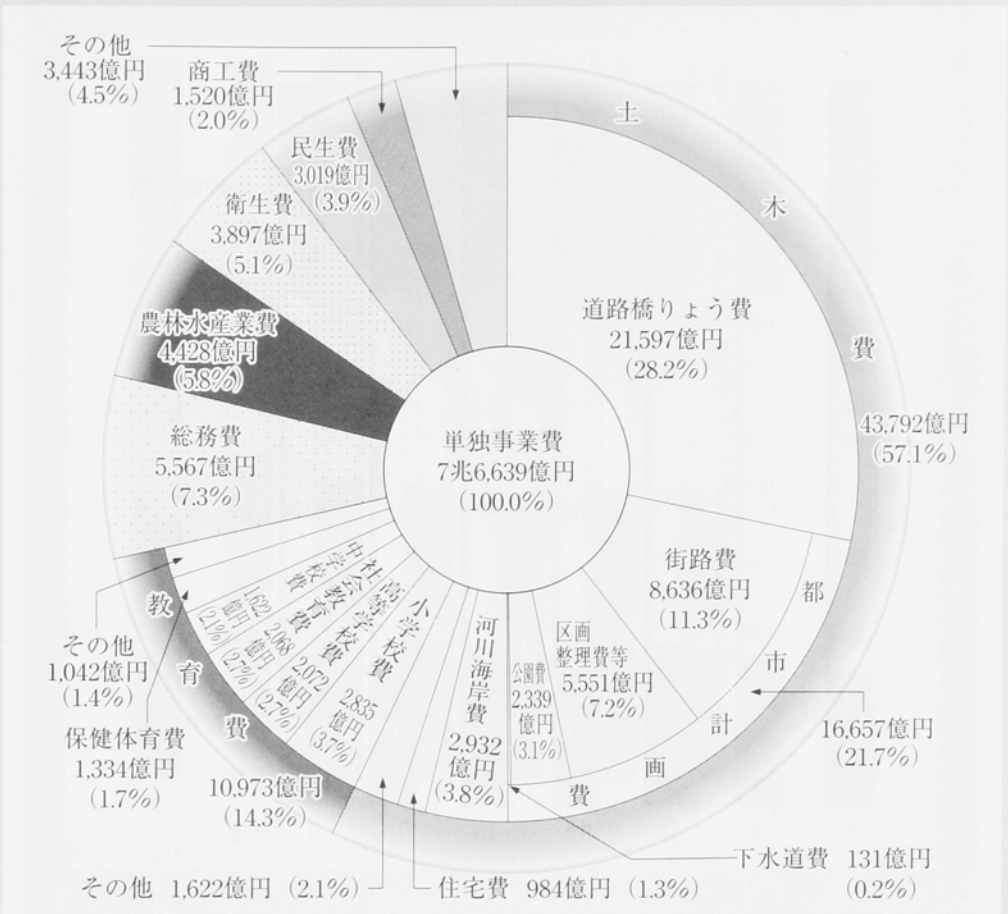

（エ）　国直轄事業負担金［第 85 表］

国直轄事業負担金は、国が道路、河川、砂防、港湾等の土木事業等を直轄で実施する場合において、法令の規定により地方公共団体がその一部を負担する経費である。

国直轄事業負担金の決算額は１兆2,642 億円で、前年度と比べると 0.1%増（前年度 0.5%減）となっている。

国直轄事業負担金の目的別の主な内訳をみると、土木費が 78.5%、農林水産業費が 21.5% となっている。

さらに、これらの費目の内訳別に国直轄事業負担金に占める割合をみると、道路橋りょう費が最も大きな割合（国直轄事業負担金総額の 49.9%）を占め、以下、河川海岸費（同 21.4%）、農地費（同 20.7%）の順となっている。

（オ）　普通建設事業費の充当財源［第 83 表～第 86 表］

普通建設事業費に充当された主な財源の内訳をみると、地方債が最も大きな割合（普通建設事業費総額の 40.5%）を占めており、以下、一般財源等（同 28.9%）、国庫支出金（同 21.1%）の順となっている。

普通建設事業費に充当された主な財源の決算額の構成比を前年度と比べると、国庫支出金は 0.3% ポイント、一般財源等は 0.2% ポイントの上昇、地方債は同率となっている。

また、これを補助事業費及び単独事業費に分けてみると、補助事業費については、国庫支出金が 51.5%、地方債が 35.7%、一般財源等が 8.0% となっており、単独事業費については、一般財源等が 46.6%、地方債が 39.8% となっている。

普通建設事業費に充当された主な財源の内訳の推移は、**第 68 図**のとおりであり、一般財源等の構成比は、

第68図　普通建設事業費の財源構成比の推移

その１　総計

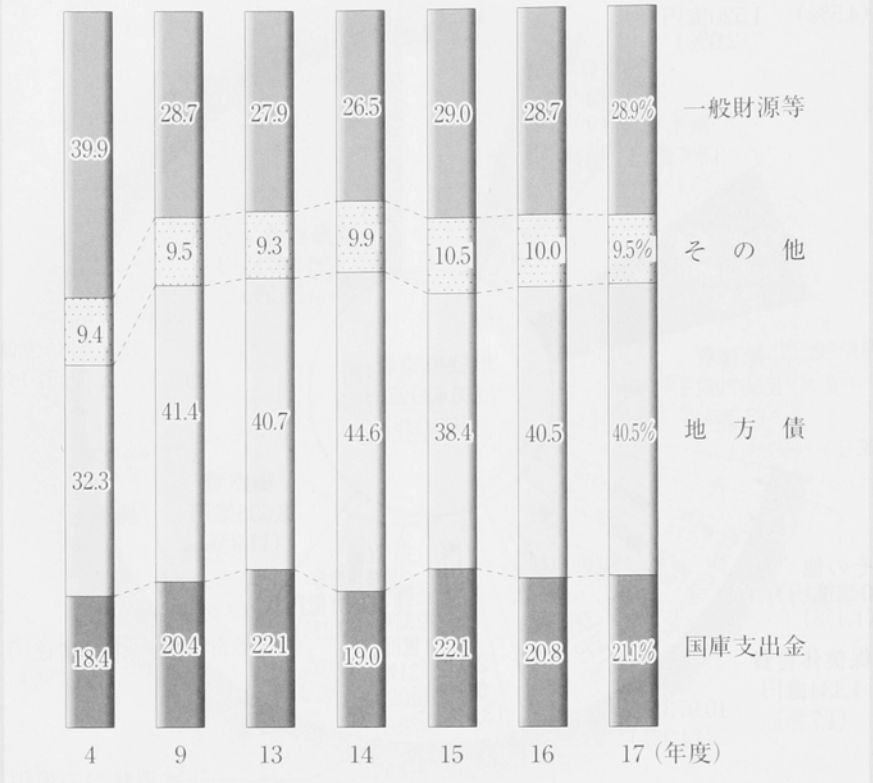

その２　補助事業費

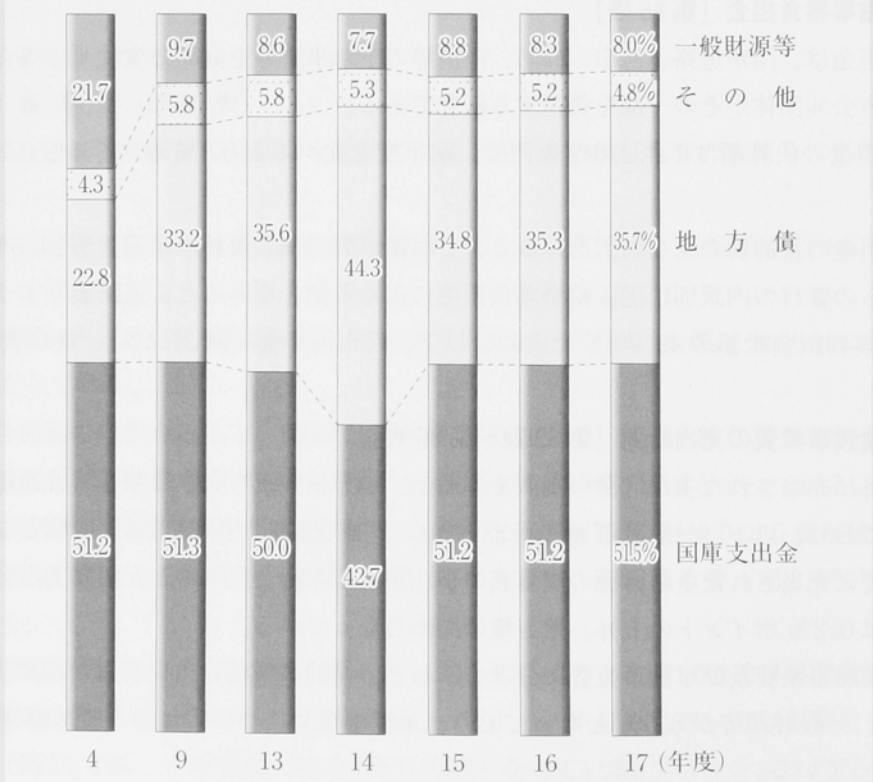

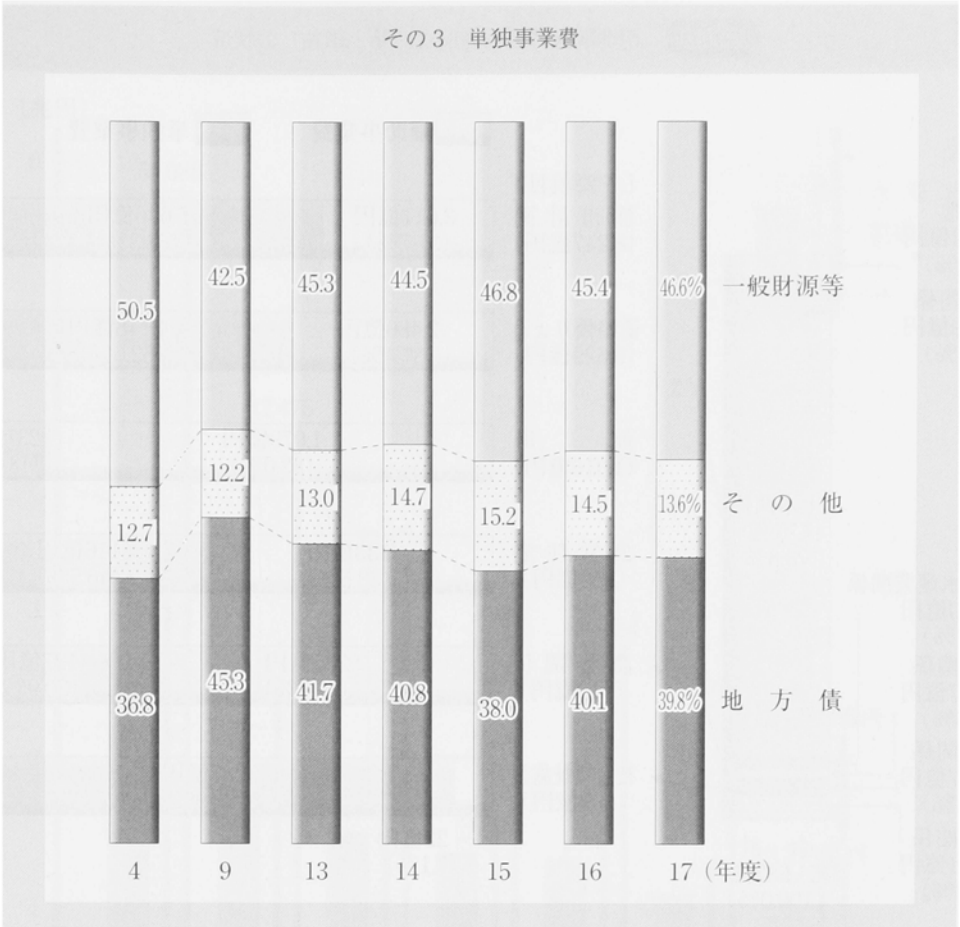

平成７年度に30%を下回って以降、平成10年度に24.6%となった以外は、20%台後半で推移している。

また、地方債の構成比は、平成５年度以降、充当財源の中で最も大きな割合を占め、４割程度で推移している。

（カ）　用地取得費［第88表～第90表］

地方公共団体が道路、公園、公営住宅、学校の建設等社会資本整備を推進するための用地取得に要する経費である用地取得費の決算額は２兆1,582億円で、前年度と比べて8.8%減（前年度14.6%減）となっており、７年連続して減少している。

これを団体種類別にみると、都道府県においては9,366億円で14.2%減（前年度17.3%減）、市町村においては１兆2,216億円で4.1%減（同12.1%減）となっており、都道府県、市町村ともに７年連続して減少している。

用地取得費の目的別の主な内訳をみると、**第69図**のとおりであり、土木関係が用地取得費総額の中で最も大きな割合（用地取得費総額の78.8%）を占め、次いで、教育関係（同6.1%）となっている。

さらに、土木関係の内訳をみると、都市計画が最も大きな割合（用地取得費総額の38.2%、都道府県28.7%、市町村45.5%）を占め、次いで、道路橋りょう（同30.7%、同47.0%、同18.2%）となっている。

また、用地取得費のうち用地を取得するために要した移転等の補償費、賠償費は6,359億円で、用地取得費に占める割合は、前年度と比べると0.5%ポイント低下の29.5%（都道府県44.6%、市町村17.9%）となっている。

取得用地面積（債務負担行為等に係るものを含む。）は１億2,852万2千m^2（都道府県4,351万7千m^2、市町村8,500万4千m^2）であり、前年度と比べると12.2%減となっている。

第69図　用地取得費の目的別（補助・単独）の状況

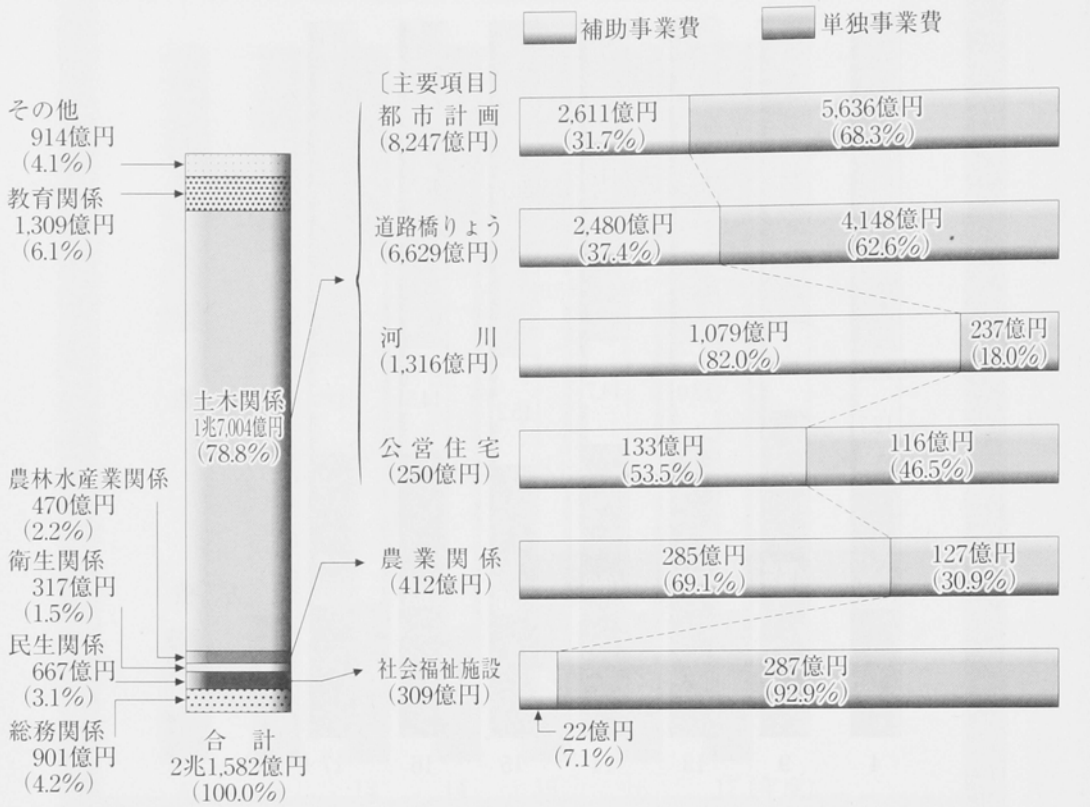

第19表　普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移

区　分	平成12年度	13	14	15	16	17
	%	%	%	%	%	%
都道府県	12.0	11.8	11.6	12.7	11.7	10.9
市町村	17.9	16.7	16.2	16.4	16.1	16.8
大都市	23.4	21.8	22.0	24.0	22.8	22.7
特別区	27.6	26.3	25.4	23.0	22.5	30.6
中核市、特例市及び都市	21.6	20.4	19.7	19.0	17.8	16.8
中核市	21.8	17.5	17.6	19.4	17.0	16.2
特例市	21.7	24.2	22.7	20.6	25.5	22.9
都市	21.5	20.7	19.8	18.5	16.6	16.1
町村	9.7	9.4	9.2	8.7	8.8	8.8
一部事務組合等	3.9	3.3	2.9	4.9	2.4	1.6
合計	15.5	14.1	13.7	14.4	13.8	13.6

用地取得費の推移は、**第70図**のとおりである。

また、普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移は、**第19表**のとおりであり、平成17年度は13.6%（都道府県10.9%、市町村16.8%）となっている。

地方公共団体（普通会計）の用地取得費を取得先別にみると、**第71図**のとおりであり、土地開発基金及び土地開発公社からの取得が全体の33.0%を占めている。これを団体種類別にみると、都道府県において

第70図　用地取得費の推移

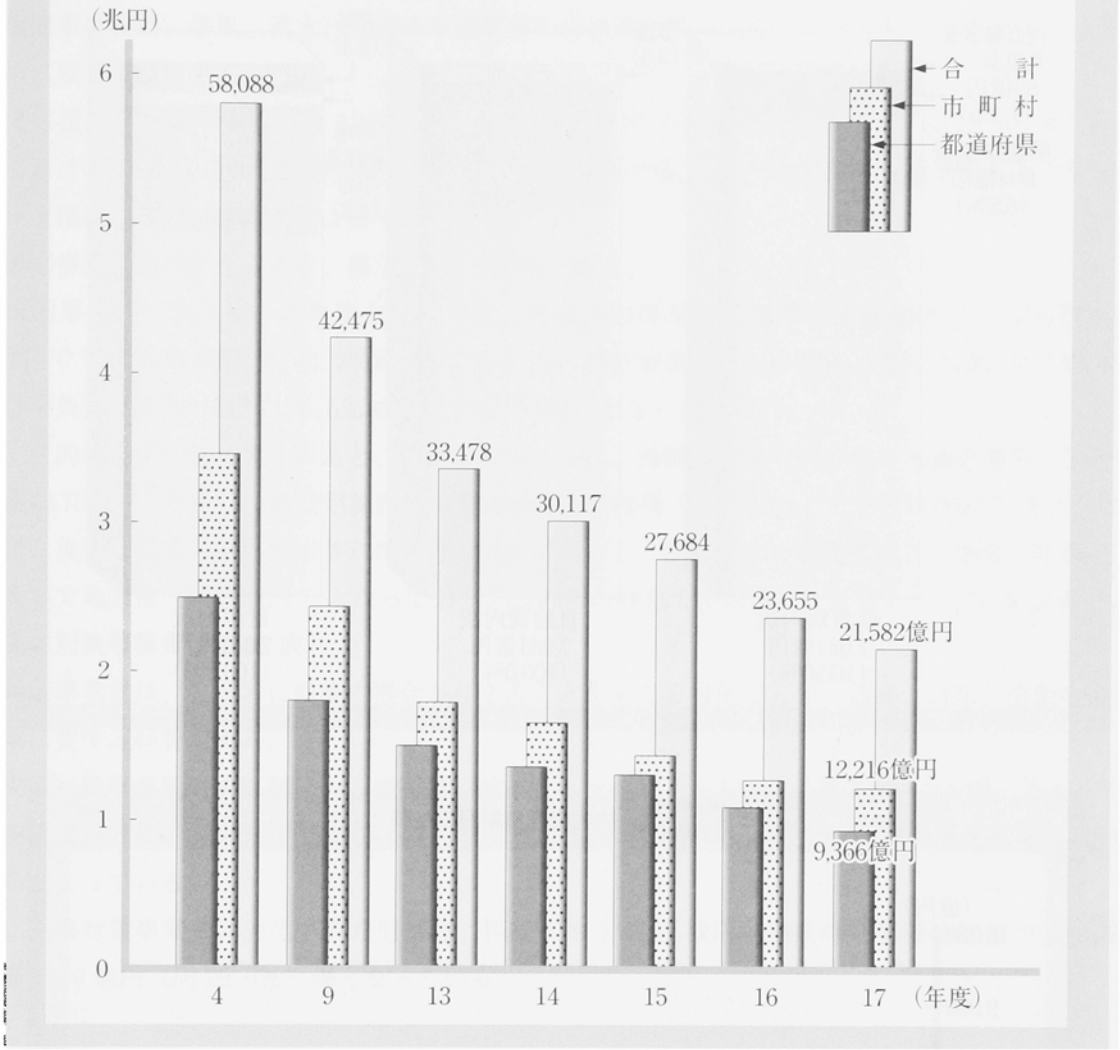

第71図　用地取得費の取得先別内訳

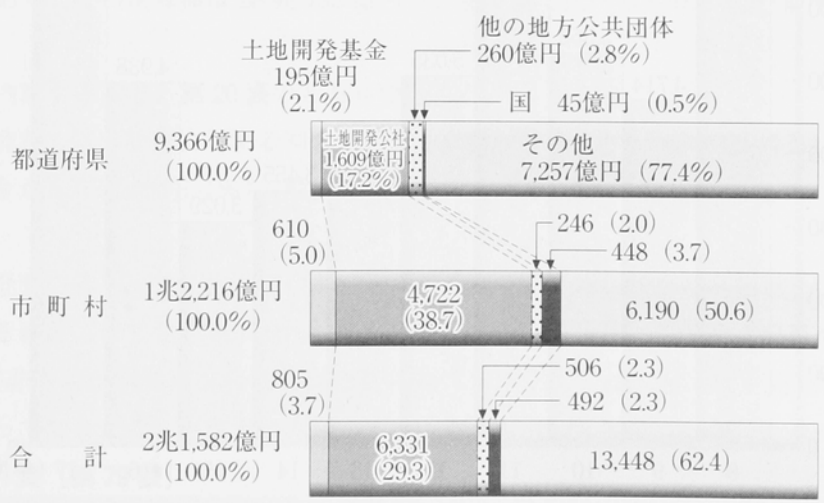

第72図　災害復旧事業費の状況

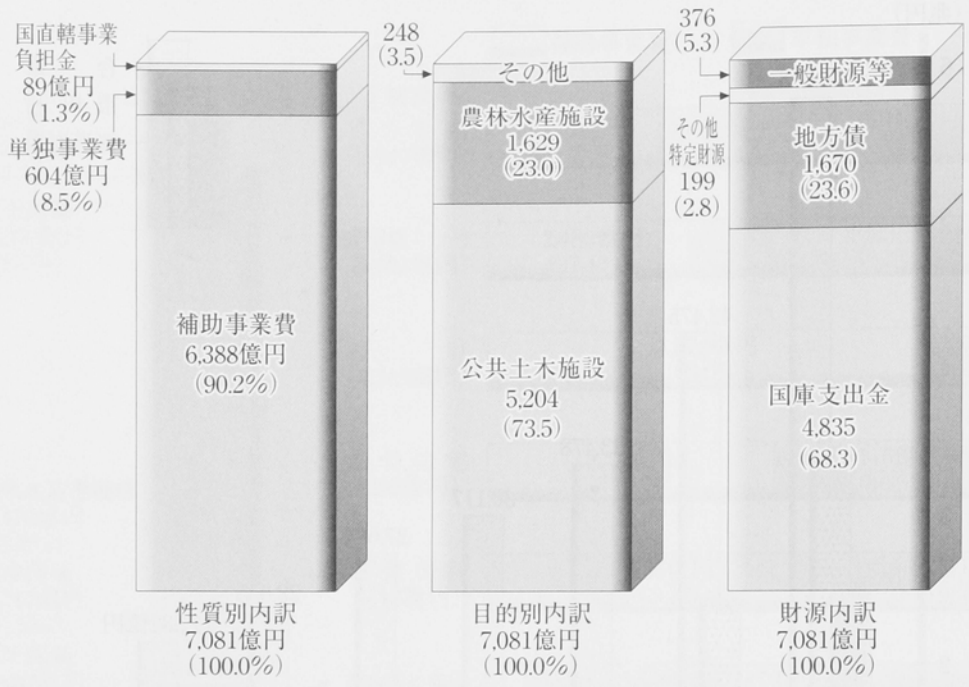

第73図　災害復旧事業費の推移

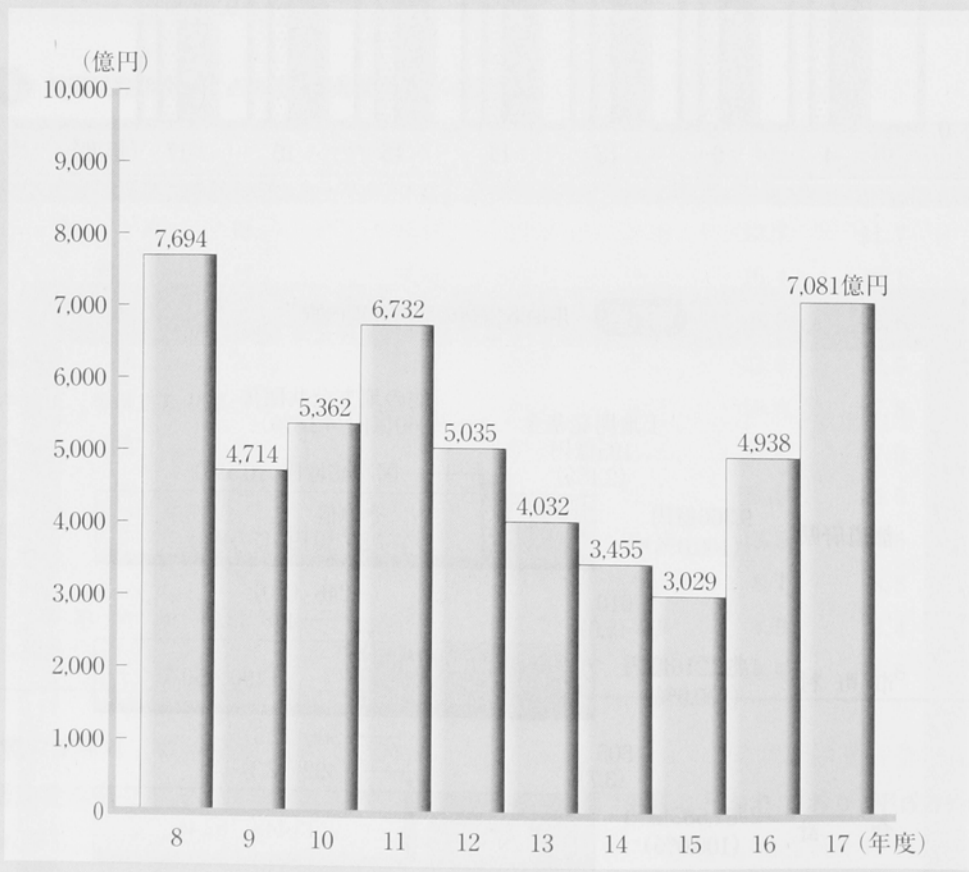

は19.3%、市町村においては43.7%となっている。

イ　災害復旧事業費［第91表］

災害復旧事業費は、暴風、洪水、地震その他異常な自然現象等の災害によって被災した施設を原形に復旧するために要する経費である。

この災害復旧事業費の決算額は7,081億円で、前年度と比べると43.4%増（前年度63.0%増）となっている。これは平成17年度の台風等の災害によるもの並びに平成16年度の新潟県中越地震及び台風等の災害に係る災害復旧事業の繰越事業によるものである。

災害復旧事業費の内訳をみると、**第72図**のとおりである。

災害復旧事業費の決算額を前年度と比べると、災害復旧事業の繰越事業の増加等により補助事業費が6,388億円で75.3%増（前年度44.7%増）となる一方、単独事業費が604億円で35.1%減（同138.4%増）、国直轄事業負担金が89億円で75.6%減（同200.8%増）となっている。

また、目的別内訳の構成比をみると、道路、河川、海岸、港湾、漁港等の公共土木施設関係（災害復旧事業費総額の73.5%）と農地、農業用施設等の農林水産施設関係（同23.0%）で全体の96.5%を占めている。

さらに、災害復旧事業費に充当された財源の内訳をみると、国庫支出金が最も大きな割合（同68.3%）を占め、次いで地方債（同23.6%）となっており、これらの財源で充当された財源の91.9%を占めている。

ウ　失業対策事業費［第92表］

失業対策事業費は、失業者に就業の機会を与えることを主たる目的として、道路、河川、公園の整備等を行う事業に要する経費である。

この失業対策事業費の決算額は165億円で、前年度と比べると8.5%減（前年度3.2%増）となっている。

その内訳をみると、補助事業費が144億円（失業対策事業費総額の87.3%）、単独事業費が21億円（同12.7%）となっている。

また、失業対策事業費に充当された財源は、国庫支出金が53億円（失業対策事業費総額の32.0%）、一般財源等が49億円（同29.6%）等となっている。

(3)　その他の経費［第73表、第97表］

その他の経費には、物件費、維持補修費、補助費等、繰出金、積立金、投資及び出資金、貸付金並びに前年度繰上充用金があり、その決算額は28兆132億円で、前年度と比べると0.8%減（前年度1.2%増）となっている。

その他の経費の内訳をみると、**第20表**のとおりである。

また、その他の経費の歳出総額に対する割合をみると、物件費が8.6%（前年度8.7%）、補助費等が8.0%（同7.5%）、貸付金が5.6%（同6.1%）、繰出金が5.1%（同5.0%）、積立金が2.0%（同1.7%）の順となっている。

なお、その他の経費のうち地方公営企業会計に対する繰出しの状況についてみると、法適用企業の地方公営企業会計に対する繰出しは2兆1,047億円（補助費等1兆6,579億円、投資及び出資金3,034億円、貸付金1,434億円）、法非適用企業の地方公営企業会計に対する繰出し（繰出金）は1兆5,382億円で、合計3兆6,429億円となっており、これを前年度と比べると1.5%減（前年度2.3%減）となっている。

ア　物　　件　　費［第79表］

賃金、旅費、役務費、委託料等消費的性質の経費である物件費の決算額は7兆7,733億円であり、前年度と比べると1.9%減（前年度0.4%増）となっている。

第74図　物件費の推移

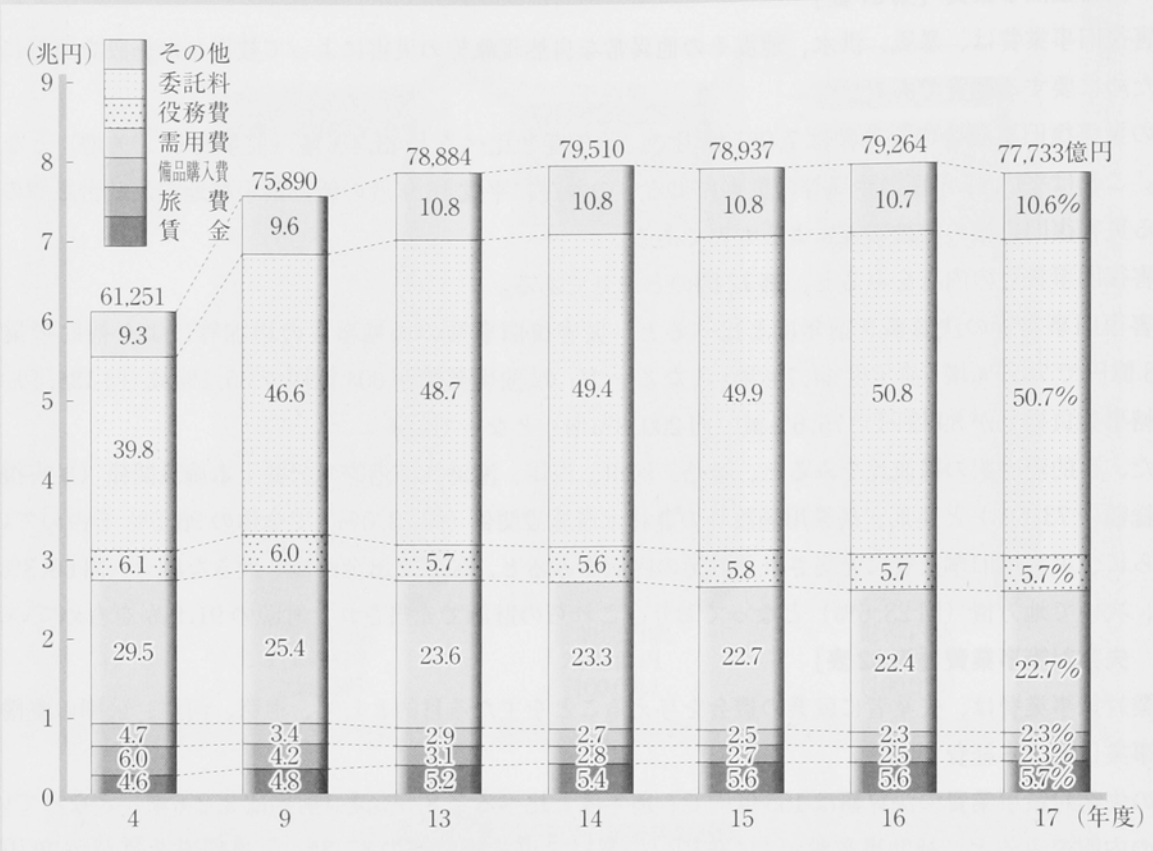

第20表　**その他の経費の状況**

区分	決算額		増減率	
	平成17年度	平成16年度	平成17年度	平成16年度
	億円	億円	%	%
物件費	77,733	79,264	△ 1.9	0.4
維持補修費	10,586	10,625	△ 0.4	0.6
補助費等	72,348	68,340	5.9	△ 3.1
繰出金	45,823	45,895	△ 0.2	2.8
積立金	18,566	15,376	20.7	△ 1.7
投資及び出資金	4,370	6,464	△ 32.4	34.9
貸付金	50,432	56,111	△ 10.1	4.8
前年度繰上充用金	272	205	32.8	△ 23.5
合計	280,132	282,280	△ 0.8	1.2

その構成比については、委託料が最も大きな割合（物件費総額の50.7%）を占め、次いで消耗品の取得等に要する需用費（同22.7%）となっており、これらの経費で物件費総額の73.4%を占めている。

なお、物件費の内訳の推移は、**第74図**のとおりである。

イ　維持補修費［第80表］

地方公共団体が管理する公共用施設等の維持に要する経費である維持補修費の決算額は１兆586億円で、前年度と比べると0.4%減（前年度0.6%増）となっている。

維持補修費の内訳を目的別にみると、土木費の7,058億円（維持補修費総額の66.7%）、教育費の1,195億円（同11.3%）、衛生費の1,148億円（同10.8%）の順となっており、道路・橋りょう、公営住宅等の土木関係施設、小・中学校等の教育関係施設及び清掃施設等の衛生関係施設に係るものの合計で維持補修費総額の88.8%を占めている。

ウ　補　助　費　等［第82表］

法適用企業に対する負担金、さまざまな団体等への補助金、報償費、寄附金等の補助費等の決算額は7兆2,348億円で、前年度と比べると5.9%増（前年度3.1%減）となっている。

補助費等の内訳を目的別にみると、民生費が2兆1,365億円で最も大きな割合（補助費等総額の29.5%）を占め、以下、教育費の1兆1,087億円（同15.3%）、衛生費の9,833億円（同13.6%）、総務費の9,710億円（同13.4%）、土木費の8,900億円（同12.3%）、商工費の4,525億円（同6.3%）、農林水産業費の3,391億円（同4.7%）の順となっている。

補助費等のうち、地方公営企業会計（法適用企業）に対する負担金及び補助金は、地方公営企業の性質上一般会計等において負担すべき経費があることから支出されるものであり、その額は1兆6,579億円で、前年度と比べると2.5%増（前年度2.8%減）となっている。

事業別にみると、下水道事業に対するものが7,220億円で最も大きな割合（地方公営企業会計（法適用企業）に対する負担金及び補助金総額の43.6%）を占め、次いで、病院事業の6,047億円（同36.0%）となっており、これら二事業で総額の79.6%を占めている。以下、交通事業の1,870億円（同11.3%）、上水道事業の1,017億円（同6.1%）の順となっている。

エ　繰　　出　　金［第93表］

普通会計から他会計、基金（定額の資金の運用を目的とする基金）に支出する経費である繰出金の決算額は4兆5,822億円で、前年度と比べると0.2%減（前年度2.8%増）となっている。このように繰出金が前年度決算額を下回ったのは、法非適用の公営企業会計や、基金に対する繰出金が減少したことなどによる。

繰出金の内訳を繰出先別にみると、地方公営企業会計（法非適用企業）に対するものが1兆5,382億円で最も大きな割合（繰出金総額の33.6%）を占めており、以下、国民健康保険事業会計に対するもの1兆1,802億円（同25.8%）、介護保険事業会計に対するもの9,851億円（同21.5%）、老人保健医療事業会計に対するもの8,014億円（同17.5%）の順となっている。

なお、繰出金のうち、地方公営企業会計（法非適用企業）に対する繰出金は、地方公営企業の性質上一般会計等において負担すべき経費があることから支出されるものであり、その内訳を事業別にみると、下水道事業に対するものが1兆2,576億円で最も大きな割合（地方公営企業会計（法非適用企業）に対する繰出金総額の81.8%）を占めている。

また、その下水道事業に対する繰出金を目的別にみると、公債費財源繰出が9,200億円、建設費繰出が1,426億円で、両者で全体の84.5%を占めており、その前年度と比べた伸び率は公債費財源繰出が4.0%減、建設費繰出は21.9%減となっている。

オ　積　　立　　金［第94表、第102表］

特定の目的のための財産を維持又は資金を積み立てるために設立された基金等に対する経費である積立金（歳計剰余金処分による積立金を含む。）の決算額は1兆9,991億円で、前年度と比べると3,145億円増加（対前年度比18.7%増）している。

積立金の内訳を基金の種類別にみると、財政調整基金に対するものは8,154億円で、前年度と比べると359億円増加（対前年度比4.6%増）、減債基金に対するものは3,022億円で、428億円増加（同16.5%増）、その他特定目的基金に対するものは8,815億円で、2,357億円増加（同36.5%増）している。

一方、積立金取崩し額は1兆8,844億円で、前年度と比べると7,527億円減少（対前年度比28.5%減）となっている。

その内訳をみると、財政調整基金の取崩し額は5,896億円で、前年度と比べると2,921億円減少（対前年度比33.1%減）、減債基金の取崩し額は4,508億円で、1,416億円減少（同23.9%減）、その他特定目的基金の取崩し額は8,441億円で、3,189億円減少（同27.4%減）となっている。

なお、平成17年度末における積立金現在高は13兆1,465億円で、前年度末と比べると1,146億円増加(対前年度末比0.9%増）となっている（積立金現在高については、「2　地方財政の概況　(6)　将来にわたる財政負担　ウ　積立金現在高」を参照)。

カ　投資及び出資金［第95表］

国債、地方債の取得や財団法人等への出えん、出資等のための経費である投資及び出資金の決算額は4,370億円で、平成16年度に東京都が計上した新銀行東京の設立出資金1,000億円の皆減等により前年度と比べると32.4%減（前年度34.9%増）となっている。

投資及び出資金の内訳を目的別にみると、土木費に係るものが1,861億円で最も大きな割合（投資及び出資金総額の42.6%）を占め、次いで衛生費に係るものが1,550億円（同35.5%）となっている。

投資及び出資金のうち、地方公営企業会計（法適用企業）に対するものは3,034億円で、前年度と比べると61億円減少（対前年度比2.0%減）している。

事業別にみると、上水道事業に対するものが812億円で、最も大きな割合（地方公営企業会計（法適用企業）に対する投資及び出資金総額の26.8%）を占め、以下、下水道事業の789億円（同26.0%)、病院事業の669億円（同22.1%)、交通事業の666億円（同21.9%）の順となっている。

平成17年度末における投資及び出資金の現在高は12兆9,866億円で、前年度末と比べると3,150億円増加（対前年度末比2.5%増）となっている。

その内訳をみると、観光・交通関係に係るものが3兆3,529億円で最も大きな割合（投資及び出資金残高の25.8%）を占め、以下、商工関係の1兆1,834億円（同9.1%）、開発関係の1兆727億円（同8.3%）の順となっている。

これに、基金の運用による投資及び出資金現在高161億円を加えると、現在高の総計は13兆27億円となり、前年度末と比べると3,163億円増加（対前年度末比2.5% 増）となっている。

キ　貸　　付　　金［第96表］

地方公共団体がさまざまな行政施策上の目的のために地域の住民、企業に貸し付ける貸付金の決算額は5兆432億円で、前年度と比べると10.1%減（前年度4.8%増）となっているが、これは主に平成16年度において新潟県から財団法人中越大震災復興基金に対して3,050億円支出した貸付金が皆減となった特殊要因によるものである。

貸付金の内訳を目的別にみると、商工費に係るものは3兆4,436億円で、前年度と比べると1,299億円減少（対前年度比3.6%減)、土木費に係るものは8,035億円で、1,034億円減少（同11.4%減）となっている。

地方公営企業会計（法適用企業）に対する貸付金は1,434億円で、前年度と比べると34億円減少（対前年度比2.3%減）となっており、貸付金総額に占める割合は2.8% となっている。

平成17年度末の貸付金の現在高は7兆8,827億円で、前年度末と比べると1兆1,629億円減少（対前年度末比12.9%減）となっているが、これは主に兵庫県及び神戸市の財団法人阪神・淡路大震災復興基金に対する貸付金が全額償還された特殊要因によるものである。

その内訳をみると、商工関係に係るものが1兆7,602億円（貸付金現在高の22.3%)、観光・交通関係が

１兆3,674億円（同17.3%）、住宅関係が6,114億円（同7.8%）等となっている。

これに定額の資金を運用するための基金による貸付金現在高6,365億円を加えると、貸付金現在高の総計は８兆5,192億円となり、前年度末と比べると１兆1,678億円減少（対前年度末比12.1%減）となっている。

6　一部事務組合等による事務の広域的処理の状況

平成 17 年度末における一部事務組合等による市町村事務等の共同処理及び広域的処理の状況を、団体数、市町村の加入状況及び団体の歳入歳出決算状況についてみると、次のとおりである。

(1)　団　　体　　数［第４表］

平成 17 年度末の一部事務組合等の総数は 1,527 団体で、市町村合併の進展等により、前年度末と比べると 271 団体減少している。

なお、広域的・総合的な地域振興整備や事務処理の効率化を推進するための制度として平成７年６月から施行された広域連合は、平成 17 年度末には前年度末と比べると５団体減少し、25 道県において 63 団体が設置されている。

一部事務組合等の設置目的別団体数の状況は、**第 21 表**のとおりであり、し尿・ごみ処理等衛生関係が 625 団体で最も大きな割合（一部事務組合等総数の 40.9%）を占め、以下、広域消防等消防関係 323 団体（同 21.2%）、退職手当組合等総務関係 247 団体（同 16.2%）の順となっている。

第21表　一部事務組合等の設置目的別団体数の状況

区分	平成17年度 団体数	平成17年度 構成比	平成16年度 団体数	平成16年度 構成比	増減
		%		%	
総務関係組合	247	16.2	269	15.0	△ 22
うち退職手当組合	44	2.9	44	2.4	－
民生関係組合	103	6.7	115	6.4	△ 12
衛生関係組合	625	40.9	739	41.1	△ 114
うち伝染病組合	－	－	－	－	－
うちし尿・ごみ処理組合	521	34.1	610	33.9	△ 89
農林水産関係組合	87	5.7	107	6.0	△ 20
消防関係組合	323	21.2	389	21.6	△ 66
教育関係組合	77	5.0	95	5.3	△ 18
うち小学校組合	9	0.6	12	0.7	△ 3
うち中学校組合	25	1.6	35	1.9	△ 10
その他	65	4.3	84	4.6	△ 19
合計	1,527	100.0	1,798	100.0	△ 271

（注）設置目的は、組合の取り扱う主たる事務によって区分したものである。

(2)　市町村の一部事務組合等への加入状況

一部事務組合等に加入して事務を共同処理している市町村（一部事務組合等を含む。）の数は、延べ 16,150 団体（市町村・特別区延べ 14,311 団体、一部事務組合等延べ 1,839 団体）となっており、１市町村・特別区（一部事務組合等を除く。）当たり平均 7.8 の一部事務組合等に加入していることになる。

一部事務組合等へ加入している市町村・特別区（延べ 14,311 団体）を設置目的別にみると、総務関係団体へ加入している団体数は延べ 4,814 団体で、最も大きな割合（全体の 33.6%）を占めており、以下、衛生関係団体へ加入している団体数が延べ 4,075 団体（同 28.5%）、消防関係団体へ加入している団体数が延べ 2,374 団体（同 16.6%）の順となっている。

(3)　一部事務組合等の歳入歳出決算［第５表］

一部事務組合等の歳入歳出決算の状況は、**第75図**のとおりであり、歳入決算額は２兆2,162億円で、前年度と比べると7.6%減（前年度3.7%減）となっている。

歳入決算額の内訳をみると、加入市町村等からの分担金、負担金が最も大きな割合（一部事務組合等の歳入総額の74.8%）を占めており、以下、地方債（同6.5%）、手数料（同2.9%）の順となっている。

歳出決算額は２兆1,164億円で、前年度と比べると8.2%減（前年度3.7%減）となっている。

歳出決算額の目的別内訳は、総務費が最も大きな割合（一部事務組合等の歳出総額の29.6%）を占め、以下、衛生費（同28.5%）、消防費（同22.8%）の順となっており、これらで全体の80.9% を占めている。

市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合を目的別内訳でみると、消防費が最も大きな割合（市町村の歳出総額の28.8%）を占め、次いで、衛生費（同13.9%）となっている。

次に、歳出決算額の性質別内訳をみると、人件費が最も大きな割合（一部事務組合等の歳出総額の44.7%）を占め、以下、物件費（同15.2%）、公債費（同13.2%）、普通建設事業費（同12.8%）となっている。

第75図　一部事務組合等の歳入歳出決算額の状況

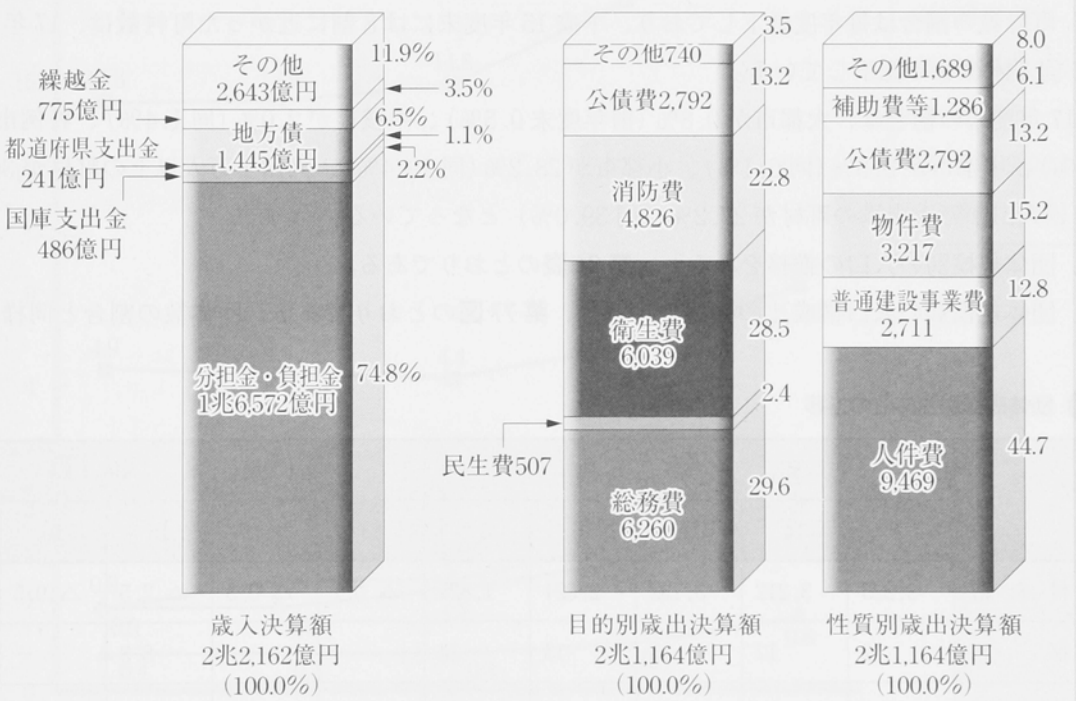

第22表　市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合（目的別内訳）

（単位　億円・%）

区　　分	市町村決算額	うち一部事務組合等	一部事務組合等が占める割合
総　務　費	63,771	6,260	.9.8
衛　生　費	43,552	6,039	13.9
消　防　費	16,781	4,826	28.8
公　債　費	68,050	2,792	4.1
そ　の　他	298,453	1,247	0.4
歳　出　合　計	490,607	21,164	4.3

7　市町村の規模別財政状況

市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。以下この章において同じ。）を団体規模別（大都市、中核市、特例市、中都市、小都市、人口１万人以上の町村及び人口１万人未満の町村）にグループ化を行い、財政状況を分析すると以下のとおりである。

(1)　市町村合併の進展に伴う団体規模別団体数の構成の変化

市町村合併の進展に伴い、団体規模別の団体数の構成が大きく変わってきている。そこで、団体数や人口、決算規模について、団体規模別に比較分析してみると、次のとおりである。

ア　団体数及び人口の状況

団体規模別の団体数の推移については、**第23表**のとおりである。

また、団体規模別の団体数構成比については、**第76図**のとおりである。都市については、人口増や市町村合併により要件を満たした団体が、各区分に移行してきていることに伴い、割合が毎年度上昇している。一方で、町村数の割合は毎年度低下しており、平成15年度末には８割に近かった町村数は、17年度末には６割を下回る水準まで低下している。

平成17年度末の割合は、大都市が0.8%（前年度末0.5%）、中核市が2.0%（同1.4%）、特例市が2.1%（同1.6%）、中都市が9.5%（同6.1%）、小都市が28.2%（同19.4%）、人口１万人以上の町村が30.1%（同31.9%）、人口１万人未満の町村が27.2%（同39.0%）となっている。

次に、団体規模別の人口の推移をみると、**第24表**のとおりである。

また、団体規模別の人口構成比の推移をみると、**第77図**のとおりである。団体数の割合と同様に、都市

第23表　団体規模別団体数の推移

	団体数					増減率（%）				
	13	14	15	16	17	13	14	15	16	17
市町村合計	3,223	3,212	3,132	2,521	1,821	△ 0.1	△ 0.3	△ 2.5	△19.5	△27.8
大都市	12	12	13	13	14	－	－	8.3	－	7.7
中核市	28	30	35	35	37	3.7	7.1	16.7	－	5.7
特例市	30	37	39	40	39	200.0	23.3	5.4	2.6	△ 2.5
都市	602	596	602	644	687	△ 3.1	△ 1.0	1.0	7.0	6.7
中都市	157	148	139	155	173	△12.3	△ 5.7	△ 6.1	11.5	11.6
小都市	445	448	463	489	514	0.7	0.7	3.3	5.6	5.1
町村	2,551	2,537	2,443	1,789	1,044	△ 0.2	△ 0.5	△ 3.7	△26.8	△41.6
町村（1万以上）	1,002	993	956	805	549	△ 1.3	△ 0.9	△ 3.7	△15.8	△31.8
町村（1万未満）	1,549	1,544	1,487	984	495	0.5	△ 0.3	△ 3.7	△33.8	△49.7

第76図　団体規模別団体数構成比の推移

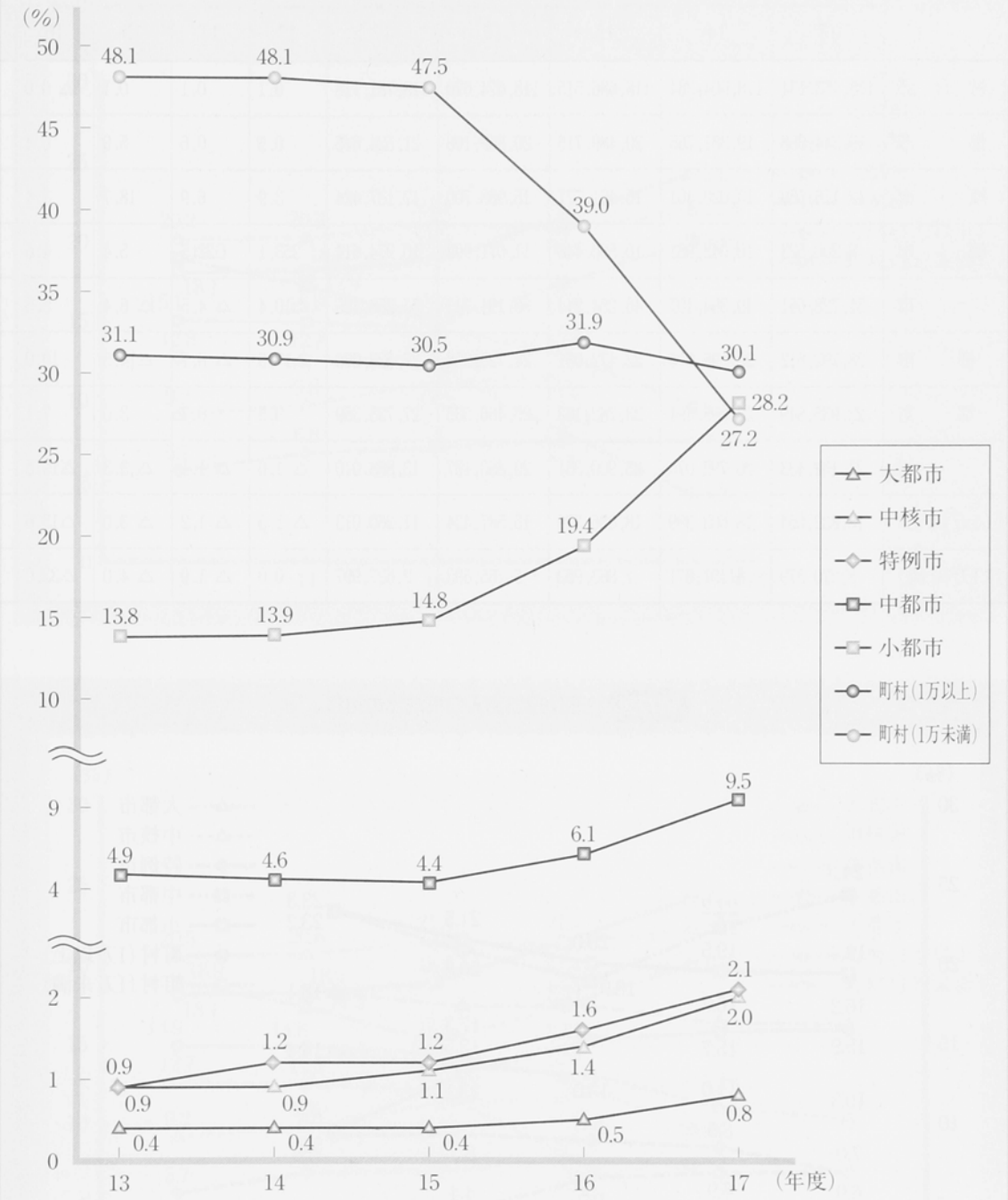

については毎年度上昇している一方、町村については毎年度低下しており、平成17年度には、大都市が18.1%（前年度末17.3%）、中核市が14.4%（同13.5%）、特例市が9.2%（同9.3%）、中都市が23.2%（同20.8%）、小都市が23.3%（同21.5%）、人口１万人以上の町村が9.5%（同13.1%）、人口１万人未満の町村が2.2%（同4.4%）となっている。

イ　決　算　規　模［第12表、第36表、第74表］

団体規模別の決算規模の割合をみると、歳入総額については、大都市が21.9%（前年度20.8%）、中核市が12.6%（同11.6%）、特例市が7.4%（同7.5%）、中都市が20.0%（同17.4%）、小都市が24.2%（同

第24表　団体規模別人口の推移

	人口					増減率（%）				
	13	14	15	16	17	13	14	15	16	17
市町村合計	118,453,134	118,604,384	118,686,515	118,674,670	118,781,118	0.1	0.1	0.1	△ 0.0	0.1
大都市	19,244,958	19,351,765	20,489,715	20,569,108	21,524,645	0.5	0.6	5.9	0.4	4.6
中核市	12,176,559	13,020,461	15,461,777	15,988,700	17,137,424	3.9	6.9	18.7	3.4	7.2
特例市	8,200,523	10,042,981	10,580,448	11,071,992	10,974,614	253.1	22.5	5.4	4.6	△ 0.9
都市	51,728,661	49,394,107	46,254,244	50,191,743	55,256,425	△10.4	△ 4.5	△ 6.4	8.5	10.1
中都市	28,792,812	26,295,616	22,472,081	24,725,208	27,523,066	△17.5	△ 8.7	△14.5	10.0	11.3
小都市	22,935,849	23,098,491	23,782,163	25,466,535	27,733,359	0.5	0.7	3.0	7.1	8.9
町村	27,102,433	26,795,070	25,900,331	20,853,127	13,888,010	△ 1.0	△ 1.1	△ 3.3	△19.5	△33.4
町村（1万以上）	18,832,054	18,603,399	18,036,379	15,587,434	11,260,013	△ 1.5	△ 1.2	△ 3.0	△13.6	△27.8
町村（1万未満）	8,270,379	8,191,671	7,863,952	5,265,693	2,627,997	0.0	△ 1.0	△ 4.0	△33.0	△50.1

第77図　団体規模別人口構成比の推移

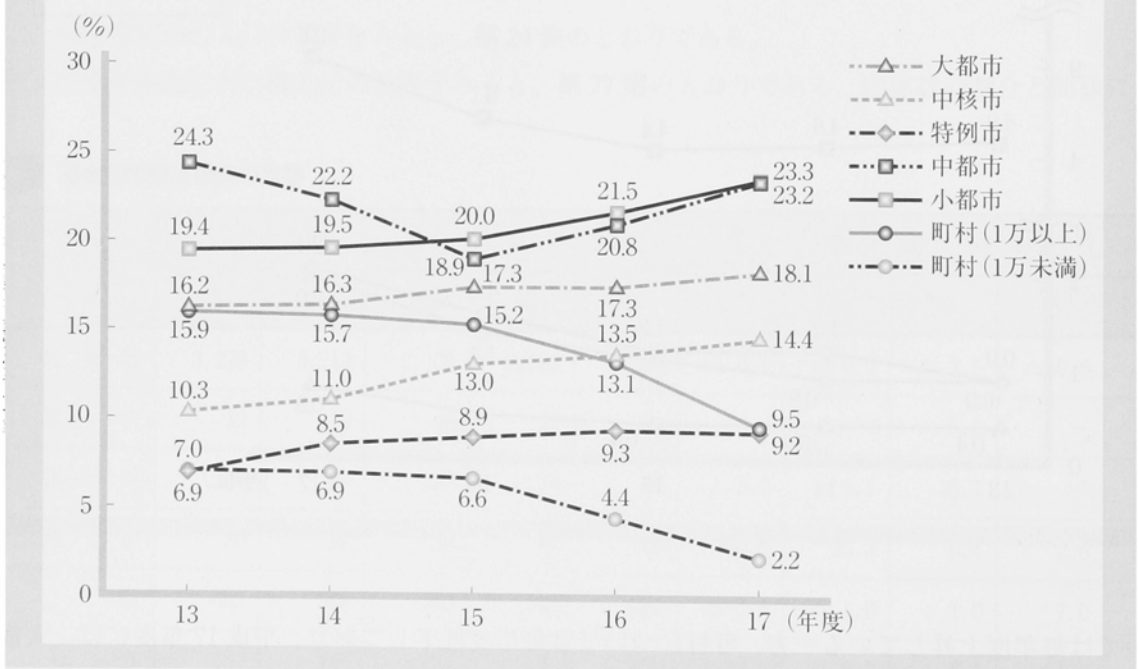

21.5%）、人口１万人以上の町村が9.7%（同13.0%）、人口１万人未満の町村が4.2%（同8.1%）となっている。

また、歳出総額については、大都市が22.2%（同21.2%）、中核市が12.6%（同11.6%）、特例市が7.4%（同7.6%）、中都市が19.9%（同17.4%）、小都市が24.1%（同21.4%）、人口１万人以上の町村が9.6%

第78図　団体規模別決算規模構成比の推移

その１　歳入

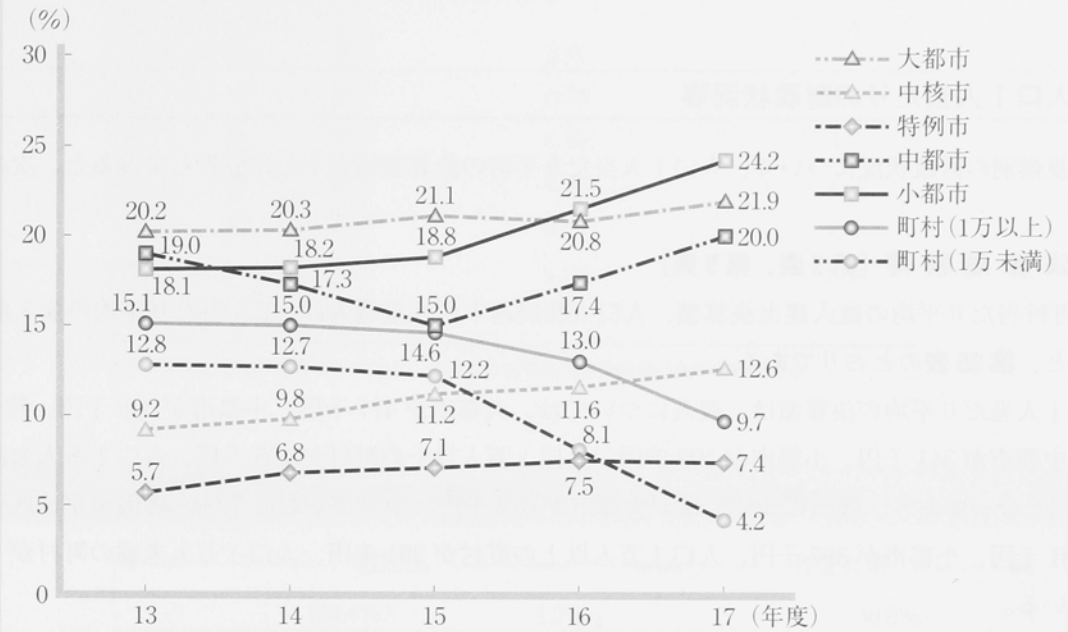

その２　歳出

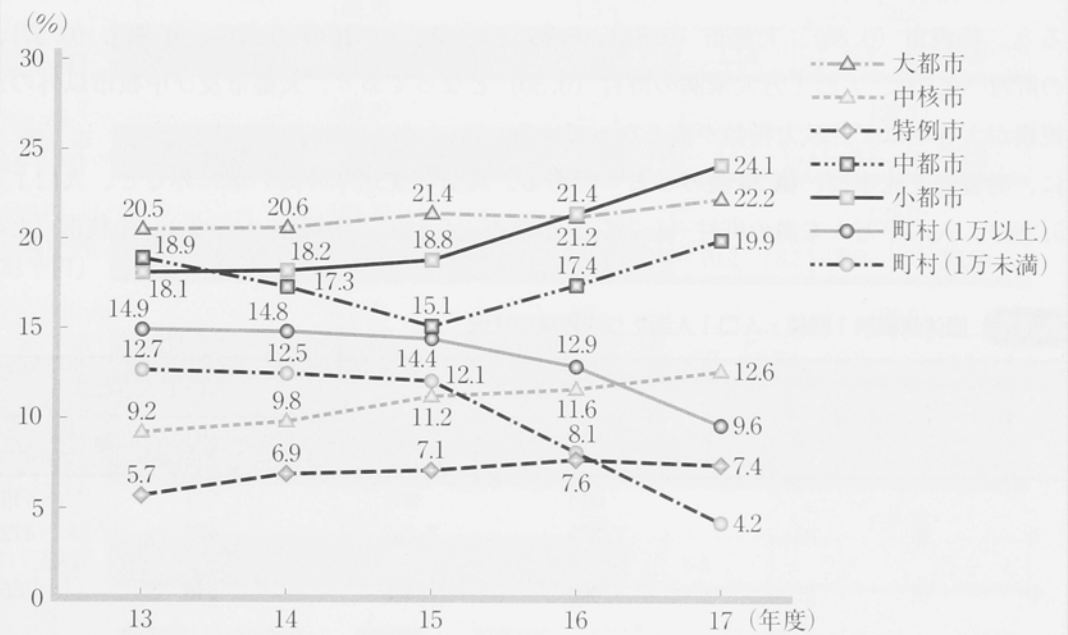

（同12.9%）、人口１万人未満の町村が4.2%（同8.1%）となっている。

団体規模別の決算規模の割合について平成13年度から17年度にかけての推移は、**第78図**のとおりである。17年度には、中都市及び小都市の占める割合が大きく上昇する一方、町村の占める割合は大きく低下しており、人口１万人未満の町村については最も割合が小さくなっている。これは、主に市町村合併の

進展に伴う団体数や人口割合の変化の影響の他、町村同士の合併によって都市となった団体については新たに都市としての事務事業が増加したことや合併に伴う事務事業が増加したことなども要因として考えられる。

(2)　人口１人当たりの財政状況等

団体規模別の財政状況について、人口１人当たり平均の決算額等を中心に分析してみると、次のとおりである。

ア　決算規模等［第３表、第５表］

１市町村当たり平均の歳入歳出決算額、人口（住民基本台帳登載人口）１人当たり平均の歳入歳出決算額をみると、**第25表**のとおりである。

人口１人当たり平均の決算額は、歳入については、大都市が477千円、中核市が346千円、特例市が315千円、中都市が341千円、小都市が409千円、人口１万人以上の町村が405千円、人口１万人未満の町村が748千円となっており、歳出については、大都市が472千円、中核市が336千円、特例市が308千円、中都市が331千円、小都市が397千円、人口１万人以上の町村が391千円、人口１万人未満の町村が724千円となっている。

これをみると、大都市、中核市及び特例市については他の都市と行政権能が異なることなどから人口１人当たり決算額が大きくなっているものの、その他の市町村については規模が小さな団体ほど人口１人当たり決算額が大きくなっている。

次に、財政力指数の単純平均を団体規模別にみると、第27表のとおりである。これを財政力指数の高い順にみると、特例市（0.86）、大都市（0.83）、中都市（0.79）、中核市（0.78）、小都市（0.57）、人口１万人以上の町村（0.53）、人口１万人未満の町村（0.30）となっており、大都市及び中核市以外の市町村については規模が大きいほど財政力指数が高くなっている。

さらに、実質収支比率は、**第26表**のとおりである。実質収支比率の高い順にみると、人口１万人以上の町村（5.2%）、人口１万人未満の町村（4.7%）、小都市（4.5%）、中都市（4.2%）、中核市（3.4%）、特例

第25表　団体規模別１団体・人口１人当たり決算額の状況

区分	１団体当たり		人口１人当たり	
	歳入	歳出	歳入	歳出
	億円	億円	千円	千円
大都市	7,335	7,252	477	472
中核市	1,602	1,558	346	336
特例市	887	867	315	308
中都市	543	527	341	331
小都市	221	214	409	397
町村（人口１万人以上）	83	80	405	391
町村（人口１万人未満）	40	38	748	724

第26表　団体規模別財政力指数及び実質収支比率の状況

区分	財政力指数	実質収支比率
		%
大都市	0.83	0.6
中核市	0.78	3.4
特例市	0.86	3.1
中都市	0.79	4.2
小都市	0.57	4.5
町村（人口１万人以上）	0.53	5.2
町村（人口１万人未満）	0.30	4.7

（注）財政力指数は単純平均であり、実質収支比率は団体規模別の加重平均である。

第79図　団体規模別歳入決算の状況（人口１人当たり額及び構成比）

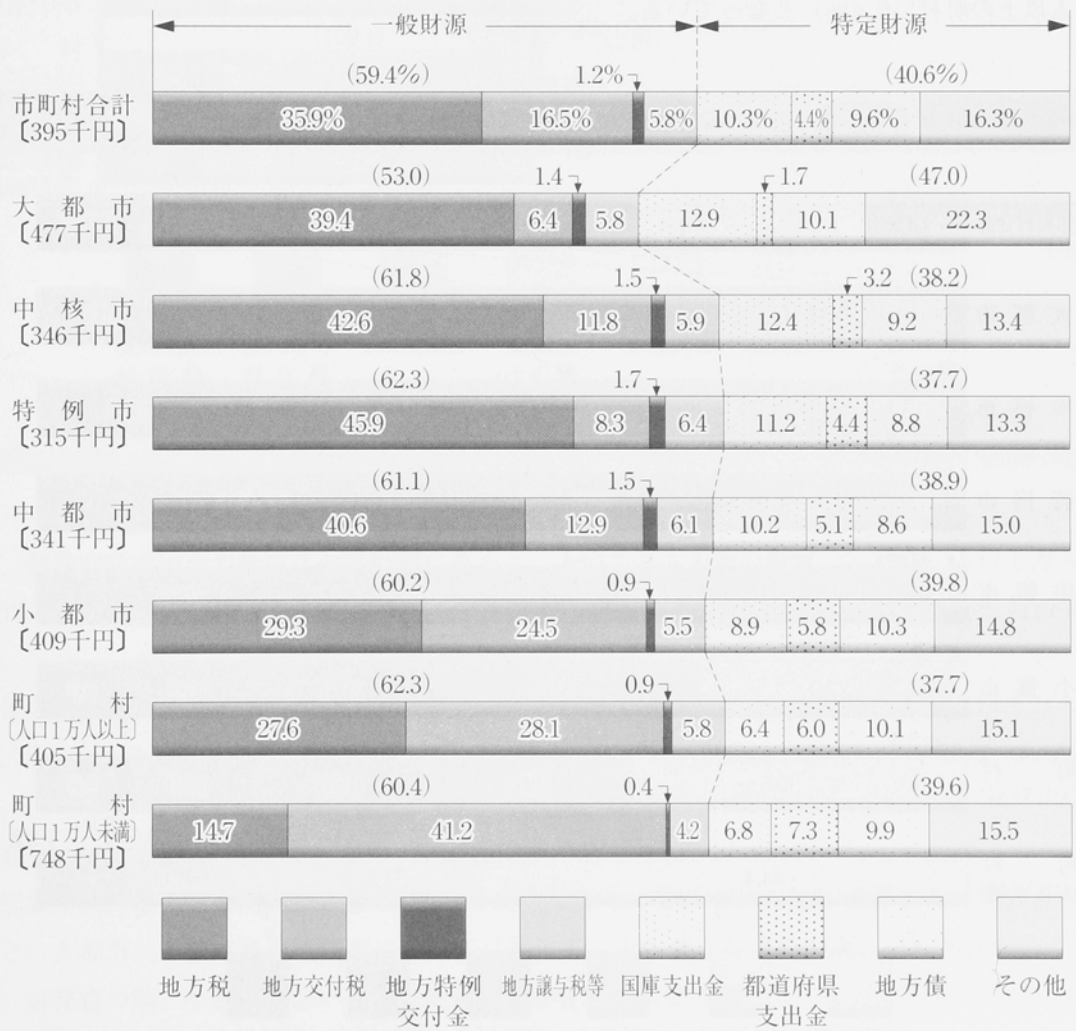

（注）１　「市町村合計」とは、大都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の単純合計額である。
２　「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金を除く。
３　〔　〕内の数値は、人口１人当たりの歳入決算額である。

市（3.1%）、大都市（0.6%）となっている。

イ　歳　　入

歳入決算の主な内訳は、**第79図**のとおりである。

地方税の構成比の高い順にみると特例市(45.9%)、中核市(42.6%)、中都市(40.6%)、大都市(39.4%)、小都市（29.3%)、人口１万人以上の町村（27.6%)、人口１万人未満の町村（14.7%）となっており、大都市及び中核市以外の市町村については規模が小さいほど地方税の占める割合が低くなっている。

また、地方税が歳入総額に占める割合の分布状況を団体規模別にみると、**第80図**のとおりであり、町村においては地方税の歳入総額に占める割合が低い団体の構成比が大きくなっている。なお、主な税目の１人当たりの額は、**第81図**のとおりである。

一方、地方交付税の構成比の高い順にみると、人口１万人未満の町村（41.2%)、人口１万人以上の町村(28.1%)、小都市（24.5%)、中都市（12.9%)、中核市（11.8%)、特例市（8.3%)、大都市（6.4%）となっている。

また、国庫支出金（交通安全対策特別交付金を除く。）の構成比の高い順にみると、大都市（12.9%)、中核市（12.4%)、特例市（11.2%)、中都市（10.2%)、小都市（8.9%)、人口１万人未満の町村（6.8%)、人口１万人以上の町村（6.4%）となっている。

第80図　団体規模別地方税の歳入総額に占める割合の状況（構成比）

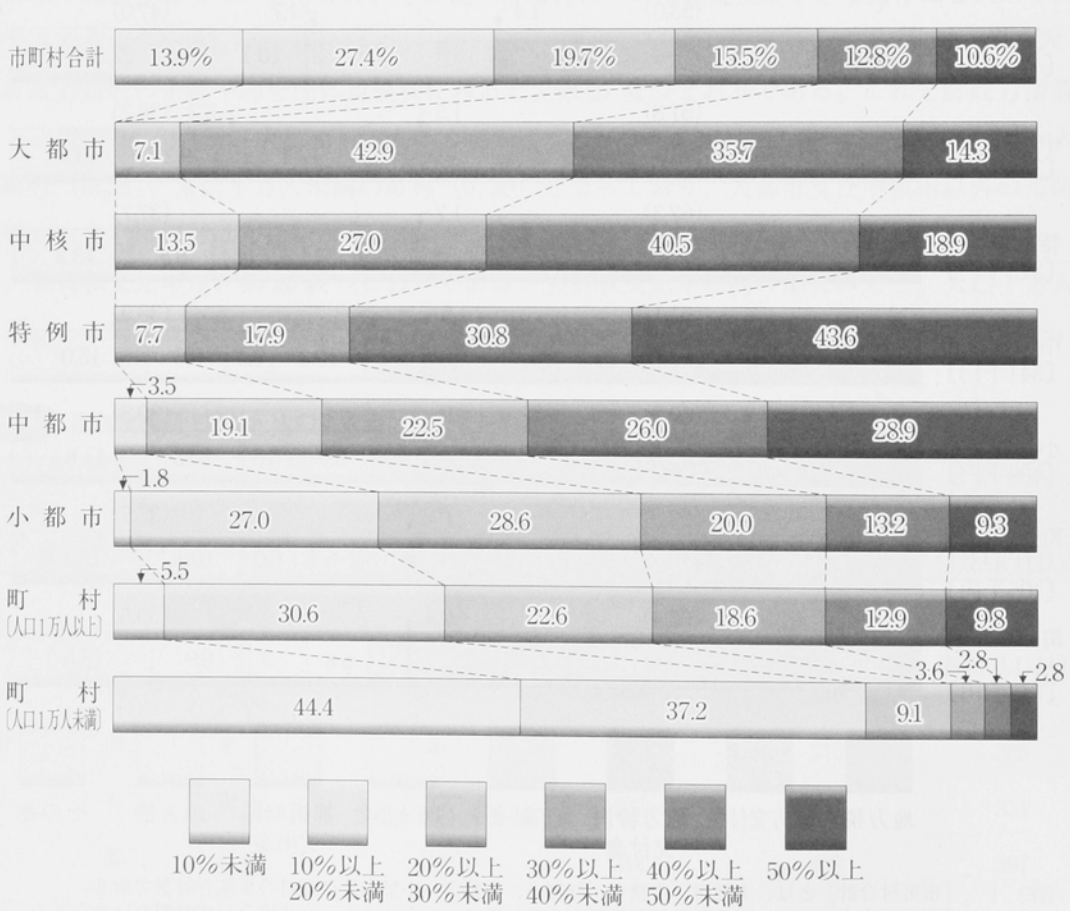

（注）「市町村合計」は、大都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の合計である。

第81図　団体規模別地方税の構造（人口１人当たりの地方税）

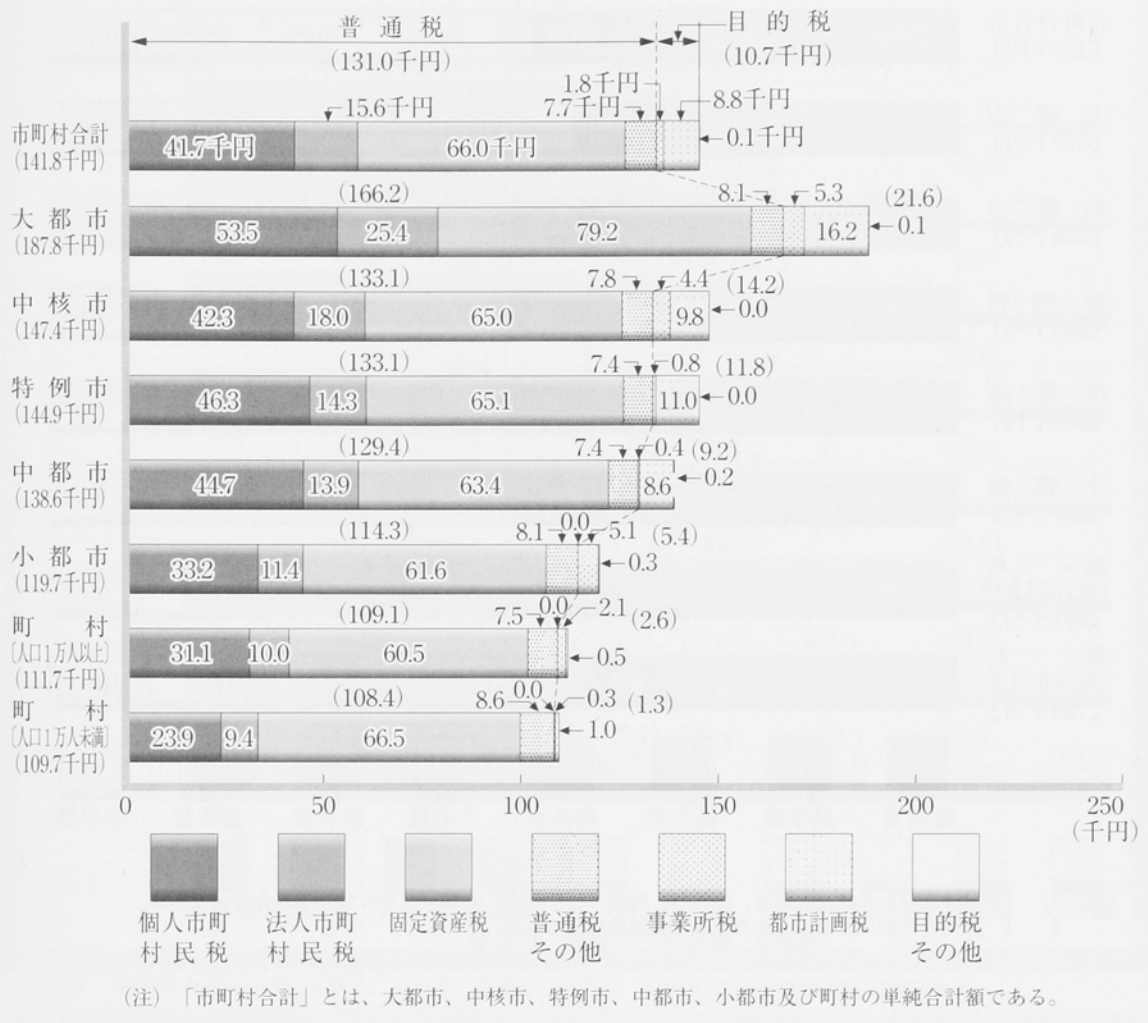

（注）「市町村合計」とは、大都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の単純合計額である。

一方、都道府県支出金の構成比の高い順にみると、人口１万人未満の町村（7.3%）、人口１万人以上の町村（6.0%）、小都市（5.8%）、中都市（5.1%）、特例市（4.4%）、中核市（3.2%）、大都市（1.7%）となっている。

地方債の構成比（地方債依存度）の高い順にみると、小都市（10.3%）、大都市及び人口１万人以上の町村（10.1%）、人口１万人未満の町村（9.9%）、中核市（9.2%）、特例市（8.8%）、中都市（8.6%）となっている。

ウ　歳　　出

目的別歳出決算額の主な内訳は、**第82図**のとおりである。それぞれの団体規模ごとに構成比が高い費目をみると、大都市、中核市及び特例市においては民生費、土木費、公債費の順、中都市においては民生費、土木費、総務費の順、小都市においては民生費、総務費、土木費の順、人口１万人以上の町村においては民生費、総務費、公債費の順、人口１万人未満の町村においては公債費、総務費、民生費の順となっている。

性質別歳出決算額における主な費目の構成比は、**第83図**のとおりである。

それぞれの団体規模ごとに構成比が高い費目をみると、大都市においては公債費、扶助費、人件費の順、中核市、特例市及び中都市においては人件費、扶助費、普通建設事業費の順、小都市、人口１万人以上の町

第82図　団体規模別歳出（目的別）決算の状況（人口１人当たり額及び構成比）

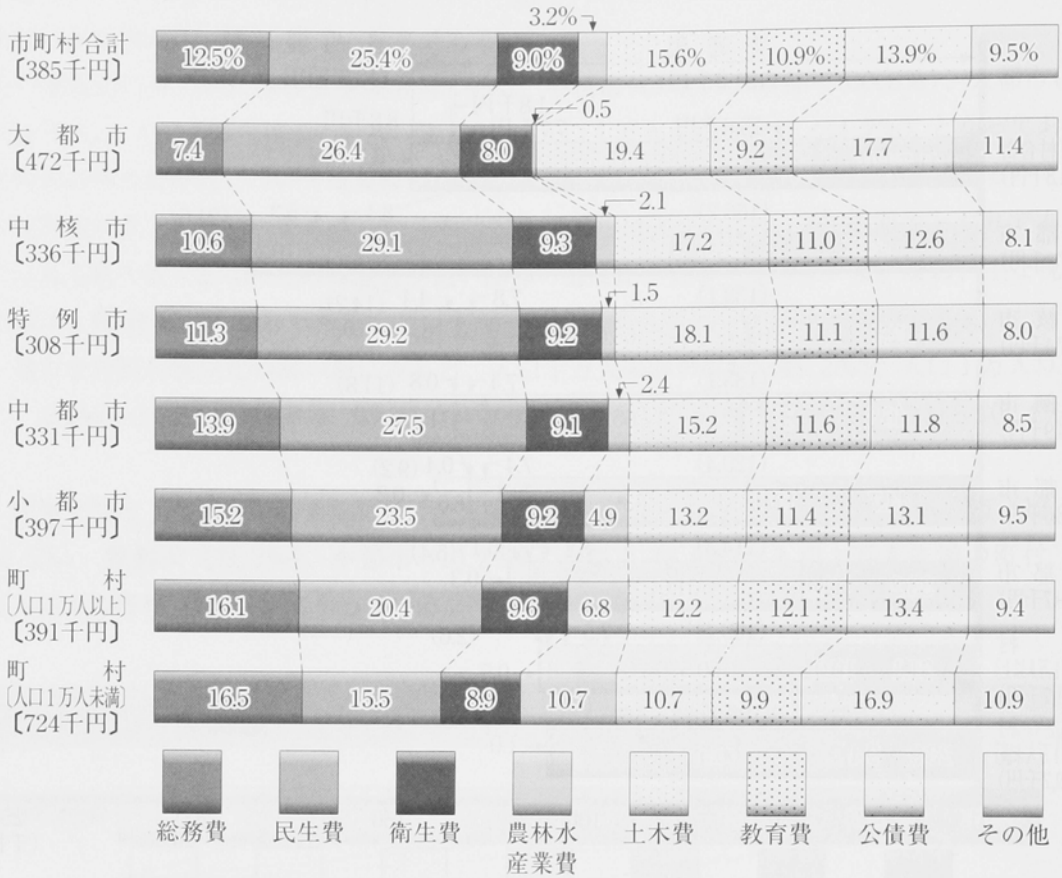

（注）１　「市町村合計」とは、大都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の単純合計額である。
　　２　〔　〕内の数値は、人口１人当たりの歳出決算額である。

村及び人口１万人未満の町村においては人件費、普通建設事業費、公債費の順となっている。

扶助費の構成比については、町村における生活保護費等を都道府県が負担していることなどから、町村が低くなっている。

エ　財政構造の弾力性

（ア）　経常収支比率

経常収支比率は、**第27表**のとおりであり、経常収支比率の高い順にみると、大都市（94.3%）、小都市（91.0%）、特例市（89.2%）、中都市（89.1%）、人口１万人以上の町村（88.5%）、人口１万人未満の町村（88.2%）、中核市（87.0%）となっている。

なお、団体規模別の分布状況をみると、**第84図**のとおりである。大都市の経常収支比率が高いのは、経常経費に占める公債費の割合が大きいことなどによる。また、町村の経常収支比率が比較的低いのは、主として生活保護費等を都道府県が負担していること等により、経常経費に占める扶助費の割合が小さいことなどによるものである。

これを財政力指数段階別にみると、**第85図**のとおりであり、同規模の団体においては、財政力指数の低いものほど経常収支比率が高く、財政構造の弾力性が乏しいといえる。

（イ）　実質公債費比率、起債制限比率及び公債費負担比率

実質公債費比率は、**第28表**のとおりであり、実質公債費比率の高い順でみると、大都市（19.1%）、小都

第83図　団体規模別歳出（性質別）決算の状況（構成比）

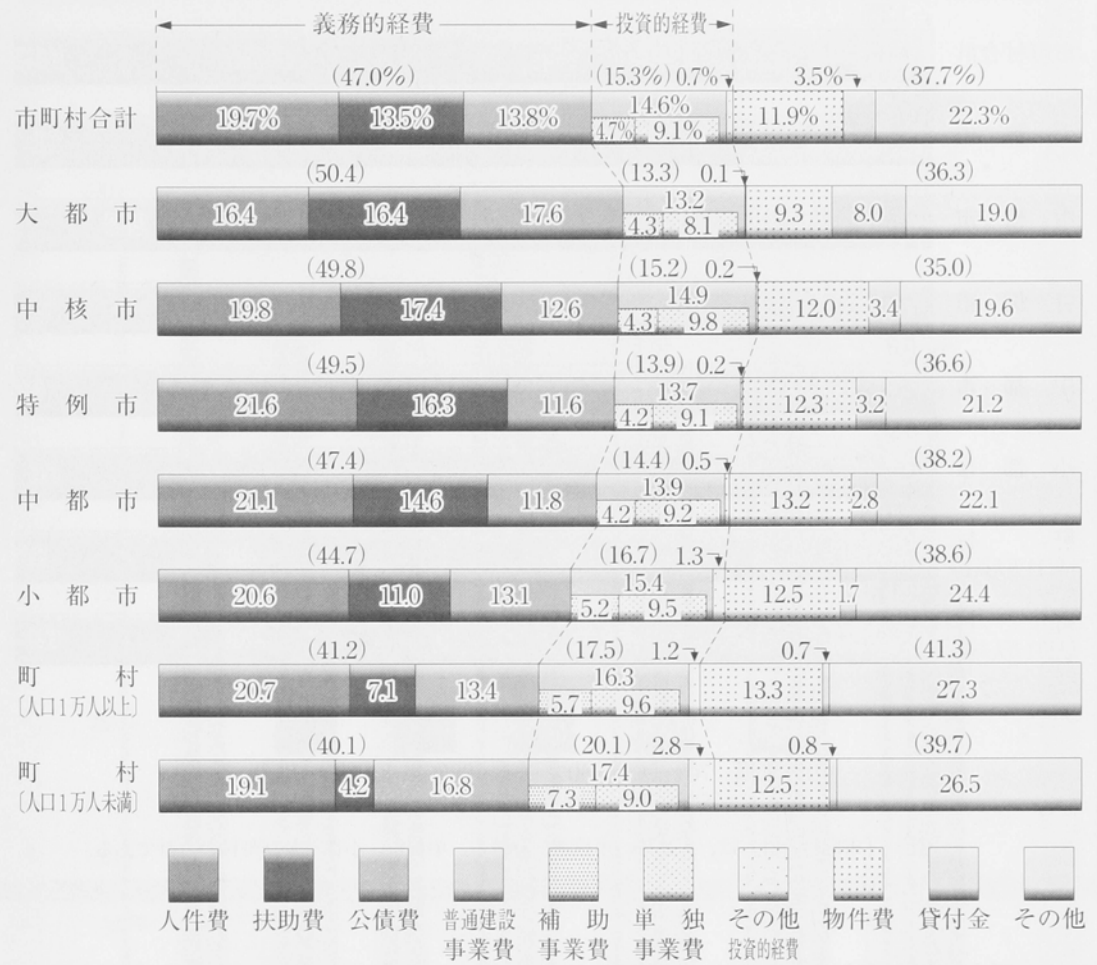

（注）「市町村合計」とは、大都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の単純合計額である。

第27表　団体規模別経常収支比率の状況

区分	経常収支比率	うち人件費	物件費	扶助費	補助費等	公債費	その他
	%	%	%	%	%	%	%
大都市	94.3	27.5	12.9	11.3	11.2	23.2	8.2
中核市	87.0	27.7	13.2	9.9	6.5	18.6	11.1
特例市	89.2	30.1	14.1	8.4	8.5	17.4	10.7
中都市	89.1	29.8	14.3	7.7	8.6	17.7	11.0
小都市	91.0	29.8	12.8	6.2	11.3	20.0	10.9
町村（人口１万人以上）	88.5	28.6	12.8	4.0	13.6	19.3	10.2
町村（人口１万人未満）	88.2	27.9	11.1	2.5	12.6	25.1	9.0

（注）比率は、加重平均である。

第84図　団体規模別経常収支比率の状況（構成比）

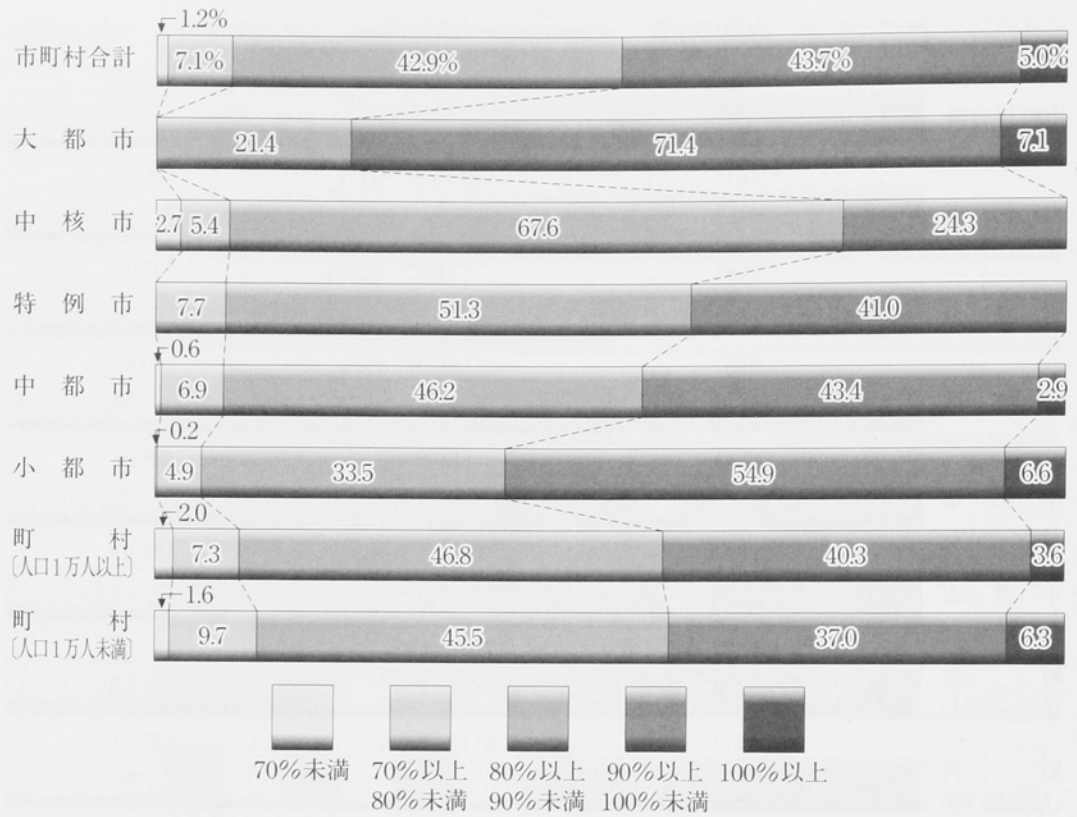

（注）「市町村合計」は、大都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の合計である。

市及び人口１万人未満の町村（15.6%）、特例市（14.6%）、中都市（14.3%）、中核市及び人口１万人以上の町村（14.2%）となっている。団体規模別の分布状況は、**第86図**のとおりであり、中核市、特例市、中都市、小都市、人口１万人以上の町村及び人口１万人未満の町村においては10%以上18%未満の団体の割合が、大都市においては18%以上25%未満の団体の割合が大きくなっている。

次に、実質公債費比率を財政力指数段階別にみると、**第87図**のとおりであり、財政力指数が低いほど実質公債費比率が高くなっている。

起債制限比率は、**第29表**のとおりであり、起債制限比率の高い順にみると、大都市（15.2%）、中核市及び小都市（11.1%）、特例市（10.8%）、中都市及び人口１万人未満の町村（10.7%）、人口１万人以上の町村（9.8%）となっている。

公債費負担比率は、**第88図**のとおりであり、公債費負担比率の高い順にみると、人口１万人未満の町村（21.2%）、大都市（20.9%）、小都市（16.9%）、中核市（16.6%）、人口１万人以上の町村（16.4%）、中都市（15.3%）、特例市（15.2%）となっている。

オ　将来にわたる実質的な財政負担

将来にわたる実質的な財政負担の標準財政規模に対する比率は、**第89図**のとおりである。高い順にみると、大都市（349.6%）、中核市（202.9%）、小都市（194.1%）、特例市（192.9%）、中都市（186.0%）、人口１万人未満の町村（175.6%）、人口１万人以上の町村（166.3%）となっている。

なお、これを団体規模別の分布状況でみると、**第90図**のとおりである。

第85図　団体規模別財政力指数段階別の経常収支比率の状況

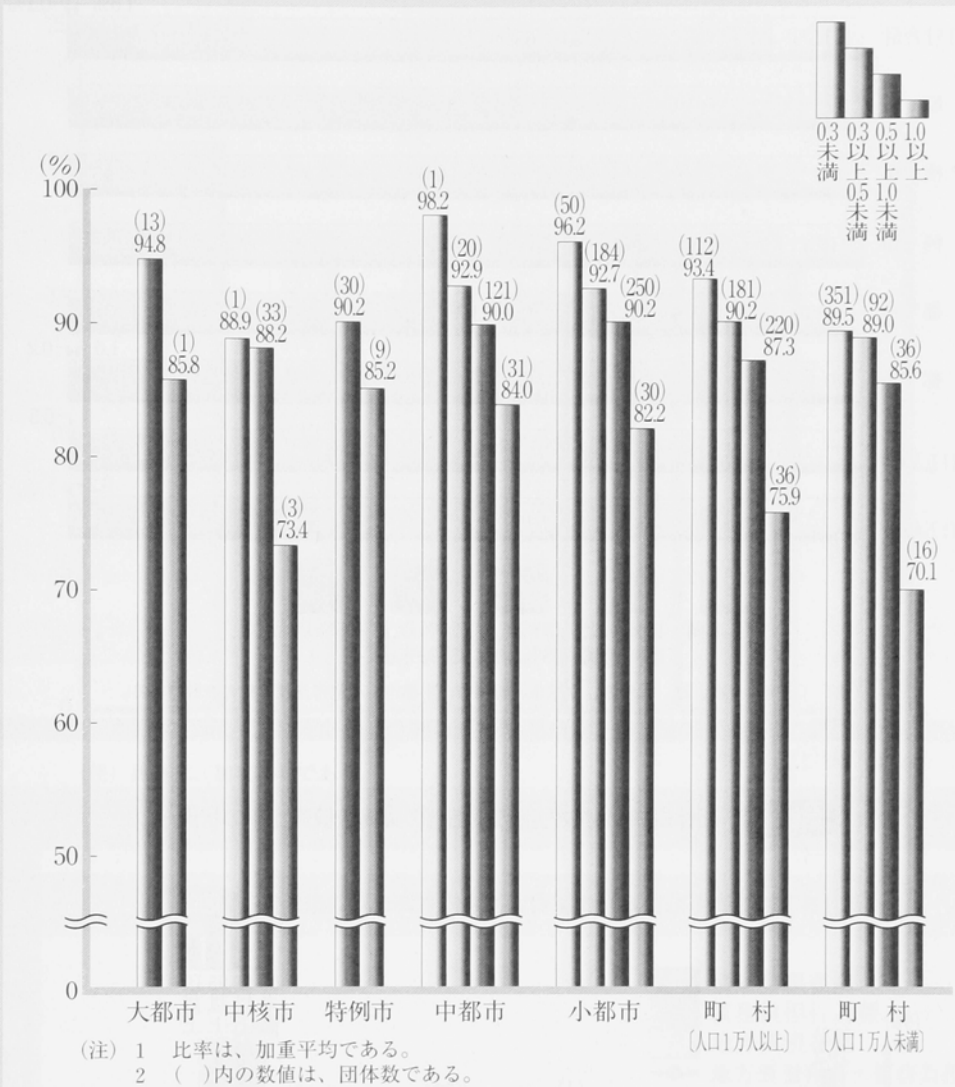

（注）１　比率は、加重平均である。
　　２　（　）内の数値は、団体数である。

第28表　団体規模別実質公債費比率の状況

区　　分	大都市	中核市	特例市	中都市	小都市	町　村（人口1万人以上）	町　村（人口1万人未満）
	%	%	%	%	%	%	%
平成17年度	19.1	14.2	14.6	14.3	15.6	14.2	15.6

（注）比率は、加重平均である。

第29表　団体規模別起債制限比率の状況

区　　分	大都市	中核市	特例市	中都市	小都市	町　村（人口1万人以上）	町　村（人口1万人未満）
	%	%	%	%	%	%	%
平成17年度	15.2	11.1	10.8	10.7	11.1	9.8	10.7
平成16年度	15.4	11.1	10.8	10.5	10.7	9.2	10.4

（注）比率は、加重平均である。

第86図　団体規模別実質公債費比率の状況（構成比）

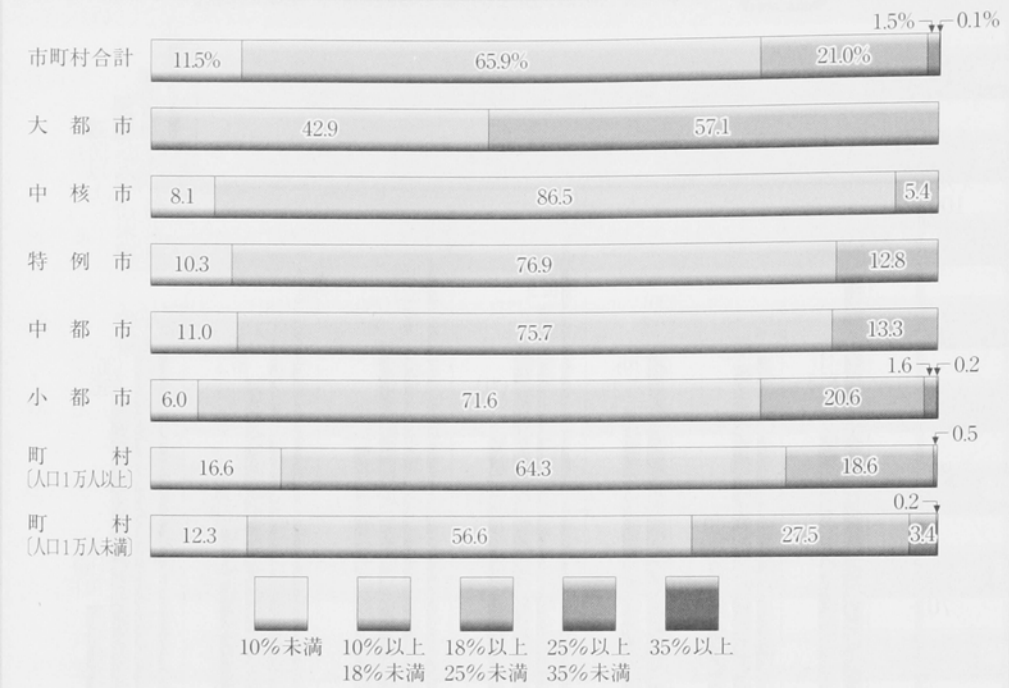

（注）「市町村合計」は、大都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の合計である。

第87図　団体規模別財政力指数段階別の実質公債費比率の状況

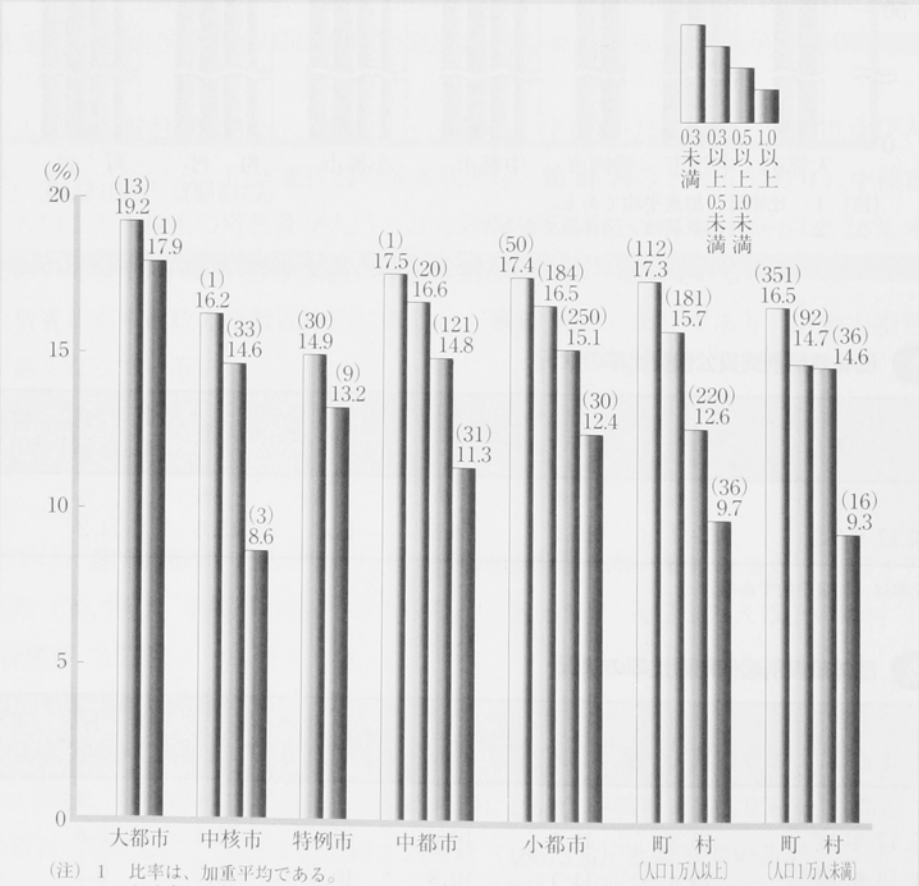

（注）1　比率は、加重平均である。
2　（　）内の数値は、団体数である。

第88図　団体規模別公債費負担比率の状況

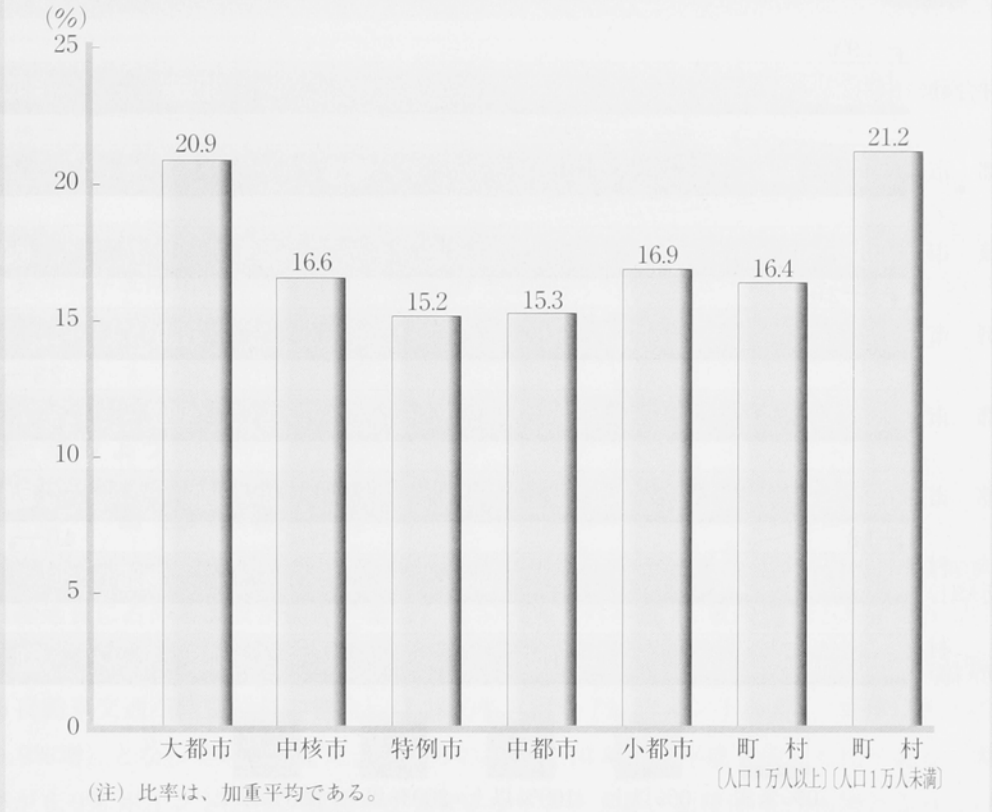

（注）比率は、加重平均である。

第89図　団体規模別の実質的な財政負担の標準財政規模に対する比率

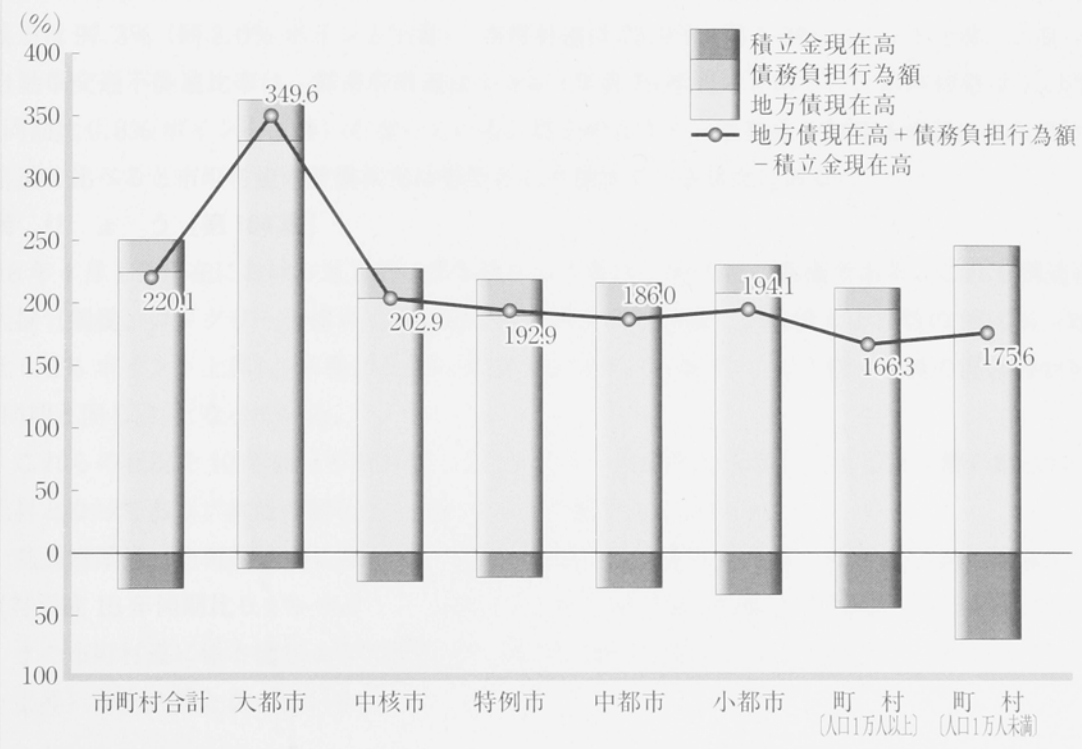

（注）１　「市町村合計」とは、大都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の単純合計額である。
　　２　地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額である。

第90図　団体規模別の実質的な財政負担の標準財政規模に対する比率の状況（構成比）

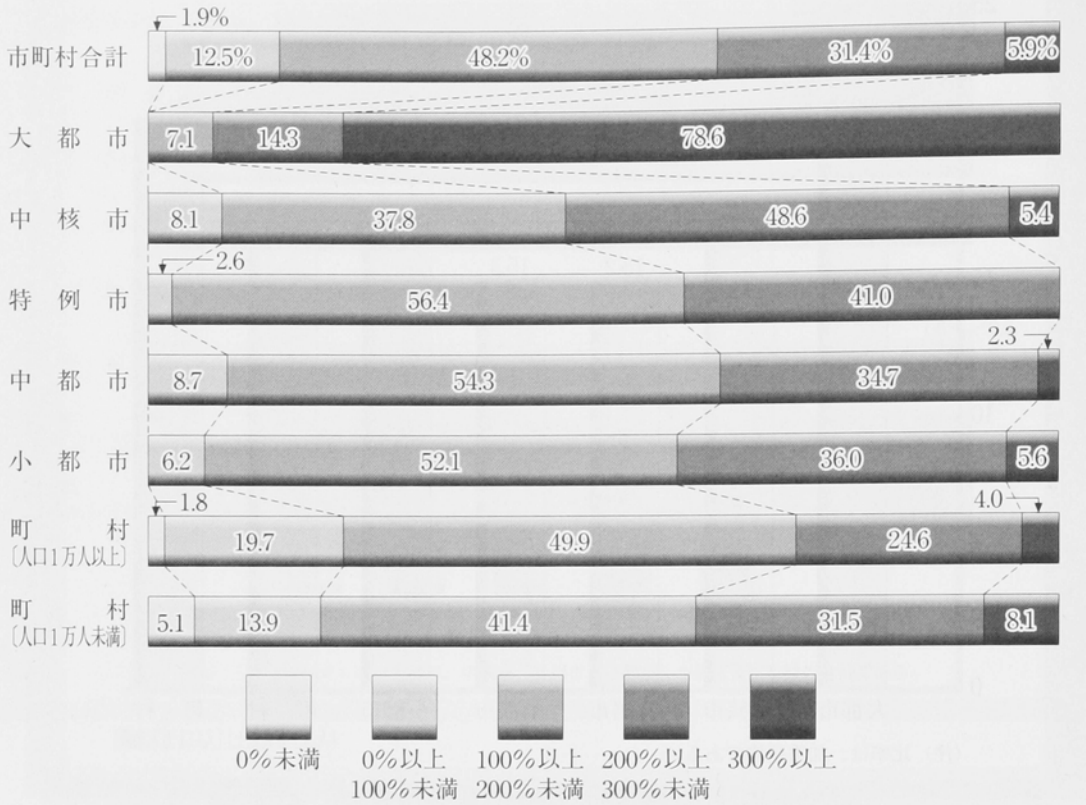

（注）「市町村合計」は、大都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の合計である。

8　公共施設の状況

地方公共団体は、住民の生活や福祉の向上を図り、個性豊かで魅力ある地域づくりを推進するため、道路や公営住宅等の公共施設の整備に努めている。これら主要な公共施設の整備状況は、次のとおりである。なお、本編の記載は公共施設状況調査を基としているが、同調査は、平成14年度分調査以降、3年に一度詳細な調査を行い、その間の2ヵ年については縮小調査を行うこととしている。よって、平成17年度調査(全項目調査）結果と年度間比較をする際に、平成16年度調査（縮小調査）結果と比較できない項目については平成14年度調査（全項目調査）結果と比較を行うこととする。

(1)　道路・橋りょう

ア　道　　路［第104表］

平成18年4月1日現在における地方道の実延長は113万4,551 km（対前年同期比0.4%増）であり、その改良率（総延長に占める改良済延長の割合）は57.5%（対平成15年同期比1.6%ポイント上昇)、舗装率（総延長に占める舗装済延長の割合）は78.3%（同1.4%ポイント上昇)、自動車交通不能道比率（総延長に占める自動車交通不能道延長の割合）は14.0%（同0.7%ポイント改善)、面積は8,147.1 km^2（対前年同期比0.9%増）となっている。また、これらの状況を10年前（平成8年）と比べると、実延長は4.4%増、改良率が6.0%ポイント上昇、舗装率が5.3%ポイント上昇、面積は10.9%増となっている。

次に、国道及び地方道の整備状況をみると、**第91図**のとおりであり、改良率は、一般国道が93.9%（対平成15年同期比0.5%ポイント上昇)、都道府県道が77.3%（同1.2%ポイント上昇)、市町村道が55.0%（同1.6%ポイント上昇）となっている。また、舗装率は、一般国道は99.3%（同0.3%ポイント上昇)、都道府県道は97.3%（同2.0%ポイント上昇)、市町村道は75.9%（同1.3%ポイント上昇）となっている。他方、自動車交通不能道比率は、都道府県道は1.4%（平成15年同期と同じ。)、市町村道は15.6%（対平成15年同期比0.8%ポイント改善）となっている。以上のように、地方道の整備は着実に進んではいるが、都道府県道と比べると市町村道の整備状況は依然として遅れている状況にある。

イ　橋　り　ょ　う［第104表］

平成18年4月1日現在における地方道に係る橋りょう数は、62万2,205橋である。これを構造別にみると、永久橋（鋼橋、コンクリート橋及び石橋並びにこれらの混合橋）が総橋りょう数の98.0%（対平成15年同期比0.2%ポイント上昇)、木橋が1.8%(同0.3%ポイント低下)、永久橋と木橋の混合橋が0.2%(平成15年同期と同じ。）となっている。

また、これらの状況を10年前（平成8年）と比べると、総橋りょう数に占める永久橋の割合は0.9%ポイント上昇となっており、木橋の割合は0.9%ポイント低下となっている。

次に、都道府県道、市町村道別にみると、都道府県道に係る橋りょうは、地方道に係る総橋りょう数の16.1%（対平成15年同期比0.1%ポイント上昇）で、その99.7%（平成15年同期と同じ。）が永久橋となっており、また市町村道に係る橋りょうの構成比は83.9%(同0.1%ポイント低下)で、その97.7%(同0.3%ポイント上昇）が永久橋となっている。

第91図　道路整備の状況

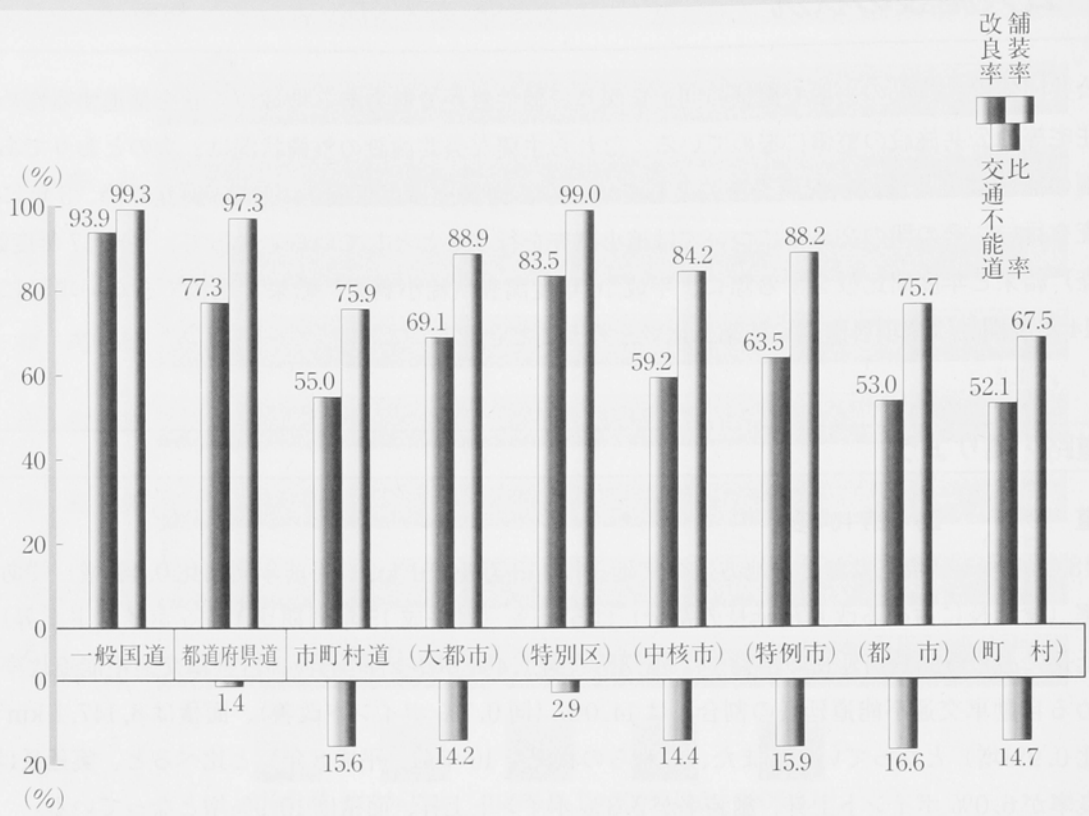

（注）１　舗装率には、簡易舗装分を含む。
　　２　一般国道は、国土交通省調べ「道路施設現況調査」による（数値は平成17年４月１日現在）。

(2)　公営住宅等［第105表］

平成17年度末現在における公営住宅等（公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく公営住宅、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）に基づく改良住宅及び地方公共団体が独自に建設する単独住宅）の総戸数は242万5,636戸であり、前年度末と比べると236戸減（0.0%減）となっている。

この状況を10年前（平成７年度）と比べると、12万6,171戸増（5.5%増）となっている。

また、住宅の種類別にみると、公営住宅が総戸数の90.1%、改良住宅が6.5%、単独住宅が3.3%となっている。

公営住宅等の設置者別の状況をみると、**第92図**のとおりであり、都道府県営は全体の40.0%、市町村営は全体の60.0%となっている。

なお、平成17年度中の公営住宅及び単独住宅の入居公募戸数10万7,496戸（対平成14年度比4.6%減）に対し、応募件数は97万9,488件（同0.1%増）であり、入居競争率（入居公募戸数に対する応募件数の割合）は9.1倍（平成14年度8.7倍）となっている。

なお、入居競争率の推移を設置者別及び団体種類別にみると、**第93図**のとおりである。

第92図　公営住宅等の設置者別の状況

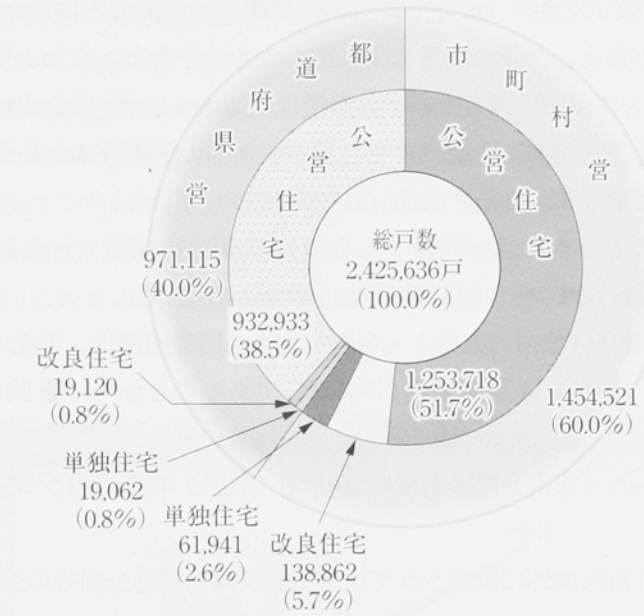

第93図　入居競争率の推移

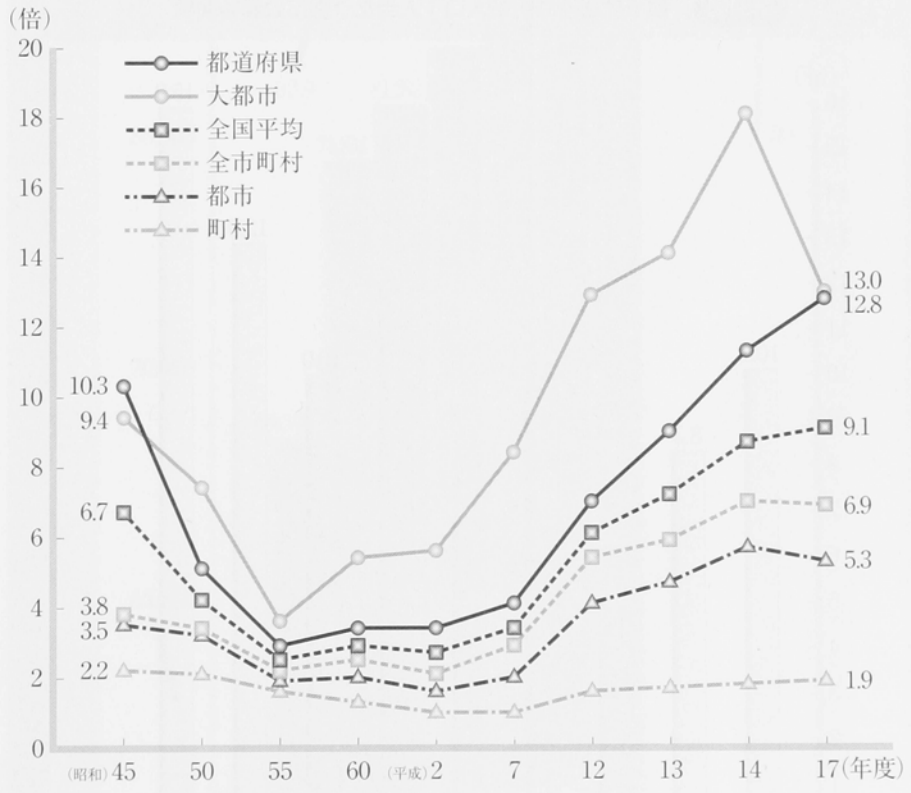

(注)「都市」には、中核市及び特例市を含む。

(3)　公　　園［第106表］

平成17年度末現在における都市公園等（地方公共団体等が都市計画区域内において設置し、管理している施設で、公園としての実態を備え、一般の利用に供しているものを含む。なお、児童遊園は除く。）の数は11万1,855箇所（対前年度末比4.2%増）で、その面積は1,204.6 km²（同2.6%増）となっている。

また、この状況を10年前（平成7年度）と比べると、都市公園等の箇所数は2万8,774箇所増加（34.6%増）しているとともに、その面積も311.8 km²増加（34.9%増）している。

都市公園等を設置者別にみると、市町村が設置したものが11万936箇所（対前年度比4.2%増）、967.7 km²（同2.4%増）で、総箇所数の99.2%、総面積の80.3%を占めている。

平成17年度末における都市計画区域内の人口1人当たり都市公園等面積は、平成17年度末の都市計画区域内の人口が1億1,902万人（対平成14年度末比0.8%増）であることから、**第94図**のとおり10.1 m²であり、平成14年度同期と比べると0.7 m²増（7.4%増）となっている。

都市計画区域内の人口1人当たり都市公園等面積を10年前（平成7年度）と比べると、2.3 m²増（29.5%増）となっている。

また、その他の公園（都市計画区域外に設置されている児童公園、運動公園等の公園。なお、自然公園は除く。）の数は5,879箇所（対前年度末比10.5%増）で、その面積は175.0 km²（同4.9%増）となっている。このうち市町村立の公園の数は5,624箇所（同11.2%増）で、その面積は127.1 km²（同0.6%増）となっている。

第94図　都市計画区域内の人口1人当たり都市公園等面積

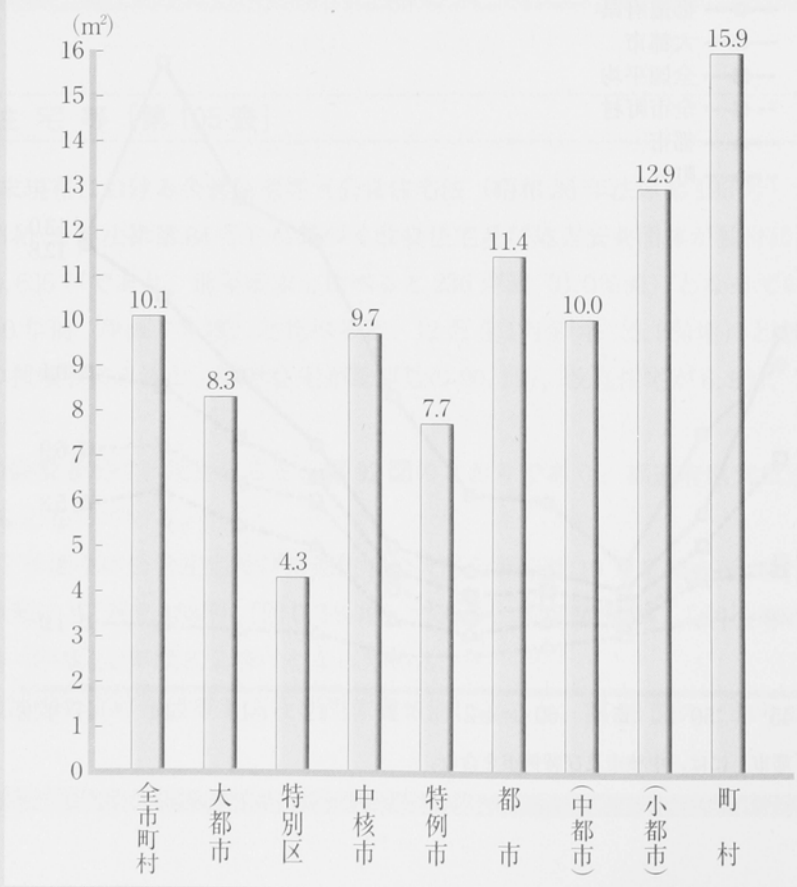

(4)　下水処理施設［第107表～第108表］

汚水（し尿及び生活雑排水）及び雨水を処理する施設としては、公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む。以下、この項において同じ。）、農業集落排水施設、漁業集落排水施設等があり、また、汚水を処理する施設としては、合併処理浄化槽等がある。これらの下水処理施設については、財政措置の充実が図られていることもあり、近年の環境保全意識の向上とともに、各地域の実態に即した整備が進められている。

これらの下水処理施設の中でも中心的な施設である公共下水道についてみると、平成17年度末における現在排水人口（供用開始している排水区域内の人口）は、8,943万3千人で、前年度末と比べると1.9%増となっている。全国人口に対する割合は、69.3%となっており、平成14年度末と比べると、4.2%ポイント上昇となっている。

第95図　公共下水道現在排水人口及び全国人口に対する割合の推移

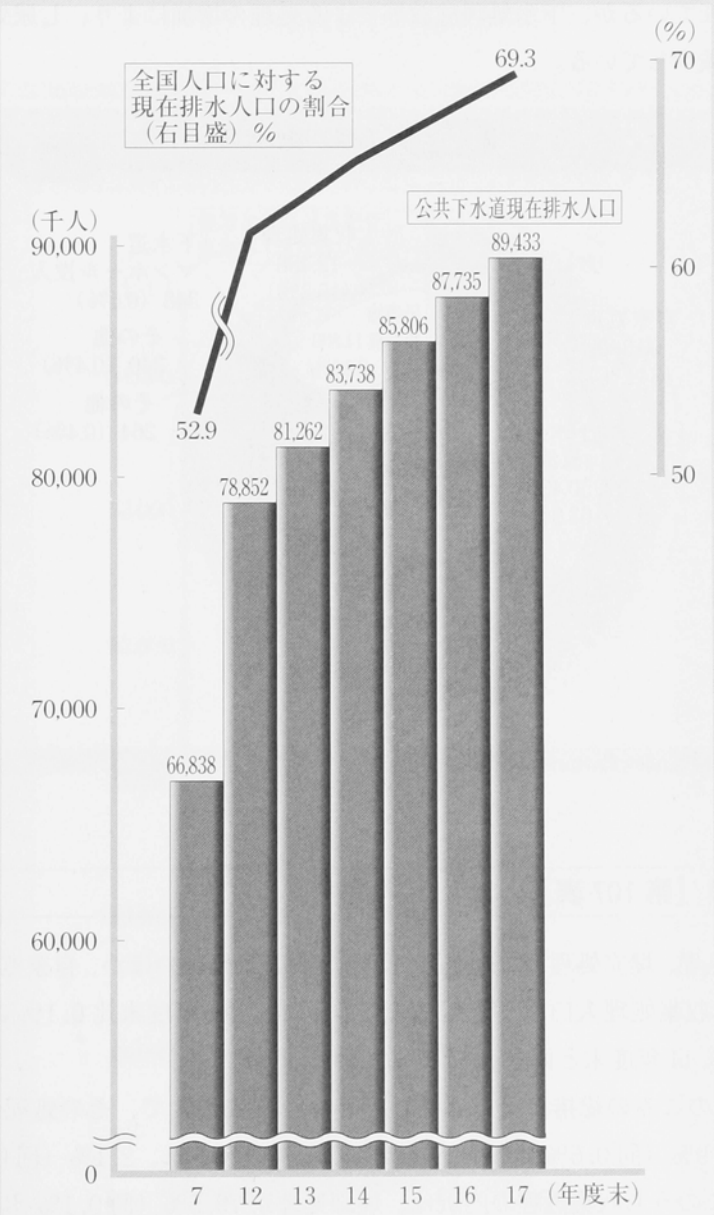

（注）現在排水人口及び全国人口は、住民基本台帳登載人口及び外国人登録人口に基づくものである。

公共下水道の現在排水人口の推移は**第95図**のとおりである。また、これを10年前（平成7年度）と比べると、2,259万5千人増（33.8%増）となっており、全国人口に対する割合でも16.4%ポイント上昇している。

次に、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設についてみると、平成17年度末における現在排水人口(うち汚水に係るもの)は、それぞれ339万1千人、15万8千人で、前年度と比べるとそれぞれ2.8%増、4.8%増となっている。これらの状況を10年前(平成7年度)と比べると、それぞれ218.5%増、263.8%増となっている。

また、平成17年度末におけるコミュニティ・プラントの処理人口は34万7千人（対前年度末比3.9%減)、合併処理浄化槽の処理人口は1,112万人（同2.3%増）となっている。

なお、し尿については、上記の下水処理施設による処理のほか、し尿処理施設処理、下水道マンホール投入等による収集処理及び単独浄化槽等による自家処理が行われている。平成17年度末のし尿の総排出量は**第96図**のとおり、7,886万9千kℓ（対平成14年度比6.2%減）であり、全体の15.8%（同1.6%ポイント低下）が収集処理されているが、下水処理施設等による処理の増加により、し尿処理施設処理人口、年間総収集量はともに年々減少している。

第96図　し尿処理の状況

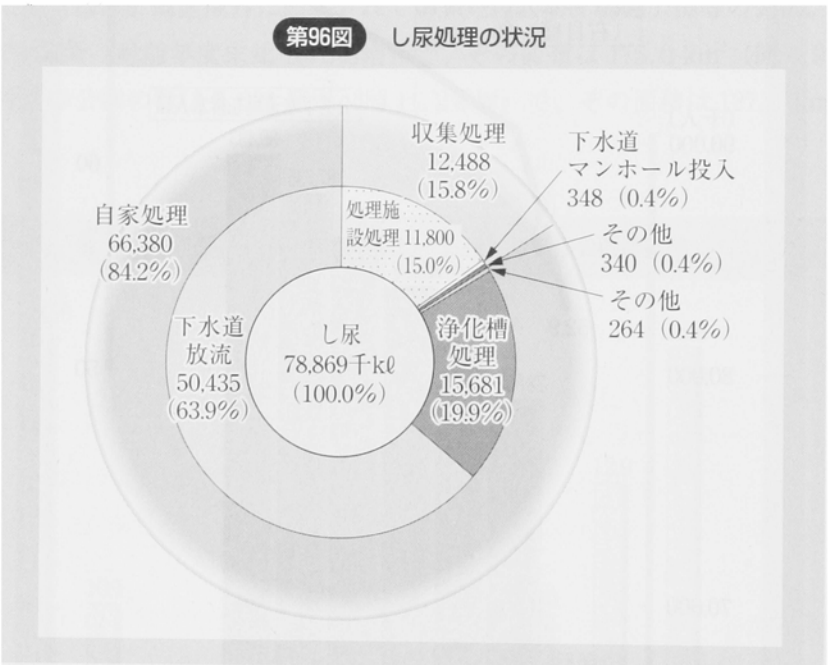

(5)　ごみ処理施設［第107表］

ごみの処理は、焼却処理、埋立処理、高速堆肥化処理等の収集処理のほか、自家処理により行われている。平成17年度末における収集処理人口は1億2,879万7千人（対前年度末比0.1%減）で、全国人口に占める割合は、99.9%（平成14年度末と同じ。）となっている。

また、平成17年度中のごみの総排出量は4,998万t（同4.3%減）で、その処理の状況は、**第97図**のとおりであり、全体の97.9%（同0.6%ポイント上昇）が収集処理され、2.1%（同0.6%ポイント低下）が自家処理されている。このうち収集処理の内訳は、焼却処理が79.5%（同0.1%ポイント低下)、埋立処理が6.4%（同1.7%ポイント低下)、高速堆肥化処理が0.1%（平成14年度末と同じ。）等となっている。

なお、焼却及び高速堆肥化処理率（焼却及び高速堆肥化による処理量の総排出に占める割合）の推移は、

第97図　ごみ処理の状況

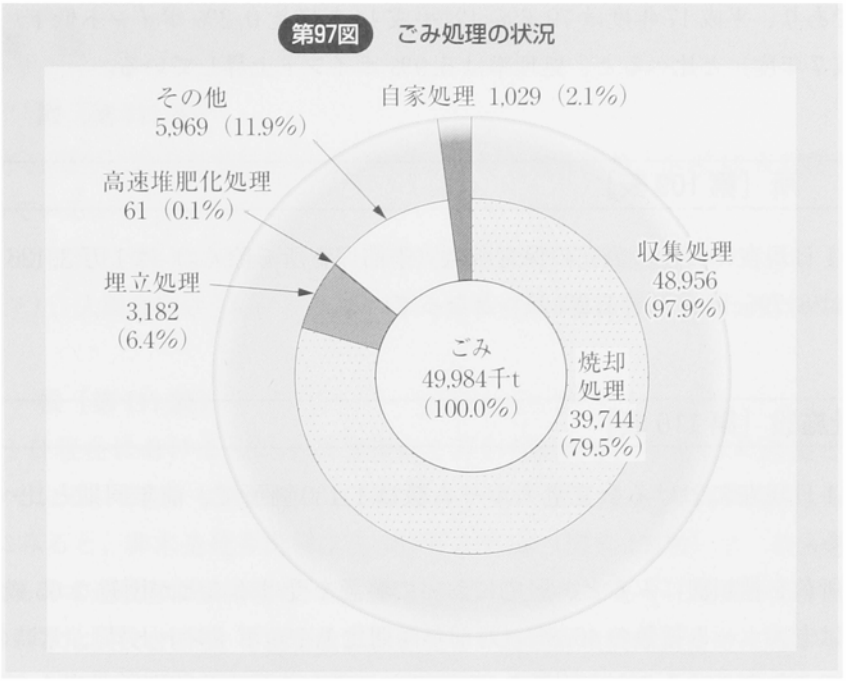

第98図　ごみの年間総排出量、焼却及び高速堆肥化処理率の推移

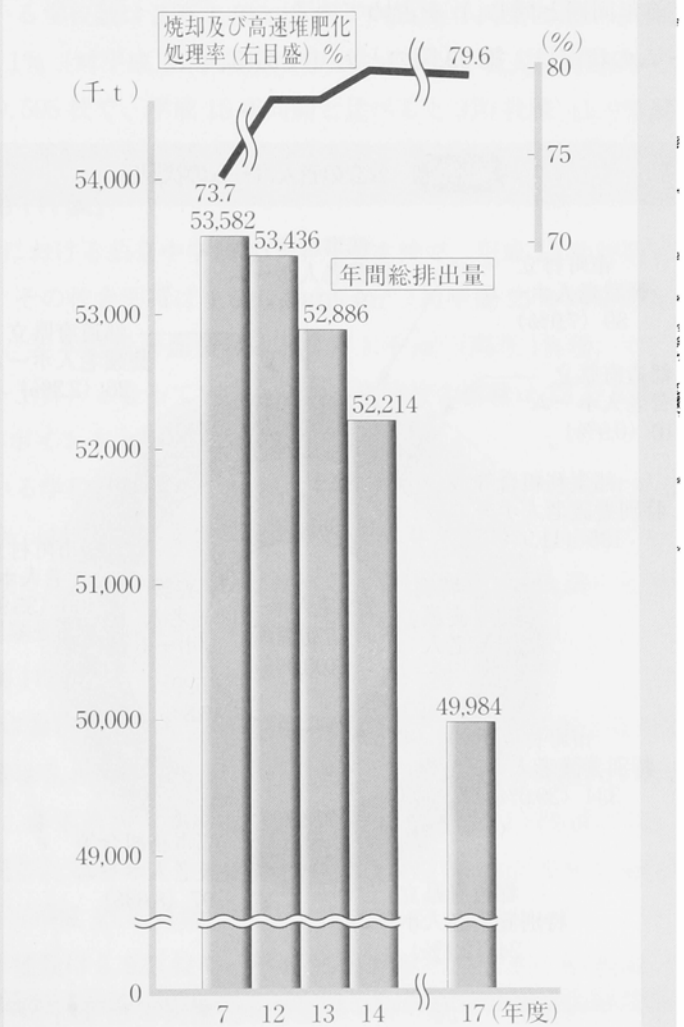

（注）平成15、16年度は縮小調査のため、調査を行っていない。

第98図のとおりであり、平成17年度は79.6%（対平成14年度比0.2%ポイント低下）となっている。これを10年前（平成７年度）と比べると、処理率は5.9%ポイント上昇している。

(6)　保　　育　　所［第109表］

平成17年10月１日現在における公立の保育所数（季節保育所を除く。）は１万3,126箇所（対前年度比2.9%減）、延面積は8,795千m^2（同1.2%減）となっている。

(7)　高齢者福祉施設［第110表］

平成17年10月１日現在における公立老人ホーム数は1,130箇所で、前年同期と比べると79箇所減少（6.5%減）している。

老人ホームの箇所数を種類別にみると、居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者を養護する養護老人ホームは老人ホーム総数の46.8%（対前年同期比1.1%ポイント上昇）、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な65歳以上の者を養護する特別養護老人ホームは43.6%（同1.1%ポイント低下）、無料又は低額な料金で老人に食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する軽費老人ホームは9.6%（前年同期と同じ。）を占めている。

なお、公立の老人ホームの状況は、**第99図**のとおりである。

第99図　公立の老人ホームの状況

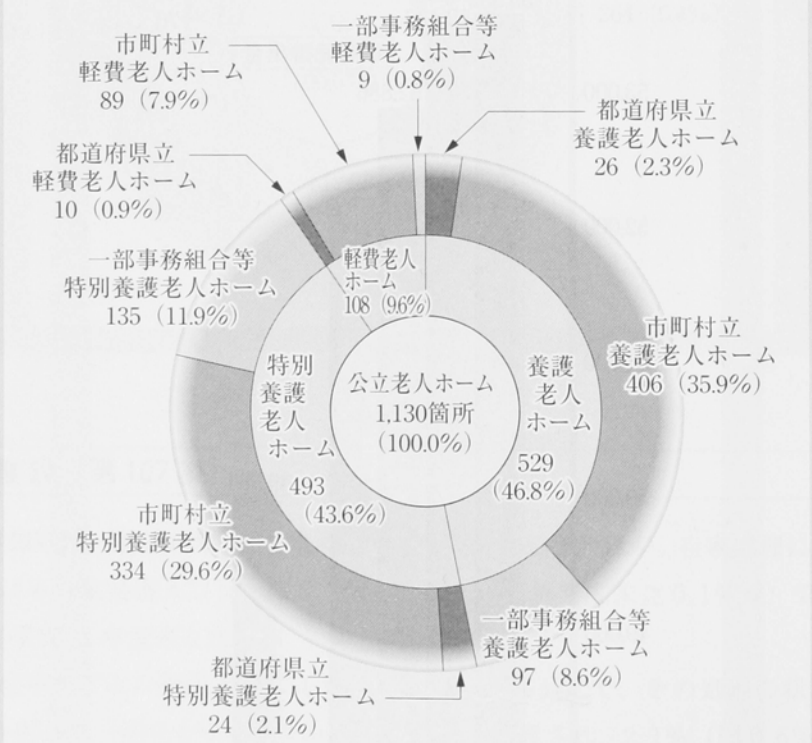

(8) 教育施設

ア 幼稚園 [第111表]

平成18年5月1日現在における公私立の幼稚園数は1万3,826園で、平成15年同期と比べると343園減(2.4%減)となっている。

このうち公立の幼稚園についてみると、その箇所数は公私立幼稚園総数の39.5%（対平成15年同期比1.0%ポイント低下)、入園者数は34万2,300人(同5.2%減)、教員数は2万5,013人(同2.4%減)となっている。

イ 小学校 [第111表]

平成18年5月1日現在における公立小学校数は2万2,606校で、平成15年同期と比べると775校減(3.3%減)となっている。また、校舎面積は8,507万3千m^2（対平成15年同期比0.1%増）となっている。

校舎を構造別にみると、非木造校舎面積は8,359万8千m^2（同0.4%増）で、非木造校舎面積比率（校舎面積全体に占める非木造校舎面積の割合）は、**第100図**のとおりであり、98.3%（同0.3%ポイント上昇）となっている。また、危険校舎面積（「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」（昭和33年政令第189号）に基づき測定した耐力度が一定以下の校舎の面積）は93万2千m^2（同8.0%増）で、校舎面積の1.1%（同0.1%ポイント上昇）を占めている。

屋内運動場を設置している学校数は2万1,941校で、平成15年同期と比べると642校減(2.8%減)となっており、公立小学校の97.1%（対平成15年同期比0.5%ポイント上昇）を占めている。また、プールを設置している学校数は1万9,595校で、平成15年同期と比べると370校減（1.9%減）となっており、公立小学校数の86.7%（対平成15年同期比1.3%ポイント上昇）を占めている。

ウ 中学校 [第111表]

平成18年5月1日現在における公立中学校数は1万154校で、平成15年同期と比べると185校減(1.8%減）となっている。また、その校舎面積は4,946万1千m^2（対平成15年同期比0.1%減）である。

校舎を構造別にみると、非木造校舎面積は4,887万1千m^2（同0.1%増）で、非木造校舎面積比率は、98.8%（同0.1%ポイント上昇）となっている。また、危険校舎面積は73万8千m^2（同32.5%増）で、校舎面積の1.5%（同0.4%ポイント上昇）を占めている。

屋内運動場を設置している学校数は9,921校で、平成15年同期と比べると175校減（1.7%減）となっており、公立中学校の97.7%（対平成15年同期比0.1%ポイント上昇）を占めている。また、プールを設置している学校数は7,435校で、平成15年同期と比べると78校減（1.0%減）となっており、公立中学校数の73.2%（対平成15年同期比0.5%ポイント上昇）を占めている。

エ 高等学校 [第111表]

平成18年5月1日現在における公立高等学校数は4,036校で、前年同期と比べると82校減（2.0%減）となっており、その校舎面積は3,845万6千m^2（対平成15年同期比1.1%減）である。

校舎を構造別にみると、非木造校舎面積は3,812万4千m^2（同1.0%減）で、非木造校舎面積比率は、99.1%(平成15年同期と同じ。)となっている。また、危険校舎面積は22万9千m^2(対平成15年同期比3.4%減）で、校舎面積の0.6%（平成15年同期と同じ。）を占めている。

体育館を設置している学校数は3,929校で、平成15年同期と比べると86校減（2.1%減）となっており、公立高等学校数の97.3%（対平成15年同期比0.2%ポイント低下）を占めている。また、プールを設置している学校数は2,609校で、平成15年同期と比べると58校減（2.2%減）となっており、公立高等学校数の64.6%（対平成15年同期比0.2%ポイント低下）を占めている。

第100図　公立学校施設の状況

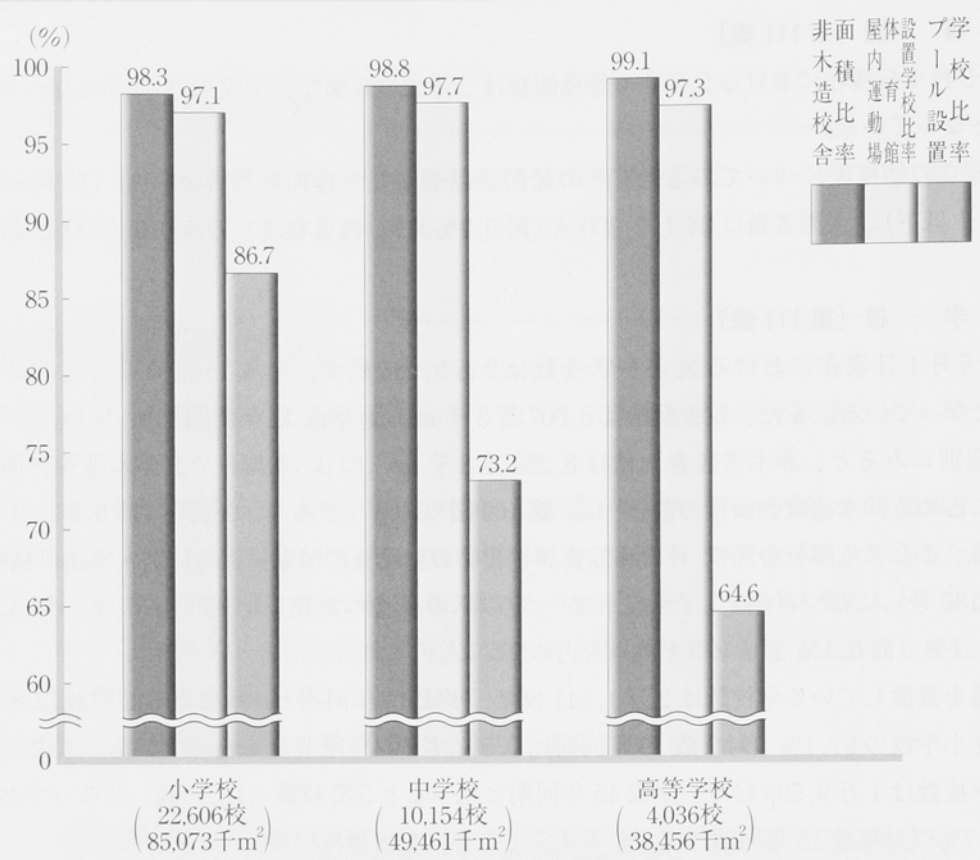

オ　中等教育学校［第111表］

一つの学校において一体的に中高一貫教育を行う中等教育学校は、平成18年5月1日現在において15校ある。

なお、生徒数は5,624人で1校当たりの生徒数は375人、教員数は398人で教員1人当たりの生徒数は14.1人となっている。

(9)　文化及び体育施設

ア　文　化　施　設［第112表］

平成17年度末現在の公立の文化施設の状況は、次のとおりである。

県民会館、市民会館及び公会堂は3,196箇所（対前年度末比0.1%減）で、延面積は1,340万2千m²（同1.2%増）となっている。また、この状況を10年前（平成7年度）と比べると、箇所数は599箇所増（23.1%増）、延面積は364万4千m²増（37.3%増）となっている。

図書館は3,014館（対前年度末比4.8%増）で、その蔵書数は3億5,438万冊（対平成14年度末比11.1%増）となっている。また、この状況を10年前（平成7年度）と比べると、箇所数は720館増（31.4%増）、蔵書数は1億2,265万冊増（52.9%増）となっている。

博物館（美術館、動物園、水族館等を含む。）は751館（対前年度末比1.1%増）で、その平成17年度中の利用人員は7,035万人（対平成14年度比11.1%増）となっている。また、この状況を10年前（平成7年度）と比べると、箇所数は206館増（37.8%増）、利用人員は536万人増（8.2%増）となっている。

イ　体　育　施　設［第112表］

平成17年度末現在の公立の体育施設の状況は、次のとおりである。

体育館は6,268箇所（対前年度末比1.0%増）で、その面積は1,514万m^2（対平成14年度末比2.6%増）となっている。また、この状況を10年前（平成７年度）と比べると、箇所数は689箇所増（12.3%増）、面積は264万m^2増（21.1%増）となっている。

陸上競技場は1,089箇所（対前年度末比2.9%減）で、その面積は2,583万６千m^2（対平成14年度末比2.2%減）となっている。また、この状況を10年前（平成７年度）と比べると、箇所数は１箇所減（0.1%減）、面積は157万８千m^2増（6.5%増）となっている。

野球場は4,112箇所（対前年度末比0.4%減）で、その面積は6,340万８千m^2（対平成14年度末比0.7%増）となっている。また、この状況を10年前（平成７年度）と比べると、箇所数は108箇所増（2.7%増）、面積は301万１千m^2増（5.0%増）となっている。

プールは4,400箇所(対前年度末比2.6%減)で、その水面面積は238万２千m^2（対平成14年度末比4.0%減）となっている。また、この状況を10年前（平成７年度）と比べると、箇所数は119箇所減（2.6%減）、水面面積は８万３千m^2減（3.4%減）となっている。

9　地方公営事業の状況

(1)　地方公営企業

ア　概　　況

(ア)　事　業　数［第115表］

平成17年度末において、地方公営企業を経営している団体数は1,883団体（企業団・一部事務組合等でのみ地方公営企業を経営している4団体及び東京都23特別区中16団体を含む。）であり、その内訳は47都道府県、14大都市、1,822市町村となっている。

これらの団体が経営している地方公営企業の事業数は9,379事業で、市町村合併等により前年度末と比べると1,600事業減少している。これを事業別にみると、**第101図**のとおりであり、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業（簡易水道事業を含む。以下同じ。）、病院事業、介護サービス事業の順となっている。

第101図　地方公営企業の事業数の状況（平成17年度末）

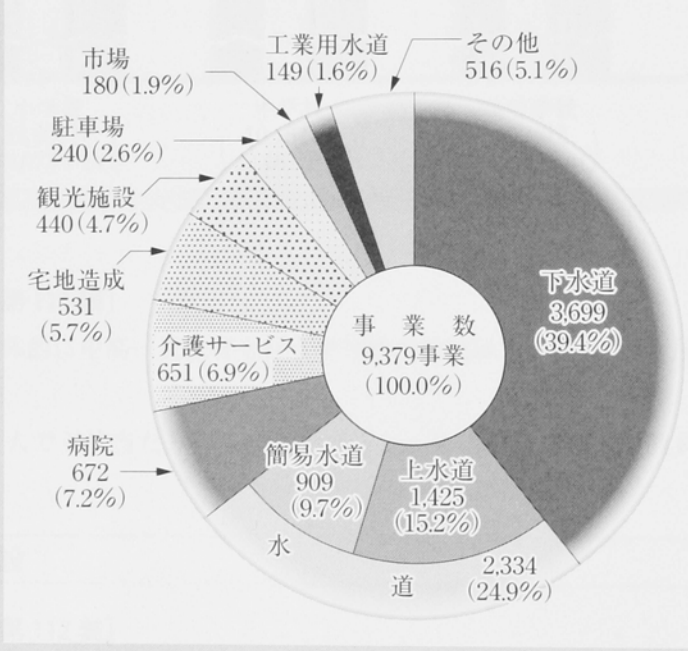

(イ)　業務の状況

地方公営企業は、住民の生活水準の向上を図るうえで大きな役割を果たしている。各事業全体の中で地方公営企業が占める割合は**第30表**のとおりである。

平成17年度における主要な事業の業務の状況についてみると、次のとおりとなっている。

a　水　道　事　業

水道事業（用水供給事業を除く。）においては、配水能力7,231万1千m^3/日、導送配水管69万2,456kmを有し、年間164億13百万m^3（対前年度比0.2%減）の配水を行っている。また、給水人口は1億2,408万6千人で、全国人口に対する割合は96.1%（10年前（平成7年度）は94.3%）であり、着実に上昇している。

第30表　事業全体に占める地方公営企業の割合

事業	対象指標	左記に占める割合
水道事業	1億2,471万人	99.3%
工業用水道事業	47億1百万㎥	99.9%
交通事業（鉄道）	219億54百万人	13.1%
交通事業（バス）	46億26百万人	23.7%
電気事業	1兆1,579億11百万kWh	0.7%
ガス事業	1兆3,587億56百万MJ	2.5%
病院事業	163万2千床	14.4%
下水道事業	1億282万人	90.7%

b　工業用水道事業

工業用水道事業においては、配水能力2,173万m^3/日、導送配水管8,423kmを有し、年間46億96百万m^3（対前年度比1.7%減）の配水を行っている。また、契約水量は1,761万5千m^3/日（対前年度比0.6%減）となっている。

c　都市高速鉄道事業

都市高速鉄道事業においては、車両4,422両、営業路線509kmを有している。また、年間輸送人員は27億88百万人（対前年度比2.3%増）となっている。

d　バス事業

バス事業においては、車両9,354両、営業路線1万185kmを有している。また、年間輸送人員は10億63百万人（対前年度比2.9%減）であり、近年減少が続いている。

e　病院事業

病院事業においては、982病院、病床23万5,232床を有している。また、年延患者数は1億8,847万8千人（対前年度比3.5%減）であり、4年連続の減少となっている。

f　下水道事業

下水道事業においては、現在晴天時処理能力5,992万m^3/日、管渠43万9,323kmを有している。また、年間有収水量（流域下水道分は除く。）は106億33百万m^3（対前年度比1.7%増）であり、着実に増加している。

（ウ）職員数［第116表］

平成17年度末における地方公営企業に従事する職員の数は39万2,441人で、前年度末と比べると2.0%減となっている。この職員数は、地方公共団体の全職員数の13.2%（前年度末13.0%）に相当している。

これを事業別にみると、**第102図**のとおりであり、病院事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、下水道事業、交通事業の順となっており、これら4事業で職員数全体の92.5%を占めている。また、行政改革の推進による定員管理の適正化等により、ほとんどの事業で職員数は減少している。

（エ）決算規模等［第117表］

決算規模は20兆3,182億円で、建設投資の減少等により前年度と比べると1兆2,743億円減少(5.9%減)となっており、普通会計歳出決算額の21.0%（前年度23.7%）に相当する規模となっている。

これを事業別にみると、**第103図**のとおりであり、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、病院事業、

第102図　職員数の状況

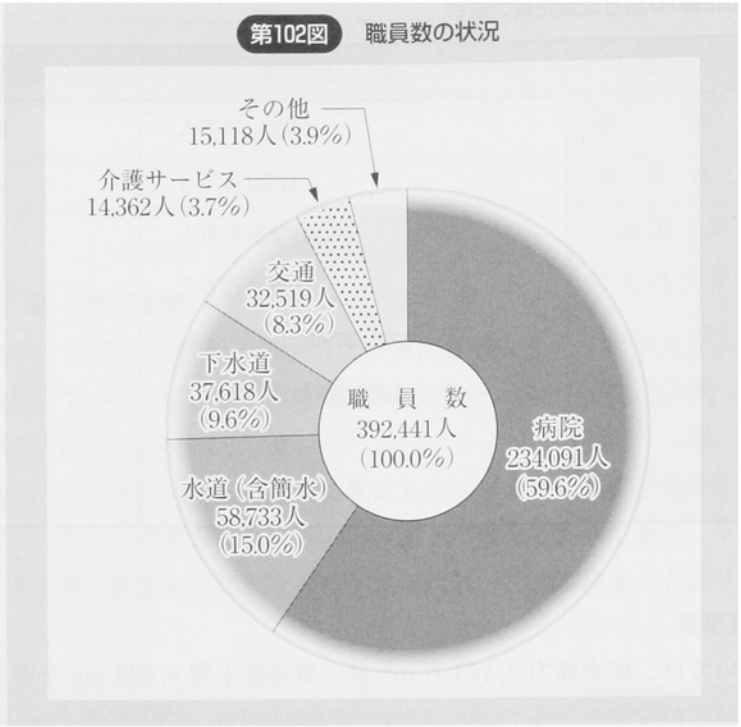

第103図　決算規模の推移

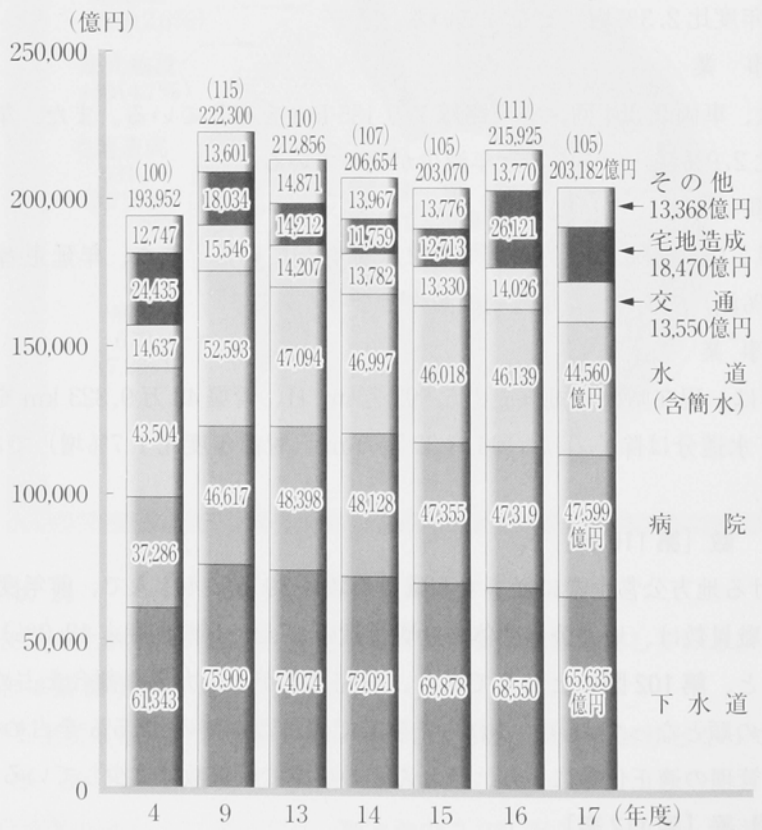

（注）１　決算規模の算出は、次のとおりとした。
法適用企業：総費用（税込み）－減価償却費＋資本的支出
法非適用企業：総費用＋資本的支出＋積立金＋繰上充用金
２　（　）内の数値は、平成４年度を100として算出した指数である。

第104図　建設投資額の推移

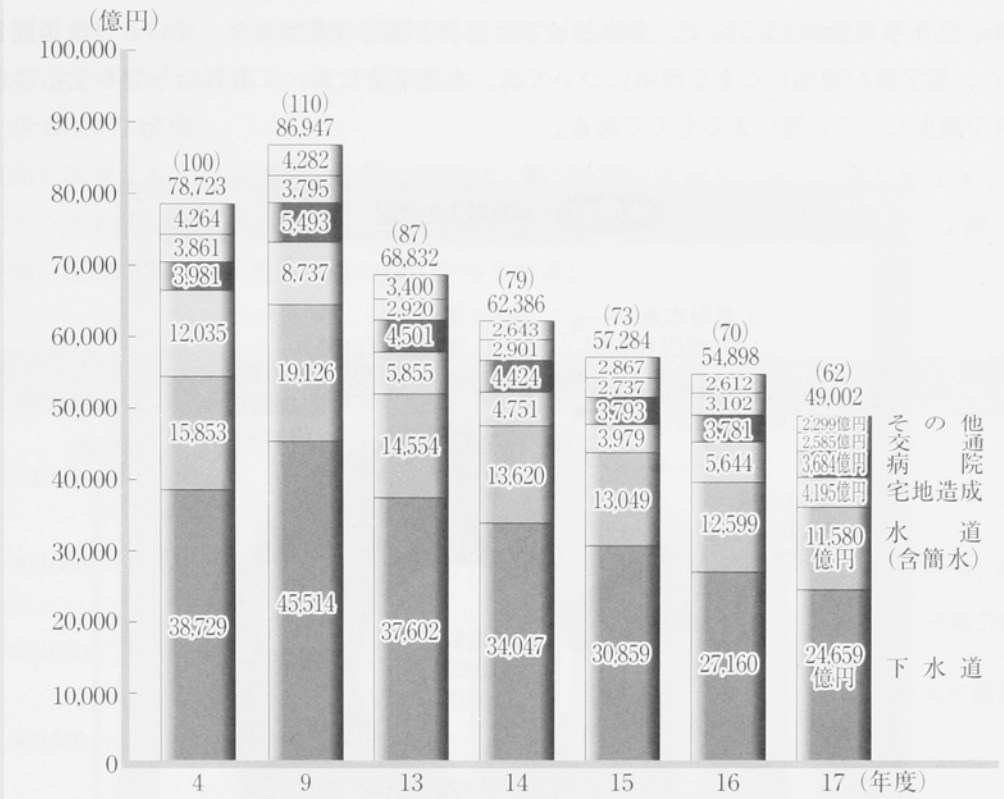

（注）１　建設投資額とは、資本的支出の建設改良費である。
２　（　）内の数値は、平成４年度を100として算出した指数である。

水道事業、宅地造成事業の順となっている。

また、建設投資額の推移は、**第104図**のとおりであり、平成17年度の額は４兆9,002億円（対前年度比10.7%減）で、普通会計の普通建設事業費の32.4%に相当する規模となっている。

これを事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、宅地造成事業、病院事業の順となっている。建設投資額が前年度より減少した主な事業は、下水道事業（対前年度比2,501億円減少、9.2%減）、宅地造成事業（同1,448億円減少、25.7%減）、水道事業（同1,019億円減少、8.1%減）となっている。

第31表　**地方公営企業全体の経営状況**

（単位　億円）

区分	17年度（A）			16年度（B）			差引（(A)−(B)）		
	法適用	法非適用	合計	法適用	法非適用	合計	法適用	法非適用	合計
（事業数）	(1,879)	(6,032)	(7,911)	(2,134)	(7,062)	(9,196)	(△ 255)	(△1,030)	(△1,285)
黒字額	6,030	1,616	7,646	5,704	1,566	7,271	326	49	375
（事業数）	(965)	(272)	(1,237)	(1,108)	(352)	(1,460)	(△ 143)	(△ 80)	(△ 223)
赤字額	△ 3,694	△ 1,185	△ 4,878	△ 3,617	△ 1,064	△ 4,680	77	121	198
（事業数）	(2,844)	(6,304)	(9,148)	(3,242)	(7,414)	(10,656)	(△ 398)	(△1,110)	(△1,508)
収支	2,336	431	2,767	2,088	503	2,590	249	△ 72	177

（注）１　事業数は、決算対象事業数（建設中のものを除く。）である（以下、第32表から第42表まで同じ。）。
２　黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支による（以下、第28表から第38表まで同じ。）。

（オ）　全体の経営状況

法適用企業と法非適用企業を合わせた全体の経営状況をみると、**第31表**のとおりであり、黒字事業数は全体の86.5%、赤字事業数は13.5%で、全体としては2,767億円の黒字となっている（前年度2,590億円の黒字）。また、黒字額が増加した主な理由については、水道事業において職員給与費や支払利息の減少等に伴い総費用が減少したこと等によるものである。

第105図　料金収入の状況

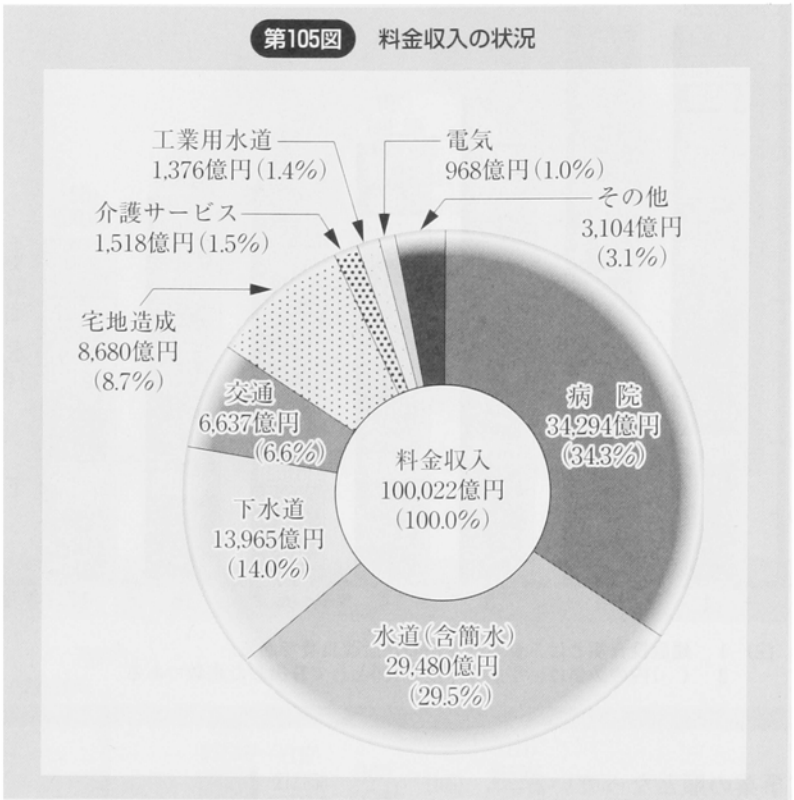

第106図　企業債発行額の状況

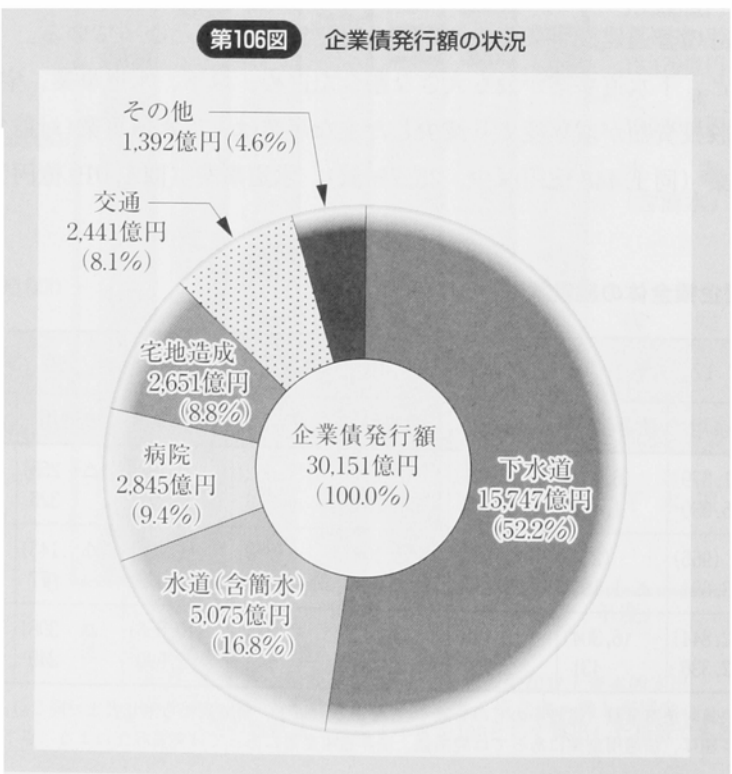

（カ）料　金　収　入

料金収入は10兆22億円で、前年度と比べると226億円増加（0.2%増）している。これを事業別にみると、**第105図**のとおりであり、病院事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、下水道事業、宅地造成事業の順となっている。

（キ）企業債の状況

資本的支出に充当された企業債の発行額の状況は、**第106図**のとおりであり、発行額は3兆151億円で、前年度と比べると8.8%減となっている。これを事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業、宅地造成事業の順となっている。

第107図　企業債借入先別現在高の推移

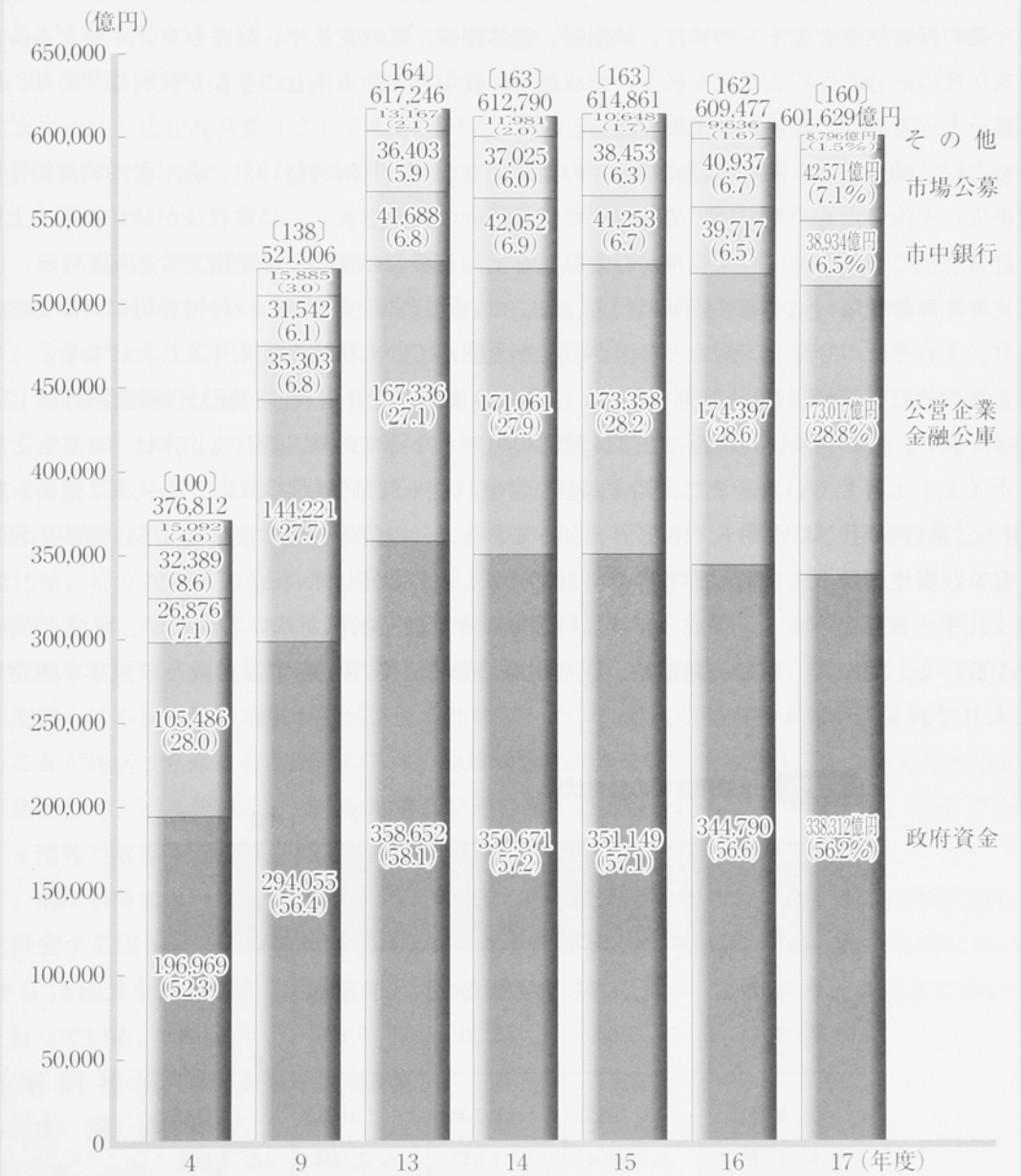

（注）1　企業債現在高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。
2　〔　〕内の数値は、平成４年度を100として算出した指数である。

企業債借入先別現在高の推移は、**第107図**のとおりであり、平成17年度末の額は60兆1,629億円で、前年度末と比べると1.3%減となっている。これを借入先別にみると、政府資金が最も大きな割合を占め、以下、公営企業金融公庫資金、市場公募資金等の順となっている。

（ク）　他会計繰入金の状況

他会計からの繰入金は3兆5,331億円で、前年度と比べると2.9%減となっている。この内訳をみると、収益的収入として2兆457億円（収益的収入に対する割合15.5%）、資本的収入として1兆4,874億円（資本的収入に対する割合22.8%）となっている。

これを事業別にみると、下水道事業の繰入額が最も大きな割合（繰入額全体の57.6%）を占め、以下、病院事業（同19.9%）、水道事業（同7.4%）、交通事業（同6.2%）の順となっている。

（ケ）　法適用企業の経営状況［第118表］

a　損　益　収　支

法適用企業の経営状況を表すものには、純損益、経常損益、総収支比率、経常収支比率等がある。純損益とは、当該年度の総合的な収支状況を表し、総収益が総費用を上回る場合の差額が純利益であり、逆に総費用が総収益を上回る場合の差額が純損失である。

経常損益とは、純損益から固定資産売却益等の臨時的な収益（特別利益）や、過年度の職員給与費等の費用（特別損失）を除いたものをいい、当該年度の経営活動の結果を表し、経常収益が経常費用を上回る場合の差額が経常利益であり、逆に経常費用が経常収益を上回る場合の差額が経常損失である。

総収支比率とは総費用に対する総収益の割合、ここでいう経常収支比率とは経常費用に対する経常収益の割合であり、それぞれ100%を下回ると費用が収益を上回っている状態を意味することになる。

法適用企業の総収益（経常収益＋特別利益）は11兆110億円、総費用（経常費用＋特別損失）は10兆7,774億円となっており、この結果、純損益は2,336億円の黒字となっており、総収支比率は102.2%と前年度より0.3%ポイント上昇している。また、経常収益（営業収益＋営業外収益）は10兆9,257億円、経常費用（営業費用＋営業外費用）は10兆6,716億円となっており、この結果、経常損益は2,541億円の黒字となっており、経常収支比率は102.4%と前年度より1.0%ポイント上昇している。

経常収支比率の推移をみると、平成3年度以降100%を下回る状況が続いていたが、平成15年度から3年連続で100%を上回った。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第32表**のとおりである。

第32表　法適用企業の経営状況

（単位　億円）

区　分	純　損　益		経　常　損　益	
	17年度	16年度	17年度	16年度
（事　業　数）	(1,879)	(2,134)	(1,869)	(2,143)
黒　字　額	6,030	5,704	5,639	5,146
（事　業　数）	(965)	(1,108)	(975)	(1,099)
赤　字　額	△ 3,694	△ 3,617	△ 3,098	△ 3,606
（事　業　数）	(2,844)	(3,242)	(2,844)	(3,242)
収　　支	2,336	2,088	2,541	1,540

b 累積欠損金

過去の年度から通算した純損益における損失の累積額である累積欠損金は４兆6,645億円で、前年度と比べると0.7%減となっている。また、累積欠損金合計額に占める割合が大きい事業は、交通事業（累積欠損金合計額の48.8%）、病院事業（同38.2%）等である。

c 不良債務

貸借対照表日現在において、流動負債の額が流動資産の額（翌年度へ繰り越される支出の財源充当額を除く。）を上回る場合の当該超過額である不良債務は3,610億円で、前年度と比べると2.4%増となっており、平成10年度以降、年々増加傾向にある。不良債務の大きい事業は、交通事業（不良債務額全体の60.5%）、病院事業（同23.1%）、下水道事業（同7.1%）である。

d 資本収支

建設投資や企業債の償還金等の支出である資本的支出は５兆6,782億円で、前年度と比べると5.6%減となっている。これに対する財源は、企業債等の外部資金が３兆2,226億円、損益勘定留保資金等の内部資金が２兆3,508億円、財源不足額は1,049億円となっている。

資本的支出のうち建設改良費は２兆7,472億円で、前年度と比べると9.1%減となっている。建設改良費が大きい事業は、水道事業（建設改良費全体の38.3%）、下水道事業（同25.8%）、病院事業（同13.4%）である。

（コ） 法非適用企業の経営状況［第120表］

法非適用企業の実質収支をみると、黒字事業数は法非適用企業全体の95.7%、赤字事業数は4.3%を占めており、全体では431億円の黒字（前年度503億円の黒字）となっている。

（サ） 財政再建等の状況

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第49条の規定に基づく財政再建（いわゆる準用再建）については、交通事業において１事業が再建を行っていたが、平成11年度に計画どおり完了している。

工業用水道事業においては、平成14年度から水利権の転用等を伴う未稼動資産等の整理により抜本的な経営健全化策に取り組む地方公共団体を対象として未稼動資産等整理経営健全化対策を講じており、平成17年度末現在において１団体２施設が取組を行っている。

また、交通事業（地下鉄事業）の経営健全化措置については、計画期間開始年度末において不良債務を有し、計画期間中に不良債務の増加が見込まれる団体で、かつ、計画期間内に償却前営業収支を５%以上向上させることが確実と見込まれる団体のうち、経営健全化計画を策定する団体の中から総務大臣が指定する団体を対象として、不良債務の計画的な解消及びその発生に抑制を図ることを目的に、平成17年度末現在において４団体が取組を行っている。

さらに、病院事業においては、平成13年度末において医業収益に対する不良債務の比率が10%以上の病院事業を経営する団体のうち、経営努力の徹底により収支の均衡を図ることが可能なものについて、平成14年度から15団体を対象に第五次経営健全化措置が実施されており、平成17年度末現在において14団体が取組を行っている。

イ 事業別状況［第115表～第120表］

（ア） 水道事業

a 事業数

(a) 上水道事業

地方公共団体が経営する上水道事業で、平成17年度決算対象となるものは、1,425事業であり、このうち、末端給水事業は1,346事業（うち建設中２事業）、用水供給事業は79事業（同11事業）である。これ

を経営主体別にみると、末端給水事業は、都県営が４事業、大都市営が14事業、市営が694事業、町村営が586事業、企業団営等が48事業であり、用水供給事業は、府県営が23事業、企業団営等が56事業となっている。

(b)　簡易水道事業

地方公共団体が経営する簡易水道事業で、平成17年度決算対象となるものは、909事業（うち法適用24事業）である。これを経営主体別にみると、町村営が587事業で全体の64.6％を占め、以下、市営が313事業、一部事務組合等営が４事業、大都市営が４事業、県営が１事業となっている。

b　経　営　規　模

水道事業の給水人口（用水供給事業を除く。）は、平成17年度末で１億24百万人（上水道事業１億19百万人、簡易水道事業５百万人）であり、前年度と比べると微増となっている。また、平成17年度の年間総有収水量（用水供給事業を含む。）は192億57百万m^3（前年度192億77百万m^3）、給水人口１人当たり１日平均有収水量（用水供給事業を除く。）は323ℓ（同325ℓ）となっている。

c　経　営　状　況

(a)　法適用企業

(i)　損　益　収　支

上水道事業及び法適用の簡易水道事業の総収益は３兆1,979億円、総費用は２兆9,610億円となっており、この結果、純損益は2,369億円の黒字（前年度2,216億円の黒字）、総収支比率は108.0％となっている。また、経常収益は３兆1,845億円、経常費用は２兆9,450億円となっており、この結果、経常損益は2,395億円の黒字、経常収支比率は108.1％となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第33表**のとおりである。

第33表　**水道事業（法適用企業）の経営状況**

（単位　億円）

区　分	純　損　益		経　常　損　益	
	17年度	16年度	17年度	16年度
（事業数）	(1,192)	(1,394)	(1,200)	(1,410)
黒字額	2,563	2,446	2,546	2,462
（事業数）	(244)	(358)	(236)	(342)
赤字額	△　194	△　230	△　151	△　237
（事業数）	(1,436)	(1,752)	(1,436)	(1,752)
収　支	2,369	2,216	2,395	2,225

累積欠損金は1,240億円で、前年度と比べると6.0％減となっている。また、不良債務は15億円で、前年度と比べると2.7％増となっている。

(ii)　資　本　収　支

資本的支出は、**第108図**のとおりであり、平成17年度の額は１兆9,068億円で、前年度と比べると1.7％減となっている。これに対する財源は、外部資金が8,007億円、内部資金が１兆1,014億円で、財源不足額は47億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は１兆530億円で、前年度と比べると6.7％

第108図　水道事業（法適用企業）の資本的支出及びその財源

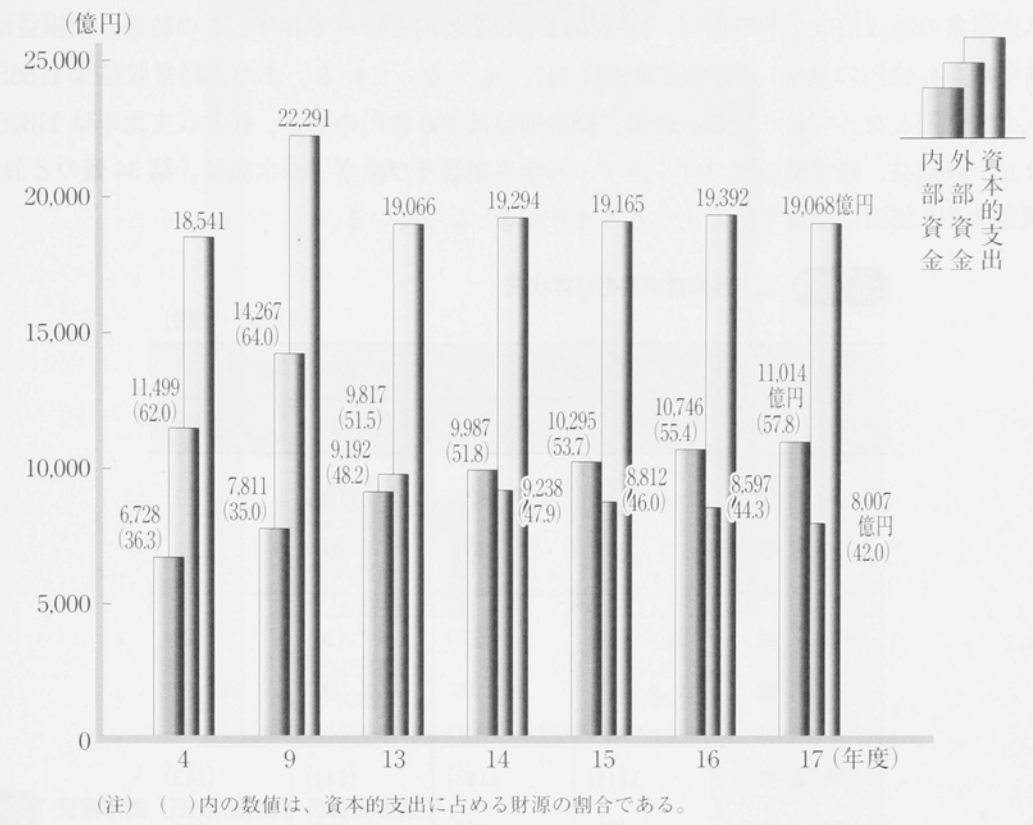

（注）（　）内の数値は、資本的支出に占める財源の割合である。

減、企業債償還金は7,710億円で、前年度と比べると7.0%増となっている。

（iii）　給水原価と料金

有収水量1 m³当たりの給水原価（用水供給事業を除く。）は176.03円で、前年度と比べると0.9%減となっている。給水原価の内訳をみると、資本費が68.11円、職員給与費が30.21円、受水費が30.48円、その他の経費が47.23円となっている。これに対して1 m³当たりの供給単価は173.31円であり、供給単価が給水原価を2.72円下回る状態となっている。

また、平成17年度中に料金改定を実施した水道事業（用水供給事業を含む。）は119事業（前年度157事業）で、営業中の事業の8.3%となっている。

（b）　法非適用企業

法非適用の簡易水道事業の実質収支をみると、黒字事業が863事業で91億円の黒字、赤字事業が19事業で7億円の赤字となっており、差引84億円の黒字となっている。

（イ）　工業用水道事業

a　事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する工業用水道事業で、平成17年度決算対象となるものは、149事業（うち建設中5事業）である。これを経営主体別にみると、都道府県営が41事業、大都市営が7事業、市営が79事業、町村営が15事業、企業団営が7事業となっている。

施設数は267施設、給水先事業所数は6,175箇所、年間総配水量は46億96百万 m³となっている。また、施設利用率（1日平均配水量を現在配水能力で除したもの）の平均は59.2%（前年度60.2%）となっている。

b 経 営 状 況

(a) 損 益 収 支

工業用水道事業の総収益は1,635億円、総費用は1,397億円となっており、この結果、純損益は239億円の黒字（前年度194億円の黒字）、総収支比率は117.1%となっている。また、経常収益は1,565億円、経常費用は1,379億円となっており、この結果、経常損益は186億円の黒字、経常収支比率は113.5%となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第34表**のとおりである。

累積欠損金は217億円で、前年度と比べると3.6%増となっている。

第34表　工業用水道事業の経営状況

（単位　億円）

区　分	純損益		経常損益	
	17年度	16年度	17年度	16年度
（事業数）	(120)	(120)	(120)	(121)
黒字額	263	209	206	208
（事業数）	(24)	(23)	(24)	(22)
赤字額	△ 24	△ 16	△ 20	△ 17
（事業数）	(144)	(143)	(144)	(143)
収　支	239	194	186	190

(b) 資 本 収 支

資本的支出は1,779億円で、前年度と比べると18.2%増となっている。これに対する財源は、外部資金が808億円、内部資金が967億円で、財源不足額は4億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は497億円で、前年度と比べると7.8%減、企業債償還金は728億円で、前年度と比べると56.9%増となっている。

(c) 給水原価と供給単価

有収水量1 m^3当たりの給水原価は29.55円（資本費15.75円、職員給与費4.23円、その他の経費9.57円）となっており、これに対して1 m^3当たりの供給単価は29.57円であり、供給単価が給水原価を0.02円上回る状態となっている。

これを補助事業と単独事業に分けてみると、単独事業では供給単価（13.88円）が給水原価（11.72円）を2.16円上回るのに対して、補助事業では供給単価（33.60円）が給水原価（34.13円）を0.53円下回っている。

(ウ) 交 通 事 業

a 事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する交通事業で、平成17年度決算対象となるものは、106事業（うち未開業1事業）である。これを事業別にみると、バスが40事業、都市高速鉄道が10事業、路面電車が5事業、モノレール等が2事業、船舶が49事業となっている。

これらによる年間輸送人員は39億4,553万人、1日平均1,081万人（対前年度比0.8%増）である。1日平均輸送人員を事業別にみると、バスが291万人(対前年度比3.0%減)、都市高速鉄道が764万人(同2.3%

第109図　バス、地下鉄における公営交通事業の地位

第35表　交通事業（法適用企業）の経営状況

（単位　億円）

区分	純損益		経常損益	
	17年度	16年度	17年度	16年度
（事業数）	(31)	(38)	(28)	(37)
黒字額	249	127	219	134
（事業数）	(33)	(31)	(36)	(32)
赤字額	△ 883	△ 761	△ 527	△ 773
（事業数）	(64)	(69)	(64)	(69)
収支	△ 633	△ 634	△ 308	△ 639

（注）（　）書きは未開業の事業を除いた事業数である。

増）、路面電車が15万人（同同数）、その他が11万人（同10.0%増）となっている。

公営交通が国内の旅客輸送機関に占める割合を輸送人員からみると、**第109図**のとおりであり、バスについては23.4%、都市高速鉄道については13.1%となっている。

b　経営状況

(a)　法適用企業

(i)　損益収支

法適用の交通事業の総収益は8,072億円、総費用は8,706億円となっており、この結果、純損益は633億円の赤字、総収支比率は92.7%となっている。また、経常収益は8,003億円、経常費用は8,312億円となっており、この結果、経常損益は308億円の赤字、経常収支比率は96.3%となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第35表**のとおりである。

第36表　交通事業のうちバス事業の経営状況

（単位　億円）

区　分	純損益		経常損益	
	17年度	16年度	17年度	16年度
（事業数）	(24)	(25)	(21)	(23)
黒字額	36	54	33	45
（事業数）	(16)	(19)	(19)	(21)
赤字額	△ 152	△ 80	△ 32	△ 94
（事業数）	(40)	(44)	(40)	(44)
収支	△ 116	△ 26	2	△ 50

第37表　交通事業のうち都市高速鉄道事業の経営状況

（単位　億円）

区　分	純損益		経常損益	
	17年度	16年度	17年度	16年度
（事業数）	(1)	(2)	(1)	(2)
黒字額	208	66	181	84
（事業数）	(8)	(7)	(8)	(7)
赤字額	△ 711	△ 662	△ 476	△ 662
（事業数）	(9)	(9)	(9)	(9)
収支	△ 503	△ 597	△ 295	△ 578

（注）（　）書きは未開業の事業を除いた事業数である。

累積欠損金は２兆2,756億円で、前年度と比べると4.6%減となっている。一方、不良債務は2,184億円で、前年度と比べると0.2%減となっている。

これを事業別にみると、バス事業においては、経常損益は２億円の黒字となっている。また、累積欠損金は1,991億円で、前年度と比べると2.4%増となっており、不良債務は903億円で、前年度と比べると1.8%増となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第36表**のとおりである。

都市高速鉄道事業においては、経常損益は295億円の赤字となっている。また、累積欠損金は２兆279億円で、前年度と比べると5.4%減となっており、不良債務は940億円で、前年度と比べると3.3%減となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第37表**のとおりである。

（ii）資本収支

法適用の交通事業の資本的支出は6,256億円（うち都市高速鉄道事業5,726億円、バス事業426億円）で、前年度と比べると5.0%減となっている。これに対する財源は、外部資金が4,441億円、内部資金が1,285億円で、財源不足額は530億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は2,582億円（うち都市高速鉄道事業2,342億円、バス事業198億円）で、前年度と比べると16.5%減、企業債償還金は3,102億円（うち都市高速鉄道事業2,884億円、バス事業194億円）で、前年度と比べると2.2%増となっている。

（b）法非適用企業

交通事業における法非適用企業は船舶運航事業の41事業で、実質収支をみると、黒字事業が32事業で２億円の黒字、赤字事業は９事業で８億円の赤字となっている。

（エ）電気事業

a　事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する電気事業で、平成17年度決算対象となるものは、115事業であり、法適用企業が31事業、法非適用企業が84事業である。これを経営主体別にみると、都道府県営が31事業、大都市営が12事業、市営が43事業、町村営が15事業、一部事務組合等営が14事業となっている。施設数は463施設で、最大出力の合計は373万5千kW（建設中を含む。）、年間発電電力量は130億89百万kWh、年間売電電力量は102億51百万kWhとなっている。

上記のうち稼働中の水力発電施設は292施設、ごみ発電施設は113施設、スーパーごみ発電施設は4施設、ごみ固形燃料発電施設2施設、風力発電施設36施設であり、自家消費部分を含む最大出力の合計は水力発電施設で253万kW、ごみ発電施設で92万kW、スーパーごみ発電施設で9万9千kW、ごみ固形燃料発電施設で19千kW、風力発電施設で68千kW、年間発電電力量は、水力発電施設で79億13百万kWh、ごみ発電施設で44億91百万kWh、スーパーごみ発電施設で4億89百万kWh、ごみ固形燃料発電施設で1億3百万kWh、風力発電施設で95百万kWh、年間売電電力量は、水力発電施設で78億30百万kWh、ごみ発電施設で19億5百万kWh、スーパーごみ発電施設で3億59百万kWh、ごみ固形燃料発電施設で65百万kWh、風力発電施設で93百万kWhとなっている。

b　経　営　状　況

(a)　法　適　用　企　業

(i)　損　益　収　支

法適用の電気事業の総収益は856億円、総費用は782億円となっており、この結果、純損益は74億円の黒字、総収支比率は109.5%となっている。また、経常収益は847億円、経常費用は772億円となっており、この結果、経常損益は75億円の黒字、経常収支比率は109.7%となっている。また、累積欠損金は18億円となっており、不良債務を有する事業はない。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第38表**のとおりである。

第38表　**電気事業（法適用企業）の経営状況**

（単位　億円）

区　分	純　損　益		経　常　損　益	
	17年度	16年度	17年度	16年度
（事　業　数）	(29)	(29)	(29)	(32)
黒　字　額	82	102	80	106
（事　業　数）	(2)	(4)	(2)	(1)
赤　字　額	△　8	△　23	△　6	△　5
（事　業　数）	(31)	(33)	(31)	(33)
収　　支	74	80	75	100

(ii)　資　本　収　支

資本的支出は466億円で、前年度と比べると5.5%減となっている。これに対する財源は、外部資金が81億円、内部資金が384億円で、財源不足額は生じていない。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は134億円（前年度同数）、企業債償還金は146億円で、前年度と比べると33.9%減となっている。

(b)　法非適用企業

電気事業における法非適用企業は、ごみ発電事業、スーパーごみ発電事業、風力発電事業、水力発電事業及びごみ固形燃料発電事業の84事業で、実質収支をみると84事業すべてにおいて黒字となっており、黒字

額は19億円となっている。

（オ）　ガ　ス　事　業

a　事業数及び経営規模

地方公共団体が経営するガス事業で、平成17年度決算対象となるものは、37事業である。これを経営主体別にみると、大都市営が1事業、市営が27事業、町村営が8事業、企業団営が1事業となっている。公営ガス事業の供給戸数（契約数）は102万戸（前年度109万戸）で、供給区域内戸数に対する普及率は73.7%となっている。また、販売量は333億79百万MJで、前年度と比べると1.4%減となっている。

ガス事業全体に占める公営ガス事業の割合をみると、事業数で17.4%、供給戸数で3.7%、販売量で2.5%となっている。なお、民間大手4社を除いた割合では、供給戸数で13.0%、販売量で11.0%となっている。

b　経　営　状　況

(a)　損　益　収　支

ガス事業の総収益は911億円、総費用は933億円となっており、この結果、純損益は22億円の赤字、総収支比率は97.6%となっている。また、経常収益は909億円、経常費用は927億円となっており、この結果、経常損益は18億円の赤字、経常収支比率は98.1%となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第39表**のとおりである。

第39表　ガス事業の経営状況

（単位　億円）

区　分	純　損　益		経　常　損　益	
	17年度	16年度	17年度	16年度
（事　業　数）	(23)	(28)	(24)	(31)
黒　字　額	31	25	33	28
（事　業　数）	(14)	(19)	(13)	(16)
赤　字　額	△ 53	△ 78	△ 51	△ 57
（事　業　数）	(37)	(47)	(37)	(47)
収　　支	△ 22	△ 53	△ 18	△ 29

累積欠損金は389億円で、前年度と比べると12.7%増となるとともに、不良債務は10億円生じている。

(b)　資　本　収　支

資本的支出は289億円で、前年度と比べると38.2%減となっている。これに対する財源は、外部資金が64億円、内部資金が225億円で、財源不足額は生じていない。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は148億円で、前年度と比べると20.9%減、企業債償還金は124億円で、前年度と比べると47.3%減となっている。

（カ）　病　院　事　業

a　事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する病院事業（地方公営企業法を適用する病院事業数）で、平成17年度決算対象となるものは、674事業であり、これらの事業が有する病院（以下「自治体病院」という。）数は982病院である。これを経営主体別にみると、都道府県立が217病院(47都道府県)、大都市立が37病院(14大都市)、市立が418病院（337市）、町村立が202病院（191町村）及び一部事務組合等立が108病院（85組合）となっている。

自治体病院のうち一般病院について病床数300床以上の大規模病院が占める割合を経営主体別にみると、

第110図　全国の病院に占める自治体病院の地位

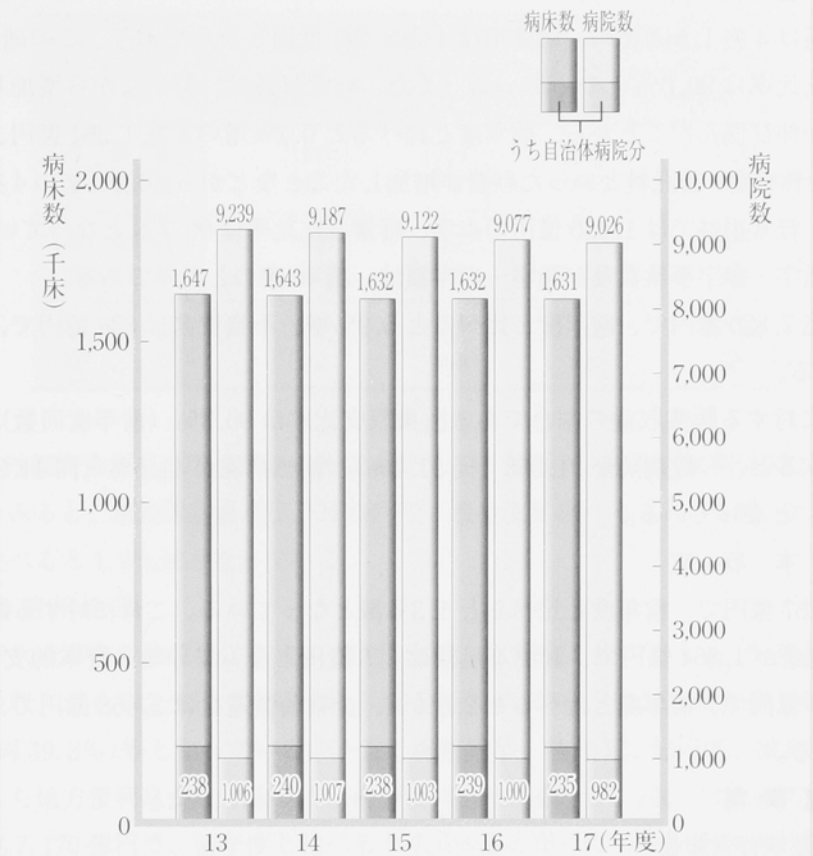

（注）全国の病院数及び病床数は、厚生労働省「医療施設調査（各年度10月1日現在）」を基にした数である。

第40表　病院事業の経営状況

（単位　億円）

区分	純損益		経常損益	
	17年度	16年度	17年度	16年度
（事業数）	(226)	(256)	(211)	(246)
黒字額	246	319	219	258
（事業数）	(448)	(472)	(463)	(482)
赤字額	△ 1,722	△ 1,580	△ 1,649	△ 1,575
（事業数）	(674)	(728)	(674)	(728)
収支	△ 1,476	△ 1,261	△ 1,430	△ 1,317

都道府県立が50.0%、大都市立が66.7%、市立が37.6%とそれぞれ大きな割合を占めている。これら大規模病院は、地域における基幹病院、中核病院として高度の医療設備を備え、医療水準の向上等に重要な役割を果たしている。

平成17年度末における病床数は23万5千床で、前年度と比べると1.4%減となり、入院、外来延患者数は1億9千万人で、3.5%減となっている。

また、病床利用率は80.3%（前年度81.1%）、外来入院患者比率（年延外来患者数を年延入院患者数で除したもの）は173.8%（前年度178.2%）となっている。なお、全国の病院に占める自治体病院の数及び病床数の推移は、**第110図**のとおりである。

b 経 営 状 況

(a) 損 益 収 支

病院事業の総収益は４兆1,544億円、総費用は４兆3,021億円となっており、この結果、純損益は1,476億円の赤字、総収支比率は96.6%となっている。また、経常収益は、若干ながら増加したものの患者数の減少等により収益が伸び悩んだことから、前年度と比べると0.2%増の４兆1,364億円、その一方で経常費用は、減価償却費や燃料費、委託料といった経費が増加したことなどから、0.5%増の４兆2,794億円となっている。この結果、経常損益では1,430億円の赤字、経常収支比率は96.7%となっている。また、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第40表**のとおりである。

累積欠損金は１兆7,820億円で、前年度と比べると5.9%増、不良債務は834億円で、前年度と比べると9.6%増となっている。

なお、医業費用に対する医業収益の割合である医業収支比率は90.3%（前年度同数）となっており、これを病院の種別にみると、一般病院が91.0%（同91.1%）、結核病院が41.5%（同44.9%）、精神科病院が65.9%（同65.2%）となっている。

(b) 資 本 収 支

資本的支出は6,767億円で、前年度と比べると1.3%減となっている。これに対する財源は、外部資金が4,728億円、内部資金が1,864億円で、財源不足額は175億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は3,684億円で、前年度と比べると2.6%減、企業債償還金は2,468億円で、前年度と比べると3.4%増となっている。

(キ) 下 水 道 事 業

a 事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する下水道事業で、平成17年度決算対象となるものは、3,699事業（うち建設中194事業）であり、法適用企業が213事業、法非適用企業が3,486事業である。これを経営主体別にみると、都道府県営が83事業、大都市営が32事業、市営が1,846事業、町村営が1,705事業、一部事務組合等営が33事業となっている。

下水道事業の平成17年度末における現在処理区域内人口は9,325万人、現在処理区域面積は362万haとなっている。また、年間総処理水量（雨水処理水量と汚水処理水量の合計。ただし、流域下水道分は流域関連公共下水道として水量を計上しているため除く。）は139億25百万m^3で、前年度と比べると3.0%減となっている。

b 経 営 状 況

(a) 法 適 用 企 業

(i) 損 益 収 支

法適用企業の下水道事業の総収益は１兆4,012億円、総費用は１兆3,621億円となっており、この結果、純損益は391億円の黒字、総収支比率は102.9%となっている。また、経常収益は、前年度と比べると2.6%増の１兆3,991億円、経常費用は、2.5%増の１兆3,564億円となっている。この結果、経常損益は427億円の黒字、経常収支比率は103.1%となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第41表**のとおりである。

累積欠損金は2,063億円で、前年度と比べると3.5%増となり、また、不良債務は256億円で、9.9%増となっている。

(ii) 資 本 収 支

法適用企業の下水道事業の資本的支出は１兆5,771億円で、前年度と比べると1.5%減となっている。こ

第41表　下水道事業（法適用企業）の経営状況

（単位　億円）

区　分	純損益		経常損益	
	17年度	16年度	17年度	16年度
（事業数）	(112)	(114)	(112)	(112)
黒字額	545	577	553	532
（事業数）	(93)	(81)	(93)	(83)
赤字額	△ 153	△ 119	△ 126	△ 123
（事業数）	(205)	(195)	(205)	(195)
収支	391	458	427	409

れに対する財源は、外部資金が9,972億円、内部資金が5,548億円で、財源不足額は251億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は7,074億円で、前年度と比べると1.0%減、企業債償還金は8,526億円で、前年度と比べると1.9%減となっている。

(b)　法非適用企業

法非適用企業の下水道事業の総収益は1兆4,842億円で、前年度と比べると2.1%減となっている。その内訳をみると、料金収入が6,742億円（総収益に占める割合45.4%）、他会計繰入金（雨水処理負担金を含む。）が5,825億円（同39.2%）等となっている。一方、総費用は1兆3,121億円で、前年度と比べると3.4%減となっており、うち地方債利息が6,175億円（総費用に占める割合47.1%）となっている。

資本的支出は2兆7,170億円で、前年度と比べると7.6%減となっている。その内訳をみると、建設改良費は1兆7,585億円で、前年度と比べると12.1%減、地方債償還金は9,422億円で、前年度と比べると2.5%増となっている。

実質収支をみると、黒字事業が3,205事業で841億円の黒字、赤字事業が95事業で427億円の赤字となり、差引414億円の黒字となっている。

(c)　全体の経営状況

法適用企業と法非適用企業を合計した下水道事業の総収益は、前年度と比べると12億円、0.0%減の2兆8,855億円、総費用は、前年度と比べると99億円、0.4%減の2兆6,742億円となっており、この結果、全体の収支（法適用企業の純損益と法非適用企業の実質収支の合計）は805億円の黒字となっている。これは、有収水量の増加等により料金収入が増加しているほか、他会計からの繰入れが行われていることによる。

汚水処理費を年間有収水量で除して算出した汚水処理原価（特定公共下水道及び流域下水道を除く。）についてみると、法適用企業が148.71円/m^3（維持管理費56.79円/m^3、資本費91.92円/m^3）、法非適用企業が278.14円/m^3（維持管理費87.07円/m^3、資本費191.07円/m^3）、全体としては212.40円/m^3（維持管理費71.69円/m^3、資本費140.71円/m^3）となっている。

汚水処理原価と使用料単価（使用料収入を年間有収水量で除して算出したもの、特定公共下水道及び流域下水道を除く。）の関係をみると、法適用企業の使用料単価は134.59円/m^3で、汚水処理原価の90.5%、法非適用企業の使用料単価は130.28円/m^3で、汚水処理原価の46.8%、全体の使用料単価は132.47円/m^3で、汚水処理原価の62.4%とそれぞれ低い水準となっている。このため、下水道事業の財政健全化のためにも今後使用料水準の適正化を図っていく必要がある。

(ク)　その他の地方公営企業

a　事　業　数

第42表　**その他の地方公営企業の経営状況**

（単位　億円）

区分			港湾整備	市場	と畜場	観光施設	宅地造成	有料道路	駐車場整備	介護サービス	その他
法適用企業	純損益	（事業数）	(8)	(11)	(－)	(36)	(33)	(－)	(9)	(27)	(22)
		黒字額	51	5	－	8	1,961	－	2	5	20
		（事業数）	(－)	(4)	(1)	(47)	(25)	(－)	(1)	(18)	(11)
		赤字額	－	△ 14	△ 0.2	△ 50	△ 580	－	△ 0.1	△ 6	△ 7
		（事業数）	(8)	(15)	(1)	(83)	(58)	(－)	(10)	(45)	(33)
		収支	51	△ 9	△ 0.2	△ 42	1,381	－	2	△ 1	12
	経常損益	（事業数）	(8)	(11)	(－)	(37)	(31)	(－)	(9)	(27)	(22)
		黒字額	56	6	－	8	1,689	－	2	4	19
		（事業数）	(－)	(4)	(1)	(46)	(27)	(－)	(1)	(18)	(11)
		赤字額	－	△ 24	△ 0.2	△ 29	△ 505	－	△ 0.1	△ 4	△ 6
		（事業数）	(8)	(15)	(1)	(83)	(58)	(－)	(10)	(45)	(33)
		収支	56	△ 18	△ 0.2	△ 21	1,184	－	2	△ 1	13
法非適用企業	実質収支	（事業数）	(88)	(152)	(72)	(330)	(398)	(5)	(210)	(594)	(－)
		黒字額	55	19	7	36	421	0	22	101	－
		（事業数）	(11)	(12)	(6)	(32)	(51)	(－)	(20)	(17)	(－)
		赤字額	△ 27	△ 47	△ 10	△ 113	△ 480	－	△ 63	△ 3	－
		（事業数）	(99)	(164)	(78)	(362)	(449)	(5)	(230)	(656)	(－)
		収支	28	△ 28	△ 3	△ 77	△ 592	0	△ 41	99	－

地方公共団体は、以上の事業のほかにも各種の事業を経営している。これを事業別にみると、平成17年度決算対象となるものは、港湾整備事業が107事業、市場事業が180事業、と畜場事業が79事業、観光施設事業が446事業、宅地造成事業が537事業、有料道路事業が5事業、駐車場整備事業が242事業、介護サービス事業が662事業及びその他事業が35事業（診療所、廃棄物等処理施設、自動車学校等）となっている。

b　経　営　状　況

その他の地方公営企業の純損益、経常損益、実質収支における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第42表**のとおりである。

(2)　国民健康保険事業

平成17年度末の国民健康保険事業の保険者は、1,844団体（14大都市、37中核市、39特例市、686都市、1,042町村、23特別区、3一部事務組合等）で、総保険者数は前年度末と比べると696団体減少している。また、直営診療所を設置している団体は406団体（1大都市、11中核市、10特例市、169都市、214町村、1一部事務組合等）で、前年度末と比べると66団体減少している。これらの減少は、いずれも市町村合併の進展等によるものである。

被保険者数は4,784万人であり、加入世帯数は2,540万世帯となっている。これらを前年度末と比べると、被保険者数は10万人増、加入世帯数は47万世帯増となっている。

なお、退職者医療制度の被保険者数及び被扶養者数は801万2千人で、前年度末と比べると73万人増加（10.1%増）している。

第111図　国民健康保険事業の歳入決算の状況（事業勘定）

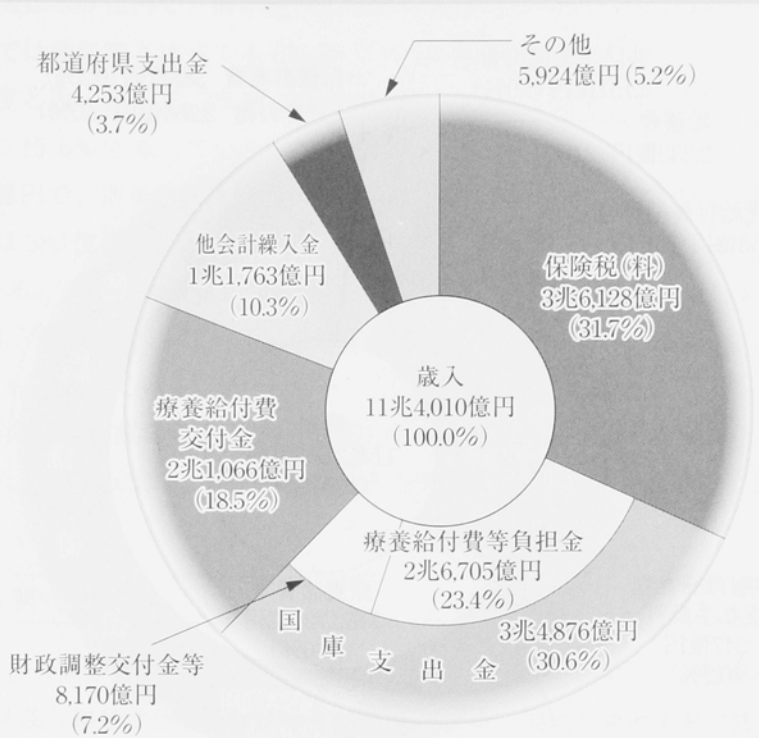

ア　事　業　勘　定［第121表］

（ア）　歳　　入

保険税（料）を主な歳入としている事業勘定の歳入決算額は11兆4,010億円で、前年度と比べると4.9%増（前年度3.5%増）となっている。

歳入の内訳をみると、**第111図**のとおりであり、国民健康保険税（料）及び国庫支出金の両者で歳入総額の62.3%を占め、前年度（66.7%）と比べると4.4%ポイント減となっている。

それぞれの決算額をみると、国民健康保険税（料）は3兆6,128億円で、前年度と比べると2.7%増（前年度2.7%増）、国庫支出金は3兆4,876億円で、6.5%減（同1.9%増）となっている。また、国庫支出金の主な内訳をみると、療養給付費等負担金が2兆6,705億円、財政調整交付金等が8,170億円で、国民健康保険制度の改革に伴う国庫負担の見直しにより、それぞれ前年度と比べると8.1%減（同2.3%増）、1.0%減（同0.7%増）となっている。

また、都道府県支出金は上記改革に伴う都道府県調整交付金の創設により、前年度と比べると546.7%増（前年度0.5%増）の4,253億円となっている。

さらに、他会計繰入金は1兆1,763億円で、前年度と比べると1.6%増（前年度1.0%増）となっている。

この内訳をみると、財源補てん的な繰入金が3,514億円（対前年度比0.2%増）、国民健康保険の財政基盤の安定を図るための保険基盤安定制度による繰入金が4,436億円（同4.7%増）、高医療費基準超過額に係る繰入金が15億円（同33.2%減）等となっている。

（イ）　歳　　出

歳出決算額は11兆2,665億円で、前年度と比べると5.1%増（前年度3.4%増）となっている。

歳出の内訳をみると、**第112図**のとおりであり、保険給付費は7兆4,486億円で、前年度と比べると9.1%増（前年度8.1%増）となっている。

第112図　国民健康保険事業の歳出決算の状況（事業勘定）

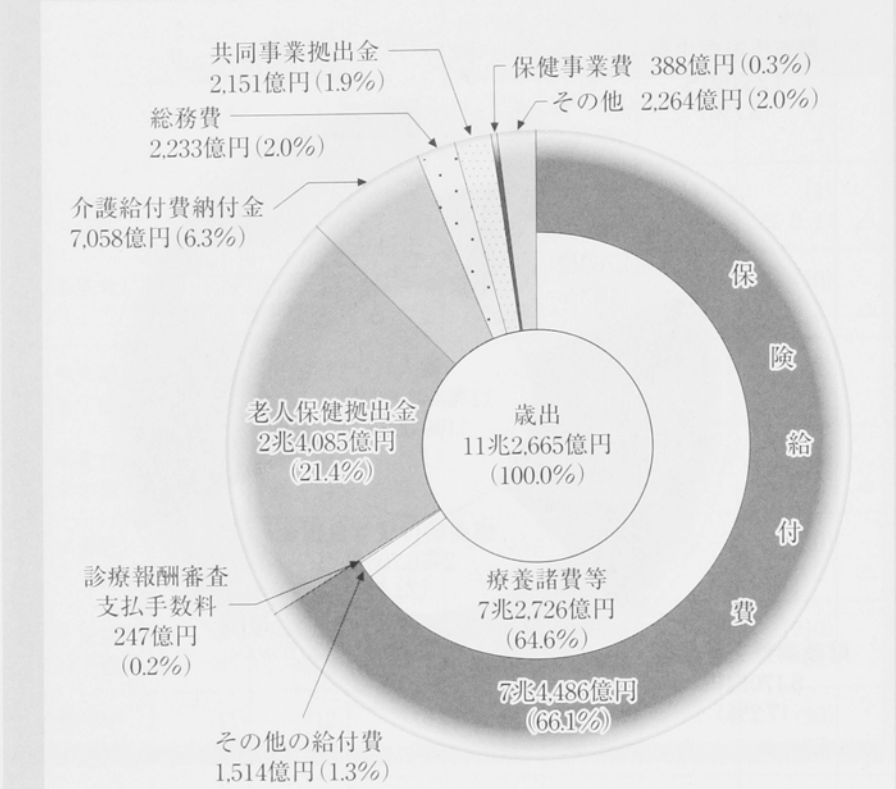

主な内訳をみると、療養諸費等が７兆2,726億円で、前年度と比べると9.5%増（前年度8.4%増）となる一方、その他の給付費が1,514億円で、4.4%減（同3.4%減）となっている。

（ウ）　収　　支

実質収支は1,325億円の黒字（前年度1,505億円の黒字）であり、昭和40年度以降黒字基調が続いている。しかし、実質収支から財源補てん的な他会計繰入金及び都道府県支出金を控除し、繰出金を加えた再差引収支については、3,267億円の赤字（同2,418億円の赤字）となっており、12年連続して赤字となっている。

再差引収支を団体規模別にみると、大都市が1,888億円の赤字（前年度1,756億円の赤字）、中核市が541億円の赤字（同371億円の赤字）、特例市が384億円の赤字（同312億円の赤字）、都市が787億円の赤字（同592億円の赤字）となる一方、町村が155億円の黒字（同512億円の黒字）、一部事務組合等が３億円の黒字（同６億円の黒字）、特別区が175億円の黒字（同96億円の黒字）となっており、大都市、中核市、特例市及び都市において赤字額が増加している。

再差引収支を黒字・赤字の団体別にみると、黒字の団体数は前年度と比べると598団体減少の1,085団体で、その黒字額は356億円減少の1,270億円となっている。

一方、赤字の団体数は98団体減少の759団体で、全団体に占める割合は41.2%となっており、その赤字額は、前年度と比べると493億円増加の4,537億円となっている。

赤字の団体が占める割合を団体規模別にみると、大都市が100.0%、中核市が73.0%、特例市が87.2%、都市が46.6%、町村が34.6%、一部事務組合等が33.3%、特別区が8.7%となっており、特に大都市、中核市及び特例市においては、厳しい財政運営が続いている。

イ　直　診　勘　定［第121表］

診療所等を設置し診療収入を主な歳入としている直診勘定の歳入決算額は759億円で、前年度と比べると

7.1%減（前年度2.1%減）となっている。

このうち、診療収入は530億円で、前年度と比べると0.6%減（前年度3.5%減）となったが、歳入総額に占める割合については前年度と比べて4.5%ポイント上昇の69.9%となっている。一方、他会計繰入金は118億円で、前年度と比べると13.2%減（同1.4%増）となっており、歳入総額に占める割合についても1.1%ポイント低下の15.6%となっている。

歳出決算額は740億円で、前年度と比べると7.3%減（前年度2.3%減）となっている。

このうち、総務費は380億円（歳出総額に占める割合の51.3%）で、前年度と比べると3.4%減（前年度1.9%減）となっている。また、医業費は259億円（歳出総額に占める割合の35.1%）で、前年度と比べると1.7%減（前年度3.5%減）となっている。なお、医業費の診療収入に対する比率は前年度と比べて0.6%ポイント低下の48.9%となっている。

実質収支は14億円の黒字（前年度17億円の黒字）となっているが、この実質収支から他会計繰入金を控除し、繰出金を加えた再差引収支は、102億円の赤字（同104億円の赤字）となっている。

(3)　介護保険事業

平成12年4月から、介護が必要となる状態になっても能力に応じて自立した日常生活ができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づく介護保険制度が実施されている。

介護保険制度を実施する保険者である市町村等が設ける介護保険事業会計は、第1号被保険者（65才以上の者）からの保険料や、第2号被保険者（40才以上65才未満の医療保険加入者）の介護納付金分に係る支払基金からの交付金である支払基金交付金等を財源として保険給付等を行う保険事業勘定と、介護給付の対象となる在宅サービス及び施設サービスを実施する介護サービス事業勘定とに区分される。

なお、市町村等が実施する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問看護ステーションの5施設により介護サービスを提供する事業（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者が管理するものは除く。）は介護サービス事業として公営企業会計の対象とされている。

平成17年度末の介護保険事業の保険者は、1,684団体（14大都市、37中核市、39特例市、631都市、898町村、23特別区、42一部事務組合等）となっている。また、介護サービス事業勘定を設置している団体は354団体（7大都市、9中核市、12特例市、130都市、174町村、19特別区、3一部事務組合等）となっている。

ア　保険事業勘定［第123表］

(ア)　歳　　入

保険事業勘定の歳入決算額は6兆2,579億円となっている。

歳入の内訳をみると、**第113図**のとおりである。それぞれの決算額をみると、第1号被保険者が支払う保険料が9,831億円、介護給付費負担金（介護給付及び予防給付に要する費用の額（以下「介護・予防給付額」という。）の100分の20に相当する額）、調整交付金（介護・予防給付額の100分の5に相当する額）等の国庫支出金が1兆4,942億円、支払基金交付金（第2号被保険者の介護給付金分に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金）が1兆8,780億円、都道府県の法定負担（介護・予防給付額の100分の12.5に相当する額）を含む都道府県支出金が7,414億円、市町村の法定負担分（介護・予防給付額の100分の12.5に相当する額）を含む他会計繰入金が9,629億円、介護保険制度の円滑な導入のために設置された基金等の取崩し額である基金繰入金が692億円等となっている。

第113図　介護保険事業の歳入決算の状況（保険事業勘定）

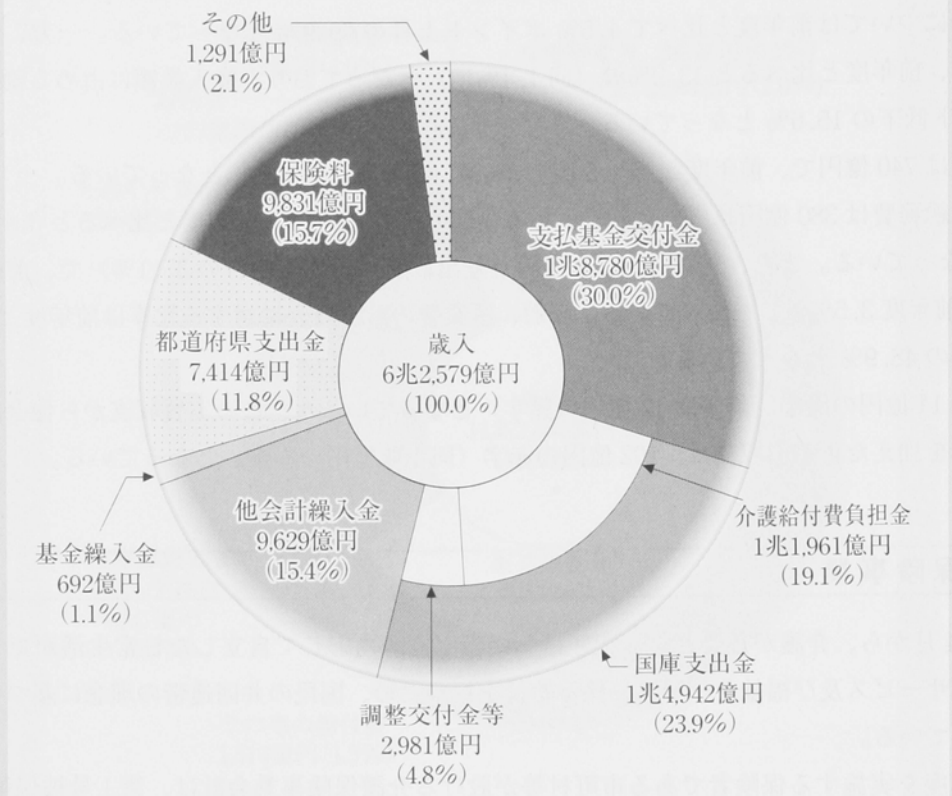

第114図　介護保険事業の歳出決算の状況（保険事業勘定）

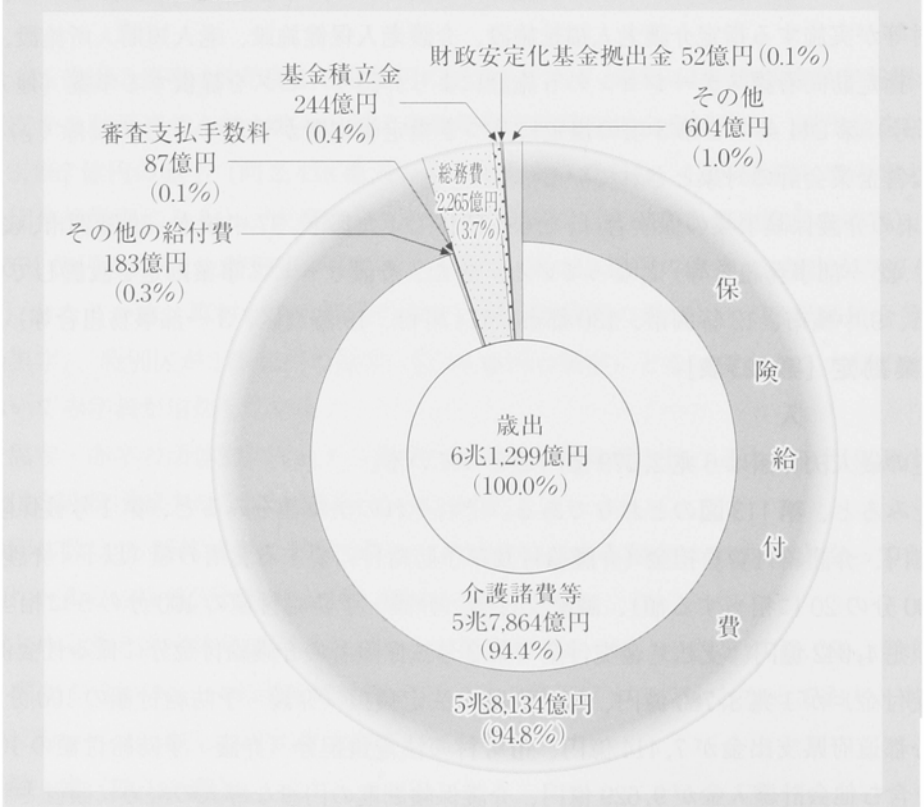

（イ）歳　　出

歳出決算額は6兆1,299億円となっている。

歳出の内訳をみると、**第114図**のとおりであり、保険給付費は5兆8,134億円で、歳出総額の94.8%を占めている。

その他については、総務費が2,265億円、基金積立金244億円、介護保険財政の安定化を図るため都道府県が設置する基金へ保険者が毎年度拠出する財政安定化基金拠出金52億円等となっている。

（ウ）収　　支

実質収支は1,249億円の黒字となっており、実質収支から財源補てん的な他会計繰入金及び都道府県支出金を控除し、繰出金を加えた再差引収支についても、1,128億円の黒字となっている。

再差引収支を黒字・赤字の団体別にみると、黒字の団体数は1,593団体で、全団体に占める割合は94.6%となっており、その黒字額は1,191億円となっている。

一方、赤字の団体数は91団体で、全団体に占める割合は5.4%となっており、その赤字額は63億円となっている。

イ　介護サービス事業勘定［第123表］

介護サービス事業勘定の歳入決算額は318億円となっている。このうち、利用者の支払う自己負担金を含むサービス収入は76億円で、歳入総額に占める割合は23.9%となっている。

普通会計等からの繰入金は220億円で、歳入総額に占める割合は69.2%となっており、このうち、普通会計からのものが218億円となっている。

歳出決算額は312億円となっている。このうち、公債費の元利償還金が156億円で、歳出総額に占める割合は50.0%となっている。

また、サービス事業費は、89億円で、歳出総額に占める割合は28.4%となっている。

なお、実質収支は5億円の黒字となっている。

(4)　その他の事業

ア　収　益　事　業［第124表］

収益事業を実施した地方公共団体の数は延べ348団体で、前年度と比べると34団体減少している。これは、市町村合併の進展に伴い、収益事業を実施する一部事務組合等の構成団体数が減少したこと等によるものである。

これを事業別にみると、公営競技についてはモーターボート競走事業を施行した団体が140団体と最も多く、以下、自転車競走事業83団体、競馬事業56団体、小型自動車競走事業8団体の順となっている。

また、宝くじは、47都道府県及び14大都市の61団体で発行されている。

これらを団体種類別にみると、都道府県においては延べ70団体、市町村においては延べ278団体が収益事業を実施している。

（ア）経　営　状　況

収益事業の決算額は、歳入3兆3,565億円、歳出3兆3,673億円となっている。これを前年度と比べると歳入は1.4%減、歳出は1.6%減となっている。

実質上の収支（歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源、他会計からの繰入金、過去の収益を積み立てた基金からの繰入金及び未払金を控除し、他会計への繰出金及び未収金を加えた額）は4,372億円（前年度4,067億円）の黒字となっている。

普通会計等への収益金の繰出しについて、事業別にみると、競馬事業が皆減（前年度13億円）、自転車競走事業が45億円（同58億円）、小型自動車競走事業が2億円（同3億円）、モーターボート競走事業が77億円（同101億円）、宝くじ事業が4,558億円（同4,473億円）となっている。

（イ）　収益金の使途状況

収益金の大部分は普通会計等に繰り入れられ、道路、教育施設、社会福祉施設等の整備事業などの財源として活用されている。その繰入額は4,682億円で、前年度と比べると0.7%増（前年度1.7%減）となっている。

収益金繰入額の使途状況を目的別にみると、土木費が1,695億円で最も大きな割合（収益金繰入額に占める割合の36.2%）を占め、次いで、教育費の724億円（同15.5%）となっており、この両者で繰入総額の51.7% を占めている。

このほか、民生費が479億円（収益金繰入額に占める割合の10.2%）、衛生費が200億円（同4.3%）、商工費が109億円（同2.3%）等となっている。

イ　共　済　事　業

（ア）　農業共済事業［第126表］

農業共済事業を実施した市町村の数は78団体で、前年度と比べると2団体減少している。

農業共済事業会計の決算額は歳入214億円、歳出199億円で、前年度と比べると歳入11.8%減（前年度2.9%減）、歳出11.9%減（同4.7%減）となっている。

なお、実質上の収支（歳入歳出差引額から支払準備金積立額、責任準備金積立額、繰入金及び未払金を控除し、繰出金及び未収金を加えた額）は、3億円の赤字（前年度1億円の赤字）となっている。

（イ）　交通災害共済事業［第127表］

直営方式により交通災害共済事業を実施した地方公共団体は158団体（2県、108市町村、48一部事務組合等）で、前年度と比べると18団体減少している。

また、加入者は平成17年度末で1,764万人（前年度末2,016万人）となっている。

交通災害共済事業会計の決算額は歳入128億円、歳出108億円で、前年度と比べると歳入10.7%減（前年度7.6%減）、歳出10.7%減（同7.5%減）となっている。

なお、実質上の収支（歳入歳出差引額から未経過共済掛金、繰入金及び未払金を控除し、繰出金及び未収金を加えた額）は11億円の黒字（前年度15億円の黒字）となっている。

ウ　そ　の　他

（ア）　老人保健医療事業［第122表］

老人保健医療事業会計の決算額は、歳入10兆8,517億円、歳出10兆8,447億円であり、歳入においては、国庫支出金等が、歳出においては、医療給付費等がそれぞれ増加したことから、前年度と比べると歳入0.9%増（前年度0.8%減）、歳出1.0%増（同0.6%減）となっている。

医療給付費等は10兆4,522億円で、歳出総額の96.4% を占めている。

実質収支は54億円の黒字（前年度233億円の黒字）となっている。

（イ）　公立大学附属病院事業［第125表］

公立大学附属病院事業を実施した地方公共団体は9団体で、地方独立行政法人化に伴い前年度と比べると1団体減少している。

その結果、公立大学附属病院事業会計の決算額は、収益的収支では総収益1,501億円、総費用1,455億円となり、前年度と比べると総収益18.0%減（前年度0.5%増）、総費用19.4%減（同0.4%減）となっている。

また、資本的収支では資本的収入135億円、資本的支出179億円で、前年度と比べると、資本的収入45.8%減（前年度52.9%減）、資本的支出34.8%減（同50.4%減）となっている。

実質収支は14億円の黒字（前年度20億円の黒字）となっている。

第2部
平成18年度及び平成19年度の地方財政

1 平成18年度の地方財政

平成18年度の地方財政を取り巻く環境及びその運営状況は、次のとおりである。

(1) 平成18年度の経済見通しと国の予算

ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成18年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成17年12月19日に閣議了解、平成18年1月20日に閣議決定された。

これによると、平成17年度の我が国経済は、企業部門の好調さが、雇用・所得環境の改善を通じて家計部門へ波及しており、民間需要中心の緩やかな回復が続くと見込まれた。こうした結果、平成17年度の国内総生産の実質成長率は2.7%程度（名目成長率は1.6%程度）になると見込まれた。

このような情勢認識に立って、平成18年度の経済財政運営の基本的態度については、「改革なくして成長なし」、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」との方針の下、平成17年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（以下「基本方針2005」という。）等に基づき、郵政民営化の着実な実施、政策金融改革、総人件費改革、資産・債務改革、市場化テストによる民間への業務開放・規制改革等を通じ「小さくて効率的な政府」を実現するとともに、規制・金融・税制・歳出等の改革を推進するなど、各分野にわたる構造改革を断行し、こうした取組を進めることにより、経済活性化を実現し、民間需要主導の持続的な経済成長を図ることとされた。また、デフレからの脱却を確実なものとするため、政府は、日本銀行と一体となって政策努力の更なる強化・拡充を図り、今後とも、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行うこととされた。

以上のような経済財政運営を前提として、平成18年度の我が国経済は、国内総生産の実質成長率が1.9%程度（名目成長率は2.0%程度）になるものと見通された。

イ 国の予算

平成17年12月6日、「平成18年度予算編成の基本方針」が閣議決定された。その中で平成18年度予算については、小さくて効率的な政府の実現に向け従来の歳出改革路線を堅持・強化するため、三位一体改革を推進するとともに、総人件費改革、医療制度改革、特別会計改革、資産・債務改革、政策金融改革等の構造改革について、順次予算に反映させることとされた。また、予算配分の重点化・効率化に当たっては、活力ある社会・経済の実現に向けた4分野（「人間力の向上・発揮―教育・文化、科学技術、ＩＴ」、「個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方」、「公平で安心な高齢化社会・少子化対策」、「循環型社会の構築・地球環境問題への対応」）について、これまでの実績・評価を考慮しつつ、政策効果が顕著なものについて重点的かつ効率的に推進することとされた。また、社会資本整備、社会保障制度及び地方財政の事項についても制度・施策の見直しを行い、さらに、ＯＤＡその他の歳出分野についても「基本方針2005」に即し、歳出の見直しに取り組むこととされた。

社会資本整備については、上記の活力ある社会・経済の実現に向けた4分野を中心に「基本方針2005」を踏まえた施策の集中を図るとともに、整備水準、整備の緊急性、国と地方の役割分担等の観点から、きめ細

かく重点化を図ることとされた。

地方財政については、国と地方に関する「三位一体の改革」について、平成18年度までの三位一体の改革に係る「政府・与党合意」及び累次の「基本方針」を踏まえた取組の成果を平成18年度予算に適切に反映することとされた。

平成18年度予算は、以上のような方針により編成され、平成17年12月24日に概算の閣議決定が行われた後、平成18年1月20日に第164回国会に提出された。

これによると、平成18年度の国の一般会計予算の規模は79兆6,860億円で、前年度当初予算と比べると2兆4,969億円の減少（3.0%減）となり、うち一般歳出の規模は46兆3,660億円で、前年度当初予算と比べると9,169億円の減少（1.9%減）となった。なお、公共投資関係費については、4.4%減の7兆2,015億円となった。また、公債の発行予定額は29兆9,730億円で、前年度当初発行予定額と比べると4兆4,170億円の減少（12.8%減）となり、公債依存度は37.6%となった。

他方、財政投融資計画については、17年度編成において行った財投改革の総点検のフォローアップを行い、各事業の財務の健全性を確認した上で、真に必要な資金需要には的確に対応するとともに、引き続き対象事業の重点化・効率化に努めることとされ、計画規模は15兆46億円、前年度計画額と比べると2兆1,472億円の減少（12.5%減）となった。

(2)　地方財政計画

平成18年度の地方財政計画は、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、累次の「基本方針」や「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）等に沿って、歳出全般にわたり見直しを行うことにより歳出総額の計画的な抑制を図る一方、当面の重要課題である人間力の向上・発揮（教育・文化、科学技術、ＩＴ）、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、公平で安心な高齢化社会・少子化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応等に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、次の方針に基づき策定された。

ア　地方税については、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、3兆円規模の所得税から個人住民税への税源移譲、定率減税の廃止、平成18年度の固定資産税の評価替えに伴う土地に係る固定資産税・都市計画税の税負担の調整措置の見直し、地方たばこ税の税率の引上げその他の所要の措置を講じることとする。

このうち、税源移譲については、応益性や偏在度の縮小といった観点を重視し、個人住民税の税率を10%比例税率（道府県民税4%、市町村民税6%）とすることとし、平成19年度分から適用することとする。

イ　地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

（ア）　恒久的な減税に伴う影響額以外の地方財源不足（以下「通常収支に係る財源不足」という。）の見込額5兆7,044億円については、次の措置を講じる。

a　平成16年度に講じた平成18年度までの間の制度改正に基づき、財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については地方財政法第5条の特例と

なる地方債（臨時財政対策債）により補てん措置を講じる。

また、投資的経費に係る地方単独事業費と一般行政経費に係る地方単独事業費の一体的かい離是正分の一般財源に相当する地方財源不足分については、基本的には国と地方が折半して負担することとするが、平成18年度は平成17年度是正分のうち2,800億円と平成18年度是正分の全額1兆円を地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により措置することとし、国負担となるべき分については後年度に調整することとする。

臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

なお、平成5年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等2,495億円については法律の定めるところにより、平成19年度以降の地方交付税の総額に加算することとする。

b　これに基づき、平成18年度の通常収支に係る財源不足見込額5兆7,044億円については、次により完全に補てんする。

(a)　地方交付税については、国の一般会計加算により1兆1,472億円（うち、地方交付税法附則第4条の2第2項の加算額1,685億円、同条第4項の加算額11億円、同条第8項の加算額2,747億円、臨時財政対策特例加算額7,029億円）増額する。

(b)　地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を2兆9,072億円発行する。

(c)　建設地方債（財源対策債）を1兆6,500億円増発する。

なお、平成18年度税制改正により所得税から個人住民税への税源移譲が実施されることに伴う所得税に係る地方交付税率分の減少影響を緩和するため、地方財政に与える影響を勘案しつつ、平成19年度には2,600億円、平成20年度は2,000億円、平成21年度は1,400億円を交付税総額に加算することとする。

（イ）　平成11年から実施されている恒久的な減税については、平成18年度税制改正により、定率減税は、所得税については平成18年分、個人住民税については平成18年度分をもって廃止するとともに、税源移譲に伴い最高税率の特例を廃止し、特定扶養親族に係る扶養控除の額の加算の特例並びに法人税率の特例及び法人事業税率の特例を本則の制度とすることとされた。

平成18年度においては、恒久的な減税に伴う地方財政への影響が引き続き見込まれるものであり、その影響額3兆376億円については、従前同様a、bの措置を講じる。また、平成19年度以降、恒久化される恒久的な減税に係る地方税の減収については、cの措置を講じる。

a　恒久的な減税の実施による地方税の減収1兆8,080億円について、その4分の3相当額を国と地方のたばこ税の税率変更による地方たばこ税の増収措置（1,142億円）、法人税の地方交付税率の引上げによる増収措置（4,962億円）及び地方特例交付金（減税補てん特例交付金、7,456億円）により、その4分の1相当額を地方財政法第5条の特例となる地方債（減税補てん債、4,520億円）により完全に補てんする。

b　恒久的な減税の実施による地方交付税への影響額1兆2,296億円のうち、平成18年度に新たに発生する地方交付税の減収1兆888億円については、交付税特別会計借入金により措置し、その償還は国と地方が折半して負担することにより完全に補てんする。なお、所得税の定率減税の縮減により、地方交付税原資が増加した分に相当する借入金の縮減（4,051億円）が見込まれる。また、平成11年度以降地方交付税への影響額の補てん対策として措置した交付税特別会計借入金に係る利子相当額のうち国負担分686億円は一般会計からの繰入れにより、地方負担分722億

円は交付税特別会計借入金により措置する。

c　平成19年度以降、恒久化される恒久的な減税に係る地方税の減収について、次の措置により補てんする。

(a)　平成19年度以降、地方たばこ税の増収措置を恒久化する。

(b)　平成19年度以降、法人税に係る地方交付税率については34％とする。

(c)　平成19年度以降において、上記(a)及び(b)の措置によって補てんされない減収相当額については、国と地方が折半して補てんする措置を講じる。

(d)　減税補てん特例交付金については、平成19年度の総額は4,000億円、平成20年度の総額は2,000億円とし、平成21年度に廃止する。

(e)　(c)による補てん措置として、一般会計から交付税特別会計に繰り入れる額は、平成19年度及び平成20年度にあっては、(d)の減税補てん特例交付金を除いた額とする。

（ウ）　上記の結果、平成18年度の地方交付税については、15兆9,073億円（前年度に比し5.9％減）を確保する。

ウ　三位一体の改革の一環として、これまでの国庫補助負担金改革を踏まえ、平成18年度において、3兆94億円を所得譲与税として税源移譲することとし、税源移譲予定特例交付金を廃止する。

この平成18年度所得譲与税については、税源移譲後の道府県民税所得割、市町村民税所得割の税率を踏まえ、都道府県へ2兆1,794億円、市町村（特別区を含む。）へ8,300億円をそれぞれ譲与する。

エ　平成18年度より、児童手当の制度拡充が行われることから、これに伴う地方負担の増加に対応するため、当分の間の措置として、地方特例交付金（児童手当特例交付金）を創設することとし、都道府県と市町村にそれぞれ総額の2分の1の額を交付する。

オ　地方債については、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方公共団体が、行政改革と財政の健全化を推進し、当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を一層推進しつつ、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画の規模は13兆9,466億円（普通会計分10兆8,174億円、公営企業会計等分3兆1,292億円）とする。

また、平成18年4月から開始する地方債協議制度の円滑な実施を図る。

カ　社会経済情勢の推移等に即応して使用料・手数料等の適正化を図る。

キ　地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

（ア）　投資的経費に係る地方単独事業費については、「基本方針2003」を踏まえた事業規模の計画的抑制と併せ、かい離是正を行ったところである。その結果、平成18年度においては、前年度に比し19.2％減額することとしているが、かい離是正分を除いた場合は3.2％減額であり、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

（イ）　一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方公共団体の自助努力を促す観点から既定の行政経費の縮減を図る一方、人間力の向上・発揮（教育・文化、科学技術、ＩＴ）、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、公平で安心な高齢化社会・少子化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応等の分野に係る施策に財源の重点的配分を図るとともに、かい離是正を行い、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。

（ウ）　消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。

（エ）　過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

ク　地方公共団体の公債費負担の軽減を図るため、普通会計における高金利の公的資金に係る地方債に対する特別交付税措置及び一定の公営企業金融公庫資金に係る公営企業債についての借換え措置を講じる。

ケ　地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。

コ　地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減や給与構造改革に取り組むとともに、事務事業の見直し、民間委託等の推進など行財政運営全般にわたる改革を推進する。

以上のような方針に基づいて策定した平成18年度の地方財政計画の規模は、83兆1,508億円で、前年度と比べると6,179億円減少（0.7%減）となった。

歳入についてみると、地方税は34兆8,983億円で、前年度と比べると1兆5,794億円増加（4.7%増）（道府県税8.1%増、市町村税2.2%増）、地方譲与税は3兆7,324億円で、前年度と比べると1兆8,905億円増加（102.6%増）、地方特例交付金は8,160億円で、前年度と比べると7,020億円減少（46.2%減）、地方交付税は15兆9,073億円で、前年度と比べると9,906億円減少（5.9%減）、国庫支出金は10兆2,015億円で、前年度と比べると9,952億円減少（8.9%減）、地方債（普通会計分）は10兆8,174億円で、前年度と比べると1兆4,445億円減少（11.8%減）となった。

一方、歳出についてみると、給与関係経費は22兆5,769億円で、前年度と比べると1,471億円減少（0.6%減）となった。なお、地方財政計画における職員数については、現下の治安状況を勘案し警察官3,500人の増員を見込むなど、真に必要とされるものに限って最小限の増員を行っているが、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）における4.6%以上純減するとの目標を踏まえ、その一年度分に相当する22,602人の純減としている。一般行政経費は25兆1,857億円で、前年度と比べると1兆9,000億円増加（8.2%増）となり、一般行政経費に係る地方単独事業費は13兆4,785億円で、前年度と比べると9,722億円増加（7.8%増）（投資的経費に係る地方単独事業費との一体的かい離是正分（1兆円の増額計上）を除いた場合は、前年度と比べると278億円減少（0.2%減））となった。公債費は13兆2,979億円で、前年度と比べると824億円減少（0.6%減）、投資的経費は16兆8,889億円で、前年度と比べると2兆6,322億円減少（13.5%減）となった。

なお、投資的経費に係る地方単独事業費は10兆911億円で、前年度と比べると2兆4,000億円減少（19.2%減）（一般行政経費に係る地方単独事業費との一体的かい離是正分（2兆円の減額計上）を除いた場合は、前年度と比べると4,000億円減少（3.2%減））となった。

(3)　平成18年度補正予算

ア　平成18年度補正予算（第1号）

平成18年度補正予算（第1号）は、平成18年12月20日に閣議決定され、平成19年1月26日に第166回国会に提出され、2月6日に成立した。

この補正予算においては、歳出面では、災害対策費8,784億円、義務的経費2,140億円、国債整理基金特別会計へ繰入9,009億円、地方交付税交付金2兆1,425億円、その他の経費7,736億円（市町村合併推進体

制整備費補助金984億円を含む。）を追加計上したほか、既定経費の節減1兆372億円、予備費の減額1,000億円の修正減少額を計上した。また、歳入面では、最近までの収入実績等を勘案し、租税及印紙収入4兆5,900億円、その他収入1,813億円の増収を見込む一方、財政健全化の推進のため公債金は2兆5,030億円減額したほか、前年度剰余金受入1兆5,040億円を計上した。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成18年度当初予算に対し3兆7,723億円増加し、83兆4,583億円となった。

イ　平成18年度補正予算（第1号）に係る地方財政補正措置

平成18年度補正予算（第1号）の編成により、国税の増収見込み等に伴い地方交付税の増加が見込まれたとともに、災害復旧事業の追加等に伴う地方負担の増加（4,415億円程度）が生じた結果、以下の地方財政補正措置が講じられた。

（ア）　地方交付税の追加等

国の補正予算により増額された平成18年度分の地方交付税の額2兆1,425億円（平成17年度精算分6,031億円、平成18年度国税五税の自然増に伴うもの1兆5,394億円）については、平成18年度において普通交付税の調整額の復活に要する額881億円を交付するとともに、交付税特別会計借入金の返済（平成18年度当初借入金（地方負担分）の減額）5,336億円を行うこととしたうえで、残余の額1兆5,208億円について平成19年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付する措置を講ずることとする。

（イ）　追加の財政需要等に対する財政措置

a　国の補正予算により平成18年度に追加されることとなる災害復旧事業等投資的経費に係る地方負担額（普通会計分4,170億円）については、原則として、地方債（充当率100%）を充当することとし、後年度においてその元利償還金の全額を基準財政需要額に算入することとする。その際、元利償還金の50%（義務教育施設改築事業等当初における地方負担額に対する算入率が50%を超えるものについては、原則として当初の算入率）については、公債費方式により各地方公共団体の地方債発行額に応じて基準財政需要額に算入することとし、残余については単位費用により措置することとする。また、出資金、貸付金等については、資金手当のための地方債を措置することとしている。

b　老人医療給付費等地方債の対象とならない経費（245億円）については、追加財政需要額（5,100億円）の取り崩しにより対応することとする。

(4)　地方公共団体の予算

平成18年度の地方公共団体の普通会計予算（9月補正後）の状況は、**第43表**のとおりであり、普通会計予算の総額（都道府県及び市町村の単純合計）は、前年度と比べると2.9%減となった。

主な内訳をみると、歳入では、地方税が前年度と比べると4.4%増、地方譲与税105.0%増、国庫支出金11.9%減、地方債5.5%減となった。一方、歳出では、人件費が前年度と比べると4.1%減、普通建設事業費が3.7%減となった。

なお、**第43表**の数値は、前年度からの繰越事業に係るものを含んでいる。

第43表　平成18年度普通会計予算の状況（９月補正後）

その1　歳　入

区分	予算額			構成比		増減率
	平成18年度	平成17年度	増減額	平成18年度	平成17年度	
	億円	億円	億円	%	%	%
地方税	349,600	334,719	14,881	34.8	32.3	4.4
地方譲与税	37,185	18,138	19,047	3.7	1.8	105.0
地方特例交付金	7,612	14,812	△ 7,199	0.8	1.4	△ 48.6
地方交付税	156,255	164,390	△ 8,134	15.6	15.9	△ 4.9
市町村たばこ税都道府県交付金	22	－	22	0.0	－	皆増
利子割交付金	729	851	△ 121	0.1	0.1	△ 14.2
配当割交付金	375	349	26	0.0	0.0	7.3
株式等譲渡所得割交付金	381	141	240	0.0	0.0	170.8
地方消費税交付金	12,860	12,524	336	1.3	1.2	2.7
ゴルフ場利用税交付金	417	429	△ 11	0.0	0.0	△ 2.6
自動車取得税交付金	3,152	3,034	119	0.3	0.3	3.9
軽油引取税交付金	1,173	1,124	50	0.1	0.1	4.4
小計（一般財源）	569,763	550,508	19,255	56.7	53.2	3.5
国庫支出金	113,944	129,402	△ 15,458	11.3	12.5	△ 11.9
地方債	108,798	115,093	△ 6,296	10.8	11.1	△ 5.5
その他	212,215	239,742	△ 27,526	21.2	23.2	△ 11.5
合計	1,004,720	1,034,745	△ 30,025	100.0	100.0	△ 2.9

（注）１　この数値は、各年度の９月補正後予算額の単純合計であり、前年度からの繰越事業に係るものを含む。その２において同じ。
２　「地方税」のうちの地方消費税は、都道府県間の清算を行った後の額である。したがって、地方消費税清算金は、歳入、歳出いずれにも計上されない。
３　「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

その2　歳　出（性質別）

区分	予算額			構成比		増減率
	平成18年度	平成17年度	増減額	平成18年度	平成17年度	
	億円	億円	億円	%	%	%
人件費	256,409	267,324	△ 10,915	25.5	25.8	△ 4.1
物件費	81,281	84,837	△ 3,556	8.1	8.2	△ 4.2
維持補修費	10,479	10,439	40	1.0	1.0	0.4
扶助費	81,544	78,203	3,341	8.1	7.6	4.3
補助費等	142,576	138,999	3,577	14.2	13.4	2.6
普通建設事業費	175,302	182,096	△ 6,795	17.4	17.6	△ 3.7
うち 補助事業費	75,916	79,567	△ 3,652	7.6	7.7	△ 4.6
うち 単独事業費	87,135	90,062	△ 2,927	8.7	8.7	△ 3.2
災害復旧事業費	8,190	11,736	△ 3,546	0.8	1.1	△ 30.2
失業対策事業費	185	195	△ 10	0.0	0.0	△ 5.3
公債費	128,747	140,560	△ 11,813	12.8	13.6	△ 8.4
その他	120,007	120,593	△ 584	12.1	11.7	△ 0.5
合計	1,004,720	1,034,982	△ 30,261	100.0	100.0	△ 2.9

（注）平成17年度においては、合併により暫定予算を組んでいる市町村があるため、歳入合計及び歳出合計は一致しない。

(5)　不交付団体の拡大

地方公共団体の自由と責任を実現するには、地方交付税に依存しない自立した団体を増やすことが重要である。

平成18年度の不交付団体は、都道府県では2団体（東京都及び愛知県）、市町村では1,820団体中169団体（うち大都市4団体（さいたま市、千葉市、川崎市及び名古屋市））であり、不交付団体の割合は、団体数では9.2%、人口割合では25.9%となっている。これらの数値は、三位一体の改革による税源移譲、景気動向を反映した法人関係税の増等により、それぞれ平成17年度の6.0%、18.4%からは増加している。

「基本方針2006」では、「例えば人口20万人以上の市の半分などの目標を定めて、交付税に依存しない不交付団体の増加を目指す」こととされているところであるが、平成18年度において、人口20万人以上の地方公共団体（112団体）のうち不交付団体は33団体（29.5%）となっている。

第44表　**普通交付税　交付・不交付別団体数**

（参考：平成17年度）

区　　分	都道府県	市町村	都道府県	市町村
交　　付	45	1,651	46	2,249
不　交　付	2	169	1	146
計	47	1,820	47	2,395

（注）1　不交付団体には、合併特例の適用により交付税が交付される団体を含む。
2　市町村の不交付団体には、特別区を含まない。
3　平成17年度は、当初算定ベースである。

不交付団体（市町村）の人口割合

（単位：千人、%）

区　　分	平成18年度 A	平成17年度 B	増　減 A－B
不交付団体の人口	33,030	23,332	9,698
不交付団体の人口割合	25.9	18.4	7.5

(6)　個別団体における財政健全化

近年の地方財政は、バブル経済崩壊後の数次の景気対策による公共事業の追加や、減税の実施等により、借入金残高が累積しており、厳しい財政運営を余儀なくされている状況にある。平成17年度決算における経常収支比率については、前年度よりも0.1%ポイント低下したものの、91.4%と依然として高い水準となっている。実質公債費比率については、14.9%となっている。また、実質収支が赤字の団体数は前年度から2団体増加し、28団体となっている。

各地方公共団体においては、このような厳しい財政状況を踏まえて、一層の事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、外郭団体の統廃合等、定員管理・給与の適正化、民間委託等の推進など、自主的な行財政改革に積極的に取り組むとともに、独自課税の検討、地方税の徴収確保、使用料・手数料の適正化等を通じて歳入の確保を図るなど、財政運営の健全化に努めている。

個別団体についてみると、夕張市の厳しい財政状況が明らかになり、平成18年6月20日には夕張市が地方財政再建促進特別措置法に基づく財政再建に取り組む意向を表明した。これを受けて北海道が行った「夕

張市の財政運営に関する調査」（9月11日公表）では、多額の実質赤字を抱えるに至った要因として、第一に、炭鉱閉山に伴い人口がおよそ10分の1に激減する中で、観光振興、住宅、教育、福祉対策に市財政の許容範囲を超えた財政支出を行ってきたこと、第二に、人口急減などに伴う歳入の減少への対応が遅れたこと、第三に、予算上、一般会計から他会計に繰り出すべき予算を貸付金として措置するなどし、一般会計と他会計間で出納整理期間中に、次年度の他会計から当該年度の一般会計に償還する、年度をまたがる会計間の貸付・償還が行われてきた。これらの資金の資金手当を一時借入金により行うことにより、表面上の赤字額を見えなくする不適正な財務処理を行い、赤字の実態を表面化せずに拡大させたことが膨大な実質赤字額を拡大させた要因であるとしている。

なお、こうした不適正な財務処理が明らかになったことを踏まえ、財政規模に比較して一時借入金が多額となっている市町村等を対象に、一時借入金を利用した、会計間のやりとりにより赤字を見えなくする財務処理が行われていないかを都道府県において確認した。その結果、北海道以外の都府県内の市町村にはそうした手法を行ったと見受けられる団体はなかったが、北海道の8団体において改善が必要である旨北海道が助言を行い、速やかに必要な会計処理の見直しを図るとの報告を受けた。

その後、平成18年9月29日に夕張市議会が地方財政再建促進特別措置法による財政再建の申し出を議決し、11月14日には「夕張市財政再建の基本的枠組み案」が、平成19年1月26日には「夕張市財政再建計画素案」が夕張市より公表され、平成18年度末の解消すべき赤字額は約353億円、財政再建期間は18年度を基準とし19年度から36年度までの18年間と見込まれた。

夕張市の財政再建に当たっては、住民に対する基礎的な行政サービスの提供を続けていくことが前提となり、その上で、夕張市が抱える多額の赤字を解消するために、行政サービスを最も効率的に提供する市町村の取組を参考にするなど、歳出削減、歳入確保の両面から聖域なく徹底した見直しが行われた。具体的には、平均の2倍いる職員数を同程度の規模の市町村の最小の規模にまで削減を進めること、給与水準は全国で最も低い水準まで下げ、年収は最大でこれまでの約4割減額すること、退職手当は順次支給月数を段階的に大幅に削減し、数年後には支給額で最大で4分の1程度まで減額することなど総人件費の大幅な削減を行うこととしている。その上で、事務事業の抜本的な見直し、観光事業の見直し、病院事業の見直し、施設の統廃合、市民負担の増加（市税の税率増加、使用料引き上げ、ゴミ処理有料化など）を行うこととしている。一方、あらゆる分野にわたる徹底した厳しい歳入歳出の見直しの中にあっても、高齢者の暮らしや子育て、教育に一定の配慮を行うこととしている。

夕張市は、平成19年2月22日に財政再建の申出を行った。今後、市議会の議決を経て財政再建計画を策定し、総務大臣に協議し同意を得た後は、同計画に基づき再建に取り組むこととなる（平成19年2月26日現在の状況）。

(7)　地方債協議制への移行

地方債許可制度については、平成9年の地方分権推進委員会の第2次勧告において、「地方債許可制度については、地方公共団体の自主性をより高める観点に立って廃止し、地方債の円滑な発行の確保、地方財源の保障、地方財政の健全性の確保等を図る観点から、地方公共団体は国又は都道府県と事前協議を行うこととする。」とされたことを踏まえ、平成10年の地方分権推進計画、平成11年に成立した地方分権一括法（「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律第87号））により、地方財政法や地方自治法等の関係法律の改正を行い、これを廃止し、協議制度に移行することとされた。施行時期については、財政構造改革との関係等から平成18年度からとされ、平成18年4月より地方債協議制度がスター

トした。

協議の相手先、スケジュール等の協議手続等の枠組み、許可団体への移行基準やその算定方法等協議制度の具体的な仕組みについては、平成18年2月3日に公布された地方財政法施行令の一部を改正する政令により、地方財政法施行令に所要の改正を行っている。

従前は総務大臣又は都道府県知事の許可がなければ地方債を発行できなかったが、地方公共団体は、地方債を発行するときは、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならず、同意のある地方債についてのみ、公的資金の充当、あるいは元利償還金の地方財政計画、交付税の基準財政需要額への算入が行われるが、同意がない場合においても地方債を発行することができることとなった。その場合には、地方公共団体の長は、あらかじめ議会に報告しなければならないこととされている。

その一方で、実質収支の赤字が一定以上大きい団体、公債費等の比率が一定以上の団体、赤字公営企業等は、地方債を発行するときは総務大臣等の許可を受けなければならないこととして、早期の財政健全化への取組を促すこととしている。

普通会計の実質収支の赤字比率に係る許可団体移行の水準は、標準財政規模に応じ、その2.5%から10%の間で段階的、連続的に設定されている（都道府県、大都市、標準財政規模が500億円以上の市で2.5%、200億円規模で5%、50億円未満で10%）。

なお、実質収支の赤字比率に係る許可団体数は、市町村（一部事務組合等を除く。）において、11団体であった。

また、公債費等の負担を測る指標として、従来の起債制限比率について一定の見直し（満期一括償還方式の地方債に係る減債基金積立額の比率への反映ルールの統一、公営企業の元利償還金への一般会計からの繰入金の算入等）を行った新たな指標として、「実質公債費比率」を導入し、実質公債費比率が18%以上の団体は起債にあたって許可を要することとしている。

実質公債費比率が18%以上であることにより許可団体となっている地方公共団体は、都道府県においては全体の8.5%を占める4団体となっており、市町村（一部事務組合等を除く。）においては全体の22.3%を占める412団体となっている。

また、赤字公営企業の赤字比率（対営業収益）が10%以上の公営企業については、その事業に係る地方債の発行について許可が必要となる。

なお、地方債協議制度への移行に伴い、地方債の手続についても、市町村分に係る財務事務所等の市町村ヒアリングを原則として都道府県ヒアリングに移行する等の簡素化を行うこととしている。

また、地方債計画についても見直しを行い、退職手当債制度の改正や財政健全化債の行政改革推進債への移行に加え、国の予算等に基づく貸付金を財源とする従来の特定資金枠外債等についても地方債計画に記載し、いわゆる枠外債の原則解消を図っている。

なお、各地方公共団体が個別に発行する全国型市場公募地方債については、従来の発行条件の統一条件決定方式から、平成18年9月以降、全ての地方公共団体が個別条件交渉方式に移行しているところである。

(8)　地方公営企業等に関する財政措置

ア　地方公営企業

地方公営企業については、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の着実な整備を推進するとともに、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開を支援し、併せて地方公営企業の経営健全化等を推進するなど経営基盤の一層の強化を図る必要がある。

このため、平成18年度においては、次のような措置を講じた。

企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方財政計画において2兆7,346億円（前年度2兆8,659億円）を計上した。

また、地方公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分3兆1,292億円（前年度3兆2,747億円）を計上するとともに、既往債の利子を軽減する観点から、公営企業借換債について、資本費負担が著しく高い一定の公営企業に対する借換債（従来分）を確保するとともに、平成18年度の臨時特例分として、別途高金利の一定の公営企業債について借換債を措置することとし、貸付枠を総額2,000億円（前年度2,000億円）確保した。また、公営企業による社会資本整備を推進する観点から、平成17年度までとされていた公営企業金融公庫資金における臨時特別利率制度を平成19年度まで延長するとともに、貸付対象事業を地域社会基盤整備、防災・安全対策及び環境・福祉対策に再編し、所要の貸付枠を確保した。

さらに、各事業における財政措置のうち主なものは以下のとおりである。

（ア）　簡易水道事業及び下水道事業（流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に係るものに限る。）については、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に公営企業債（臨時措置分）を措置することとし、当該臨時措置分に係る公営企業債の元利償還金については、その全額（流域下水道のうち地方単独事業に係るものを除く。）を後年度において基準財政需要額に算入することとした。

（イ）　水道事業については、資本費又は石綿セメント管の敷設割合が一定以上の団体が行う石綿セメント管の更新事業のうち、平均事業費に上積みして実施する事業について、一般会計出資の対象とするとともに、当該一般会計出資に係る地方債の元利償還金について地方交付税による措置を講じるなど、所要の地方財政措置を講じることとした。また、水道事業・工業用水道事業について、将来にわたって活用する見込がない水利権等を整理することで事業規模の適正化及び経営の効率化を図る団体を支援するため、所要の国庫補助金の返還、企業債の繰上償還及び独立行政法人水資源機構負担金の精算に要する経費について、所要の地方債措置を講じることとした。

（ウ）　交通事業については、地下鉄等の鉄軌道における防災対策及び安全対策を総合的に支援するため、耐震性強化や防災情報の迅速な伝達体制の整備等について、国庫補助事業にあっては、地方負担額の2分の1までについて一般会計出資、28％を一般会計補助の対象とするとともに、当該一般会計出資及び一般会計補助に係る地方債の元利償還金について地方交付税による措置を講じるなど、所要の地方債措置を講じることとした。

（エ）　病院事業については、災害時における医療体制を整備するため、災害拠点病院が行う救急医療等に必要な資機材、薬品等の備蓄に要する経費について、一般会計からの繰出を行うこととし、当該繰出に要する経費に対し所要の地方財政措置を講じることとした。

（オ）　下水道事業については、建設改良費（元利償還金）に対する財政措置として、合流式と分流式の整備手法の区分に応じて、雨水分に対する一般会計繰出金を実態に見合った措置に見直すとともに、分流式下水道については公共用水域の水質保全など公的な役割が大きい反面で資本費が高いことにかんがみ、新たに汚水公費分として分流式資本費に対して地方財政措置を講じることとし、また、これに伴い既発債の元利償還金に対する従来の財政措置を保障するため、平成17年度までに発行した下水道事業債（既往分）の元利償還金について、従来の公費負担割合（雨水相当分7割）による額と新たな公費負担割合（雨水分及び汚水公費分）による額との差額を下水道事業債（特別措置分）に振り替え、特別措置分に係る下水道事業債の元利償還金については後年度において地方交付

税の基準財政需要額に算入することとした。また、地理的条件や個別事情によって料金の対象となる汚水資本費（使用料対象資本費）が高水準となる事業に対し、一定の使用料徴収を前提に資本費の一部に地方交付税措置を講じることとした。

（カ）　港湾整備事業については、地方債の元利償還期間と減価償却期間との差により構造的に生じる資金不足を補うため、所要の地方債措置（資本費平準化債）を講じることとした。

イ　国民健康保険事業

国民健康保険事業の厳しい財政状況に配意し、平成 17 年 12 月 1 日に政府・与党医療改革協議会で決定された医療制度改革大綱を踏まえ、国民健康保険に対して、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとした。

（ア）　都道府県が、市町村の国保財政安定のために必要な取り組み等に対し交付する都道府県調整交付金の所要額（4,939 億円）について、地方交付税措置を講じることとした。

（イ）　国民健康保険被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が保険料軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、都道府県が一部を負担することとし（都道府県 3/4、市町村 1/4）、所要額（3,847 億円）について地方交付税措置を講じることとした。

（ウ）　低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、引き続き、市町村（一部事務組合等を除く。）が低所得者数に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、国及び都道府県が一部を負担することとし（国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4）、所要額（844 億円）について地方交付税措置を講じることとした。

（エ）　高額医療費共同事業については、交付基準額を 70 万円以上から 80 万円以上に引き上げた上で、引き続き、市町村国保の拠出金に対し、国及び都道府県が一部を負担することとし（国 1/4、都道府県 1/4、市町村国保 1/2）、所要額（1,818 億円）について地方交付税措置を講じることとした。また、都道府県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、一件 30 万円以上の医療費について、市町村国保の拠出による保険財政共同安定化事業を平成 18 年 10 月から実施することとした。

（オ）　国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計からの繰出しについて、引き続き、所要の地方交付税措置（1,000 億円）を講じることとした。

2　平成19年度の地方財政

(1)　歳出・歳入一体改革

平成18年7月7日、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（以下「基本方針2006」という。）が閣議決定された。

「基本方針2006」においては、我が国経済について、長期停滞のトンネルを抜け出し、筋肉質の経済構造に変貌して、ようやく未来への明るい展望を持てる状況となり、「新たな挑戦の10年」の出発点に立ったとの認識を示した上で、三つの優先課題として、①成長力・競争力強化、②財政健全化、③安全・安心で柔軟かつ多様な社会の実現が掲げられている。

中でも、「財政健全化」については、「歳出・歳入一体改革」の策定とその具体化が不可欠であるとされている。歳出・歳入一体改革に向けた取組として、2001～06年度を財政健全化の第Ⅰ期と位置づけた上で、基礎的財政収支黒字化を確実に実現する第Ⅱ期（2007～2010年代初頭）、債務残高ＧＤＰ比の発散を止め、安定的引き下げを目指す第Ⅲ期（2010年代初頭～2010年代半ば）を設定している。

また、第Ⅱ期目標の達成に向けて、名目経済成長率３％程度の堅実な前提の下で、2011年度に国・地方の基礎的財政収支を黒字化するために必要となる対応額（歳出削減又は歳入増が必要な額）は16.5兆円程度と試算されている。

このため、過去５年間の改革実績も踏まえながら、ゼロベースから聖域なく歳出を見直すことによって、国民負担の増加をできるだけ小さなものとするために最善の努力を尽くすことを基本方針として、2011年度の基礎的財政収支黒字化に向けた、2007～2011年度までの５年間の歳出改革の方針が示されている。ただし、その時々の経済社会情勢に配慮しつつ、基礎的財政収支の黒字化目標の達成に向けた現実的な対応をとるため、2011年度までにとるべき歳出改革の内容について、毎年度、必要な検証・見直しを行っていくこととされている。

こうした歳出削減を行ってなお、要対応額を満たさない部分については、歳入改革による増収措置で対応することを基本としている。

なお、今後５年間の歳出改革の内容として、地方財政については、国と地方の信頼関係を維持しつつ、国・地方それぞれの財政健全化を進めるため、以下の取組を行うこととされている。

ア　地方歳出については、国の取組と歩調を合わせて、国民・住民の視点に立って、その理解と納得が得られるよう削減に取り組む。

（ア）　地方公務員人件費については、国家公務員の改革を踏まえた取組に加え、地方における民間給与水準への準拠の徹底、民間や国との比較の観点からの様々な批判に対する是正等の更なる削減努力を行い、平成18年４月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、５年間で行政機関の国家公務員の定員純減（▲5.7％）と同程度の定員純減を行うことを含め大幅な人件費の削減を実現する。

（イ）　地方単独事業については、「選択と集中」の視点に立って、国の取組と歩調を合わせ、過去５年間の改革努力（５年間で▲５兆円超）を基本的に継続することとするが、地域の実情に配慮し、今後５年間については、地方単独事業全体として現在の水準以下に抑制することとし、投資的経費は国の公共事業と同じ改革努力を行い、一般行政経費は2006年度と同程度の水準とする。

ただし、これまでの歳出削減努力がデフレ状況下で行われてきたことなども踏まえ、地域の経済動向等を十分に注視しながら、柔軟かつ機動的な対応に心がけることとする。

イ　以上の歳出削減努力等を踏まえ、地方交付税等については、以下の制度改革等を行う。

（ア）　地方交付税の現行法定率は堅持する。

（イ）　過去3年間、毎年1兆円近く削減してきた地方交付税等（一般会計ベース）について、地方に安心感を持って中期的に予見可能性のある財政運営を行ってもらえるよう、地方交付税の現行水準、地方の財政収支の状況、国の一般会計予算の状況、地方財源不足に係る最近10年間ほどの国による対応等を踏まえ、適切に対処する。

（ウ）　これにより、上記の歳出削減努力等とあわせ、安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税（地方財政計画ベース）等の一般財源の総額を確保する。

（エ）　各地方公共団体に対する地方交付税の配分に当たっては、行政改革に積極的に努力している団体や地方税収の伸びがあまり期待できない団体に特段の配慮を行う。

（オ）　地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る。交付税について、地方団体の財政運営に支障が生じないよう必要な措置を講じつつ、算定の簡素化を図る。地方税について、国・地方の財政状況を踏まえつつ、交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図る。

以上の点を中心に住民の視点に立った地方公共団体の自発的な取組が促進されるような制度改革を行う。そのため、再建法制等も適切に見直すとともに、情報開示の徹底、市場化テストの促進等について地方行革の新しい指針を策定する。

また、道州制導入の検討を促進する。

(2)　平成19年度の経済見通しと国の予算

ア　経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成19年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成18年12月19日に閣議了解、平成19年1月25日に閣議決定された。

これによると、平成18年度の我が国経済は、企業部門の好調さが、雇用・所得環境の改善を通じて家計部門へ波及し、民間需要中心の回復が続くと見込まれている。こうした結果、平成18年度の国内総生産の実質成長率は、1.9%程度（名目成長率は1.5%程度）になると見込まれている。

このような情勢認識に立って、平成19年度の経済財政運営の基本的態度については、「戦後レジームからの新たな船出」を行うため、イノベーションの力とオープンな姿勢により、今後5年間程度で「新成長経済への移行期」を完了するものとし、その初年度である平成19年度においては、「創造と成長」の実現を図るとの方針の下で、成長力強化に向けた改革を加速・深化させるとともに、併せて地域経済の活性化や再チャレンジ可能な社会を目指すための取組を強力に推進し、「成長なくして財政再建なし」の理念の下、成長力強化を図りつつ、車の車輪である行財政改革を断行し、また、道州制の実現のための検討を加速することとされた。「基本方針2006」等を踏まえ、こうした取組を進めることにより、経済活性化を実現し、日本経済の潜在成長力を高めることとされた。また、政府・日本銀行は、マクロ経済運営に関する基本的視点を共有し、物価安定の下での民間主導の持続的な成長のため、一体となった取組を行い、今後とも、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行うこととされた。

以上のような経済財政運営を前提として、平成19年度の我が国経済は、国内総生産の実質成長率が2.0%程度（名目成長率は2.2%程度）になるものと見通されている。

イ　国　の　予　算

平成18年12月1日、「平成19年度予算編成の基本方針」が閣議決定された。その中で、平成19年度予算については、歳出改革路線を強化するため、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号。以下「行政改革推進法」という。）に基づき、行政のスリム化・効率化を一層徹底し、総人件費改革や特別会計改革、資産・債務改革等について、適切に予算に反映させることとされている。また、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、一般歳出及び一般会計歳出について厳しく抑制を図り、引き続き予算執行実績を的確に踏まえた予算とすることとされている。また、予算配分の重点化・効率化に当たっては、「活力に満ちたオープンな経済社会の構築」及び「健全で安心できる社会の実現」に施策を集中するとともに、各施策について成果目標を提示し、厳格な事後評価を行い、政策評価等を活用し、歳出の効率化・合理化を進め、さらに、民間活力の活用による効率化に努めることとされている。

社会保障については、これまでの制度改革の効果を検証しつつ、中長期的な展望に立って、改革努力を継続し、国民が負担可能な範囲となるよう制度全般にわたり不断の見直しを行うこととされている。

公共投資については、歳出改革を進める中で、今後とも公共投資に関する改革を継続し、真に必要な社会資本整備を実施するために、地域の自立・活性化、我が国の成長力強化、防災・減災等による安全・安心の確保を推進する観点から、整備水準や施設の利用状況等を踏まえた事業のメリハリ付けを行うとともに、あらゆる分野での官民格差等を踏まえたコスト縮減や入札改革を進め、更なる重点化・効率化を図る必要があるとされている。

地方財政については、国と地方の信頼関係を維持しつつ、「基本方針2006」に沿って、平成19年度予算においても、国の取組と歩調を合わせて、人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり地方歳出を厳しく抑制することとされた。

平成19年度予算は、以上のような方針により編成され、平成18年12月24日に政府案の閣議決定が行われた後、平成19年1月25日に第166回国会に提出された。

これによると、平成19年度の国の一般会計予算の規模は82兆9,088億円で、前年度当初予算と比べると3兆2,228億円の増加（4.0%増）となっており、うち一般歳出の規模は46兆9,784億円で、前年度当初予算と比べると6,124億円の増加（1.3%増）となっている。なお、「平成19年度予算編成の基本方針」において、前年度の水準（29兆9,730億円）よりも大幅に減額することとされた公債の発行予定額は25兆4,320億円で、前年度当初発行予定額と比べると4兆5,410億円の減少（15.2%減）となっており、公債依存度は30.7%となっている。

他方、財政投融資計画の規模は、14兆1,622億円、前年度計画額と比べると8,424億円の減少（5.6%減）となっている。

(3)　地方財政計画

平成19年度の地方財政計画は、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、「基本方針2006」に沿って、歳出全般にわたり見直しを行うことにより歳出総額の計画的な抑制を図る一方、活力ある地方を創るための施策等に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、次の方針に基づき策定された。

ア　地方税については、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するため、

法人所得課税等における減価償却制度を見直すとともに、上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の適用期限を1年延長するほか、非課税等特別措置の整理合理化等のため所要の措置を講じることとする。

なお、所得譲与税は、所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、平成18年度をもって廃止することとする。

イ　地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

（ア）　地方財政の健全化に資するため、交付税特別会計の新規借入を行わないこととし、既往の借入金について、国・地方の負担区分に応じてそれぞれの償還責任を明確にする観点から、国の負担額18兆6,648億円を平成19年4月1日より国の一般会計借入金として承継するとともに、地方の負担額33兆6,173億円は、現行の償還期限である平成38年度までの償還計画を新たに作成した上で、計画的な償還を行う（平成19年度償還額5,869億円）。

（イ）　平成19年度から平成21年度の間は、平成18年度までと同様、財源不足が建設地方債（財源対策債）の増発等によってもなお残る場合には、この残余を国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については国の一般会計からの加算により、地方負担分については地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補てん措置を講じる。

臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

これらの措置を地方交付税法第6条の3第2項の制度改正として講じ、所要の法律改正を行う。

なお、地方交付税法附則第4条の2第8項及び第9項に基づき平成19年度に一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額6,251億円については、法律の定めるところにより平成22年度以降の3年間で均等に加算する。

また、平成5年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等3,712億円については、法律の定めるところにより平成25年度以降の地方交付税の総額に加算するとともに、平成17年度において一般会計から交付税特別会計に繰り入れた国負担分の借入金利子相当額の予算額と実際に要した額の差額1,546億円については、法律の定めるところにより平成20年度及び平成21年度の地方交付税の総額から減額する。

（ウ）　平成19年度の地方財源不足見込額4兆4,200億円については、上記(イ)の考え方に基づき、従前と同様の例により、次の補てん措置を講じる。その結果、国と地方が折半して補てんすべき額は生じないこととなる。

a　建設地方債（財源対策債）の増発　1兆5,900億円

b　地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）　2兆6,300億円

c　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律附則第4条第1項に規定する特別交付金　2,000億円

なお、特別交付金については、平成19年度の交付額を4,000億円、平成20年度の交付額を2,000億円としていたが、地方税収の動向を踏まえ、交付期間を2年から3年に延長し、平成19年度から平成21年度までの各年度の交付額を2,000億円とする。

（エ）　平成19年度においても、投資的経費に係る地方単独事業費と一般行政経費に係る地方単独事業費の一体的かい離是正（一般財源ベース6,000億円）を行う。

一体的かい離是正分の一般財源に相当する額のうち財源不足となるものについては、基本的には国と地方が折半して負担することとするが、平成19年度は、平成17年度是正分のうち2,100億円、

平成18年度是正分のうち8,000億円及び平成19年度是正分のうち財源不足となるもの5,948億円を、地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により措置することとし、国負担となるべき分については後年度に調整する。

（オ）　上記の結果、平成19年度の地方交付税については、15兆2,027億円（前年度に比し4.4%減）を確保する。

ウ　平成19年度においては、児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するため、地方特例交付金を増額することとする。

エ　地方債については、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方団体が、行政改革と財政の健全化を推進し、当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を一層推進しつつ、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画の規模は12兆5,108億円（普通会計分9兆6,529億円、公営企業会計等分2兆8,579億円）とする。

オ　社会経済情勢の推移等に即応して使用料・手数料等の適正化を図る。

カ　地域経済の振興を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

（ア）　投資的経費に係る地方単独事業費については、「基本方針2006」を踏まえた事業規模の計画的抑制と併せ、かい離是正を行ったところである。その結果、平成19年度においては、前年度に比し14.9%減額することとしているが、かい離是正分を除いた場合は3.0%減額であり、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

（イ）　一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方団体の自助努力を促す観点から既定の行政経費の縮減を図る一方、活力ある地方を創るための施策等に財源の重点的配分を図るとともに、かい離是正を行い、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。

（ウ）　消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。

（エ）　過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

キ　地方公共団体の公債費負担の軽減を図るため、平成19年度から3年間で、徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革・経営改革を行う地方団体を対象に、公営企業借換債を合わせて5兆円規模の公的資金（財政融資資金、簡保資金及び公営公庫資金）の繰上償還（補償金なし）等を行うこととし、その財源として必要に応じ民間等資金による借換債を発行できることとする。

ク　地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。

ケ　地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減や給与構造改革に取り組むとともに、事務事業の見直し、民間委託等の推進など行財政運営全般にわたる改革を推進する。

以上のような方針に基づいて策定した平成19年度の地方財政計画の規模は、83兆1,261億円で、前年度と比べると247億円減少（0.0%減）となっている。

歳入についてみると、地方税は40兆3,728億円で、前年度と比べると5兆4,745億円増加(15.7%増)（道

府県税24.6%増、市町村税10.1%増)、地方譲与税は7,091億円で、前年度と比べると3兆233億円減少(81.0%減)、地方特例交付金は3,120億円で、前年度と比べると5,040億円減少(61.8%減)、地方交付税は15兆2,027億円で、前年度と比べると7,046億円減少(4.4%減)、国庫支出金は10兆1,739億円で、前年度と比べると276億円減少(0.3%減)、地方債(普通会計分)は9兆6,529億円で、前年度と比べると1兆1,645億円減少(10.8%減)となっている。

一方、歳出についてみると、給与関係経費は22兆5,111億円で、前年度と比べると658億円減少(0.3%減)となっている。なお、地方財政計画における職員数については、「基本方針2006」における5年間で5.7%の定員純減目標を踏まえ34,358人の純減としている。一般行政経費は26兆1,811億円で、前年度と比べると9,954億円増加(4.0%増)となり、一般行政経費に係る地方単独事業費は13兆9,510億円で、前年度と比べると4,725億円増加(3.5%増)(投資的経費に係る地方単独事業費との一体的かい離是正分(6,000億円の増額計上)を除いた場合は、前年度と比べると1,275億円減少(0.9%減))となっている。公債費は13兆1,496億円で、前年度と比べると1,483億円減少(1.1%減)、投資的経費は15兆2,328億円で、前年度と比べると1兆6,561億円減少(9.8%減)となっており、投資的経費のうち、公共事業費中の普通建設事業費は5兆4,675億円で、前年度と比べると1,519億円減少(2.7%減)となっている。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は8兆5,884億円で、前年度と比べると1兆5,027億円減少(14.9%減)(一般行政経費に係る地方単独事業費との一体的かい離是正分(1兆2,000億円を減額計上)を除いた場合は、前年度と比べると3,027億円減少(3.0%減))となっている。

他方、平成19年度の地方債計画の規模は12兆5,108億円で、前年度当初計画と比べると1兆4,358億円減少(10.3%減)となっている。平成19年度の地方債計画は、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方公共団体が、行政改革と財政の健全化を推進し、当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を一層推進しつつ、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

なお、上述の公的資金の繰上償還(補償金なし)のうち、政府資金については、平成19年度から平成21年度までの間において、普通会計債及び公営企業債(上水道、工業用水道、下水道、地下鉄、病院に限る。)の5%以上の金利の地方債を対象として、金利段階に応じ、市町村合併や財政力、公債費、公営企業資本費等の状況に基づいて段階的に対象団体を設定し、3兆8,000億円程度以内の補償金なし繰上償還措置を行うこととしている(財政融資資金3兆3,000億円程度以内、平成20年度及び平成21年度において簡保資金5,000億円程度以内)(財政力指数1.0以上の団体を除く。)。

(4)　地方公営企業等に関する財政措置

ア　地方公営企業

地方公営企業については、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の着実な整備を推進するとともに、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開を支援し、併せて地方公営企業の経営健全化等を推進するなど経営基盤の一層の強化を図る必要がある。

このため、平成19年度においては、次のような措置を講じることとしている。

企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方財政計画において2兆7,249億円(前年度2兆7,346億円)を計上している。

また、地方公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分2兆8,579億円(前年度3兆1,292億円)を計上するとともに、普通会計分と合わせた公債費負担対策として、

徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革・経営改革を行う団体を対象に、平成19年度から3年間で5兆円規模の公的資金（財政融資資金、簡保資金、公営企業金融公庫資金）の補償金なし繰上償還等を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減することとしている。このうち、公営企業金融公庫資金に係る公営企業債については、平成19年度から20年度の2年間で1兆2,000億円程度の補償金なし繰上償還又は公営企業借換債の措置を実施することとし、平成19年度は4,000億円程度の繰上償還と2,000億円の公営企業借換債を措置することとしている。また、公営企業借換債については、既往債の利子を軽減する観点から、資本費負担が著しく高い一定の公営企業を対象とした従来分について利率要件を利率6.0%から利率5.5%に緩和した上で借換枠を1,000億円、臨時特例措置分について利率要件を利率7.3%から利率7.0%に緩和した上で借換枠を1,000億円とし、地方債計画に総額2,000億円（前年度2,000億円）を計上している。

さらに、各事業における財政措置のうち主なものは以下のとおりである。

（ア）　簡易水道事業及び下水道事業（流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に係るものに限る。）については、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に公営企業債（臨時措置分）を措置することとし、当該臨時措置分に係る公営企業債の元利償還金については、その全額（流域下水道のうち地方単独事業に係るものを除く。）を後年度において基準財政需要額に算入することとしている。

（イ）　簡易水道事業については、簡易水道事業法適化計画を策定し、自主的に地方公営企業法の財務規定等を適用しようとする団体、又は、簡易水道事業統合計画を策定し、自主的に事業内の簡易水道施設を整理・統合しようとする団体に対し、所要の地方財政措置を講じることとしている。

（ウ）　交通事業については、都市内交通の改善、人と環境にやさしい都市公共交通の構築等の観点から高機能路面電車システムであるＬＲＴシステムの構築を促進するため、国庫補助事業として行う整備について、事業費の4分の1を超えない額を一般会計補助の対象とするとともに、当該一般会計補助に所要の地方債措置を講じることとしている。

（エ）　病院事業については、女性医師及び看護師確保の観点から、院内保育所の運営に要する経費について、一般会計から繰出を行うこととし、当該繰出に要する経費に対し所要の地方財政措置を講じることとしている。

（オ）　以上の他、公営企業においても少子化対策を推進する観点から、3歳以上小学校修了前の児童に対する児童手当の給付に要する経費に加え、新たに0歳以上3歳未満の児童手当の給付に要する経費（平成19年度から実施することとされた「児童手当制度における乳幼児加算」分を含む。）について所要の地方財政措置を講じることとしている。

イ　国民健康保険事業

国民健康保険事業の厳しい財政状況に配意し、平成17年度に決定された医療制度改革大綱や、健康保険法等の改正などを踏まえ、国民健康保険に対して、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

（ア）　都道府県が、市町村の国保財政安定のために必要な取り組み等に対し交付する都道府県調整交付金の所要額（5,102億円）について、地方交付税措置を講じることとしている。

（イ）　国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が保険料軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、都道府県が一部を負担することとし（都道府県3/4、市町村1/4）、所要額（3,899億円）について地方交付税措置を講じることとしている。

（ウ）　低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が低所得者数に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、国及び都道府県が一部を負担することとし（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）、所要額（875億円）について地方交付税措置を講じることとしている。

（エ）　高額医療費共同事業については、市町村国保の拠出金に対し、国及び都道府県が一部を負担することとし（国1/4、都道府県1/4、市町村国保1/2）、所要額（1,964億円）について地方交付税措置を講じることとしている。また、都道府県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、一件30万円以上の医療費について、市町村国保の拠出による保険財政共同安定化事業を実施することとしている。

（オ）　国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計からの繰出しについて、所要の地方交付税措置（1,000億円）を講じることとしている。

ウ　後期高齢者医療制度の施行準備

医療制度改革に伴い、平成20年4月より75歳以上の後期高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が施行される。これに伴い、実施主体として全市町村が加入する広域連合が都道府県単位で設立される（平成18年度中に全都道府県で設立予定）ことから、平成19年度においては、広域連合への分担経費及び市町村の施行準備に要する事務経費等について、所要の地方交付税措置を講じることとしている。

第3部
最近の地方財政の動向と課題

1 地方分権改革の推進

(1) 地方分権改革推進法の成立

「地方にできることは地方に」という方針の下、推し進められてきた三位一体の改革については、約4.7兆円の国庫補助負担金の改革、約3兆円の税源移譲、約5.1兆円の地方交付税及び臨時財政対策債の改革等を行う結果となったが、地方分権に向けた改革に終わりはなく、これまでの改革の成果を踏まえつつ、さらに地方分権を推進し、国と地方の行財政改革を進める観点から、今後とも、真に地方の自立と責任を確立するための取組を行っていくことが必要である。

総務大臣の私的懇談会「地方分権21世紀ビジョン懇談会」報告書（平成18年7月）においては、新分権一括法の早期制定が提言され、「基本方針2006」においても、「地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進める」こととされている。

これらを踏まえ、地方分権改革の推進に関する基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権改革の推進に関する基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備することにより、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進することを目的とする地方分権改革推進法案が第165回国会に提出され、平成18年12月8日に成立したところである（平成18年法律第111号）。

同法の概要は、以下のとおりである。

ア 基本理念

地方分権改革の推進は、国及び地方公共団体が共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえ、それぞれが分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものということを基本理念として掲げている。

イ 国及び地方公共団体の責務等

国及び地方公共団体の責務等として、以下の事項を規定している。

（ア） 国は、地方分権改革を集中的かつ一体的に実施するための推進体制を整備し、地方分権改革に関する施策を総合的に策定・実施し、地方公共団体は、行政運営の改善・充実に係る施策を推進すること。

（イ） 国及び地方公共団体は、地方分権の推進に伴い、国及び地方公共団体を通じた行政の簡素化及び効率化を推進すること。

（ウ） 国は、地方分権改革の推進に関する施策の推進に当たって、地方公共団体の立場を尊重し、密接に連絡するとともに、地方分権推進に関する国民の関心と理解を深めるよう適切な措置を講ずること。

ウ 地方分権改革の推進に関する基本方針

地方分権改革の推進に関する基本方針として、以下の事項を規定している。

（ア） 国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に

ゆだねることを基本として、次の措置等を講ずること。

①　地方公共団体への権限移譲の推進

②　地方公共団体に対する事務の処理又はその義務づけの整理・合理化

③　地方公共団体に対する国又は都道府県の関与の整理・合理化

（イ）　地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体の役割分担に応じた地方税財源の充実確保等の観点から、上記の措置に応じ、国庫補助負担金、地方交付税、国と地方公共団体の税源配分等の財政上の措置のあり方について検討を行うこと。

（ウ）　地方公共団体は、行政及び財政の改革を推進するとともに、行政の公正の確保及び透明性の向上並びに住民参加の充実のための措置その他の必要な措置を講ずることにより、地方分権改革の推進に応じた地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図ること。

エ　地方分権改革推進計画

政府は、地方分権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた地方分権改革推進計画を作成し、当該計画を国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならないこととしている。

オ　地方分権改革推進委員会

内閣府に地方分権改革推進委員会を設置することし、同委員会は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命した委員７人をもって組織し、地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告するものとしている。

さらに、「平成19年度予算編成の基本方針」（平成18年12月１日閣議決定）では、「「地方分権改革推進法案」を踏まえて、「新分権一括法案（仮称）」の３年以内の国会提出に向け検討を進める」とされており、国と地方の役割分担の見直しに向けた更なる検討が求められている。

(2)　市町村合併の推進

地方分権が本格的に進展する中で、住民に身近な総合的な行政主体である市町村の行財政基盤を強化するため、市町村合併により、その規模・能力を充実していくことは必須の課題である。

このため、政府は「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律第６号）の下で、平成17年３月31日までに合併を行う市町村に対して合併特例債による措置等各種の財政支援措置を講じることとし、市町村合併を積極的に推進してきたところであるが、さらに平成16年５月の同法の一部改正により、平成17年３月31日までに合併の申請を行い、平成18年３月31日までに合併した市町村については、引き続き同法を適用する経過措置が講じられたところである。

こうした取組を通じて、平成11年３月31日に3,232であった市町村数が、平成18年３月31日には1,821となり、さらに平成19年３月31日には1,804となる見込みであるなど、市町村合併は相当な進展を見たところである。

一方、市町村合併の進捗状況は地域ごとに差異があり、また、人口１万人未満の市町村も平成19年３月31日時点で495団体残る見込みであることから、引き続き市町村合併を推進し、市町村の規模能力の更なる充実や効率化による行財政基盤の一層の強化が必要となっている。このため、「市町村の合併の特例等に関する法律」（平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。）に基づき、自主的な市町村の合併を積極的に推進する必要がある。

合併新法下においては、第27次地方制度調査会の答申等を踏まえ、合併特例債は廃止されているが、合

第115図　市町村合併の進捗状況

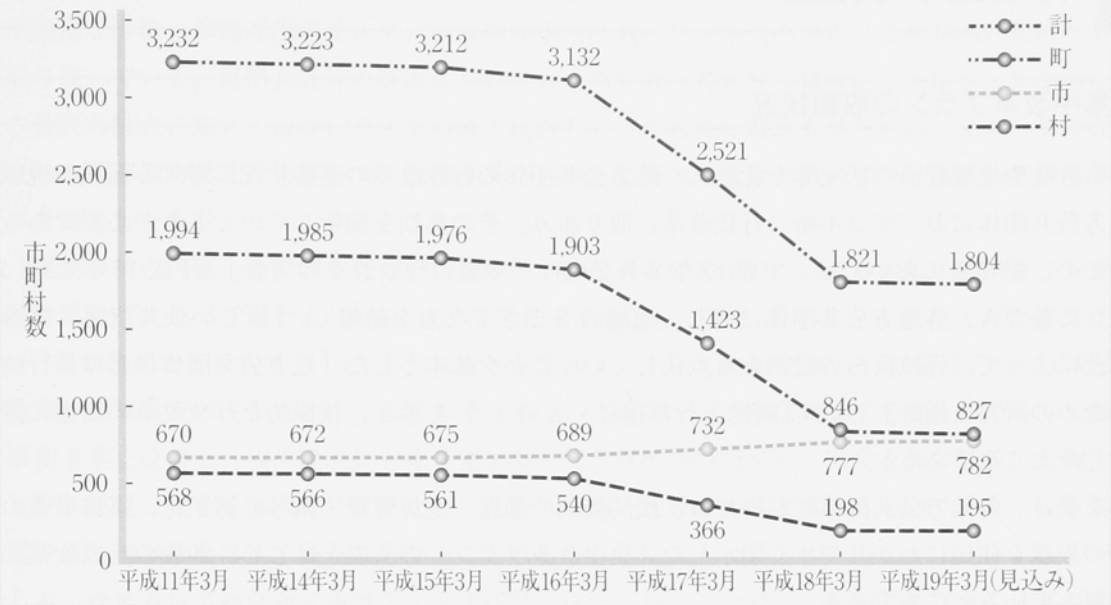

併に関する障害を除去するための特例措置等については、引き続き講じられている。また、総務大臣が定める基本指針に基づき、都道府県が市町村合併の推進に関する構想を策定し、当該構想に基づいて、合併協議会の設置の勧告、あっせん・調停、合併協議推進勧告等の措置を講じることができることとする等、都道府県が担う役割についても定められている。

さらに、市町村合併について国民の啓発を進めるとともに、国の施策に関する関係省庁間の連携を図るため、総務大臣を本部長、各省庁の副大臣を本部員として平成 13 年 3 月 27 日に設置された市町村合併支援本部（以下「支援本部」という。）は、平成 17 年 8 月 31 日、合併新法の下で市町村が合併し、新しいまちづくりを行うに当たっての支援策等を取りまとめた新市町村合併支援プランを決定した。

同プランでは、都道府県による市町村合併の推進に関する構想に位置付けられた構想対象市町村及び合併新法に基づいて合併した市町村を対象に、町村合併の市制要件の緩和（平成 22 年 3 月 31 日までの間、人口 5 万人以上から人口 3 万人以上に緩和）する等の行政支援策や、普通交付税の算定の特例、合併直後の臨時的経費に対する財政措置、合併準備経費に対する財政措置等の財政支援策とともに、補助事業の重点支援や優先採択等の関係省庁の連携による支援策等を講じることとしている。

これらの取組を通じて、市町村合併が一層進展し、市町村の規模・能力の充実、行財政基盤の整備が図られることが期待されるところである。

2　行政改革の推進

(1)　集中改革プランの取組状況

厳しい財政や地域経済の状況等を背景に、地方公共団体の行政改革の進捗状況に対する国民の視線は厳しく、地方公共団体においては不断に行政改革に取り組み、その体制を刷新していくことが必要である。

このため、総務省においては、平成17年3月29日、「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）に基づき、各地方公共団体に対し、地域のさまざまな力を結集し、「新しい公共空間」を形成していくことによって、行政自らの役割を重点化していくことを基本とした「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（以下「新地方行革指針」という。）を示し、積極的な行政改革の推進に努めるよう助言したところである。

これを受け、各地方公共団体においては、民間委託の推進、定員管理・給与の適正化、事務事業の再編・整理等の取組を住民にわかりやすく明示した「集中改革プラン」の公表をはじめ、各般の行政改革に積極的に取り組んでいるところである。

集中改革プランについては、平成18年7月31日時点で、都道府県では47団体中45団体（95.7%）、大都市では全ての団体、大都市以外の市町村（平成17年度以降合併団体及び一部事務組合等を除く。）では1,510団体中1,436団体（95.1%）で公表が行われている。

同プランに基づく主な取組状況を見ると、公表済み団体の定員管理の数値目標の集計は平成22年4月1日までに平成17年4月1日時点と比較して総定員5.9%純減となっており、「行政改革推進法」等において定められた4.6%純減や、「基本方針2006」の5.7%純減を上回っている。なお、平成18年地方公共団体

第45表　地方公共団体の集中改革プランにおける定員管理の数値目標の状況（平成18年７月31日取りまとめ）

公表済み団体の数値目標の集計　　（単位：千人、%）

区　分	平成17年４月１日職員数	平成22年４月１日職員数	平成17年４月１日～22年４月１日純減数	平成17年４月１日～22年４月２日純減率
都道府県（45団体）	1,568,152	1,500,491	▲ 67,661	▲ 4.3
一般行政部門（40団体）	210,662	190,388	▲ 20,274	▲ 9.6
大都市（15団体）	246,756	225,450	▲ 21,306	▲ 8.6
市町村（1,542団体）	868,777	799,758	▲ 69,019	▲ 7.9
合　計	2,683,685	2,525,699	▲ 157,986	▲ 5.9

（注）1　上記の公表済み団体の職員数は、平成17年４月１日現在の地方公務員総数3,042,122人の88.2%となる。
2　都道府県については、策定予定（長野県）、策定予定なし（鳥取県）の団体があるため、これら２団体を除く45団体の集計である。
3　市町村（大都市及び一部事務組合等を除く）については、1,828団体中公表している1,542団体（公表率84.4%）の集計である。なお、平成17年度以降の合併団体を除いた場合の公表団体数は、1,510団体中、1,436団体（95.1%）となっている。
4　合計については、既に公表している45都道府県、15大都市、1,542市町村の集計であり、未公表の団体の今後の公表状況によって、変動する可能性がある。

定員管理調査によれば、平成18年４月１日現在で地方公務員数は過去１年間で1.4%減となっているところである。給与の適正化等についても、全ての都道府県・大都市で定年退職時の特別昇給を廃止済みであるほか、不適正な昇給・昇格運用の是正や、特殊勤務手当の適正化（手当の廃止、支給基準の見直し等）にも着実に取り組んでいる。民間委託等の推進についても、指定管理者制度の積極的な活用や、定型的な業務についての委託の拡大に加え、市場化テストの導入検討といった新たな取組も見られる。また、集中改革プランを公表した全都道府県及び大都市で、事務事業の再編・整理等の過程において事務事業の必要性等に関する仕分けを踏まえた検討を行っているところである。

なお、事務事業の再編・整理等を行う際の行政評価の仕組みの活用についても、集中改革プランを公表した全都道府県及び大都市で行われているところである。ただし、平成18年１月１日現在、大都市以外の市区町村（一部事務組合等を除く。）のうち、行政評価を導入している団体は26.2%に過ぎない。行政評価は、行政の施策、事務事業の成果などを客観的基準に基づいて把握し、不断に見直す仕組みを通じて、継続的に施策、事務事業を改善し、成果達成に有効な施策などに重点的かつ効果的に経営資源（予算・定数）を配分することや、住民に対する説明責任を果たし、透明性の高い行政の実現に資するものであり、引き続きその導入推進やより効率的な活用を図ることが求められる。

今後とも、新地方行革指針及び各地方公共団体自ら住民に対して公表した集中改革プランに基づき、集中改革プランに明示した数値目標等の実現に向け着実に取り組んでいくことが必要である。

(2)　地方公共団体における行政改革の更なる推進

新地方行革指針策定後、「行政改革推進法」及び「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）が成立・施行され、簡素で効率的な政府の実現に向け、地方公共団体においてもさらに取り組むべき新たな課題が明らかにされるとともに、行政改革の更なる推進のための新たな手法も制度化されたところである。

このため、「行政改革推進法」及び公共サービス改革法を踏まえるとともに、「基本方針2006」を受け、新地方行革指針に加え、平成18年８月31日に「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示されたところである。

同指針は、「総人件費改革」、「公共サービス改革」及び「地方公会計改革（地方の資産・債務管理改革）」の３つの改革を柱として位置づけている。

ア　総人件費改革

地方公共団体の定員管理については、「基本方針2006」において５年間で行政機関の国家公務員の定員純減（5.7%）と同程度の定員純減を行うとされていること等を踏まえ、各地方公共団体においては、集中改革プランにおける定員管理の数値目標の着実な達成に取り組むとともに、職員数の一層の純減を図ることが求められている。

地方公務員の給与に関しては、地域民間給与の更なる反映に向け、人事委員会勧告における公民較差のより精確な算定、公民比較対象企業規模の拡大、説明責任の徹底等を推進するとともに、特殊勤務手当等の是正、級別職員構成の計画的是正措置など、一層の給与適正化を推進することとしている。

また、第三セクターの人件費についても、職員数や給与に関する情報公開等を推進するとともに、地方公共団体からの補助金等の抑制等を図ることとしている。

イ　公共サービス改革

公共サービス改革については、行政改革推進法第55条第４項において、「その事務及び事業の必要性の有

無及び実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行う」と規定されたことを踏まえて、住民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務（以下「公共サービス」という。）として行う必要のないもの、その実施を民間が担うことができるものについては、廃止、民営化、民間譲渡、民間委託等の措置を講じることとしている。

また、公共サービスの見直しに際しては、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る観点から、地方公社、地方独立行政法人、第三セクターが実施している地方公共団体の公共サービスも含め、市場化テストの積極的な活用に取り組むこととしている。

ウ　地方公会計改革（地方の資産・債務管理改革）

資産・債務の適正な管理や資産の有効活用等のためには、公会計の整備を推進することが必要である。

そこで、「行政改革推進法」や「基本方針2006」を踏まえ、指針においては、全地方公共団体に対して、資産・債務管理に資する公会計の整備が要請されたところである。

具体的には、「新地方公会計制度研究会報告書」（平成18年５月）の内容を踏まえ、原則として国の作成基準に準拠し、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書及び純資産変動計算書の４表を、単体及び連結ベースで、取組が進んでいる団体、都道府県及び人口３万人以上の都市は３年後までに、取組が進んでいない団体、町村及び人口３万人未満の都市は５年後までに作成又は情報の開示に取り組むこととしている。なお、この作成期限については、国会質疑の中で、菅総務大臣から、指針で示された時期はあるものの、少しでも早くすべきとの認識が示されたところである。

また、資産・債務管理については、各団体において債務圧縮や財源確保を図るため、未利用財産の売却促進等に取り組んでいるところであるが、簡素で効率的な政府を実現し、債務の増大を圧縮する観点から、地方も国と同様に資産・債務改革に一層積極的に取り組むことが必要であり、「行政改革推進法」では、地方公共団体も、その地域の実情に応じ、資産・債務の実態把握や管理体制の状況を確認するとともに、資産・債務改革の方向性と具体的な施策を策定することとされている。

国においては、国有財産の売却等により国の資産（道路、河川等の公共用財産等を除く。）の圧縮を図るとともに、民間の知見を積極的に活用しつつ、資産・債務の管理の在り方を見直すとされており、改革の具体的内容、手順及び実施時期を平成18年度中に策定、公表することとされている。

それを踏まえ、各地方公共団体においては、財務書類の作成・活用等を通じて資産・債務に関する情報開示と適正な管理を一層進めるとともに、未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策を３年以内に策定することとしている。

(3)　地方公営企業における民間的経営手法の導入等

ア　地方公営企業

「簡素で効率的な政府」を実現し、財政の健全化を図り、行政に対する信頼性を確保することが喫緊かつ最重要課題の一つとなる中で、地方公営企業分野においても、民間的経営手法の積極的な導入を含めた不断の経営改革を通じ、住民に対してより良質のサービスを提供していくことが一層求められている状況にある。

地方公共団体においては、「地方公営企業の経営の総点検について」（平成16年４月13日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）、「新地方行革指針」、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」等に基づき、以下のとおり積極的な取組を行う必要がある。

①　現在地方公営企業が供給しているサービス自体の必要性について検討する。また、サービス自体が必

第116図　平成14年度以降の民営化・民間譲渡の状況（累計）

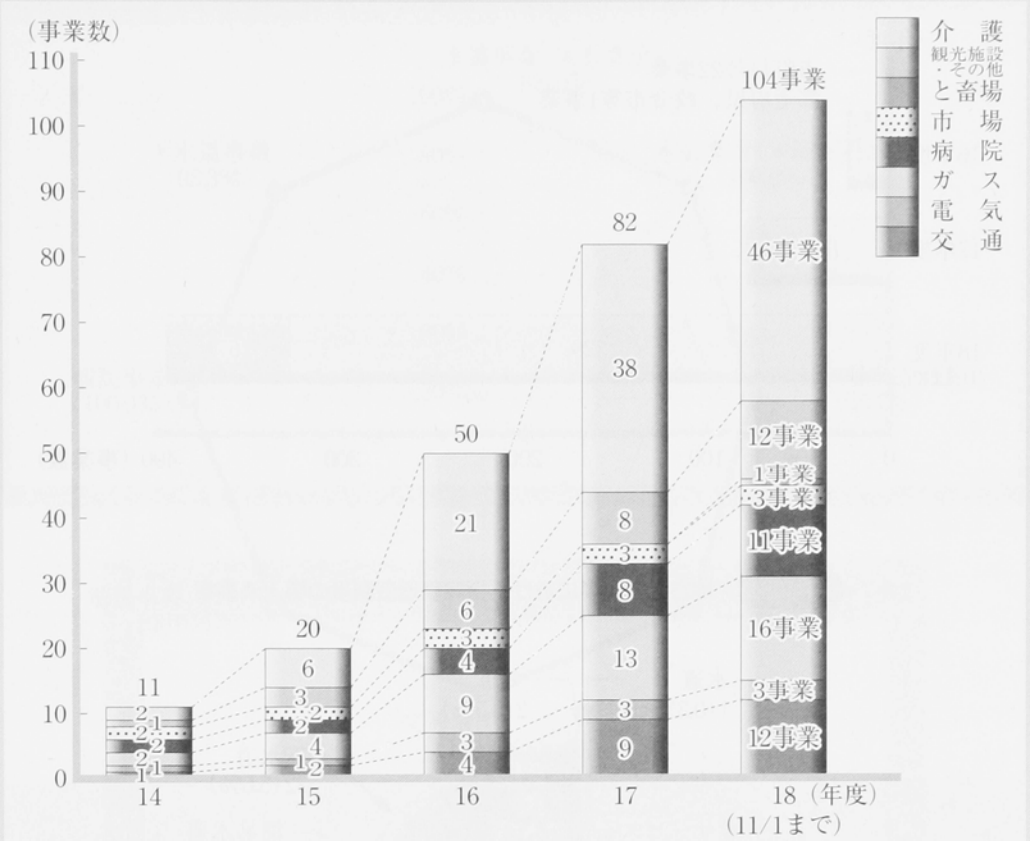

要な場合であっても、地方公営企業として実施する必要性について十分検討し、特に公共性の確保等の意義が薄れている場合には、民間への事業譲渡等について検討する。

② 地方公営企業として事業を継続する場合であっても、公の施設の指定管理者制度、地方独立行政法人制度、ＰＦＩ事業、民間委託等の民間的経営手法の導入を促進する。

③ より一層計画性・透明性の高い企業経営を推進するため、中期経営計画の策定、業績評価の実施、積極的な情報開示に取り組む。特に情報開示にあたっては、人件費、料金水準等について類似団体や民間企業の対応するデータを添えるなど、住民が理解、評価しやすいように工夫をこらす。

平成18年11月1日現在における各地方公共団体の取組状況については、次のとおりとなっている。

（ア） 民営化・民間譲渡

地方公営企業における過去5年間（平成14年4月1日～平成18年11月1日）の民営化・民間譲渡の実施事業数は104事業（都道府県・大都市等17事業、市町村等87事業）となっている。そのうち平成16年度以降のものは84事業（都道府県・大都市等12事業、市町村等72事業）と、それ以前に比べ大幅に増加している。なお、譲渡された主な事業は、介護サービス事業（46事業）、ガス事業（16事業）、交通事業、観光施設事業・その他事業（各12事業）であり、上記以外に民営化・民間譲渡の実施を準備している事業が29事業（都道府県・大都市等6事業、市町村等23事業）ある。

（イ） 指定管理者制度

地方公営企業における公の施設の指定管理者制度の導入状況については、導入済事業が396事業（都道府県・大都市等67事業、市町村等329事業）、導入を検討している事業が282事業（都道府県・大都市等37事業、市町村等245事業）であり、平成17年度の導入済78事業（都道府県・大都市等9事業、市町村等

第117図　地方公営企業における指定管理者制度の導入状況

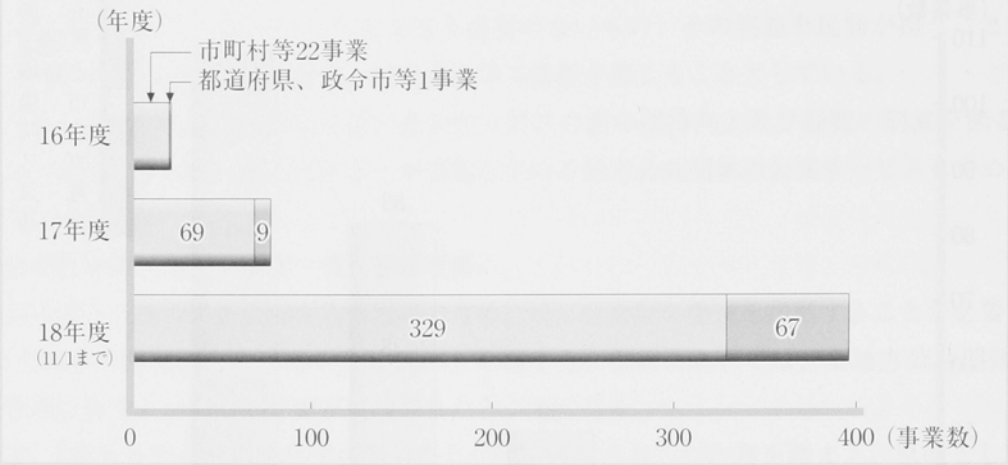

第118図　地方公営企業における指定管理者制度の導入済事業

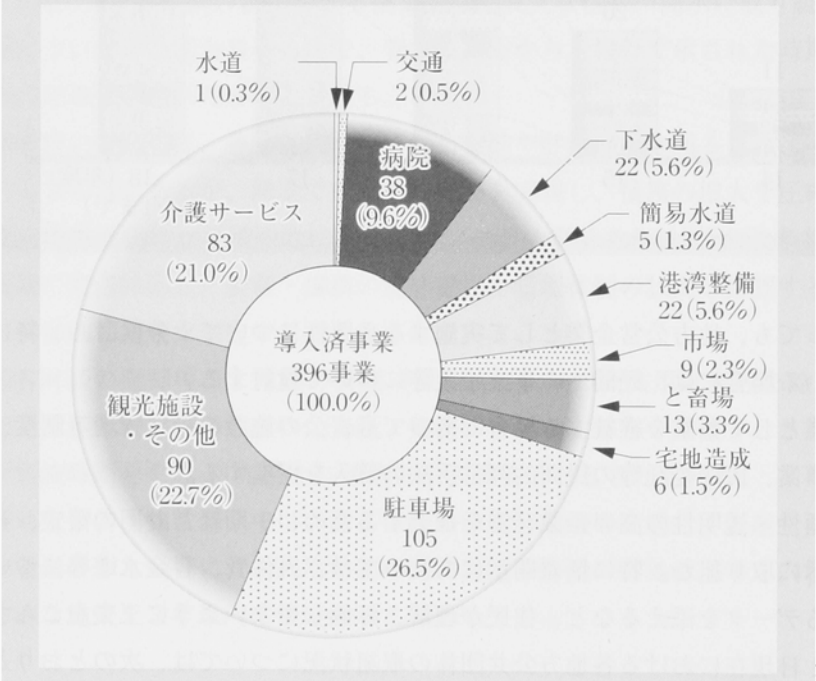

69事業）から大幅に増加している。なお、導入された主な事業は、駐車場事業（105事業）、観光施設事業・その他事業（90事業）、介護サービス事業（83事業）である。

（ウ）　アウトソーシング（外部委託）

地方公営企業におけるアウトソーシング（外部委託）の実施状況については、実施率（何らかのアウトソーシングを実施している団体数の割合）が都道府県・大都市等の各事業でほぼ100%に近く、市町村等においても特に水道事業（末端供給）、簡易水道事業、ガス事業、病院事業、下水道事業についてはいずれも100%に近い割合を示している。

以上のように、地方公営企業の民営化・民間譲渡をはじめとした民間的経営手法の導入が大幅に進展している。より質の高いサービスを効率的に提供するため、民営化・民間譲渡を含む経営改革の取組を一層進めることが求められている。

第119図　地方公営企業におけるアウトソーシング（外部委託）の実施状況

その１　都道府県・政令市等

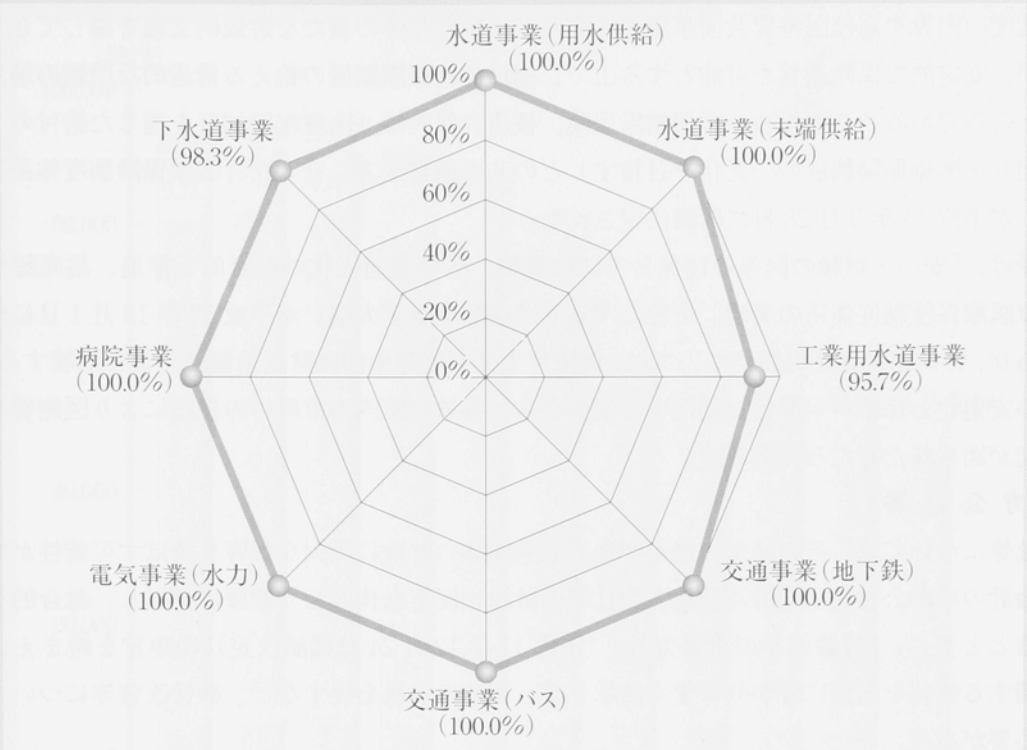

その２　市町村等

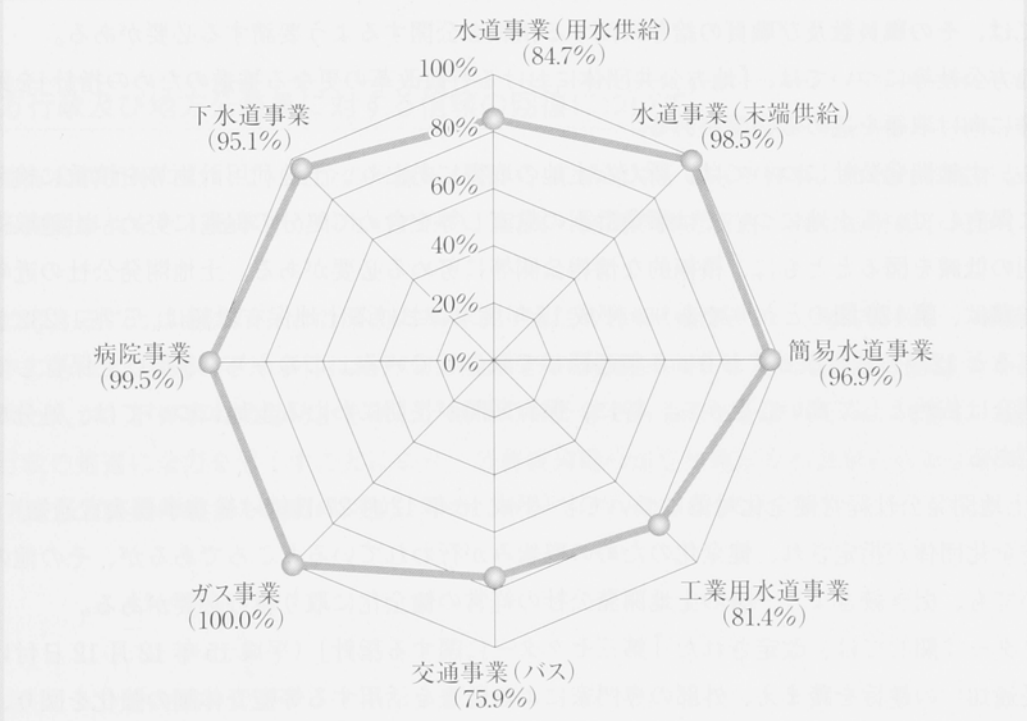

イ　国民健康保険事業

我が国の医療保険の中核として国民健康保険を支える国民健康保険制度については、被保険者の高齢化に伴う医療費の増嵩、保険税（料）負担能力の低い無職者・低所得者の増加、医療費の地域格差から生じる保

険者間の不均衡、小規模保険者の増加など、構造的問題を数多く内包している。

国民健康保険財政の健全化に向けては、これまでにも低所得者を多く抱える保険者を財政的に支援する保険者支援制度の創設や高額医療費共同事業の拡充及び法制度化等の新たな財政的支援を講じてきているところであるが、安定的な保険運営を可能とする上で、国民健康保険制度の抱える構造的な問題の解決が避けて通れないところである。このため、国民健康保険、被用者保険等「医療保険制度を通じた給付の平等、負担の公平を図り、医療保険制度の一元化を目指す」との基本的考え方に立った「医療保険制度体系等に関する基本方針」が平成15年3月28日に閣議決定された。

これを受け、「安心・信頼の医療の確保と予防の重視、医療費適正化の総合的な推進、超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現」を柱とする「医療制度改革大綱」が平成17年12月1日に決定されたところであり、特に国民健康保険については、保険者支援制度等の国保財政基盤強化策を継続するとともに、保険財政の安定化と保険料平準化を促進する観点から、都道府県内の市町村の拠出により医療費を賄う共同事業の拡充が図られたところである。

ウ　地方公社等

地方公社等については、その経営の適否が地方公共団体の財政に重大な影響を及ぼす可能性があることから、普通会計のほか公営企業会計及び地方公社等の財政状況を全体として的確に把握し、総合的な行財政運営に努めるとともに、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）の趣旨を踏まえ、その人員や給与に関する情報を国民に分かりやすく開示させ、改革の取組を促すなど、経営改善等について積極的に取り組む必要がある。

特に、行政改革推進法第57条に基づき、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人に対しては、その職員数及び職員の給与に関する情報を公開するよう要請する必要がある。

また、地方公社等については、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」を踏まえ、人件費抑制等に向け取組を進める必要がある。

このうち、土地開発公社については、新たな土地の取得にあたり、土地利用計画等を慎重に検討するとともに、現に保有している土地については事業計画の見直し等を含めて処分の促進に努め、土地取得手続の適正化や金利の低減を図るとともに、積極的な情報公開等に努める必要がある。土地開発公社の近年の土地保有総額の推移は、**第120図**のとおりであり、平成17年度末における土地保有総額は、5兆1,232億円で、前年度と比べると12.6%減となっており、9年連続して減少している。このうち、5年以上保有している土地が占める割合は依然として高いことから、特に、保有期間が長期にわたる土地については、処分を積極的に行う必要がある。

また、「土地開発公社経営健全化対策について」（平成16年12月27日付け総務事務次官通知）に基づき、公社経営健全化団体が指定され、健全化のための取組みが行われているところであるが、その他の地方公共団体についても、引き続きより一層の土地開発公社の経営の健全化に取り組む必要がある。

第三セクターに関しては、改定された「第三セクターに関する指針」（平成15年12月12日付け総務省自治財政局長通知）の趣旨を踏まえ、外部の専門家による監査を活用する等監査体制の強化を図り、政策評価の視点も踏まえ、点検評価の充実、強化を図るとともに、積極的かつ分かりやすい情報公開に努める必要がある。また、完全民営化を含めた既存団体の見直しを一層積極的に進めることが必要である。さらに、経営状況が深刻であると判断される場合には、問題を先送りすることなく、経営悪化の原因を検証し、債権者等関係者とも十分協議しつつ、経営改善策の検討を行い、そのうえで、経営の改善が極めて困難と判断されるものについては、法的整理の実施等について検討することが必要である。

第120図　土地保有総額の推移

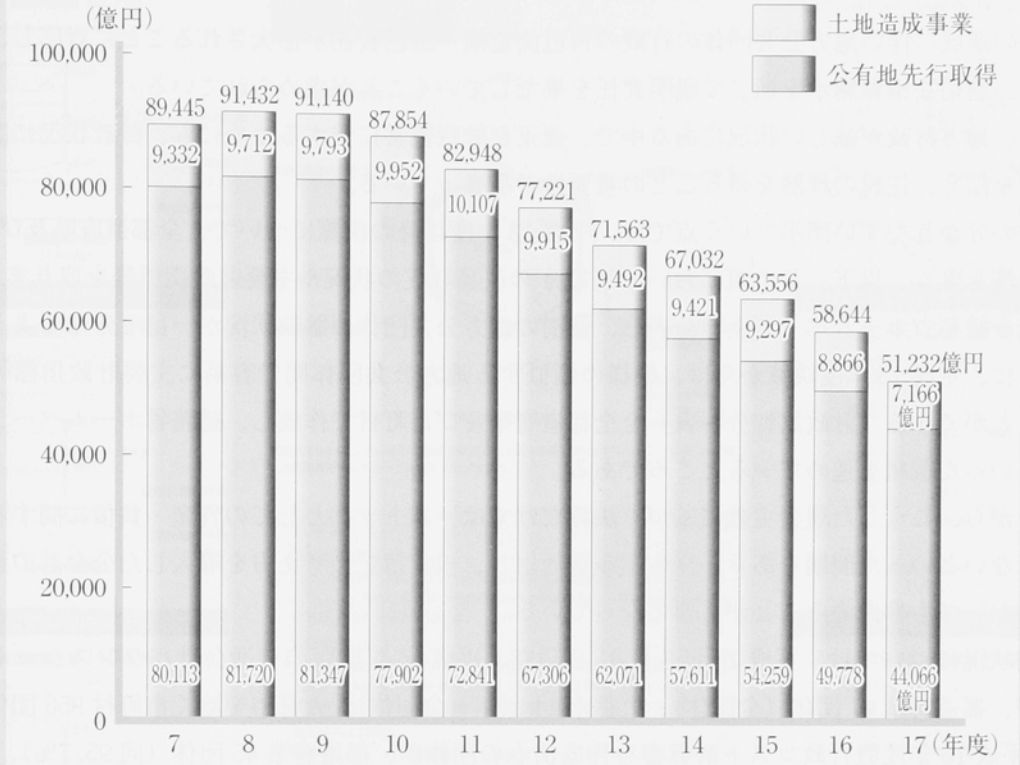

(4)　地方行政及び地方公務員に対する信頼の回復について

昨今、地方公共団体において、資金の不適正な扱い、工事発注を巡る不祥事、休暇の不適正な取得、飲酒運転による交通事故など不祥事件が相次いでおり、国民・住民の地方行政に対する信頼を大きく揺るがしている。

「地方にできることは地方に」との原則に基づき、国民の理解や信頼の下、地方分権を一層推進していこうとする中にあって、一連の不祥事件は地方公共団体全体の信頼に関わる重大な問題と認識する必要がある。

職員一人一人が、不祥事の再発防止を期し、全体の奉仕者であることを改めて強く自覚し、国民本位、住民本位の行政の推進に全力を尽くすことにより、公務員倫理の確立や適正な行政執行体制の実現を図り、地方行政及び地方公務員に対する信頼の回復に努めてゆかなければならない。

3　情報開示の推進

地方分権の進展に伴い地方公共団体の行政の自己決定権・自己責任が拡大されることに対応し、透明性の向上を図り、適切な情報開示を通じて説明責任を果たしていくことが求められている。

とりわけ、地方財政が厳しい状況にある中で、適正な財政運営に資するためにも、財政状況に関して的確にその実情を伝え、住民の理解を得ることの重要性が高まっている。

財政情報の分かりやすい開示という点では、平成13年度以降の決算について、全都道府県及び市町村(一部事務組合等を除く。以下、この項において同じ。)の決算収支の状況や主要財政指標等を取りまとめた「決算カード」を総務省ホームページ上で公表し、個別の地方公共団体の財政状況が一目で分かるよう配意している。さらに、平成16年度決算からは、態様の類似する地方公共団体間で容易に主要財政指標等の比較分析を行うことができる「財政比較分析表」を全都道府県及び市町村で作成し、総務省ホームページを通じて公表するといった取組を進めているところである。

しかしながら、こうした現金主義に基づく決算だけでは、ストックとしての資産・負債に関する情報が十分提供されないといった問題もあり、発生主義を活用し、複式簿記の考え方を導入した公会計の整備を地方公共団体においても推進することが必要となっている。

その整備状況については、平成18年5月31日現在、平成16年度版の普通会計バランスシートを作成済みの団体が、都道府県47団体（全団体)、大都市14団体（全団体)、大都市を除く市町村956団体（全体の52.3%)、平成16年度版行政コスト計算書を作成済みの団体が、都道府県45団体（同95.7%)、大都市14団体（全団体)、大都市を除く市町村554団体（30.3%）となっている。

また、地方独立行政法人、一部事務組合等、地方三公社及び第三セクターを含めた連結バランスシートについては、平成16年度版より全ての都道府県及び大都市で作成・公表を行っているところであるが、大都市を除く市町村ではわずか3.4%の62団体にとどまっている。

取組が進んでいる団体は、財務書類の精度を上げていくことが求められ、未作成の団体においては、まずは早期の着手が求められるところである。

第46表　バランスシート等の作成状況

※ 平成18年5月31日現在において「作成済み」の団体数・割合

	都道府県		指定都市		指定都市を除く市区町村	
	16年度版	(参考) 15年度版	16年度版	(参考) 15年度版	16年度版	(参考) 15年度版
普通会計バランスシート	47団体 (100.0%)	45団体 (95.7%)	14団体 (100.0%)	13団体 (100.0%)	956団体 (52.3%)	1,230団体 (48.6%)
行政コスト計算書	45団体 (95.7%)	43団体 (91.5%)	14団体 (100.0%)	13団体 (100.0%)	554団体 (30.3%)	636団体 (25.1%)
各地方公共団体全体のバランスシート (普通会計＋公営事業会計)	47団体 (100.0%)	30団体 (63.8%)	14団体 (100.0%)	12団体 (92.3%)	160団体 (8.7%)	187団体 (7.4%)
連結バランスシート (普通会計＋公営事業会計＋組合＋地方独立行政法人＋地方三公社＋第３セクター(原則50%以上出資))	47団体 (100.0%)	8団体 (17.0%)	14団体 (100.0%)	2団体 (15.4%)	62団体 (3.4%)	55団体 (2.2%)

(注) 1 「指定都市」数は平成16年度は14団体、15年度は13団体である。
2 「指定都市を除く市区町村」数は、平成16年度は1,829団体、平成15年度は2,531団体である。

第121図　財政比較分析表の例

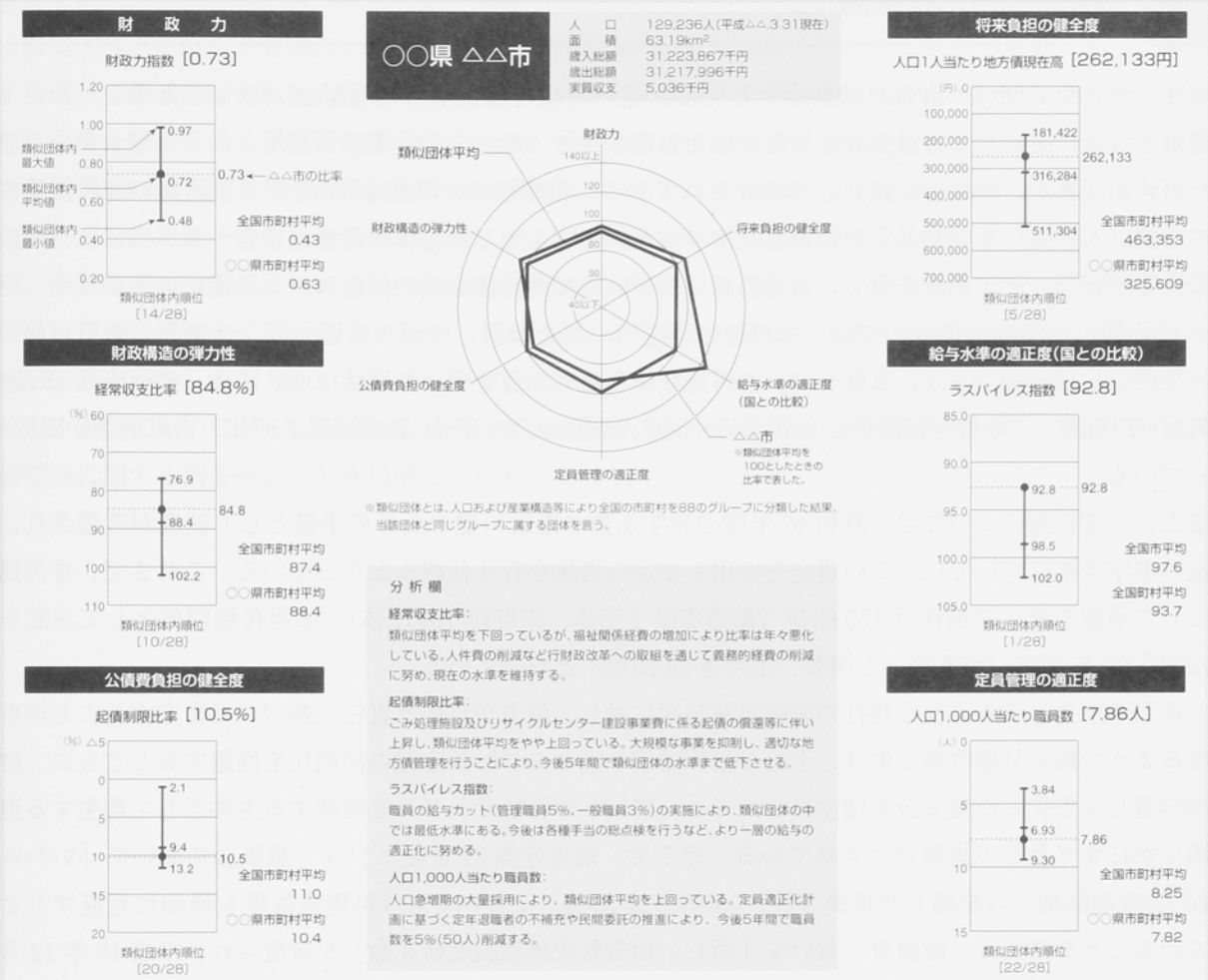

また、後述の再建法制の見直しに際し、地方公共団体の全ての会計に係る新たなフロー指標や、地方公社や第三セクターに係るものも含めた地方公共団体の実質的な負債を捉える将来負担比率の導入が検討されているが、財政の状況をもれなく把握の上、公表するという点で軌を一にするものであり、再建法制の見直しとの関係においても整備が急がれるところである。

なお、総務省では、平成18年7月より「新地方公会計制度実務研究会」を開催し、「新地方公会計研究会報告書」で示された2つのモデルについて、倉敷市及び浜松市において、資産評価を含め、財務書類整備のためのマニュアル作成を念頭に実証的な検証を行っているところであり、その成果も踏まえ、公会計の整備が進むことが期待されるところである。

他方、簡素で効率的な政府に向けた取組の一環として、徹底した行政改革や公務員の総人件費改革が行われる中で、地方公共団体自らが、給与・定員管理について、住民の理解と協力を得ながら一層の適正化を推進することが求められている。このため、地方公務員の給与・定員管理等の状況の公表について、その取組を一層充実させるため、全国共通の様式に沿って各団体が給与情報等をホームページで公表し、そのページと総務省のホームページとをリンクさせることにより団体間の比較を可能とする「地方公共団体給与情報等公表システム」を構築し、平成18年3月から運用を開始している。さらに、平成18年10月に給与構造の見直し等に対応した公表様式の充実を行っているところであり、住民等が団体間の比較分析を十分行えるよう、公表様式に沿った情報開示を徹底することとしている。このような取組を推進するとともに、市場化テストの実施過程・実施実績等（公共サービスの質の向上、経費削減効果などの成果等）についても住民に対して分かりやすく公表していくことが求められるところである。

4　再建法制の見直し

現在、地方公共団体の財政再建制度としては、地方財政再建促進特別措置法（以下「再建法」という。）が適用される、主として普通会計を対象とした再建制度と、地方公営企業法が適用される公営企業を対象とした再建制度とが、それぞれ独立して設けられている。再建法は、昭和29年度の赤字団体の財政再建のための手続（本再建）を中心とした特別措置法であり、赤字を生じた団体が自治庁長官への申出により財政再建計画を策定し、その承認を得て、当該計画に基づいて財政再建を図る仕組み（本再建）であったが、昭和30年度以降の赤字団体については、本再建の規定の一部を準用しながら再建を行う仕組み（準用再建）となっている。再建法により、これまで、本再建団体として承認を受けた団体は588団体（都道府県18団体、市町村570団体）、準用再建団体として承認を受けた団体は296団体（都道府県2団体、市町村294団体）となっている。

また、公営企業については、昭和40年度の赤字企業の財政再建のための手続として制度が整備され、その後の赤字企業については、この規定を準用しながら再建を行う仕組みとなっている。これまで、本再建団体として承認を受けた団体は155団体（都道府県1団体、市町村154団体）、準用再建団体として承認を受けた団体は25団体（都道府県1団体、市町村24団体）となっている。

しかしながら、このような現行の財政再建制度に対し、地方が自由と責任に基づいて自立することが可能となるような地方分権改革と併せ、十分な情報開示を図りつつ財政危機の深刻化を回避するとともに、財政状況の著しく悪化した地方公共団体については、住民への行政サービスを継続する主体として再生する道筋を明らかにすべきとの指摘がなされている。そこで、地方分権21世紀ビジョン懇談会において「いわゆる“再生型破綻法制”の整備」が指摘され、「基本方針2006」においても「再建法制等も適切に見直す」とされていることを踏まえ、総務省において「新しい地方財政再生制度研究会」が設置され、平成18年12月に報告書がまとめられた。

これによれば、再建法における再建制度（準用再建）の課題について、以下のように指摘されている。

① 各団体において、常日頃から、早期是正・再生という観点を念頭に置いた分かりやすい財政情報の開示がなされていないこと。また、財政指標及びその算定基礎の客観性・正確性等を担保する手段が十分でないこと。

② 再建団体の基準しかなく、早期に是正を促していく機能がないこと。このため、本来早期に財政の健全化に取り組むことにより対処すべきものが、事態が深刻化し、結果的に長期間にわたる再建に陥ってしまいかねないこと。また、このことにより、最終的に住民に過大な負担を求めることになりかねないこと。

③ 実質収支（赤字）比率（フロー指標）のみを再建団体の基準に使っているため、例えば実質公債費比率など他の指標が悪化した団体や、ストックベースの財政状況に課題がある団体が対象にならないこと。また、主として普通会計のみを対象とし、公営企業や、地方公社等との関係が考慮されていないこと。

④ 再建を促進するための仕組みが限定的であること。

また、公営企業における再建制度（準用再建）についても、普通会計を中心とする再建制度とは完全に独立した別立ての制度となっている上に、財政情報の開示が不十分であること、事業の経営状況が住民負担に直結しやすい場合が多いこと、早期是正の機能がないこと等の課題を抱えているという点が指摘されている。

これを踏まえ、地方公共団体の運営においては、何より住民に基礎的な行政サービスの提供を継続することが重要であることから、透明なルールに基づく早期是正スキームを設け、それでも改善しない場合に再生

スキームが適用される、２段階の新たな手続の構築が提言され、さらに、現下の各地方公共団体の財政の状況等を念頭におくと、このような地方公共団体の財政規律の向上を図っていく新しい地方財政再生制度を早期に構築すべきであるとされた。総務省ではこの提言を受け、地方公共団体の意見等も把握しつつ、財政指標を整備して情報開示の徹底を図るとともに、財政の早期健全化や再生のための新しい地方公共団体の再生法制の検討を進めており、現行の再建法や地方公営企業法の再建制度に替わる地方公共団体の財政の健全化に関する新しい法律案を第166回国会に提出する方針である（平成19年２月26日現在の状況）。

なお、報告書では、地方公共団体の債務について金融機関等が減免等を行う債務調整についても整理しており、債務調整の導入は、地方行財政制度の抜本改革が進展した場合における地方財政の規律強化に向けた再生ツールの選択肢として評価できるが、一方でそれを導入する場合には様々な課題があり、今後これらの課題について検討を深めていくことが必要であると指摘されているところである。これを受け、総務省では、これらの課題についてさらなる検討を行い、今後の地方分権改革の議論に資するため、平成19年１月に「債務調整等に関する調査研究会」を設置している。

5　地方交付税算定の改革

(1)　新型交付税の導入

地方行財政の各分野にわたり、国の法令や補助金等による細かな規則、関与が行われていることに対応して、地方交付税の基準財政需要額の算定方法は複雑なものとなっており、「地方分権推進計画」（平成10年5月29日閣議決定）において「地域の実情に即した地方公共団体の自主的・主体的な財政運営に資する方向で、算定方法の簡素化を進める」とされたほか、累次の基本方針においても算定の簡素化が指摘されていた。このような指摘を受けて、算定項目の統合や補正係数の廃止等が行われてきたが、更なる算定方法の簡素化を図り、交付税の予見可能性を高める観点から、地方分権21世紀ビジョン懇談会における議論を踏まえ、当時の竹中総務大臣が経済財政諮問会議で人口と面積を基本とした簡素な算定を行う新型交付税の導入を提案した。また、「基本方針2006」においても、「地方団体の財政運営に支障が生じないよう必要な措置を講じつつ、簡素な新しい基準による交付税の算定を行うなど見直しを図る」とされたところである。

これらを踏まえ、平成19年度より「国の基準づけがない、あるいは弱い行政分野」に簡素な新しい基準による基準財政需要額の算定（新型交付税）を導入することとし、第166回通常国会に地方交付税法等の一部を改正する法律案を提出した。

平成19年度においては、経常経費のうち「企画振興費」及び「その他の諸費」並びに「道路橋りょう費」及び「港湾費」を除く投資的経費を新型交付税に移行することとしており、基準財政需要額の1割程度を新型交付税により算定することとなる見込みである。

新型交付税の導入により、基準財政需要額の算定項目は、平成18年度の95（都道府県分42、市町村分53）から68（都道府県分32、市町村分36）へと3割減少する。

なお、新型交付税の導入に当たっては、過疎団体をはじめ人口が少ない団体ほど人口1人当たり行政コストが割高になること等を反映するとともに、新たに設ける地域振興費において離島や寒冷地における特別な財政需要を適切に算定することなどにより、各地方公共団体の現実の財政運営に支障が生じないよう適切に対処することとしている。

(2)　頑張る地方応援プログラム

「地方の活力なくして国の活力なし」の観点から、「魅力ある地方」の創出に向けて、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、地方交付税等の支援措置を新たに講ずる「頑張る地方応援プログラム」が平成19年度から実施されることとなった（地方交付税措置額3,000億円程度（平成19年度2,700億円程度））。

その基本的枠組みは、地方公共団体が具体的な成果目標を掲げた独自のプロジェクトを策定し、住民に公表するとともに、総務省も地方公共団体のプロジェクトを総務省ホームページ上で一覧的に公表するものであり、地方交付税による主な支援措置としては、市町村が当該プロジェクトに取り組むための経費について所要の特別交付税措置を講じる（平成19年度500億円程度）とともに、都道府県及び市町村に対し、行政改革指標、農業産出額、製造品出荷額等の成果指標を普通交付税の算定に反映させる（平成19年度2,200億円）こととするものである。

また、その他の支援措置として、政府一体となって地方の活力を高めるため、総務省ホームページ上で公

表された地方公共団体のプロジェクトに対して、情報通信関係施策のほか、関係各省（農林水産省、経済産業省、国土交通省）と連携を図り、都市と農山漁村の共生・対流、企業立地促進、観光振興・交流などの施策に関し、補助事業の優先採択等について配慮することとしている。

このほか、総務省ホームページ上で公表された地方公共団体のプロジェクトをもとに事例集を作成し、全国に普及広報を図るとともに、特に優良な事例に対する表彰や、総務大臣と市町村長等との各都道府県における懇談会、頑張る地方を応援する全国規模のシンポジウムの開催等を行うこととしている。

これらの取組を通じて、地方分権の推進とともに、知恵と工夫にあふれた地方の実現が期待されるところである。

6　公営企業金融公庫の改革

(1)　行政改革推進法の成立

政策金融改革については、「基本方針2005」において、「平成14年12月の経済財政諮問会議の「政策金融改革について」に従い、経済財政諮問会議において、本年秋に向けて議論を行い、政策金融のあるべき姿の実現に関する基本方針を取りまとめる」ことが決定され、また、平成17年11月29日には「政策金融改革の基本方針」がとりまとめられた。この中で、公営企業金融公庫については「地方公共団体の共同債券発行機能であり、政策金融スキームで行う必要はなく、撤退する。」「廃止し、資本市場等を活用した仕組みに移行する。」こととされた。これらの議論を経て、同日に政府・与党政策金融改革協議会が開かれ、最終的に、公営企業金融公庫については、「必要な財政基盤を確保する等廃止に向けた一定の移行措置を講ずる」こと等が加えて合意され、政府・与党において「政策金融改革について」が取りまとめられた。

この「政策金融改革の基本方針」及び政府・与党合意事項については、「行政改革の重要方針」に盛り込まれることとなり、これを反映した「行政改革推進法」においても、公営企業金融公庫関係については第7条において「公営企業金融公庫は、平成20年度において、廃止するものとし、地方公共団体のための資金調達を公営企業金融公庫により行う仕組みは、資本市場からの資金調達その他金融取引を活用して行う仕組みに移行させるものとする。」とされ、第2項において「政府は、前項の移行の後の仕組みのために必要な財政基盤を確保するための措置を講ずるものとする。」とされた。

(2)　政策金融改革に係る制度設計の決定

行政減量・効率化有識者会議等で「行政改革推進法」成立後の制度設計に向けた議論が行われ、平成18年6月27日に「政策金融改革に係る制度設計」（以下、「制度設計」という。）が決定された。公営企業金融公庫に関する事項としては、基本的な考え方として、「公営企業金融公庫は、平成20年度において、廃止するものとし、廃止後の地方公共団体のための資金調達は、資本市場からの資金調達その他の金融取引を活用して行う仕組みとする。この仕組みのために必要な財政基盤を確保するための措置を講ずる。」「新たな仕組みについては、地方分権も踏まえ、国が担ってきた仕組みから、地方が主体的に担う仕組みに移行させることを基本とする。」「既往の地方公共団体向け貸付債権に係る債券（借換債）について、所要の経過措置を講ずる。」、また、新たな仕組みの在り方として、「地方公共団体は共同して、資金調達のための新組織を自ら設立する。」「同組織は、個々の地方公共団体の資金調達の環境整備を行うとともに、必要に応じて債券発行により資金調達を行い、個々の地方公共団体に貸付けを行う。その際、国は、新たな出資・保証及びヒト・モノ・カネの全ての面における関与を行わない。」「公営企業金融公庫が保有する既往の資産・負債は、デューデリジェンスに基づき適切に同組織に移管・管理する。」「国は、必要な法制度を整備する。」等とされた。

(3)　地方六団体案、現公庫の資産・負債の承継、廃止後の新組織のあり方

公営企業金融公庫廃止後の新組織については、地方が主体的・自律的に運営を行う組織となることから、政府における検討と並行して、地方六団体の中でも具体的に議論を行うこととなり、全国知事会の中に「公

営企業金融公庫改革小委員会」が設置された。この委員会において地方六団体の制度設計案がとりまとめられ、平成18年10月31日に総務大臣に提出された。また、「制度設計」においては、「遅くとも次期通常国会には関連法案を提出する」とされたことから、政府、与党等の様々な場において、公営企業金融公庫廃止後の新組織のあり方および現公庫の資産・負債の承継に関する議論が行われた。この結果、現公庫が保有する債券借換損失引当金（以下「引当金」という。）の承継に関しては、新組織の将来にわたる安定的な経営を確保し、現公庫の既往の債権の適切な管理等を行うものとして、平成20年10月の組織移行時に見込まれる引当金の全額である、概ね3.4兆円程度を承継することとなった。

また、これらの財務基盤の議論と並行し、公営企業金融公庫廃止後の新組織の在り方についても引き続き検討が深められ、「行政改革推進法」及び「制度設計」を踏まえ、地方公共団体の資本市場からの資金調達を補完し、水道、交通、病院、下水道、公営住宅、臨時地方道等住民生活に密着した社会資本整備に対し、引き続き長期かつ低利の資金融通を行う組織を地方公共団体が自ら設立するものとする「地方公営企業等金融機構法案」を第166回国会に提出したところである。

資　料　編

表内の記号は、次によった。

－	皆無（該当なし。）
0	単位未満
△	負数
…	不明

資 料 編 目 次

〔平成 17 年度の地方財政〕

総　　括

第 1 表　地方公共団体数の推移 ……資6
第 2 表　団体種類別人口の推移 ……資6
第 3 表　財政力指数段階別の団体数及び構成比 ……資8
第 4 表　一部事務組合の設置目的別団体数の推移 ……資8
第 5 表　決算規模の状況 ……資9
第 6 表　純計決算額の推移……資11
第 7 表　決算収支の状況……資12
第 8 表　経常収支比率等の状況……資18
第 9 表　繰越額等の状況……資22
第 10 表　財政再建の状況……資23

歳　　入

第 11 表　歳入決算額の状況……資24
第 12 表　団体種類別歳入の状況……資26
第 13 表　地方税の状況……資27
第 14 表　法定外普通税の状況……資31
第 15 表　法定外目的税の状況……資31
第 16 表　超過課税の状況……資32
第 17 表　地方税徴収率の推移……資32
第 18 表　国税と地方税の収入状況……資33
第 19 表　国民所得に対する租税負担率……資34
第 20 表　国民所得に対する租税負担率の外国との比較……資35
第 21 表　地方譲与税の状況……資35
第 22 表　地方交付税の状況……資36
第 23 表　一般財源の状況……資37
第 24 表　一般財源の推移……資38
第 25 表　一般財源の人口 1 人当たり額の状況……資40
第 26 表　国・県支出金の状況……資43
第 27 表　地方債発行状況……資44
第 28 表　平成 17 年度地方債許可状況 ……資45

第 29 表　使用料及び手数料の状況……資47
第 30 表　繰入金の状況……資47
第 31 表　その他の収入の状況……資48

地方財政と国の財政

第 32 表　地方財政と国の財政との累年比較……資48
第 33 表　平成 17 年度国・地方の目的別歳出の状況 ……資49
第 34 表　国民経済計算における公的支出の推移……資50

歳　　出（目的別）

第 35 表　目的別歳出決算額の状況……資51
第 36 表　団体種類別目的別歳出の状況……資53
第 37 表　民生費の状況……資54
第 38 表　社会福祉費の状況……資55
第 39 表　老人福祉費の状況……資55
第 40 表　児童福祉費の状況……資55
第 41 表　生活保護費の状況……資56
第 42 表　被保護者数の推移……資56
第 43 表　災害救助費の状況……資56
第 44 表　衛生費の状況……資57
第 45 表　公衆衛生費の状況……資58
第 46 表　結核対策費の状況……資58
第 47 表　保健所費の状況……資58
第 48 表　清掃費の状況……資59
第 49 表　労働費の状況……資59
第 50 表　失業対策費の状況……資60
第 51 表　農林水産業費の状況……資60
第 52 表　農業費の状況……資61
第 53 表　畜産業費の状況……資62
第 54 表　農地費の状況……資62
第 55 表　林業費の状況……資62
第 56 表　水産業費の状況……資63
第 57 表　商工費の状況……資63
第 58 表　土木費の状況……資64
第 59 表　道路橋りょう費の状況……資65
第 60 表　河川海岸費の状況……資65
第 61 表　港湾費の状況……資65

第 62 表　都市計画費の状況……資66
第 63 表　住宅費の状況……資66
第 64 表　消防費の状況……資67
第 65 表　警察費の状況……資67
第 66 表　警察職員数の推移……資68
第 67 表　教育費の状況……資69
第 68 表　小学校費の状況……資70
第 69 表　中学校費の状況……資70
第 70 表　高等学校費の状況……資70
第 71 表　社会教育費の状況……資71
第 72 表　保健体育費の状況……資71

歳　　出（性質別）

第 73 表　性質別歳出決算額の状況……資72
第 74 表　団体種類別性質別歳出の状況……資74
第 75 表　一般財源の充当状況……資75
第 76 表　人件費の状況……資76
第 77 表　人件費中の職員給の状況……資77
第 78 表　地方公務員数の状況……資78
第 79 表　物件費の状況……資79
第 80 表　維持補修費の状況……資79
第 81 表　扶助費の状況……資80
第 82 表　補助費等の状況……資80
第 83 表　普通建設事業費の状況……資81
第 84 表　普通建設事業費中の補助事業費の状況……資83
第 85 表　普通建設事業費中の国直轄事業負担金の状況……資84
第 86 表　普通建設事業費中の単独事業費の状況……資85
第 87 表　普通建設事業費の目的別の状況（構成比）……資86
第 88 表　普通建設事業費中の用地取得費の状況……資87
第 89 表　普通建設事業費中の用地取得費（補助事業費）
の状況……資90
第 90 表　普通建設事業費中の用地取得費（単独事業費）
の状況……資91
第 91 表　災害復旧事業費の状況……資92
第 92 表　失業対策事業費の状況……資92
第 93 表　繰出金の状況……資93
第 94 表　積立金の状況……資94

第 95 表　投資及び出資金の状況……資95
第 96 表　貸付金の状況……資96
第 97 表　地方公営企業等に対する繰出しの状況……資97
第 98 表　公債費の状況……資99
第 99 表　地方債元金償還額の状況……資100

将来にわたる財政負担等

第 100 表　地方債現在高の状況……資101
第 101 表　債務負担行為額（翌年度以降支出予定額）の状況……資103
第 102 表　積立金現在高の状況……資104
第 103 表　平成 17 年度資金収支の状況……資105

公共施設

第 104 表　道路・橋りょうの状況……資106
第 105 表　公営住宅等の管理状況……資107
第 106 表　公園の状況……資107
第 107 表　し尿及びごみ収集処理の状況……資108
第 108 表　下水道等の状況……資109
第 109 表　公立保育所の状況……資110
第 110 表　公立老人ホームの状況……資110
第 111 表　教育施設の状況（公立学校分）……資110
第 112 表　文化及び体育施設の状況（公立分）……資112
第 113 表　地方公共団体の職員公舎の状況……資112
第 114 表　主要公共施設整備状況……資113

地方公営事業

第 115 表　地方公営企業の事業数の状況……資115
第 116 表　地方公営企業の職員数の状況……資116
第 117 表　地方公営事業決算の状況……資116
第 118 表　法適用企業決算の状況……資117
第 119 表　法適用企業の事業別決算の推移……資120
第 120 表　法非適用企業決算の状況……資121
第 121 表　国民健康保険事業決算の状況……資122
第 122 表　老人保健医療事業決算の状況……資126
第 123 表　介護保険事業決算の状況……資127
第 124 表　収益事業決算の状況……資130
第 125 表　公立大学附属病院事業決算の状況……資131

第 126 表　農業共済事業決算の状況 ……資132
第 127 表　交通災害共済事業（直営方式）決算の状況 ……資132
第 128 表　企業債等の状況 ……資133
第 129 表　公営企業金融公庫の貸付状況 ……資134

〔平成 18・19 年度の地方財政〕

第 130 表　予算の状況 ……資135
第 131 表　地方財政計画 ……資136
第 132 表　地方交付税の状況 ……資138
第 133 表　地方債計画 ……資139
第 134 表　主要経済指標及び地方財政計画等の推移 ……資140

〔附属資料〕

資料 1　昭和 60 年度以降の市町村合併の実績及び予定 ……資144
資料 2　「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」
平成 18 年 7 月 7 日閣議決定……資160
資料 3　「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」
平成 17 年 6 月 21 日閣議決定 ……資197

第1表 地方公共団体数の推移

区分	昭和28.10.1 (A)	31.3.31	41.3.31	平成9.3.31	10.3.31	11.3.31	12.3.31	13.3.31	14.3.31	15.3.31	16.3.31	17.3.31 (B)	18.3.31 (C)	比較 (C)−(B)	比較 (C)/(A)×100%
都道府県	46	46	46	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	−	102.2
市町村	9,868	4,776	3,372	3,232	3,232	3,232	3,229	3,227	3,223	3,212	3,132	2,521	1,821	△ 700	18.5
大都市	5	5	6	12	12	12	12	12	12	12	13	13	14	1	280.0
中核市	−	−	−	12	17	21	25	27	28	30	35	35	37	2	−
特例市	−	−	−	−	−	−	−	10	30	37	39	40	39	△ 1	−
都市	281	486	554	644	641	637	634	621	602	596	602	644	687	43	244.5
中都市	…	…	124	196	191	187	183	179	157	148	139	155	173	18	…
小都市	…	…	430	448	450	450	451	442	445	448	463	489	514	25	…
町村	9,582	4,285	2,812	2,564	2,562	2,562	2,558	2,557	2,551	2,537	2,443	1,789	1,044	△ 745	10.9
計（普通地方公共団体）	**9,914**	**4,822**	**3,418**	**3,279**	**3,279**	**3,279**	**3,276**	**3,274**	**3,270**	**3,259**	**3,179**	**2,568**	**1,868**	**△ 700**	**18.8**
特別区	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	−	100.0
一部事務組合等（普通会計）	…	…	1,804	2,284	2,276	2,264	2,221	2,158	2,136	2,114	2,057	1,798	1,527	△ 271	…
計（特別地方公共団体）	…	…	**1,827**	**2,307**	**2,299**	**2,287**	**2,244**	**2,181**	**2,159**	**2,137**	**2,080**	**1,821**	**1,550**	**△ 271**	…
合計	…	…	**5,245**	**5,586**	**5,578**	**5,566**	**5,520**	**5,455**	**5,429**	**5,396**	**5,259**	**4,389**	**3,418**	**△ 971**	…

（注） 1 昭和28年10月1日は、旧町村合併促進法が施行された日である。
2 特別地方公共団体のうち財産区及び地方開発事業団は、本表に掲げていない。

第2表 団体種類別人口の推移

その1 国勢調査人口の推移

区分	人口（千人） 平成2.10.1	7.10.1	12.10.1 (A)	17.10.1 (B)	比較 増減 (B)−(A)	増減率	構成比（%） 平成2.10.1	7.10.1	12.10.1	17.10.1	1団体当たり人口（人） 平成12.10.1 (C)	17.10.1 (D)	比較 (D)−(C)
					千人	%							
特別区	8,164	7,968	8,135	8,490	355	4.4	6.6	6.3	6.4	6.6	353,682	369,115	15,433
大都市	18,050	19,151	19,605	22,007	2,402	12.3	14.6	15.3	15.4	17.2	1,633,743	1,571,957	△ 61,786
中核市	−	−	11,835	16,928	5,093	43.0	−	−	9.3	13.2	438,323	457,514	19,191
特例市	−	−	−	10,880	10,880	皆増	−	−	−	8.5	−	278,986	278,986
都市	69,430	70,891	60,317	51,959	△ 8,358	△ 13.9	56.2	56.5	47.5	40.7	95,589	78,725	△ 16,864
小計（市部）	**95,644**	**98,009**	**99,891**	**110,264**	**10,373**	**10.4**	**77.4**	**78.1**	**78.7**	**86.3**	**144,143**	**142,645**	**△ 1,498**
町村（郡部）	27,968	27,561	27,035	17,504	△ 9,531	△ 35.3	22.6	21.9	21.3	13.7	10,573	11,940	1,367
合計	**123,611**	**125,570**	**126,926**	**127,768**	**842**	**0.7**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**39,054**	**57,065**	**18,011**

（注） 1団体当たり人口は、人口を各調査日現在の団体数で除したものである。

第2表　団体種類別人口の推移（つづき）

その2　都道府県別国勢調査人口及び住民基本台帳登載人口の状況

区分	平成7年10月1日	平成12年10月1日 (A)	平成17年10月1日 (B)	増減 (B)−(A) (C)	増減率 (C)/(A) ×100	平成18年3月31日現在住民基本台帳登載人口
	人	人	人	人	%	人
北海道	5,692,321	5,683,062	5,627,737	△ 55,325	△ 1.0	5,629,970
青森	1,481,663	1,475,728	1,436,657	△ 39,071	△ 2.6	1,460,144
岩手	1,419,505	1,416,180	1,385,041	△ 31,139	△ 2.2	1,388,164
宮城	2,328,739	2,365,320	2,360,218	△ 5,102	△ 0.2	2,344,569
秋田	1,213,667	1,189,279	1,145,501	△ 43,778	△ 3.7	1,156,356
山形	1,256,958	1,244,147	1,216,181	△ 27,966	△ 2.2	1,212,163
福島	2,133,592	2,126,935	2,091,319	△ 35,616	△ 1.7	2,100,851
茨城	2,955,530	2,985,676	2,975,167	△ 10,509	△ 0.4	2,988,533
栃木	1,984,390	2,004,817	2,016,631	11,814	0.6	2,009,498
群馬	2,003,540	2,024,852	2,024,135	△ 717	△ 0.0	2,020,037
埼玉	6,759,311	6,938,006	7,054,243	116,237	1.7	7,019,919
千葉	5,797,782	5,926,285	6,056,462	130,177	2.2	6,035,658
東京	11,773,602	12,064,101	12,576,601	512,500	4.2	12,273,376
神奈川	8,245,902	8,489,974	8,791,597	301,623	3.6	8,693,373
新潟	2,488,364	2,475,733	2,431,459	△ 44,274	△ 1.8	2,438,482
富山	1,123,125	1,120,851	1,111,729	△ 9,122	△ 0.8	1,114,714
石川	1,180,068	1,180,977	1,174,026	△ 6,951	△ 0.6	1,171,106
福井	826,996	828,944	821,592	△ 7,352	△ 0.9	821,073
山梨	881,996	888,172	884,515	△ 3,657	△ 0.4	879,239
長野	2,193,984	2,215,168	2,196,114	△ 19,054	△ 0.9	2,190,874
岐阜	2,100,315	2,107,700	2,107,226	△ 474	△ 0.0	2,105,011
静岡	3,737,689	3,767,393	3,792,377	24,984	0.7	3,775,903
愛知	6,868,336	7,043,300	7,254,704	211,404	3.0	7,106,585
三重	1,841,358	1,857,339	1,866,963	9,624	0.5	1,857,456
滋賀	1,287,005	1,342,832	1,380,361	37,529	2.8	1,365,393
京都	2,629,592	2,644,391	2,647,660	3,269	0.1	2,566,420
大阪	8,797,268	8,805,081	8,817,166	12,085	0.1	8,663,719
兵庫	5,401,877	5,550,574	5,590,601	40,027	0.7	5,576,784
奈良	1,430,862	1,442,795	1,421,310	△ 21,485	△ 1.5	1,430,366
和歌山	1,080,435	1,069,912	1,035,969	△ 33,943	△ 3.2	1,061,559
鳥取	614,929	613,289	607,012	△ 6,277	△ 1.0	610,434
島根	771,441	761,503	742,223	△ 19,280	△ 2.5	744,677
岡山	1,950,750	1,950,828	1,957,264	6,436	0.3	1,954,919
広島	2,881,748	2,878,915	2,876,642	△ 2,273	△ 0.1	2,870,907
山口	1,555,543	1,527,964	1,492,606	△ 35,358	△ 2.3	1,499,002
徳島	832,427	824,108	809,950	△ 14,158	△ 1.7	816,321
香川	1,027,006	1,022,890	1,012,400	△ 10,490	△ 1.0	1,026,088
愛媛	1,506,700	1,493,092	1,467,815	△ 25,277	△ 1.7	1,486,946
高知	816,704	813,949	796,292	△ 17,657	△ 2.2	799,121
福岡	4,933,393	5,015,699	5,049,908	34,209	0.7	5,028,026
佐賀	884,316	876,654	866,369	△ 10,285	△ 1.2	872,302
長崎	1,544,934	1,516,523	1,478,632	△ 37,891	△ 2.5	1,494,879
熊本	1,859,793	1,859,344	1,842,233	△ 17,111	△ 0.9	1,858,522
大分	1,231,306	1,221,140	1,209,571	△ 11,569	△ 0.9	1,221,714
宮崎	1,175,819	1,170,007	1,153,042	△ 16,965	△ 1.4	1,172,402
鹿児島	1,794,224	1,786,194	1,753,179	△ 33,015	△ 1.8	1,759,650
沖縄	1,273,440	1,318,220	1,361,594	43,374	3.3	1,381,820
合計	**125,570,245**	**126,925,843**	**127,767,994**	**842,151**	**0.7**	**127,055,025**

第３表　財政力指数段階別の団体数及び構成比

団体区分＼財政力指数	0.30未満		0.30以上 0.50未満		0.50以上 1.00未満		1.00以上		合計		財政力指数平均
		%		%		%		%		%	
都道府県	14	29.8	22	46.8	10	21.3	1	2.1	47	100.0	0.43
市町村	514	28.2	478	26.2	703	38.6	126	6.9	1,821	100.0	0.52
大都市	−	−	−	−	13	92.9	1	7.1	14	100.0	0.83
中核市	−	−	1	2.7	33	89.2	3	8.1	37	100.0	0.78
特例市	−	−	−	−	30	76.9	9	23.1	39	100.0	0.86
都市	51	7.4	204	29.7	371	54.0	61	8.9	687	100.0	0.62
中都市	1	0.6	20	11.6	121	69.9	31	17.9	173	100.0	0.79
小都市	50	9.7	184	35.8	250	48.6	30	5.8	514	100.0	0.57
町村	463	44.3	273	26.1	256	24.5	52	5.0	1,044	100.0	0.42
合計	**528**	**28.3**	**500**	**26.8**	**713**	**38.2**	**127**	**6.8**	**1,868**	**100.0**	**0.52**

（注）　「財政力指数」は、平成15、16、17年度の各年度における普通交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の単純平均値である。

第４表　一部事務組合等の設置目的別団体数の推移

区分	平成 11.3.31	12.3.31	13.3.31	14.3.31	15.3.31	16.3.31	17.3.31 (A)	18.3.31 (B)	比較 (B)−(A)
総務関係	294	304	308	306	311	303	269	247	△ 22
うち退職手当組合	47	46	47	48	47	46	44	44	−
民生関係	145	185	147	137	136	131	115	103	△ 12
衛生関係	1,000	913	887	874	859	843	739	625	△ 114
うち伝染病組合	107	34	5	2	1	1	−	−	−
〃 し尿･ごみ処理組合	744	731	729	719	705	691	610	521	△ 89
商工関係	5	5	5	5	5	3	1	1	−
農林水産関係	142	141	140	133	129	122	107	87	△ 20
うち林野（造林）組合	74	73	73	69	68	62	55	43	△ 12
土木関係	28	28	28	27	27	26	24	17	△ 7
消防関係	463	460	460	458	454	440	389	323	△ 66
教育関係	136	137	137	135	129	126	95	77	△ 18
うち小学校組合	18	18	18	17	17	17	12	9	△ 3
〃 中学校組合	53	54	51	51	51	50	35	25	△ 10
その他	51	48	46	61	64	63	59	47	△ 12
合計	**2,264**	**2,221**	**2,158**	**2,136**	**2,114**	**2,057**	**1,798**	**1,527**	**△ 271**

第5表　決　算　規　模　の　状　況

その1　単純合計額の状況

（単位　百万円　%）

区分	平成17年度	平成16年度	比較		
			増減額	増減率	前年度増減率
歳入総額 (A)+(B)	**99,173,124**	**99,645,528**	**△ 472,404**	**△ 0.5**	**△ 1.3**
都道府県 (A)	48,694,518	48,995,491	△ 300,973	△ 0.6	△ 1.6
市町村（純計額）(B)	50,478,606	50,650,037	△ 171,431	△ 0.3	△ 1.1
市町村（単純合計額）	52,049,768	52,349,742	△ 299,974	△ 0.6	△ 1.2
市町村（一部事務組合等を除く単純合計額）	49,833,535	49,950,010	△ 116,475	△ 0.2	△ 1.0
大都市	10,269,230	9,830,665	438,565	4.5	△ 2.2
中核市	5,929,028	5,488,120	440,908	8.0	2.4
特例市	3,461,120	3,558,236	△ 97,116	△ 2.7	5.2
都市	20,737,210	18,342,355	2,394,855	13.1	13.4
中都市	9,391,676	8,200,757	1,190,919	14.5	14.3
小都市	11,345,535	10,141,598	1,203,937	11.9	12.7
町村	6,530,085	9,973,178	△ 3,443,093	△ 34.5	△ 21.9
特別区	2,906,862	2,757,457	149,405	5.4	0.9
一部事務組合等	2,216,233	2,399,732	△ 183,499	△ 7.6	△ 3.7
歳出総額 (C)+(D)	**96,933,997**	**97,451,206**	**△ 517,209**	**△ 0.5**	**△ 1.3**
都道府県 (C)	47,873,301	48,193,452	△ 320,151	△ 0.7	△ 1.5
市町村（純計額）(D)	49,060,696	49,257,753	△ 197,057	△ 0.4	△ 1.1
市町村（単純合計額）	50,631,858	50,957,459	△ 325,601	△ 0.6	△ 1.2
市町村（一部事務組合等を除く単純合計額）	48,515,456	48,650,925	△ 135,469	△ 0.3	△ 1.0
大都市	10,152,483	9,735,861	416,622	4.3	△ 2.0
中核市	5,765,547	5,345,499	420,048	7.9	2.6
特例市	3,380,851	3,474,649	△ 93,798	△ 2.7	5.1
都市	20,120,487	17,814,077	2,306,410	12.9	13.1
中都市	9,116,680	7,984,401	1,132,279	14.2	14.0
小都市	11,003,807	9,829,676	1,174,131	11.9	12.4
町村	6,300,696	9,627,337	△ 3,326,641	△ 34.6	△ 21.8
特別区	2,795,392	2,653,503	141,889	5.3	0.4
一部事務組合等	2,116,402	2,306,533	△ 190,131	△ 8.2	△ 3.7

第5表 決 算 規 模 の 状 況（つづき）

その２　純計額の状況

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度	平成16年度	比較		
			増減額	増減率	前年度増減率
歳入総額 (A)	**99,173,124**	**99,645,528**	**△ 472,404**	**△ 0.5**	**△ 1.3**
団体間重複額 (B)	6,236,655	6,203,292	33,363	0.5	1.4
都道府県支出金（市町村に対する貸付金を含む）	2,729,892	2,611,051	118,841	4.6	△ 2.9
同級他団体からの分担金、負担金等	157,402	206,548	△ 49,146	△ 23.8	4.0
市町村からの分担金、負担金、寄附金等	550,285	562,006	△ 11,721	△ 2.1	△ 10.3
市町村たばこ税都道府県交付金	1,873	－	1,873	皆増	－
特別区財政調整交付金	860,228	808,091	52,137	6.5	4.2
利子割交付金	98,090	138,681	△ 40,591	△ 29.3	△ 6.9
配当割交付金	47,339	28,010	19,329	69.0	皆増
株式等譲渡所得割交付金	68,982	28,865	40,117	139.0	皆増
地方消費税交付金	1,249,432	1,349,047	△ 99,615	△ 7.4	11.2
ゴルフ場利用税交付金	43,576	45,422	△ 1,846	△ 4.1	△ 6.2
特別地方消費税交付金	29	52	△ 23	△ 44.2	△ 32.5
自動車取得税交付金	316,687	316,999	△ 312	△ 0.1	2.3
軽油引取税交付金	112,840	108,521	4,319	4.0	0.2
歳入純計額 (A)－(B)	**92,936,469**	**93,442,236**	**△ 505,767**	**△ 0.5**	**△ 1.5**
歳出総額 (C)	**96,933,997**	**97,451,206**	**△ 517,209**	**△ 0.5**	**△ 1.3**
団体間重複額 (D)	6,236,655	6,203,292	33,363	0.5	1.4
市町村に対する事業費等の補助交付金等	2,729,892	2,611,051	118,841	4.6	△ 2.9
同級他団体に対する負担金等	157,402	206,548	△ 49,146	△ 23.8	4.0
都道府県に対する事業費等の分担金、負担金、寄附金等	550,285	562,006	△ 11,721	△ 2.1	△ 10.3
市町村たばこ税都道府県交付金	1,873	－	1,873	皆増	－
特別区財政調整交付金	860,228	808,091	52,137	6.5	4.2
利子割交付金	98,090	138,681	△ 40,591	△ 29.3	△ 6.9
配当割交付金	47,339	28,010	19,329	69.0	皆増
株式等譲渡所得割交付金	68,982	28,865	40,117	139.0	皆増
地方消費税交付金	1,249,432	1,349,047	△ 99,615	△ 7.4	11.2
ゴルフ場利用税交付金	43,576	45,422	△ 1,846	△ 4.1	△ 6.2
特別地方消費税交付金	29	52	△ 23	△ 44.2	△ 32.5
自動車取得税交付金	316,687	316,999	△ 312	△ 0.1	2.3
軽油引取税交付金	112,840	108,521	4,319	4.0	0.2
歳出純計額 (C)－(D)	**90,697,342**	**91,247,914**	**△ 550,572**	**△ 0.6**	**△ 1.4**

（注）　次表以下の各表における純計額とは、上記表中の「歳入純計額(A)－(B)」又は「歳出純計額(C)－(D)」をいう。

第6表 純 計 決 算 額 の 推 移

（単位 百万円・%）

区分	地方						国（一般会計）					
	歳入			歳出			歳入			歳出		
	決算額	対前年度増減率	指数	決算額	対前年度増減率	指数	決算額	対前年度増減率	指数	決算額	対前年度増減率	指数
昭和36年度	2,511,550	24.0	100	2,391,080	24.2	100	2,515,932	28.3	100	2,063,468	18.4	100
37	2,982,850	18.8	119	2,887,366	20.8	121	2,947,623	17.2	117	2,556,617	23.9	124
38	3,397,659	13.9	135	3,308,833	14.6	138	3,231,214	9.6	128	3,044,292	19.1	148
39	3,910,921	15.1	156	3,821,968	15.5	160	3,446,768	6.7	137	3,310,969	8.8	160
40	4,478,035	14.5	178	4,365,140	14.2	183	3,773,097	9.5	150	3,723,017	12.4	180
41	5,177,746	15.6	206	5,026,177	15.1	210	4,552,146	20.6	181	4,459,196	19.8	216
42	5,926,311	14.5	236	5,725,497	13.9	239	5,299,446	16.4	211	5,113,035	14.7	248
43	6,958,874	17.4	277	6,729,574	17.5	281	6,059,873	14.3	241	5,937,082	16.1	288
44	8,305,229	19.3	331	8,033,912	19.4	336	7,109,267	17.3	283	6,917,838	16.5	335
45	10,103,998	21.7	402	9,814,878	22.2	410	8,459,181	19.0	336	8,187,697	18.4	397
46	12,179,449	20.5	485	11,909,529	21.3	498	9,970,859	17.9	396	9,561,131	16.8	463
47	15,090,702	23.9	601	14,618,283	22.7	611	12,793,873	28.3	509	11,932,172	24.8	578
48	18,217,086	20.7	725	17,473,883	19.5	731	16,761,978	31.0	666	14,778,303	23.9	716
49	23,486,710	28.9	935	22,887,888	31.0	957	20,379,123	21.6	810	19,099,793	29.2	926
50	26,044,417	10.9	1,037	25,654,468	12.1	1,073	21,473,416	5.4	853	20,860,879	9.2	1,011
51	29,503,523	13.3	1,175	28,907,036	12.7	1,209	25,076,017	16.8	997	24,467,612	17.3	1,186
52	34,014,343	15.3	1,354	33,362,119	15.4	1,395	29,433,623	17.4	1,170	29,059,842	18.8	1,408
53	39,133,798	15.1	1,558	38,346,995	14.9	1,604	34,907,265	18.6	1,387	34,096,030	17.3	1,652
54	43,132,151	10.2	1,717	42,077,946	9.7	1,760	39,779,228	14.0	1,581	38,789,831	13.8	1,880
55	46,803,074	8.5	1,864	45,780,784	8.8	1,915	44,040,667	10.7	1,750	43,405,026	11.9	2,103
56	50,103,281	7.1	1,995	49,165,293	7.4	2,056	47,443,338	7.7	1,886	46,921,154	8.1	2,274
57	52,167,701	4.1	2,077	51,133,257	4.0	2,139	48,001,281	1.2	1,908	47,245,064	0.7	2,290
58	53,461,945	2.5	2,129	52,306,947	2.3	2,188	51,652,905	7.6	2,053	50,635,307	7.2	2,454
59	54,973,200	2.8	2,189	53,869,962	3.0	2,253	52,183,385	1.0	2,074	51,480,623	1.7	2,495
60	57,472,555	4.5	2,288	56,293,463	4.5	2,354	53,992,562	3.5	2,146	53,004,511	3.0	2,569
61	60,074,817	4.5	2,392	58,717,063	4.3	2,456	56,489,194	4.6	2,245	53,640,432	1.2	2,600
62	64,661,859	7.6	2,575	63,220,132	7.7	2,644	61,388,769	8.7	2,440	57,731,141	7.6	2,798
63	68,009,464	5.2	2,708	66,401,636	5.0	2,777	64,607,381	5.2	2,568	61,471,062	6.5	2,979
平成元年度	74,566,747	9.6	2,969	72,729,016	9.5	3,042	67,247,823	4.1	2,673	65,858,939	7.1	3,192
2	80,410,014	7.8	3,202	78,473,217	7.9	3,282	71,703,468	6.6	2,850	69,268,676	5.2	3,357
3	85,709,945	6.6	3,413	83,806,515	6.8	3,505	72,990,559	1.8	2,901	70,547,185	1.8	3,419
4	91,423,820	6.7	3,640	89,559,705	6.9	3,746	71,465,997	△ 2.1	2,841	70,497,432	△ 0.1	3,416
5	95,314,172	4.3	3,795	93,076,359	3.9	3,893	75,169,012	5.2	2,988	72,540,326	2.9	3,515
6	95,994,493	0.7	3,822	93,817,836	0.8	3,924	74,074,943	△ 1.5	2,944	71,349,541	△ 1.6	3,458
7	101,315,603	5.5	4,034	98,944,511	5.5	4,138	80,557,216	8.8	3,202	75,938,516	6.4	3,680
8	101,350,538	0.0	4,035	99,026,140	0.1	4,141	81,809,039	1.6	3,252	78,847,867	3.8	3,821
9	99,887,786	△ 1.4	3,977	97,673,772	△ 1.4	4,085	80,170,473	△ 2.0	3,187	78,470,310	△ 0.5	3,803
10	102,868,902	3.0	4,096	100,197,545	2.6	4,190	89,782,694	12.0	3,569	84,391,798	7.5	4,090
11	104,006,504	1.1	4,141	101,629,110	1.4	4,250	94,376,336	5.1	3,751	89,037,431	5.5	4,315
12	100,275,101	△ 3.6	3,993	97,616,360	△ 3.9	4,083	93,361,027	△ 1.1	3,711	89,321,050	0.3	4,329
13	100,004,082	△ 0.3	3,982	97,431,688	△ 0.2	4,075	86,903,039	△ 6.9	3,454	84,811,129	△ 5.0	4,110
14	97,170,222	△ 2.8	3,869	94,839,418	△ 2.7	3,966	87,289,022	0.4	3,469	83,674,290	△ 1.3	4,055
15	94,887,025	△ 2.3	3,778	92,581,841	△ 2.4	3,872	85,622,807	△ 1.9	3,403	82,415,971	△ 1.5	3,994
16	93,442,236	△ 1.5	3,721	91,247,914	△ 1.4	3,816	88,897,515	3.8	3,533	84,896,776	3.0	4,114
17	92,936,469	△ 0.5	3,700	90,697,342	△ 0.6	3,793	89,000,271	0.1	3,537	85,519,592	0.7	4,144

（注） 決算額からは、特定資金公共事業債償還時補助金、特定資金公共投資事業債償還時補助金及びこれら補助金と相殺された償還金を除いている。

第7表 決 算 収 支 の 状 況

その1 黒字、赤字の団体別の状況

（単位 百万円）

区分	平成17年度						平成16年度		比較	
	団体数 (A)	歳入 (B)	歳出 (C)	歳入歳出差引 (B)－(C) (D)	翌年度に繰り越すべき財源 (E)	実質収支 (D)－(E) (F)	団体数 (G)	実質収支 (H)	団体数 (A)－(G)	増減 (F)－(H)
全団体										
都道府県 (A)	47	48,694,518	47,873,301	821,217	595,025	226,193	47	157,604	－	68,589
市町村(単純合計額) (B)	3,371	52,049,768	50,631,858	1,417,910	327,745	1,090,165	4,342	1,063,187	△ 971	26,978
市町村（一部事務組合等を除く単純合計額）	1,844	49,833,535	48,515,456	1,318,079	319,651	998,428	2,544	979,220	△ 700	19,208
大都市	14	10,269,230	10,152,483	116,747	89,231	27,516	13	25,203	1	2,313
特別区	23	2,906,862	2,795,392	111,470	10,798	100,672	23	88,602	－	12,070
中核市	37	5,929,028	5,765,547	163,481	48,964	114,517	35	97,876	2	16,641
特例市	39	3,461,120	3,380,851	80,269	18,295	61,974	40	65,332	△ 1	△ 3,358
都市	687	20,737,210	20,120,487	616,723	113,916	502,807	644	419,404	43	83,403
中都市	173	9,391,676	9,116,680	274,996	52,943	222,053	155	172,327	18	49,726
小都市	514	11,345,535	11,003,807	341,728	60,974	280,754	489	247,077	25	33,677
町村	1,044	6,530,085	6,300,696	229,389	38,446	190,943	1,789	282,803	△ 745	△ 91,860
一部事務組合等	1,527	2,216,233	2,116,402	99,831	8,094	91,737	1,798	83,967	△ 271	7,770
合計 (A)＋(B)	**3,418**	**100,744,286**	**98,505,159**	**2,239,127**	**922,769**	**1,316,358**	**4,389**	**1,220,791**	**△ 971**	**95,567**
黒字の団体										
都道府県 (A)	45	43,427,397	42,607,804	819,593	572,800	246,793	46	181,268	△ 1	65,525
市町村(単純合計額) (B)	3,345	51,553,601	50,119,436	1,434,165	326,170	1,107,995	4,266	1,098,727	△ 921	9,268
市町村（一部事務組合等を除く単純合計額）	1,820	49,337,977	48,003,643	1,334,334	318,077	1,016,257	2,473	1,014,615	△ 653	1,642
大都市	14	10,269,230	10,152,483	116,747	89,231	27,516	12	26,550	2	966
特別区	23	2,906,862	2,795,392	111,470	10,798	100,672	23	88,602	－	12,070
中核市	37	5,929,028	5,765,547	163,481	48,964	114,517	34	99,544	3	14,973
特例市	39	3,461,120	3,380,851	80,269	18,295	61,974	40	65,332	△ 1	△ 3,358
都市	669	20,275,220	19,643,152	632,068	112,541	519,527	624	441,677	45	77,850
中都市	169	9,194,570	8,914,420	280,150	52,870	227,280	149	182,692	20	44,588
小都市	500	11,080,649	10,728,731	351,918	59,671	292,247	475	258,985	25	33,262
町村	1,038	6,496,518	6,266,218	230,300	38,248	192,052	1,740	292,909	△ 702	△ 100,857
一部事務組合等	1,525	2,215,624	2,115,793	99,831	8,093	91,738	1,793	84,112	△ 268	7,626
合計 (A)＋(B)	**3,390**	**94,980,998**	**92,727,240**	**2,253,758**	**898,970**	**1,354,788**	**4,312**	**1,279,995**	**△ 922**	**74,793**
赤字の団体										
都道府県 (A)	2	5,267,122	5,265,496	1,626	22,226	△ 20,600	1	△ 23,664	1	3,064
市町村(単純合計額) (B)	26	496,167	512,422	△ 16,255	1,575	△ 17,830	76	△ 35,540	△ 50	17,710
市町村（一部事務組合等を除く単純合計額）	24	495,558	511,813	△ 16,255	1,574	△ 17,829	71	△ 35,394	△ 47	17,565
大都市	－	－	－	－	－	－	1	△ 1,347	△ 1	1,347
特別区	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中核市	－	－	－	－	－	－	1	△ 1,668	△ 1	1,668
特例市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
都市	18	461,991	477,335	△ 15,344	1,376	△ 16,720	20	△ 22,273	△ 2	5,553
中都市	4	197,105	202,260	△ 5,155	72	△ 5,227	6	△ 10,365	△ 2	5,138
小都市	14	264,886	275,076	△ 10,190	1,304	△ 11,494	14	△ 11,908	－	414
町村	6	33,567	34,478	△ 911	198	△ 1,109	49	△ 10,106	△ 43	8,997
一部事務組合等	2	609	609	△ 1	0	△ 1	5	△ 146	△ 3	145
合計 (A)＋(B)	**28**	**5,763,288**	**5,777,919**	**△ 14,631**	**23,799**	**△ 38,430**	**77**	**△ 59,204**	**△ 49**	**20,774**

（注） 平成16年度の赤字の団体には、合併に伴う打切り決算により赤字となった47市町村及び4一部事務組合等が含まれている。

第7表　決　算　収　支　の　状　況（つづき）

その2　都道府県別実質収支等の状況

（単位　百万円）

区分	歳入 (A)	歳出 (B)	歳入歳出差引 (A)－(B) (C)	翌年度に繰り越すべき財源 (D)	実質収支 (C)－(D)	単年度収支 (E)	積立金 (F)	繰上償還額 (G)	積立金取崩し額 (H)	実質単年度収支 (E)＋(F)＋(G)－(H)
北海道	2,637,806	2,632,283	5,523	5,850	△ 327	△ 2,601	1,137	4,781	－	3,317
青森県	748,221	738,871	9,350	7,941	1,409	△ 334	14	4,453	1,500	2,633
岩手県	719,833	704,106	15,727	13,745	1,982	△ 1,434	－	－	1,791	△ 3,225
宮城県	804,812	788,129	16,683	14,914	1,769	△ 1,663	4,708	－	6,111	△ 3,065
秋田県	672,163	665,767	6,396	4,787	1,609	△ 618	1,110	－	1,400	△ 908
山形県	598,320	588,925	9,395	5,523	3,872	775	1,384	－	1,200	959
福島県	874,815	866,427	8,388	5,602	2,786	△ 389	1,953	－	6,942	△ 5,377
茨城県	999,287	985,237	14,050	9,639	4,411	△ 474	－	－	－	△ 474
栃木県	806,471	786,839	19,632	17,702	1,930	△ 381	33	－	1,000	△ 1,348
群馬県	745,967	733,222	12,745	11,344	1,401	83	669	2,289	1,100	1,940
埼玉県	1,517,008	1,504,087	12,921	9,652	3,269	△ 103	3	17,300	500	16,699
千葉県	1,459,168	1,446,649	12,519	10,488	2,031	△ 190	－	－	－	△ 190
東京都	6,433,387	6,220,216	213,171	62,630	150,541	80,889	184,924	－	－	265,813
神奈川県	1,727,724	1,711,262	16,462	13,374	3,088	△ 2,028	3,601	－	－	1,573
新潟県	1,251,970	1,227,495	24,475	20,640	3,835	△ 876	574	－	－	△ 302
富山県	525,153	510,556	14,597	12,749	1,848	△ 2,500	2	－	700	△ 3,198
石川県	527,850	520,080	7,770	7,017	753	△ 33	6	－	400	△ 427
福井県	492,422	484,890	7,532	5,115	2,417	△ 215	5	－	－	△ 210
山梨県	474,654	452,938	21,716	19,583	2,133	145	4	－	－	149
長野県	853,237	835,175	18,062	13,718	4,344	1,285	1	－	－	1,286
岐阜県	786,666	772,850	13,816	9,605	4,211	△ 18	7	－	－	△ 11
静岡県	1,107,894	1,092,766	15,128	10,745	4,383	△ 277	8	－	1,000	△ 1,268
愛知県	2,085,927	2,073,650	12,277	11,551	726	△ 624	0	－	－	△ 624
三重県	694,960	670,969	23,991	18,502	5,489	△ 2,464	45	－	708	△ 3,127
滋賀県	498,219	491,507	6,712	6,601	111	△ 116	612	－	－	496
京都府	852,209	843,175	9,034	8,559	475	125	0	－	－	125
大阪府	2,629,316	2,633,213	△ 3,897	16,376	△ 20,273	3,391	－	－	－	3,391
兵庫県	2,646,630	2,635,387	11,243	10,671	572	△ 443	383	－	－	△ 60
奈良県	478,276	471,557	6,719	6,621	98	△ 9	413	－	1,000	△ 596
和歌山県	512,479	503,153	9,326	7,434	1,892	△ 422	31	1,776	429	956
鳥取県	385,432	375,040	10,392	6,233	4,159	△ 425	2	－	－	△ 423
島根県	562,442	549,776	12,666	10,355	2,311	314	1	7,480	1	7,794
岡山県	780,668	772,257	8,411	8,327	84	△ 14	95	－	95	△ 14
広島県	983,355	972,796	10,559	9,429	1,130	△ 40	503	－	510	△ 48
山口県	738,612	724,415	14,197	11,480	2,717	594	3,002	－	3,000	596
徳島県	547,695	518,549	29,146	28,811	335	△ 170	4,918	－	5,000	△ 252
香川県	458,373	450,084	8,289	5,529	2,760	△ 45	2,933	－	840	2,048
愛媛県	654,587	639,725	14,862	14,466	396	△ 119	2,021	－	1,163	740
高知県	465,747	454,237	11,510	5,664	5,846	2,465	6	1	－	2,472
福岡県	1,481,059	1,444,539	36,520	34,753	1,767	△ 34	21	－	960	△ 972
佐賀県	425,394	418,532	6,862	5,051	1,811	△ 48	1,479	－	1,500	△ 70
長崎県	692,641	675,949	16,692	16,000	692	82	321	－	400	4
熊本県	735,927	719,188	16,739	13,550	3,189	△ 2,293	4	－	－	△ 2,289
大分県	590,187	572,275	17,912	17,198	714	179	610	226	1,000	15
宮崎県	613,905	603,881	10,024	9,502	522	3	2,317	－	4,599	△ 2,279
鹿児島県	831,578	814,200	17,378	13,733	3,645	△ 372	2,948	－	2,948	△ 372
沖縄県	584,073	576,480	7,593	6,263	1,330	33	651	542	660	565
合計	**48,694,518**	**47,873,301**	**821,217**	**595,024**	**226,193**	**68,589**	**223,460**	**38,848**	**48,456**	**282,443**

第7表　決　算　収　支　の　状　況（つづき）

その３　大都市・中核市・特例市・都市（平成18年３月31日現在住民基本台帳登載人口30万人以上）の実質収支等の状況

（単位　百万円）

区分	歳入 (A)	歳出 (B)	歳入歳出差引 (A)－(B) (C)	翌年度に繰り越すべき財源 (D)	実質収支 (C)－(D)	単年度収支 (E)	積立金 (F)	繰上償還額 (G)	積立金取崩し額 (H)	実質単年度収支 (E)＋(F)＋(G)－(H)
大都市										
札幌市	806,611	802,835	3,776	2,525	1,251	677	0	－	－	678
仙台市	403,421	395,464	7,957	7,554	403	△ 149	280	－	1,508	△ 1,377
さいたま市	379,731	364,214	15,517	7,565	7,952	△ 1,507	2	－	－	△ 1,505
千葉市	360,567	355,467	5,100	5,061	39	△ 92	1,295	－	2,511	△ 1,308
横浜市	1,363,001	1,342,892	20,109	13,751	6,358	1,602	64	－	－	1,667
川崎市	513,109	506,269	6,840	6,065	775	141	47	－	－	188
静岡市	249,281	239,796	9,485	4,621	4,864	335	565	－	566	334
名古屋市	964,400	960,297	4,103	3,985	118	△ 1,125	0	－	－	△ 1,125
京都市	681,058	672,032	9,026	8,765	261	1,508	1	－	－	1,508
大阪市	1,666,375	1,664,689	1,686	1,432	254	25	－	0	－	25
神戸市	1,129,083	1,118,156	10,927	10,900	27	2	341	－	435	△ 91
広島市	513,317	507,799	5,518	5,172	346	△ 573	843	－	－	269
北九州市	526,149	518,673	7,476	6,600	876	△ 206	639	－	654	△ 221
福岡市	713,126	703,901	9,225	5,234	3,991	△ 2,905	4,636	－	2,500	△ 770
中核市										
函館市	130,540	129,645	895	26	869	△ 16	1	－	977	△ 993
旭川市	150,401	149,441	960	468	492	△ 958	7	－	－	△ 951
秋田市	121,537	119,635	1,902	829	1,073	△ 189	886	－	1,500	△ 803
郡山市	105,810	102,172	3,638	666	2,972	△ 120	3,200	－	3,900	△ 820
いわき市	123,916	120,395	3,521	1,348	2,173	△ 759	2,951	－	2,827	△ 635
宇都宮市	153,527	147,745	5,782	3,052	2,730	△ 2,506	9	－	－	△ 2,497
川越市	88,420	85,032	3,388	312	3,076	△ 507	1	－	1,131	△ 1,637
船橋市	141,166	137,342	3,824	816	3,008	△ 238	1	－	3,000	△ 3,237
横須賀市	138,635	133,365	5,270	1,196	4,074	△ 1,130	0	－	6,760	△ 7,889
相模原市	184,409	175,746	8,663	1,657	7,006	1,637	856	－	2,774	△ 281
新潟市	285,601	280,883	4,718	1,625	3,093	△ 43	380	－	1,113	△ 775
富山市	182,298	177,385	4,913	1,730	3,183	3,183	3	－	400	2,786
金沢市	162,468	159,624	2,844	903	1,941	408	0	3,018	－	3,426
長野市	138,755	135,217	3,538	2,665	873	△ 127	23	－	－	△ 104
岐阜市	140,485	131,532	8,953	221	8,732	882	6	－	410	478
浜松市	252,383	240,681	11,702	2,502	9,200	△ 71	92	516	250	286
豊橋市	109,071	104,398	4,673	399	4,274	164	13	－	2,400	△ 2,223
岡崎市	102,884	99,512	3,372	647	2,725	△ 283	81	－	2,152	△ 2,354
豊田市	165,849	157,532	8,317	3,191	5,126	1,092	97	286	－	1,475
堺市	270,647	268,866	1,781	1,298	483	180	－	－	－	180
高槻市	93,155	92,352	803	244	559	232	635	0	1	866
東大阪市	174,310	173,244	1,066	250	816	461	357	0	－	818
姫路市	199,775	191,488	8,287	2,325	5,962	204	592	97	2,443	△ 1,550
奈良市	111,638	111,225	413	335	78	△ 252	1	－	－	△ 252
和歌山市	120,131	119,527	604	308	296	1,964	3	－	219	1,748
岡山市	239,493	233,460	6,033	1,166	4,867	△ 629	12	－	4,700	△ 5,318
倉敷市	172,346	167,835	4,511	917	3,594	1,818	5,348	－	553	6,613
福山市	159,228	155,081	4,147	1,269	2,878	36	4,523	1,504	922	5,140
下関市	119,239	115,361	3,878	407	3,471	△ 70	2	－	250	△ 318
高松市	155,907	145,609	10,298	1,025	9,273	4,547	5,018	2	7,714	1,854
松山市	167,613	158,660	8,953	6,326	2,627	787	200	－	1,200	△ 213
高知市	138,740	136,257	2,483	2,134	349	183	0	－	－	183
長崎市	207,720	206,355	1,365	296	1,069	333	591	－	270	654
熊本市	213,654	208,804	4,850	1,421	3,429	963	1,393	－	500	1,855
大分市	151,141	145,928	5,213	1,248	3,965	1,096	3	139	－	1,238
宮崎市	141,859	139,603	2,256	1,161	1,095	△ 580	2,009	678	738	1,369
鹿児島市	214,278	208,610	5,668	2,581	3,087	△ 770	5	252	－	△ 514

第7表　決　算　収　支　の　状　況（つづき）

その3　大都市・中核市・特例市・都市（平成18年3月31日現在住民基本台帳登載人口30万人以上）の実質収支等の状況（つづき）

（単位　百万円）

区分	歳入 (A)	歳出 (B)	歳入歳出差引 (A)−(B) (C)	翌年度に繰り越すべき財源 (D)	実質収支 (C)−(D)	単年度収支 (E)	積立金 (F)	繰上償還額 (G)	積立金取崩し額 (H)	実質単年度収支 (E)+(F)+(G)−(H)
特例市										
八戸市	84,138	82,615	1,523	535	988	△ 280	784	−	670	△ 166
盛岡市	98,892	97,494	1,398	237	1,161	11	2,034	−	685	1,360
山形市	81,264	78,945	2,319	380	1,939	△ 111	224	−	−	113
水戸市	88,147	85,967	2,180	955	1,225	242	618	−	1,553	△ 693
前橋市	113,972	111,025	2,947	324	2,623	343	0	39	239	143
高崎市	118,263	116,261	2,002	335	1,667	△ 480	515	−	5,275	△ 5,240
川口市	136,521	128,555	7,966	500	7,466	△ 833	4	−	866	△ 1,696
所沢市	80,870	76,203	4,667	1,107	3,560	292	1,001	−	146	1,146
草加市	57,089	54,195	2,894	488	2,406	△ 492	966	−	347	128
越谷市	77,469	74,248	3,221	411	2,810	361	380	−	380	361
平塚市	75,512	73,188	2,324	227	2,097	△ 216	1	−	−	△ 216
小田原市	60,859	58,104	2,755	197	2,558	18	0	−	500	△ 482
茅ヶ崎市	56,396	53,593	2,803	213	2,590	△ 529	783	−	−	255
厚木市	78,171	74,124	4,047	857	3,190	117	1,172	−	−	1,289
大和市	60,914	58,141	2,773	127	2,646	613	1	−	770	△ 157
福井市	103,444	102,603	841	469	372	△ 306	8	−	1,162	△ 1,460
甲府市	68,008	66,310	1,698	1,586	112	△ 172	98	65	1,206	△ 1,215
松本市	88,714	86,654	2,060	620	1,440	979	305	59	331	1,012
沼津市	73,401	69,083	4,318	2,539	1,779	△ 387	1,356	−	1,823	△ 855
富士市	71,891	68,702	3,189	133	3,056	115	508	−	−	622
一宮市	91,854	88,835	3,019	183	2,836	△ 466	600	−	−	134
春日井市	76,128	74,165	1,963	62	1,901	△ 105	1,200	−	−	1,095
四日市市	99,097	96,861	2,236	779	1,457	272	850	−	−	1,123
大津市	93,848	93,191	657	520	137	△ 186	2	−	526	△ 711
岸和田市	63,488	63,324	164	6	158	18	1	56	1,010	△ 935
豊中市	113,043	112,807	236	139	97	△ 7	0	−	−	△ 7
吹田市	100,623	100,126	497	255	242	△ 26	84	−	300	△ 242
枚方市	102,320	101,805	515	106	409	133	276	−	−	409
茨木市	73,997	73,009	988	225	763	87	308	0	−	395
八尾市	81,191	81,071	120	63	57	△ 16	44	−	−	28
寝屋川市	71,207	71,138	69	10	59	48	6	−	−	53
尼崎市	189,396	188,919	477	378	99	82	164	−	−	246
明石市	90,150	88,774	1,376	452	924	△ 113	361	−	500	△ 251
加古川市	74,998	74,510	488	232	256	△ 22	107	−	−	85
宝塚市	66,153	65,091	1,062	557	505	△ 42	290	−	900	△ 652
鳥取市	86,684	85,711	973	168	805	△ 194	0	−	600	△ 794
呉市	109,986	108,343	1,643	561	1,082	△ 2,234	330	−	−	△ 1,904
久留米市	101,950	100,596	1,354	726	628	△ 36	5	20	500	△ 511
佐世保市	101,072	96,568	4,504	632	3,872	1,127	2,824	6	2,895	1,062
都市										
青森市（青森県）	115,243	114,094	1,149	266	883	883	1	−	134	749
市川市（千葉県）	113,896	109,123	4,773	963	3,810	263	533	−	106	690
松戸市（千葉県）	112,557	107,312	5,245	134	5,111	1,134	808	−	−	1,942
柏市（千葉県）	95,550	91,548	4,002	687	3,315	745	0	−	−	745
八王子市（東京都）	152,861	151,135	1,726	234	1,492	87	193	−	182	97
町田市（東京都）	115,976	112,846	3,130	546	2,584	617	3,336	69	4,436	△ 413
藤沢市（神奈川県）	121,355	114,305	7,050	740	6,310	1,704	1,000	−	−	2,704
西宮市（兵庫県）	146,438	145,617	821	240	581	343	304	−	−	647
那覇市（沖縄県）	103,156	101,585	1,571	470	1,101	△ 364	1,763	4	803	600

第7表 決 算 収 支 の 状 況（つづき）

その4 赤字の団体及び赤字額の増減状況

（単位 百万円）

区分	平成16年度の赤字の団体（A）		(A)のうち市町村合併等により消滅した団体		(A)のうち平成17年度も赤字である団体								(A)のうち黒字となった団体		平成16年度が黒字で平成17年度が赤字の団体		平成17年度の赤字の団体	
					赤字が増加した団体				赤字が減少した団体									
	団体数	平成16年度実質収支	団体数	平成16年度実質収支	団体数	平成16年度実質収支(a)	平成17年度実質収支(b)	(b)−(a)	団体数	平成16年度実質収支(c)	平成17年度実質収支(d)	(d)−(c)	団体数	平成16年度実質収支	団体数	平成17年度実質収支	団体数	平成17年度実質収支
都道府県	1	△ 23,664	−	−	−	−	−	−	1	△ 23,664	△ 20,273	3,391	−	−	1	△ 327	2	△ 20,600
市町村	76	△ 35,540	51	△ 15,627	9	△ 5,074	△ 6,074	△ 1,000	10	△ 11,578	△ 9,545	2,033	6	△ 3,260	6	△ 2,211	26	△ 17,830
市町村(一部事務組合等を除く。)	71	△ 35,394	48	△ 15,568	9	△ 5,074	△ 6,074	△ 1,000	10	△ 11,578	△ 9,545	2,033	4	△ 3,174	5	△ 2,210	24	△ 17,829
大都市	1	△ 1,347	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	△ 1,347	−	−	−	−
特別区	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
中核市	1	△ 1,668	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	△ 1,668	−	−	−	−
特例市	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
都市	20	△ 22,273	6	△ 6,712	7	△ 4,673	△ 5,581	△ 908	7	△ 10,888	△ 9,004	1,884	−	−	4	△ 2,135	18	△ 16,720
中都市	6	△ 10,365	2	△ 4,906	1	△ 1,180	△ 1,409	△ 229	3	△ 4,279	△ 3,818	461	−	−	−	−	4	△ 5,227
小都市	14	△ 11,908	4	△ 1,805	6	△ 3,493	△ 4,172	△ 679	4	△ 6,609	△ 5,186	1,423	−	−	4	△ 2,135	14	△ 11,494
町村	49	△ 10,106	42	△ 8,857	2	△ 401	△ 493	△ 92	3	△ 690	△ 541	149	2	△ 158	1	△ 75	6	△ 1,109
一部事務組合等	5	△ 146	3	△ 59	−	−	−	−	−	−	−	−	2	△ 86	1	0	2	△ 1
合計	**77**	**△ 59,204**	**51**	**△ 15,627**	**9**	**△ 5,074**	**△ 6,074**	**△ 1,000**	**11**	**△ 35,243**	**△ 29,818**	**5,425**	**6**	**△ 3,260**	**7**	**△ 2,537**	**28**	**△ 38,430**

（注） 平成16年度の赤字の団体には、合併に伴う打切り決算により赤字となった47市町村及び4一部事務組合等が含まれている。

その5 実質収支の推移

（単位 百万円・%）

区分	全団体						黒字の団体							赤字の団体					
	総数		都道府県		市町村		総数			都道府県		市町村		総数			都道府県		市町村	
	団体数(A)	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数(B)	(B)／(A)	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数(C)	(C)／(A)	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額
平成7年度	5,582	1,052,270	47	104,375	5,535	947,894	5,569	99.8	1,067,592	47	104,375	5,522	963,217	13	0.2	△ 15,322	−	−	13	△ 15,322
8	5,586	1,053,377	47	102,140	5,539	951,237	5,572	99.7	1,064,921	47	102,140	5,525	962,781	14	0.3	△ 11,544	−	−	14	△ 11,544
9	5,578	1,082,886	47	145,049	5,531	937,837	5,565	99.8	1,091,981	47	145,049	5,518	946,932	13	0.2	△ 9,095	−	−	13	△ 9,095
10	5,566	842,047	47	△ 87,151	5,519	929,197	5,534	99.4	1,026,763	43	84,639	5,491	942,124	32	0.6	△ 184,717	4	△ 171,789	28	△ 12,927
11	5,520	1,002,521	47	△ 19,443	5,473	1,021,964	5,494	99.5	1,129,442	43	95,329	5,451	1,034,113	26	0.5	△ 126,921	4	△ 114,772	22	△ 12,149
12	5,455	1,125,941	47	744	5,408	1,125,197	5,431	99.6	1,245,926	45	106,910	5,386	1,139,016	24	0.4	△ 119,985	2	△ 106,166	22	△ 13,819
13	5,429	1,131,937	47	75,146	5,382	1,056,791	5,399	99.4	1,189,746	46	112,441	5,353	1,077,305	30	0.6	△ 57,809	1	△ 37,295	29	△ 20,514
14	5,396	1,078,270	47	134,353	5,349	943,917	5,363	99.4	1,142,681	45	178,491	5,318	964,190	33	0.6	△ 64,412	2	△ 44,138	31	△ 20,274
15	5,259	1,204,647	47	147,695	5,212	1,056,953	5,217	99.2	1,261,723	45	180,960	5,172	1,080,763	42	0.8	△ 57,075	2	△ 33,265	40	△ 23,810
16	4,389	1,220,791	47	157,604	4,342	1,063,187	4,312	98.2	1,279,995	46	181,268	4,266	1,098,727	77	1.8	△ 59,204	1	△ 23,664	76	△ 35,540
17	3,418	1,316,358	47	226,193	3,371	1,090,165	3,390	99.2	1,354,788	45	246,793	3,345	1,107,995	28	0.8	△ 38,430	2	△ 20,600	26	△ 17,830

（注） 赤字の団体には、合併等に伴う打切り決算により赤字となった団体が含まれている。

第7表 決 算 収 支 の 状 況（つづき）

その6 実質収支の対前年度増減額の状況

（単位 百万円）

区分	全団体						黒字の団体						赤字の団体					
	総数		都道府県		市町村		総数		都道府県		市町村		総数		都道府県		市町村	
	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額
平成7年度	－	△ 399	－	△ 8,904	－	8,503	2	3,992	－	△ 8,904	2	12,895	△ 2	△ 4,391	－	－	△ 2	△ 4,391
8	4	1,107	－	△ 2,235	4	3,343	3	△ 2,671	－	△ 2,235	3	△ 436	1	3,778	－	－	1	3,778
9	△ 8	29,509	－	42,909	△ 8	△ 13,400	△ 7	27,060	－	42,909	△ 7	△ 15,849	△ 1	2,449	－	－	△ 1	2,449
10	△ 12	△ 240,839	－	△ 232,200	△ 12	△ 8,640	△ 31	△ 65,218	△ 4	△ 60,410	△ 27	△ 4,808	19	△ 175,622	4	△ 171,789	15	△ 3,832
11	△ 46	160,474	－	67,708	△ 46	92,767	△ 40	102,679	－	10,690	△ 40	91,989	△ 6	57,796	－	57,017	△ 6	778
12	△ 65	123,420	－	20,187	△ 65	103,233	△ 63	116,484	2	11,581	△ 65	104,903	△ 2	6,936	△ 2	8,606	－	△ 1,670
13	△ 26	5,996	－	74,402	△ 26	△ 68,406	△ 32	△ 56,180	1	5,531	△ 33	△ 61,711	6	62,176	△ 1	68,871	7	△ 6,695
14	△ 33	△ 53,667	－	59,207	△ 33	△ 112,874	△ 36	△ 47,065	△ 1	66,050	△ 35	△ 113,115	3	△ 6,603	1	△ 6,843	2	240
15	△ 137	126,377	－	13,342	△ 137	113,036	△ 146	119,042	－	2,469	△ 146	116,573	9	7,337	－	10,873	9	△ 3,536
16	△ 870	16,144	－	9,909	△ 870	6,234	△ 905	18,272	1	308	△ 906	17,964	35	△ 2,129	△ 1	9,601	36	△ 11,730
17	△ 971	95,567	－	68,589	△ 971	26,978	△ 922	74,793	△ 1	65,525	△ 921	9,268	△ 49	20,774	1	3,064	△ 50	17,710

（注） 赤字の団体には、合併等に伴う打切り決算により赤字となった団体が含まれている。

その7 単年度収支等の状況

（単位 百万円）

区分	平成17年度			平成16年度			増減額		
	合計	都道府県	市町村	合計	都道府県	市町村	合計	都道府県	市町村
単年度収支 (A)	(1,644) 236,979	(33) 68,589	(1,611) 168,390	(2,288) 127,587	(23) 9,108	(2,265) 118,479	(△ 644) 109,392	(10) 59,481	(△ 654) 49,911
調整額 (C)+(D)−(E) (B)	192,214	213,853	△ 21,640	△139,303	128,189	△267,492	331,517	85,664	245,852
財政調整基金積立額 (C)	687,077	223,460	463,616	646,894	232,282	414,612	40,183	△ 8,822	49,004
繰上償還額 (D)	94,698	38,848	55,849	95,507	53,152	42,355	△ 809	△ 14,304	13,494
財政調整基金取崩し額 (E)	589,561	48,456	541,105	881,704	157,245	724,459	△292,143	△108,789	△183,354
実質単年度収支 (A)+(B)	(1,693) 429,193	(26) 282,443	(1,667) 146,750	(2,498) △ 11,715	(22) 137,297	(2,476) △149,013	(△ 805) 440,908	(4) 145,146	(△ 809) 295,763

（注） （ ）内の数値は、単年度収支の赤字の団体数及び実質単年度収支の赤字の団体数である。

第8表　経常収支比率等の状況

その１　経常収支比率等の状況　　（単位　%）

区分		昭和40年代後半の水準	平成8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
都道府県	経常収支比率	70.2	86.7	91.7	94.2	91.7	89.3	90.5	93.5	90.8	92.5	92.6
	実質収支比率	0.6	0.4	0.6	△ 0.3	△ 0.1	0.0	0.3	0.5	0.6	0.7	0.9
	実質公債費比率	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	14.9
	公債費負担比率	4.2	13.2	14.6	15.6	16.9	17.6	18.4	19.8	19.8	19.9	19.3
	起債制限比率	…	10.0	10.3	10.6	11.2	11.8	12.3	12.4	12.3	12.4	12.1
	財政力指数	0.52	0.48	0.48	0.48	0.46	0.43	0.41	0.41	0.41	0.41	0.43
市町村	経常収支比率	73.1	83.0	83.5	85.3	83.9	83.6	84.6	87.4	87.4	90.5	90.2
	実質収支比率	4.2	3.0	2.9	2.8	3.1	3.4	3.1	2.9	3.5	3.5	3.5
	実質公債費比率	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	14.8
	公債費負担比率	6.6	14.2	15.1	15.8	16.3	16.3	16.7	17.3	17.5	17.3	17.4
	起債制限比率	…	10.4	10.5	10.7	10.9	10.9	10.9	10.9	11.0	11.2	11.4
	財政力指数	0.33	0.42	0.42	0.42	0.41	0.40	0.40	0.41	0.43	0.47	0.52
大都市	経常収支比率	71.0	87.0	88.2	91.4	90.7	89.4	90.3	93.1	93.1	94.7	94.3
	実質収支比率	0.1	0.2	0.3	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.5	0.5	0.6
	実質公債費比率	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	19.1 (18.5)
	公債費負担比率	7.2	15.1 (15.6)	15.9 (16.2)	17.1 (17.4)	18.1 (18.2)	18.2 (18.3)	19.4 (19.6)	21.0 (20.8)	21.4 (21.0)	20.8 (20.5)	20.9 (20.5)
	起債制限比率	…	12.8 (13.0)	13.0 (13.2)	13.3 (13.6)	13.8 (14.0)	14.2 (14.3)	14.6 (14.6)	14.9 (14.9)	15.3 (15.1)	15.4 (15.2)	15.2 (14.9)
	財政力指数	0.78	0.86	0.85	0.84	0.82	0.80	0.78	0.79	0.81	0.82	0.83
中核市	経常収支比率	－	81.0	82.2	82.8	79.9	79.5	80.5	82.8	82.9	86.6	87.0
	実質収支比率	－	2.6	2.3	2.3	2.7	3.0	2.7	2.5	3.4	3.1	3.4
	実質公債費比率	－	…	…	…	…	…	…	…	…	…	14.2 (14.0)
	公債費負担比率	－	14.3 (14.2)	15.5 (15.3)	16.4 (16.3)	16.7 (16.6)	16.3 (16.2)	16.9 (16.9)	17.0 (16.9)	16.7 (16.4)	16.6 (16.5)	16.6 (16.5)
	起債制限比率	－	11.5 (11.4)	11.5 (11.4)	11.4 (11.3)	11.3 (11.2)	11.3 (11.2)	11.3 (11.2)	11.2 (11.1)	10.9 (10.7)	11.1 (10.9)	11.1 (11.0)
	財政力指数	－	0.90	0.85	0.86	0.83	0.78	0.77	0.78	0.81	0.81	0.78
特例市	経常収支比率	－	－	－	－	－	82.5	86.2	87.7	87.5	89.2	89.2
	実質収支比率	－	－	－	－	－	3.1	2.3	2.3	2.7	3.3	3.1
	実質公債費比率	－	－	－	－	－	…	…	…	…	…	14.6 (14.8)
	公債費負担比率	－	－	－	－	－	15.9 (15.7)	14.9 (15.1)	15.4 (15.5)	15.7 (15.7)	15.1 (15.1)	15.2 (15.2)
	起債制限比率	－	－	－	－	－	11.6 (11.6)	11.0 (11.2)	10.8 (10.9)	10.8 (10.9)	10.8 (10.8)	10.8 (10.8)
	財政力指数	－	－	－	－	－	0.83	0.84	0.84	0.85	0.85	0.86
都市	経常収支比率	74.9	85.0	85.1	86.7	84.7	84.5	85.0	87.7	87.5	90.5	90.2
	実質収支比率	4.1	3.1	3.0	2.8	3.3	3.6	3.4	3.0	3.8	4.2	4.4
	実質公債費比率	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	15.0 (15.4)
	公債費負担比率	6.8	13.2 (14.0)	14.0 (14.7)	14.5 (15.0)	14.7 (15.2)	14.6 (15.1)	14.9 (15.4)	15.2 (15.7)	15.5 (16.0)	15.8 (16.1)	16.1 (16.5)
	起債制限比率	…	10.4 (10.8)	10.6 (10.9)	10.7 (11.0)	10.8 (10.9)	10.6 (10.7)	10.5 (10.6)	10.4 (10.5)	10.4 (10.6)	10.6 (10.7)	10.9 (11.1)
	財政力指数	0.57	0.71	0.71	0.70	0.68	0.66	0.64	0.65	0.65	0.64	0.62
町村	経常収支比率	71.1	77.7	78.6	80.1	79.5	80.1	81.7	84.8	85.3	89.3	88.5
	実質収支比率	6.6	4.6	4.5	4.4	4.8	5.1	5.0	4.9	5.5	5.2	5.1
	実質公債費比率	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	14.6 (14.9)
	公債費負担比率	6.4	15.0 (15.8)	15.7 (16.5)	16.2 (17.0)	16.5 (17.3)	16.6 (17.5)	16.9 (17.9)	17.4 (18.4)	17.3 (18.4)	17.3 (18.3)	17.8 (18.6)
	起債制限比率	…	9.4 (9.5)	9.3 (9.5)	9.3 (9.5)	9.2 (9.4)	9.1 (9.3)	9.0 (9.3)	9.1 (9.4)	9.2 (9.7)	9.6 (10.0)	10.0 (10.3)
	財政力指数	0.27	0.34	0.34	0.34	0.34	0.33	0.33	0.34	0.36	0.39	0.42
合計	経常収支比率	**71.4**	**84.8**	**87.4**	**89.4**	**87.5**	**86.4**	**87.5**	**90.3**	**89.0**	**91.5**	**91.4**
	実質収支比率	**2.2**	**1.8**	**1.8**	**1.3**	**1.6**	**1.8**	**1.8**	**1.8**	**2.1**	**2.2**	**2.2**
	実質公債費比率	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	**14.9**
	公債費負担比率	**5.3**	**14.0**	**15.2**	**16.4**	**17.2**	**17.7**	**18.4**	**19.2**	**19.4**	**19.4**	**19.2**
	起債制限比率	…	**10.2**	**10.4**	**10.7**	**11.0**	**11.3**	**11.6**	**11.6**	**11.6**	**11.7**	**11.7**

（注）　1　市町村及び合計の経常収支比率、実質収支比率及び財政力指数には特別区及び一部事務組合等は含まず、公債費負担比率にはこれらを含み、実質公債費比率及び起債制限比率には一部事務組合を含まない。その２、その３において同じ。

2　経常収支比率、実質収支比率、実質公債費比率、公債費負担比率及び起債制限比率は加重平均であり、財政力指数は単純平均である。ただし、平成８年度以降の公債費負担比率及び起債制限比率並びに平成17年度の実質公債費比率の（　）書きは単純平均である。

第8表 経 常 収 支 比 率 等 の 状 況（つづき）

その２　経常収支比率の内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度						平成16年度						増減率		
	都道府県		市町村		総額		都道府県		市町村		総額		都道府県	市町村	総額
経常一般財源（A）	**24,880,300**		**25,929,179**		**50,809,479**		**23,263,342**		**25,313,679**		**48,577,021**		**7.0**	**2.4**	**4.6**
地方税	14,073,063		15,776,342		29,849,404		13,248,946		15,384,505		28,633,451		6.2	2.5	4.2
地方譲与税	853,575		948,132		1,801,707		402,981		728,489		1,131,470		111.8	30.2	59.2
地方特例交付金	872,575		577,812		1,450,387		464,113		573,108		1,037,221		88.0	0.8	39.8
地方交付税	9,079,214		6,865,457		15,944,671		9,147,302		6,789,464		15,936,766		△ 0.7	1.1	0.0
その他	1,873		1,761,436		1,763,310		－		1,838,113		1,838,113		皆増	△ 4.2	△ 4.1
減税補てん債（B）	213,676		230,123		443,798		463,190		292,189		755,379		△ 53.9	△ 21.2	△ 41.2
臨時財政対策債（C）	1,507,777		1,395,140		2,902,916		1,957,537		1,811,142		3,768,678		△ 23.0	△ 23.0	△ 23.0
経常経費充当一般財源（D）	**24,643,572**		**24,862,429**		**49,506,392**		**23,760,493**		**24,807,917**		**48,568,672**		**3.7**	**0.2**	**1.9**
人件費	11,798,426	44.4	7,953,886	28.9	19,754,820	36.5	11,530,620	44.9	8,089,501	29.5	19,622,111	37.0	2.3	△ 1.7	0.7
物件費	1,053,568	4.0	3,643,564	13.2	4,695,632	8.7	1,064,785	4.1	3,604,331	13.1	4,667,953	8.8	△ 1.1	1.1	0.6
扶助費	433,659	1.6	2,147,207	7.8	2,579,868	4.8	458,901	1.8	2,009,126	7.3	2,467,310	4.6	△ 5.5	6.9	4.6
補助費等	4,886,579	18.4	2,800,020	10.2	7,687,928	14.2	4,225,563	16.5	2,895,405	10.6	7,121,729	13.4	15.6	△ 3.3	8.0
公債費	6,137,227	23.1	5,491,253	19.9	11,628,989	21.5	6,150,328	23.9	5,502,723	20.1	11,653,552	21.9	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.2
その他	334,113	1.1	2,826,499	10.2	3,159,155	5.7	330,296	1.3	2,706,831	9.9	3,036,017	5.8	1.2	4.4	4.1
経常収支比率 (D)/{(A)+(B)+(C)}×100		92.6		90.2		91.4		92.5		90.5		91.5			

第8表 経常収支比率等の状況（つづき）

その3　公債費負担比率の地方債等区分別内訳

（1）　都道府県

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度 決算額	平成17年度 公債費負担比率	平成16年度 決算額	平成16年度 公債費負担比率	比較
一般財源（A）	**28,087,026**		**26,482,113**		
公債費充当一般財源（B）	**5,422,747**	**19.31**	**5,264,631**	**19.88**	**0.57**
一般公共事業債	1,631,054	5.81	1,484,161	5.60	0.21
一般単独事業債	2,238,380	7.97	2,160,481	8.16	△ 0.19
公営住宅建設事業債	16,650	0.06	14,476	0.05	0.01
義務教育施設整備事業債	10,074	0.04	9,811	0.04	－
公共用地先行取得等事業債	151,201	0.54	135,387	0.51	0.03
災害復旧事業債	98,858	0.35	103,125	0.39	△ 0.04
首都圏等建設事業債	81,601	0.29	85,738	0.32	△ 0.03
一般廃棄物処理事業債	41,897	0.15	40,151	0.15	－
厚生福祉施設整備事業債	26,362	0.09	28,194	0.11	△ 0.02
社会福祉施設整備事業債	2,168	0.01	1,635	0.01	－
地域財政特例対策債	3,557	0.01	4,547	0.02	△ 0.01
退職手当債	13,539	0.05	9,259	0.03	0.02
転貸債	242	0.00	49	0.00	－
国の予算貸付　政府関係機関貸付債	9,078	0.03	12,220	0.05	△ 0.02
地域改善対策特定事業債	153	0.00	98	0.00	－
減収補てん債（昭和50年度分）	28,799	0.10	9,719	0.04	0.06
財政対策債	1,159	0.00	1,134	0.00	－
財源対策債	111,307	0.40	133,784	0.51	△ 0.11
減収補てん債（昭和57・61・平成5～7・9～13・15～17年度分）	227,476	0.81	293,746	1.11	△ 0.30
臨時財政特例債	281,294	1.00	281,767	1.06	△ 0.06
公共事業等臨時特例債	71	0.00	50,008	0.19	△ 0.19
減税補てん債	143,089	0.51	159,633	0.60	△ 0.09
臨時税収補てん債	33,222	0.12	32,180	0.12	－
臨時財政対策債	102,505	0.36	49,108	0.19	0.17
調整債（昭和60・61・62・63年度分）	57,263	0.20	55,947	0.21	△ 0.01
減収補てん債（平成14年度分）	3,786	0.01	2,889	0.01	－
その他	105,628	0.39	103,037	0.39	－
小計	5,420,413	19.30	5,262,284	19.87	△ 0.57
うち減収補てん債	354,651	1.26	332,241	1.25	0.01
特定資金公共投資事業債	38,711	0.14	81,872	0.31	△ 0.17
合計	5,459,124	19.44	5,344,156	20.18	△ 0.74
一時借入金利子	2,333	0.01	2,331	0.01	－
公債費負担比率　(B)/(A)×100		19.3		19.9	△ 0.6

第8表 経常収支比率等の状況（つづき）

その3　公債費負担比率の地方債等区分別内訳（つづき）

（2）　市町村

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度		平成16年度		比較
	決算額	公債費負担比率	決算額	公債費負担比率	
一般財源（A）	**28,981,918**		**28,361,304**		
公債費充当一般財源（B）	**5,040,800**	**17.39**	**4,920,159**	**17.35**	**0.04**
一般公共事業債	395,742	1.37	372,556	1.31	0.06
一般単独事業債	1,963,178	6.77	1,935,855	6.83	△ 0.06
公営住宅建設事業債	65,057	0.22	61,818	0.22	−
義務教育施設整備事業債	472,890	1.63	483,605	1.71	△ 0.08
辺地対策事業債	64,927	0.22	65,429	0.23	△ 0.01
公共用地先行取得等事業債	123,919	0.43	104,217	0.37	0.06
災害復旧事業債	68,582	0.24	71,835	0.25	△ 0.01
一般廃棄物処理事業債	449,179	1.55	418,357	1.48	0.07
厚生福祉施設整備事業債	146,542	0.51	151,822	0.54	△ 0.03
社会福祉施設整備事業債	3,255	0.01	1,367	0.00	0.01
地域財政特例対策債	309	0.00	360	0.00	−
退職手当債	652	0.00	578	0.00	−
転貸債	420	0.00	311	0.00	−
過疎対策事業債	273,358	0.94	269,010	0.95	△ 0.01
国の予算貸付　政府関係機関貸付債	26,044	0.09	29,802	0.11	△ 0.02
地域改善対策特定事業債	23,907	0.08	27,019	0.10	△ 0.02
減収補てん債	3,034	0.01	381	0.00	0.01
（昭和50年度分）					
財政対策債	224	0.00	160	0.00	−
財源対策債	124,915	0.43	128,292	0.45	△ 0.02
減収補てん債	44,951	0.16	52,535	0.19	△ 0.03
（昭和57・61・平成5～7　9～13・15～17年度分）					
臨時財政特例債	64,205	0.22	65,044	0.23	△ 0.01
公共事業等臨時特例債	4,001	0.01	13,536	0.05	△ 0.04
減税補てん債	284,597	0.98	305,201	1.08	△ 0.10
臨時税収補てん債	45,211	0.16	42,716	0.15	0.01
臨時財政対策債	113,476	0.39	53,552	0.19	0.20
調整債	20,362	0.07	19,773	0.07	−
（昭和60・61・62・63年度分）					
減収補てん債	2,030	0.01	1,178	0.00	0.01
（平成14年度分）					
都道府県貸付金	117,139	0.40	116,184	0.41	△ 0.01
その他	136,212	0.48	124,391	0.42	0.06
小計	5,038,318	17.38	4,916,884	17.34	0.04
うち減収補てん債	53,045	0.18	57,075	0.20	△ 0.02
特定資金公共投資事業債	12,833	0.04	41,009	0.14	△ 0.10
合計	5,051,152	17.43	4,957,893	17.48	△ 0.05
一時借入金利子	2,481	0.01	3,272	0.01	−
公債費負担比率　（B）/（A）×100		17.4		17.3	0.1

第9表 繰 越 額 等 の 状 況

その1 総 括

（単位 百万円）

区分	継続費逓次繰越額	繰越明許費繰越額	事故繰越繰越額	事業繰越額	支払繰延額	合計	未収入特定財源	未収入特定財源内訳			翌年度に繰り越すべき財源
								国庫支出金	地方債	その他	
人件費	0	16	−	21	1,993	2,030	3	−	−	3	2,027
普通建設事業費	120,266	2,184,020	64,507	39,324	−	2,408,118	1,719,406	778,443	864,808	76,155	688,712
補助事業費	64,274	1,408,560	46,936	9,472	−	1,529,242	1,320,030	778,180	498,410	43,440	209,211
単独事業費	55,993	775,460	17,571	29,852	−	878,877	399,376	262	366,398	32,716	479,501
災害復旧事業費	−	234,900	86,269	1	−	321,170	302,133	214,014	57,962	30,157	19,037
その他	326	40,563	6,353	190,431	4,041	241,713	28,719	3,889	22,993	1,837	212,994
合計	**120,592**	**2,459,499**	**157,129**	**229,777**	**6,034**	**2,973,031**	**2,050,261**	**996,346**	**945,763**	**108,152**	**922,770**

（注） 県営事業負担金は、「単独事業費」に含めた。その3において同じ。

その2 都道府県

（単位 百万円）

区分	継続費逓次繰越額	繰越明許費繰越額	事故繰越繰越額	事業繰越額	支払繰延額	合計	未収入特定財源	未収入特定財源内訳			翌年度に繰り越すべき財源
								国庫支出金	地方債	その他	
人件費	−	−	−	−	1,967	1,967	−	−	−	−	1,967
普通建設事業費	37,998	1,311,499	46,200	36,577	−	1,432,275	1,044,752	540,213	484,251	20,288	387,523
補助事業費	15,923	922,085	37,770	9,254	−	985,033	853,210	540,213	303,986	9,011	131,822
単独事業費	22,074	389,415	8,430	27,323	−	447,242	191,542	−	180,265	11,277	255,701
災害復旧事業費	−	143,602	60,358	−	−	203,960	193,472	150,733	42,517	222	10,488
その他	5	17,184	50	185,020	2,845	205,104	10,057	1,017	8,777	263	195,047
合計	**38,003**	**1,472,285**	**106,608**	**221,597**	**4,812**	**1,843,306**	**1,248,281**	**691,963**	**535,545**	**20,773**	**595,025**

第9表 繰 越 額 等 の 状 況（つづき）

その3 市町村

（単位 百万円）

区分	継続費逓次繰越額	繰越明許費繰越額	事故繰越繰越額	事業繰越額	支払繰延額	合計	未収入特定財源	未収入特定財源内訳			翌年度に繰り越すべき財源
								国庫支出金	地方債	その他	
人件費	0	16	−	21	26	63	3	−	−	3	60
普通建設事業費	82,268	872,521	18,307	2,747	−	975,843	674,654	238,230	380,557	55,867	301,189
補助事業費	48,350	486,475	9,166	218	−	544,209	466,820	237,967	194,424	34,429	77,389
単独事業費	33,918	386,046	9,141	2,529	−	431,634	207,834	262	186,133	21,439	223,800
災害復旧事業費	−	91,298	25,912	1	−	117,210	108,661	63,281	15,445	29,935	8,549
その他	321	23,378	6,302	5,411	1,196	36,609	18,662	2,872	14,216	1,574	17,947
合計	**82,589**	**987,213**	**50,521**	**8,180**	**1,222**	**1,129,725**	**801,980**	**304,383**	**410,218**	**87,379**	**327,745**

第10表 財 政 再 建 の 状 況

区分	昭和30年度末実質収支赤字団体数	当初（昭和31年度末まで）承認団体数	平成17年度末までの増減		平成18年4月1日現在団体数	平成18年度中の増減		平成19年度当初における団体数（見込み）
			承認団体数	完了等団体数		承認団体数	完了予定団体数	
全部適用団体	…	(17) 553	−	(17) 553	−	−	−	−
一部適用団体	…	(1) 35	−	(1) 35	−	−	−	−
準用団体	…	8	(2) 288	(2) 296	−	1	−	1
計	(36) 1,558	(18) 596	(2) 288	(20) 884	−	1	−	1

（注） （ ）書きは、府県の数であって、内書きである。

第11表 歳 入 決 算 額 の 状 況

その1 総 括

（単位 百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率 都道府県	比較 増減率 市町村	比較 増減率 純計額	前年度増減率 都道府県	前年度増減率 市町村	前年度増減率 純計額
地方税	17,137,360	35.2	17,667,049	35.0	34,804,409	37.4	33,538,805	35.9	1,265,604	5.1	2.5	3.8	5.7	△ 0.0	2.7
地方譲与税	853,575	1.8	995,387	2.0	1,848,962	2.0	1,164,074	1.2	684,888	111.8	30.8	58.8	131.4	46.4	67.7
地方特例交付金	872,575	1.8	645,431	1.3	1,518,006	1.6	1,104,834	1.2	413,172	88.0	0.7	37.4	32.1	△ 2.2	9.8
地方交付税	9,221,643	18.9	7,737,076	15.3	16,958,719	18.2	17,020,109	18.2	△ 61,390	△ 0.9	0.3	△ 0.4	△ 6.7	△ 4.7	△ 5.8
市町村たばこ税都道府県交付金	1,873	0.0	−	−	−	−	−	−	−	皆増	−	−	−	−	−
利子割交付金	−	−	98,090	0.2	−	−	−	−	−	−	△ 29.3	−	−	△ 6.9	−
配当割交付金	−	−	47,339	0.1	−	−	−	−	−	−	69.0	−	−	皆増	−
株式等譲渡所得割交付金	−	−	68,982	0.1	−	−	−	−	−	−	139.0	−	−	皆増	−
地方消費税交付金	−	−	1,249,432	2.5	−	−	−	−	−	−	△ 7.4	−	−	11.2	−
ゴルフ場利用税交付金	−	−	43,576	0.1	−	−	−	−	−	−	△ 4.1	−	−	△ 6.2	−
特別地方消費税交付金	−	−	29	0.0	−	−	−	−	−	−	△ 44.2	−	−	△ 32.5	−
自動車取得税交付金	−	−	316,687	0.6	−	−	−	−	−	−	△ 0.1	−	−	2.3	−
軽油引取税交付金	−	−	112,840	0.2	−	−	−	−	−	−	4.0	−	−	0.2	−
小計（一般財源）	**28,087,026**	**57.7**	**28,981,918**	**57.4**	**55,130,096**	**59.3**	**52,827,821**	**56.5**	**2,302,275**	**6.1**	**2.2**	**4.4**	**2.1**	**0.1**	**0.7**
分担金、負担金	451,380	0.9	573,650	1.1	532,629	0.6	532,906	0.6	△ 277	△ 1.9	△ 5.8	△ 0.1	△ 12.8	0.6	△ 5.6
使用料、手数料	978,161	2.0	1,496,407	3.0	2,474,568	2.7	2,491,719	2.7	△ 17,151	△ 3.6	1.3	△ 0.7	△ 0.9	0.6	△ 0.0
国庫支出金	6,583,581	13.5	5,226,045	10.4	11,809,626	12.7	12,380,868	13.2	△ 571,242	△ 8.2	0.4	△ 4.6	△ 8.5	△ 0.2	△ 5.2
交通安全対策特別交付金	47,316	0.1	31,916	0.1	79,232	0.1	78,961	0.1	271	△ 0.3	1.2	0.3	△ 3.3	△ 3.2	△ 3.2
都道府県支出金	−	−	2,230,353	4.4	−	−	−	−	−	−	5.9	−	−	△ 6.6	−
財産収入	257,890	0.5	426,523	0.8	684,413	0.7	632,558	0.7	51,855	22.8	1.0	8.2	△ 5.6	11.9	5.4
寄附金	12,556	0.0	66,611	0.1	78,766	0.1	95,137	0.1	△ 16,371	25.9	△ 22.2	△ 17.2	1.5	7.3	6.7
繰入金	751,890	1.5	1,667,384	3.3	2,419,274	2.6	3,208,015	3.4	△ 788,741	△ 21.7	△ 25.8	△ 24.6	△ 9.3	19.5	9.1
繰越金	794,318	1.6	1,299,494	2.6	2,093,812	2.3	2,181,720	2.3	△ 87,908	△ 10.3	0.3	△ 4.0	△ 7.8	2.5	△ 2.0
諸収入	5,020,926	10.3	2,899,104	5.7	7,257,707	7.8	6,637,281	7.1	620,426	9.3	6.8	9.3	1.3	0.6	0.4
地方債	5,709,473	11.7	4,718,975	9.3	10,376,345	11.2	12,375,250	13.2	△ 1,998,905	△ 20.3	△ 10.7	△ 16.2	△ 6.4	△ 14.9	△ 10.3
特別区財政調整交付金	−	−	860,228	1.7	−	−	−	−	−	−	6.5	−	−	4.2	−
歳入合計	**48,694,518**	**100.0**	**50,478,606**	**100.0**	**92,936,469**	**100.0**	**93,442,236**	**100.0**	**△ 505,767**	**△ 0.6**	**△ 0.3**	**△ 0.5**	**△ 1.6**	**△ 1.1**	**△ 1.5**

（注） 1 「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含めた。

2 地方債の歳入額は「第27表 地方債発行状況」から交付公債発行額を控除した額である。その2において同じ。

第11表　歳　入　決　算　額　の　状　況（つづき）

その2　推　移

（単位　百万円）

区分	歳入決算額						指数					
	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	12	13	14	15	16	17
地方税	35,546,434	35,548,783	33,378,518	32,665,727	33,538,805	34,804,409	100	100	94	92	94	98
地方譲与税	620,177	623,971	634,222	694,045	1,164,074	1,848,962	100	101	102	112	188	298
地方特例交付金	914,014	901,818	903,588	1,006,168	1,104,834	1,518,006	100	99	99	110	121	166
地方交付税	21,776,420	20,349,760	19,544,863	18,069,295	17,020,109	16,958,719	100	93	90	83	78	78
小計（一般財源）	**58,857,045**	**57,424,333**	**54,461,192**	**52,435,236**	**52,827,821**	**55,130,096**	**100**	**98**	**93**	**89**	**90**	**94**
分担金、負担金	593,665	588,488	593,041	564,705	532,906	532,629	100	99	100	95	90	90
使用料、手数料	2,477,045	2,498,125	2,485,265	2,492,113	2,491,719	2,474,568	100	101	100	101	101	100
国庫支出金	14,454,291	14,550,146	13,174,845	13,142,117	12,459,829	11,888,858	100	101	91	91	86	82
繰入金	2,136,094	2,277,231	3,050,909	2,939,715	3,208,015	2,419,274	100	107	143	138	150	113
繰越金	2,253,102	2,534,961	2,457,978	2,225,740	2,181,720	2,093,812	100	113	109	99	97	93
地方債	11,116,145	11,815,624	13,318,571	13,789,433	12,375,250	10,376,345	100	106	120	124	111	93
その他	8,387,713	8,315,175	7,628,422	7,297,966	7,364,977	8,020,887	100	99	91	87	88	96
歳入合計	**100,275,101**	**100,004,082**	**97,170,222**	**94,887,025**	**93,442,236**	**92,936,469**	**100**	**100**	**97**	**95**	**93**	**93**

（注）　「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含めた。

（単位　%）

区分	決算額構成比						増減率					
	12	13	14	15	16	17	12	13	14	15	16	17
地方税	35.4	35.5	34.4	34.4	35.9	37.4	1.5	0.0	△ 6.1	△ 2.1	2.7	3.8
地方譲与税	0.6	0.6	0.7	0.7	1.2	2.0	1.9	0.6	1.6	9.4	67.7	58.8
地方特例交付金	0.9	0.9	0.9	1.1	1.2	1.6	42.8	△ 1.3	0.2	11.4	9.8	37.4
地方交付税	21.7	20.3	20.1	19.0	18.2	18.2	4.4	△ 6.6	△ 4.0	△ 7.5	△ 5.8	△ 0.4
小計（一般財源）	**58.7**	**57.4**	**56.0**	**55.3**	**56.5**	**59.3**	**3.0**	**△ 2.4**	**△ 5.2**	**△ 3.7**	**0.7**	**4.4**
分担金、負担金	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	△ 28.9	△ 0.9	0.8	△ 4.8	△ 5.6	△ 0.1
使用料、手数料	2.5	2.5	2.6	2.6	2.7	2.7	1.1	0.9	△ 0.5	0.3	△ 0.0	△ 0.7
国庫支出金	14.4	14.5	13.6	13.9	13.3	12.8	△ 12.9	0.7	△ 9.5	△ 0.2	△ 5.2	△ 4.6
繰入金	2.1	2.3	3.1	3.1	3.4	2.6	△ 20.7	6.6	34.0	△ 3.6	9.1	△ 24.6
繰越金	2.2	2.5	2.5	2.3	2.3	2.3	△ 13.0	12.5	△ 3.0	△ 9.4	△ 2.0	△ 4.0
地方債	11.1	11.8	13.7	14.5	13.2	11.2	△ 15.0	6.3	12.7	3.5	△ 10.3	△ 16.2
その他	8.4	8.4	7.9	7.7	8.0	8.5	△ 2.8	△ 0.9	△ 8.3	△ 4.3	0.9	8.9
歳入合計	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**△ 3.6**	**△ 0.3**	**△ 2.8**	**△ 2.3**	**△ 1.5**	**△ 0.5**

第12表　団体種類別歳入の状況

			地方税	地方譲与税	各種交付金	地方特例交付金	地方交付税	国庫支出金	都道府県支出金	地方債	うち合併特例事業債	その他	歳入合計
決算額（億円）	平成17年度	大都市	40,420	1,527	4,393	1,436	6,621	13,221	1,795	10,368	185	22,911	102,692
		中核市	25,258	1,218	2,283	874	7,002	7,361	1,874	5,443	562	7,977	59,290
		特例市	15,902	743	1,461	574	2,890	3,884	1,530	3,060	198	4,567	34,611
		都市	71,339	4,496	7,517	2,421	39,923	19,680	11,327	19,762	3,001	30,907	207,372
		中都市	38,144	2,021	3,714	1,372	12,153	9,626	4,779	8,123	976	13,985	93,917
		小都市	33,195	2,474	3,803	1,049	27,771	10,053	6,548	11,639	2,025	16,923	113,455
		町村	15,464	1,497	1,960	473	20,935	4,236	4,195	6,566	579	9,975	65,301
		町村（1万以上）	12,582	1,086	1,548	401	12,829	2,909	2,755	4,626	522	6,904	45,640
		町村（1万未満）	2,882	411	412	72	8,105	1,327	1,440	1,940	57	3,072	19,661
		合計	168,383	9,481	17,614	5,778	77,371	48,381	20,722	45,199	4,525	76,338	469,267
	平成16年度	大都市	38,165	1,103	4,338	1,356	6,647	13,333	1,346	11,598	155	20,421	98,307
		中核市	23,536	826	2,254	841	5,740	6,861	1,331	5,388	86	8,104	54,881
		特例市	15,780	555	1,539	571	3,045	4,075	1,442	3,574	81	5,001	35,582
		都市	65,045	2,971	7,155	2,284	31,061	17,794	9,263	18,662	1,004	29,189	183,424
		中都市	34,416	1,273	3,488	1,282	8,614	8,617	3,991	7,731	271	12,596	82,008
		小都市	30,629	1,697	3,667	1,002	22,447	9,177	5,272	10,931	733	16,594	101,416
		町村	21,919	1,831	3,096	680	30,626	6,045	6,152	11,540	199	17,843	99,732
		町村（1万以上）	16,816	1,195	2,248	544	15,908	3,754	3,499	6,794	151	10,733	61,491
		町村（1万未満）	5,103	635	849	135	14,718	2,291	2,653	4,746	48	7,111	38,241
		合計	164,445	7,285	18,381	5,731	77,119	48,108	19,535	50,762	1,525	80,560	471,926
構成比（%）	平成17年度	大都市	24.0	16.1	24.9	24.9	8.6	27.3	8.7	22.9	4.1	30.0	21.9
		中核市	15.0	12.8	13.0	15.1	9.1	15.2	9.0	12.0	12.4	10.4	12.6
		特例市	9.4	7.8	8.3	9.9	3.7	8.0	7.4	6.8	4.4	6.0	7.4
		都市	42.4	47.4	42.7	41.9	51.6	40.7	54.7	43.7	66.3	40.5	44.2
		中都市	22.7	21.3	21.1	23.7	15.7	19.9	23.1	18.0	21.6	18.3	20.0
		小都市	19.7	26.1	21.6	18.2	35.9	20.8	31.6	25.8	44.7	22.2	24.2
		町村	9.2	15.8	11.1	8.2	27.1	8.8	20.2	14.5	12.8	13.1	13.9
		町村（1万以上）	7.5	11.5	8.8	6.9	16.6	6.0	13.3	10.2	11.5	9.0	9.7
		町村（1万未満）	1.7	4.3	2.3	1.3	10.5	2.7	7.0	4.3	1.3	4.0	4.2
		合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	平成16年度	大都市	23.2	15.1	23.6	23.7	8.6	27.7	6.9	22.8	10.2	25.3	20.8
		中核市	14.3	11.3	12.3	14.7	7.4	14.3	6.8	10.6	5.6	10.1	11.6
		特例市	9.6	7.6	8.4	10.0	3.9	8.5	7.4	7.0	5.3	6.2	7.5
		都市	39.6	40.8	38.9	39.9	40.3	37.0	47.4	36.8	65.8	36.2	38.9
		中都市	20.9	17.5	19.0	22.4	11.2	17.9	20.4	15.2	17.8	15.6	17.4
		小都市	18.6	23.3	19.9	17.5	29.1	19.1	27.0	21.5	48.1	20.6	21.5
		町村	13.3	25.1	16.8	11.9	39.7	12.6	31.5	22.7	13.0	22.1	21.1
		町村（1万以上）	10.2	16.4	12.2	9.5	20.6	7.8	17.9	13.4	9.9	13.3	13.0
		町村（1万未満）	3.1	8.7	4.6	2.4	19.1	4.8	13.6	9.4	3.1	8.8	8.1
		合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
増減額（億円）		大都市	2,255	423	55	81	△ 26	△ 112	448	△1,230	30	2,490	4,386
		中核市	1,722	393	30	33	1,262	500	543	55	476	△ 128	4,409
		特例市	122	189	△ 78	3	△ 156	△ 191	88	△ 514	117	△ 435	△ 971
		都市	6,294	1,525	362	137	8,862	1,885	2,064	1,100	1,997	1,719	23,949
		中都市	3,728	748	226	89	3,538	1,009	788	391	705	1,391	11,909
		小都市	2,566	777	136	47	5,324	876	1,276	709	1,292	328	12,039
		町村	△6,455	△ 333	△1,137	△ 207	△9,691	△1,809	△1,957	△4,974	380	△7,869	△34,431
		町村（1万以上）	△4,234	△ 109	△ 700	△ 144	△3,078	△ 845	△ 744	△2,168	371	△3,829	△15,851
		町村（1万未満）	△2,221	△ 224	△ 437	△ 63	△6,613	△ 964	△1,212	△2,807	9	△4,040	△18,580
		合計	3,938	2,196	△ 767	47	251	273	1,187	△5,563	3,000	△4,222	△ 2,659
増減率（%）		大都市	5.9	38.4	1.3	6.0	△ 0.4	△ 0.8	33.3	△ 10.6	19.4	12.2	4.5
		中核市	7.3	47.6	1.3	4.0	22.0	7.3	40.8	1.0	554.3	△ 1.6	8.0
		特例市	0.8	34.1	△ 5.1	0.6	△ 5.1	△ 4.7	6.1	△ 14.4	144.2	△ 8.7	△ 2.7
		都市	9.7	51.3	5.1	6.0	28.5	10.6	22.3	5.9	199.0	5.9	13.1
		中都市	10.8	58.7	6.5	7.0	41.1	11.7	19.8	5.1	260.1	11.0	14.5
		小都市	8.4	45.8	3.7	4.7	23.7	9.5	24.2	6.5	176.4	2.0	11.9
		町村	△ 29.4	△ 18.2	△ 36.7	△ 30.4	△ 31.6	△ 29.9	△ 31.8	△ 43.1	191.2	△ 44.1	△ 34.5
		町村（1万以上）	△ 25.2	△ 9.1	△ 31.1	△ 26.4	△ 19.4	△ 22.5	△ 21.3	△ 31.9	245.4	△ 35.7	△ 25.8
		町村（1万未満）	△ 43.5	△ 35.3	△ 51.5	△ 46.7	△ 44.9	△ 42.1	△ 45.7	△ 59.1	18.9	△ 56.8	△ 48.6
		合計	2.4	30.2	△ 4.2	0.8	0.3	0.6	6.1	△ 11.0	196.8	△ 5.2	△ 0.6

第13表　地　方　税　の　状　況

その1　総　括

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度						平成16年度						比較					
	都道府県		市町村		合計額		都道府県		市町村		合計額		増減率			前年度増減率		
													都道府県	市町村	合計額	都道府県	市町村	合計額
道府県税	15,226,925	88.9	−	−	15,226,925	43.7	14,487,006	88.8	−	−	14,487,006	43.2	5.1	−	5.1	5.8	−	5.8
市町村税	1,910,435	11.1	17,667,049	100.0	19,577,484	56.3	1,819,845	11.2	17,231,954	100.0	19,051,799	56.8	5.0	2.5	2.8	5.0	△ 0.0	0.4
計	**17,137,360**	**100.0**	**17,667,049**	**100.0**	**34,804,409**	**100.0**	**16,306,851**	**100.0**	**17,231,954**	**100.0**	**33,538,805**	**100.0**	**5.1**	**2.5**	**3.8**	**5.7**	**△ 0.0**	**2.7**

（注）　都道府県欄の市町村税額は、東京都が徴収した市町村税相当分である。

その2　道府県税の収入状況（総括）

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度				平成16年度				比較		
	調定額 (A)	収入額 (B)	徴収率 (B)／(A) ×100	(B)の構成比	調定額 (C)	収入額 (D)	徴収率 (D)／(C) ×100	(D)の構成比	増減額 (B)－(D) (E)	増減率 (E)／(D) ×100	前年度増減率
1 普通税	14,125,372	13,679,504	96.1	89.8	13,397,637	12,929,303	95.7	89.2	750,201	5.8	6.5
(1) 法定普通税	14,080,090	13,634,242	96.1	89.5	13,352,538	12,884,202	95.6	88.9	750,040	5.8	6.4
ア 道府県民税	3,807,124	3,585,419	94.2	23.5	3,629,671	3,398,623	93.6	23.5	186,796	5.5	3.8
(ア) 個人分	2,651,427	2,441,953	92.1	16.0	2,480,766	2,261,886	91.2	15.6	180,067	8.0	1.4
(イ) 法人分	978,342	966,110	98.7	6.3	875,353	863,185	98.6	6.0	102,925	11.9	10.8
(ウ) 利子割	177,355	177,356	100.0	1.2	273,552	273,552	100.0	1.9	△ 96,196	△ 35.2	3.9
イ 事業税	4,983,161	4,914,186	98.6	32.3	4,410,060	4,338,874	98.4	30.0	575,312	13.3	12.8
(ア) 個人分	237,531	215,817	90.9	1.4	239,227	215,565	90.1	1.5	252	0.1	△ 0.4
(イ) 法人分	4,745,630	4,698,368	99.0	30.9	4,170,833	4,123,309	98.9	28.5	575,059	13.9	13.6
ウ 地方消費税	2,551,190	2,551,190	−	16.8	2,613,934	2,613,934	−	18.0	△ 62,744	△ 2.4	9.2
(ア) 譲渡割	2,046,635	2,046,635	−	13.4	2,153,452	2,153,452	−	14.9	△ 106,817	△ 5.0	8.0
(イ) 貨物割	504,555	504,555	−	3.3	460,483	460,483	−	3.2	44,072	9.6	15.0
エ 不動産取得税	544,145	476,669	87.6	3.1	529,954	456,402	86.1	3.2	20,267	4.4	△ 5.0
オ 道府県たばこ税	275,294	275,163	100.0	1.8	282,687	282,555	100.0	2.0	△ 7,392	△ 2.6	1.7
カ ゴルフ場利用税	63,924	62,032	97.0	0.4	66,076	63,837	96.6	0.4	△ 1,805	△ 2.8	△ 7.6
キ 自動車税	1,838,357	1,752,750	95.3	11.5	1,803,186	1,713,074	95.0	11.8	39,676	2.3	△ 1.9
ク 鉱区税	450	407	90.4	0.0	454	409	90.1	0.0	△ 2	△ 0.5	△ 2.2
ケ 狩猟者登録税	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	皆減
コ 固定資産税	16,445	16,426	99.9	0.1	16,515	16,494	99.9	0.1	△ 68	△ 0.4	6.5
(2) 法定外普通税	45,281	45,262	100.0	0.3	45,099	45,101	100.0	0.3	161	0.4	28.6
2 目的税	1,592,430	1,547,332	97.2	10.2	1,615,259	1,557,563	96.4	10.8	△ 10,231	△ 0.7	0.2
(1) 法定目的税	1,586,388	1,541,295	97.2	10.1	1,611,061	1,553,377	96.4	10.7	△ 12,082	△ 0.8	0.2
ア 自動車取得税	452,948	452,839	100.0	3.0	451,016	450,883	100.0	3.1	1,956	0.4	0.8
イ 軽油引取税	1,130,911	1,085,926	96.0	7.1	1,157,456	1,099,912	95.0	7.6	△ 13,986	△ 1.3	△ 0.2
ウ 入猟税	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	皆減
エ 狩猟税	2,529	2,529	100.0	0.0	2,590	2,583	99.7	0.0	△ 54	△ 2.1	皆増
(2) 法定外目的税	6,042	6,037	99.9	0.0	4,198	4,185	99.7	0.0	1,852	44.3	44.8
3 旧法による税	1,476	90	6.1	0.0	2,606	141	5.4	0.0	△ 51	△ 36.2	△ 48.5
合計	**15,719,278**	**15,226,925**	**96.3**	**100.0**	**15,015,501**	**14,487,006**	**95.7**	**100.0**	**739,919**	**5.1**	**5.8**

（注）　1　収入額は、「第11表　歳入決算額の状況」の地方税の決算額から、東京都が徴収した市町村税相当額（平成17年度1,910,435百万円、平成16年度1,819,845百万円）を控除した額である。その3において同じ。

2　徴収率は、地方消費税を除いて計算した。

第13表　地　方　税　の　状　況（つづき）

その３　道府県税の収入状況（個別団体）　　（単位　百万円・％）

区分	都道府県	平成17年度				平成16年度				比較				（参考）地方税の歳入に占める割合（平成17年度）
		道府県税		うち法人住民税及び法人事業税		道府県税		うち法人住民税及び法人事業税		道府県税		うち法人住民税及び法人事業税		
		収入額（A）	構成比	収入額（B）	構成比	収入額（C）	構成比	収入額（D）	構成比	増減額（A）−（C）	増減率	増減額（B）−（D）	増減率	
財政力指数が1.0以上の団体	東京都	2,692,283	17.7	1,485,137	26.2	2,417,113	16.7	1,281,651	25.7	275,170	11.4	203,486	15.9	71.5
（1団体）	（小計）	**2,692,283**	**17.7**	**1,485,137**	**26.2**	**2,417,113**	**16.7**	**1,281,651**	**25.7**	**275,170**	**11.4**	**203,486**	**15.9**	**71.5**
0.7以上1.0未満の団体	愛知県	1,088,655	7.1	472,977	8.3	1,031,803	7.1	419,569	8.4	56,852	5.5	53,408	12.7	52.2
	神奈川県	999,747	6.6	342,155	6.0	974,989	6.7	324,636	6.5	24,758	2.5	17,519	5.4	57.9
	大阪府	1,113,377	7.3	483,668	8.5	1,055,896	7.3	436,407	8.8	57,481	5.4	47,261	10.8	42.3
（3団体）	（小計）	**3,201,780**	**21.0**	**1,298,800**	**22.9**	**3,062,688**	**21.1**	**1,180,612**	**23.7**	**139,092**	**4.5**	**118,188**	**10.0**	**49.7**
0.5以上0.7未満の団体	埼玉県	681,715	4.5	190,558	3.4	664,997	4.6	176,145	3.5	16,718	2.5	14,413	8.2	44.9
	静岡県	487,120	3.2	181,767	3.2	469,119	3.2	162,016	3.2	18,001	3.8	19,751	12.2	44.0
	千葉県	635,887	4.2	192,392	3.4	584,610	4.0	145,196	2.9	51,277	8.8	47,196	32.5	43.6
	茨城県	353,884	2.3	118,484	2.1	336,659	2.3	101,994	2.0	17,225	5.1	16,490	16.2	35.4
	福岡県	510,136	3.4	171,129	3.0	500,172	3.5	158,082	3.2	9,964	2.0	13,047	8.3	34.4
	栃木県	250,076	1.6	83,882	1.5	248,821	1.7	82,875	1.7	1,255	0.5	1,007	1.2	31.0
	群馬県	228,086	1.5	69,340	1.2	222,802	1.5	63,821	1.3	5,284	2.4	5,519	8.6	30.6
（7団体）	（小計）	**3,146,904**	**20.7**	**1,007,551**	**17.8**	**3,027,179**	**20.9**	**890,128**	**17.9**	**119,725**	**4.0**	**117,423**	**13.2**	**38.8**
0.4以上0.5未満の団体	三重県	227,884	1.5	80,944	1.4	220,331	1.5	71,207	1.4	7,553	3.4	9,737	13.7	32.8
	兵庫県	573,397	3.8	180,739	3.2	538,937	3.7	150,613	3.0	34,460	6.4	30,126	20.0	21.7
	広島県	320,811	2.1	115,208	2.0	296,510	2.0	93,080	1.9	24,301	8.2	22,128	23.8	32.6
	宮城県	251,975	1.7	80,398	1.4	249,129	1.7	78,386	1.6	2,846	1.1	2,012	2.6	31.3
	京都府	299,895	2.0	117,139	2.1	255,468	1.8	74,997	1.5	44,427	17.4	42,142	56.2	35.2
	滋賀県	156,004	1.0	55,946	1.0	150,398	1.0	51,425	1.0	5,606	3.7	4,521	8.8	31.3
	岐阜県	223,025	1.5	62,624	1.1	217,407	1.5	56,091	1.1	5,618	2.6	6,533	11.6	28.4
	岡山県	225,030	1.5	84,906	1.5	196,488	1.4	55,058	1.1	28,542	14.5	29,848	54.2	28.8
（8団体）	（小計）	**2,278,020**	**15.0**	**777,901**	**13.7**	**2,124,669**	**14.7**	**630,856**	**12.7**	**153,351**	**7.2**	**147,045**	**23.3**	**28.3**
	長野県	235,752	1.5	70,129	1.2	233,510	1.6	63,464	1.3	2,242	1.0	6,665	10.5	27.6
	石川県	132,179	0.9	40,203	0.7	129,181	0.9	37,847	0.8	2,998	2.3	2,356	6.2	25.0
	福島県	222,720	1.5	70,087	1.2	218,184	1.5	64,636	1.3	4,536	2.1	5,451	8.4	25.5

第13表　地　　方　　税　　の　　状　　況（つづき）

その３　道府県税の収入状況（個別団体）（つづき）

（単位　百万円・％）

区分	都道府県	平成17年度				平成16年度				比較				（参考）地方税の歳入に占める割合（平成17年度）
		道府県税		うち法人住民税及び法人事業税		道府県税		うち法人住民税及び法人事業税		道府県税		うち法人住民税及び法人事業税		
		収入額(A)	構成比	収入額(B)	構成比	収入額(C)	構成比	収入額(D)	構成比	増減額(A)－(C)	増減率	増減額(B)－(D)	増減率	
0.3以上0.4未満の団体	香川県	111,692	0.7	37,280	0.7	107,821	0.7	32,914	0.7	3,871	3.6	4,366	13.3	24.4
	新潟県	260,230	1.7	78,940	1.4	252,257	1.7	73,648	1.5	7,973	3.2	5,292	7.2	20.8
	富山県	126,824	0.8	40,063	0.7	119,638	0.8	33,553	0.7	7,186	6.0	6,510	19.4	24.1
	山口県	165,523	1.1	59,719	1.1	154,794	1.1	47,913	1.0	10,729	6.9	11,806	24.6	22.4
	北海道	550,879	3.6	126,427	2.2	554,100	3.8	119,929	2.4	△ 3,221	△ 0.6	6,498	5.4	20.9
	奈良県	118,165	0.8	27,860	0.5	117,436	0.8	26,440	0.5	729	0.6	1,420	5.4	24.7
	山梨県	104,762	0.7	38,305	0.7	103,043	0.7	35,497	0.7	1,719	1.7	2,808	7.9	22.1
	福井県	102,624	0.7	33,875	0.6	102,542	0.7	33,666	0.7	82	0.1	209	0.6	20.8
	愛媛県	137,211	0.9	43,156	0.8	132,227	0.9	38,203	0.8	4,984	3.8	4,953	13.0	21.0
	熊本県	160,825	1.1	43,472	0.8	162,896	1.1	43,513	0.9	△ 2,071	△ 1.3	△ 41	△ 0.1	21.9
	徳島県	85,162	0.6	29,977	0.5	84,816	0.6	28,892	0.6	346	0.4	1,085	3.8	15.5
(14団体)	(小計)	**2,514,548**	**16.5**	**739,494**	**13.1**	**2,472,444**	**17.1**	**680,115**	**13.6**	**42,104**	**1.7**	**59,379**	**8.7**	**22.3**
0.3未満の団体	山形県	110,871	0.7	28,828	0.5	110,940	0.8	26,533	0.5	△ 69	△ 0.1	2,295	8.6	18.5
	大分県	114,018	0.7	35,579	0.6	109,704	0.8	30,752	0.6	4,314	3.9	4,827	15.7	19.3
	佐賀県	84,636	0.6	22,981	0.4	84,984	0.6	21,915	0.4	△ 348	△ 0.4	1,066	4.9	19.9
	和歌山県	88,356	0.6	23,836	0.4	90,035	0.6	25,156	0.5	△ 1,679	△ 1.9	△ 1,320	△ 5.2	17.2
	青森県	137,153	0.9	26,240	0.5	133,757	0.9	22,153	0.4	3,396	2.5	4,087	18.4	18.3
	岩手県	124,105	0.8	29,995	0.5	125,769	0.9	28,565	0.6	△ 1,664	△ 1.3	1,430	5.0	17.2
	鹿児島県	145,444	1.0	38,635	0.7	142,692	1.0	33,601	0.7	2,752	1.9	5,034	15.0	17.5
	沖縄県	95,825	0.6	24,316	0.4	95,638	0.7	23,324	0.5	187	0.2	992	4.3	16.4
	宮崎県	96,661	0.6	24,279	0.4	94,779	0.7	21,593	0.4	1,882	2.0	2,686	12.4	15.7
	長崎県	109,425	0.7	26,093	0.5	109,869	0.8	23,348	0.5	△ 444	△ 0.4	2,745	11.8	15.8
	秋田県	99,872	0.7	25,346	0.4	99,058	0.7	22,052	0.4	814	0.8	3,294	14.9	14.9
	鳥取県	55,872	0.4	15,069	0.3	56,480	0.4	14,262	0.3	△ 608	△ 1.1	807	5.7	14.5
	高知県	63,877	0.4	14,868	0.3	63,565	0.4	12,674	0.3	312	0.5	2,194	17.3	13.7
	島根県	67,275	0.4	19,530	0.3	65,643	0.5	17,202	0.3	1,632	2.5	2,328	13.5	12.0
(14団体)	(小計)	**1,393,389**	**9.2**	**355,596**	**6.3**	**1,382,913**	**9.5**	**323,131**	**6.5**	**10,476**	**0.8**	**32,465**	**10.0**	**16.6**
全国計		**15,226,925**	**100.0**	**5,664,478**	**100.0**	**14,487,006**	**100.0**	**4,986,494**	**100.0**	**739,919**	**5.1**	**677,984**	**13.6**	**31.3**

（注）　道府県税の収入額に含まれる地方消費税については、都道府県間の清算を行った後の額を計上している。

第13表　地　方　税　の　状　況（つづき）

その４　市町村税

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度				平成16年度				比較		
	調定額 (A)	収入額 (B)	徴収率 (B)／(A) ×100	(B)の構成比	調定額 (C)	収入額 (D)	徴収率 (D)／(C) ×100	(D)の構成比	増減額 (B)－(D) (E)	増減率 (E)／(D) ×100	前年度増減率
1 普通税	19,452,196	18,021,575	92.6	92.1	19,005,803	17,498,425	92.1	91.8	523,150	3.0	0.5
(1) 法定普通税	19,450,752	18,020,216	92.6	92.0	19,004,732	17,497,441	92.1	91.8	522,775	3.0	0.5
ア 市町村民税	8,705,501	8,155,530	93.7	41.7	8,247,080	7,668,558	93.0	40.3	486,972	6.4	0.4
(ア) 個人均等割	166,685	152,561	91.5	0.8	151,032	137,468	91.0	0.7	15,093	11.0	17.9
(イ) 所得割	6,031,574	5,545,961	91.9	28.3	5,841,408	5,328,853	91.2	28.0	217,108	4.1	△ 3.4
(ウ) 法人均等割	416,423	403,024	96.8	2.1	411,703	397,030	96.4	2.1	5,994	1.5	1.6
(エ) 法人税割	2,090,819	2,053,984	98.2	10.5	1,842,938	1,805,207	98.0	9.5	248,777	13.8	12.1
イ 固定資産税	9,685,432	8,862,096	91.5	45.3	9,671,252	8,806,106	91.1	46.2	55,990	0.6	0.4
(ア) 純固定資産税	9,578,062	8,754,726	91.4	44.7	9,572,951	8,707,805	91.0	45.7	46,921	0.5	0.3
土地	3,737,136	3,405,760	91.1	17.4	3,844,633	3,484,481	90.6	18.3	△ 78,721	△ 2.3	△ 2.0
家屋	4,146,946	3,765,085	90.8	19.2	4,014,623	3,623,049	90.2	19.0	142,036	3.9	4.2
償却資産	1,693,980	1,583,881	93.5	8.1	1,713,695	1,600,274	93.4	8.4	△ 16,393	△ 1.0	△ 3.0
(イ) 交納付金	107,370	107,370	100.0	0.5	98,301	98,301	100.0	0.5	9,069	9.2	11.4
ウ 軽自動車税	169,965	151,460	89.1	0.8	163,315	145,857	89.3	0.8	5,603	3.8	3.8
エ 市町村たばこ税	845,615	845,291	100.0	4.3	868,497	868,038	99.9	4.6	△ 22,747	△ 2.6	1.7
オ 鉱産税	1,566	1,566	100.0	0.0	1,431	1,420	99.2	0.0	146	10.3	△ 0.7
カ 特別土地保有税	42,673	4,274	10.0	0.0	53,158	7,462	14.0	0.0	△ 3,188	△ 42.7	△ 18.2
(2) 法定外普通税	1,444	1,359	94.1	0.0	1,071	983	91.8	0.0	376	38.3	61.1
2 目的税	1,670,493	1,555,909	93.1	7.9	1,677,879	1,553,374	92.6	8.2	2,535	0.2	△ 0.7
(1) 法定目的税	1,669,058	1,554,474	93.1	7.9	1,676,525	1,552,020	92.6	8.1	2,454	0.2	△ 0.7
ア 入湯税	25,746	24,366	94.6	0.1	25,711	24,195	94.1	0.1	171	0.7	△ 4.0
イ 事業所税	300,511	297,020	98.8	1.5	296,006	291,603	98.5	1.5	5,417	1.9	△ 2.3
ウ 都市計画税	1,342,745	1,233,035	91.8	6.3	1,354,712	1,236,129	91.2	6.5	△ 3,094	△ 0.3	△ 0.2
エ 水利地益税	56	53	94.6	0.0	97	94	96.9	0.0	△ 41	△ 43.6	△ 1.1
(2) 法定外目的税	1,435	1,435	100.0	0.0	1,354	1,354	100.0	0.0	81	6.0	145.7
3 旧法による税	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	**21,122,689**	**19,577,483**	**92.7**	**100.0**	**20,683,683**	**19,051,799**	**92.1**	**100.0**	**525,684**	**2.8**	**0.4**

（注）　収入額は、「第11表　歳入決算額の状況」の地方税の決算額に東京都が徴収した市町村税相当額（平成17年度1,910,435百万円、平成16年度1,819,845百万円）を加算した額である。

第14表　法　定　外　普　通　税　の　状　況

その１　道府県税

（単位　百万円）

区分	平成17年度		平成16年度		比較	
	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)－(C)	増減額 (B)－(D)
石油価格調整税	1	973	1	960	－	13
核燃料税	10	17,855	11	13,921	△ 1	3,934
核燃料物質等取扱税	1	14,496	1	13,131	－	1,365
核燃料等取扱税	1	1,963	1	1,498	－	465
臨時特例企業税	1	9,976	1	15,591	－	△ 5,615
合計	**14**	**45,262**	**15**	**45,101**	**△ 1**	**161**

（注）　「団体数」には、収入のあった団体数を計上している。

その２　市町村税

（単位　百万円）

区分	平成17年度		平成16年度		比較	
	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)－(C)	増減額 (B)－(D)
狭小住戸集合住宅税	1	458	1	105	－	353
砂利採取税	2	26	2	29	－	△ 3
別荘等所有税	1	555	1	561	－	△ 6
山砂利採取税	1	19	1	21	－	△ 2
歴史と文化の環境税	1	52	1	33	－	19
使用済核燃料税	1	249	1	236	－	13
合計	**7**	**1,359**	**7**	**983**	－	**376**

（注）　「団体数」には、収入のあった団体数を計上している。

第15表　法　定　外　目　的　税　の　状　況

その１　道府県税

（単位　百万円）

区分	平成17年度		平成16年度		比較	
	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)－(C)	増減額 (B)－(D)
産業廃棄物税	17	2,880	8	1,219	9	1,661
宿泊税	1	1,193	1	1,163	－	30
産業廃棄物処理税	1	903	1	893	－	10
産業廃棄物埋立税	1	935	1	876	－	59
産業廃棄物処分場税	1	8	1	12	－	△ 4
乗鞍環境保全税	1	22	1	21	－	1
産業廃棄物減量税	1	95	－	－	1	95
合計	**23**	**6,037**	**13**	**4,185**	**10**	**1,852**

（注）　「団体数」には、収入のあった団体数を計上している。

その２　市町村税

（単位　百万円）

区分	平成17年度		平成16年度		比較	
	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)－(C)	増減額 (B)－(D)
使用済核燃料税	1	483	1	464	－	19
遊漁税	1	20	1	34	－	△ 14
一般廃棄物埋立税	1	41	1	48	－	△ 7
環境未来税	1	887	1	809	－	78
環境協力税	1	4	－	－	1	4
合計	**5**	**1,435**	**4**	**1,354**	**1**	**81**

（注）　「団体数」には、収入のあった団体数を計上している。

第16表　超　過　課　税　の　状　況

その１　道府県税

（単位　百万円）

区分	平成17年度		平成16年度		比較	
	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)－(C)	増減額 (B)－(D)
道府県民税個人均等割	8	1,895	2	459	6	1,436
道府県民税法人均等割	9	5,679	3	5,327	6	352
道府県民税法人税割	46	110,186	46	95,251	－	14,935
事業税法人分	7	114,497	7	98,216	－	16,281
自動車税	1	27	1	53	－	△ 26
合計	－	**232,286**	－	**199,306**	－	**32,980**

その２　市町村税

（単位　百万円）

区分	平成17年度		平成16年度		比較	
	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)－(C)	増減額 (B)－(D)
市町村民税	1,024	279,059	1,226	243,101	△ 202	35,958
個人均等割	－	－	－	－	－	－
所得割	－	－	－	－	－	－
法人均等割	410	14,455	491	14,151	△ 81	304
法人税割	1,019	264,604	1,214	228,950	△ 195	35,654
固定資産税	168	37,381	207	38,425	△ 39	△ 1,044
土地	167	11,730	207	12,331	△ 40	△ 601
家屋	167	16,259	207	16,473	△ 40	△ 214
償却資産	168	9,392	207	9,621	△ 39	△ 229
軽自動車税	22	528	24	501	△ 2	27
鉱産税	11	9	12	9	△ 1	－
入湯税	2	24	2	21	－	3
旧法による税	－	－	－	－	－	－
合計		**317,001**	－	**282,056**	－	**34,945**

（注）　「市町村民税法人税割」には、東京都が徴収した市町村税相当額（87,035百万円）を含む。

第17表　地　方　税　徴　収　率　の　推　移

その１　道府県税

（単位　%）

区分	現年課税分	滞納繰越分	合計
平成12年度	98.6	22.5	95.5
13	98.6	21.8	95.6
14	98.4	21.4	95.0
15	98.6	22.3	95.3
16	98.7	22.5	95.7
17	98.9	23.9	96.3

（注）　地方消費税を控除して算出した。

その２　市町村税

（単位　%）

区分	現年課税分	滞納繰越分	合計
平成12年度	97.9	17.2	92.0
13	97.9	16.9	92.0
14	97.8	16.5	91.8
15	98.0	17.5	91.8
16	98.1	17.6	92.1
17	98.2	18.8	92.7

第18表　国税と地方税の収入状況

（単位　億円・%）

区分	租税総額						国税						地方税					
	合計		直接税		間接税等		計		直接税		間接税等		計		直接税		間接税等	
昭和10年度	**18**	100.0	10	55.0	8	45.0	**12**	100.0	4	35.0	8	65.0	**6**	100.0	6	92.9	0	7.1
15	**50**	100.0	34	68.3	16	31.7	**42**	100.0	27	63.9	15	36.1	**8**	100.0	7	92.0	1	8.0
平成元年度	**889,312**	100.0	708,060	79.6	181,252	20.4	**571,361**	100.0	423,926	74.2	147,435	25.8	**317,951**	100.0	284,134	89.4	33,817	10.6
2	**962,302**	100.0	763,578	79.3	198,724	20.7	**627,798**	100.0	462,971	73.7	164,827	26.3	**334,504**	100.0	300,607	89.9	33,897	10.1
3	**982,837**	100.0	779,385	79.3	203,452	20.7	**632,110**	100.0	463,073	73.3	169,037	26.7	**350,727**	100.0	316,312	90.2	34,415	9.8
4	**919,647**	100.0	716,420	77.9	203,227	22.1	**573,964**	100.0	405,520	70.7	168,444	29.3	**345,683**	100.0	310,900	89.9	34,783	10.1
5	**907,055**	100.0	697,936	76.9	209,119	23.1	**571,142**	100.0	396,582	69.4	174,560	30.6	**335,913**	100.0	301,354	89.7	34,559	10.3
6	**865,398**	100.0	646,375	74.7	219,023	25.3	**540,007**	100.0	359,567	66.6	180,440	33.4	**325,391**	100.0	286,808	88.1	38,583	11.9
7	**886,380**	100.0	659,746	74.4	226,634	25.6	**549,630**	100.0	363,519	66.1	186,111	33.9	**336,750**	100.0	296,227	88.0	40,523	12.0
8	**903,198**	100.0	669,958	74.2	233,240	25.8	**552,261**	100.0	360,476	65.3	191,785	34.7	**350,937**	100.0	309,482	88.2	41,455	11.8
9	**917,562**	100.0	666,444	72.6	251,118	27.4	**556,007**	100.0	352,325	63.4	203,682	36.6	**361,555**	100.0	314,119	86.9	47,436	13.1
10	**871,199**	100.0	600,022	68.9	271,177	31.1	**511,977**	100.0	303,397	59.3	208,580	40.7	**359,222**	100.0	296,625	82.6	62,597	17.4
11	**842,400**	100.0	569,906	67.7	272,494	32.3	**492,139**	100.0	281,293	57.2	210,846	42.8	**350,261**	100.0	288,613	82.4	61,648	17.6
12	**882,673**	100.0	618,121	70.0	264,552	30.0	**527,209**	100.0	323,193	61.3	204,016	38.7	**355,464**	100.0	294,928	83.0	60,536	17.0
13	**855,172**	100.0	593,753	69.4	261,419	30.6	**499,684**	100.0	297,393	59.5	202,291	40.5	**355,488**	100.0	296,360	83.4	59,128	16.6
14	**792,227**	100.0	534,216	67.4	258,011	32.6	**458,442**	100.0	257,891	56.3	200,551	43.7	**333,785**	100.0	276,325	82.8	57,460	17.2
15	**780,351**	100.0	524,493	67.2	255,858	32.8	**453,694**	100.0	254,727	56.1	198,967	43.9	**326,657**	100.0	269,766	82.6	56,891	17.4
16	**816,417**	100.0	556,131	68.1	260,286	31.9	**481,029**	100.0	279,858	58.2	201,171	41.8	**335,388**	100.0	276,273	82.4	59,115	17.6
17	**870,949**	100.0	605,181	69.5	265,769	30.5	**522,905**	100.0	315,413	60.3	207,492	39.7	**348,044**	100.0	289,768	83.3	58,277	16.7

（注）　1　国税は、租税（一般会計分、交付税及び譲与税配付金特別会計分、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計分、電源開発促進対策特別会計分、道路整備特別会計分及び国債整理基金特別会計分）及び印紙収入のほか日本専売公社納付金を含む。

2　国税における直接税、間接税等の区分は次のとおりである。

直接税……所得税、法人税、法人特別税、相続税、地価税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地租、営業収益税、営業税、資本利子税、法人資本税、鉱区税、鉱業税、外貨債特別税、取引所営業税、臨時利得税、利益配当税、公債及び社債利子税、配当利子特別税、増加所得税、非戦災者特別税、戦時利得税、北支事件特別税、富裕税、再評価税、旧税、還付税及び琉球政府諸税

間接税等…直接税以外のもの

3　地方税における直接税、間接税等の区分は次のとおりである。

直接税……道府県民税、事業税、特別所得税、自動車税、鉱区税、狩猟者税、狩猟免許税、狩猟者登録税、市町村民税、固定資産税、自転車荷車税、軽自動車税、鉱産税、特別土地保有税、目的税（自動車取得税、軽油引取税、入湯税、法定外目的税を除く。）、国税附加税、特別地税、地租、家屋税、営業税、段別税、電柱税、漁業権税、軌道税、船舶税、電話加入権税、電話税、雑種税（一部）、段別割、戸数割、戸別割、家屋割、扇風機税、と畜税、犬税、使用人税、舟税、自転車税、荷車税及び金庫税

間接税等…直接税以外の諸税

第19表　国民所得に対する租税負担率

（単位　億円・%）

区分	国民所得		租税負担額								租税負担率				
	名目額	指数	国税(A)	指数	地方税(B)	指数	地方税の内訳		計(A)+(B)	指数	国税	地方税	地方税の内訳		計
							道府県税	市町村税					道府県税	市町村税	
昭和9～11年度	144	−	12	−	6	−	2	4	18	−	8.5	4.4	1.8	2.6	12.9
16	358	−	49	−	9	−	2	7	58	−	13.8	2.5	0.6	2.0	16.2
36	160,819	100	22,269	100	9,065	100	4,442	4,623	31,334	100	13.8	5.6	2.8	2.9	19.5
平成7年度	3,742,775	2,327	549,630	2,468	336,750	3,715	139,090	197,660	886,380	2,829	14.7	9.0	3.7	5.3	23.7
8	3,806,211	2,367	552,261	2,480	350,937	3,871	145,915	205,022	903,198	2,882	14.5	9.2	3.8	5.4	23.7
9	3,819,989	2,375	556,007	2,497	361,555	3,988	149,478	212,077	917,562	2,928	14.6	9.5	3.9	5.6	24.0
10	3,689,215	2,294	511,977	2,299	359,222	3,963	153,195	206,027	871,199	2,780	13.9	9.7	4.2	5.6	23.6
11	3,643,409	2,266	492,139	2,210	350,261	3,864	145,863	204,399	842,400	2,688	13.5	9.6	4.0	5.6	23.1
12	3,718,039	2,312	527,209	2,367	355,464	3,921	155,850	199,614	882,673	2,817	14.2	9.6	4.2	5.4	23.7
13	3,613,335	2,247	499,684	2,244	355,488	3,922	155,303	200,185	855,172	2,729	13.8	9.8	4.3	5.5	23.7
14	3,557,610	2,212	458,442	2,059	333,785	3,682	138,035	195,750	792,228	2,528	12.9	9.4	3.9	5.5	22.3
15	3,580,792	2,227	453,694	2,037	326,657	3,603	136,931	189,726	780,351	2,490	12.7	9.1	3.8	5.3	21.8
16	3,629,009	2,257	481,029	2,160	335,388	3,700	144,870	190,518	816,417	2,606	13.3	9.2	4.0	5.2	22.5
17	3,676,303	2,286	522,905	2,348	348,044	3,839	152,269	195,775	870,949	2,780	14.2	9.5	4.1	5.3	23.7

（注）　1　国民所得は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、平成7年度以降は「国民経済計算（93SNA、平成7年基準）」、昭和36年度は「国民経済計算（新SNA、平成2年基準）」、昭和16年度以前は「国民所得統計（旧SNA）」による数値である。

2　国税は、租税（一般会計分、交付税及び譲与税配付金特別会計分、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計分、電源開発促進対策特別会計分、道路整備特別会計分及び国債整理基金特別会計分）及び印紙収入のほか日本専売公社納付金を含む。

第20表　国民所得に対する租税負担率の外国との比較

（単位　%）

区分	日本			アメリカ			イギリス			ドイツ			フランス		
	国税	地方税	合計	連邦税	州税	合計	国税	地方税	合計	連邦税	州税	合計	国税	地方税	合計
昭和9～11年度	8.5	4.4	**12.9**	6.0		**17.3**	18.1	4.5	**22.6**	15.8		**22.1**	18.5	…	…
16	13.8	2.5	**16.2**	12.0		**20.1**	28.5	3.3	**31.8**	33.1		…	…	…	…
19	22.3	1.5	**23.8**	19.2		**24.0**	38.6	2.9	**41.5**	42.2		…	…	…	…
25	16.9	5.6	**22.4**	18.0		**24.8**	34.3	3.1	**37.4**	22.2		**25.4**	22.4	3.6	**26.0**
30	13.4	5.5	**18.9**	18.3		**25.5**	30.0	3.1	**33.0**	25.8		**29.8**	21.4	3.6	**25.0**
35	13.3	5.5	**18.9**	18.1	4.3	**26.7**	26.4	3.7	**30.0**	24.5		**28.5**	24.9	3.8	**28.7**
40	12.2	5.8	**18.0**	15.8		**24.6**	27.6	4.2	**31.8**	25.8		**29.4**	25.4	4.1	**29.5**
45	12.7	6.1	**18.9**	17.2		**27.5**	35.9	4.5	**40.4**	…		**25.7**	…	…	**27.6**
50	11.7	6.6	**18.3**	14.3	6.1	**25.1**	31.2	4.8	**36.1**	14.1	9.1	**26.8**	24.0	3.5	**27.5**
55	14.0	7.8	**21.8**	15.4	6.1	**25.4**	34.7	5.0	**39.7**	14.8	9.8	**28.6**	26.6	3.8	**30.4**
60	15.0	8.9	**23.9**	13.1	6.3	**23.3**	36.8	5.2	**42.0**	14.2	9.5	**27.5**	27.1	4.9	**32.0**
平成2年度	18.0	9.6	**27.6**	14.0	6.6	**25.1**	37.5	3.4	**40.9**	13.5	8.9	**25.9**	26.1	5.2	**31.3**
7	14.7	9.0	**23.7**	14.5	6.9	**25.9**	37.0	1.7	**38.7**	15.9	10.7	**30.3**	26.8	6.4	**33.2**
12	14.2	9.6	**23.7**	16.5	6.7	**27.6**	38.7	1.9	**40.7**	15.7	11.3	**30.8**	31.9	6.0	**37.9**
13	13.8	9.8	**23.7**	15.4	6.7	**26.5**	37.8	2.0	**39.8**	15.2	10.8	**29.6**	31.7	5.8	**37.5**
14	12.9	9.4	**22.3**	12.9	6.4	**24.0**	35.5	2.0	**37.5**	14.9	10.5	**28.7**	31.0	5.9	**36.8**
15	12.7	9.1	**21.8**	12.1	6.4	**23.1**	34.5	2.1	**36.7**	15.0	10.4	**28.6**	30.0	5.9	**36.0**
16	13.3	9.2	**22.5**	12.1	6.5	**23.2**	34.9	2.2	**37.1**	14.0	10.0	**27.5**	30.4	6.5	**36.8**
17	14.2	9.5	**23.7**	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…

（注）　1　日本の国税は、租税（一般会計分、交付税及び譲与税配付金特別会計分、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計分、電源開発促進対策特別会計分、道路整備特別会計分及び国債整理基金特別会計分）及び印紙収入のほか日本専売公社納付金を含む。

2　財務省調べによる。

3　日本以外は、暦年計数である。

第21表　地　方　譲　与　税　の　状　況

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度			平成16年度			比較		
	都道府県	市町村	計（A）	都道府県	市町村	計（B）	増減額（A）−（B）（C）	増減率（C）/（B）×100	前年度増減率
所得譲与税	669,540	446,360	1,115,900	212,450	212,449	424,899	691,001	162.6	皆増
地方道路譲与税	167,796	145,369	313,166	173,479	147,059	320,537	△ 7,371	△ 2.3	9.0
石油ガス譲与税	12,639	1,627	14,266	13,249	1,579	14,828	△ 562	△ 3.8	7.8
特別とん譲与税	390	11,012	11,402	341	10,890	11,232	170	1.5	2.4
自動車重量譲与税	−	378,157	378,157	−	375,290	375,290	2,867	0.8	4.3
航空機燃料譲与税	3,210	12,862	16,072	3,462	13,826	17,288	△ 1,216	△ 7.0	12.8
合計	**853,575**	**995,387**	**1,848,962**	**402,981**	**761,093**	**1,164,074**	**684,888**	**58.8**	**67.7**

第22表　地　方　交　付　税　の　状　況

その１　収入状況

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 普通交付税 交付額	構成比	平成17年度 特別交付税 交付額	構成比	平成17年度 計 交付額(A)	構成比	平成16年度地方交付税 交付額(B)	構成比	比較 増減額 (A)−(B) (C)	増減率 (C)／(B)×100	前年度増減率
都道府県	9,079,214	56.9	142,430	14.0	9,221,643	54.4	9,308,168	54.7	△ 86,525	△ 0.9	△ 6.7
市町村	6,865,457	43.1	871,619	86.0	7,737,076	45.6	7,711,941	45.3	25,135	0.3	△ 4.7
大都市	(639,690) 638,248	(4.0) 4.0	23,583	2.3	(663,273) 661,831	(3.9) 3.9	664,708	3.9	(△ 1,435) △ 2,877	(△ 0.2) △ 0.4	△ 8.2
中核市	(647,854) 544,668	(4.1) 3.4	51,206	5.0	(699,060) 595,874	(4.1) 3.5	515,319	3.0	(183,741) 80,555	(35.7) 15.6	△ 10.2
特例市	(258,165) 278,900	(1.6) 1.7	30,784	3.0	(288,950) 309,684	(1.7) 1.8	269,451	1.6	(19,499) 40,233	(7.2) 14.9	△ 2.2
都市	(3,456,477) 2,842,303	(21.7) 17.8	535,845	52.8	(3,992,323) 3,378,149	(23.5) 19.9	2,522,782	14.8	(1,469,541) 855,367	(58.3) 33.9	4.8
町村	(1,863,270) 2,561,338	(11.7) 16.1	230,200	22.7	(2,093,470) 2,791,538	(12.3) 16.5	3,739,682	22.0	(△ 1,646,212) △ 948,144	(△ 44.0) △ 25.4	△ 9.0
合計	**15,944,671**	**100.0**	**1,014,048**	**100.0**	**16,958,719**	**100.0**	**17,020,109**	**100.0**	**△ 61,390**	**△ 0.4**	**△ 5.8**

（注）　1　市町村分の区分は、平成17年４月１日現在である。なお、特別交付税については、平成18年３月31日現在のものである。
　　2　市町村分の区分中（　）書きの数値は、平成17年４月２日から平成18年３月31日までにおける市町村合併等による異動後の数値である。

その２　普通交付税算定状況（平成17年度）

（単位　百万円）

区分	基準財政需要額 財源不足団体	財源超過団体	計	基準財政収入額 財源不足団体	財源超過団体	計	財源超過額	財源不足額	普通交付税額
都道府県	18,344,428	1,577,058	19,921,487	9,265,215	1,872,313	11,137,527	295,254	9,079,214	9,079,214
市町村	18,838,510	3,248,523	22,087,032	11,973,053	4,269,870	16,242,923	1,021,347	6,865,457	6,865,457
大都市	3,734,769	1,595,388	5,330,156	3,096,521	2,322,794	5,419,315	727,406	638,248	638,248
中核市	2,249,351	179,677	2,429,028	1,704,683	190,965	1,895,648	11,288	544,668	544,668
特例市	1,272,597	280,827	1,553,424	993,697	312,663	1,306,360	31,836	278,900	278,900
都市	7,289,364	979,904	8,269,268	4,447,060	1,163,445	5,610,506	183,541	2,842,303	2,842,303
町村	4,292,429	212,727	4,505,156	1,731,091	280,002	2,011,094	67,276	2,561,338	2,561,338
合計	**37,182,938**	**4,825,581**	**42,008,519**	**21,238,267**	**6,142,182**	**27,380,450**	**1,316,601**	**15,944,671**	**15,944,671**

（注）　1　市町村分は、一般算定分と合併算定替分とを単純に合算したものである。
　　2　特別区は、財源超過団体として大都市に含めた。その３において同じ。

その３　基準財政需要額及び基準財政収入額の状況

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 基準財政需要額 (A)	基準財政収入額 (B)	比率 (B)／(A)×100	平成16年度 基準財政需要額 (C)	基準財政収入額 (D)	比率 (D)／(C)×100	比較 基準財政需要額 増減額 (A)−(C) (E)	増減率 (E)／(C)×100	基準財政収入額 増減額 (B)−(D) (F)	増減率 (F)／(D)×100
都道府県	19,921,487	11,137,527	55.9	18,723,228	9,725,386	51.9	1,198,259	6.4	1,412,141	14.5
市町村	22,087,032	16,242,923	73.5	21,797,218	15,954,173	73.2	289,814	1.3	288,750	1.8
大都市	5,330,156	5,419,315	101.7	5,127,727	5,127,853	100.0	202,429	3.9	291,462	5.7
中核市	2,429,028	1,895,648	78.0	2,338,849	1,906,391	81.5	90,179	3.9	△ 10,743	△ 0.6
特例市	1,553,424	1,306,360	84.1	1,480,041	1,267,330	85.6	73,383	5.0	39,030	3.1
都市	8,269,268	5,610,506	67.8	7,060,036	5,156,199	73.0	1,209,232	17.1	454,307	8.8
町村	4,505,156	2,011,094	44.6	5,790,566	2,496,400	43.1	△ 1,285,410	△ 22.2	△ 485,306	△ 19.4
合計	**42,008,519**	**27,380,450**	**65.2**	**40,520,447**	**25,679,559**	**63.4**	**1,488,072**	**3.7**	**1,700,891**	**6.6**

第22表　地　方　交　付　税　の　状　況（つづき）

その４　普通交付税交付・不交付団体数の状況

（単位　％）

区分	平成17年度						平成16年度						比較			
	交付		不交付		計		交付		不交付		計		交付		不交付	
													増減数	増減率	増減数	増減率
都道府県	46	97.9	1	2.1	47	100.0	46	97.9	1	2.1	47	100.0	－	－	－	－
市町村	2,249	93.9	146	6.1	2,395	100.0	2,967	95.7	133	4.3	3,100	100.0	△ 718	△ 24.2	13	9.8
大都市	13	92.9	1 (1)	7.1	14 (1)	100.0	12	92.3	1 (1)	7.7	13 (1)	100.0	1	8.3	－	－
中核市	31	88.6	4	11.4	35	100.0	31	88.6	4	11.4	35	100.0	－	－	－	－
特例市	30	75.0	10	25.0	40	100.0	31	77.5	9	22.5	40	100.0	△ 1	△ 3.2	1	11.1
都市	585	90.0	65	10.0	650	100.0	550	90.6	57	9.4	607	100.0	35	6.4	8	14.0
町村	1,590	96.0	66	4.0	1,656	100.0	2,343	97.4	62	2.6	2,405	100.0	△ 753	△ 32.1	4	6.5
合計	**2,295**	**94.0**	**147**	**6.0**	**2,442**	**100.0**	**3,013**	**95.7**	**134**	**4.3**	**3,147**	**100.0**	**△ 718**	**△ 23.8**	**13**	**9.7**

（注）　1　平成16年度及び平成17年度の都道府県の不交付団体は、東京都である。
　　2　特別区は、地方交付税法第21条（都等の特例）の規定のため、大都市の下段に（　）外書きとしている。

第23表　一　般　財　源　の　状　況

その１　総　括

（単位　百万円）

区分	平成17年度			平成16年度			増減額		
	都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額
地方税	17,137,360	17,667,049	34,804,409	16,306,851	17,231,954	33,538,805	830,509	435,095	1,265,604
地方譲与税	853,575	995,387	1,848,962	402,981	761,093	1,164,074	450,594	234,294	684,888
地方特例交付金	872,575	645,431	1,518,006	464,113	640,721	1,104,834	408,462	4,710	413,172
地方交付税	9,221,643	7,737,076	16,958,719	9,308,168	7,711,941	17,020,109	△ 86,525	25,135	△ 61,390
市町村たばこ税都道府県交付金	1,873	－	－	－	－	－	1,873	－	－
利子割交付金	－	98,090	－	－	138,681	－	－	△ 40,591	－
配当割交付金	－	47,339	－	－	28,010	－	－	19,329	－
株式等譲渡所得割交付金	－	68,982	－	－	28,865	－	－	40,117	－
地方消費税交付金	－	1,249,432	－	－	1,349,047	－	－	△ 99,615	－
ゴルフ場利用税交付金	－	43,576	－	－	45,422	－	－	△ 1,846	－
特別地方消費税交付金	－	29	－	－	52	－	－	△ 23	－
自動車取得税交付金	－	316,687	－	－	316,999	－	－	△ 312	－
軽油引取税交付金	－	112,840	－	－	108,521	－	－	4,319	－
小計（一般財源）	**28,087,026**	**28,981,918**	**55,130,096**	**26,482,113**	**28,361,304**	**52,827,821**	**1,604,913**	**620,614**	**2,302,275**
その他の財源	20,607,492	21,496,688	37,806,373	22,513,378	22,288,733	40,614,415	△ 1,905,886	△ 792,045	△ 2,808,042
歳入合計	**48,694,518**	**50,478,606**	**92,936,469**	**48,995,491**	**50,650,037**	**93,442,236**	**△ 300,973**	**△ 171,431**	**△ 505,767**

第23表　一　般　財　源　の　状　況（つづき）

その2　市町村

（単位　百万円・%）

区分	大都市			中核市			特例市			都市			町村			特別区		
	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率
地方税	4,041,966	39.4	5.9	2,525,818	42.6	7.3	1,590,242	45.9	0.8	7,133,888	34.4	9.7	1,546,410	23.7	△ 29.4	828,724	28.5	5.2
地方譲与税	152,664	1.5	38.4	121,812	2.1	47.6	74,342	2.1	34.1	449,573	2.2	51.3	149,741	2.3	△ 18.2	47,255	1.6	44.9
地方特例交付金	143,631	1.4	6.0	87,395	1.5	4.0	57,437	1.7	0.6	242,070	1.2	6.0	47,280	0.7	△ 30.4	67,619	2.3	0.0
地方交付税	662,123	6.4	△ 0.4	700,210	11.8	22.0	288,950	8.3	△ 5.1	3,992,323	19.3	28.5	2,093,470	32.1	△ 31.6	−	−	−
利子割交付金	17,377	0.2	△27.2	13,074	0.2	△29.6	8,836	0.3	△31.2	37,905	0.2	△26.9	7,596	0.1	△ 56.0	13,301	0.5	△ 6.5
配当割交付金	9,323	0.1	75.1	5,957	0.1	77.5	4,617	0.1	70.2	17,845	0.1	77.9	3,292	0.1	14.8	6,304	0.2	69.4
株式譲渡所得割交付金	13,412	0.1	144.8	8,584	0.1	148.8	6,498	0.2	141.8	26,403	0.1	153.8	4,793	0.1	62.4	9,292	0.3	138.6
地方消費税交付金	225,734	2.2	△ 3.2	164,717	2.8	△ 1.7	101,097	2.9	△ 8.7	508,801	2.5	1.0	122,459	1.9	△ 37.8	126,624	4.4	△ 7.4
ゴルフ場利用税交付金	1,768	0.0	△ 2.1	3,499	0.1	31.7	1,916	0.1	0.8	25,488	0.1	21.7	10,842	0.2	△ 39.9	64	0.0	△12.3
特別地方消費税交付金	18	0.0	△21.7	7	0.0	△22.2	2	0.0	△33.3	2	0.0	△85.7	0	0.0	△100.0	−	−	−
自動車取得税交付金	58,866	0.6	6.1	32,491	0.5	9.0	23,108	0.7	0.7	135,278	0.7	14.4	46,991	0.7	△ 34.4	19,954	0.7	6.2
軽油引取税交付金	112,840	1.1	4.0	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
小計（一般財源）	**5,439,721**	**53.0**	**5.4**	**3,663,564**	**61.8**	**10.4**	**2,157,046**	**62.3**	**0.4**	**12,569,576**	**60.6**	**15.8**	**4,032,875**	**61.8**	**△ 30.6**	**1,119,137**	**38.5**	**5.1**
その他の財源	4,829,509	47.0	3.4	2,265,464	38.2	4.5	1,304,074	37.7	△ 7.5	8,167,634	39.4	9.0	2,497,210	38.2	△ 39.9	1,787,725	61.5	5.6
歳入合計	**10,269,230**	**100.0**	**4.5**	**5,929,028**	**100.0**	**8.0**	**3,461,120**	**100.0**	**△ 2.7**	**20,737,210**	**100.0**	**13.1**	**6,530,085**	**100.0**	**△ 34.5**	**2,906,862**	**100.0**	**5.4**

第24表　一　般　財　源　の　推　移

その1　純　計

（単位　百万円・%）

区分	地方税			地方譲与税			地方特例交付金			地方交付税			合計		
	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率
昭和36年度	906,475	100	21.8	45,449	100	25.7	−	−	−	401,704	100	29.2	**1,353,628**	**100**	**24.0**
平成11年度	35,026,119	3,864	△ 2.5	608,905	1,340	2.3	639,860	100	皆増	20,864,236	5,194	15.6	**57,139,120**	**4,221**	**4.7**
12	35,546,434	3,921	1.5	620,177	1,365	1.9	914,014	143	42.8	21,776,420	5,421	4.4	**58,857,045**	**4,348**	**3.0**
13	35,548,783	3,922	0.0	623,971	1,373	0.6	901,818	141	△ 1.3	20,349,760	5,066	△ 6.6	**57,424,333**	**4,242**	**△ 2.4**
14	33,378,518	3,682	△ 6.1	634,222	1,395	1.6	903,588	141	0.2	19,544,863	4,865	△ 4.0	**54,461,192**	**4,023**	**△ 5.2**
15	32,665,727	3,604	△ 2.1	694,045	1,527	9.4	1,006,168	157	11.4	18,069,295	4,498	△ 7.5	**52,435,236**	**3,874**	**△ 3.7**
16	33,538,805	3,700	2.7	1,164,074	2,561	67.7	1,104,834	173	9.8	17,020,109	4,237	△ 5.8	**52,827,821**	**3,903**	**0.7**
17	34,804,409	3,840	3.8	1,848,962	4,068	58.8	1,518,006	237	37.4	16,958,719	4,222	△ 0.4	**55,130,096**	**4,073**	**4.4**

（注）　地方特例交付金については、平成11年度を100として指数を算出している。その2、その3において同じ。

第24表　一　般　財　源　の　推　移（つづき）

その２　都道府県

（単位　百万円・％）

区分	地方税			地方譲与税			地方特例交付金			地方交付税			市町村たばこ税都道府県交付金			合計		
	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率
昭和36年度	497,725	100	26.1	43,939	100	25.7	－	－	－	267,744	100	26.8	－	－	－	**809,408**	**100**	**26.3**
平成11年度	16,432,987	3,302	△ 4.7	130,661	297	1.6	142,188	100	皆増	11,132,308	4,158	20.1	－	－	－	**27,838,145**	**3,439**	**4.5**
12	17,456,122	3,507	6.2	132,292	301	1.2	251,731	177	77.0	11,782,870	4,401	5.8	－	－	－	**29,623,015**	**3,660**	**6.4**
13	17,406,306	3,497	△ 0.3	133,002	303	0.5	235,019	165	△ 6.6	11,075,261	4,137	△ 6.0	－	－	－	**28,849,588**	**3,564**	**△ 2.6**
14	15,556,230	3,125	△ 10.6	138,498	315	4.1	237,633	167	1.1	10,817,819	4,040	△ 2.3	－	－	－	**26,750,181**	**3,305**	**△ 7.3**
15	15,425,989	3,099	△ 0.8	174,153	396	25.7	351,289	247	47.8	9,978,502	3,727	△ 7.8	－	－	－	**25,929,932**	**3,204**	**△ 3.1**
16	16,306,851	3,276	5.7	402,981	917	131.4	464,113	326	32.1	9,308,168	3,477	△ 6.7	－	－	－	**26,482,113**	**3,272**	**2.1**
17	17,137,360	3,443	5.1	853,575	1,943	111.8	872,575	614	88.0	9,221,643	3,444	△ 0.9	1,873	100	皆増	**28,087,026**	**3,470**	**6.1**

（注）　地方特例交付金については、平成11年度、市町村たばこ税都道府県交付金については平成17年度を100として指数を算出している。

その３　市町村

（単位　百万円・％）

区分	地方税			地方譲与税			地方特例交付金			地方交付税			その他			合計		
	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率
昭和36年度	408,750	100	16.9	1,510	100	23.8	－	－	－	133,960	100	34.2	1,501	100	58.0	**545,721**	**100**	**20.8**
平成11年度	18,593,132	4,549	△ 0.5	478,244	31,672	2.5	497,672	100	皆増	9,731,928	7,265	10.9	1,933,642	128,824	△ 5.4	**31,234,617**	**5,724**	**4.2**
12	18,090,312	4,426	△ 2.7	487,884	32,310	2.0	662,283	133	33.1	9,993,551	7,460	2.7	2,419,814	161,213	25.1	**31,653,845**	**5,800**	**1.3**
13	18,142,477	4,439	0.3	490,969	32,515	0.6	666,799	134	0.7	9,274,500	6,923	△ 7.2	2,408,431	160,455	△ 0.5	**30,983,176**	**5,677**	**△ 2.1**
14	17,822,288	4,360	△ 1.8	495,724	32,829	1.0	665,955	134	△ 0.1	8,727,044	6,515	△ 5.9	1,739,742	115,906	△ 27.8	**29,450,753**	**5,397**	**△ 4.9**
15	17,239,738	4,218	△ 3.3	519,893	34,430	4.9	654,879	132	△ 1.7	8,090,793	6,040	△ 7.3	1,828,474	121,817	5.1	**28,333,778**	**5,192**	**△ 3.8**
16	17,231,954	4,216	△ 0.0	761,093	50,404	46.4	640,721	129	△ 2.2	7,711,941	5,757	△ 4.7	2,015,596	134,284	10.2	**28,361,304**	**5,197**	**0.1**
17	17,667,049	4,322	2.5	995,387	65,920	30.8	645,431	130	0.7	7,737,076	5,776	0.3	1,936,975	129,046	△ 3.9	**28,981,918**	**5,311**	**2.2**

（注）　1　「その他」は、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金である。

2　地方特例交付金については、平成11年度を100として指数を算出している。

第25表　一般財源の人口１人当たり額の状況

その１　都道府県

（単位　円・％）

グループ	区分	地方税		地方交付税		一般財源	
		人口１人当たり額	歳入構成比	人口１人当たり額	歳入構成比	人口１人当たり額	歳入構成比
B_1	愛知県	134,217	48.9	12,340	4.5	158,173	57.6
	神奈川県	99,182	54.2	14,136	7.7	124,201	67.9
	大阪府	111,372	38.9	32,204	11.2	154,980	54.1
	（平均）	113,677	46.2	20,013	8.1	144,970	58.9
B_2	埼玉県	83,577	41.3	34,034	16.8	129,135	63.7
	静岡県	112,264	40.6	44,796	16.2	169,082	61.1
	千葉県	91,001	40.0	36,197	15.9	138,797	61.0
	茨城県	104,688	32.6	62,091	19.4	179,551	56.0
	福岡県	85,499	30.7	55,754	20.0	153,090	54.9
	栃木県	109,335	28.3	68,428	17.7	190,846	49.4
	群馬県	98,469	27.8	72,836	20.5	184,327	51.9
	（平均）	94,233	35.4	47,686	17.9	153,921	57.8
C	三重県	107,868	30.0	81,169	22.6	202,442	56.3
	兵庫県	87,424	19.0	68,618	14.9	168,075	36.6
	広島県	95,910	29.4	72,746	22.3	181,597	55.6
	宮城県	91,218	27.9	78,682	24.1	182,509	55.8
	京都府	99,862	31.7	75,187	23.9	187,299	59.4
	滋賀県	101,135	28.8	86,757	24.7	201,493	57.3
	岐阜県	91,687	25.5	90,966	25.3	196,149	54.6
	岡山県	101,781	26.4	92,430	23.9	207,860	53.8
	（平均）	95,123	25.4	78,016	20.8	185,919	49.6
D	長野県	92,536	24.7	108,694	29.0	215,026	57.4
	石川県	98,447	22.6	120,818	27.7	233,037	53.4
	福島県	93,097	23.1	113,129	28.0	220,166	54.6
	香川県	94,568	21.9	113,570	26.3	221,565	51.2
	新潟県	93,394	18.7	122,106	24.4	229,706	45.9
	富山県	99,689	21.8	125,887	27.5	239,473	52.4
	山口県	97,104	20.3	121,129	25.3	232,363	48.5
	北海道	82,539	18.2	126,133	27.8	223,184	49.2
	奈良県	70,170	21.8	102,395	31.8	185,570	57.6
	山梨県	104,287	19.9	142,400	27.1	260,370	49.6
	福井県	110,485	18.9	154,531	26.4	279,344	47.7
	愛媛県	80,053	18.7	120,026	28.0	213,977	50.0
	熊本県	74,372	19.4	118,324	30.8	206,222	53.7
	徳島県	91,035	13.8	173,367	26.4	278,930	42.4
	（平均）	88,871	19.9	122,716	27.5	225,587	50.6
E	山形県	78,537	16.3	155,649	32.4	249,212	51.8
	大分県	80,857	17.2	149,150	31.7	244,392	51.9
	佐賀県	84,105	17.7	159,337	33.6	256,798	54.1
	和歌山県	70,739	15.0	154,183	32.8	239,296	50.9
	青森県	82,153	16.4	161,642	32.3	257,944	51.5
	岩手県	77,041	15.2	172,949	34.2	265,437	52.4
	鹿児島県	70,823	15.4	161,122	35.0	246,552	53.5
	沖縄県	59,940	14.5	137,263	33.2	208,908	50.5
	宮崎県	70,633	13.8	162,569	31.8	247,465	48.4
	長崎県	61,465	13.6	156,927	34.7	231,897	51.3
	秋田県	74,295	13.1	180,129	31.6	269,055	47.3
	鳥取県	78,281	12.7	211,530	34.2	305,350	49.4
	高知県	67,231	11.8	215,912	37.9	299,337	52.5
	島根県	77,387	10.4	247,871	33.4	342,170	46.1
	（平均）	73,248	14.6	167,892	33.4	255,558	50.9
F	東京都	285,485	65.7	−	−	306,966	70.6
		(199,917)	(57.3)			(221,398)	(63.4)
総平均	東京を含む	112,866	31.2	72,580	20.1	199,046	55.1
	東京を含まず	94,408	26.7	80,341	22.7	187,507	53.1

（注）　1　グループの分類は次による。

グループ	B_1	B_2	C	D	E
財政力指数	0.7～1.0の団体	0.5～0.7の団体	0.4～0.5の団体	0.3～0.4の団体	0.3未満の団体

2（1）地方税の額は、東京都以外の団体については利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金（以下「８交付金」という。）として市町村に交付する額を除いたものである。

（2）東京都の地方税については、上記８交付金のほかに特別区財政調整交付金を除いたものである。

なお、（　）内の数値は、東京都の地方税に都が徴収した市町村税相当額が含まれていることを考慮し、上記８交付金のほかに当該市町村税相当額を除いたものを計上している。

3　人口１人当たり額は、平成18年３月31日現在住民基本台帳登載人口で除して得た額である。その２において同じ。

第25表　一般財源の人口１人当たり額の状況（つづき）

その２　市町村

（１）　類型区分

ア　都　　市

人口 ＼ 産業構造 ＼ 類型		Ⅱ次、Ⅲ次 95%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 95%未満	
		Ⅲ　次 65%以上	Ⅲ　次 65%未満	Ⅲ　次 55%以上	Ⅲ　次 55%未満
		3	2	1	0
50,000人未満	Ⅰ	Ⅰ－3	Ⅰ－2	Ⅰ－1	Ⅰ－0
人以上　50,000 ～ 100,000 人未満	Ⅱ	Ⅱ－3	Ⅱ－2	Ⅱ－1	Ⅱ－0
100,000 ～ 150,000	Ⅲ	Ⅲ－3	Ⅲ－2	Ⅲ－1	Ⅲ－0
150,000人以上	Ⅳ	Ⅳ－3	Ⅳ－2	Ⅳ－1	Ⅳ－0

（注）　1　人口及び産業構造は、平成12年国勢調査による。

2　大都市、特別区、中核市及び特例市についてはそれぞれ１類型とし本表に含まない。

イ　町　　村

人口 ＼ 産業構造 ＼ 類型		Ⅱ次、Ⅲ次　80%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 80%未満
		Ⅲ　次 55%以上	Ⅲ　次 55%未満	
		2	1	0
5,000人未満	Ⅰ	Ⅰ－2	Ⅰ－1	Ⅰ－0
人以上　5,000 ～ 10,000 人未満	Ⅱ	Ⅱ－2	Ⅱ－1	Ⅱ－0
10,000 ～ 15,000	Ⅲ	Ⅲ－2	Ⅲ－1	Ⅲ－0
15,000 ～ 20,000	Ⅳ	Ⅳ－2	Ⅳ－1	Ⅳ－0
20,000人以上	Ⅴ	Ⅴ－2	Ⅴ－1	Ⅴ－0

第25表　一般財源の人口１人当たり額の状況（つづき）

その２　市町村（つづき）
（２）　一般財源の人口１人当たり額

（単位　円・％）

類型	地方税		地方交付税		一般財源	
	人口１人当たり額	歳入構成比	人口１人当たり額	歳入構成比	人口１人当たり額	歳入構成比
大都市	187,783	39.4	30,761	6.4	252,721	53.0
特別区	100,161	28.5	－	－	239,230	68.1
中核市	147,386	42.6	40,859	11.8	213,776	61.8
特例市	144,902	45.9	26,329	8.3	196,549	62.3
都市						
Ⅰ－0	101,737	20.6	167,057	33.9	296,404	60.1
Ⅰ－1	95,883	19.8	160,526	33.2	282,447	58.4
Ⅰ－2	136,368	34.2	79,406	19.9	242,976	61.0
Ⅰ－3	157,354	31.4	128,821	25.7	311,170	62.2
Ⅱ－0	118,338	27.8	109,701	25.8	256,077	60.2
Ⅱ－1	114,428	28.3	98,432	24.3	238,292	58.9
Ⅱ－2	140,993	42.4	41,364	12.4	208,369	62.7
Ⅱ－3	138,871	43.7	33,699	10.6	196,910	61.9
Ⅲ－0	122,438	31.3	87,110	22.3	237,654	60.7
Ⅲ－1	117,801	29.2	88,044	21.8	231,262	57.4
Ⅲ－2	142,542	43.4	34,519	10.5	202,913	61.8
Ⅲ－3	143,143	44.8	29,098	9.1	196,812	61.6
Ⅳ－0	146,560	42.4	39,954	11.5	214,738	62.1
Ⅳ－1	131,141	34.3	67,900	17.8	225,255	58.9
Ⅳ－2	145,655	45.9	28,961	9.1	201,410	63.4
Ⅳ－3	149,902	50.2	15,077	5.0	190,219	63.7
町村						
Ⅰ－0	87,622	8.3	504,337	47.6	635,097	59.9
Ⅰ－1	119,087	12.6	411,961	43.6	566,958	60.0
Ⅰ－2	140,491	12.0	455,618	38.8	634,342	54.0
Ⅱ－0	88,319	12.1	323,258	44.2	446,246	61.0
Ⅱ－1	120,764	21.0	210,710	36.7	361,354	62.9
Ⅱ－2	146,271	24.3	178,739	29.7	355,046	59.0
Ⅲ－0	79,696	13.0	265,067	43.1	375,247	61.0
Ⅲ－1	119,292	25.8	151,344	32.7	299,328	64.7
Ⅲ－2	123,492	25.7	131,322	27.4	283,093	59.0
Ⅳ－0	90,121	17.8	189,343	37.4	308,203	60.9
Ⅳ－1	101,863	23.4	146,778	33.7	276,687	63.5
Ⅳ－2	127,753	32.1	92,696	23.3	247,366	62.2
Ⅴ－0	78,144	14.9	207,277	39.6	312,181	59.7
Ⅴ－1	125,479	32.6	86,419	22.5	240,931	62.6
Ⅴ－2	113,591	35.2	66,460	20.6	204,417	63.4

第26表　国・県支出金の状況

その１　国庫支出金の状況

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
義務教育費	2,063,775	31.1	−	−	2,063,775	17.4	2,545,577	20.4	△ 481,802	△ 18.9	△ 7.0
生活保護費	163,846	2.5	1,810,180	34.4	1,974,026	16.6	1,933,111	15.5	40,915	2.1	7.2
児童保護費	131,377	2.0	411,543	7.8	542,920	4.6	549,676	4.4	△ 6,756	△ 1.2	△ 21.6
結核医療費	2,484	0.0	3,308	0.1	5,791	0.0	6,830	0.1	△ 1,039	△ 15.2	△ 8.2
精神保健費	54,229	0.8	−	−	54,229	0.5	48,865	0.4	5,364	11.0	2.2
老人保護費	1,489	0.0	6,660	0.1	8,150	0.1	61,239	0.5	△ 53,089	△ 86.7	△ 13.1
普通建設事業費	2,324,334	35.1	1,016,335	19.3	3,340,668	28.1	3,576,118	28.7	△ 235,450	△ 6.6	△ 14.7
災害復旧事業費	370,640	5.6	124,837	2.4	495,476	4.2	265,771	2.1	229,705	86.4	44.4
失業対策事業費	−	−	5,520	0.1	5,520	0.0	5,794	0.0	△ 274	△ 4.7	△ 6.2
委託金	192,383	2.9	112,019	2.1	304,402	2.6	250,709	2.0	53,693	21.4	△ 9.3
普通建設事業	8,121	0.1	7,383	0.1	15,504	0.1	16,266	0.1	△ 762	△ 4.7	△ 13.1
その他	184,262	2.8	104,636	2.0	288,898	2.5	234,443	1.9	54,455	23.2	△ 9.0
財政補給金	6,898	0.1	7,338	0.1	14,236	0.1	14,439	0.1	△ 203	△ 1.4	△ 2.4
その他	1,319,443	19.9	1,760,220	33.6	3,079,665	25.8	3,201,700	25.8	△ 122,035	△ 3.8	3.3
合計	**6,630,898**	**100.0**	**5,257,960**	**100.0**	**11,888,858**	**100.0**	**12,459,829**	**100.0**	**△ 570,971**	**△ 4.6**	**△ 5.2**

（注）　交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

その２　都道府県支出金の状況

（単位　百万円・％）

区分	決算額 平成17年度		決算額 平成16年度		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
国庫財源を伴うもの	1,174,693	52.7	1,141,449	54.2	33,244	2.9	△ 10.2
児童保護費負担金	111,364	5.0	122,761	5.8	△ 11,397	△ 9.3	△ 33.8
老人保護費負担金	4,770	0.2	16,975	0.8	△ 12,205	△ 71.9	△ 7.2
普通建設事業費支出金	224,627	10.1	263,345	12.5	△ 38,718	△ 14.7	△ 24.0
災害復旧事業費支出金	96,039	4.3	39,182	1.9	56,857	145.1	33.2
委託金	125,996	5.6	80,060	3.8	45,936	57.4	△ 6.3
普通建設事業	18,482	0.8	16,170	0.8	2,312	14.3	△ 15.4
災害復旧事業	401	0.0	315	0.0	86	27.3	27.0
その他	107,113	4.8	63,575	3.0	43,538	68.5	△ 3.8
その他	611,897	27.5	619,126	29.4	△ 7,229	△ 1.2	2.2
都道府県費のみのもの	1,055,660	47.3	965,173	45.8	90,487	9.4	△ 2.0
普通建設事業費支出金	197,904	8.9	205,832	9.8	△ 7,928	△ 3.9	△ 10.0
災害復旧事業費支出金	2,082	0.1	1,159	0.1	923	79.6	△ 88.4
その他	855,674	38.3	758,182	35.9	97,492	12.9	1.7
合計	**2,230,353**	**100.0**	**2,106,622**	**100.0**	**123,731**	**5.9**	**△ 6.6**

（注）　「国庫財源を伴うもの」は、国庫支出金として都道府県の予算に計上されたうえ交付され、又は国庫支出金に加えて国の法令の規定に基づく都道府県の補助負担分として交付されたものである。

第27表　地　方　債　発　行　状　況

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
（発行目的別）											
一般公共事業債	1,799,565	31.5	333,329	7.1	2,132,894	20.6	2,292,273	18.5	△ 159,379	△ 7.0	△ 3.8
うち財源対策債	1,131,042	19.8	190,906	4.0	1,321,948	12.7	1,417,590	11.5	△ 95,642	△ 6.7	△ 3.6
一般単独事業債	1,719,712	30.1	1,471,897	31.2	3,191,609	30.8	3,677,166	29.7	△ 485,557	△ 13.2	10.1
公営住宅建設事業債	68,462	1.2	103,366	2.2	171,828	1.7	177,744	1.4	△ 5,916	△ 3.3	△ 18.8
義務教育施設整備事業債	13,901	0.2	211,376	4.5	225,277	2.2	240,116	1.9	△ 14,839	△ 6.2	△ 7.7
辺地対策事業債	−	−	44,297	0.9	44,297	0.4	51,179	0.4	△ 6,882	△ 13.4	△ 10.5
公共用地先行取得等事業債	41,439	0.7	77,420	1.6	118,859	1.1	142,554	1.2	△ 23,695	△ 16.6	△ 11.9
災害復旧事業債	114,564	2.0	46,050	1.0	160,614	1.5	136,583	1.1	24,031	17.6	88.0
首都圏等整備事業債	14,451	0.3	−	−	14,451	0.1	18,704	0.2	△ 4,253	△ 22.7	△ 31.8
一般廃棄物処理事業債	193	0.0	163,552	3.5	163,745	1.6	183,545	1.5	△ 19,800	△ 10.8	△ 11.7
社会福祉施設整備事業債	25,148	0.4	30,763	0.7	55,911	0.5	51,212	0.4	4,699	9.2	△ 25.7
退職手当債	3,000	0.1	3,785	0.1	6,785	0.1	18,140	0.1	△ 11,355	△ 62.6	△ 13.6
転貸債	11,665	0.2	12,551	0.3	24,217	0.2	35,617	0.3	△ 11,400	△ 32.0	△ 8.3
過疎対策事業債	−	−	210,427	4.5	210,427	2.0	250,816	2.0	△ 40,389	△ 16.1	△ 7.1
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	13,117	0.2	7,033	0.1	20,150	0.2	20,167	0.2	△ 17	△ 0.1	△ 31.5
地域改善対策特定事業債	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
財源対策債	47,344	0.8	110,686	2.3	158,030	1.5	189,635	1.5	△ 31,605	△ 16.7	△ 16.9
減収補てん債（平成14年度）	−	−	−	−	−	−	9	0.0	皆減	皆減	△100.0
減税補てん債	213,676	3.7	247,880	5.3	461,556	4.4	775,495	6.3	△ 313,939	△ 40.5	12.1
臨時財政対策債	1,507,777	26.4	1,395,140	29.6	2,902,916	28.0	3,768,678	30.5	△ 865,762	△ 23.0	△ 28.4
減収補てん債（平成16　17年度）	8,245	0.1	13,360	0.3	21,605	0.2	38,337	0.3	△ 16,732	△ 43.6	△ 30.4
都道府県貸付金	−	−	92,881	2.0	40,778	0.4	45,788	0.4	△ 5,010	△ 10.9	△ 10.8
その他	107,214	2.1	143,182	2.8	250,396	2.5	262,292	2.1	△ 11,905	△ 4.5	△ 7.9
小計	**5,709,473**	**100.0**	**4,718,975**	**100.0**	**10,376,345**	**100.0**	**12,376,050**	**100.0**	**△1,999,705**	**△ 16.2**	**△ 10.1**
うち財源対策債	1,178,386	20.6	301,592	6.4	1,479,978	14.3	1,607,225	13.0	△ 127,247	△ 7.9	△ 5.4
うち減収補てん債	8,245	0.1	13,380	0.3	21,625	0.2	38,346	0.3	△ 16,721	△ 43.6	△ 54.1
特定資金公共投資事業債	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	皆減
合計	**5,709,473**	**100.0**	**4,718,975**	**100.0**	**10,376,345**	**100.0**	**12,376,050**	**100.0**	**△1,999,705**	**△ 16.2**	**△ 10.2**
（借入先別）											
政府資金	1,249,255	21.9	2,190,180	46.4	3,439,435	33.1	4,108,667	33.2	△ 669,232	△ 16.3	△ 31.8
財政融資資金	1,135,122	19.9	1,392,047	29.5	2,527,168	24.4	2,560,082	20.7	△ 32,914	△ 1.3	△ 33.8
郵政公社資金	114,134	2.0	798,133	16.9	912,267	8.8	1,548,585	12.5	△ 636,318	△ 41.1	△ 28.3
郵便貯金資金	28,606	0.5	398,091	8.4	426,697	4.1	662,254	5.4	△ 235,557	△ 35.6	△ 28.3
簡易生命保険資金	85,528	1.5	400,042	8.5	485,570	4.7	886,331	7.2	△ 400,761	△ 45.2	△ 28.4
公営企業金融公庫	25,283	0.4	267,508	5.7	292,791	2.8	387,566	3.1	△ 94,775	△ 24.5	△ 16.2
市中銀行	1,700,498	29.8	800,061	17.0	2,500,559	24.1	3,634,302	29.4	△1,133,743	△ 31.2	5.3
その他の金融機関	403,258	7.1	578,548	12.3	981,806	9.5	837,333	6.8	144,473	17.3	△ 4.2
保険会社等	2,721	0.0	18,343	0.4	21,064	0.2	29,038	0.2	△ 7,974	△ 27.5	△ 14.9
交付公債	−	−	−	−	−	−	800	0.0	△ 800	皆減	皆増
共済等	7,924	0.1	134,593	2.9	142,517	1.4	143,914	1.2	△ 1,397	△ 1.0	△ 7.2
国の予算貸付・政府関係機関貸付（公営企業金融公庫を除く。）	13,117	0.2	7,033	0.1	20,150	0.2	19,799	0.2	351	1.8	△ 31.5
市場公募債	2,295,196	40.2	629,835	13.3	2,925,031	28.2	3,155,894	25.5	△ 230,863	△ 7.3	18.5
個別発行債10年債	641,827	11.2	151,843	3.2	793,670	7.6	966,102	7.8	△ 172,432	△ 17.8	2.9
個別発行債5年債	602,724	10.6	96,331	2.0	699,055	6.7	755,328	6.1	△ 56,273	△ 7.5	11.0
個別発行債20年債	130,000	2.3	10,153	0.2	140,153	1.4	86,000	0.7	54,153	63.0	505.6
個別発行債30年債	37,000	0.6	22,460	0.5	59,460	0.6	30,000	0.2	29,460	98.2	50.0
個別発行債15年債	−	−	20,000	0.4	20,000	0.2	15,000	0.1	5,000	33.3	皆増
共同発行債10年債	586,574	10.3	262,395	5.6	848,969	8.2	965,752	7.8	△ 116,783	△ 12.1	28.0
住民公募債	276,304	4.8	66,653	1.4	342,957	3.3	321,005	2.6	21,952	6.8	25.9
外国債	20,768	0.4	−	−	20,768	0.2	16,707	0.1	4,061	24.3	皆増
その他	12,221	0.3	92,874	1.9	52,992	0.5	58,737	0.4	△ 5,745	△ 9.8	△ 12.1
小計	**5,709,473**	**100.0**	**4,718,975**	**100.0**	**10,376,345**	**100.0**	**12,376,050**	**100.0**	**△1,999,705**	**△ 16.2**	**△ 10.1**
特定資金	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	皆減
合計	**5,709,473**	**100.0**	**4,718,975**	**100.0**	**10,376,345**	**100.0**	**12,376,050**	**100.0**	**△1,999,705**	**△ 16.2**	**△ 10.2**

（注）　1　「小計　うち財源対策債」は、「一般公共事業債　うち財源対策債」及び「財源対策債」の合計である。

2　「市中銀行」とは、都市銀行、地方銀行及び長期信用銀行をいう。

3　「その他の金融機関」とは、信託銀行、信用金庫、各種協同組合、その他金銭の貸付けを業とするもので市中銀行以外のものをいう。

4　「保険会社等」には、損害保険協会及び生命保険協会を含む。

5　「共済等」には、全国自治協会、市町村振興協会その他都道府県及び市町村が関係している各種機関を含む。

第28表　平成17年度地方債許可状況

（単位　百万円）

区分	計画額			許可額			都道府県			大都市			中核市・特例市・都市・町村		
	政府資金	民間等資金	計	政府資金	民間等資金	計	政府資金	民間等資金	計	政府資金	民間等資金	計	政府資金	民間等資金	計
一 一般会計債															
1 一般公共事業	1,275,100	873,900	2,149,000	1,050,135	864,464	1,914,600	786,601	785,439	1,572,039	46,720	69,031	115,751	216,815	9,995	226,810
2 公営住宅建設事業	102,600	80,600	183,200	75,157	82,585	157,742	13,158	48,631	61,789	8,648	24,231	32,879	53,351	9,723	63,074
3 災害復旧事業	53,600	85,500	139,100	107,615	−	107,615	66,941	−	66,941	6,465	−	6,465	34,209	−	34,209
4 義務教育施設整備事業	136,400	171,500	307,900	122,309	124,316	246,624	3,637	7,654	11,291	15,778	33,526	49,304	102,894	83,136	186,029
5 社会福祉施設整備事業	33,500	39,800	73,300	38,625	26,870	65,495	9,032	17,713	26,745	3,565	5,722	9,287	26,028	3,435	29,463
6 一般廃棄物処理事業	231,600	15,300	246,900	167,600	18,691	186,291	−	193	193	7,217	16,369	23,586	160,383	2,129	162,512
7 一般単独事業	107,600	4,154,200	4,261,800	82,648	3,130,407	3,213,056	1,899	1,674,156	1,676,055	−	329,444	329,444	80,749	1,126,807	1,207,557
8 辺地及び過疎対策事業	345,600	−	345,600	309,771	−	309,771	−	−	−	362	−	362	309,409	−	309,409
9 首都圏等整備事業	23,300	−	23,300	14,144	1,675	15,819	14,144	167	14,311	−	183	183	−	1,325	1,325
10 公共用地先行取得等事業	−	97,000	97,000	−	119,889	119,889	−	42,483	42,483	−	16,003	16,003	−	61,403	61,403
11 退職手当	−	−	−	−	7,257	7,257	−	3,000	3,000	−	−	−	−	4,257	4,257
12 減収補てん	−	−	−	−	21,720	21,720	−	7,946	7,946	−	6,132	6,132	−	7,642	7,642
13 財政健全化	−	−	−	−	374,296	374,296	−	342,633	342,633	−	24,821	24,821	−	6,842	6,842
計	**2,309,300**	**5,517,800**	**7,827,100**	**1,968,004**	**4,772,171**	**6,740,175**	**895,412**	**2,930,015**	**3,825,426**	**88,755**	**525,462**	**614,217**	**983,837**	**1,316,695**	**2,300,532**
二 公営企業債															
1 水道事業	272,400	275,200	547,600	218,613	221,641	440,254	48,109	59,339	107,448	28,112	40,664	68,776	142,392	121,638	264,030
2 工業用水道事業	5,400	20,900	26,300	4,492	12,864	17,357	3,424	11,003	14,427	552	944	1,496	516	917	1,434
3 都市高速鉄道事業	54,800	298,600	353,400	50,976	299,336	350,312	3,402	60,611	64,013	47,574	236,761	284,335	−	1,964	1,964
4 一般交通事業	8,800	13,600	22,400	6,722	13,331	20,053	173	3,214	3,387	5,469	8,106	13,575	1,080	2,011	3,091
5 電気事業・ガス事業	3,700	4,000	7,700	2,981	3,299	6,280	942	997	1,939	810	1,066	1,876	1,229	1,236	2,465
6 港湾整備事業	29,400	12,400	41,800	24,950	8,983	33,933	21,741	7,138	28,879	1,542	1,454	2,996	1,667	391	2,058
7 病院事業	121,000	191,500	312,500	119,357	178,707	298,064	34,296	81,566	115,862	11,737	30,389	42,126	73,324	66,752	140,076
8 介護サービス施設整備事業	7,300	5,900	13,200	5,531	4,638	10,169	−	−	−	134	503	637	5,397	4,135	9,532
9 市場事業・と畜場事業	10,800	21,500	32,300	8,524	16,919	25,443	1,424	10,904	12,328	5,514	4,750	10,264	1,586	1,265	2,851
10 地域開発事業	−	244,400	244,400	−	208,631	208,631	−	139,680	139,680	−	40,804	40,804	−	28,147	28,147
11 下水道事業	707,400	898,400	1,605,800	608,156	722,934	1,331,091	43,644	97,911	141,555	73,562	145,775	219,337	490,950	479,248	970,199
12 有料道路事業・駐車場整備事業	−	3,100	3,100	−	3,002	3,002	−	285	285	−	1,163	1,163	−	1,554	1,554
13 観光その他事業	−	17,500	17,500	−	24,133	24,133	−	10,879	10,879	−	4,925	4,925	−	8,329	8,329
14 公有林整備事業・草地開発事業	−	(21,300)	(21,300)	−	(13,639)	(13,639)	−	(5,864)	(5,864)	−	(141)	(141)	−	(7,634)	(7,634)
15 公営企業退職手当	−	−	−	−	1,285	1,285	−	−	−	−	−	−	−	1,285	1,285
計	**1,221,000**	**(21,300) 2,007,000**	**(21,300) 3,228,000**	**1,050,302**	**(13,639) 1,719,703**	**(13,639) 2,770,005**	**157,155**	**(5,864) 483,527**	**(5,864) 640,682**	**175,006**	**(141) 517,304**	**(141) 692,310**	**718,141**	**(7,634) 718,872**	**(7,634) 1,437,013**
合計	**3,530,300**	**(21,300) 7,524,800**	**(21,300) 11,055,100**	**3,018,306**	**(13,639) 6,491,875**	**(13,639) 9,510,180**	**1,052,567**	**(5,864) 3,413,542**	**(5,864) 4,466,108**	**263,761**	**(141) 1,042,766**	**(141) 1,306,527**	**1,701,978**	**(7,634) 2,035,567**	**(7,634) 3,737,545**

第28表　平成17年度地方債許可状況（つづき）

（単位　百万円）

区分	計画額			許可額			都道府県			大都市			中核市・特例市・都市・町村		
	政府資金	民間等資金	計	政府資金	民間等資金	計	政府資金	民間等資金	計	政府資金	民間等資金	計	政府資金	民間等資金	計
三　公営企業借換債	－	200,000	200,000	－	200,000	200,000	－	36,780	36,780	－	51,655	51,655	－	111,565	111,565
四　特別転貸債	27,400	－	27,400	26,475	－	26,475	13,470	－	13,470	13,005	－	13,005	－	－	－
五　減税補てん債	195,400	362,900	558,300	190,875	349,361	540,235	－	292,329	292,329	－	57,029	57,029	190,875	3	190,877
六　臨時財政対策債	966,900	2,256,200	3,223,100	1,132,020	1,770,866	2,902,886	215,331	1,292,646	1,507,977	－	267,086	267,086	916,689	211,134	1,127,823
計	4,720,000	(21,300) 10,343,900	(21,300) 15,063,900	4,367,675	(13,639) 8,812,101	(13,639) 13,179,776	1,281,367	(5,864) 5,035,297	(5,864) 6,316,663	276,766	(141) 1,418,536	(141) 1,695,302	2,809,542	(7,634) 2,358,268	(7,634) 5,167,810
七　国の予算貸付・政府関係機関貸付債															
1　中小企業高度化資金貸付金	－	－	－	－	7,493	7,493	－	7,493	7,493	－	－	－	－	－	－
2　小規模企業者等設備導入資金貸付金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3　土地区画整理組合等貸付金	－	－	－	－	1,215	1,215	－	706	706	－	50	50	－	460	460
4　母子寡婦福祉資金貸付金	－	－	－	－	4,893	4,893	－	2,183	2,183	－	1,543	1,543	－	1,166	1,166
5　消費生活協同組合貸付金	－	－	－	－	3	3	－	3	3	－	－	－	－	－	－
6　災害援護資金貸付金	－	－	－	－	618	618	－	279	279	－	339	339	－	－	－
7　住宅金融公庫資金貸付金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
8　都市開発資金貸付金	－	－	－	－	4,279	4,279	－	878	878	－	3,098	3,098	－	303	303
9　市街地再開発組合等貸付金	－	－	－	－	678	678	－	－	－	－	80	80	－	598	598
10　有料道路整備資金貸付金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11　港湾整備特別会計貸付金	－	－	－	－	1,390	1,390	－	971	971	－	420	420	－	－	－
12　公害防止資金貸付金	－	－	－	－	124	124	－	124	124	－	－	－	－	－	－
13　農業災害補償資金貸付金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
14　木材産業等高度化推進資金貸付金	－	－	－	－	1,329	1,329	－	1,329	1,329	－	－	－	－	－	－
15　沿道整備資金貸付金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
16　沖縄振興開発金融公庫資金貸付金	－	－	－	－	122	122	－	－	－	－	－	－	－	122	122
17　農業改良資金貸付金	－	－	－	－	218	218	－	218	218	－	－	－	－	－	－
18　農地保有合理化促進対策資金貸付金	－	－	－	－	91	91	－	91	91	－	－	－	－	－	－
19　就農支援資金貸付金	－	－	－	－	1,795	1,795	－	1,795	1,795	－	－	－	－	－	－
計	－	－	－	－	24,247	24,247	－	16,069	16,069	－	5,530	5,530	－	2,649	2,649
総計	4,720,000	(21,300) 10,343,900	(21,300) 15,063,900	4,367,675	(13,639) 8,836,348	(13,639) 13,204,023	1,281,367	(5,864) 5,051,365	(5,864) 6,332,732	276,766	(141) 1,424,066	(141) 1,700,832	2,809,542	(7,634) 2,360,917	(7,634) 5,170,459

（注）　1　特別区については中核市・特例市・都市・町村分として、一部事務組合又は地方開発事業団については、都道府県が加入するものにあっては都道府県分として、大都市が加入するもの（都道府県が加入するものを除く。）にあっては大都市分として、その他のものにあっては中核市・特例市・都市・町村分として区分した。

2　公庫資金は、民間等資金に含めている。

3　交付公債は、民間等資金に含めている。

4　公有林整備、草地開発事業の（　）書きは、公営企業金融公庫が農林漁業金融公庫の委託を受けて融資するものであって、外書きである。

5　地方債計画額は、最終計画額である。

第29表　使用料及び手数料の状況

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
使用料	751,066	76.8	1,122,212	75.0	1,873,278	75.7	1,891,528	75.9	△ 18,250	△ 1.0	△ 0.8
授業料	278,083	28.4	66,083	4.4	344,166	13.9	367,466	14.7	△ 23,300	△ 6.3	△ 1.4
高等学校	242,450	24.8	15,853	1.1	258,303	10.4	266,194	10.7	△ 7,891	△ 3.0	△ 2.7
幼稚園	−	−	26,418	1.8	26,418	1.1	26,570	1.1	△ 152	△ 0.6	△ 0.1
その他	35,633	3.6	23,812	1.5	59,445	2.4	74,702	2.9	△ 15,257	△ 20.4	3.1
保育所使用料	−	−	234,768	15.7	234,768	9.5	223,693	9.0	11,075	5.0	0.2
公営住宅使用料	246,204	25.2	303,399	20.3	549,603	22.2	548,837	22.0	766	0.1	△ 1.7
発電水利使用料	32,563	3.3	−	−	32,563	1.3	32,769	1.3	△ 206	△ 0.6	△ 0.2
その他	194,216	19.9	517,962	34.6	712,178	28.8	718,763	28.9	△ 6,585	△ 0.9	△ 0.1
手数料	227,095	23.2	374,195	25.0	601,290	24.3	600,191	24.1	1,099	0.2	2.5
法定受託事務に係るもの	54,008	5.5	30,799	2.1	84,807	3.4	87,139	3.5	△ 2,332	△ 2.7	4.9
自治事務に係るもの	173,087	17.7	343,395	22.9	516,483	20.9	513,052	20.6	3,431	0.7	2.1
合計	**978,161**	**100.0**	**1,496,407**	**100.0**	**2,474,568**	**100.0**	**2,491,719**	**100.0**	**△ 17,151**	**△ 0.7**	**△ 0.0**

第30表　繰入金の状況

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 合計額		平成16年度合計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
他会計からの繰入金	42,125	5.6	143,498	8.6	185,623	7.7	186,189	5.8	△ 566	△ 0.3	3.8
法適用の公営企業会計	28,178	3.7	24,924	1.5	53,102	2.2	41,570	1.3	11,532	27.7	△ 42.4
法非適用の公営企業会計	11,186	1.5	28,689	1.7	39,874	1.6	52,785	1.6	△ 12,911	△ 24.5	14.1
その他	2,761	0.4	89,885	5.4	92,647	3.9	91,834	2.9	813	0.9	50.6
基金からの繰入金	709,765	94.4	1,519,193	91.1	2,228,959	92.1	3,015,032	94.0	△ 786,073	△ 26.1	9.5
積立金取崩し額	491,372	65.4	1,393,073	83.5	1,884,445	77.9	2,637,089	82.2	△ 752,644	△ 28.5	10.9
その他	218,393	29.0	126,120	7.6	344,514	14.2	377,943	11.8	△ 33,429	△ 8.8	0.5
財産区からの繰入金	−	−	4,693	0.3	4,693	0.2	6,794	0.2	△ 2,101	△ 30.9	△ 1.8
合計	**751,890**	**100.0**	**1,667,384**	**100.0**	**2,419,274**	**100.0**	**3,208,015**	**100.0**	**△ 788,741**	**△ 24.6**	**9.1**

第31表　その他の収入の状況

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
財産収入	257,890	4.9	426,523	12.6	684,413	8.5	632,558	8.6	51,855	8.2	5.4
財産運用収入	69,878	1.3	128,074	3.8	197,952	2.5	185,311	2.5	12,641	6.8	△ 2.1
財産売払収入	188,012	3.6	298,449	8.8	486,461	6.1	447,247	6.1	39,214	8.8	8.8
寄附金	12,556	0.2	66,611	2.0	78,766	1.0	95,137	1.3	△ 16,371	△ 17.2	6.7
諸収入	5,020,926	94.9	2,899,104	85.5	7,257,707	90.5	6,637,281	90.1	620,426	9.3	0.4
延滞金、加算金及び過料	38,766	0.7	25,185	0.7	63,951	0.8	59,514	0.8	4,437	7.5	△ 0.9
預金利子	1,206	0.0	742	0.0	1,949	0.0	1,554	0.0	395	25.4	7.8
貸付金元利収入	4,259,901	80.5	2,008,179	59.2	6,166,805	76.9	5,575,577	75.7	591,228	10.6	1.2
受託事業収入	67,677	1.3	48,727	1.4	59,666	0.7	71,305	1.0	△ 11,639	△ 16.3	△ 6.1
収益事業収入	365,124	6.9	103,108	3.0	468,233	5.8	464,790	6.3	3,443	0.7	△ 1.7
利子割精算金収入	2,362	0.0	−	−	−	−	−	−	−	−	−
雑入	285,890	5.4	713,162	21.0	497,104	6.2	464,541	6.3	32,563	7.0	△ 5.2
合計	**5,291,372**	**100.0**	**3,392,237**	**100.0**	**8,020,887**	**100.0**	**7,364,977**	**100.0**	**655,910**	**8.9**	**0.9**

（注）　本表は、「第11表　歳入決算額の状況　その２　推移」の歳入区分「その他」の内訳である。

第32表　地方財政と国の財政との累年比較

（単位　億円・%）

区分	国内総支出 実額 (A)	国内総支出 指数	歳出総額 国 (B)	歳出総額 地方 (C)	国から地方に対する支出 (D)	地方から国に対する支出 (E)	歳出純計額 国 (B)−(D) (F)	国 指数	地方 (C)−(E) (G)	地方 指数	合計 (F)+(G) (H)	合計 指数	純計構成比 (F)/(H)	純計構成比 (G)/(H)	国内総支出に対する割合 (F)/(A)	国内総支出に対する割合 (G)/(A)	国内総支出に対する割合 (H)/(A)
昭和10年度	167	−	22	21	3	0	19	−	21	−	40	−	47.5	52.5	11.4	12.6	24.0
16	449	−	81	31	11	0	70	−	31	−	101	−	69.3	30.7	15.6	6.9	22.5
36	201,708	100	21,645	23,911	10,279	381	11,366	100	23,530	100	34,896	100	32.6	67.4	5.6	11.7	17.3
平成８年度	5,084,328	2,521	873,154	990,261	336,669	12,694	536,485	4,720	977,567	4,155	1,514,052	4,339	35.4	64.6	10.6	19.2	29.8
9	5,133,064	2,545	849,085	976,738	325,805	12,543	523,280	4,604	964,195	4,098	1,487,475	4,263	35.2	64.8	10.2	18.8	29.0
10	5,033,044	2,495	923,131	1,001,975	343,891	17,384	579,240	5,096	984,591	4,184	1,563,831	4,481	37.0	63.0	11.5	19.6	31.1
11	4,995,442	2,477	1,019,345	1,016,291	387,120	16,106	632,225	5,562	1,000,185	4,251	1,632,410	4,678	38.7	61.3	12.7	20.0	32.7
12	5,041,188	2,499	1,007,263	976,164	377,649	15,467	629,614	5,539	960,697	4,083	1,590,311	4,557	39.6	60.4	12.5	19.1	31.5
13	4,936,447	2,447	939,081	974,317	365,011	15,347	574,070	5,051	958,970	4,076	1,533,040	4,393	37.4	62.6	11.6	19.4	31.1
14	4,898,752	2,429	924,941	948,394	350,045	14,770	574,896	5,058	933,624	3,968	1,508,520	4,323	38.1	61.9	11.7	19.1	30.8
15	4,937,475	2,448	887,920	925,818	329,382	12,812	558,538	4,914	913,006	3,880	1,471,544	4,217	38.0	62.0	11.3	18.5	29.8
16	4,982,804	2,470	916,446	912,479	317,488	12,987	598,958	5,270	899,492	3,823	1,498,450	4,294	40.0	60.0	12.0	18.1	30.1
17	5,033,668	2,496	934,347	906,973	322,145	12,731	612,202	5,386	894,242	3,800	1,506,444	4,317	40.6	59.4	12.2	17.8	29.9

（注）　1　国内総支出は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、平成８年度以降は「国民経済計算（93SNA、平成７年基準）」、昭和36年度は「国民経済計算（新SNA、平成２年基準）」、昭和10年度及び16年度は「国民所得統計（旧SNA）」によっており、いずれも名目値である。ただし、昭和10年度及び16年度は国民総支出の数値である。

2　国の歳出額は、平成８年度以降については、一般会計と交付税及び譲与税配付金、国有林野事業（治山勘定のみ）、国営土地改良事業、港湾整備、道路整備、空港整備、治水、石油及びエネルギー需給構造高度化対策、厚生保険（児童手当勘定のみ）及び電源開発促進対策（電源立地勘定のみ）の10特別会計との純計決算額であり、昭和36年度以前においても、一般会計とこれらの特別会計に相当する特別会計がある場合には、それらの特別会計との純計決算額である。

3　「国から地方に対する支出」は、地方交付税（地方分与税、地方財政平衡交付金、臨時地方特例交付金及び特別事業債償還交付金等を含む。）、地方譲与税及び国庫支出金（交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方債のうち特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を含む。）の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。

4　「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の２の規定による地方公共団体の負担金（地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額及び国に対する交付公債の元利償還額の合計額）である。

5　決算額からは、特定資金公共投資事業債償還時補助金及び同補助金と相殺された償還金を除いている。

第33表　平成17年度国・地方の目的別歳出の状況

（単位　億円・%）

区分	歳出合計						国から地方に対する支出	地方から国に対する支出	国・地方を通じる歳出純計額						総額中地方の占める割合	国の純計に占める地方に対する支出の割合
	国					地方			国		地方		総額			
	一般会計	特別会計	合計	うち重複額	差引純計(A)	(B)	(C)	(D)	(A)−(C)(E)	構成比	(B)−(D)(F)	構成比	(E)+(F)(G)	構成比	(F)／(G)	(C)／(A)
機関費	44,602	−	44,602	−	44,602	146,608	3,112	−	41,490	6.8	146,608	16.4	188,098	12.5	77.9	7.0
一般行政費	14,087	−	14,087	−	14,087	85,394	2,243	−	11,844	1.9	85,394	9.5	97,238	6.5	87.8	15.9
司法警察消防費	14,112	−	14,112	−	14,112	51,328	858	−	13,254	2.2	51,328	5.7	64,582	4.3	79.5	6.1
外交費	8,366	−	8,366	−	8,366	−	−	−	8,366	1.4	−	−	8,366	0.6	−	−
徴税費	7,852	−	7,852	−	7,852	9,886	11	−	7,841	1.3	9,886	1.1	17,727	1.2	55.8	0.1
貨幣製造費	186	−	186	−	186	−	−	−	186	0.0	−	−	186	0.0	−	−
地方財政費	175,041	707,600	882,641	675,840	206,801	−	203,399	−	3,402	0.6	−	−	3,402	0.2	−	98.4
防衛費	49,010	−	49,010	−	49,010	−	315	−	48,695	8.0	−	−	48,695	3.2	−	0.6
国土保全及び開発費	79,422	73,854	153,276	46,125	107,151	165,820	38,045	12,731	69,106	11.3	153,089	17.1	222,195	14.7	68.9	35.5
国土保全費	13,723	16,168	29,890	12,422	17,468	22,234	6,264	2,803	11,204	1.8	19,431	2.2	30,635	2.0	63.4	35.9
国土開発費	56,543	57,686	114,230	33,704	80,526	136,505	26,822	9,839	53,704	8.8	126,666	14.2	180,370	12.0	70.2	33.3
災害復旧費	7,137	−	7,137	−	7,137	7,081	4,960	89	2,177	0.4	6,992	0.8	9,169	0.6	76.3	69.5
その他	2,019	−	2,020	−	2,020	−	−	−	2,020	0.3	−	−	2,020	0.1	−	−
産業経済費	29,982	22,320	52,303	3,943	48,360	59,301	2,764	−	45,596	7.4	59,301	6.6	104,897	7.0	56.5	5.7
農林水産業費	17,745	−	17,745	−	17,745	13,132	2,376	−	15,369	2.5	13,132	1.5	28,501	1.9	46.1	13.4
商工費	12,237	22,320	34,558	3,943	30,615	46,168	388	−	30,227	4.9	46,168	5.2	76,395	5.1	60.4	1.3
教育費	57,832	−	57,832	−	57,832	165,459	25,216	−	32,616	5.3	165,459	18.5	198,075	13.1	83.5	43.6
学校教育費	47,350	−	47,350	−	47,350	132,632	24,629	−	22,721	3.7	132,632	14.8	155,353	10.3	85.4	52.0
社会教育費	1,384	−	1,384	−	1,384	12,986	382	−	1,002	0.2	12,986	1.5	13,988	0.9	92.8	27.6
その他	9,098	−	9,098	−	9,098	19,841	205	−	8,893	1.4	19,841	2.2	28,734	1.9	69.1	2.3
社会保障関係費	219,960	4,460	224,420	3,174	221,246	229,340	49,293	−	171,953	28.1	229,340	25.6	401,293	26.6	57.2	22.3
民生費	198,688	4,460	203,148	3,174	199,974	159,871	41,767	−	158,207	25.8	159,871	17.9	318,078	21.1	50.3	20.9
衛生費	8,065	−	8,065	−	8,065	57,067	4,296	−	3,769	0.6	57,067	6.4	60,836	4.0	93.8	53.3
住宅費	8,274	−	8,274	−	8,274	12,176	3,174	−	5,100	0.8	12,176	1.4	17,276	1.1	70.5	38.4
その他	4,933	−	4,933	−	4,933	226	56	−	4,877	0.9	226	0.0	5,103	0.4	4.4	1.1
恩給費	10,644	−	10,644	−	10,644	538	−	−	10,644	1.7	538	0.1	11,182	0.7	4.8	−
公債費	187,360	−	187,360	−	187,360	139,635	−	−	187,360	30.6	139,635	15.6	326,995	21.7	42.7	−
前年度繰上充用金	−	−	−	−	−	272	−	−	−	−	272	0.0	272	0.0	100.0	−
その他	1,341	−	1,341	−	1,341	−	−	−	1,341	0.2	−	−	1,341	0.3	−	−
合計	855,196	808,235	1,663,431	729,084	934,347	906,973	322,145	12,731	612,202	100.0	894,242	100.0	1,506,444	100.0	59.4	34.5

（注）　1　国の歳出総額は、一般会計と交付税及び譲与税配付金、国有林野事業（治山勘定のみ）、国営土地改良事業、港湾整備、道路整備、空港整備、治水、石油及びエネルギー需給構造高度化対策、厚生保険（児童手当勘定のみ）及び電源開発促進対策（電源立地勘定のみ）の10特別会計との純計決算額である。

2　「国から地方に対する支出」は、地方交付税、地方特例交付金、地方譲与税及び国庫支出金（交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。）の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。

3　「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の２の規定による地方公共団体の負担金（地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額）で、地方の歳出決算額によっている。

第34表　国民経済計算における公的支出の推移

その１　総　括

（単位　億円・%）

区分	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	対前年度増減率						構成比					
							12	13	14	15	16	17	12	13	14	15	16	17
公的支出	1,203,143	1,198,732	1,177,595	1,158,112	1,140,742	1,149,252	△ 0.0	△ 0.4	△ 1.8	△ 1.7	△ 1.5	0.7	23.9	24.3	24.0	23.5	22.9	22.8
中央	230,162	226,874	220,175	220,866	205,581	212,415	△ 0.3	△ 1.4	△ 3.0	0.3	△ 6.9	3.3	4.6	4.6	4.5	4.5	4.1	4.2
最終消費支出	136,392	138,903	134,276	139,113	138,431	141,708	3.9	1.8	△ 3.3	3.6	△ 0.5	2.4	2.7	2.8	2.7	2.8	2.8	2.8
総資本形成	93,770	87,971	85,899	81,753	67,150	70,707	△ 5.8	△ 6.2	△ 2.4	△ 4.8	△17.9	5.3	1.9	1.8	1.8	1.7	1.3	1.4
地方	680,293	666,760	649,901	624,788	612,607	607,979	△ 4.5	△ 2.0	△ 2.5	△ 3.9	△ 1.9	△ 0.8	13.5	13.5	13.3	12.7	12.3	12.1
最終消費支出	429,462	433,932	436,047	435,409	437,432	436,579	△ 1.7	1.0	0.5	△ 0.1	0.5	△ 0.2	8.5	8.8	8.9	8.8	8.8	8.7
総資本形成	250,831	232,828	213,854	189,379	175,175	171,400	△ 9.0	△ 7.2	△ 8.1	△11.4	△ 7.5	△ 2.2	5.0	4.7	4.4	3.8	3.5	3.4
社会保障基金	292,686	305,098	307,518	312,456	322,553	328,859	12.5	4.2	0.8	1.6	3.2	2.0	5.8	6.2	6.3	6.3	6.5	6.5
最終消費支出	291,535	303,803	306,485	311,610	322,035	328,494	12.6	4.2	0.9	1.7	3.3	2.0	5.8	6.2	6.3	6.3	6.5	6.5
総資本形成	1,151	1,295	1,033	846	518	365	△ 3.7	12.5	△20.2	△18.1	△38.8	△29.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
国内総支出	**5,041,188**	**4,936,447**	**4,898,752**	**4,937,475**	**4,982,804**	**5,033,668**	**0.9**	**△ 2.1**	**△ 0.8**	**0.8**	**0.9**	**1.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**

（注）　「国民経済計算（内閣府経済社会総合研究所調べ）」による数値及びそれを基に総務省において算出した数値である。その２において同じ。

その２　地方財政分

（単位　億円・%）

区分	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	対前年度増減率						構成比					
							12	13	14	15	16	17	12	13	14	15	16	17
普通会計	579,680	573,597	563,175	542,362	530,434	517,663	△ 4.2	△ 1.0	△ 1.8	△ 3.7	△ 2.2	△ 2.4	85.2	86.0	86.7	86.8	86.6	85.1
（歳出）	976,164	974,317	948,394	925,818	912,479	906,973	△ 3.9	△ 0.2	△ 2.7	△ 2.4	△ 1.4	△ 0.6	143.5	146.1	145.9	148.2	149.0	149.2
（控除）	396,484	400,720	385,219	383,456	382,045	389,310	△ 3.6	1.1	△ 3.9	△ 0.5	△ 0.4	1.9	58.3	60.1	59.3	61.4	62.4	64.0
最終消費支出	405,465	409,658	411,694	410,768	410,326	409,493	△ 1.9	1.0	0.5	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.2	59.6	61.4	63.3	65.7	67.0	67.4
総資本形成	174,215	163,939	151,481	131,594	120,108	108,170	△ 9.1	△ 5.9	△ 7.6	△13.1	△ 8.7	△ 9.9	25.6	24.6	23.3	21.1	19.6	17.8
非企業会計	63,475	59,916	56,640	53,933	52,971	60,997	△ 6.7	△ 5.6	△ 5.5	△ 4.8	△ 1.8	15.2	9.3	9.0	8.7	8.6	8.6	10.0
最終消費支出	23,998	24,274	24,353	24,641	27,106	27,086	2.1	1.2	0.3	1.2	10.0	△ 0.1	3.5	3.6	3.7	3.9	4.4	4.5
総資本形成	39,477	35,642	32,287	29,292	25,865	33,911	△11.4	△ 9.7	△ 9.4	△ 9.3	△11.7	31.1	5.8	5.3	5.0	4.7	4.2	5.6
公的企業	37,139	33,247	30,086	28,494	29,203	29,320	△ 5.9	△10.5	△ 9.5	△ 5.3	2.5	0.4	5.5	5.0	4.6	4.6	4.8	4.8
総資本形成	37,139	33,247	30,086	28,494	29,203	29,320	△ 5.9	△10.5	△ 9.5	△ 5.3	2.5	0.4	5.5	5.0	4.6	4.6	4.8	4.8
地方の公的支出	680,293	666,760	649,901	624,788	612,607	607,979	△ 4.5	△ 2.0	△ 2.5	△ 3.9	△ 1.9	△ 0.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
最終消費支出	429,462	433,932	436,047	435,409	437,432	436,579	△ 1.7	1.0	0.5	△ 0.1	0.5	△ 0.2	63.1	65.1	67.1	69.7	71.4	71.8
総資本形成	250,831	232,828	213,854	189,379	175,175	171,400	△ 9.0	△ 7.2	△ 8.1	△11.4	△ 7.5	△ 2.2	36.9	34.9	32.9	30.3	28.6	28.2

第35表　目的別歳出決算額の状況

その1　総　括

（単位　百万円　%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率 都道府県	比較 増減率 市町村	比較 増減率 純計額	比較 前年度増減率 都道府県	比較 前年度増減率 市町村	比較 前年度増減率 純計額
議会費	83,180	0.2	405,250	0.8	488,413	0.5	530,136	0.6	△ 41,723	△ 1.2	△ 9.1	△ 7.9	△ 0.8	△ 2.3	△ 2.1
総務費	2,972,947	6.2	6,377,067	13.0	8,737,150	9.6	8,941,402	9.8	△ 204,252	△ 6.7	0.3	△ 2.3	△ 0.9	△ 1.2	△ 1.1
民生費	4,410,039	9.2	12,813,515	26.1	15,692,705	17.3	15,132,254	16.6	560,451	9.9	2.7	3.7	1.1	4.6	4.1
衛生費	1,484,798	3.1	4,355,185	8.9	5,706,683	6.3	5,784,579	6.3	△ 77,896	△ 1.8	△ 1.6	△ 1.3	△ 2.4	△ 1.7	△ 1.9
労働費	170,062	0.4	151,993	0.3	316,952	0.3	359,393	0.4	△ 42,441	△ 30.2	△ 14.6	△ 11.8	△ 4.9	△ 2.0	△ 3.8
農林水産業費	3,030,616	6.3	1,485,115	3.0	3,978,316	4.4	4,321,818	4.7	△ 343,502	△ 8.4	△ 8.3	△ 7.9	△ 7.6	△ 10.9	△ 7.9
商工費	3,055,462	6.4	1,612,229	3.3	4,625,954	5.1	4,906,608	5.4	△ 280,654	△ 6.4	△ 4.4	△ 5.7	2.6	△ 1.2	1.4
土木費	7,172,313	15.0	7,491,880	15.3	14,417,368	15.9	15,234,826	16.7	△ 817,458	△ 6.1	△ 4.7	△ 5.4	△ 7.8	△ 6.9	△ 7.3
消防費	215,933	0.5	1,678,117	3.4	1,824,304	2.0	1,835,839	2.0	△ 11,535	△ 0.4	△ 0.8	△ 0.6	0.3	0.8	0.9
警察費	3,317,750	6.9	−	−	3,317,578	3.7	3,337,689	3.7	△ 20,111	△ 0.6	−	△ 0.6	△ 0.7	−	△ 0.7
教育費	11,337,756	23.7	5,306,661	10.8	16,577,835	18.3	16,910,156	18.5	△ 332,321	△ 1.5	△ 3.0	△ 2.0	△ 1.1	△ 2.9	△ 1.7
災害復旧費	500,051	1.0	309,850	0.6	708,067	0.8	493,821	0.5	214,246	63.1	31.9	43.4	50.8	79.9	63.0
公債費	7,249,656	15.1	6,805,020	13.9	13,963,540	15.4	13,115,379	14.4	848,161	8.7	4.1	6.5	△ 0.3	△ 1.0	△ 0.6
諸支出金	72,827	0.2	244,325	0.5	315,278	0.3	323,535	0.4	△ 8,257	4.2	△ 3.7	△ 2.6	10.7	1.9	3.7
前年度繰上充用金	2,708	0.0	24,490	0.0	27,198	0.0	20,480	0.0	6,718	83.5	28.9	32.8	△ 84.7	10.9	△ 23.5
利子割交付金	98,090	0.2	−	−	−	−	−	−	−	△ 29.3	−	−	△ 6.9	−	−
配当割交付金	47,339	0.1	−	−	−	−	−	−	−	69.0	−	−	皆増	−	−
株式譲渡所得割交付金	68,982	0.1	−	−	−	−	−	−	−	139.0	−	−	皆増	−	−
地方消費税交付金	1,249,432	2.6	−	−	−	−	−	−	−	△ 7.4	−	−	11.2	−	−
ゴルフ場利用税交付金	43,576	0.1	−	−	−	−	−	−	−	△ 4.1	−	−	△ 6.2	−	−
特別地方消費税交付金	29	0.0	−	−	−	−	−	−	−	△ 44.2	−	−	△ 32.5	−	−
自動車取得税交付金	316,687	0.7	−	−	−	−	−	−	−	△ 0.1	−	−	2.3	−	−
軽油引取税交付金	112,840	0.2	−	−	−	−	−	−	−	4.0	−	−	0.2	−	−
特別区財政調整交付金	860,228	1.8	−	−	−	−	−	−	−	6.5	−	−	4.2	−	−
歳出合計	**47,873,301**	**100.0**	**49,060,696**	**100.0**	**90,697,342**	**100.0**	**91,247,914**	**100.0**	**△ 550,572**	**△ 0.7**	**△ 0.4**	**△ 0.6**	**△ 1.5**	**△ 1.1**	**△ 1.4**

第35表　目的別歳出決算額の状況（つづき）

その2　推　移

（単位　百万円）

区分	決算額						指数					
	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	12	13	14	15	16	17
議会費	575,997	573,473	562,517	541,384	530,136	488,413	100	100	98	94	92	85
総務費	9,156,455	8,938,593	8,555,941	9,039,332	8,941,402	8,737,150	100	98	93	99	98	95
民生費	13,392,030	14,054,411	14,303,211	14,540,192	15,132,254	15,692,705	100	105	107	109	113	117
衛生費	6,519,660	6,675,965	6,454,941	5,896,341	5,784,579	5,706,683	100	102	99	90	89	88
労働費	475,780	798,218	487,473	373,770	359,393	316,952	100	168	102	79	76	67
農林水産業費	5,869,961	5,535,215	5,155,220	4,693,939	4,321,818	3,978,316	100	94	88	80	74	68
商工費	5,427,712	5,368,931	4,983,219	4,841,148	4,906,608	4,625,954	100	99	92	89	90	85
土木費	19,560,287	18,572,313	17,671,998	16,439,127	15,234,826	14,417,368	100	95	90	84	78	74
消防費	1,875,829	1,862,478	1,859,289	1,820,044	1,835,839	1,824,304	100	99	99	97	98	97
警察費	3,428,812	3,393,702	3,407,340	3,361,971	3,337,689	3,317,578	100	99	99	98	97	97
教育費	18,078,717	18,001,012	17,654,384	17,201,373	16,910,156	16,577,835	100	100	98	95	94	92
その他	13,255,120	13,657,377	13,743,885	13,833,220	13,953,214	15,014,084	100	103	104	104	105	113
歳出合計	**97,616,360**	**97,431,688**	**94,839,418**	**92,581,841**	**91,247,914**	**90,697,342**	**100**	**100**	**97**	**95**	**93**	**93**

（単位　%）

区分	決算額構成比						増減率					
	12	13	14	15	16	17	12	13	14	15	16	17
議会費	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	△ 0.9	△ 0.4	△ 1.9	△ 3.8	△ 2.1	△ 7.9
総務費	9.4	9.2	9.0	9.8	9.8	9.6	△ 0.2	△ 2.4	△ 4.3	5.6	△ 1.1	△ 2.3
民生費	13.7	14.4	15.1	15.7	16.6	17.3	△ 11.1	4.9	1.8	1.7	4.1	3.7
衛生費	6.7	6.9	6.8	6.4	6.3	6.3	△ 1.0	2.4	△ 3.3	△ 8.7	△ 1.9	△ 1.3
労働費	0.5	0.8	0.5	0.4	0.4	0.3	△ 27.4	67.8	△ 38.9	△ 23.3	△ 3.8	△ 11.8
農林水産業費	6.0	5.7	5.4	5.1	4.7	4.4	△ 5.5	△ 5.7	△ 6.9	△ 8.9	△ 7.9	△ 7.9
商工費	5.6	5.5	5.3	5.2	5.4	5.1	△ 9.6	△ 1.1	△ 7.2	△ 2.9	1.4	△ 5.7
土木費	20.0	19.1	18.6	17.8	16.7	15.9	△ 6.8	△ 5.1	△ 4.8	△ 7.0	△ 7.3	△ 5.4
消防費	1.9	1.9	2.0	2.0	2.0	2.0	0.1	△ 0.7	△ 0.2	△ 2.1	0.9	△ 0.6
警察費	3.5	3.5	3.6	3.6	3.7	3.7	0.3	△ 1.0	0.4	△ 1.3	△ 0.7	△ 0.6
教育費	18.5	18.5	18.6	18.6	18.5	18.3	△ 0.6	△ 0.4	△ 1.9	△ 2.6	△ 1.7	△ 2.0
その他	13.6	13.9	14.5	14.8	15.3	16.6	2.8	3.0	0.6	0.6	0.9	7.6
歳出合計	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	△ **3.9**	△ **0.2**	△ **2.7**	△ **2.4**	△ **1.4**	△ **0.6**

第36表　団体種類別目的別歳出の状況

			議会費	総務費	民生費	衛生費	農林水産業費	土木費	教育費	公債費	その他	歳出合計
決算額（億円）	平成17年度	大都市	271	7,562	26,834	8,114	498	19,734	9,293	17,929	11,290	101,525
		中核市	336	6,131	16,767	5,364	1,209	9,911	6,335	7,287	4,315	57,655
		特例市	236	3,832	9,860	3,101	511	6,111	3,753	3,917	2,488	33,809
		都市	2,070	29,387	50,915	18,462	7,580	28,339	23,106	25,154	16,192	201,205
		中都市	777	12,673	25,088	8,316	2,202	13,835	10,552	10,728	6,996	91,167
		小都市	1,293	16,714	25,827	10,145	5,378	14,504	12,554	14,426	9,197	110,038
		町村	953	10,219	11,929	5,898	5,014	7,425	7,197	9,114	5,258	63,007
		町村（1万以上）	636	7,084	8,982	4,206	2,983	5,386	5,308	5,900	3,486	43,971
		町村（1万未満）	317	3,136	2,947	1,693	2,031	2,039	1,888	3,214	1,771	19,036
		合計	3,866	57,130	116,304	40,939	14,813	71,520	49,683	63,401	39,545	457,201
	平成16年度	大都市	259	7,339	25,498	8,108	512	20,262	9,345	14,580	11,456	97,359
		中核市	319	5,702	14,940	4,828	948	9,833	5,985	6,816	4,084	53,455
		特例市	239	3,853	9,822	3,224	505	6,345	4,060	3,975	2,723	34,746
		都市	1,885	24,576	45,257	16,817	6,247	27,231	20,557	21,801	13,770	178,141
		中都市	686	10,087	22,190	7,567	1,612	12,966	9,461	9,316	5,959	79,844
		小都市	1,199	14,488	23,067	9,250	4,636	14,265	11,096	12,484	7,812	98,297
		町村	1,564	15,845	17,796	8,646	7,929	11,711	11,555	13,378	7,849	96,273
		町村（1万以上）	903	9,507	12,003	5,630	3,960	7,635	7,526	7,473	4,574	59,211
		町村（1万未満）	661	6,338	5,792	3,016	3,969	4,076	4,028	5,905	3,278	37,063
		合計	4,266	57,315	113,312	41,623	16,142	75,381	51,501	60,550	39,884	459,974
構成比（%）	平成17年度	大都市	7.0	13.2	23.1	19.8	3.4	27.6	18.7	28.3	28.5	22.2
		中核市	8.7	10.7	14.4	13.1	8.2	13.9	12.8	11.5	10.9	12.6
		特例市	6.1	6.7	8.5	7.6	3.5	8.5	7.6	6.2	6.3	7.4
		都市	53.6	51.4	43.8	45.1	51.2	39.6	46.5	39.7	40.9	44.0
		中都市	20.1	22.2	21.6	20.3	14.9	19.3	21.2	16.9	17.7	19.9
		小都市	33.5	29.3	22.2	24.8	36.3	20.3	25.3	22.8	23.3	24.1
		町村	24.6	17.9	10.3	14.4	33.8	10.4	14.5	14.4	13.3	13.8
		町村（1万以上）	16.4	12.4	7.7	10.3	20.1	7.5	10.7	9.3	8.8	9.6
		町村（1万未満）	8.2	5.5	2.5	4.1	13.7	2.9	3.8	5.1	4.5	4.2
		合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	平成16年度	大都市	6.1	12.8	22.5	19.5	3.2	26.9	18.1	24.1	28.7	21.2
		中核市	7.5	9.9	13.2	11.6	5.9	13.0	11.6	11.3	10.2	11.6
		特例市	5.6	6.7	8.7	7.7	3.1	8.4	7.9	6.6	6.8	7.6
		都市	44.2	42.9	39.9	40.4	38.7	36.1	39.9	36.0	34.5	38.7
		中都市	16.1	17.6	19.6	18.2	10.0	17.2	18.4	15.4	14.9	17.4
		小都市	28.1	25.3	20.4	22.2	28.7	18.9	21.5	20.6	19.6	21.4
		町村	36.7	27.6	15.7	20.8	49.1	15.5	22.4	22.1	19.7	20.9
		町村（1万以上）	21.2	16.6	10.6	13.5	24.5	10.1	14.6	12.3	11.5	12.9
		町村（1万未満）	15.5	11.1	5.1	7.2	24.6	5.4	7.8	9.8	8.2	8.1
		合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
増減額（億円）		大都市	13	222	1,336	6	△ 14	△ 528	△ 52	3,350	△ 167	4,166
		中核市	17	429	1,827	536	261	78	350	471	233	4,200
		特例市	△ 4	△ 22	38	△ 122	6	△ 234	△ 308	△ 58	△ 235	△ 938
		都市	185	4,811	5,659	1,645	1,333	1,108	2,549	3,353	2,422	23,064
		中都市	91	2,586	2,899	749	590	869	1,091	1,411	1,037	11,323
		小都市	95	2,225	2,760	895	742	239	1,458	1,942	1,385	11,741
		町村	△ 611	△5,625	△5,867	△2,748	△2,916	△4,286	△4,358	△4,264	△2,591	△33,266
		町村（1万以上）	△ 267	△2,424	△3,022	△1,424	△ 977	△2,249	△2,218	△1,572	△1,086	△15,240
		町村（1万未満）	△ 344	△3,202	△2,845	△1,324	△1,938	△2,037	△2,140	△2,691	△1,505	△18,027
		合計	△ 400	△ 185	2,992	△ 683	△1,330	△3,861	△1,818	2,852	△ 339	△ 2,774
増減率（%）		大都市	4.9	3.0	5.2	0.1	△ 2.8	△ 2.6	△ 0.6	23.0	△ 1.5	4.3
		中核市	5.3	7.5	12.2	11.1	27.5	0.8	5.8	6.9	5.7	7.9
		特例市	△ 1.5	△ 0.6	0.4	△ 3.8	1.2	△ 3.7	△ 7.6	△ 1.5	△ 8.6	△ 2.7
		都市	9.8	19.6	12.5	9.8	21.3	4.1	12.4	15.4	17.6	12.9
		中都市	13.2	25.6	13.1	9.9	36.6	6.7	11.5	15.1	17.4	14.2
		小都市	7.9	15.4	12.0	9.7	16.0	1.7	13.1	15.6	17.7	11.9
		町村	△ 39.1	△ 35.5	△ 33.0	△ 31.8	△ 36.8	△ 36.6	△ 37.7	△ 31.9	△ 33.0	△ 34.6
		町村（1万以上）	△ 29.6	△ 25.5	△ 25.2	△ 25.3	△ 24.7	△ 29.5	△ 29.5	△ 21.0	△ 23.8	△ 25.7
		町村（1万未満）	△ 52.0	△ 50.5	△ 49.1	△ 43.9	△ 48.8	△ 50.0	△ 53.1	△ 45.6	△ 45.9	△ 48.6
		合計	△ 9.4	△ 0.3	2.6	△ 1.6	△ 8.2	△ 5.1	△ 3.5	4.7	△ 0.9	△ 0.6

第37表　民　生　費　の　状　況

その１　目的別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
社会福祉費	1,387,620	31.5	3,363,613	26.3	4,192,816	26.7	3,834,642	25.3	358,174	9.3	1.5
老人福祉費	1,841,007	41.7	2,681,784	20.9	3,956,023	25.2	3,937,967	26.0	18,056	0.5	4.2
児童福祉費	873,771	19.8	4,177,219	32.6	4,696,370	29.9	4,582,097	30.3	114,273	2.5	4.9
生活保護費	295,262	6.7	2,573,394	20.1	2,826,411	18.0	2,729,042	18.0	97,369	3.6	4.8
災害救助費	12,379	0.3	17,504	0.1	21,085	0.1	48,506	0.3	△ 27,421	△ 56.5	545.0
合計	**4,410,039**	**100.0**	**12,813,515**	**100.0**	**15,692,705**	**100.0**	**15,132,254**	**100.0**	**560,451**	**3.7**	**4.1**

その２　性質別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	261,092	5.9	1,720,654	13.4	1,981,745	12.6	2,003,897	13.2	△ 22,152	△ 1.1	△ 0.6
物件費	97,104	2.2	728,782	5.7	825,886	5.3	832,269	5.5	△ 6,383	△ 0.8	0.7
扶助費	673,091	15.3	6,440,259	50.3	7,113,349	45.3	6,933,495	45.8	179,854	2.6	6.6
補助費等	3,112,772	70.6	534,468	4.2	2,136,450	13.6	1,747,575	11.5	388,875	22.3	8.7
普通建設事業費	170,608	3.9	333,736	2.6	487,093	3.1	560,754	3.7	△ 73,661	△ 13.1	△ 22.3
補助事業費	100,563	2.3	94,808	0.7	185,167	1.2	258,156	1.7	△ 72,989	△ 28.3	△ 31.0
単独事業費	70,044	1.6	238,877	1.9	301,926	1.9	302,598	2.0	△ 672	△ 0.2	△ 12.9
県営事業負担金	−	−	51	0.0	−	−	−	−	−	−	−
貸付金	58,860	1.3	38,927	0.3	94,979	0.6	98,093	0.6	△ 3,114	△ 3.2	4.8
繰出金	1,916	0.0	2,977,988	23.2	2,979,904	19.0	2,861,304	18.9	118,600	4.1	6.3
その他	34,596	0.8	38,701	0.3	73,299	0.5	94,867	0.8	△ 21,568	△ 22.7	22.8
合計	**4,410,039**	**100.0**	**12,813,515**	**100.0**	**15,692,705**	**100.0**	**15,132,254**	**100.0**	**560,451**	**3.7**	**4.1**

その３　財源内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
国庫支出金	506,472	11.5	3,518,075	27.5	4,024,547	25.6	4,220,674	27.9	△ 196,127	△ 4.6	1.6
都道府県支出金	−	−	1,038,150	8.1	−	−	−	−	−	−	−
使用料、手数料	50,821	1.2	267,411	2.1	318,232	2.0	315,618	2.1	2,614	0.8	△ 2.9
分担金、負担金、寄附金	40,612	0.9	325,790	2.5	318,272	2.0	298,169	2.0	20,103	6.7	△ 0.3
地方債	42,504	1.0	93,666	0.7	132,176	0.8	156,083	1.0	△ 23,907	△ 15.3	△ 2.1
その他特定財源	134,888	3.0	216,129	1.7	347,111	2.4	333,053	2.2	14,058	4.2	△ 7.9
一般財源等	3,634,742	82.4	7,354,294	57.4	10,552,367	67.2	9,808,657	64.8	743,710	7.6	6.2
合計	**4,410,039**	**100.0**	**12,813,515**	**100.0**	**15,692,705**	**100.0**	**15,132,254**	**100.0**	**560,451**	**3.7**	**4.1**

第38表 社 会 福 祉 費 の 状 況

（単位 百万円 %）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	110,845	8.0	369,562	11.0	480,407	11.5	483,944	12.6	△ 3,537	△ 0.7	△ 0.5
物件費	45,140	3.3	171,474	5.1	216,614	5.2	215,051	5.6	1,563	0.7	△ 1.6
扶助費	102,145	7.4	1,313,179	39.0	1,415,324	33.8	1,402,257	36.6	13,067	0.9	7.0
補助費等	1,042,662	75.1	234,281	7.0	726,214	17.3	362,606	9.5	363,608	100.3	0.3
普通建設事業費	54,041	3.9	65,740	2.0	112,652	2.7	125,551	3.3	△ 12,899	△ 10.3	△ 29.5
うち 補助事業費	16,560	1.2	13,071	0.4	26,145	0.6	28,297	0.7	△ 2,152	△ 7.6	△ 50.1
うち 単独事業費	37,481	2.7	52,664	1.6	86,507	2.1	97,253	2.5	△ 10,746	△ 11.0	△ 19.9
うち 県営事業負担金	−	−	5	0.0	−	−	−	−	−	−	−
貸付金	23,376	1.7	15,771	0.5	38,588	0.9	41,631	1.1	△ 3,043	△ 7.3	△ 14.5
繰出金	3	0.0	1,172,598	34.9	1,172,601	28.0	1,163,444	30.3	9,157	0.8	1.8
その他	9,408	0.6	21,008	0.5	30,416	0.6	40,158	1.0	△ 9,742	△ 24.3	24.5
合計	**1,387,620**	**100.0**	**3,363,613**	**100.0**	**4,192,816**	**100.0**	**3,834,642**	**100.0**	**358,174**	**9.3**	**1.5**

第39表 老 人 福 祉 費 の 状 況

（単位 百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	21,700	1.2	120,874	4.5	142,574	3.6	150,140	3.8	△ 7,566	△ 5.0	△ 4.4
物件費	14,811	0.8	219,523	8.2	234,334	5.9	242,373	6.2	△ 8,039	△ 3.3	△ 4.6
扶助費	27,173	1.5	267,348	10.0	294,521	7.4	318,794	8.1	△ 24,273	△ 7.6	△ 5.5
補助費等	1,651,245	89.7	120,588	4.5	1,211,864	30.6	1,203,744	30.6	8,120	0.7	10.8
普通建設事業費	79,747	4.3	132,130	4.9	206,875	5.2	264,292	6.7	△ 57,417	△ 21.7	△ 23.3
うち 補助事業費	62,314	3.4	33,772	1.3	92,991	2.4	156,935	4.0	△ 63,944	△ 40.7	△ 29.0
うち 単独事業費	17,434	0.9	98,312	3.7	113,885	2.9	107,357	2.7	6,528	6.1	△ 12.9
うち 県営事業負担金	−	−	46	0.0	−	−	−	−	−	−	−
貸付金	21,019	1.1	10,351	0.4	29,572	0.7	29,535	0.7	37	0.1	58.3
繰出金	1,912	0.1	1,805,385	67.3	1,807,298	45.7	1,697,860	43.1	109,438	6.4	9.6
その他	23,400	1.3	5,585	0.2	28,985	0.9	31,229	0.8	△ 2,244	△ 7.2	△ 3.5
合計	**1,841,007**	**100.0**	**2,681,784**	**100.0**	**3,956,023**	**100.0**	**3,937,967**	**100.0**	**18,056**	**0.5**	**4.2**

第40表 児 童 福 祉 費 の 状 況

（単位 百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	106,107	12.1	1,105,481	26.5	1,211,588	25.8	1,223,135	26.7	△ 11,547	△ 0.9	△ 0.6
物件費	31,169	3.6	319,577	7.7	350,746	7.5	343,364	7.5	7,382	2.1	2.9
扶助費	321,602	36.8	2,440,958	58.4	2,762,560	58.8	2,653,932	57.9	108,628	4.1	9.6
普通建設事業費	35,167	4.0	132,745	3.2	162,853	3.5	163,632	3.6	△ 779	△ 0.5	△ 16.4
うち 補助事業費	20,197	2.3	45,686	1.1	62,259	1.3	68,876	1.5	△ 6,617	△ 9.6	△ 27.3
うち 単独事業費	14,971	1.7	87,059	2.1	100,593	2.1	94,756	2.1	5,837	6.2	△ 6.2
うち 県営事業負担金	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
貸付金	14,044	1.6	10,595	0.3	24,585	0.5	24,735	0.5	△ 150	△ 0.6	△ 1.6
その他	365,682	41.9	167,863	3.9	184,038	3.9	173,299	3.8	10,739	6.2	5.4
合計	**873,771**	**100.0**	**4,177,219**	**100.0**	**4,696,370**	**100.0**	**4,582,097**	**100.0**	**114,273**	**2.5**	**4.9**

第41表 生 活 保 護 費 の 状 況

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	22,372	7.6	124,106	4.8	146,478	5.2	144,259	5.3	2,219	1.5	2.2
扶助費	221,939	75.2	2,414,434	93.8	2,636,373	93.3	2,552,837	93.5	83,536	3.3	4.9
その他	50,951	17.2	34,854	1.4	43,560	1.5	31,946	1.2	11,614	36.4	11.8
合計	**295,262**	**100.0**	**2,573,394**	**100.0**	**2,826,411**	**100.0**	**2,729,042**	**100.0**	**97,369**	**3.6**	**4.8**

第42表 被 保 護 者 数 の 推 移

（1か月平均　単位　千人）

区分	被保護者実人員 実数	被保護者実人員 指数	被保護者実人員 保護率(対人口千人)	生活扶助 人員	生活扶助 指数	住宅扶助 人員	住宅扶助 指数	教育扶助 人員	教育扶助 指数	介護扶助 人員	介護扶助 指数	医療扶助 人員	医療扶助 指数
昭和36年度	1,643	100	17.4	1,471	100	677	100	513	100	−	−	477	100
平成11年度	1,004	61	7.9	877	60	763	113	91	18	−	−	804	169
12	1,072	65	8.4	943	64	824	122	97	19	67	100	864	181
13	1,148	70	9.0	1,015	69	891	132	105	20	84	125	929	195
14	1,243	76	9.8	1,105	75	975	144	114	22	106	158	1,003	210
15	1,344	82	10.5	1,202	82	1,069	158	124	24	127	190	1,083	227
16	1,423	87	11.1	1,274	87	1,143	169	132	26	147	219	1,155	242
17	1,476	90	11.6	1,320	90	1,194	176	136	27	164	245	1,208	253

（注）　1　厚生労働省調べによる。
　　2　昭和36年度の数値には、沖縄県分に係るものは含まれていない。
　　3　介護扶助については、平成12年度を100として指数を算出している。

第43表 災 害 救 助 費 の 状 況

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
物件費	1,316	10.6	1,780	10.2	3,096	14.7	10,792	22.2	△ 7,696	△ 71.3	643.3
扶助費	232	1.9	4,339	24.8	4,572	21.7	5,673	11.7	△ 1,101	△ 19.4	227.5
補助費等	9,214	74.4	7,743	44.2	8,557	40.6	12,924	26.6	△ 4,367	△ 33.8	4,418.9
普通建設事業費	−	−	835	4.8	835	4.0	2,554	5.3	△ 1,719	△ 67.3	2,160.2
補助事業費	−	−	476	2.7	476	2.3	795	1.6	△ 319	△ 40.1	2,844.4
単独事業費	−	−	359	2.1	359	1.7	1,760	3.6	△ 1,401	△ 79.6	1,946.5
積立金	1,128	9.1	12	0.1	1,140	5.4	1,492	3.1	△ 352	△ 23.6	△ 36.8
貸付金	422	3.4	2,034	11.6	2,057	9.8	2,016	4.2	41	2.0	111.1
その他	67	0.6	761	4.3	828	3.8	13,055	26.9	△ 12,227	△ 93.7	2,005.6
合計	**12,379**	**100.0**	**17,504**	**100.0**	**21,085**	**100.0**	**48,506**	**100.0**	**△ 27,421**	**△ 56.5**	**545.0**

第44表　衛　生　費　の　状　況

その１　目的別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
公衆衛生費	1,290,385	86.9	1,966,937	45.2	3,153,528	55.3	3,200,924	55.3	△ 47,396	△ 1.5	△ 1.8
結核対策費	6,323	0.4	19,210	0.4	25,351	0.4	31,789	0.5	△ 6,438	△ 20.3	△ 3.7
保健所費	136,192	9.2	108,870	2.5	243,309	4.3	251,464	4.3	△ 8,155	△ 3.2	△ 1.3
清掃費	51,898	3.5	2,260,168	51.9	2,284,495	40.0	2,300,402	39.8	△ 15,907	△ 0.7	△ 2.0
合計	**1,484,798**	**100.0**	**4,355,185**	**100.0**	**5,706,683**	**100.0**	**5,784,579**	**100.0**	**△ 77,896**	**△ 1.3**	**△ 1.9**

△61,989

その２　性質別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	304,296	20.5	1,028,938	23.6	1,333,234	23.4	1,363,594	23.6	△ 30,360	△ 2.2	△ 1.5
物件費	111,787	7.5	1,594,073	36.6	1,705,860	29.9	1,716,183	29.7	△ 10,323	△ 0.6	0.4
扶助費	270,201	18.2	166,962	3.8	437,163	7.7	432,346	7.5	4,817	1.1	2.4
補助費等	494,602	33.3	594,332	13.6	983,348	17.2	990,094	17.1	△ 6,746	△ 0.7	△ 3.1
普通建設事業費	118,752	8.0	603,346	13.9	695,233	12.2	725,938	12.5	△ 30,705	△ 4.2	△ 8.4
補助事業費	48,498	3.3	261,349	6.0	305,536	5.4	313,351	5.4	△ 7,815	△ 2.5	△ 10.5
単独事業費	70,254	4.7	341,984	7.9	389,697	6.8	412,587	7.1	△ 22,890	△ 5.5	△ 6.7
県営事業負担金	－	－	12	0.0	－	－	－	－	－	－	－
繰出金	22,250	1.5	94,576	2.2	116,826	2.0	129,828	2.2	△ 13,002	△ 10.0	△ 1.6
その他	162,910	11.0	272,958	6.3	435,019	7.6	426,596	7.4	8,423	2.0	△ 1.9
合計	**1,484,798**	**100.0**	**4,355,185**	**100.0**	**5,706,683**	**100.0**	**5,784,579**	**100.0**	**△ 77,896**	**△ 1.3**	**△ 1.9**

その３　財源内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
国庫支出金	224,434	15.1	192,677	4.4	417,111	7.3	423,072	7.3	△ 5,961	△ 1.4	△ 6.7
都道府県支出金	－	－	88,840	2.0	－	－	－	－	－	－	－
使用料、手数料	33,068	2.2	342,161	7.9	375,229	6.6	367,330	6.4	7,899	2.2	1.6
分担金、負担金、寄附金	4,633	0.3	55,913	1.3	23,830	0.4	26,673	0.5	△ 2,843	△ 10.7	9.0
地方債	49,064	3.3	285,660	6.6	329,987	5.8	362,267	6.3	△ 32,280	△ 8.9	△ 2.8
その他特定財源	123,537	8.4	188,321	4.3	309,763	5.4	318,665	5.4	△ 8,902	△ 2.8	△ 1.3
一般財源等	1,050,062	70.7	3,201,613	73.5	4,250,763	74.5	4,286,572	74.1	△ 35,809	△ 0.8	△ 1.7
合計	**1,484,798**	**100.0**	**4,355,185**	**100.0**	**5,706,683**	**100.0**	**5,784,579**	**100.0**	**△ 77,896**	**△ 1.3**	**△ 1.9**

第45表 公衆衛生費の状況

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	169,926	13.2	344,168	17.5	514,093	16.3	522,746	16.3	△ 8,653	△ 1.7	△ 0.2
物件費	98,807	7.7	560,302	28.5	659,109	20.9	675,048	21.1	△ 15,939	△ 2.4	△ 0.6
扶助費	267,441	20.7	163,212	8.3	430,654	13.7	423,732	13.2	6,922	1.6	2.7
補助費等	489,713	38.0	522,886	26.6	928,079	29.4	932,044	29.1	△ 3,965	△ 0.4	△ 3.1
普通建設事業費	90,837	7.0	133,274	6.8	205,545	6.5	218,534	6.8	△ 12,989	△ 5.9	△ 11.2
補助事業費	38,677	3.0	21,611	1.1	55,977	1.8	53,776	1.7	2,201	4.1	△ 27.3
単独事業費	52,160	4.0	111,651	5.7	149,568	4.7	164,758	5.1	△ 15,190	△ 9.2	△ 4.2
県営事業負担金	−	−	12	0.0	−	−	−	−	−	−	−
貸付金	89,808	7.0	28,514	1.4	117,615	3.7	122,955	3.8	△ 5,340	△ 4.3	△ 1.0
繰出金	22,250	1.7	94,576	4.8	116,826	3.7	129,828	4.1	△ 13,002	△ 10.0	△ 1.6
その他	61,603	4.7	120,005	6.1	181,607	5.8	176,037	5.6	5,570	3.2	△ 2.7
合計	**1,290,385**	**100.0**	**1,966,937**	**100.0**	**3,153,528**	**100.0**	**3,200,924**	**100.0**	**△ 47,396**	**△ 1.5**	**△ 1.8**

第46表 結核対策費の状況

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	2,169	34.3	5,454	28.4	7,623	30.1	7,875	24.8	△ 252	△ 3.2	0.4
物件費	589	9.3	8,555	44.5	9,144	36.1	12,727	40.0	△ 3,583	△ 28.2	0.7
扶助費	2,760	43.6	3,750	19.5	6,510	25.7	8,566	26.9	△ 2,056	△ 24.0	△ 11.7
補助費等	737	11.7	1,261	6.6	1,824	7.2	2,367	7.4	△ 543	△ 22.9	△ 8.4
その他	68	1.1	190	1.0	250	0.9	254	0.9	△ 4	△ 1.6	5.8
合計	**6,323**	**100.0**	**19,210**	**100.0**	**25,351**	**100.0**	**31,789**	**100.0**	**△ 6,438**	**△ 20.3**	**△ 3.7**

第47表 保健所費の状況

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	124,909	91.7	92,305	84.8	217,214	89.3	222,415	88.4	△ 5,201	△ 2.3	△ 1.0
物件費	6,258	4.6	10,324	9.5	16,582	6.8	17,123	6.8	△ 541	△ 3.2	△ 2.6
普通建設事業費	3,096	2.3	4,433	4.1	7,481	3.1	9,765	3.9	△ 2,284	△ 23.4	△ 2.7
その他	1,929	1.4	1,808	1.6	2,032	0.8	2,161	0.9	△ 129	△ 6.0	△ 13.7
合計	**136,192**	**100.0**	**108,870**	**100.0**	**243,309**	**100.0**	**251,464**	**100.0**	**△ 8,155**	**△ 3.2**	**△ 1.3**

第48表　清　掃　費　の　状　況

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	7,293	14.1	587,011	26.0	594,304	26.0	610,559	26.5	△ 16,255	△ 2.7	△ 2.7
物件費	6,132	11.8	1,014,893	44.9	1,021,026	44.7	1,011,285	44.0	9,741	1.0	1.1
補助費等	2,648	5.1	68,615	3.0	51,976	2.3	54,162	2.4	△ 2,186	△ 4.0	△ 2.3
普通建設事業費	24,754	47.7	465,450	20.6	481,963	21.1	497,388	21.6	△ 15,425	△ 3.1	△ 7.2
うち 補助事業費	9,605	18.5	239,389	10.6	248,994	10.9	256,417	11.1	△ 7,423	△ 2.9	△ 6.1
うち 単独事業費	15,149	29.2	226,061	10.0	232,968	10.2	240,971	10.5	△ 8,003	△ 3.3	△ 8.4
その他	11,071	21.3	124,199	5.5	135,226	5.9	127,008	5.5	8,218	6.5	△ 1.4
合計	**51,898**	**100.0**	**2,260,168**	**100.0**	**2,284,495**	**100.0**	**2,300,402**	**100.0**	**△ 15,907**	**△ 0.7**	**△ 2.0**

第49表　労　働　費　の　状　況

その1　目的別内訳

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
失業対策費	8,095	4.8	14,657	9.6	22,574	7.1	31,744	8.8	△ 9,170	△ 28.9	2.7
その他	161,967	95.2	137,336	90.4	294,378	92.9	327,649	91.2	△ 33,271	△ 10.2	△ 4.4
合計	**170,062**	**100.0**	**151,993**	**100.0**	**316,952**	**100.0**	**359,393**	**100.0**	**△ 42,441**	**△ 11.8**	**△ 3.8**

△ 42,441

その2　性質別内訳

（単位　百万円　%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	68,133	40.1	11,615	7.6	79,748	25.2	84,776	23.6	△ 5,028	△ 5.9	△ 3.6
物件費	27,342	16.1	26,515	17.4	53,856	17.0	82,170	22.9	△ 28,314	△ 34.5	△ 3.2
補助費等	35,241	20.7	26,344	17.3	56,724	17.9	48,550	13.5	8,174	16.8	△ 5.8
普通建設事業費	12,107	7.1	4,817	3.2	16,681	5.3	18,154	5.1	△ 1,473	△ 8.1	△ 2.2
失業対策事業費	2,363	1.4	14,178	9.3	16,542	5.2	18,078	5.0	△ 1,536	△ 8.5	3.2
補助事業費	2,115	1.2	12,332	8.1	14,447	4.6	16,122	4.5	△ 1,675	△ 10.4	4.7
単独事業費	249	0.1	1,846	1.2	2,095	0.7	1,957	0.5	138	7.1	△ 7.7
積立金	1,461	0.9	501	0.3	1,963	0.6	7,144	2.0	△ 5,181	△ 72.5	95.6
貸付金	22,384	13.2	67,296	44.3	89,680	28.3	98,565	27.4	△ 8,885	△ 9.0	△ 8.3
その他	1,031	0.5	727	0.6	1,758	0.5	1,956	0.5	△ 198	△ 10.1	△ 7.3
合計	**170,062**	**100.0**	**151,993**	**100.0**	**316,952**	**100.0**	**359,393**	**100.0**	**△ 42,441**	**△ 11.8**	**△ 3.8**

第49表 労 働 費 の 状 況（つづき）

その３ 財源内訳

（単位 百万円・％）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
国庫支出金	29,383	17.3	6,709	4.4	36,092	11.4	36,907	10.3	△ 815	△ 2.2	△ 2.5
都道府県支出金	－	－	3,014	2.0	－	－	－	－	－	－	－
その他特定財源	38,202	22.4	76,144	50.1	113,495	35.8	198,202	55.1	△ 84,707	△ 42.7	△ 4.2
一般財源等	102,477	60.3	66,126	43.5	167,365	52.8	124,284	34.6	43,081	34.7	△ 3.6
合計	**170,062**	**100.0**	**151,993**	**100.0**	**316,952**	**100.0**	**359,393**	**100.0**	**△ 42,441**	**△ 11.8**	**△ 3.8**

第50表 失 業 対 策 費 の 状 況

（単位 百万円・％）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	1,030	12.7	204	1.4	1,234	5.5	2,601	8.2	△ 1,367	△ 52.6	△ 5.9
失業対策事業費	2,363	29.2	14,178	96.7	16,542	73.3	18,078	56.9	△ 1,536	△ 8.5	3.2
補助事業費	2,115	26.1	12,332	84.1	14,447	64.0	16,122	50.8	△ 1,675	△ 10.4	4.7
単独事業費	249	3.1	1,846	12.6	2,095	9.3	1,957	6.2	138	7.1	△ 7.7
その他	4,702	58.1	275	1.9	4,798	21.2	11,065	34.9	△ 6,267	△ 56.6	4.1
合計	**8,095**	**100.0**	**14,657**	**100.0**	**22,574**	**100.0**	**31,744**	**100.0**	**△ 9,170**	**△ 28.9**	**2.7**

第51表 農 林 水 産 業 費 の 状 況

その１ 目的別内訳

（単位 百万円・％）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
農業費	585,879	19.3	518,423	34.9	974,447	24.5	1,068,623	24.7	△ 94,176	△ 8.8	△ 9.2
畜産業費	123,305	4.1	58,708	4.0	168,583	4.2	181,389	4.2	△ 12,806	△ 7.1	△ 3.9
農地費	1,260,859	41.6	578,763	39.0	1,577,993	39.7	1,690,135	39.1	△ 112,142	△ 6.6	△ 10.6
林業費	709,527	23.4	181,384	12.2	819,442	20.6	903,369	20.9	△ 83,927	△ 9.3	△ 0.0
水産業費	351,046	11.6	147,837	10.0	437,852	11.0	478,302	11.1	△ 40,450	△ 8.5	△ 10.7
合計	**3,030,616**	**100.0**	**1,485,115**	**100.0**	**3,978,316**	**100.0**	**4,321,818**	**100.0**	**△ 343,502**	**△ 7.9**	**△ 7.9**

第51表 農林水産業費の状況（つづき）

その2　性質別内訳

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	465,032	15.3	289,135	19.5	754,166	19.0	772,560	17.9	△ 18,394	△ 2.4	△ 2.1
物件費	95,054	3.1	101,814	6.9	196,867	4.9	217,086	5.0	△ 20,219	△ 9.3	△ 7.0
補助費等	244,826	8.1	238,139	16.0	339,083	8.5	394,465	9.1	△ 55,382	△ 14.0	△ 8.5
普通建設事業費	1,923,543	63.5	675,550	45.5	2,205,846	55.4	2,409,711	55.8	△ 203,865	△ 8.5	△ 13.6
補助事業費	1,424,622	47.0	282,240	19.0	1,490,694	37.5	1,660,323	38.4	△ 169,629	△ 10.2	△ 13.7
単独事業費	253,446	8.4	258,393	17.4	442,754	11.1	511,279	11.8	△ 68,525	△ 13.4	△ 12.7
国直轄事業負担金	245,475	8.1	26,923	1.8	272,398	6.8	238,108	5.5	34,290	14.4	△ 14.9
県営事業負担金	−	−	107,994	7.3	−	−	−	−	−	−	−
その他	302,161	10.0	180,477	12.1	482,354	12.2	527,996	12.2	△ 45,642	△ 8.6	17.2
合計	**3,030,616**	**100.0**	**1,485,115**	**100.0**	**3,978,316**	**100.0**	**4,321,818**	**100.0**	**△ 343,502**	**△ 7.9**	**△ 7.9**

その3　財源内訳

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
国庫支出金	1,015,451	33.5	24,661	1.7	1,040,113	26.1	1,159,932	26.8	△ 119,819	△ 10.3	△ 13.8
都道府県支出金	−	−	315,908	21.3	−	−	−	−	−	−	−
分担金、負担金、寄附金	197,587	6.5	22,712	1.5	74,194	1.9	82,288	1.9	△ 8,094	△ 9.8	△ 31.1
地方債	486,073	16.0	184,135	12.4	667,407	16.8	723,003	16.7	△ 55,596	△ 7.7	△ 10.6
その他特定財源	398,692	13.2	117,750	7.9	508,736	12.8	582,224	13.5	△ 73,488	△ 12.6	9.1
一般財源等	932,813	30.8	819,949	55.2	1,687,866	42.4	1,774,371	41.1	△ 86,505	△ 4.9	△ 5.9
合計	**3,030,616**	**100.0**	**1,485,115**	**100.0**	**3,978,316**	**100.0**	**4,321,818**	**100.0**	**△ 343,502**	**△ 7.9**	**△ 7.9**

第52表 農業費の状況

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	240,999	41.1	217,189	41.9	458,188	47.0	474,432	44.4	△ 16,244	△ 3.4	△ 2.0
物件費	37,939	6.5	45,033	8.7	82,971	8.5	91,998	8.6	△ 9,027	△ 9.8	△ 9.9
補助費等	126,843	21.7	108,825	21.0	162,234	16.6	193,803	18.1	△ 31,569	△ 16.3	△ 12.0
普通建設事業費	97,078	16.6	114,885	22.2	155,632	16.0	181,759	17.0	△ 26,127	△ 14.4	△ 17.6
うち 補助事業費	53,307	9.1	62,377	12.0	80,559	8.3	86,038	8.1	△ 5,479	△ 6.4	△ 25.0
うち 単独事業費	43,771	7.5	48,942	9.4	75,072	7.7	95,720	9.0	△ 20,648	△ 21.6	△ 9.5
うち 県営事業負担金	−	−	3,565	0.7	−	−	−	−	−	−	−
その他	83,020	14.1	32,491	6.2	115,422	11.9	126,631	11.9	△ 11,209	△ 8.9	△ 15.4
合計	**585,879**	**100.0**	**518,423**	**100.0**	**974,447**	**100.0**	**1,068,623**	**100.0**	**△ 94,176**	**△ 8.8**	**△ 9.2**

第53表 畜 産 業 費 の 状 況

（単位 百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	49,989	40.5	7,130	12.1	57,119	33.9	58,054	32.0	△ 935	△ 1.6	△ 1.4
物件費	17,392	14.1	9,244	15.7	26,636	15.8	25,334	14.0	1,302	5.1	0.5
補助費等	10,901	8.8	11,189	19.1	18,375	10.9	19,522	10.8	△ 1,147	△ 5.9	△ 5.1
普通建設事業費	34,785	28.2	25,993	44.3	51,062	30.3	62,044	34.2	△ 10,982	△ 17.7	△ 12.3
補助事業費	18,452	15.0	14,879	25.3	26,740	15.9	32,349	17.8	△ 5,609	△ 17.3	△ 13.7
単独事業費	15,904	12.9	9,950	16.9	23,707	14.1	28,638	15.8	△ 4,931	△ 17.2	△ 6.2
国直轄事業負担金	429	0.3	186	0.3	615	0.4	1,057	0.6	△ 442	△ 41.8	△ 61.8
県営事業負担金	−	−	978	1.7	−	−	−	−	−	−	−
その他	10,238	8.4	5,152	8.8	15,391	9.1	16,435	9.0	△ 1,044	△ 6.4	23.4
合計	**123,305**	**100.0**	**58,708**	**100.0**	**168,583**	**100.0**	**181,389**	**100.0**	**△ 12,806**	**△ 7.1**	**△ 3.9**

第54表 農 地 費 の 状 況

（単位 百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	50,668	4.0	33,735	5.8	84,403	5.3	84,001	5.0	402	0.5	△ 1.6
普通建設事業費	1,127,773	89.4	327,912	56.7	1,237,833	78.4	1,327,310	78.5	△ 89,477	△ 6.7	△ 12.6
補助事業費	805,479	63.9	72,193	12.5	775,389	49.1	880,986	52.1	△ 105,597	△ 12.0	△ 11.7
単独事業費	86,952	6.9	137,959	23.8	200,365	12.7	219,274	13.0	△ 18,909	△ 8.6	△ 13.4
国直轄事業負担金	235,342	18.7	26,737	4.6	262,079	16.6	227,050	13.4	35,029	15.4	△ 15.1
県営事業負担金	−	−	91,022	15.7	−	−	−	−	−	−	−
その他	82,418	6.6	217,116	37.5	255,757	16.3	278,824	16.5	△ 23,067	△ 8.3	△ 2.5
合計	**1,260,859**	**100.0**	**578,763**	**100.0**	**1,577,993**	**100.0**	**1,690,135**	**100.0**	**△ 112,142**	**△ 6.6**	**△ 10.6**

第55表 林 業 費 の 状 況

（単位 百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	72,701	10.2	19,013	10.5	91,713	11.2	93,212	10.3	△ 1,499	△ 1.6	△ 2.7
普通建設事業費	425,643	60.0	108,456	59.8	481,847	58.8	520,210	57.6	△ 38,363	△ 7.4	△ 15.4
補助事業費	340,873	48.0	55,842	30.8	361,988	44.2	381,649	42.2	△ 19,661	△ 5.2	△ 16.2
単独事業費	79,185	11.2	48,599	26.8	114,274	13.9	133,196	14.7	△ 18,922	△ 14.2	△ 13.7
国直轄事業負担金	5,585	0.8	−	−	5,585	0.7	5,365	0.6	220	4.1	2.3
県営事業負担金	−	−	4,015	2.2	−	−	−	−	−	−	−
その他	211,183	29.8	53,915	29.7	245,882	30.0	289,947	32.1	△ 44,065	△ 15.2	50.6
合計	**709,527**	**100.0**	**181,384**	**100.0**	**819,442**	**100.0**	**903,369**	**100.0**	**△ 83,927**	**△ 9.3**	**△ 0.0**

第56表 水 産 業 費 の 状 況

（単位 百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	50,675	14.4	12,068	8.2	62,743	14.3	62,862	13.1	△ 119	△ 0.2	△ 2.8
物件費	18,059	5.1	6,230	4.2	24,289	5.5	25,228	5.3	△ 939	△ 3.7	△ 5.0
補助費等	12,999	3.7	10,694	7.2	19,762	4.5	20,305	4.2	△ 543	△ 2.7	△ 10.5
普通建設事業費	238,264	67.9	98,305	66.5	279,473	63.8	318,388	66.6	△ 38,915	△ 12.2	△ 12.9
補助事業費	206,510	58.8	76,949	52.0	246,017	56.2	279,300	58.4	△ 33,283	△ 11.9	△ 12.6
単独事業費	27,635	7.9	12,943	8.8	29,337	6.7	34,451	7.2	△ 5,114	△ 14.8	△ 17.1
国直轄事業負担金	4,119	1.2	−	−	4,119	0.9	4,637	1.0	△ 518	△ 11.2	8.3
県営事業負担金	−	−	8,413	5.7	−	−	−	−	−	−	−
その他	31,049	8.9	20,540	13.9	51,585	11.9	51,519	10.8	66	0.1	△ 8.1
合計	**351,046**	**100.0**	**147,837**	**100.0**	**437,852**	**100.0**	**478,302**	**100.0**	**△ 40,450**	**△ 8.5**	**△ 10.7**

第57表 商 工 費 の 状 況

その1 性質別内訳

（単位 百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	110,650	3.6	132,868	8.2	243,518	5.3	240,495	4.9	3,023	1.3	△ 0.2
物件費	64,325	2.1	130,990	8.1	195,315	4.2	203,810	4.2	△ 8,495	△ 4.2	2.2
補助費等	282,191	9.2	196,956	12.2	452,529	9.8	455,012	9.3	△ 2,483	△ 0.5	△ 6.3
普通建設事業費	71,900	2.4	126,251	7.8	185,752	4.0	213,930	4.4	△ 28,178	△ 13.2	△ 3.8
補助事業費	15,648	0.5	21,172	1.3	33,791	0.7	41,633	0.8	△ 7,842	△ 18.8	△ 11.8
単独事業費	56,251	1.8	104,973	6.5	151,961	3.3	172,297	3.5	△ 20,336	△ 11.8	△ 1.6
県営事業負担金	−	−	105	0.0	−	−	−	−	−	−	−
貸付金	2,489,753	81.5	956,539	59.3	3,443,572	74.4	3,573,488	72.8	△ 129,916	△ 3.6	0.0
その他	36,643	1.2	68,625	4.4	105,268	2.3	219,873	4.4	△ 114,605	△ 52.1	84.3
合計	**3,055,462**	**100.0**	**1,612,229**	**100.0**	**4,625,954**	**100.0**	**4,906,608**	**100.0**	**△ 280,654**	**△ 5.7**	**1.4**

その2 財源内訳

（単位 百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
使用料、手数料	15,665	0.5	35,990	2.2	51,656	1.1	52,929	1.1	△ 1,273	△ 2.4	0.3
分担金、負担金、寄附金	424	0.0	1,759	0.1	240	0.0	−	−	240	皆増	皆減
地方債	17,113	0.6	32,652	2.0	47,104	1.0	138,850	2.8	△ 91,746	△ 66.1	62.0
諸収入	2,444,032	80.0	971,177	60.2	3,411,643	73.8	3,543,012	72.2	△ 131,369	△ 3.7	0.5
その他特定財源	83,727	2.7	63,488	4.0	129,262	2.8	145,056	3.0	△ 15,794	△ 10.9	△ 20.4
一般財源等	494,501	16.2	507,163	31.5	986,049	21.3	1,026,761	20.9	△ 40,712	△ 4.0	3.4
合計	**3,055,462**	**100.0**	**1,612,229**	**100.0**	**4,625,954**	**100.0**	**4,906,608**	**100.0**	**△ 280,654**	**△ 5.7**	**1.4**

第58表　土　木　費　の　状　況

その１　目的別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
土木管理費	365,251	5.1	472,874	6.3	827,659	5.7	921,794	6.1	△ 94,135	△ 10.2	△ 10.0
道路橋りょう費	2,902,318	40.5	1,821,017	24.3	4,676,016	32.4	4,987,223	32.7	△ 311,207	△ 6.2	△ 7.6
河川海岸費	1,466,940	20.5	207,362	2.8	1,650,443	11.4	1,698,121	11.1	△ 47,678	△ 2.8	△ 9.0
港湾費	316,770	4.4	186,640	2.5	471,842	3.3	536,271	3.5	△ 64,429	△ 12.0	△ 3.9
都市計画費	1,476,348	20.6	4,099,475	54.7	5,473,072	38.0	5,653,036	37.1	△ 179,964	△ 3.2	△ 6.5
住宅費	565,052	7.9	680,603	9.1	1,217,622	8.4	1,314,831	8.6	△ 97,209	△ 7.4	△ 7.2
空港費	79,635	1.1	23,910	0.3	100,713	0.7	123,551	0.8	△ 22,838	△ 18.5	△ 3.7
合計	**7,172,313**	**100.0**	**7,491,880**	**100.0**	**14,417,368**	**100.0**	**15,234,826**	**100.0**	**△ 817,458**	**△ 5.4**	**△ 7.3**

その２　性質別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	328,446	4.6	705,404	9.4	1,033,850	7.2	1,039,464	6.8	△ 5,614	△ 0.5	△ 1.3
物件費	120,439	1.7	440,411	5.9	560,849	3.9	567,473	3.7	△ 6,624	△ 1.2	1.7
維持補修費	322,409	4.5	383,424	5.1	705,834	4.9	699,566	4.6	6,268	0.9	0.9
普通建設事業費	5,404,841	75.4	3,659,464	48.8	8,880,905	61.6	9,521,523	62.5	△ 640,618	△ 6.7	△ 9.9
補助事業費	2,335,301	32.6	1,181,722	15.8	3,509,877	24.3	3,717,359	24.4	△ 207,482	△ 5.6	△ 14.5
単独事業費	2,175,855	30.3	2,266,523	30.3	4,379,179	30.4	4,779,889	31.4	△ 400,710	△ 8.4	△ 8.7
国直轄事業負担金	893,685	12.5	98,164	1.3	991,850	6.9	1,024,274	6.7	△ 32,424	△ 3.2	3.5
県営事業負担金	−	−	113,055	1.5	−	−	−	−	−	−	−
貸付金	388,519	5.4	418,718	5.6	803,537	5.6	906,923	6.0	△ 103,386	△ 11.4	△ 7.1
繰出金	161,158	2.2	1,110,847	14.8	1,272,005	8.8	1,360,044	8.9	△ 88,039	△ 6.5	△ 4.9
その他	446,501	6.2	773,612	10.4	1,160,388	8.0	1,139,833	7.5	20,555	1.8	△ 1.5
合計	**7,172,313**	**100.0**	**7,491,880**	**100.0**	**14,417,368**	**100.0**	**15,234,826**	**100.0**	**△ 817,458**	**△ 5.4**	**△ 7.3**

その３　財源内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
国庫支出金	1,260,926	17.6	647,255	8.6	1,908,181	13.2	2,015,471	13.2	△ 107,290	△ 5.3	△ 13.0
都道府県支出金	−	−	136,968	1.8	−	−	−	−	−	−	−
使用料、手数料	104,080	1.5	182,989	2.4	287,069	2.0	265,128	1.7	21,941	8.3	△ 0.7
分担金、負担金、寄附金	115,982	1.6	27,149	0.4	26,862	0.2	34,262	0.2	△ 7,400	△ 21.6	△ 31.8
地方債	2,763,700	38.5	1,380,679	18.4	4,121,872	28.6	4,523,276	29.7	△ 401,404	△ 8.9	△ 6.3
その他特定財源	737,889	10.3	782,388	10.5	1,480,248	10.3	1,653,745	10.9	△ 173,497	△ 10.5	△ 7.6
一般財源等	2,189,736	30.5	4,334,452	57.9	6,593,136	45.7	6,742,944	44.3	△ 149,808	△ 2.2	△ 6.2
合計	**7,172,313**	**100.0**	**7,491,880**	**100.0**	**14,417,368**	**100.0**	**15,234,826**	**100.0**	**△ 817,458**	**△ 5.4**	**△ 7.3**

第59表　道路橋りょう費の状況

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	61,840	2.1	150,396	8.3	212,236	4.5	210,731	4.2	1,505	0.7	△ 1.8
維持補修費	180,403	6.2	255,137	14.0	435,540	9.3	423,513	8.5	12,027	2.8	4.9
普通建設事業費	2,567,977	88.5	1,266,258	69.5	3,793,515	81.1	4,130,303	82.8	△ 336,788	△ 8.2	△ 9.4
補助事業費	820,756	28.3	181,802	10.0	1,002,537	21.4	1,066,500	21.4	△ 63,963	△ 6.0	△ 15.9
単独事業費	1,180,003	40.7	992,710	54.5	2,159,741	46.2	2,405,876	48.2	△ 246,135	△ 10.2	△ 9.7
国直轄事業負担金	567,218	19.5	64,019	3.5	631,237	13.5	657,927	13.2	△ 26,690	△ 4.1	4.9
県営事業負担金	−	−	27,727	1.5	−	−	−	−	−	−	−
その他	92,098	3.2	149,226	8.2	234,725	5.1	222,676	4.5	12,049	5.4	1.4
合計	**2,902,318**	**100.0**	**1,821,017**	**100.0**	**4,676,016**	**100.0**	**4,987,223**	**100.0**	**△ 311,207**	**△ 6.2**	**△ 7.6**

第60表　河川海岸費の状況

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	35,434	2.4	19,757	9.5	55,191	3.3	55,145	3.2	46	0.1	1.5
維持補修費	36,825	2.5	12,783	6.2	49,608	3.0	49,335	2.9	273	0.6	△ 3.2
普通建設事業費	1,362,487	92.9	157,663	76.0	1,497,689	90.7	1,549,836	91.3	△ 52,147	△ 3.4	△ 10.0
補助事業費	882,417	60.2	56,757	27.4	933,969	56.6	967,565	57.0	△ 33,596	△ 3.5	△ 13.5
単独事業費	209,727	14.3	93,780	45.2	293,226	17.8	308,570	18.2	△ 15,344	△ 5.0	△ 11.2
国直轄事業負担金	270,344	18.4	151	0.1	270,495	16.4	273,701	16.1	△ 3,206	△ 1.2	7.5
県営事業負担金	−	−	6,975	3.4	−	−	−	−	−	−	−
その他	32,194	2.2	17,159	8.3	47,955	3.0	43,805	2.6	4,150	9.5	8.5
合計	**1,466,940**	**100.0**	**207,362**	**100.0**	**1,650,443**	**100.0**	**1,698,121**	**100.0**	**△ 47,678**	**△ 2.8**	**△ 9.0**

第61表　港湾費の状況

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	13,971	4.4	20,512	11.0	34,482	7.3	35,064	6.5	△ 582	△ 1.7	0.2
維持補修費	7,402	2.3	4,446	2.4	11,848	2.5	11,944	2.2	△ 96	△ 0.8	1.6
普通建設事業費	233,598	73.7	128,757	69.0	340,279	72.1	391,519	73.0	△ 51,240	△ 13.1	△ 6.9
補助事業費	164,922	52.1	42,043	22.5	206,966	43.9	253,101	47.2	△ 46,135	△ 18.2	△ 7.1
単独事業費	30,717	9.7	38,107	20.4	62,947	13.3	66,517	12.4	△ 3,570	△ 5.4	△ 4.5
国直轄事業負担金	37,958	12.0	32,408	17.4	70,366	14.9	71,901	13.4	△ 1,535	△ 2.1	△ 8.1
県営事業負担金	−	−	16,199	8.7	−	−	−	−	−	−	−
その他	61,799	19.6	32,925	17.6	85,233	18.1	97,744	18.3	△ 12,511	△ 12.8	7.7
合計	**316,770**	**100.0**	**186,640**	**100.0**	**471,842**	**100.0**	**536,271**	**100.0**	**△ 64,429**	**△ 12.0**	**△ 3.9**

第62表　都　市　計　画　費　の　状　況

その１　目的別内訳

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
街路費	683,086	46.3	717,992	17.5	1,352,971	24.7	1,402,139	24.8	△ 49,168	△ 3.5	△ 11.3
公園費	182,660	12.4	633,624	15.5	811,307	14.8	857,408	15.2	△ 46,101	△ 5.4	△ 6.7
下水道費	363,151	24.6	1,623,139	39.6	1,974,051	36.1	2,030,647	35.9	△ 56,596	△ 2.8	△ 2.7
区画整理費等	247,451	16.8	1,124,720	27.4	1,334,743	24.4	1,362,841	24.1	△ 28,098	△ 2.1	△ 6.6
合計	**1,476,348**	**100.0**	**4,099,475**	**100.0**	**5,473,072**	**100.0**	**5,653,036**	**100.0**	**△ 179,964**	**△ 3.2**	**△ 6.5**

その２　性質別内訳

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	23,271	1.6	231,991	5.7	255,261	4.7	259,803	4.6	△ 4,542	△ 1.7	△ 1.9
維持補修費	32,296	2.2	52,422	1.3	84,718	1.5	87,497	1.5	△ 2,779	△ 3.2	△ 2.3
補助費等	208,561	14.1	565,541	13.8	757,467	13.8	714,627	12.6	42,840	6.0	△ 1.2
普通建設事業費	943,354	63.9	1,752,944	42.8	2,613,438	47.8	2,701,169	47.8	△ 87,731	△ 3.2	△ 10.3
補助事業費	285,724	19.4	652,349	15.9	937,272	17.1	991,817	17.5	△ 54,545	△ 5.5	△ 15.1
単独事業費	647,788	43.9	1,040,765	25.4	1,665,702	30.4	1,697,141	30.0	△ 31,439	△ 1.9	△ 6.9
国直轄事業負担金	9,843	0.7	621	0.0	10,463	0.2	12,211	0.2	△ 1,748	△ 14.3	△ 40.4
県営事業負担金	−	−	59,209	1.4	−	−	−	−	−	−	−
繰出金	111,595	7.6	1,076,557	26.3	1,188,151	21.7	1,278,519	22.6	△ 90,368	△ 7.1	△ 4.7
その他	157,271	10.6	420,020	10.1	574,037	10.5	611,421	10.9	△ 37,384	△ 6.1	△ 0.7
合計	**1,476,348**	**100.0**	**4,099,475**	**100.0**	**5,473,072**	**100.0**	**5,653,036**	**100.0**	**△ 179,964**	**△ 3.2**	**△ 6.5**

第63表　住　宅　費　の　状　況

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	16,998	3.0	64,420	9.5	81,419	6.7	81,576	6.2	△ 157	△ 0.2	△ 1.0
維持補修費	62,509	11.1	56,740	8.3	119,249	9.8	122,076	9.3	△ 2,827	△ 2.3	△ 7.8
普通建設事業費	200,551	35.5	307,864	45.2	500,393	41.1	532,866	40.5	△ 32,473	△ 6.1	△ 14.0
補助事業費	168,339	29.8	234,532	34.5	402,037	33.0	411,158	31.3	△ 9,121	△ 2.2	△ 15.0
単独事業費	32,212	5.7	73,241	10.8	98,356	8.1	121,708	9.3	△ 23,352	△ 19.2	△ 10.6
県営事業負担金	−	−	90	0.0	−	−	−	−	−	−	−
貸付金	182,908	32.4	137,332	20.2	320,197	26.3	368,178	28.0	△ 47,981	△ 13.0	1.6
その他	102,086	18.0	114,247	16.8	196,364	16.1	210,135	16.0	△ 13,771	△ 6.6	△ 4.7
合計	**565,052**	**100.0**	**680,603**	**100.0**	**1,217,622**	**100.0**	**1,314,831**	**100.0**	**△ 97,209**	**△ 7.4**	**△ 7.2**

第64表　消　防　費　の　状　況

その１　性質別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	182,531	84.5	1,203,078	71.7	1,385,609	76.0	1,389,101	75.7	△ 3,492	△ 0.3	0.5
物件費	14,066	6.5	154,034	9.2	168,100	9.2	165,904	9.0	2,196	1.3	3.0
普通建設事業費	13,708	6.3	178,130	10.6	191,394	10.5	199,802	10.9	△ 8,408	△ 4.2	△ 0.6
補助事業費	303	0.1	44,484	2.7	44,787	2.5	49,086	2.7	△ 4,299	△ 8.8	△ 17.9
単独事業費	13,405	6.2	133,431	8.0	146,607	8.0	150,716	8.2	△ 4,109	△ 2.7	6.8
県営事業負担金	－	－	215	0.0	－	－	－	－	－	－	－
その他	5,628	2.7	142,875	8.5	79,201	4.3	81,032	4.4	△ 1,831	△ 2.3	6.0
合計	**215,933**	**100.0**	**1,678,117**	**100.0**	**1,824,304**	**100.0**	**1,835,839**	**100.0**	**△ 11,535**	**△ 0.6**	**0.9**

その２　財源内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
国庫支出金	671	0.3	21,761	1.3	22,432	1.2	20,835	1.1	1,597	7.7	△ 9.9
地方債	7,489	3.5	90,866	5.4	96,988	5.3	88,410	4.8	8,578	9.7	0.1
その他特定財源	45,007	20.8	78,278	4.7	32,318	1.8	45,493	2.5	△ 13,175	△ 29.0	0.1
一般財源等	162,766	75.4	1,487,212	88.6	1,672,566	91.7	1,681,101	91.6	△ 8,535	△ 0.5	1.1
合計	**215,933**	**100.0**	**1,678,117**	**100.0**	**1,824,304**	**100.0**	**1,835,839**	**100.0**	**△ 11,535**	**△ 0.6**	**0.9**

第65表　警　察　費　の　状　況

その１　性質別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	2,761,253	83.2	2,773,977	83.1	△ 12,724	△ 0.5	0.1
物件費	320,542	9.7	325,852	9.8	△ 5,310	△ 1.6	0.7
補助費等	21,653	0.7	21,726	0.7	△ 73	△ 0.3	△ 3.3
普通建設事業費	192,465	5.8	194,631	5.8	△ 2,166	△ 1.1	△ 12.3
その他	21,665	0.6	21,503	0.6	162	0.8	△ 6.2
合計	**3,317,578**	**100.0**	**3,337,689**	**100.0**	**△ 20,111**	**△ 0.6**	**△ 0.7**

その２　財源内訳

（単位　百万円　％）

区分	平成17年度純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
国庫支出金	60,914	1.8	61,775	1.9	△ 861	△ 1.4	△ 4.6
使用料、手数料	150,659	4.5	158,416	4.7	△ 7,757	△ 4.9	8.7
諸収入	14,847	0.4	6,865	0.2	7,982	116.3	88.1
その他特定財源	74,050	2.4	67,874	2.0	6,176	9.1	△ 10.9
一般財源等	3,017,108	90.9	3,042,759	91.2	△ 25,651	△ 0.8	△ 0.9
合計	**3,317,578**	**100.0**	**3,337,689**	**100.0**	**△ 20,111**	**△ 0.6**	**△ 0.7**

第66表　警　察　職　員　数　の　推　移

（単位　人）

区分	地方警務官	地方警察職員		
		警察官	事務職員	計
昭和36年	280	129,482	19,833	149,315
平成9	570	228,806	29,362	258,168
10	570	229,848	29,302	259,150
11	570	230,236	29,165	259,401
12	570	230,602	29,013	259,615
13	582	229,871	28,939	258,810
14	590	233,583	28,870	262,453
15	599	237,963	28,766	266,729
16	604	241,913	28,857	270,770
17	607	245,374	28,799	274,173
18	610	248,834	28,709	277,543

（注）　1　地方警務官は警察法施行令第６条の規定に基づく定員、その他は総務省調べによる。
　　2　昭和36年は５月31日現在、平成９～18年は４月１日現在の職員数である。
　　ただし、地方警務官数については、各年４月１日現在の定員である。

第67表　教　育　費　の　状　況

その１　目的別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
小学校費	3,878,686	34.2	1,224,452	23.1	5,099,226	30.8	5,091,419	30.1	7,807	0.2	△ 0.6
中学校費	2,189,455	19.3	691,836	13.0	2,878,230	17.4	2,871,996	17.0	6,234	0.2	△ 1.5
高等学校費	2,312,858	20.4	186,384	3.5	2,498,825	15.1	2,549,501	15.1	△ 50,676	△ 2.0	△ 1.6
社会教育費	217,450	1.9	1,098,778	20.7	1,298,610	7.8	1,402,017	8.3	△ 103,407	△ 7.4	△ 5.5
保健体育費	119,205	1.1	1,108,840	20.9	1,212,852	7.3	1,253,549	7.4	△ 40,697	△ 3.2	△ 3.5
大学費	187,254	1.7	88,941	1.7	274,912	1.7	303,809	1.8	△ 28,897	△ 9.5	2.6
特殊学校費	745,257	6.6	17,815	0.3	762,790	4.6	746,775	4.4	16,015	2.1	△ 0.0
幼稚園費	2,651	0.0	242,083	4.6	242,330	1.5	245,015	1.4	△ 2,685	△ 1.1	△ 2.0
教育総務費	1,684,940	14.9	647,533	12.2	2,310,059	13.9	2,446,076	14.5	△ 136,017	△ 5.6	△ 1.9
合計	**11,337,756**	**100.0**	**5,306,661**	**100.0**	**16,577,835**	**100.0**	**16,910,156**	**100.0**	**△ 332,321**	**△ 2.0**	**△ 1.7**

その２　性質別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	9,611,972	84.8	1,759,806	33.2	11,371,778	68.6	11,581,544	68.5	△ 209,766	△ 1.8	△ 1.1
物件費	392,557	3.5	1,690,868	31.9	2,083,425	12.6	2,098,344	12.4	△ 14,919	△ 0.7	△ 1.1
維持補修費	27,171	0.2	92,355	1.7	119,526	0.7	125,904	0.7	△ 6,378	△ 5.1	△ 0.1
扶助費、補助費等	851,794	7.5	429,324	8.1	1,225,979	7.4	1,196,258	7.1	29,721	2.5	△ 0.2
普通建設事業費	369,721	3.3	1,211,933	22.8	1,571,208	9.5	1,708,829	10.1	△ 137,621	△ 8.1	△ 8.5
補助事業費	52,066	0.5	421,927	8.0	473,953	2.9	479,160	2.8	△ 5,207	△ 1.1	△ 20.0
単独事業費	317,655	2.8	789,927	14.9	1,097,255	6.6	1,229,669	7.3	△ 132,414	△ 10.8	△ 3.1
県営事業負担金	−	−	79	0.0	−	−	−	−	−	−	−
その他	84,541	0.7	122,375	2.3	205,919	1.2	199,277	1.2	6,642	3.3	9.4
合計	**11,337,756**	**100.0**	**5,306,661**	**100.0**	**16,577,835**	**100.0**	**16,910,156**	**100.0**	**△ 332,321**	**△ 2.0**	**△ 1.7**

その３　財源内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
国庫支出金	2,234,991	19.7	213,276	4.0	2,448,267	14.8	2,912,977	17.2	△ 464,710	△ 16.0	△ 8.0
都道府県支出金	−	−	49,282	0.9	−	−	−	−	−	−	−
使用料、手数料	294,230	2.6	137,506	2.6	431,736	2.6	457,156	2.7	△ 25,420	△ 5.6	△ 1.5
分担金、負担金、寄附金	5,511	0.0	24,779	0.5	21,500	0.1	18,451	0.1	3,049	16.5	△ 0.2
地方債	190,635	1.7	469,905	8.9	653,134	3.9	744,091	4.4	△ 90,957	△ 12.2	△ 4.7
その他特定財源	142,384	1.3	317,434	5.9	446,889	2.7	478,907	2.9	△ 32,018	△ 6.7	△ 1.2
一般財源等	8,470,005	74.7	4,094,479	77.2	12,576,309	75.9	12,298,574	72.7	277,735	2.3	0.1
合計	**11,337,756**	**100.0**	**5,306,661**	**100.0**	**16,577,835**	**100.0**	**16,910,156**	**100.0**	**△ 332,321**	**△ 2.0**	**△ 1.7**

第68表 小 学 校 費 の 状 況

（単位 百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	3,859,017	99.5	174,169	14.2	4,033,187	79.1	4,021,731	79.0	11,456	0.3	△ 0.2
物件費	17,911	0.5	430,521	35.2	448,432	8.8	435,084	8.5	13,348	3.1	△ 0.3
維持補修費	−	−	40,739	3.3	40,739	0.8	43,725	0.9	△ 2,986	△ 6.8	2.8
普通建設事業費	305	0.0	499,755	40.8	499,752	9.8	516,238	10.1	△ 16,486	△ 3.2	△ 6.3
補助事業費	−	−	216,238	17.7	216,238	4.2	218,241	4.3	△ 2,003	△ 0.9	△ 20.7
単独事業費	305	0.0	283,515	23.2	283,515	5.6	297,997	5.9	△ 14,482	△ 4.9	8.0
県営事業負担金	−	−	3	0.0	−	−	−	−	−	−	−
その他	1,453	0.0	79,268	6.5	77,116	1.5	74,641	1.5	2,475	3.3	17.8
合計	**3,878,686**	**100.0**	**1,224,452**	**100.0**	**5,099,226**	**100.0**	**5,091,419**	**100.0**	**7,807**	**0.2**	**△ 0.6**

第69表 中 学 校 費 の 状 況

（単位 百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	2,170,922	99.2	93,427	13.5	2,264,350	78.7	2,271,041	79.1	△ 6,691	△ 0.3	△ 0.9
物件費	15,186	0.7	231,581	33.5	246,767	8.6	254,094	8.8	△ 7,327	△ 2.9	△ 2.6
維持補修費	3	0.0	22,294	3.2	22,297	0.8	22,982	0.8	△ 685	△ 3.0	△ 1.8
普通建設事業費	2,319	0.1	289,192	41.8	291,404	10.1	270,076	9.4	21,328	7.9	△ 6.2
補助事業費	1,156	0.1	128,084	18.5	129,240	4.5	120,002	4.2	9,238	7.7	△ 20.1
単独事業費	1,164	0.1	161,107	23.3	162,164	5.6	150,074	5.2	12,090	8.1	9.1
県営事業負担金	−	−	1	0.0	−	−	−	−	−	−	−
その他	1,025	0.0	55,342	8.0	53,412	1.8	53,803	1.9	△ 391	△ 0.7	1.5
合計	**2,189,455**	**100.0**	**691,836**	**100.0**	**2,878,230**	**100.0**	**2,871,996**	**100.0**	**6,234**	**0.2**	**△ 1.5**

第70表 高 等 学 校 費 の 状 況

（単位 百万円 %）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	1,926,582	83.3	131,293	70.4	2,057,875	82.4	2,078,615	81.5	△ 20,740	△ 1.0	△ 1.1
物件費	147,901	6.4	16,787	9.0	164,688	6.6	167,792	6.6	△ 3,104	△ 1.8	△ 2.5
維持補修費	17,630	0.8	1,516	0.8	19,146	0.8	19,290	0.8	△ 144	△ 0.7	△ 7.5
普通建設事業費	210,014	9.1	24,352	13.1	234,293	9.4	254,362	10.0	△ 20,069	△ 7.9	△ 4.9
補助事業費	26,874	1.2	256	0.1	27,130	1.1	36,709	1.4	△ 9,579	△ 26.1	△ 15.6
単独事業費	183,140	7.9	24,096	12.9	207,163	8.3	217,653	8.5	△ 10,490	△ 4.8	△ 2.8
県営事業負担金	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
その他	10,731	0.4	12,436	6.7	22,823	0.8	29,442	1.1	△ 6,619	△ 22.5	0.5
合計	**2,312,858**	**100.0**	**186,384**	**100.0**	**2,498,825**	**100.0**	**2,549,501**	**100.0**	**△ 50,676**	**△ 2.0**	**△ 1.6**

第71表 社 会 教 育 費 の 状 況

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	60,260	27.7	420,128	38.2	480,387	37.0	486,989	34.7	△ 6,602	△ 1.4	△ 2.1
物件費	67,217	30.9	378,462	34.4	445,680	34.3	456,961	32.6	△ 11,281	△ 2.5	△ 2.2
普通建設事業費	58,533	26.9	201,188	18.3	253,569	19.5	329,998	23.5	△ 76,429	△ 23.2	△ 14.5
補助事業費	4,802	2.2	41,997	3.8	46,765	3.6	48,987	3.5	△ 2,222	△ 4.5	△ 2.6
単独事業費	53,731	24.7	159,191	14.5	206,804	15.9	281,011	20.0	△ 74,207	△ 26.4	△ 16.2
県営事業負担金	−	−	0	0.0	−	−	−	−	−	−	−
その他	31,440	14.5	99,000	9.1	118,974	9.2	128,069	9.2	△ 9,095	△ 7.1	△ 4.3
合計	**217,450**	**100.0**	**1,098,778**	**100.0**	**1,298,610**	**100.0**	**1,402,017**	**100.0**	**△ 103,407**	**△ 7.4**	**△ 5.5**

第72表 保 健 体 育 費 の 状 況

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	33,701	28.3	373,520	33.7	407,220	33.6	423,344	33.8	△ 16,124	△ 3.8	△ 4.0
物件費	29,236	24.5	481,083	43.4	510,319	42.1	500,772	39.9	9,547	1.9	0.1
維持補修費	1,615	1.4	12,964	1.2	14,579	1.2	15,251	1.2	△ 672	△ 4.4	1.3
普通建設事業費	15,566	13.1	147,945	13.3	160,054	13.2	187,787	15.0	△ 27,733	△ 14.8	△ 11.4
補助事業費	471	0.4	26,144	2.4	26,615	2.2	27,784	2.2	△ 1,169	△ 4.2	△ 25.3
単独事業費	15,095	12.7	121,800	11.0	133,439	11.0	160,003	12.8	△ 26,564	△ 16.6	△ 8.4
県営事業負担金	−	−	0	0.0	−	−	−	−	−	−	−
その他	39,087	32.7	93,328	8.4	120,680	9.9	126,395	10.1	△ 5,715	△ 4.5	△ 2.9
合計	**119,205**	**100.0**	**1,108,840**	**100.0**	**1,212,852**	**100.0**	**1,253,549**	**100.0**	**△ 40,697**	**△ 3.2**	**△ 3.5**
上記の内訳 体育施設費等	96,547	81.0	429,069	38.7	511,664	42.2	538,046	42.9	△ 26,382	△ 4.9	△ 5.2
上記の内訳 学校給食費	22,658	19.0	679,771	61.3	701,188	57.8	715,502	57.1	△ 14,314	△ 2.0	△ 2.1

第73表　性質別歳出決算額の状況

その1　総　括

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率 都道府県	比較 増減率 市町村	比較 増減率 純計額	比較 前年度増減率 都道府県	比較 前年度増減率 市町村	比較 前年度増減率 純計額
人件費	15,008,561	31.4	10,255,691	20.9	25,264,252	27.9	25,613,293	28.1	△ 349,041	△ 1.4	△ 1.3	△ 1.4	△ 0.8	△ 1.8	△ 1.2
物件費	1,596,897	3.3	6,176,431	12.6	7,773,327	8.6	7,926,420	8.7	△ 153,093	△ 4.3	△ 1.3	△ 1.9	△ 1.9	1.0	0.4
維持補修費	407,078	0.9	651,560	1.3	1,058,639	1.2	1,062,485	1.2	△ 3,846	△ 1.3	0.2	△ 0.4	0.3	0.7	0.6
扶助費	952,901	2.0	6,714,881	13.7	7,667,782	8.5	7,479,496	8.2	188,286	△ 7.1	4.0	2.5	△ 1.3	7.6	6.3
補助費等	9,207,686	19.2	3,290,043	6.7	7,234,778	8.0	6,833,998	7.5	400,780	7.2	△ 2.8	5.9	0.6	△ 1.9	△ 3.1
普通建設事業費	8,559,253	17.9	7,270,119	14.8	15,104,285	16.7	16,336,661	17.9	△ 1,232,376	△ 7.9	△ 7.9	△ 7.5	△ 10.6	△ 10.7	△ 10.5
うち 補助事業費	4,040,703	8.4	2,380,742	4.9	6,176,186	6.8	6,646,639	7.3	△ 470,453	△ 9.2	△ 4.4	△ 7.1	△ 16.0	△ 15.8	△ 15.6
うち 単独事業費	3,379,390	7.1	4,542,187	9.3	7,663,852	8.4	8,427,639	9.2	△ 763,787	△ 8.7	△ 9.8	△ 9.1	△ 7.0	△ 7.7	△ 7.5
災害復旧事業費	500,047	1.0	309,835	0.6	708,051	0.8	493,774	0.5	214,277	63.1	31.9	43.4	50.8	79.9	63.0
失業対策事業費	2,363	0.0	14,178	0.0	16,542	0.0	18,078	0.0	△ 1,536	△ 13.9	△ 7.5	△ 8.5	23.8	0.2	3.2
公債費	7,222,192	15.1	6,792,075	13.8	13,923,276	15.4	13,078,625	14.3	844,651	8.7	4.0	6.5	△ 0.2	△ 1.0	△ 0.6
積立金	554,320	1.2	1,302,320	2.7	1,856,639	2.0	1,537,643	1.7	318,996	19.2	21.4	20.7	△ 12.4	3.8	△ 1.7
投資及び出資金	194,902	0.4	242,135	0.5	437,037	0.5	646,439	0.7	△ 209,402	△ 48.1	△ 10.6	△ 32.4	64.5	7.9	34.9
貸付金	3,453,146	7.2	1,645,859	3.4	5,043,210	5.6	5,611,061	6.1	△ 567,851	△ 12.1	△ 6.2	△ 10.1	8.6	△ 2.8	4.8
繰出金	211,247	0.4	4,371,079	8.9	4,582,326	5.1	4,589,461	5.0	△ 7,135	△ 19.7	1.0	△ 0.2	11.9	2.3	2.8
前年度繰上充用金	2,708	0.0	24,490	0.0	27,198	0.0	20,480	0.0	6,718	83.5	28.9	32.8	△ 84.7	10.9	△ 23.5
歳出合計	**47,873,301**	**100.0**	**49,060,696**	**100.0**	**90,697,342**	**100.0**	**91,247,914**	**100.0**	△ **550,572**	△ **0.7**	△ **0.4**	△ **0.6**	△ **1.5**	△ **1.1**	△ **1.4**
うち 義務的経費	23,183,654	48.4	23,762,647	48.4	46,855,309	51.7	46,171,414	50.6	683,895	1.3	1.6	1.5	△ 0.7	0.9	0.1
うち 投資的経費	9,061,664	18.9	7,594,132	15.5	15,828,878	17.5	16,848,513	18.5	△ 1,019,635	△ 5.6	△ 6.7	△ 6.1	△ 9.4	△ 9.4	△ 9.3

（注）　普通建設事業費の補助事業費には受託事業費のうちの補助事業費を含み、単独事業費には同級他団体施行事業負担金及び受託事業費のうちの単独事業費を含む。

第73表 性質別歳出決算額の状況（つづき）

その2 推移

（単位 百万円）

区分	決算額						指数					
	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	12	13	14	15	16	17
人件費	26,877,474	26,838,319	26,394,220	25,932,276	25,613,293	25,264,252	100	100	98	96	95	94
物件費	7,702,171	7,888,370	7,951,029	7,893,696	7,926,420	7,773,327	100	102	103	102	103	101
維持補修費	1,106,532	1,079,516	1,059,327	1,056,352	1,062,485	1,058,639	100	98	96	95	96	96
扶助費	6,096,361	6,474,615	6,742,408	7,034,889	7,479,496	7,667,782	100	106	111	115	123	126
普通建設事業費	23,901,749	22,531,237	20,824,161	18,250,343	16,336,661	15,104,285	100	94	87	76	68	63
災害復旧事業費	503,547	403,156	345,536	302,929	493,774	708,051	100	80	69	60	98	141
失業対策事業費	28,233	38,400	18,284	17,519	18,078	16,542	100	136	65	62	64	59
公債費	12,346,153	12,820,741	13,036,495	13,154,898	13,078,625	13,923,276	100	104	106	107	106	113
積立金	1,947,400	2,024,156	1,364,078	1,564,243	1,537,643	1,856,639	100	104	70	80	79	95
その他	17,106,740	17,333,178	17,103,880	17,374,696	17,701,439	17,324,549	100	101	100	102	103	101
歳出合計	**97,616,360**	**97,431,688**	**94,839,418**	**92,581,841**	**91,247,914**	**90,697,342**	**100**	**100**	**97**	**95**	**93**	**93**
うち 義務的経費	45,319,988	46,133,675	46,173,123	46,122,062	46,171,414	46,855,309	100	102	102	102	102	103
うち 投資的経費	24,433,530	22,972,793	21,187,981	18,570,791	16,848,513	15,828,878	100	94	87	76	69	65

（単位 %）

区分	決算額構成比						増減率					
	12	13	14	15	16	17	12	13	14	15	16	17
人件費	27.5	27.5	27.8	28.0	28.1	27.9	△ 0.6	△ 0.1	△ 1.7	△ 1.8	△ 1.2	△ 1.4
物件費	7.9	8.1	8.4	8.5	8.7	8.6	△ 3.6	2.4	0.8	△ 0.7	0.4	△ 1.9
維持補修費	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	△ 2.4	△ 1.9	△ 0.3	0.6	△ 0.4
扶助費	6.2	6.6	7.1	7.6	8.2	8.5	△ 11.8	6.2	4.1	4.3	6.3	2.5
普通建設事業費	24.5	23.1	22.0	19.7	17.9	16.7	△ 8.5	△ 5.7	△ 7.6	△ 12.4	△ 10.5	△ 7.5
災害復旧事業費	0.5	0.4	0.4	0.3	0.5	0.8	△ 25.2	△ 19.9	△ 14.3	△ 12.3	63.0	43.4
失業対策事業費	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	△ 4.9	36.0	△ 52.4	△ 4.2	3.2	△ 8.5
公債費	12.6	13.2	13.7	14.2	14.3	15.4	5.0	3.8	1.7	0.9	△ 0.6	6.5
積立金	2.0	2.1	1.4	1.7	1.7	2.0	△ 22.5	3.9	△ 32.6	14.7	△ 1.7	20.7
その他	17.7	17.9	18.1	18.9	19.4	18.9	△ 2.3	1.3	△ 1.3	1.6	1.9	△ 2.1
歳出合計	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**△ 3.9**	**△ 0.2**	**△ 2.7**	**△ 2.4**	**△ 1.4**	**△ 0.6**
うち 義務的経費	46.4	47.3	48.7	49.8	50.6	51.7	△ 0.9	1.8	0.1	△ 0.1	0.1	1.5
うち 投資的経費	25.0	23.6	22.3	20.1	18.5	17.5	△ 8.9	△ 6.0	△ 7.8	△ 12.4	△ 9.3	△ 6.1

第74表　団体種類別性質別歳出の状況

			義務的経費	人件費	扶助費	公債費	普通建設事業費	補助事業費	単独事業費	物件費	貸付金	その他	歳出合計
決算額（億円）	平成17年度	大都市	51,180	16,643	16,693	17,844	13,418	4,346	8,252	9,435	8,081	19,411	101,525
		中核市	28,740	11,435	10,019	7,286	8,616	2,500	5,656	6,939	1,946	11,414	57,655
		特例市	16,729	7,305	5,506	3,917	4,624	1,406	3,081	4,160	1,069	7,227	33,809
		都市	92,434	41,874	25,426	25,134	29,621	9,544	18,790	25,788	4,467	48,895	201,205
		中都市	43,254	19,219	13,308	10,727	12,669	3,821	8,389	12,079	2,554	20,611	91,167
		小都市	49,180	22,655	12,118	14,407	16,952	5,723	10,401	13,710	1,914	28,282	110,038
		町村	25,757	12,745	3,908	9,104	10,469	3,877	5,939	8,237	457	18,087	63,007
		町村（1万以上）	18,116	9,101	3,116	5,899	7,158	2,496	4,231	5,866	312	12,519	43,971
		町村（1万未満）	7,641	3,644	792	3,205	3,310	1,382	1,709	2,372	145	5,568	19,036
		合計	214,839	90,002	61,552	63,285	66,749	21,673	41,719	54,560	16,021	105,032	457,201
	平成16年度	大都市	46,781	16,392	15,888	14,501	13,888	4,733	8,290	9,233	8,641	18,816	97,359
		中核市	26,307	10,696	8,795	6,815	8,604	2,309	5,966	6,437	1,941	10,166	53,455
		特例市	17,133	7,549	5,609	3,975	5,071	1,340	3,555	4,211	1,134	7,197	34,746
		都市	82,056	37,236	23,020	21,799	27,342	8,317	17,879	22,963	4,649	41,131	178,141
		中都市	38,265	16,972	11,977	9,316	11,213	3,227	7,604	10,610	2,481	17,275	79,844
		小都市	43,791	20,264	11,044	12,484	16,129	5,090	10,275	12,353	2,169	23,855	98,297
		町村	38,502	19,325	5,800	13,377	18,394	5,933	11,449	12,275	705	26,397	96,273
		町村（1万以上）	23,834	12,160	4,202	7,472	10,714	3,095	7,045	7,841	467	16,355	59,211
		町村（1万未満）	14,668	7,166	1,598	5,905	7,680	2,838	4,403	4,434	238	10,043	37,063
		合計	210,779	91,198	59,113	60,468	73,299	22,631	47,139	55,120	17,071	103,705	459,974
構成比（%）	平成17年度	大都市	23.8	18.5	27.1	28.2	20.1	20.1	19.8	17.3	50.4	18.5	22.2
		中核市	13.4	12.7	16.3	11.5	12.9	11.5	13.6	12.7	12.1	10.9	12.6
		特例市	7.8	8.1	8.9	6.2	6.9	6.5	7.4	7.6	6.7	6.9	7.4
		都市	43.0	46.5	41.3	39.7	44.4	44.0	45.0	47.3	27.9	46.6	44.0
		中都市	20.1	21.4	21.6	16.9	19.0	17.6	20.1	22.1	15.9	19.6	19.9
		小都市	22.9	25.2	19.7	22.8	25.4	26.4	24.9	25.1	11.9	26.9	24.1
		町村	12.0	14.2	6.3	14.4	15.7	17.9	14.2	15.1	2.9	17.2	13.8
		町村（1万以上）	8.4	10.1	5.1	9.3	10.7	11.5	10.1	10.8	1.9	11.9	9.6
		町村（1万未満）	3.6	4.0	1.3	5.1	5.0	6.4	4.1	4.3	0.9	5.3	4.2
		合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	平成16年度	大都市	22.2	18.0	26.9	24.0	18.9	20.9	17.6	16.8	50.6	18.1	21.2
		中核市	12.5	11.7	14.9	11.3	11.7	10.2	12.7	11.7	11.4	9.8	11.6
		特例市	8.1	8.3	9.5	6.6	6.9	5.9	7.5	7.6	6.6	6.9	7.6
		都市	38.9	40.8	38.9	36.1	37.3	36.7	37.9	41.7	27.2	39.7	38.7
		中都市	18.2	18.6	20.3	15.4	15.3	14.3	16.1	19.2	14.5	16.7	17.4
		小都市	20.8	22.2	18.7	20.6	22.0	22.5	21.8	22.4	12.7	23.0	21.4
		町村	18.3	21.2	9.8	22.1	25.1	26.2	24.3	22.3	4.1	25.5	20.9
		町村（1万以上）	11.3	13.3	7.1	12.4	14.6	13.7	14.9	14.2	2.7	15.8	12.9
		町村（1万未満）	7.0	7.9	2.7	9.8	10.5	12.5	9.3	8.0	1.4	9.7	8.1
		合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
増減額（億円）		大都市	4,399	251	805	3,343	△ 471	△ 387	△ 38	202	△ 500	596	4,166
		中核市	2,433	738	1,224	471	13	191	△ 310	502	5	1,247	4,200
		特例市	△ 404	△ 244	△ 103	△ 58	△ 446	66	△ 475	△ 51	△ 66	29	△ 938
		都市	10,378	4,638	2,405	3,334	2,280	1,227	912	2,826	△ 182	7,763	23,064
		中都市	4,989	2,247	1,331	1,411	1,456	593	785	1,468	73	3,336	11,323
		小都市	5,389	2,392	1,074	1,923	823	634	126	1,357	△ 255	4,427	11,741
		町村	△12,745	△6,581	△1,892	△4,273	△7,926	△2,056	△5,509	△4,038	△ 248	△8,309	△33,266
		町村（1万以上）	△ 5,718	△3,059	△1,086	△1,573	△3,556	△ 600	△2,815	△1,976	△ 155	△3,835	△15,240
		町村（1万未満）	△ 7,027	△3,522	△ 806	△2,700	△4,370	△1,456	△2,695	△2,062	△ 93	△4,474	△18,027
		合計	4,060	△1,197	2,440	2,817	△6,550	△ 958	△5,420	△ 560	△1,050	1,326	△ 2,774
増減率（%）		大都市	9.4	1.5	5.1	23.1	△ 3.4	△ 8.2	△ 0.5	2.2	△ 6.5	3.2	4.3
		中核市	9.2	6.9	13.9	6.9	0.1	8.3	△ 5.2	7.8	0.3	12.3	7.9
		特例市	△ 2.4	△ 3.2	△ 1.8	△ 1.5	△ 8.8	4.9	△ 13.3	△ 1.2	△ 5.8	0.4	△ 2.7
		都市	12.6	12.5	10.4	15.3	8.3	14.8	5.1	12.3	△ 3.9	18.9	12.9
		中都市	13.0	13.2	11.1	15.1	13.0	18.4	10.3	13.8	2.9	19.3	14.2
		小都市	12.3	11.8	9.7	15.4	5.1	12.5	1.2	11.0	△11.8	18.6	11.9
		町村	△ 33.1	△ 34.1	△ 32.6	△ 31.9	△ 43.1	△ 34.6	△ 48.1	△ 32.9	△35.1	△ 31.5	△ 34.6
		町村（1万以上）	△ 24.0	△ 25.2	△ 25.9	△ 21.1	△ 33.2	△ 19.4	△ 40.0	△ 25.2	△33.2	△ 23.4	△ 25.7
		町村（1万未満）	△ 47.9	△ 49.2	△ 50.4	△ 45.7	△ 56.9	△ 51.3	△ 61.2	△ 46.5	△38.9	△ 44.6	△ 48.6
		合計	1.9	△ 1.3	4.1	△ 4.7	△ 8.9	△ 4.2	△ 11.5	△ 1.0	△ 6.2	1.3	△ 0.6

第75表　一　般　財　源　の　充　当　状　況

その1　総　括

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度						平成16年度						比較		
	都道府県		市町村		純計額		都道府県		市町村		純計額		増減額	増減率	前年度増減率
一般財源	**28,087,026**	**100.0**	**28,981,918**	**100.0**	**55,130,096**	**100.0**	**26,482,113**	**100.0**	**28,361,304**	**100.0**	**52,827,821**	**100.0**	**2,302,275**	**4.4**	**0.7**
義務的経費	16,549,723	58.9	14,827,416	51.2	32,539,776	59.0	15,800,193	59.7	14,436,634	50.9	31,236,972	59.1	1,302,804	4.2	2.0
人件費	10,746,788	38.3	7,809,706	26.9	19,014,818	34.5	10,146,217	38.3	7,716,018	27.2	18,244,942	34.5	769,876	4.2	1.9
扶助費	380,187	1.4	1,976,910	6.8	2,957,293	5.4	389,345	1.5	1,800,457	6.3	2,737,856	5.2	219,437	8.0	6.5
公債費	5,422,747	19.3	5,040,800	17.4	10,567,665	19.2	5,264,631	19.9	4,920,159	17.3	10,254,174	19.4	313,491	3.1	1.0
投資的経費	1,683,839	6.0	2,129,078	7.3	3,794,885	6.9	1,770,315	6.7	2,276,141	8.0	3,972,533	7.5	△ 177,648	△ 4.5	△ 9.2
普通建設事業費	1,673,667	6.0	2,096,146	7.2	3,758,312	6.8	1,754,415	6.6	2,218,477	7.8	3,902,708	7.4	△ 144,396	△ 3.7	△ 10.1
災害復旧事業費	9,906	0.0	30,289	0.1	32,363	0.1	15,525	0.1	55,146	0.2	65,544	0.1	△ 33,181	△ 50.6	121.5
失業対策事業費	267	0.0	2,643	0.0	4,211	0.0	374	0.0	2,518	0.0	4,281	0.0	△ 70	△ 1.6	6.8
その他の経費	9,360,870	33.3	10,878,954	37.5	17,078,676	31.0	8,454,149	31.9	10,554,322	37.2	15,991,614	30.3	1,087,062	6.8	1.6
歳出合計	**27,594,432**	**98.2**	**27,835,448**	**96.0**	**53,413,337**	**96.9**	**26,024,657**	**98.3**	**27,267,097**	**96.1**	**51,201,119**	**96.9**	**2,212,218**	**4.3**	**0.9**
翌年度への繰越額	492,595	1.8	1,146,470	4.0	1,716,759	3.1	457,456	1.7	1,094,208	3.9	1,626,702	3.1	90,057	5.5	△ 3.7

（注）　「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。

その2　推　移

（単位　百万円・%）

区分	平成12年度充当額	平成13年度充当額	平成14年度充当額	平成15年度充当額	平成16年度充当額	平成17年度充当額
一般財源	**58,857,045**	**57,424,333**	**54,461,192**	**52,435,236**	**52,827,821**	**55,130,096**
義務的経費	33,503,992	33,109,707	31,963,555	30,632,025	31,236,972	32,539,776
人件費	20,548,960	19,957,675	18,878,095	17,909,015	18,244,942	19,014,818
扶助費	2,526,205	2,598,089	2,605,535	2,570,440	2,737,856	2,957,293
公債費	10,428,827	10,553,944	10,479,926	10,152,569	10,254,174	10,567,665
投資的経費	6,187,618	5,634,493	4,764,577	4,373,437	3,972,533	3,794,885
普通建設事業費	6,142,109	5,586,052	4,724,573	4,339,837	3,902,708	3,758,312
災害復旧事業費	37,492	36,799	35,417	29,592	65,544	32,363
失業対策事業費	8,018	11,642	4,588	4,008	4,281	4,211
その他の経費	17,010,205	16,661,990	15,964,810	15,740,265	15,991,614	17,078,676
歳出合計	**56,701,815**	**55,406,190**	**52,692,942**	**50,745,727**	**51,201,119**	**53,413,337**
翌年度への繰越額	2,155,231	2,018,143	1,768,249	1,689,509	1,626,702	1,716,759

区分	指数						構成比					
	12	13	14	15	16	17	12	13	14	15	16	17
一般財源	**100**	**98**	**93**	**89**	**90**	**94**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**
義務的経費	100	99	95	91	93	97	56.9	57.7	58.7	58.4	59.1	59.0
人件費	100	97	92	87	89	93	34.9	34.8	34.7	34.2	34.5	34.5
扶助費	100	103	103	102	108	117	4.3	4.5	4.8	4.9	5.2	5.4
公債費	100	101	100	97	98	101	17.7	18.4	19.2	19.4	19.4	19.2
投資的経費	100	91	77	71	64	61	10.5	9.8	8.7	8.3	7.5	6.9
普通建設事業費	100	91	77	71	64	61	10.4	9.7	8.7	8.3	7.4	6.8
災害復旧事業費	100	98	94	79	175	86	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
失業対策事業費	100	145	57	50	53	53	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の経費	100	98	94	93	94	100	28.9	29.0	29.4	30.1	30.3	31.0
歳出合計	**100**	**98**	**93**	**89**	**90**	**94**	**96.3**	**96.5**	**96.8**	**96.8**	**96.9**	**96.9**
翌年度への繰越額	100	94	82	78	75	80	3.7	3.5	3.2	3.2	3.1	3.1

第76表　人　件　費　の　状　況

その１　人件費の内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
議員報酬手当	41,403	0.3	260,269	2.5	301,672	1.2	327,019	1.3	△ 25,347	△ 7.8	△ 1.7
委員等報酬	198,418	1.3	430,667	4.2	629,084	2.5	597,707	2.3	31,377	5.2	2.1
特別職給与	4,224	0.0	89,637	0.9	93,861	0.4	125,344	0.5	△ 31,483	△ 25.1	△ 9.1
職員給	11,378,282	75.8	7,214,933	70.4	18,593,215	73.6	18,756,226	73.2	△ 163,011	△ 0.9	△ 0.8
基本給	7,404,903	49.3	4,710,391	45.9	12,115,294	48.0	12,208,388	47.7	△ 93,094	△ 0.8	△ 1.3
その他の手当	3,972,398	26.5	2,492,559	24.3	6,464,957	25.6	6,531,315	25.5	△ 66,358	△ 1.0	0.1
臨時職員給与	981	0.0	11,983	0.1	12,964	0.1	16,523	0.1	△ 3,559	△ 21.5	△ 8.3
地方公務員共済組合等負担金	2,144,387	14.3	1,238,752	12.1	3,383,140	13.4	3,427,390	13.4	△ 44,250	△ 1.3	△ 0.4
退職金	1,099,273	7.3	933,104	9.1	2,032,377	8.0	2,135,270	8.3	△ 102,893	△ 4.8	△ 6.3
恩給及び退職年金	47,984	0.3	5,865	0.1	53,849	0.2	60,488	0.2	△ 6,639	△ 11.0	△ 10.4
災害補償費	14,442	0.1	11,746	0.1	26,188	0.1	25,411	0.1	777	3.1	△ 4.3
その他	80,148	0.6	70,718	0.6	150,866	0.6	158,438	0.7	△ 7,572	△ 4.8	1.4
合計	**15,008,561**	**100.0**	**10,255,691**	**100.0**	**25,264,252**	**100.0**	**25,613,293**	**100.0**	**△ 349,041**	**△ 1.4**	**△ 1.2**

その２　財源内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
国庫支出金	2,177,426	14.5	67,292	0.7	2,280,199	9.0	2,753,466	10.8	△ 473,267	△ 17.2	△ 10.8
使用料、手数料	357,500	2.4	340,609	3.3	703,176	2.8	734,583	2.9	△ 31,407	△ 4.3	△ 1.5
地方債	3,000	0.0	3,785	0.0	6,785	0.0	18,140	0.1	△ 11,355	△ 62.6	△ 13.6
その他特定財源	89,788	0.6	379,844	3.7	180,699	0.8	196,442	0.7	△ 15,743	△ 8.0	△ 6.8
一般財源等	12,380,847	82.5	9,464,161	92.3	22,093,393	87.4	21,910,662	85.5	182,731	0.8	0.2
合計	**15,008,561**	**100.0**	**10,255,691**	**100.0**	**25,264,252**	**100.0**	**25,613,293**	**100.0**	**△ 349,041**	**△ 1.4**	**△ 1.2**

その３　団体区分別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 決算額	平成17年度 構成比	平成16年度 決算額	平成16年度 構成比	増減額	増減率	前年度増減率
都道府県	15,008,561	31.4	15,217,601	31.6	△ 209,040	△ 1.4	△ 0.8
市町村	10,255,691	20.9	10,395,692	21.1	△ 140,001	△ 1.3	△ 1.8
大都市	1,664,256	16.4	1,639,177	16.8	25,079	1.5	△ 2.2
中核市	1,143,461	19.8	1,069,638	20.0	73,823	6.9	18.7
特例市	730,540	21.6	754,895	21.7	△ 24,355	△ 3.2	11.7
中都市	1,921,918	21.1	1,697,231	21.3	224,687	13.2	△ 0.7
小都市	2,265,514	20.6	2,026,352	20.6	239,162	11.8	12.0
町村	1,274,488	20.2	1,932,548	20.1	△ 658,060	△ 34.1	△ 20.1
一部事務組合等	946,872	44.7	952,668	41.3	△ 5,796	△ 0.6	△ 6.3
特別区	673,505	24.1	693,425	26.1	△ 19,920	△ 2.9	△ 3.1
合計	**25,264,252**	**27.9**	**25,613,293**	**28.1**	**△ 349,041**	**△ 1.4**	**△ 1.2**

（注）　平成16年度及び平成17年度の構成比は、団体区分別の歳出総額に対するものである。

第77表　人件費中の職員給の状況

その１　目的別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度						平成16年度						比較						
	都道府県		市町村		純計額		都道府県		市町村		純計額		増減額	増減率			前年度増減率		
														都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額
議会関係	14,480	0.1	71,681	1.0	86,161	0.5	14,631	0.1	79,497	1.1	94,128	0.5	△ 7,967	△1.0	△9.8	△8.5	△1.4	△2.8	△2.5
総務関係	463,803	4.1	1,666,655	23.1	2,130,458	11.5	464,178	4.1	1,675,750	22.9	2,139,928	11.4	△ 9,470	△0.1	△0.5	△0.4	△1.1	△0.8	△0.8
民生関係	211,082	1.9	1,393,781	19.3	1,604,863	8.6	217,460	1.9	1,408,069	19.2	1,625,529	8.7	△ 20,666	△2.9	△1.0	△1.3	△1.3	△1.1	△1.2
衛生関係	252,199	2.2	858,513	11.9	1,110,713	6.0	257,485	2.3	877,519	12.0	1,135,003	6.1	△ 24,290	△2.1	△2.2	△2.1	△0.1	△2.3	△1.8
労働関係	50,956	0.4	8,824	0.1	59,780	0.3	52,177	0.5	9,130	0.1	61,308	0.3	△ 1,528	△2.3	△3.4	△2.5	△3.9	△2.5	△3.7
農林水産関係	390,055	3.4	230,995	3.2	621,051	3.3	395,091	3.5	241,515	3.3	636,606	3.4	△ 15,555	△1.3	△4.4	△2.4	△1.2	△3.4	△2.0
商工関係	91,607	0.8	110,312	1.5	201,919	1.1	92,503	0.8	107,367	1.5	199,870	1.1	2,049	△1.0	2.7	1.0	△1.2	0.2	△0.4
土木関係	272,473	2.4	594,314	8.2	866,787	4.7	270,109	2.4	601,177	8.2	871,286	4.6	△ 4,499	0.9	△1.1	△0.5	0.0	△2.0	△1.4
警察関係	2,161,636	19.0	−	−	2,161,636	11.6	2,158,787	18.9	−	−	2,158,787	11.5	2,849	0.1	−	0.1	0.2	−	0.2
消防関係	157,167	1.4	979,414	13.6	1,136,581	6.1	158,169	1.4	981,755	13.4	1,139,924	6.1	△ 3,343	△0.6	△0.2	△0.3	△0.4	0.6	0.5
教育関係	7,312,824	64.3	1,300,443	18.0	8,613,266	46.3	7,353,387	64.3	1,340,470	18.3	8,693,857	46.4	△ 80,591	△0.6	△3.0	△0.9	△0.5	△2.7	△0.8
合計	**11,378,282**	**100.0**	**7,214,933**	**100.0**	**18,593,215**	**100.0**	**11,433,978**	**100.0**	**7,322,248**	**100.0**	**18,756,226**	**100.0**	**△163,011**	**△0.5**	**△1.5**	**△0.9**	**△0.4**	**△1.4**	**△0.8**

その２　平均給料月額の状況（普通会計分）

（単位　円　％）

区分	平成18年4月1日現在					平成17年4月1日現在					増減率					前年度増減率				
	全団体	都道府県	大都市	都市	町村	全団体	都道府県	大都市	都市	町村	全団体	都道府県	大都市	都市	町村	全団体	都道府県	大都市	都市	町村
一般行政職	353,656	357,311	363,408	352,909	332,693	353,983	359,073	363,027	354,954	333,250	△0.1	△0.5	0.1	△0.6	△0.2	0.6	0.7	0.3	△0.5	1.1
高等学校教育職	404,900	404,811	414,389	401,674	319,751	406,225	406,191	414,748	401,396	338,200	△0.3	△0.3	△0.1	0.1	△5.5	0.7	0.7	0.9	0.6	0.1
小・中学校教育職	392,720	394,247	371,219	346,201	324,098	396,057	397,698	376,033	349,997	325,531	△0.8	△0.9	△1.3	△1.1	△0.4	0.3	0.2	1.0	△1.5	0.9
消防職	339,782	363,700	351,565	338,273	321,501	341,237	366,400	352,288	340,526	324,711	△0.4	△0.7	△0.2	△0.7	△1.0	0.1	△0.3	0.1	△0.6	0.8
警察職	352,192	352,192	−	−	−	357,546	357,546	−	−	−	△1.5	△1.5	−	−	−	△0.8	△0.8	−	−	−

（注）　1　「都市」には、中核市、特例市を含む。

2　「高等学校教育職」には、専修学校、各種学校及び特殊学校の教育職を含み、「小・中学校教育職」には、幼稚園教育職を含む。

第78表 地 方 公 務 員 数 の 状 況

その1 総 括

（単位 人・%）

区分	平成18年4月1日現在						平成17年4月1日現在						比較		
	都道府県		市町村		総計		都道府県		市町村		総計		増減	増減率	前年度増減率
一般行政関係職員	269,539	17.9	756,214	69.7	1,025,753	39.6	274,257	18.2	772,168	69.6	1,046,425	39.9	△ 20,672	△ 2.0	△ 1.9
議会・総務	49,219	3.3	199,448	18.4	248,667	9.6	48,364	3.2	204,601	18.4	252,965	9.7	△ 4,298	△ 1.7	△ 0.8
税務	19,074	1.3	55,477	5.1	74,551	2.9	19,190	1.3	56,323	5.1	75,513	2.9	△ 962	△ 1.3	△ 1.9
民生	29,187	1.9	220,879	20.4	250,066	9.7	30,229	2.0	223,741	20.2	253,970	9.7	△ 3,904	△ 1.5	△ 1.6
衛生	34,458	2.3	121,662	11.2	156,120	6.0	35,471	2.3	125,017	11.3	160,488	6.1	△ 4,368	△ 2.7	△ 2.5
労働	5,456	0.4	1,389	0.1	6,845	0.3	5,550	0.4	1,457	0.1	7,007	0.3	△ 162	△ 2.3	△ 3.9
農林水産	61,275	4.1	36,899	3.4	98,174	3.8	63,001	4.2	38,865	3.5	101,866	3.9	△ 3,692	△ 3.6	△ 4.1
商工	12,369	0.8	17,108	1.6	29,477	1.1	12,756	0.8	16,773	1.5	29,529	1.1	△ 52	△ 0.2	1.5
土木	58,501	3.9	103,352	9.5	161,853	6.3	59,696	4.0	105,391	9.5	165,087	6.3	△ 3,234	△ 2.0	△ 2.2
教育関係職員	937,569	62.4	191,243	17.6	1,128,812	43.6	944,133	62.5	199,543	18.0	1,143,676	43.7	△ 14,864	△ 1.3	△ 1.4
教員	845,139	56.2	40,447	3.7	885,586	34.2	848,934	56.2	42,341	3.8	891,275	34.0	△ 5,689	△ 0.6	△ 0.8
高等学校	175,703	11.7	11,807	1.1	187,510	7.2	178,559	11.8	11,951	1.1	190,510	7.3	△ 3,000	△ 1.6	△ 1.7
義務教育	599,133	39.9	140	0.0	599,273	23.2	598,863	39.6	133	0.0	598,996	22.9	277	0.0	△ 0.2
その他	70,303	4.6	28,500	2.6	98,803	3.8	71,512	4.8	30,257	2.7	101,769	3.8	△ 2,966	△ 2.9	△ 2.4
その他	92,430	6.2	150,796	13.9	243,226	9.4	95,199	6.3	157,202	14.2	252,401	9.7	△ 9,175	△ 3.6	△ 3.3
警察関係職員	277,543	18.5	−	−	277,543	10.7	274,173	18.1	−	−	274,173	10.5	3,370	1.2	1.3
警察官	248,834	16.6	−	−	248,834	9.6	245,374	16.2	−	−	245,374	9.4	3,460	1.4	1.4
その他	28,709	1.9	−	−	28,709	1.1	28,799	1.9	−	−	28,799	1.1	△ 90	△ 0.3	△ 0.2
消防関係職員	18,491	1.2	137,918	12.7	156,409	6.0	18,425	1.2	137,367	12.4	155,792	5.9	617	0.4	0.3
合計	**1,503,142**	**100.0**	**1,085,375**	**100.0**	**2,588,517**	**100.0**	**1,510,988**	**100.0**	**1,109,078**	**100.0**	**2,620,066**	**100.0**	**△ 31,549**	**△ 1.2**	**△ 1.2**

（注） 特殊学校の小・中学部に係る教員は、「教員」の「その他」に計上している。

その2 推 移

（単位 千人 %）

区分	昭和36年5月31日		平成16年4月1日		平成17年4月1日		平成18年4月1日		指数			
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	36.5.31	16.4.1	17.4.1	18.4.1
一般行政関係職員	676	39.6	1,066	40.2	1,046	39.9	1,026	39.6	100	158	155	152
民生	85	5.0	258	9.7	254	9.7	250	9.7	100	304	299	294
衛生	74	4.3	165	6.2	160	6.1	156	6.0	100	223	216	211
労働	18	1.1	7	0.3	7	0.3	7	0.3	100	39	39	39
土木	107	6.3	169	6.4	165	6.3	162	6.3	100	158	154	151
その他	392	22.9	467	17.6	460	17.5	451	17.3	100	119	117	115
教育関係職員	842	49.4	1,159	43.7	1,144	43.7	1,129	43.6	100	138	136	134
義務教育職員	572	33.5	600	22.6	599	22.9	599	23.1	100	105	105	105
高等学校職員	104	6.1	194	7.3	191	7.3	188	7.3	100	187	184	181
学校給食職員	29	1.7	17	0.6	16	0.6	15	0.6	100	59	55	52
その他	137	8.1	348	13.2	338	12.9	327	12.6	100	254	247	239
警察関係職員	149	8.7	271	10.2	274	10.5	278	10.7	100	182	184	187
警察官	129	7.6	242	9.1	245	9.4	249	9.6	100	188	190	193
その他	20	1.1	29	1.1	29	1.1	29	1.1	100	145	145	145
消防関係職員	39	2.3	155	5.8	156	6.0	156	6.0	100	397	400	400
合計	**1,706**	**100.0**	**2,652**	**100.0**	**2,620**	**100.0**	**2,589**	**100.0**	**100**	**155**	**154**	**152**

（注） 教育関係職員のうち、平成16年、17年及び18年4月1日現在の「学校給食職員数」は、給食センターの職員数であり、他の学校給食職員数は「その他」に含まれる。

第79表　物　件　費　の　状　況

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
賃金	40,327	2.5	399,433	6.5	439,759	5.7	443,310	5.6	△ 3,551	△ 0.8	0.0
旅費	110,798	6.9	64,689	1.0	175,487	2.3	195,659	2.5	△ 20,172	△ 10.3	△ 7.2
交際費	361	0.0	5,069	0.1	5,431	0.1	7,480	0.1	△ 2,049	△ 27.4	△ 7.1
備品購入費	31,215	2.0	144,898	2.3	176,113	2.3	182,329	2.3	△ 6,216	△ 3.4	△ 8.6
需用費	386,339	24.2	1,378,808	22.3	1,765,147	22.7	1,771,667	22.4	△ 6,520	△ 0.4	△ 1.1
役務費	150,512	9.4	296,371	4.8	446,883	5.7	450,664	5.7	△ 3,781	△ 0.8	△ 1.7
委託料	676,713	42.4	3,263,647	52.8	3,940,359	50.7	4,027,383	50.8	△ 87,024	△ 2.2	2.3
その他	200,632	12.6	623,516	10.2	824,148	10.5	847,928	10.6	△ 23,780	△ 2.8	0.3
合計	**1,596,897**	**100.0**	**6,176,431**	**100.0**	**7,773,327**	**100.0**	**7,926,420**	**100.0**	**△ 153,093**	**△ 1.9**	**0.4**

第80表　維　持　補　修　費　の　状　況

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
総務費	16,511	4.1	23,556	3.6	40,067	3.8	39,998	3.8	69	0.2	△ 2.8
衛生費	1,739	0.4	113,081	17.4	114,819	10.8	114,727	10.8	92	0.1	1.1
保健所費	327	0.1	238	0.0	564	0.1	592	0.1	△ 28	△ 4.7	△ 29.5
清掃費	121	0.0	106,988	16.4	107,109	10.1	106,783	10.1	326	0.3	1.1
その他	1,291	0.3	5,855	1.0	7,146	0.6	7,352	0.6	△ 206	△ 2.8	4.8
農林水産業費	7,972	2.0	12,586	1.9	20,558	1.9	22,309	2.1	△ 1,751	△ 7.8	△ 0.1
農業費	1,059	0.3	1,549	0.2	2,608	0.2	2,775	0.3	△ 167	△ 6.0	4.8
畜産業費	289	0.1	312	0.0	600	0.1	651	0.1	△ 51	△ 7.8	△ 0.2
農地費	1,660	0.4	7,280	1.1	8,939	0.8	9,762	0.9	△ 823	△ 8.4	△ 0.9
林業費	1,170	0.3	2,876	0.4	4,046	0.4	4,560	0.4	△ 514	△ 11.3	△ 2.4
水産業費	3,795	0.9	570	0.1	4,365	0.4	4,562	0.4	△ 197	△ 4.3	1.4
土木費	322,409	79.2	383,424	58.8	705,834	66.7	699,566	65.8	6,268	0.9	0.9
道路橋りょう費	180,403	44.3	255,137	39.2	435,540	41.1	423,513	39.9	12,027	2.8	4.9
河川海岸費	36,825	9.0	12,783	2.0	49,608	4.7	49,335	4.6	273	0.6	△ 3.2
都市計画費	32,296	7.9	52,422	8.0	84,718	8.0	87,497	8.2	△ 2,779	△ 3.2	△ 2.3
住宅費	62,509	15.4	56,740	8.7	119,249	11.3	122,076	11.5	△ 2,827	△ 2.3	△ 7.8
その他	10,376	2.6	6,342	0.9	16,719	1.6	17,145	1.6	△ 426	△ 2.5	2.0
警察費	21,644	5.3	−	−	21,644	2.0	21,483	2.0	161	0.7	△ 0.8
消防費	4,375	1.1	7,042	1.1	11,417	1.1	11,916	1.1	△ 499	△ 4.2	△ 1.2
教育費	27,171	6.7	92,355	14.2	119,526	11.3	125,904	11.8	△ 6,378	△ 5.1	△ 0.1
小学校費	−	−	40,739	6.3	40,739	3.8	43,725	4.1	△ 2,986	△ 6.8	2.8
中学校費	3	0.0	22,294	3.4	22,297	2.1	22,982	2.2	△ 685	△ 3.0	△ 1.8
高等学校費	17,630	4.3	1,516	0.2	19,146	1.8	19,290	1.8	△ 144	△ 0.7	△ 7.5
その他	9,538	2.4	27,806	4.3	37,344	3.6	39,907	3.7	△ 2,563	△ 6.4	1.6
その他	5,257	1.2	19,516	3.0	24,774	2.4	26,582	2.6	△ 1,808	△ 6.8	1.3
合計	**407,078**	**100.0**	**651,560**	**100.0**	**1,058,639**	**100.0**	**1,062,485**	**100.0**	**△ 3,846**	**△ 0.4**	**0.6**

第81表 扶　助　費　の　状　況

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
民生費	673,091	70.6	6,440,259	95.9	7,113,349	92.8	6,933,495	92.7	179,854	2.6	6.6
社会福祉費	102,145	10.7	1,313,179	19.6	1,415,324	18.5	1,402,257	18.7	13,067	0.9	7.0
老人福祉費	27,173	2.9	267,348	4.0	294,521	3.8	318,794	4.3	△ 24,273	△ 7.6	△ 5.5
児童福祉費	321,602	33.7	2,440,958	36.4	2,762,560	36.0	2,653,932	35.5	108,628	4.1	9.6
生活保護費	221,939	23.3	2,414,434	36.0	2,636,373	34.4	2,552,837	34.1	83,536	3.3	4.9
災害救助費	232	0.0	4,339	0.1	4,572	0.1	5,673	0.1	△ 1,101	△ 19.4	227.5
衛生費	270,201	28.4	166,962	2.5	437,163	5.7	432,346	5.8	4,817	1.1	2.4
結核対策費	2,760	0.3	3,750	0.1	6,510	0.1	8,566	0.1	△ 2,056	△ 24.0	△ 11.7
その他	267,441	28.1	163,212	2.4	430,653	5.6	423,780	5.7	6,873	1.6	2.7
教育費	9,607	1.0	107,660	1.6	117,266	1.5	113,652	1.5	3,614	3.2	5.2
小学校費	−	−	30,845	0.5	30,845	0.4	28,126	0.4	2,719	9.7	8.6
中学校費	1	0.0	28,036	0.4	28,037	0.4	26,055	0.3	1,982	7.6	6.2
保健体育費	160	0.0	30,691	0.5	30,850	0.4	31,898	0.4	△ 1,048	△ 3.3	4.3
その他	9,446	1.0	18,088	0.2	27,534	0.3	27,573	0.4	△ 39	△ 0.1	2.2
その他	2	0.0	−	−	4	0.0	3	0.0	1	33.3	50.0
合計	**952,901**	**100.0**	**6,714,881**	**100.0**	**7,667,782**	**100.0**	**7,479,496**	**100.0**	**188,286**	**2.5**	**6.3**

第82表 補　助　費　等　の　状　況

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県	平成17年度 市町村	平成17年度 合計 単純	平成17年度 合計 純計	平成16年度 都道府県	平成16年度 市町村	平成16年度 合計 単純	平成16年度 合計 純計	増減額 単純	増減額 純計	増減率 単純	増減率 純計	前年度増減率 単純	前年度増減率 純計
負担金、寄附金	1,123,201	443,780	1,566,980	…	963,410	445,536	1,408,946	…	158,034	…	11.2	…	6.4	…
補助交付金	6,983,883	1,264,413	8,248,296	…	6,689,626	1,276,798	7,966,423	…	281,873	…	3.5	…	0.8	…
その他	1,100,602	1,581,850	2,682,453	…	939,608	1,661,956	2,601,565	…	80,888	…	3.1	…	△ 5.8	…
合計	**9,207,686**	**3,290,043**	**12,497,729**	**7,234,778**	**8,592,644**	**3,384,290**	**11,976,934**	**6,833,998**	**520,795**	**400,780**	**4.3**	**5.9**	**△ 0.1**	**△ 3.1**
うち公営企業（法適用）に対するもの	563,557	1,094,356	1,657,913		538,191	1,078,913	1,617,103		40,810		2.5		△ 2.8	

第83表　普通建設事業費の状況

その1　性質別内訳

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
補助事業費	4,040,703	47.2	2,380,742	32.7	6,176,186	40.9	6,646,639	40.7	△ 470,453	△ 7.1	△ 15.6
単独事業費	3,379,390	39.5	4,542,187	62.5	7,663,852	50.7	8,427,639	51.6	△ 763,787	△ 9.1	△ 7.5
国直轄事業負担金	1,139,161	13.3	125,087	1.7	1,264,248	8.4	1,262,383	7.7	1,865	0.1	△ 0.5
県営事業負担金	−	−	222,104	3.1	−	−	−	−	−	−	−
合計	**8,559,253**	**100.0**	**7,270,119**	**100.0**	**15,104,285**	**100.0**	**16,336,661**	**100.0**	**△ 1,232,376**	**△ 7.5**	**△ 10.5**

その2　財源内訳

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
国庫支出金	2,201,121	25.7	981,861	13.5	3,183,004	21.1	3,403,857	20.8	△ 220,853	△ 6.5	△ 15.6
分担金、負担金、寄附金	308,486	3.6	45,917	0.6	173,328	1.1	171,281	1.0	2,047	1.2	△ 26.0
財産収入	24,069	0.3	49,026	0.7	73,096	0.5	56,645	0.3	16,451	29.0	7.4
地方債	3,564,141	41.6	2,570,195	35.4	6,117,265	40.5	6,609,327	40.5	△ 492,062	△ 7.4	△ 5.7
その他特定財源	533,287	6.3	1,082,914	14.9	1,190,794	7.9	1,408,723	8.7	△ 217,929	△ 15.5	△ 13.3
一般財源等	1,928,149	22.5	2,540,206	34.9	4,366,798	28.9	4,686,828	28.7	△ 320,030	△ 6.8	△ 11.6
合計	**8,559,253**	**100.0**	**7,270,119**	**100.0**	**15,104,285**	**100.0**	**16,336,661**	**100.0**	**△ 1,232,376**	**△ 7.5**	**△ 10.5**

第83表　普通建設事業費の状況（つづき）

その3　目的別内訳

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率 都道府県	比較 増減率 市町村	比較 増減率 純計額	前年度増減率 都道府県	前年度増減率 市町村	前年度増減率 純計額
総務費	273,790	3.2	444,943	6.1	638,026	4.2	740,833	4.5	△ 102,807	△ 13.4	△ 12.9	△ 13.9	△ 5.4	△ 9.3	△ 7.5
民生費	170,608	2.0	333,736	4.6	487,093	3.2	560,754	3.4	△ 73,661	△ 23.6	△ 7.3	△ 13.1	△ 27.5	△ 20.3	△ 22.3
社会福祉費	54,041	0.6	65,740	0.9	112,652	0.7	125,551	0.8	△ 12,899	8.5	△ 21.4	△ 10.3	△ 32.7	△ 25.2	△ 29.5
老人福祉費	79,747	0.9	132,130	1.8	206,875	1.4	264,292	1.6	△ 57,417	△ 38.4	△ 6.3	△ 21.7	△ 27.3	△ 24.0	△ 23.3
児童福祉費	35,167	0.4	132,745	1.8	162,853	1.1	163,632	1.0	△ 779	△ 15.9	2.2	△ 0.5	△ 23.9	△ 14.3	△ 16.4
その他	1,653	0.1	3,121	0.1	4,713	0.0	7,279	0.0	△ 2,566	△ 25.5	△ 43.9	△ 35.3	172.4	117.2	115.4
衛生費	118,752	1.4	603,346	8.3	695,233	4.6	725,938	4.4	△ 30,705	△ 2.4	△ 6.3	△ 4.2	△ 16.0	△ 6.2	△ 8.4
清掃費	24,754	0.3	465,450	6.4	481,963	3.2	497,388	3.0	△ 15,425	△ 8.6	△ 3.8	△ 3.1	△ 0.1	△ 7.1	△ 7.2
その他	93,998	1.1	137,896	1.9	213,270	1.4	228,550	1.4	△ 15,280	△ 0.7	△ 14.1	△ 6.7	△ 19.6	△ 3.2	△ 10.8
労働費	12,107	0.1	4,817	0.1	16,681	0.1	18,154	0.1	△ 1,473	3.4	△ 33.7	△ 8.1	△ 3.6	△ 4.4	△ 2.2
農林水産業費	1,923,543	22.5	675,550	9.3	2,205,846	14.6	2,409,711	14.8	△ 203,865	△ 8.4	△ 12.9	△ 8.5	△ 13.1	△ 16.5	△ 13.6
農業費	97,078	1.1	114,885	1.6	155,632	1.0	181,759	1.1	△ 26,127	△ 14.3	△ 14.9	△ 14.4	△ 16.9	△ 21.5	△ 17.6
畜産業費	34,785	0.4	25,993	0.4	51,062	0.3	62,044	0.4	△ 10,982	△ 16.2	△ 29.6	△ 17.7	△ 19.1	△ 4.7	△ 12.3
農地費	1,127,773	13.2	327,912	4.5	1,237,833	8.2	1,327,310	8.1	△ 89,477	△ 7.8	△ 6.8	△ 6.7	△ 11.8	△ 14.7	△ 12.6
林業費	425,643	5.0	108,456	1.5	481,847	3.2	520,210	3.2	△ 38,363	△ 5.8	△ 19.1	△ 7.4	△ 14.6	△ 21.0	△ 15.4
水産業費	238,264	2.8	98,305	1.4	279,473	1.9	318,388	1.9	△ 38,915	△ 11.6	△ 16.3	△ 12.2	△ 13.9	△ 13.3	△ 12.9
商工費	71,900	0.8	126,251	1.7	185,752	1.2	213,930	1.3	△ 28,178	△ 21.1	△ 7.4	△ 13.2	△ 4.8	△ 3.9	△ 3.8
土木費	5,404,841	63.1	3,659,464	50.3	8,880,905	58.8	9,521,523	58.3	△ 640,618	△ 6.8	△ 6.9	△ 6.7	△ 9.2	△ 11.0	△ 9.9
道路橋りょう費	2,567,977	30.0	1,266,258	17.4	3,793,515	25.1	4,130,303	25.3	△ 336,788	△ 7.1	△ 10.4	△ 8.2	△ 9.6	△ 9.3	△ 9.4
河川海岸費	1,362,487	15.9	157,663	2.2	1,497,689	9.9	1,549,836	9.5	△ 52,147	△ 2.8	△ 9.4	△ 3.4	△ 9.3	△ 13.6	△ 10.0
港湾費	233,598	2.7	128,757	1.8	340,279	2.3	391,519	2.4	△ 51,240	△ 13.1	△ 12.3	△ 13.1	△ 4.0	△ 11.7	△ 6.9
都市計画費	943,354	11.0	1,752,944	24.1	2,613,438	17.3	2,701,169	16.5	△ 87,731	△ 2.7	△ 3.9	△ 3.2	△ 9.6	△ 10.4	△ 10.3
街路費	613,799	7.2	665,522	9.2	1,238,267	8.2	1,282,477	7.9	△ 44,210	△ 1.8	△ 5.2	△ 3.4	△ 12.0	△ 12.3	△ 12.4
公園費	109,937	1.3	339,524	4.7	446,794	3.0	486,133	3.0	△ 39,339	△ 8.3	△ 8.4	△ 8.1	△ 9.0	△ 11.8	△ 11.2
下水道費	16,473	0.2	19,406	0.3	29,211	0.2	26,926	0.2	2,285	52.0	△ 19.8	8.5	△ 4.8	△ 11.5	△ 8.5
区画整理費等	203,145	2.4	728,492	10.0	899,167	6.0	905,634	5.5	△ 6,467	△ 5.1	0.0	△ 0.7	△ 2.3	△ 7.7	△ 6.8
住宅費	200,551	2.3	307,864	4.2	500,393	3.3	532,866	3.3	△ 32,473	△ 5.8	△ 6.6	△ 6.1	△ 8.8	△ 17.5	△ 14.0
その他	96,874	1.2	45,978	0.6	135,591	0.9	215,830	1.3	△ 80,239	△ 47.1	11.0	△ 37.2	△ 6.5	△ 19.4	△ 8.8
消防費	13,708	0.2	178,130	2.5	191,394	1.3	199,802	1.2	△ 8,408	4.6	△ 4.9	△ 4.2	2.0	△ 0.7	△ 0.6
教育費	369,721	4.3	1,211,933	16.7	1,571,208	10.4	1,708,829	10.5	△ 137,621	△ 11.8	△ 6.7	△ 8.1	△ 9.8	△ 8.1	△ 8.5
小学校費	305	0.0	499,755	6.9	499,752	3.3	516,238	3.2	△ 16,486	△ 71.4	△ 3.2	△ 3.2	133.5	△ 6.3	△ 6.3
中学校費	2,319	0.0	289,192	4.0	291,404	1.9	270,076	1.7	21,328	△ 20.5	8.1	7.9	△ 45.8	△ 5.4	△ 6.2
高等学校費	210,014	2.5	24,352	0.3	234,293	1.6	254,362	1.6	△ 20,069	△ 11.6	44.9	△ 7.9	△ 7.6	59.6	△ 4.9
社会教育費	58,533	0.7	201,188	2.8	253,569	1.7	329,998	2.0	△ 76,429	△ 23.6	△ 22.5	△ 23.2	△ 2.5	△ 17.2	△ 14.5
保健体育費	15,566	0.2	147,945	2.0	160,054	1.1	187,787	1.1	△ 27,733	13.0	△ 15.9	△ 14.8	△ 54.3	△ 4.4	△ 11.4
大学費	19,442	0.2	6,879	0.1	26,321	0.2	38,263	0.2	△ 11,942	△ 28.4	△ 38.0	△ 31.2	54.8	28.8	48.5
その他	63,542	0.7	42,622	0.6	105,815	0.6	112,105	0.7	△ 6,290	5.5	△ 18.2	△ 5.6	△ 20.4	△ 16.8	△ 18.5
その他	200,283	2.4	31,949	0.4	232,147	1.6	237,187	1.5	△ 5,040	2.6	△ 24.3	△ 2.1	△ 12.2	△ 2.5	△ 10.7
合計	**8,559,253**	**100.0**	**7,270,119**	**100.0**	**15,104,285**	**100.0**	**16,336,661**	**100.0**	**△ 1,232,376**	**△ 7.9**	**△ 7.9**	**△ 7.5**	**△ 10.6**	**△ 10.7**	**△ 10.5**

第84表　普通建設事業費中の補助事業費の状況

その１　目的別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率 都道府県	比較 増減率 市町村	比較 増減率 純計額	前年度増減率 都道府県	前年度増減率 市町村	前年度増減率 純計額
総務費	12,606	0.3	72,989	3.1	81,319	1.3	71,801	1.1	9,518	△ 11.7	16.1	13.3	△ 45.8	△ 38.9	△ 36.9
民生費	100,563	2.5	94,808	4.0	185,167	3.0	258,156	3.9	△ 72,989	△ 38.3	△ 11.5	△ 28.3	△ 32.5	△ 33.4	△ 31.0
社会福祉費	16,560	0.4	13,071	0.5	26,145	0.4	28,297	0.4	△ 2,152	△ 16.8	19.6	△ 7.6	△ 45.8	△ 52.4	△ 50.1
老人福祉費	62,314	1.5	33,772	1.4	92,991	1.5	156,935	2.4	△ 63,944	△ 43.4	△ 33.5	△ 40.7	△ 30.5	△ 36.1	△ 29.0
児童福祉費	20,197	0.5	45,686	1.9	62,259	1.0	68,876	1.0	△ 6,617	△ 36.7	7.5	△ 9.6	△ 30.7	△ 26.2	△ 27.3
その他	1,492	0.1	2,279	0.2	3,772	0.1	4,048	0.1	△ 276	31.7	△ 21.8	△ 6.8	70.1	221.6	157.7
衛生費	48,498	1.2	261,349	11.0	305,536	4.9	313,351	4.7	△ 7,815	△ 0.0	△ 3.7	△ 2.5	△ 27.0	△ 6.7	△ 10.5
清掃費	9,605	0.2	239,389	10.1	248,994	4.0	256,417	3.9	△ 7,423	△ 4.0	△ 2.9	△ 2.9	0.6	△ 6.3	△ 6.1
その他	38,893	1.0	21,960	0.9	56,542	0.9	56,934	0.8	△ 392	1.0	△ 12.0	△ 0.7	△ 31.8	△ 10.6	△ 26.3
労働費	4,958	0.1	19	0.0	4,893	0.1	6,766	0.1	△ 1,873	△ 23.5	△ 97.6	△ 27.7	8.5	17.4	17.0
農林水産業費	1,424,622	35.3	282,240	11.9	1,490,694	24.1	1,660,323	25.0	△ 169,629	△ 10.3	△ 14.9	△ 10.2	△ 13.3	△ 19.5	△ 13.7
農業費	53,307	1.3	62,377	2.6	80,559	1.3	86,038	1.3	△ 5,479	△ 13.5	△ 6.2	△ 6.4	△ 25.1	△ 26.0	△ 25.0
畜産業費	18,452	0.5	14,879	0.6	26,740	0.4	32,349	0.5	△ 5,609	△ 20.0	△ 24.6	△ 17.3	△ 21.0	△ 6.3	△ 13.7
農地費	805,479	19.9	72,193	3.0	775,389	12.6	880,986	13.3	△ 105,597	△ 11.8	△ 14.4	△ 12.0	△ 11.3	△ 16.2	△ 11.7
林業費	340,873	8.4	55,842	2.3	361,988	5.9	381,649	5.7	△ 19,661	△ 4.2	△ 19.9	△ 5.2	△ 15.1	△ 25.8	△ 16.2
水産業費	206,510	5.1	76,949	3.2	246,017	4.0	279,300	4.2	△ 33,283	△ 11.8	△ 15.9	△ 11.9	△ 13.3	△ 14.2	△ 12.6
商工費	15,648	0.4	21,172	0.9	33,791	0.5	41,633	0.6	△ 7,842	△ 17.7	△ 14.3	△ 18.8	△ 23.1	3.6	△ 11.8
土木費	2,335,301	57.8	1,181,722	49.6	3,509,877	56.8	3,717,359	55.9	△ 207,482	△ 6.5	△ 3.6	△ 5.6	△ 15.9	△ 11.6	△ 14.5
道路橋りょう費	820,756	20.3	181,802	7.6	1,002,537	16.2	1,066,500	16.0	△ 63,963	△ 6.8	△ 2.5	△ 6.0	△ 16.9	△ 11.2	△ 15.9
河川海岸費	882,417	21.8	56,757	2.4	933,969	15.1	967,565	14.6	△ 33,596	△ 3.0	△ 9.7	△ 3.5	△ 13.4	△ 15.5	△ 13.5
港湾費	164,922	4.1	42,043	1.8	206,966	3.4	253,101	3.8	△ 46,135	△ 17.2	△ 22.1	△ 18.2	△ 8.8	△ 0.4	△ 7.1
都市計画費	285,724	7.1	652,349	27.4	937,272	15.2	991,817	14.9	△ 54,545	△ 12.3	△ 2.2	△ 5.5	△ 25.0	△ 9.3	△ 15.1
街路費	176,087	4.4	199,234	8.4	374,660	6.1	442,112	6.7	△ 67,452	△ 18.2	△ 12.3	△ 15.3	△ 29.0	△ 14.5	△ 22.3
公園費	50,540	1.3	151,921	6.4	202,461	3.3	218,509	3.3	△ 16,048	△ 13.6	△ 5.1	△ 7.3	△ 15.0	△ 9.3	△ 10.9
下水道費	9,724	0.2	6,483	0.3	16,076	0.3	11,289	0.2	4,787	290.4	△ 26.3	42.4	15.1	△ 6.1	△ 0.4
区画整理費等	49,373	1.2	294,712	12.4	344,076	5.6	319,907	4.8	24,169	0.1	8.9	7.6	△ 17.8	△ 4.5	△ 6.8
住宅費	168,339	4.2	234,532	9.9	402,037	6.5	411,158	6.2	△ 9,121	△ 0.4	△ 3.5	△ 2.2	△ 7.6	△ 19.3	△ 15.0
その他	13,143	0.3	14,239	0.5	27,096	0.4	27,218	0.4	△ 122	△ 12.0	15.9	△ 0.4	△ 37.4	5.7	△ 23.2
消防費	303	0.0	44,484	1.9	44,787	0.7	49,086	0.7	△ 4,299	△ 71.4	△ 7.4	△ 8.8	194.4	△ 19.2	△ 17.9
教育費	52,066	1.3	421,927	17.7	473,953	7.7	479,160	7.2	△ 5,207	△ 13.9	0.8	△ 1.1	△ 22.2	△ 19.7	△ 20.0
小学校費	−	−	216,238	9.1	216,238	3.5	218,241	3.3	△ 2,003	−	△ 0.9	△ 0.9	−	△ 20.7	△ 20.7
中学校費	1,156	0.0	128,084	5.4	129,240	2.1	120,002	1.8	9,238	△ 44.7	8.6	7.7	△ 16.9	△ 20.2	△ 20.1
高等学校費	26,874	0.7	256	0.0	27,130	0.4	36,709	0.6	△ 9,579	△ 24.7	△ 74.5	△ 26.1	△ 15.6	△ 13.3	△ 15.6
社会教育費	4,802	0.1	41,997	1.8	46,765	0.8	48,987	0.7	△ 2,222	△ 7.8	△ 4.2	△ 4.5	△ 15.8	△ 0.9	△ 2.6
保健体育費	471	0.0	26,144	1.1	26,615	0.4	27,784	0.4	△ 1,169	130.9	△ 5.2	△ 4.2	△ 94.3	△ 18.8	△ 25.3
大学費	84	0.0	57	0.0	141	0.0	84	0.0	57	223.1	△ 1.7	67.9	△ 96.0	△ 86.0	△ 92.1
その他	18,679	0.5	9,151	0.3	27,824	0.5	27,353	0.4	471	8.4	△ 9.6	1.7	△ 23.4	△ 45.7	△ 33.5
その他	46,138	1.1	32	0.0	46,169	0.9	49,004	0.8	△ 2,835	△ 5.8	△ 15.8	△ 5.8	△ 4.8	皆増	△ 4.7
合計	**4,040,703**	**100.0**	**2,380,742**	**100.0**	**6,176,186**	**100.0**	**6,646,639**	**100.0**	**△ 470,453**	**△ 9.2**	**△ 4.4**	**△ 7.1**	**△ 16.0**	**△ 15.8**	**△ 15.6**

第84表　普通建設事業費中の補助事業費の状況（つづき）

その２　財源内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
国庫支出金	2,200,915	54.5	981,056	41.2	3,183,004	51.5	3,403,807	51.2	△ 220,803	△ 6.5	△ 15.6
分担金、負担金、寄附金	136,018	3.4	6,052	0.3	39,188	0.6	47,437	0.7	△ 8,249	△ 17.4	△ 7.4
財産収入	1,179	0.0	727	0.0	1,907	0.0	1,357	0.0	550	40.5	7.7
地方債	1,316,941	32.6	800,034	33.6	2,203,798	35.7	2,346,180	35.3	△ 142,382	△ 6.1	△ 14.4
その他特定財源	152,878	3.7	353,704	14.9	255,525	4.2	296,633	4.5	△ 41,108	△ 13.9	△ 17.1
一般財源等	232,772	5.8	239,169	10.0	492,764	8.0	551,225	8.3	△ 58,461	△ 10.6	△ 20.0
合計	**4,040,703**	**100.0**	**2,380,742**	**100.0**	**6,176,186**	**100.0**	**6,646,639**	**100.0**	**△ 470,453**	**△ 7.1**	**△ 15.6**

第85表　普通建設事業費中の国直轄事業負担金の状況

その１　目的別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
農林水産業費	245,475	21.5	26,923	21.5	272,398	21.5	238,108	18.9	34,290	14.4	△ 14.9
畜産業費	429	0.0	186	0.1	615	0.0	1,057	0.1	△ 442	△ 41.8	△ 61.8
農地費	235,342	20.7	26,737	21.4	262,079	20.7	227,050	18.0	35,029	15.4	△ 15.1
林業費	5,585	0.5	−	−	5,585	0.4	5,365	0.4	220	4.1	2.3
水産業費	4,119	0.4	−	−	4,119	0.3	4,637	0.4	△ 518	△ 11.2	8.3
土木費	893,685	78.5	98,164	78.5	991,850	78.5	1,024,274	81.1	△ 32,424	△ 3.2	3.5
道路橋りょう費	567,218	49.8	64,019	51.2	631,237	49.9	657,927	52.1	△ 26,690	△ 4.1	4.9
河川海岸費	270,344	23.7	151	0.1	270,495	21.4	273,701	21.7	△ 3,206	△ 1.2	7.5
港湾費	37,958	3.3	32,408	25.9	70,366	5.6	71,901	5.7	△ 1,535	△ 2.1	△ 8.1
都市計画費	9,843	0.9	621	0.5	10,463	0.8	12,211	1.0	△ 1,748	△ 14.3	△ 40.4
街路費	−	−	5	0.0	5	0.0	−	−	5	皆増	−
公園費	9,841	0.9	613	0.5	10,454	0.8	12,190	1.0	△ 1,736	△ 14.2	△ 38.5
下水道費	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
区画整理費等	2	0.0	2	0.0	4	0.0	21	0.0	△ 17	△ 81.0	△ 96.8
空港費	7,788	0.7	966	0.8	8,753	0.7	8,534	0.7	219	2.6	△ 5.1
その他	535	0.0	−	−	535	0.0	−	−	535	皆増	−
合計	**1,139,161**	**100.0**	**125,087**	**100.0**	**1,264,248**	**100.0**	**1,262,383**	**100.0**	**1,865**	**0.1**	**△ 0.5**

その２　財源内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
分担金、負担金、寄附金	86,143	7.6	381	0.3	86,524	6.8	64,658	5.1	21,866	33.8	△ 35.5
地方債	781,362	68.6	83,213	66.5	864,575	68.4	884,294	70.0	△ 19,719	△ 2.2	9.7
その他特定財源	10,809	0.9	3,784	3.1	12,747	1.0	4,628	0.4	8,119	175.4	△ 62.8
一般財源等	260,847	22.9	37,709	30.1	300,402	23.8	308,803	24.5	△ 8,401	△ 2.7	△ 11.8
合計	**1,139,161**	**100.0**	**125,087**	**100.0**	**1,264,248**	**100.0**	**1,262,383**	**100.0**	**1,865**	**0.1**	**△ 0.5**

第86表　普通建設事業費中の単独事業費の状況

その１　目的別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度						平成16年度純計額		比較						
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率			前年度増減率		
										都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額
総務費	261,184	7.7	371,362	8.2	556,708	7.3	669,032	7.9	△ 112,324	△ 13.5	△ 17.0	△ 16.8	△ 1.9	△ 2.5	△ 2.7
民生費	70,044	2.1	238,877	5.3	301,926	3.9	302,598	3.6	△ 672	16.0	△ 5.6	△ 0.2	△ 9.0	△ 13.0	△ 12.9
社会福祉費	37,481	1.1	52,664	1.2	86,507	1.1	97,253	1.2	△ 10,746	25.3	△ 27.6	△ 11.0	△ 19.8	△ 18.2	△ 19.9
老人福祉費	17,434	0.5	98,312	2.2	113,885	1.5	107,357	1.3	6,528	△ 10.2	9.0	6.1	△ 2.3	△ 15.1	△ 12.9
児童福祉費	14,971	0.4	87,059	1.9	100,593	1.3	94,756	1.1	5,837	50.8	△ 0.4	6.2	10.6	△ 7.1	△ 6.2
その他	158	0.1	842	0.0	941	0.0	3,232	0.0	△ 2,291	△ 85.5	△ 68.3	△ 70.9	629.5	60.0	79.0
衛生費	70,254	2.1	341,984	7.5	389,697	5.1	412,587	4.9	△ 22,890	△ 4.0	△ 8.2	△ 5.5	△ 6.7	△ 5.8	△ 6.7
清掃費	15,149	0.4	226,061	5.0	232,968	3.0	240,971	2.9	△ 8,003	△ 11.2	△ 4.7	△ 3.3	△ 0.5	△ 7.9	△ 8.4
その他	55,105	1.7	115,923	2.5	156,729	2.1	171,616	2.0	△ 14,887	△ 1.8	△ 14.2	△ 8.7	△ 8.4	△ 1.9	△ 4.2
労働費	7,149	0.2	4,798	0.1	11,789	0.2	11,388	0.1	401	36.7	△ 26.0	3.5	△ 15.3	△ 6.5	△ 11.0
農林水産業費	253,446	7.5	258,393	5.7	442,754	5.8	511,279	6.1	△ 68,525	△ 12.3	△ 16.3	△ 13.4	△ 13.0	△ 13.3	△ 12.7
農業費	43,771	1.3	48,942	1.1	75,072	1.0	95,720	1.1	△ 20,648	△ 15.4	△ 24.8	△ 21.6	△ 4.4	△ 16.2	△ 9.5
畜産業費	15,904	0.5	9,950	0.2	23,707	0.3	28,638	0.3	△ 4,931	△ 11.0	△ 35.5	△ 17.2	△ 13.1	7.3	△ 6.2
農地費	86,952	2.6	137,959	3.0	200,365	2.6	219,274	2.6	△ 18,909	△ 11.2	△ 8.8	△ 8.6	△ 14.6	△ 13.2	△ 13.4
林業費	79,185	2.3	48,599	1.1	114,274	1.5	133,196	1.6	△ 18,922	△ 12.7	△ 18.6	△ 14.2	△ 13.3	△ 14.8	△ 13.7
水産業費	27,635	0.8	12,943	0.3	29,337	0.4	34,451	0.4	△ 5,114	△ 10.4	△ 25.6	△ 14.8	△ 19.9	△ 11.8	△ 17.1
商工費	56,251	1.7	104,973	2.3	151,961	2.0	172,297	2.0	△ 20,336	△ 21.9	△ 5.9	△ 11.8	1.6	△ 5.4	△ 1.6
土木費	2,175,855	64.4	2,266,523	49.9	4,379,179	57.1	4,779,889	56.7	△ 400,710	△ 8.6	△ 8.4	△ 8.4	△ 6.4	△ 10.6	△ 8.7
道路橋りょう費	1,180,003	34.9	992,710	21.9	2,159,741	28.2	2,405,876	28.5	△ 246,135	△ 8.9	△ 11.7	△ 10.2	△ 10.3	△ 9.1	△ 9.7
河川海岸費	209,727	6.2	93,780	2.1	293,226	3.8	308,570	3.7	△ 15,344	△ 4.0	△ 8.6	△ 5.0	△ 9.2	△ 12.6	△ 11.2
港湾費	30,717	0.9	38,107	0.8	62,947	0.8	66,517	0.8	△ 3,570	1.4	△ 10.1	△ 5.4	12.2	△ 11.1	△ 4.5
都市計画費	647,788	19.2	1,040,765	22.9	1,665,702	21.7	1,697,141	20.1	△ 31,439	2.4	△ 4.8	△ 1.9	2.3	△ 11.3	△ 6.9
街路費	437,712	13.0	428,262	9.4	863,602	11.3	840,365	10.0	23,237	6.8	△ 1.3	2.8	0.6	△ 11.6	△ 6.1
公園費	49,557	1.5	185,079	4.1	233,879	3.1	255,434	3.0	△ 21,555	△ 0.9	△ 10.4	△ 8.4	14.1	△ 13.8	△ 9.5
下水道費	6,749	0.2	12,745	0.3	13,134	0.2	15,636	0.2	△ 2,502	△ 19.1	△ 15.7	△ 16.0	△ 9.5	△ 15.2	△ 13.5
区画整理費等	153,770	4.6	414,679	9.1	555,086	7.2	585,706	6.9	△ 30,620	△ 6.6	△ 5.2	△ 5.2	3.9	△ 9.6	△ 6.7
住宅費	32,212	1.0	73,241	1.6	98,356	1.3	121,708	1.4	△ 23,352	△ 26.5	△ 15.3	△ 19.2	△ 12.8	△ 11.6	△ 10.6
その他	75,408	2.2	27,920	0.6	99,207	1.3	180,077	2.2	△ 80,870	△ 53.2	13.6	△ 44.9	△ 2.4	△ 26.3	△ 6.3
消防費	13,405	0.4	133,431	2.9	146,607	1.9	150,716	1.8	△ 4,109	11.3	△ 4.1	△ 2.7	△ 3.5	7.8	6.8
教育費	317,655	9.4	789,927	17.4	1,097,255	14.3	1,229,669	14.6	△ 132,414	△ 11.5	△ 10.3	△ 10.8	△ 7.3	△ 1.3	△ 3.1
小学校費	305	0.0	283,515	6.2	283,515	3.7	297,997	3.5	△ 14,482	△ 71.4	△ 4.9	△ 4.9	133.5	7.9	8.0
中学校費	1,164	0.0	161,107	3.5	162,164	2.1	150,074	1.8	12,090	41.1	7.7	8.1	△ 71.2	10.8	9.1
高等学校費	183,140	5.4	24,096	0.5	207,163	2.7	217,653	2.6	△ 10,490	△ 9.3	52.5	△ 4.8	△ 6.0	68.5	△ 2.8
社会教育費	53,731	1.6	159,191	3.5	206,804	2.7	281,011	3.3	△ 74,207	△ 24.7	△ 26.2	△ 26.4	△ 1.3	△ 19.9	△ 16.2
保健体育費	15,095	0.4	121,800	2.7	133,439	1.7	160,003	1.9	△ 26,564	11.2	△ 17.9	△ 16.6	△ 48.9	△ 1.1	△ 8.4
大学費	19,358	0.6	6,822	0.2	26,180	0.3	38,179	0.5	△ 11,999	△ 28.7	△ 38.2	△ 31.4	60.6	34.6	54.5
その他	44,862	1.4	33,396	0.8	77,990	1.1	84,752	1.0	△ 6,762	4.4	△ 20.2	△ 8.0	△ 19.1	△ 4.6	△ 12.0
その他	154,147	4.5	31,919	0.7	185,976	2.4	188,184	2.3	△ 2,208	5.4	△ 24.3	△ 1.2	△ 14.5	△ 2.6	△ 12.2
合計	**3,379,390**	**100.0**	**4,542,187**	**100.0**	**7,663,852**	**100.0**	**8,427,639**	**100.0**	**△ 763,787**	**△ 8.7**	**△ 9.8**	**△ 9.1**	**△ 7.0**	**△ 7.7**	**△ 7.5**

第86表　普通建設事業費中の単独事業費の状況（つづき）

その２　財源内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
分担金、負担金、寄附金	86,325	2.6	32,429	0.7	47,616	0.6	59,186	0.7	△ 11,570	△ 19.5	△ 26.1
財産収入	22,890	0.7	48,298	1.1	71,190	0.9	55,288	0.7	15,902	28.8	7.3
地方債	1,465,838	43.4	1,550,497	34.1	3,048,892	39.8	3,378,852	40.1	△ 329,960	△ 9.8	△ 2.4
その他特定財源	369,807	10.9	714,507	15.7	922,523	12.1	1,107,512	13.1	△ 184,989	△ 16.7	△ 11.7
一般財源等	1,434,530	42.4	2,196,456	48.4	3,573,631	46.6	3,826,801	45.4	△ 253,170	△ 6.6	△ 10.2
合計	**3,379,390**	**100.0**	**4,542,187**	**100.0**	**7,663,852**	**100.0**	**8,427,639**	**100.0**	**△ 763,787**	**△ 9.1**	**△ 7.5**

第87表　普通建設事業費の目的別の状況（構成比）

（単位　％）

区分	都道府県 補助事業費	都道府県 国直轄事業負担金	都道府県 単独事業費	市町村 補助事業費	市町村 国直轄事業負担金	市町村 県営事業負担金	市町村 単独事業費	純計額 補助事業費	純計額 国直轄事業負担金	純計額 単独事業費
総務費	4.6	−	95.4	16.4	−	0.1	83.5	12.7	−	87.3
民生費	58.9	−	41.1	28.4	−	0.0	71.6	38.0	−	62.0
社会福祉費	30.6	−	69.4	19.9	−	0.0	80.1	23.2	−	76.8
老人福祉費	78.1	−	21.9	25.6	−	0.0	74.4	45.0	−	55.0
児童福祉費	57.4	−	42.6	34.4	−	−	65.6	38.2	−	61.8
その他	90.4	−	9.6	73.0	−	−	27.0	80.0	−	20.0
衛生費	40.8	−	59.2	43.3	−	0.0	56.7	43.9	−	56.1
清掃費	38.8	−	61.2	51.4	−	−	48.6	51.7	−	48.3
その他	41.4	−	58.6	15.9	−	0.0	84.1	26.5	−	73.5
労働費	41.0	−	59.0	0.4	−	−	99.6	29.3	−	70.7
農林水産業費	74.1	12.8	13.2	41.8	4.0	16.0	38.2	67.6	12.3	20.1
農業費	54.9	−	45.1	54.3	−	3.1	42.6	51.8	−	48.2
畜産業費	53.0	1.2	45.7	57.2	0.7	3.8	38.3	52.4	1.2	46.4
農地費	71.4	20.9	7.7	22.0	8.2	27.8	42.1	62.6	21.2	16.2
林業費	80.1	1.3	18.6	51.5	−	3.7	44.8	75.1	1.2	23.7
水産業費	86.7	1.7	11.6	78.3	−	8.6	13.2	88.0	1.5	10.5
商工費	21.8	−	78.2	16.8	−	0.1	83.1	18.2	−	81.8
土木費	43.2	16.5	40.3	32.3	2.7	3.1	61.9	39.5	11.2	49.3
道路橋りょう費	32.0	22.1	46.0	14.4	5.1	2.2	78.4	26.4	16.6	56.9
河川海岸費	64.8	19.8	15.4	36.0	0.1	4.4	59.5	62.4	18.1	19.6
港湾費	70.6	16.2	13.1	32.7	25.2	12.6	29.6	60.8	20.7	18.5
都市計画費	30.3	1.0	68.7	37.2	0.0	3.4	59.4	35.9	0.4	63.7
街路費	28.7	−	71.3	29.9	0.0	5.7	64.3	30.3	0.0	69.7
公園費	46.0	9.0	45.1	44.7	0.2	0.6	54.5	45.3	2.3	52.3
下水道費	59.0	−	41.0	33.4	−	0.9	65.7	55.0	−	45.0
区画整理費等	24.3	0.0	75.7	40.5	0.0	2.6	56.9	38.3	0.0	61.7
住宅費	83.9	−	16.1	76.2	−	0.0	23.8	80.3	−	19.7
その他	13.6	8.6	77.8	31.0	2.1	6.2	60.7	20.0	6.9	73.2
消防費	2.2	−	97.8	25.0	−	0.1	74.9	23.4	−	76.6
教育費	14.1	−	85.9	34.8	−	0.0	65.2	30.2	−	69.8
小学校費	−	−	100.0	43.3	−	0.0	56.7	43.3	−	56.7
中学校費	49.8	−	50.2	44.3	−	0.0	55.7	44.4	−	55.6
高等学校費	12.8	−	87.2	1.1	−	−	98.9	11.6	−	88.4
社会教育費	8.2	−	91.8	20.9	−	0.0	79.1	18.4	−	81.6
保健体育費	3.0	−	97.0	17.7	−	0.0	82.3	16.6	−	83.4
大学費	0.4	−	99.6	0.8	−	−	99.2	0.5	−	99.5
その他	29.4	−	70.6	21.5	−	0.2	78.4	26.3	−	73.7
その他	23.0	−	77.0	0.1	−	−	99.9	19.9	−	80.1
合計	**47.2**	**13.3**	**39.5**	**32.7**	**1.7**	**3.1**	**62.5**	**40.9**	**8.4**	**50.7**

第88表　普通建設事業費中の用地取得費の状況

その１　目的別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 合計額		平成16年度合計額		比較 増減額	増減率 都道府県	増減率 市町村	増減率 合計額	前年度増減率 都道府県	前年度増減率 市町村	前年度増減率 合計額
総務関係	17,942	1.9	72,159	5.9	90,100	4.2	97,070	4.1	△ 6,970	△ 51.7	20.4	△ 7.2	26.9	△ 30.0	△ 15.5
うち庁舎	−	−	10,720	0.9	10,720	0.5	9,942	0.4	778	皆減	9.4	7.8	△ 93.9	△ 34.1	△ 42.3
民生関係	1,452	0.2	65,228	5.3	66,679	3.1	38,460	1.6	28,219	56.1	73.8	73.4	△ 90.3	△ 18.5	△ 30.8
うち社会福祉施設	337	0.0	30,608	2.5	30,946	1.4	24,722	1.0	6,224	△ 54.6	27.6	25.2	168.8	△ 28.2	△ 26.6
衛生関係	3,710	0.4	27,976	2.3	31,686	1.5	43,359	1.8	△ 11,673	31.7	△ 31.0	△ 26.9	△ 29.9	△ 8.8	△ 10.5
うち清掃施設	−	−	10,528	0.9	10,528	0.5	19,258	0.8	△ 8,730	−	△ 45.3	△ 45.3	−	△ 9.7	△ 9.7
農林水産業関係	30,337	3.2	16,701	1.4	47,039	2.2	60,060	2.5	△ 13,021	△ 20.3	△ 24.1	△ 21.7	△ 4.5	△ 27.6	△ 14.5
農業関係	28,645	3.1	12,558	1.0	41,203	1.9	53,922	2.3	△ 12,719	△ 22.2	△ 26.7	△ 23.6	5.4	△ 25.2	△ 6.7
林業･水産業関係	1,692	0.2	4,144	0.3	5,836	0.3	6,138	0.3	△ 302	35.6	△ 15.3	△ 4.9	△ 74.6	△ 34.7	△ 50.5
うち漁港	605	0.1	717	0.1	1,322	0.1	1,787	0.1	△ 465	△ 20.1	△ 30.5	△ 26.0	△ 5.8	1.6	△ 1.8
土木関係	857,369	91.5	843,074	69.0	1,700,444	78.8	1,884,484	79.7	△ 184,040	△ 13.5	△ 5.6	△ 9.8	△ 16.1	△ 14.0	△ 15.1
道路橋りょう	440,007	47.0	222,871	18.2	662,877	30.7	710,112	30.0	△ 47,235	△ 5.3	△ 9.2	△ 6.7	△ 16.1	△ 14.9	△ 15.7
河川	115,800	12.4	15,812	1.3	131,612	6.1	124,605	5.3	7,007	6.4	0.5	5.6	△ 16.3	△ 28.7	△ 18.1
港湾	5,210	0.6	7,146	0.6	12,355	0.6	14,828	0.6	△ 2,473	3.5	△ 27.0	△ 16.7	3.3	237.6	90.8
都市計画	268,749	28.7	555,993	45.5	824,742	38.2	896,737	37.9	△ 71,995	△ 13.1	△ 5.4	△ 8.0	△ 17.2	△ 13.3	△ 14.7
うち 街路	199,617	21.3	281,914	23.1	481,531	22.3	538,605	22.8	△ 57,074	△ 13.7	△ 8.2	△ 10.6	△ 24.0	△ 15.2	△ 19.2
うち 都市下水路	6,267	0.7	1,022	0.1	7,290	0.3	567	0.0	6,723	皆増	80.2	1,185.7	皆減	△ 30.4	△ 31.9
うち 区画整理	28,447	3.0	112,822	9.2	141,269	6.5	158,044	6.7	△ 16,775	△ 32.5	△ 2.6	△ 10.6	32.7	△ 3.6	4.0
うち 公園	34,418	3.7	146,037	12.0	180,455	8.4	188,493	8.0	△ 8,038	△ 3.6	△ 4.4	△ 4.3	△ 4.6	△ 14.1	△ 12.4
公営住宅	6,013	0.6	18,950	1.6	24,963	1.2	28,756	1.2	△ 3,793	19.8	△ 20.2	△ 13.2	△ 0.4	△ 16.6	△ 14.1
空港	1,422	0.2	11,060	0.9	12,482	0.6	19,635	0.8	△ 7,153	△ 92.4	1,192.1	△ 36.4	254.7	△ 71.2	137.6
その他	20,168	2.0	11,242	0.9	31,413	1.4	89,811	3.9	△ 58,398	△ 74.7	12.8	△ 65.0	△ 27.3	△ 38.2	△ 28.7
教育関係	8,243	0.9	122,669	10.0	130,912	6.1	153,648	6.5	△ 22,736	△ 24.7	△ 14.0	△ 14.8	△ 66.6	15.2	△ 1.9
高等学校	4,272	0.5	11,381	0.9	15,652	0.7	13,322	0.6	2,330	△ 40.1	83.7	17.5	△ 55.2	286.3	△ 24.0
大学	−	−	140	0.0	140	0.0	3,090	0.1	△ 2,950	皆減	△ 95.5	△ 95.5	2,930.5	4.1	4.5
その他	3,971	0.4	111,148	9.1	115,120	5.4	137,236	5.8	△ 22,116	4.1	△ 16.7	△ 16.1	△ 77.3	11.8	0.8
その他	17,507	1.9	73,786	6.1	91,293	4.1	88,370	3.8	2,923	77.5	△ 6.0	3.3	△ 54.6	△ 1.9	△ 13.2
合計	**936,560**	**100.0**	**1,221,593**	**100.0**	**2,158,153**	**100.0**	**2,365,451**	**100.0**	**△ 207,298**	**△ 14.2**	**△ 4.1**	**△ 8.8**	**△ 17.3**	**△ 12.1**	**△ 14.6**

第88表　普通建設事業費中の用地取得費の状況（つづき）

その２　財源内訳等

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 合計額		平成16年度 合計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
国庫支出金	217,031	23.2	147,699	12.1	364,730	16.9	374,232	15.8	△ 9,502	△ 2.5	△ 14.8
都道府県支出金	－	－	21,021	1.7	21,021	1.0	23,902	1.0	△ 2,881	△ 12.1	△ 12.7
分担金、負担金、寄附金	23,989	2.6	3,791	0.3	27,780	1.3	30,155	1.3	△ 2,375	△ 7.9	△ 9.4
地方債	426,824	45.6	470,994	38.6	897,819	41.6	977,122	41.3	△ 79,303	△ 8.1	△ 13.4
その他特定財源	61,673	6.5	141,136	11.5	202,808	9.4	223,230	9.5	△ 20,422	△ 9.1	△ 26.0
一般財源等	207,043	22.1	436,952	35.8	643,995	29.8	736,810	31.1	△ 92,815	△ 12.6	△ 12.1
合計（A）	**936,560**	**100.0**	**1,221,593**	**100.0**	**2,158,153**	**100.0**	**2,365,451**	**100.0**	△ **207,298**	△ **8.8**	△ **14.6**
うち補償費	417,249	44.6	218,655	17.9	635,904	29.5	710,665	30.0	△ 74,761	△ 10.5	△ 15.5
取得用地面積（㎡）	43,517,442		85,004,480		128,521,922		146,383,514		△17,861,592	△ 12.2	△ 16.7
（A）に係る取得用地面積（㎡）	44,777,008		82,202,786		126,979,794		142,902,994		△15,923,200	△ 11.1	△ 17.9

（注）　取得用地面積には、債務負担行為等による取得面積を含む。

その３　団体区分別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 決算額	平成17年度 構成比	平成16年度 決算額	平成16年度 構成比	増減額	増減率	前年度増減率
都道府県	936,560	10.9	1,091,133	11.7	△ 154,573	△ 14.2	△ 17.3
市町村	1,221,593	16.8	1,274,317	16.1	△ 52,724	△ 4.1	△ 12.1
大都市	304,851	22.7	316,066	22.8	△ 11,215	△ 3.5	△ 17.6
特別区	99,086	30.6	58,723	22.5	40,363	68.7	△ 10.2
中核市	139,331	16.2	146,479	17.0	△ 7,148	△ 4.9	△ 20.3
特例市	105,691	22.9	129,327	25.5	△ 23,636	△ 18.3	27.0
都市	476,625	16.1	455,174	16.6	21,451	4.7	△ 2.4
町村	91,674	8.8	161,330	8.8	△ 69,656	△ 43.2	△ 30.6
一部事務組合等	4,335	1.6	7,219	2.4	△ 2,884	△ 40.0	△ 53.3

（注）　平成17年度及び平成16年度の構成比は、団体区分別の普通建設事業費に対するものである。

第88表　普通建設事業費中の用地取得費の状況（つづき）

その4　推　移

（単位　百万円）

区分	決算額						指数					
	平成12年度	13	14	15	16	17	12	13	14	15	16	17
総務関係	112,389	114,369	105,941	114,894	97,070	90,100	100	102	94	102	86	80
うち庁舎	24,189	20,972	34,510	17,243	9,942	10,720	100	87	143	71	41	44
民生関係	73,298	70,262	45,933	55,609	38,460	66,679	100	96	63	76	52	91
うち社会福祉施設	51,960	47,896	31,186	33,688	24,722	30,946	100	92	60	65	48	60
衛生関係	73,050	73,756	67,547	48,461	43,359	31,686	100	101	92	66	59	43
うち清掃施設	44,271	26,392	24,079	21,317	19,258	10,528	100	60	54	48	44	24
農林水産業関係	107,889	115,060	72,378	70,227	60,060	47,039	100	107	67	65	56	44
農業関係	91,254	81,539	62,439	57,823	53,922	41,203	100	89	68	63	59	45
林業　水産業関係	16,635	33,521	9,939	12,404	6,138	5,836	100	202	60	75	37	35
うち漁港	2,590	2,783	2,045	1,819	1,787	1,322	100	107	79	70	69	51
土木関係	2,944,842	2,647,084	2,411,566	2,220,790	1,884,484	1,700,444	100	90	82	75	64	58
道路橋りょう	1,076,056	1,034,722	906,104	841,984	710,112	662,877	100	96	84	78	66	62
河川	253,126	222,670	185,232	152,145	124,605	131,612	100	88	73	60	49	52
港湾	9,249	10,082	15,248	7,773	14,828	12,355	100	109	165	84	160	134
都市計画	1,449,664	1,249,420	1,203,025	1,051,123	896,737	824,742	100	86	83	73	62	57
うち 街路	859,599	802,589	776,922	666,436	538,605	481,531	100	93	90	78	63	56
うち 都市下水路	2,098	1,186	849	832	567	7,290	100	57	40	40	27	347
うち 区画整理	200,365	174,004	145,559	151,935	158,044	141,269	100	87	73	76	79	71
うち 公園	359,010	259,517	265,135	215,241	188,493	180,455	100	72	74	60	53	50
公営住宅	76,917	70,541	46,121	33,487	28,756	24,963	100	92	60	44	37	32
空港	12,323	7,289	13,397	8,265	19,635	12,482	100	59	109	67	159	101
その他	67,507	52,360	42,439	126,013	89,811	31,413	100	78	63	187	133	47
教育関係	25,383	198,815	188,492	156,647	153,648	130,912	100	88	84	70	68	58
高等学校	26,152	8,841	7,327	17,519	13,322	15,652	100	34	28	67	51	60
大学	1,192	2,036	974	2,956	3,090	140	100	171	82	248	259	12
その他	198,039	187,938	180,191	136,172	137,236	115,120	100	95	91	69	69	58
その他	176,010	128,475	119,840	101,758	88,370	91,293	100	73	68	58	50	52
合計	**3,712,861**	**3,347,821**	**3,011,697**	**2,768,386**	**2,365,451**	**2,158,153**	**100**	**90**	**81**	**75**	**64**	**58**

第89表　普通建設事業費中の用地取得費（補助事業費）の状況

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 合計額		平成16年度 合計額		比較 増減額	比較 増減率 都道府県	比較 増減率 市町村	比較 増減率 合計額
総務関係	−	−	5,962	2.0	5,962	0.8	3,692	0.5	2,270	−	61.5	61.5
うち庁舎	−	−	507	0.2	507	0.1	360	0.0	147	−	40.8	40.8
民生関係	−	−	4,171	1.4	4,171	0.6	616	0.1	3,555	−	577.1	577.1
うち社会福祉施設	−	−	2,201	0.7	2,201	0.3	106	0.0	2,095	−	1,976.4	1,976.4
衛生関係	−	−	3,798	1.3	3,798	0.5	1,027	0.1	2,771	−	269.8	269.8
うち清掃施設	−	−	1,316	0.4	1,316	0.2	722	0.1	594	−	82.3	82.3
農林水産業関係	25,857	6.1	5,107	1.7	30,965	4.3	37,799	5.1	△ 6,834	△ 18.9	△ 13.4	△ 18.1
農業関係	25,064	6.0	3,402	1.1	28,466	3.9	34,897	4.7	△ 6,431	△ 19.3	△ 10.9	△ 18.4
林業・水産業関係	793	0.2	1,706	0.6	2,499	0.3	2,902	0.4	△ 403	△ 3.8	△ 17.9	△ 13.9
うち漁港	604	0.1	548	0.2	1,151	0.2	1,614	0.2	△ 463	△ 19.0	△ 36.9	△ 28.7
土木関係	394,521	93.7	265,341	87.7	659,862	91.2	683,268	91.8	△ 23,406	△ 1.8	△ 5.8	△ 3.4
道路橋りょう	202,333	48.1	45,710	15.1	248,043	34.3	262,983	35.3	△ 14,940	△ 7.3	2.4	△ 5.7
河川	98,940	23.5	8,958	3.0	107,898	14.9	99,868	13.4	8,030	10.0	△ 9.8	8.0
港湾	3,913	0.9	1,504	0.5	5,417	0.7	8,468	1.1	△ 3,051	△ 19.2	△ 58.6	△ 36.0
都市計画	69,726	16.6	191,373	63.2	261,099	36.1	283,425	38.1	△ 22,326	△ 1.0	△ 10.1	△ 7.9
うち 街路	43,979	10.5	87,461	28.9	131,440	18.2	150,897	20.3	△ 19,457	△ 14.5	△ 12.1	△ 12.9
うち 都市下水路	6,259	1.5	70	0.0	6,329	0.9	36	0.0	6,293	皆増	94.4	17,480.6
うち 区画整理	6,173	1.5	36,406	12.0	42,578	5.9	45,090	6.1	△ 2,512	35.1	△ 10.2	△ 5.6
うち 公園	13,315	3.2	62,895	20.8	76,211	10.5	84,162	11.3	△ 7,951	△ 7.9	△ 9.8	△ 9.4
公営住宅	3,441	0.8	9,906	3.3	13,347	1.8	10,105	1.4	3,242	134.9	14.7	32.1
空港	408	0.1	6,200	2.0	6,608	0.9	2	0.0	6,606	20,300.0	皆増	330,300.0
その他	15,760	3.7	7,890	2.6	17,450	2.5	18,417	2.5	△ 967	△ 4.5	314.0	△ 5.3
教育関係	358	0.1	14,763	4.9	15,121	2.1	14,980	2.0	141	△ 15.6	1.4	0.9
高等学校	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
大学	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
その他	358	0.1	14,763	4.9	15,121	2.1	14,980	2.0	141	△ 15.6	1.4	0.9
その他	100	0.1	3,458	1.0	3,557	0.5	2,720	0.4	837	17.6	31.3	30.8
合計	**420,836**	**100.0**	**302,600**	**100.0**	**723,436**	**100.0**	**744,102**	**100.0**	**△ 20,666**	**△ 3.0**	**△ 2.4**	**△ 2.8**

（注）　上記の決算額には、受託事業費のうちの補助事業費を含む。

第90表　普通建設事業費中の用地取得費（単独事業費）の状況

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 合計額		平成16年度 合計額		比較 増減額	比較 増減率 都道府県	比較 増減率 市町村	比較 増減率 合計額
総務関係	17,942	3.5	66,197	7.2	84,138	5.9	93,379	5.8	△ 9,241	△ 51.7	17.7	△ 9.9
うち庁舎	−	−	10,213	1.1	10,213	0.7	9,581	0.6	632	皆減	8.2	6.6
民生関係	1,452	0.3	61,057	6.6	62,509	4.4	37,845	2.3	24,664	56.1	65.4	65.2
うち社会福祉施設	337	0.1	28,407	3.1	28,744	2.0	24,616	1.5	4,128	△ 54.6	19.0	16.8
衛生関係	3,710	0.7	24,178	2.6	27,887	1.9	42,332	2.6	△ 14,445	31.7	△ 38.8	△ 34.1
うち清掃施設	−	−	9,212	1.0	9,212	0.6	18,536	1.1	△ 9,324	−	△ 50.3	△ 50.3
農林水産業関係	4,480	0.9	11,594	1.3	16,074	1.1	22,261	1.4	△ 6,187	△ 27.1	△ 28.0	△ 27.8
農業関係	3,581	0.7	9,156	1.0	12,737	0.9	19,025	1.2	△ 6,288	△ 37.4	△ 31.2	△ 33.1
林業・水産業関係	899	0.2	2,438	0.3	3,337	0.2	3,236	0.2	101	112.0	△ 13.3	3.1
うち漁港	1	0.0	169	0.0	170	0.0	173	0.0	△ 3	△ 90.9	4.3	△ 1.7
土木関係	462,848	89.7	577,733	62.9	1,040,581	72.5	1,201,216	74.1	△ 160,635	△ 21.5	△ 5.5	△ 13.4
道路橋りょう	237,674	46.1	177,161	19.3	414,835	28.9	447,129	27.6	△ 32,294	△ 3.5	△ 11.8	△ 7.2
河川	16,860	3.3	6,854	0.7	23,714	1.7	24,737	1.5	△ 1,023	△ 11.0	18.2	△ 4.1
港湾	1,297	0.3	5,642	0.6	6,939	0.5	6,360	0.4	579	565.1	△ 8.5	9.1
都市計画	199,023	38.6	364,620	39.7	563,643	39.3	613,312	37.8	△ 49,669	△ 16.6	△ 2.7	△ 8.1
うち 街路	155,638	30.2	194,453	21.2	350,091	24.4	387,708	23.9	△ 37,617	△ 13.5	△ 6.4	△ 9.7
うち 都市下水路	8	0.0	952	0.1	961	0.1	531	0.0	430	皆増	79.3	81.0
うち 区画整理	22,274	4.3	76,416	8.3	98,690	6.9	112,955	7.0	△ 14,265	△ 40.8	1.4	△ 12.6
うち 公園	21,103	4.1	83,141	9.0	104,244	7.3	104,331	6.4	△ 87	△ 0.6	0.1	△ 0.1
公営住宅	2,572	0.5	9,044	1.0	11,616	0.8	18,651	1.2	△ 7,035	△ 27.7	△ 40.1	△ 37.7
空港	1,014	0.2	4,860	0.5	5,874	0.4	19,633	1.2	△ 13,759	△ 94.6	467.8	△ 70.1
その他	4,408	0.7	9,552	1.1	13,960	0.9	71,394	4.4	△ 57,434	△ 93.0	18.5	△ 80.4
教育関係	7,885	1.5	107,906	11.7	115,791	8.1	138,668	8.6	△ 22,877	△ 25.1	△ 15.8	△ 16.5
高等学校	4,272	0.8	11,381	1.2	15,652	1.1	13,322	0.8	2,330	△ 40.1	83.7	17.5
大学	−	−	140	0.0	140	0.0	3,090	0.2	△ 2,950	皆減	△ 95.5	△ 95.5
その他	3,613	0.7	96,385	10.5	99,999	7.0	122,256	7.6	△ 22,257	6.6	△ 18.9	△ 18.2
その他	17,408	3.4	70,328	7.7	87,737	6.1	85,647	5.2	2,090	78.0	△ 7.3	2.4
合計	**515,725**	**100.0**	**918,993**	**100.0**	**1,434,717**	**100.0**	**1,621,348**	**100.0**	**△ 186,631**	**△ 21.5**	**△ 4.7**	**△ 11.5**

（注）　上記の決算額には、受託事業費のうちの単独事業費を含む。

第91表 災害復旧事業費の状況

その１　性質別内訳

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
補助事業費	478,079	95.6	262,371	84.7	638,840	90.2	364,476	73.8	274,364	75.3	44.7
単独事業費	13,108	2.6	47,422	15.3	60,351	8.5	93,022	18.8	△ 32,671	△ 35.1	138.4
国直轄事業負担金	8,860	1.8	−	−	8,860	1.3	36,276	7.3	△ 27,416	△ 75.6	200.8
県営事業負担金	−	−	41	0.0	−	−	−	−	−	−	−
合計	**500,047**	**100.0**	**309,835**	**100.0**	**708,051**	**100.0**	**493,774**	**100.0**	**214,277**	**43.4**	**63.0**

その２　目的別内訳

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
公共土木施設	362,189	72.4	158,255	51.1	520,419	73.5	347,006	70.3	173,413	50.0	55.9
農林水産施設	134,607	26.9	130,012	42.0	162,930	23.0	102,816	20.8	60,114	58.5	56.5
その他	3,255	0.7	21,583	6.9	24,718	3.5	43,952	8.9	△ 19,234	△ 43.8	201.1
合計	**500,051**	**100.0**	**309,850**	**100.0**	**708,067**	**100.0**	**493,774**	**100.0**	**214,293**	**43.4**	**63.0**

その３　財源内訳

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
国庫支出金	362,399	72.5	121,106	39.1	483,506	68.3	260,832	52.8	222,674	85.4	47.1
地方債	120,501	24.1	46,502	15.0	167,003	23.6	139,985	28.3	27,018	19.3	74.2
その他特定財源	5,735	1.1	105,522	34.1	19,940	2.8	14,244	3.0	5,696	40.0	57.0
一般財源等	11,412	2.3	36,705	11.8	37,602	5.3	78,713	15.9	△ 41,111	△ 52.2	117.8
合計	**500,047**	**100.0**	**309,835**	**100.0**	**708,051**	**100.0**	**493,774**	**100.0**	**214,277**	**43.4**	**63.0**

第92表 失業対策事業費の状況

その１　性質別内訳

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
補助事業費	2,115	89.5	12,332	87.0	14,447	87.3	16,122	89.2	△ 1,675	△ 10.4	4.7
単独事業費	249	10.5	1,846	13.0	2,095	12.7	1,957	10.8	138	7.1	△ 7.7
合計	**2,363**	**100.0**	**14,178**	**100.0**	**16,542**	**100.0**	**18,078**	**100.0**	**△ 1,536**	**△ 8.5**	**3.2**

第92表 失業対策事業費の状況（つづき）

その２　財源内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 都道府県		市町村		純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	増減率	前年度増減率
国庫支出金	－	－	5,292	37.3	5,292	32.0	5,782	32.0	△ 490	△ 8.5	△ 6.0
その他特定財源	2,056	87.0	5,683	40.1	6,357	38.4	7,155	39.6	△ 798	△ 11.2	10.6
一般財源等	307	13.0	3,203	22.6	4,893	29.6	5,141	28.4	△ 248	△ 4.8	5.0
合計	**2,363**	**100.0**	**14,178**	**100.0**	**16,542**	**100.0**	**18,078**	**100.0**	**△ 1,536**	**△ 8.5**	**3.2**

第93表 繰出金の状況

その１　繰出先別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 都道府県		市町村		合計額		平成16年度合計額		比較 増減額	増減率	前年度増減率
法非適用の公営企業会計	170,647	80.8	1,367,505	31.3	1,538,152	33.6	1,624,746	35.4	△ 86,594	△ 5.3	△ 3.9
国民健康保険事業会計	－	－	1,180,237	27.0	1,180,237	25.8	1,162,034	25.3	18,203	1.6	1.0
老人保健医療事業会計	－	－	801,386	18.3	801,386	17.5	728,702	15.9	72,684	10.0	10.1
介護保険事業会計	－	－	985,077	22.5	985,077	21.5	945,557	20.6	39,520	4.2	9.8
農業共済事業会計	－	－	164	0.0	164	0.0	219	0.0	△ 55	△ 25.1	△ 13.1
収益事業会計	2,454	1.2	2,508	0.1	4,961	0.1	11,483	0.3	△ 6,522	△ 56.8	112.3
交通災害共済事業会計	－	－	550	0.0	550	0.0	642	0.0	△ 92	△ 14.3	△ 13.6
公立大学附属病院事業会計	17,414	8.2	9,588	0.2	27,003	0.6	39,389	0.9	△ 12,386	△ 31.4	△ 12.3
基金	20,732	9.8	23,379	0.5	44,111	1.0	75,569	1.6	△ 31,458	△ 41.6	59.5
財産区	－	－	607	0.0	607	0.0	1,120	0.0	△ 513	△ 45.8	19.9
合計	**211,247**	**100.0**	**4,371,001**	**100.0**	**4,582,248**	**100.0**	**4,589,461**	**100.0**	**△ 7,213**	**△ 0.2**	**2.8**

その２　目的別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 都道府県		市町村		合計額		平成16年度合計額		比較 増減額	増減率	前年度増減率
運転資金	6,783	3.2	51,926	1.2	58,710	1.3	61,002	1.3	△ 2,292	△ 3.8	△ 4.3
事務費財源	8,513	4.0	1,877,688	43.0	1,886,201	41.2	1,804,401	39.3	81,800	4.5	7.7
建設費財源	7,798	3.7	183,485	4.2	191,283	4.2	245,432	5.3	△ 54,149	△ 22.1	△ 10.6
公債費財源	144,177	68.3	957,205	21.9	1,101,382	24.0	1,136,909	24.8	△ 35,527	△ 3.1	△ 2.9
赤字補てん	13,233	6.3	193,580	4.4	206,813	4.5	214,198	4.7	△ 7,385	△ 3.4	△ 1.6
その他	30,743	14.5	1,107,117	25.3	1,137,859	24.8	1,127,519	24.6	10,340	0.9	6.1
合計	**211,247**	**100.0**	**4,371,001**	**100.0**	**4,582,248**	**100.0**	**4,589,461**	**100.0**	**△ 7,213**	**△ 0.2**	**2.8**

第93表　繰　出　金　の　状　況（つづき）

その３　繰出先別、繰出目的別内訳

（単位　百万円）

区分	総額	法非適用の公営企業会計	国民健康保険事業会計	老人保健医療事業会計	介護保険事業会計	農業共済事業会計	収益事業会計	交通災害共済事業会計	公立大学附属病院事業会計	基金	財産区
運転資金	58,710	15,295	15,714	19,665	4,572	－	750	1	2,704	－	9
事務費財源	1,886,201	151,012	260,020	599,050	866,507	160	20	371	9,005	－	55
建設費財源	191,283	188,392	419	254	1,728	－	141	－	245	－	104
公債費財源	1,101,382	1,073,672	2,189	2	14,438	－	－	－	11,082	－	－
赤字補てん	206,813	56,608	143,179	1,599	1,354	－	25	39	3,967	－	43
その他	1,137,859	53,173	758,716	180,816	96,478	4	4,025	139	－	44,111	396
合計	**4,582,248**	**1,538,152**	**1,180,237**	**801,386**	**985,077**	**164**	**4,961**	**550**	**27,003**	**44,111**	**607**

第94表　積　立　金　の　状　況

（単位　百万円）

区分	平成17年度							平成16年度		
	積立金			積立金取崩し額			差引	積立金	積立金取崩し額	差引
	都道府県	市町村	合計額(A)	都道府県	市町村	合計額(B)	(A)－(B)	(C)	(D)	(C)－(D)
歳出決算積立金	554,320	1,302,320	1,856,639	491,372	1,393,073	1,884,445	△ 27,806	1,537,643	2,637,089	△ 1,099,446
歳計剰余金処分積立金	10,417	132,006	142,424	－	－	－	142,424	146,996	－	146,996
合計	**564,737**	**1,434,326**	**1,999,063**	**491,372**	**1,393,073**	**1,884,445**	**114,618**	**1,684,639**	**2,637,089**	△ **952,450**
内訳 財政調整基金積立金	232,368	583,078	815,446	48,456	541,105	589,561	225,885	779,468	881,704	△ 102,236
内訳 減債基金積立金	108,878	193,272	302,150	211,535	239,268	450,802	△ 148,652	259,373	592,398	△ 333,025
内訳 その他特定目的基金積立金	223,492	657,976	881,467	231,382	612,700	844,082	37,385	645,798	1,162,987	△ 517,189

第95表 投資及び出資金の状況

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 合計額		平成16年度 合計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
総務費	3,315	1.7	5,182	2.1	8,497	1.9	44,663	6.9	△ 36,166	△ 81.0	198.3
衛生費	59,547	30.6	95,450	39.4	154,996	35.5	155,357	24.0	△ 361	△ 0.2	△ 1.1
公衆衛生費	59,132	30.3	95,306	39.4	154,437	35.3	154,405	23.9	32	0.0	△ 1.0
その他	415	0.3	144	0.0	559	0.2	952	0.1	△ 393	△ 41.3	△ 21.1
農林水産業費	1,938	1.0	1,326	0.5	3,263	0.7	2,616	0.4	647	24.7	△ 5.2
農業費	298	0.2	590	0.2	888	0.2	932	0.1	△ 44	△ 4.7	△ 13.7
畜産業費	3	0.0	66	0.0	69	0.0	406	0.1	△ 337	△ 83.0	59.2
農地費	−	−	246	0.1	246	0.1	169	0.0	77	45.6	18.2
林業費	409	0.2	320	0.1	729	0.2	460	0.1	269	58.5	△ 17.6
水産業費	1,228	0.6	103	0.0	1,331	0.3	649	0.1	682	105.1	△ 10.4
商工費	8,555	4.4	6,520	2.7	15,075	3.4	136,107	21.1	△ 121,032	△ 88.9	315.9
土木費	108,286	55.6	77,845	32.1	186,131	42.6	225,461	34.9	△ 39,330	△ 17.4	4.7
土木管理費	4,067	2.1	694	0.3	4,761	1.1	11,026	1.7	△ 6,265	△ 56.8	△ 51.2
都市計画費	67,702	34.7	67,312	27.8	135,014	30.9	156,877	24.3	△ 21,863	△ 13.9	13.6
住宅費	30	0.0	186	0.1	216	0.0	430	0.1	△ 214	△ 49.8	78.4
その他	36,487	18.8	9,653	3.9	46,140	10.6	57,128	8.8	△ 10,988	△ 19.2	5.2
教育費	563	0.3	970	0.4	1,533	0.4	1,661	0.3	△ 128	△ 7.7	5.3
その他	12,698	6.4	54,842	22.8	67,542	15.5	80,574	12.4	△ 13,032	△ 16.2	47.2
合計	**194,902**	**100.0**	**242,135**	**100.0**	**437,037**	**100.0**	**646,439**	**100.0**	**△ 209,402**	**△ 32.4**	**34.9**
うち公営企業（法適用）に対するもの	115,803	59.4	187,622	77.5	303,425	69.4	309,478	47.9	△ 6,053	△ 2.0	9.7
その他	79,099	40.6	54,513	22.5	133,612	30.6	336,961	52.1	△ 203,349	△ 60.3	70.9

第96表 貸　付　金　の　状　況

その１　目的別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
民生費	58,860	1.7	38,927	2.4	94,979	1.9	98,093	1.7	△ 3,114	△ 3.2	4.8
児童福祉費	14,044	0.4	10,595	0.6	24,585	0.5	24,735	0.4	△ 150	△ 0.6	△ 1.6
社会福祉費	23,376	0.7	15,771	1.0	38,588	0.8	41,631	0.7	△ 3,043	△ 7.3	△ 14.5
その他	21,440	0.6	12,561	0.8	31,806	0.6	31,727	0.6	79	0.2	60.5
衛生費	97,615	2.8	33,025	2.0	129,792	2.6	130,720	2.3	△ 928	△ 0.7	△ 1.4
労働費	22,384	0.6	67,296	4.1	89,680	1.8	98,565	1.8	△ 8,885	△ 9.0	△ 8.3
農林水産業費	258,654	7.5	35,320	2.1	293,689	5.8	306,455	5.5	△ 12,766	△ 4.2	18.4
農業費	59,902	1.7	16,317	1.0	76,128	1.5	87,086	1.6	△ 10,958	△ 12.6	△ 18.0
畜産業費	9,946	0.3	4,061	0.2	14,008	0.3	14,592	0.3	△ 584	△ 4.0	27.7
農地費	17,138	0.5	311	0.0	17,392	0.3	17,091	0.3	301	1.8	△ 12.2
林業費	147,353	4.3	2,266	0.1	149,486	3.0	148,671	2.6	815	0.5	87.3
水産業費	24,314	0.7	12,365	0.8	36,675	0.7	39,016	0.7	△ 2,341	△ 6.0	△ 8.0
商工費	2,489,753	72.1	956,539	58.1	3,443,572	68.3	3,573,488	63.7	△ 129,916	△ 3.6	0.0
土木費	388,519	11.3	418,718	25.4	803,537	15.9	906,923	16.2	△ 103,386	△ 11.4	△ 7.1
土木管理費	92,697	2.7	158,026	9.6	250,723	5.0	269,717	4.8	△ 18,994	△ 7.0	△ 15.2
港湾費	7,721	0.2	4,259	0.3	11,980	0.2	20,851	0.4	△ 8,871	△ 42.5	8.8
都市計画費	57,140	1.7	111,204	6.8	165,089	3.3	184,234	3.3	△ 19,145	△ 10.4	△ 11.0
住宅費	182,908	5.3	137,332	8.3	320,197	6.3	368,178	6.6	△ 47,981	△ 13.0	1.6
その他	48,053	1.4	7,897	0.4	55,548	1.1	63,943	1.1	△ 8,395	△ 13.1	△ 8.6
教育費	78,844	2.3	51,890	3.2	129,737	2.6	130,227	2.3	△ 490	△ 0.4	△ 0.0
教育総務費	74,595	2.2	13,224	0.8	87,800	1.7	79,448	1.4	8,352	10.5	6.9
高等学校費	2,866	0.1	10,109	0.6	12,975	0.3	20,020	0.4	△ 7,045	△ 35.2	5.1
保健体育費	151	0.0	2,467	0.1	2,607	0.1	2,919	0.1	△ 312	△ 10.7	△ 42.8
その他	1,232	0.0	26,090	1.7	26,355	0.5	27,840	0.4	△ 1,485	△ 5.3	△ 12.3
その他	58,517	1.7	44,144	2.7	58,224	1.1	366,590	6.5	△ 308,366	△ 84.1	358.1
合計	**3,453,146**	**100.0**	**1,645,859**	**100.0**	**5,043,210**	**100.0**	**5,611,061**	**100.0**	**△ 567,851**	**△ 10.1**	**4.8**
うち公営企業（法適用）に対するもの	97,927	2.8	45,470	2.8	143,396	2.8	146,776	2.6	△ 3,380	△ 2.3	△ 0.7
その他	3,355,219	97.2	1,600,389	97.2	4,899,814	97.2	5,464,285	97.4	△ 564,471	△ 10.3	5.0

第96表　貸　付　金　の　状　況（つづき）

その２　現在高の状況

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度末現在高 (A)				平成17年度貸付額 (B)				平成17年度回収額 (C)				調整額 (D)	平成17年度末現在高 (A)＋(B)－(C)＋(D)　(E)				比較	
	都道府県	市町村	合計額		都道府県	市町村	合計額		都道府県	市町村	合計額			都道府県	市町村	合計額		増減額 (E)－(A)	増減率
転貸債に係るもの	345,843	392,303	738,146	8.2	16,016	22,430	38,447	0.8	19,465	24,862	44,326	0.7	△ 227	342,395	389,645	732,040	9.3	△ 6,106	△ 0.8
その他	6,497,172	1,810,273	8,307,445	91.8	3,437,130	1,623,429	5,060,559	99.2	4,201,432	1,968,450	6,169,882	99.3	△ 47,451	5,716,240	1,434,431	7,150,671	90.7	△1,156,774	△13.9
商工関係	1,805,107	123,615	1,928,722	21.3	2,476,309	945,984	3,422,293	67.1	2,634,143	954,829	3,588,972	57.8	△ 1,830	1,646,547	113,666	1,760,213	22.3	△ 168,509	△ 8.7
農林水産業関係	547,495	20,215	567,710	6.3	258,545	32,143	290,688	5.7	245,918	31,944	277,861	4.5	△ 2,865	557,555	20,117	577,672	7.3	9,962	1.8
民生・労働関係	244,727	181,013	425,739	4.7	79,903	104,517	184,420	3.6	69,707	107,830	177,537	2.9	1,819	253,044	181,397	434,441	5.5	8,702	2.0
住宅関係	443,827	186,590	630,417	7.0	182,865	136,207	319,071	6.3	184,736	152,641	337,377	5.4	△ 664	441,956	169,491	611,447	7.8	△ 18,970	△ 3.0
観光・交通関係	1,159,065	234,881	1,393,946	15.4	82,608	47,961	130,569	2.6	87,897	41,607	129,504	2.1	△ 27,624	1,152,101	215,286	1,367,387	17.3	△ 26,559	△ 1.9
開発関係	189,290	323,707	512,998	5.7	78,820	127,769	206,588	4.1	84,743	144,073	228,817	3.7	85	183,367	307,488	490,854	6.2	△ 22,144	△ 4.3
教育関係	152,415	87,118	239,533	2.6	78,492	50,999	129,492	2.5	69,754	49,731	119,485	1.9	△ 6,081	156,057	87,403	243,459	3.1	3,926	1.6
その他	1,955,246	653,134	2,608,380	28.8	199,588	177,849	377,438	7.3	824,534	485,795	1,310,329	21.0	△ 10,291	1,325,613	339,583	1,665,198	21.2	△ 943,182	△36.2
合計	**6,843,015**	**2,202,576**	**9,045,591**	**100.0**	**3,453,146**	**1,645,859**	**5,099,006**	**100.0**	**4,220,897**	**1,993,312**	**6,214,208**	**100.0**	**△ 47,678**	**6,058,635**	**1,824,076**	**7,882,711**	**100.0**	**△1,162,880**	**△12.9**
うち預託に係るもの 決算額	710,770	34,931	745,701	－	2,157,779	968,128	3,125,907	－	2,195,839	967,079	3,162,918	－	△212,152	458,607	37,931	496,538	－	△ 249,163	△33.4
うち預託に係るもの 当該金融機関の貸付額	10,188,436	4,765,434	14,953,869	－	5,126,956	2,091,385	7,218,341	－	5,223,670	2,187,673	7,411,342	－	17,655	10,111,714	4,666,809	14,778,523	－	△ 175,346	△ 1.2
基金の運用によるもの	543,020	98,404	641,423	－	47,706	41,728	89,434	－	58,301	40,314	98,615	－	4,276	532,967	103,550	636,518	－	△ 4,905	△ 0.8
総計	**7,386,035**	**2,300,980**	**9,687,015**	－	**3,500,852**	**1,687,588**	**5,188,440**	－	**4,279,198**	**2,033,625**	**6,312,823**	－	**△ 43,403**	**6,591,602**	**1,927,627**	**8,519,229**	－	**△1,167,786**	**△12.1**

第97表　地方公営企業等に対する繰出しの状況

その１　推　移

（単位　億円）

区分	昭和36年度	平成11年度	12	13	14	15	16	17
決算額	415	53,948	60,194	61,745	62,937	65,113	65,880	66,443
指数	100	13,000	14,505	14,878	15,166	15,690	15,875	16,010

第97表　地方公営企業等に対する繰出しの状況（つづき）

その2　事業別内訳

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 合計額		平成16年度 合計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
法適用の公営企業会計 上水道事業	59,463	6.1	128,172	2.3	187,635	2.8	203,402	3.1	△ 15,767	△ 7.8	△ 0.1
工業用水道事業	39,279	4.1	3,140	0.1	42,419	0.6	28,633	0.4	13,786	48.1	△ 10.9
交通事業	59,898	6.2	204,524	3.6	264,422	4.0	266,034	4.0	△ 1,612	△ 0.6	2.1
電気事業	1,553	0.2	0	0.0	1,553	0.0	527	0.0	1,026	194.7	763.9
ガス事業	−	−	251	0.0	251	0.0	358	0.0	△ 107	△ 29.9	37.7
簡易水道事業	2	0.0	3,372	0.1	3,375	0.1	3,241	0.0	134	4.1	33.2
港湾整備事業	−	−	105	0.0	105	0.0	164	0.0	△ 59	△ 36.0	△ 29.9
病院事業	348,005	35.9	385,472	6.8	733,476	11.0	735,759	11.2	△ 2,283	△ 0.3	△ 3.9
市場事業	2,636	0.3	6,363	0.1	8,999	0.1	9,217	0.1	△ 218	△ 2.4	1.4
と畜場事業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	皆減
観光施設事業	3,463	0.4	2,819	0.0	6,283	0.1	6,645	0.1	△ 362	△ 5.4	△ 16.0
宅地造成事業	35,670	3.7	1,513	0.0	37,183	0.6	41,141	0.6	△ 3,958	△ 9.6	6.8
下水道事業	226,681	23.4	583,944	10.3	810,625	12.2	771,288	11.7	39,337	5.1	0.6
有料道路事業	−	−	−	−	−	−	…	…	…	…	…
駐車場整備事業	−	−	116	0.0	116	0.0	270	0.0	△ 154	△ 57.0	21.1
介護サービス事業	−	−	875	0.0	875	0.0	…	…	…	…	…
その他の企業会計	637	0.0	6,782	0.1	7,417	0.2	6,679	0.2	…	…	14.5
小計	777,287	80.2	1,327,448	23.4	2,104,734	31.7	2,073,358	31.5	31,376	1.5	△ 0.9
法非適用の公営企業会計 交通事業	−	−	2,530	0.0	2,530	0.0	2,397	0.0	133	5.5	1.6
簡易水道事業	−	−	58,234	1.0	58,234	0.9	57,327	0.9	907	1.6	2.8
港湾整備事業	35,581	3.7	2,994	0.1	38,575	0.6	37,800	0.6	775	2.1	△ 1.5
市場事業	1,376	0.1	24,612	0.4	25,988	0.4	27,835	0.4	△ 1,847	△ 6.6	△ 1.7
と畜場事業	4,802	0.5	9,930	0.2	14,732	0.2	15,435	0.2	△ 703	△ 4.6	3.3
観光施設事業	373	0.0	18,880	0.3	19,254	0.3	18,736	0.3	518	2.8	6.2
宅地造成事業	16,126	1.7	51,004	0.9	67,130	1.0	55,271	0.8	11,859	21.5	△ 14.5
下水道事業	108,573	11.2	1,149,008	20.2	1,257,580	18.9	1,349,098	20.5	△ 91,518	△ 6.8	△ 4.2
有料道路事業	−	−	1,244	0.0	1,244	0.0	…	…	…	…	…
駐車場整備事業	756	0.1	19,874	0.4	20,631	0.3	17,591	0.3	3,040	17.3	△ 11.3
介護サービス事業	1,912	0.2	20,070	0.4	21,983	0.3	…	…	…	…	…
その他の企業会計	1,148	0.1	9,125	0.2	10,271	0.2	43,256	0.7	…	…	3.7
小計	170,647	17.6	1,367,505	24.1	1,538,152	23.1	1,624,746	24.7	△ 86,594	△ 5.3	△ 3.9
国民健康保険事業会計	−	−	1,180,237	20.8	1,180,237	17.8	1,162,034	17.6	18,203	1.6	1.0
その他の事業会計	21,364	2.2	1,799,802	31.7	1,821,166	27.4	1,727,899	26.2	93,267	5.4	9.6
合計	**969,298**	**100.0**	**5,674,992**	**100.0**	**6,644,289**	**100.0**	**6,588,037**	**100.0**	**56,252**	**0.9**	**1.2**

（注）　平成16年度における「有料道路事業」及び「介護サービス事業」に対する繰出しは、「その他の企業会計」に含まれている。

第98表 公　債　費　の　状　況

その１　性質別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
地方債元利償還金	7,219,505	100.0	6,789,068	100.0	13,917,582	100.0	13,071,774	99.9	845,808	6.5	△ 0.6
元金	5,653,584	78.3	5,461,528	80.4	11,031,900	79.2	9,921,058	75.9	1,110,842	11.2	1.8
利子	1,565,920	21.7	1,327,540	19.5	2,885,682	20.7	3,150,716	24.1	△ 265,034	△ 8.4	△ 7.3
一時借入金利子	2,688	0.0	3,007	0.0	5,694	0.0	6,851	0.1	△ 1,157	△ 16.9	△ 33.6
合計	**7,222,192**	**100.0**	**6,792,075**	**100.0**	**13,923,276**	**100.0**	**13,078,625**	**100.0**	**844,651**	**6.5**	**△ 0.6**

その２　財源内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
国庫支出金	8,337	0.1	11,975	0.2	22,380	0.2	27,733	0.2	△ 5,353	△ 19.3	3.2
使用料、手数料	176,800	2.4	220,901	3.3	398,538	2.9	401,037	3.1	△ 2,499	△ 0.6	△ 2.2
その他特定財源	789,774	11.0	450,526	6.6	1,223,746	8.7	335,443	2.5	888,303	264.8	4.5
一般財源等	6,247,281	86.5	6,108,673	89.9	12,278,612	88.2	12,314,412	94.2	△ 35,800	△ 0.3	△ 0.7
合計	**7,222,192**	**100.0**	**6,792,075**	**100.0**	**13,923,276**	**100.0**	**13,078,625**	**100.0**	**844,651**	**6.5**	**△ 0.6**

第99表　地方債元金償還額の状況

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 純計額		平成16年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
一般公共事業債	1,450,824	24.9	380,712	6.9	1,831,536	16.3	1,678,533	15.9	153,003	9.1	8.5
うち財源対策債等	863,692	14.8	173,444	3.1	1,037,136	9.2	883,638	8.4	153,498	17.4	18.9
一般単独事業債	2,597,133	44.6	2,254,056	40.9	4,851,189	43.1	3,852,518	36.5	998,671	25.9	△ 0.1
公営住宅建設事業債	119,238	2.0	200,181	3.6	319,418	2.8	310,896	2.9	8,522	2.7	△ 1.5
義務教育施設整備事業債	8,393	0.1	424,539	7.7	432,932	3.8	441,922	4.2	△ 8,990	△ 2.0	△ 2.7
辺地対策事業債	−	−	73,421	1.3	73,421	0.7	75,072	0.7	△ 1,651	△ 2.2	△ 1.6
公共用地先行取得等事業債	170,130	2.9	146,635	2.7	316,765	2.8	269,303	2.6	47,462	17.6	△ 12.6
災害復旧事業債	104,338	1.8	76,335	1.4	180,672	1.6	194,115	1.8	△ 13,443	△ 6.9	△ 1.6
首都圏等整備事業債	85,250	1.5	−	−	85,250	0.8	89,988	0.9	△ 4,738	△ 5.3	△ 3.1
一般廃棄物処理事業債	41,497	0.7	467,486	8.5	508,983	4.5	470,583	4.5	38,400	8.2	8.4
厚生福祉施設整備事業債	22,933	0.4	139,474	2.5	162,407	1.4	169,930	1.6	△ 7,523	△ 4.4	△ 1.9
社会福祉施設整備事業債	1,096	0.0	2,105	0.0	3,201	0.0	1,176	0.0	2,025	172.2	33.9
地域財政特例対策債	3,658	0.1	347	0.0	4,005	0.0	4,949	0.0	△ 944	△ 19.1	△ 15.9
退職手当債	11,584	0.2	596	0.0	12,179	0.1	7,602	0.1	4,577	60.2	13.2
転貸債	18,306	0.3	20,377	0.4	38,683	0.3	47,691	0.5	△ 9,008	△ 18.9	6.0
過疎対策事業債	−	−	295,997	5.4	295,997	2.6	294,308	2.8	1,689	0.6	1.1
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	98,582	1.7	34,903	0.6	133,485	1.2	149,107	1.4	△ 15,622	△ 10.5	△ 1.3
地域改善対策特定事業債	158	0.0	25,792	0.5	25,950	0.2	29,215	0.3	△ 3,265	△ 11.2	△ 9.5
減収補てん債（昭和50年度分）	31,853	0.5	3,492	0.1	35,345	0.3	9,919	0.1	25,426	256.3	239.1
財政対策債	937	0.0	212	0.0	1,150	0.0	1,063	0.0	87	8.2	△ 7.7
財源対策債	103,624	1.8	120,323	2.2	223,947	2.0	255,658	2.4	△ 31,711	△ 12.4	1.0
減収補てん債（昭和57・61・平成5～7・9～13・15・16年度分）	195,024	3.3	43,978	0.8	239,002	2.1	319,856	3.0	△ 80,854	△ 25.3	△ 11.0
臨時財政特例債	254,712	4.4	60,199	1.1	314,911	2.8	312,980	3.0	1,931	0.6	△ 1.1
公共事業等臨時特例債	64	0.0	4,023	0.1	4,087	0.0	72,636	0.7	△ 68,549	△ 94.4	△ 32.6
減税補てん債	117,569	2.0	282,186	5.1	399,755	3.6	418,257	4.0	△ 18,502	△ 4.4	25.7
臨時税収補てん債	28,535	0.5	42,260	0.8	70,794	0.6	67,933	0.6	2,861	4.2	2.3
臨時財政対策債	39,596	0.7	60,877	1.1	100,473	0.9	17,301	0.2	83,172	480.7	195.7
調整債（昭和60・61・62・63年度分）	57,700	1.0	21,292	0.4	78,992	0.7	76,134	0.7	2,858	3.8	0.8
減収補てん債（平成14年度分）	874	0.0	1,800	0.0	2,674	0.0	809	0.0	1,865	230.5	△ 76.8
都道府県貸付金	−	−	140,041	2.5	56,827	0.5	57,574	0.5	△ 747	△ 1.3	1.0
その他	89,975	1.7	137,878	2.6	227,857	2.4	224,008	2.1	3,849	1.7	28.0
小計	**5,653,583**	**97.1**	**5,461,517**	**99.2**	**11,031,887**	**98.1**	**9,921,036**	**94.0**	**1,110,851**	**11.2**	**1.8**
うち財源対策債等	967,315	16.6	293,767	5.3	1,261,083	11.2	1,139,296	10.8	121,787	10.7	14.3
うち減収補てん債	326,424	5.6	52,321	0.9	378,745	3.4	351,673	3.3	27,072	7.7	△ 41.0
特定資金公共投資事業債	168,516	2.9	46,207	0.8	214,724	1.9	636,204	6.0	△ 421,480	△ 66.2	775,758.5
合計	**5,822,099**	**100.0**	**5,507,724**	**100.0**	**11,246,610**	**100.0**	**10,557,240**	**100.0**	**689,370**	**6.5**	**8.3**

（注）　1　「交付公債」及び「枠外債」は、各項目に含まれている。

2　「地域改善対策特定事業債」には、昭和56年度まで許可された同和対策事業債及び昭和61年度まで許可された地域改善対策事業債を含む。

3　「小計　うち財源対策債等」は、「一般公共事業債　うち財源対策債等」及び「財源対策債」の合計であり、平成6年度から10年度に許可された臨時公共事業債及び平成11、12年度に許可された財源対策債等を含む。

第100表　地　方　債　現　在　高　の　状　況

その１　目的別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 合計額		平成16年度合計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
一般公共事業債	23,721,861	30.0	5,010,352	8.2	28,732,213	20.5	28,430,855	20.2	301,358	1.1	2.3
うち財源対策債等	13,822,778	17.5	2,584,097	4.2	16,406,875	11.7	16,122,063	11.4	284,812	1.8	3.5
一般単独事業債	29,345,640	37.1	20,757,983	34.1	50,103,622	35.8	51,763,467	36.8	△1,659,845	△ 3.2	△ 0.4
公営住宅建設事業債	1,905,607	2.4	2,812,597	4.6	4,718,204	3.4	4,865,794	3.5	△ 147,590	△ 3.0	△ 2.7
義務教育施設整備事業債	115,034	0.1	4,128,995	6.8	4,244,028	3.0	4,451,419	3.2	△ 207,391	△ 4.7	△ 4.4
辺地対策事業債	−	−	405,628	0.7	405,628	0.3	434,753	0.3	△ 29,125	△ 6.7	△ 5.3
公共用地先行取得等事業債	741,298	0.9	766,338	1.3	1,507,636	1.1	1,705,542	1.2	△ 197,906	△ 11.6	△ 6.9
災害復旧事業債	656,007	0.8	334,899	0.6	990,906	0.7	1,010,964	0.7	△ 20,058	△ 2.0	△ 5.4
首都圏等整備事業債	915,281	1.2	−	−	915,281	0.7	986,080	0.7	△ 70,799	△ 7.2	△ 6.7
一般廃棄物処理事業債	217,886	0.3	3,707,457	6.1	3,925,343	2.8	4,270,581	3.0	△ 345,238	△ 8.1	△ 6.4
厚生福祉施設整備事業債	240,979	0.3	1,071,258	1.8	1,312,236	0.9	1,474,610	1.0	△ 162,374	△ 11.0	△ 9.9
社会福祉施設整備事業債	114,612	0.1	170,593	0.3	285,204	0.2	232,494	0.2	52,710	22.7	27.4
地域財政特例対策債	15,516	0.0	844	0.0	16,359	0.0	20,365	0.0	△ 4,006	△ 19.7	△ 19.6
退職手当債	202,305	0.3	17,801	0.0	220,107	0.2	225,501	0.2	△ 5,394	△ 2.4	4.9
転貸債	289,317	0.4	312,840	0.5	602,156	0.4	616,623	0.4	△ 14,467	△ 2.3	△ 1.4
過疎対策事業債	−	−	2,272,305	3.7	2,272,305	1.6	2,357,874	1.7	△ 85,569	△ 3.6	△ 1.9
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	580,709	0.7	121,410	0.2	702,120	0.5	815,455	0.6	△ 113,335	△ 13.9	△ 13.9
地域改善対策特定事業債	291	0.0	89,231	0.1	89,522	0.1	115,472	0.1	△ 25,950	△ 22.5	△ 20.1
減収補てん債（昭和50年度分）	8,771	0.0	434	0.0	9,206	0.0	44,551	0.0	△ 35,345	△ 79.3	△ 46.9
財政対策債	9,824	0.0	1,653	0.0	11,476	0.0	12,626	0.0	△ 1,150	△ 9.1	△ 3.1
財源対策債	1,366,072	1.7	1,652,286	2.7	3,018,358	2.2	3,084,275	2.2	△ 65,917	△ 2.1	△ 1.9
減収補てん債（昭和57・61・平成5～7・9～13・15～17年度分）	3,651,272	4.6	461,535	0.8	4,112,807	2.9	4,330,204	3.1	△ 217,397	△ 5.0	△ 6.1
臨時財政特例債	1,130,887	1.4	294,268	0.5	1,425,155	1.0	1,739,606	1.2	△ 314,451	△ 18.1	△ 15.3
公共事業等臨時特例債	549	0.0	44,422	0.1	44,971	0.0	49,058	0.0	△ 4,087	△ 8.3	△ 59.7
減税補てん債	2,812,179	3.6	4,373,760	7.2	7,185,940	5.1	7,124,139	5.1	61,801	0.9	5.3
臨時税収補てん債	433,573	0.5	561,353	0.9	994,926	0.7	1,065,720	0.8	△ 70,794	△ 6.6	△ 6.0
臨時財政対策債	8,057,816	10.2	7,599,732	12.5	15,657,549	11.2	12,855,105	9.1	2,802,444	21.8	41.2
調整債（昭和60・61・62・63年度分）	185,317	0.2	57,728	0.1	243,045	0.2	322,009	0.2	△ 78,964	△ 24.5	△ 19.1
減収補てん債（平成14年度分）	556,045	0.7	82,240	0.1	638,285	0.5	640,959	0.5	△ 2,674	△ 0.4	△ 0.1
都道府県貸付金	−	−	1,027,275	1.7	1,027,275	0.7	1,074,435	0.8	△ 47,160	△ 4.4	△ 2.7
その他	1,779,574	2.5	2,737,756	4.4	4,517,331	3.3	4,495,310	3.0	22,021	0.5	3.3
小計	**79,054,222**	**100.0**	**60,874,973**	**100.0**	**139,929,194**	**100.0**	**140,615,846**	**99.8**	**△ 686,652**	**△ 0.5**	**1.8**
うち財源対策債等	15,188,851	19.2	4,236,383	7.0	19,425,233	13.9	19,206,339	13.6	218,894	1.1	2.6
うち減収補てん債	4,719,492	6.0	585,426	1.0	5,304,918	3.8	5,662,038	4.0	△ 357,120	△ 6.3	△ 4.7
特定資金公共投資事業債	−	−	427	0.0	427	0.0	215,151	0.2	△ 214,724	△ 99.8	△ 74.7
合計	**79,054,222**	**100.0**	**60,875,400**	**100.0**	**139,929,621**	**100.0**	**140,830,997**	**100.0**	**△ 901,376**	**△ 0.6**	**1.4**

（注）　「小計　うち財源対策債等」は、「一般公共事業債　うち財源対策債等」及び「財源対策債」の合計であり、平成６年度から10年度に許可された臨時公共事業債及び平成11、12年度に許可された財源対策債等を含む。

第100表　地　方　債　現　在　高　の　状　況（つづき）

その２　借入先別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 合計額		平成16年度 合計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
政府資金	27,225,133	34.4	33,412,458	54.9	60,637,591	43.3	62,125,399	44.1	△1,487,808	△ 2.4	△ 1.0
内訳 財政融資資金	20,719,474	26.2	24,040,186	39.5	44,759,661	32.0	46,126,018	32.8	△1,366,357	△ 3.0	△ 2.6
内訳 うち旧資金運用部資金	12,264,172	15.5	11,790,327	19.4	24,054,498	17.2	27,334,295	19.4	△3,279,797	△ 12.0	△ 11.7
内訳 うち旧還元融資資金	352,983	0.4	2,323,457	3.8	2,676,440	1.9	3,099,487	2.2	△ 423,047	△ 13.6	△ 8.4
内訳 郵政公社資金	6,505,659	8.2	9,372,272	15.4	15,877,931	11.3	15,999,381	11.4	△ 121,450	△ 0.8	3.8
内訳 郵便貯金資金	1,805,269	2.3	1,872,838	3.1	3,678,107	2.6	3,311,706	2.4	366,401	11.1	24.6
内訳 簡易生命保険資金	4,700,390	5.9	7,499,434	12.3	12,199,823	8.7	12,687,675	9.0	△ 487,852	△ 3.8	△ 0.6
公営企業金融公庫	2,892,021	3.7	5,215,291	8.6	8,107,312	5.8	8,326,216	5.9	△ 218,904	△ 2.6	△ 1.3
国の予算貸付・政府関係機関貸付（公営企業金融公庫を除く。）	579,743	0.7	121,410	0.2	701,154	0.5	814,489	0.6	△ 113,335	△ 13.9	△ 14.0
市中銀行	26,466,933	33.5	9,710,342	16.0	36,177,275	25.9	37,486,609	26.6	△1,309,334	△ 3.5	△ 1.7
その他の金融機関	3,144,875	4.0	3,779,026	6.2	6,923,901	4.9	6,572,510	4.7	351,391	5.3	5.6
保険会社等	85,088	0.1	233,621	0.4	318,709	0.2	352,008	0.2	△ 33,299	△ 9.5	△ 7.8
交付公債	1,714	0.0	－	－	1,714	0.0	1,966	0.0	△ 252	△ 12.8	43.8
市場公募債	18,355,907	23.2	6,225,104	10.2	24,581,011	17.6	22,319,700	15.8	2,261,311	10.1	20.6
内訳 個別発行債10年債	12,286,214	15.5	3,490,116	5.7	15,776,330	11.3	15,610,547	11.1	165,783	1.1	6.7
内訳 個別発行債5年債	2,962,092	3.7	1,124,973	1.8	4,087,065	2.9	3,451,503	2.5	635,562	18.4	39.6
内訳 個別発行債20年債	234,280	0.3	158,000	0.3	392,280	0.3	188,127	0.1	204,153	108.5	175.5
内訳 個別発行債30年債	77,000	0.1	39,670	0.1	116,670	0.1	57,540	0.0	59,130	102.8	187.7
内訳 個別発行債15年債	－	－	35,000	0.1	35,000	0.0	15,000	0.0	20,000	133.3	皆増
内訳 共同発行債10年債	1,890,650	2.4	1,179,681	1.9	3,070,332	2.2	2,212,029	1.6	858,303	38.8	143.6
内訳 住民公募債	828,242	1.0	197,664	0.3	1,025,906	0.7	728,292	0.5	297,614	40.9	75.1
内訳 外国債	77,429	0.1	－	－	77,429	0.1	56,662	0.0	20,767	36.7	皆増
共済等	210,489	0.3	1,130,635	1.9	1,341,124	1.0	1,396,416	1.0	△ 55,292	△ 4.0	△ 3.8
その他	92,319	0.1	1,047,086	1.6	1,139,403	0.7	1,220,533	0.9	△ 81,130	△ 6.6	△ 3.3
小計	79,054,222	100.0	60,874,973	100.0	139,929,194	100.0	140,615,846	99.8	△ 686,652	△ 0.5	1.8
特定資金	－	－	427	0.0	427	0.0	215,151	0.2	△ 214,724	△ 99.8	△ 74.7
合計	**79,054,222**	**100.0**	**60,875,400**	**100.0**	**139,929,621**	**100.0**	**140,830,997**	**100.0**	**△ 901,376**	**△ 0.6**	**1.4**

（注）　郵政公社資金には、平成15年度以前の郵便貯金資金及び簡易生命保険資金残高を含む。

その３　利率別内訳

（単位　百万円・％）

区分	都道府県		市町村		合計額	
１．５％以下	33,717,976	42.7	24,356,222	40.0	58,074,199	41.5
２．０％以下	27,339,227	34.6	18,334,522	30.1	45,673,748	32.6
２．５％以下	7,367,567	9.3	5,274,577	8.7	12,642,143	9.0
３．０％以下	3,208,820	4.1	3,224,968	5.3	6,433,788	4.6
３．５％以下	2,679,589	3.4	2,470,654	4.1	5,150,243	3.7
４．０％以下	904,557	1.1	1,313,208	2.2	2,217,765	1.6
４．５％以下	1,226,561	1.6	2,134,814	3.5	3,361,375	2.4
５．０％以下	1,056,226	1.3	1,292,632	2.1	2,348,858	1.7
５．５％以下	550,816	0.7	729,943	1.2	1,280,759	0.9
６．０％以下	68,229	0.1	112,289	0.2	180,518	0.1
６．５％以下	214,052	0.3	510,239	0.8	724,291	0.5
７　０％以下	565,924	0.7	611,183	1.0	1,177,108	0.8
７．０％超	154,677	0.2	510,149	0.8	664,825	0.5
合計	**79,054,222**	**100.0**	**60,875,400**	**100.0**	**139,929,621**	**100.0**

第100表 地 方 債 現 在 高 の 状 況（つづき）

その4 推 移

（単位 百万円・%）

区分	都道府県			市町村			合計額		
	現在高	指数	対前年度増減率	現在高	指数	対前年度増減率	現在高	指数	対前年度増減率
昭和49年度	3,688,067	100	23.3	4,851,720	100	26.4	8,539,787	100	25.0
平成10年度	63,141,507	1,712	10.0	56,921,904	1,173	5.2	120,063,411	1,406	7.7
11	67,330,090	1,826	6.6	58,268,475	1,201	2.4	125,598,565	1,471	4.6
12	69,544,758	1,886	3.3	58,540,214	1,207	0.5	128,084,971	1,500	2.0
13	71,578,559	1,941	2.9	59,282,912	1,222	1.3	130,861,470	1,532	2.2
14	73,993,973	2,006	3.4	60,106,764	1,239	1.4	134,100,737	1,570	2.5
15	76,789,923	2,082	3.8	61,310,955	1,264	2.0	138,100,877	1,617	3.0
16	78,998,332	2,142	2.9	61,617,515	1,270	0.5	140,615,846	1,647	1.8
17	79,054,222	2,144	0.1	60,874,973	1,255	△ 1.2	139,929,194	1,639	△ 0.5

（注） 平成13年度以降については、特定資金公共投資事業債を除いている。

第101表 債務負担行為額（翌年度以降支出予定額）の状況

その1 目的別内訳

（単位 百万円・%）

区分	平成17年度						平成16年度合計額	増減率
	都道府県		市町村		合計額			
1 物件の購入等に係るもの	3,069,308	56.1	3,804,623	56.5	6,873,931	56.3	7,040,249	△ 2.4
土地の購入に係るもの	616,552	11.3	1,705,451	25.3	2,322,003	19.0	2,582,971	△ 10.1
建造物の購入に係るもの	674,146	12.3	639,484	9.5	1,313,630	10.8	1,300,960	1.0
その他の物件の購入に係るもの	108,004	2.0	134,586	2.0	242,590	2.0	244,686	△ 0.9
製造・工事の請負に係るもの	1,670,607	30.6	1,325,102	19.7	2,995,709	24.5	2,911,632	2.9
2 債務保証又は損失補償に係るもの	16,245	0.3	21,910	0.3	38,155	0.3	47,032	△ 18.9
地方三公社に係るもの (A)	−	−	1,632	0.0	1,632	0.0	5,800	△ 71.9
特別法の規定に基づく法人のうち(A)以外に係るもの (B)	16,239	0.3	39	0.0	16,278	0.1	16,863	△ 3.5
地方公共団体が出資・出えんしている法人のうち(A)(B)以外に係るもの	6	0.0	7,431	0.1	7,437	0.1	5,964	24.7
その他	−	−	12,808	0.2	12,808	0.1	18,405	△ 30.4
3 その他	2,382,494	43.6	2,910,962	43.2	5,293,456	43.4	4,531,749	16.8
利子補給等に係るもの	654,694	12.0	523,909	7.8	1,178,603	9.7	1,289,354	△ 8.6
その他	1,727,800	31.6	2,387,053	35.4	4,114,853	33.7	3,242,395	26.9
合計	**5,468,047**	**100.0**	**6,737,495**	**100.0**	**12,205,542**	**100.0**	**11,619,030**	**5.0**

（注） 1 「2債務保証又は損失補償に係るもの」には、履行すべき額の確定したものを計上している。
2 「3その他」には、実質的な債務負担に係るものを含む。

第101表　債務負担行為額（翌年度以降支出予定額）の状況（つづき）

その2　推　移

（単位　百万円・%）

区分	合計			1　物件の購入等に係るもの			2　債務保証又は損失補償に係るもの			3　その他		
	支出予定額	指数	対前年度増減率	支出予定額	指数	対前年度増減率	支出予定額	指数	対前年度増減率	支出予定額	指数	対前年度増減率
平成12年度	14,717,240	100	△ 4.1	9,632,167	100	△ 6.0	69,933	100	15.9	5,015,140	100	△ 0.6
13	13,909,298	95	△ 5.5	8,861,241	92	△ 8.0	46,761	67	△ 33.1	5,001,296	100	△ 0.3
14	12,916,165	88	△ 7.1	8,077,033	84	△ 8.8	51,202	73	9.5	4,787,930	95	△ 4.3
15	12,694,878	86	△ 1.7	7,671,410	80	△ 5.0	59,013	84	15.3	4,964,455	99	3.7
16	12,030,056	82	△ 5.2	7,040,249	73	△ 8.2	47,032	67	△ 20.3	4,942,775	99	△ 0.4
17	12,205,542	83	1.5	6,873,931	71	△ 2.4	38,155	55	△ 18.9	5,293,456	106	7.1

第102表　積　立　金　現　在　高　の　状　況

その1　目的別内訳

（単位　百万円・%）

区分	平成17年度						平成16年度		比較		
	都道府県		市町村		合計額		合計額		増減額	増減率	前年度増減率
財政調整基金	693,219	18.0	3,208,560	34.5	3,901,779	29.7	3,675,894	28.2	225,885	6.1	△ 2.4
減債基金	1,222,225	31.7	1,055,497	11.4	2,277,723	17.3	2,426,375	18.6	△ 148,652	△ 6.1	△ 12.1
その他特定目的基金	1,937,407	50.3	5,029,631	54.1	6,967,039	53.0	6,929,653	53.2	37,386	0.5	△ 7.1
合計	**3,852,852**	**100.0**	**9,293,688**	**100.0**	**13,146,540**	**100.0**	**13,031,922**	**100.0**	**114,618**	**0.9**	**△ 6.8**

その2　推　移

（単位　百万円・%）

区分	総額		財政調整基金		減債基金		その他特定目的基金	
	積立金	対前年度増減率	積立金	対前年度増減率	積立金	対前年度増減率	積立金	対前年度増減率
平成8年度	17,758,090	△ 3.1	3,611,156	1.7	4,557,902	△ 8.1	9,589,033	△ 2.3
9	16,467,569	△ 7.3	3,304,397	△ 8.5	4,038,939	△ 11.4	9,124,233	△ 4.8
10	15,252,232	△ 7.4	3,183,000	△ 3.7	3,488,244	△ 13.6	8,580,988	△ 6.0
11	15,789,002	3.5	3,195,436	0.4	3,262,312	△ 6.5	9,331,253	8.7
12	15,400,028	△ 2.5	3,577,743	12.0	3,321,126	1.8	8,501,159	△ 8.9
13	15,684,180	1.8	3,847,176	7.5	3,147,877	△ 5.2	8,689,126	2.2
14	14,668,746	△ 6.5	3,788,240	△ 1.5	2,770,822	△ 12.0	8,109,684	△ 6.7
15	13,987,579	△ 4.6	3,765,337	△ 0.6	2,760,620	△ 0.4	7,461,621	△ 8.0
16	13,031,922	△ 6.8	3,675,894	△ 2.4	2,426,375	△ 12.1	6,929,653	△ 7.1
17	13,146,540	0.9	3,901,779	6.1	2,277,723	△ 6.1	6,967,039	0.5

第103表　平成17年度資金収支の状況

（単位　百万円　%）

区分			第1・四半期（17年4月～6月）		第2　四半期（17年7月～9月）		第3・四半期（17年10月～12月）		第4・四半期（18年1月～3月）		出納整理期（18年4月～5月）		合計	
合計	収入	歳入	25,489,493	66.7	19,122,573	85.7	20,074,697	62.3	24,593,378	56.1	10,382,634	77.7	99,662,776	66.5
		地方税	11,714,992	30.6	7,511,087	33.7	8,085,799	25.1	6,512,810	14.9	979,721	7.3	34,804,409	23.2
		地方消費税清算金	181,970	0.5	263,266	1.2	120,683	0.4	185,998	0.4	－	－	751,917	0.5
		地方特例交付金、地方交付税及び地方譲与税	8,652,095	22.6	5,493,150	24.6	4,588,148	14.2	1,552,774	3.5	39,521	0.3	20,325,687	13.6
		国庫支出金等	1,562,153	4.1	1,722,338	7.7	2,222,510	6.9	4,885,972	11.2	1,495,884	11.2	11,888,858	7.9
		都道府県支出金等	564,557	1.5	1,097,781	4.9	1,065,226	3.3	1,523,695	3.5	776,297	5.8	5,027,556	3.4
		地方債（起債前借を含む。）	634,871	1.7	747,431	3.4	1,226,135	3.8	2,749,518	6.3	5,070,493	38.0	10,428,448	7.0
		公営事業会計からの繰入れ	6,495	0.0	10,130	0.0	10,660	0.0	49,802	0.1	59,827	0.4	136,914	0.1
		その他	2,172,360	5.7	2,277,390	10.2	2,755,536	8.6	7,132,809	16.2	1,960,891	14.7	16,298,987	10.8
		歳計現金貸付金回収金及び他会計借入金	6,993,630	18.3	1,860,843	8.3	9,712,834	30.2	13,451,676	30.7	2,972,619	22.3	34,991,603	23.3
		一時借入金借入額	5,746,950	15.0	1,317,852	5.9	2,422,525	7.5	5,765,994	13.2	－	－	15,253,321	10.2
		合計	**38,230,074**	**100.0**	**22,301,268**	**100.0**	**32,210,057**	**100.0**	**43,811,048**	**100.0**	**13,355,253**	**100.0**	**149,907,700**	**100.0**
	支出	歳出	20,080,988	63.7	21,164,870	87.5	20,788,405	65.7	25,769,109	58.3	11,505,451	63.4	99,308,823	66.3
		うち地方消費税清算金	181,970	0.6	263,266	1.1	120,683	0.4	185,998	0.4	－	－	751,917	0.5
		歳計現金貸付金及び他会計借入金返済金等	6,399,645	20.3	2,127,674	8.8	9,153,563	28.9	14,188,997	32.1	3,264,188	18.0	35,134,066	23.5
		一時借入金返済額	5,026,855	16.0	903,102	3.7	1,707,139	5.4	4,224,242	9.6	3,391,983	18.7	15,253,321	10.2
		合計	**31,507,488**	**100.0**	**24,195,646**	**100.0**	**31,649,106**	**100.0**	**44,182,348**	**100.0**	**18,161,621**	**100.0**	**149,696,210**	**100.0**
都道府県	収入	歳入	12,500,192	67.5	9,171,557	84.2	10,441,775	81.9	12,070,805	77.3	4,467,788	96.9	48,652,117	78.0
		地方税	5,586,968	30.2	3,525,222	32.4	4,458,583	35.0	3,122,891	20.0	443,696	9.6	17,137,360	27.5
		地方消費税清算金	181,970	1.0	263,266	2.4	120,683	0.9	185,998	1.2	－	－	751,917	1.2
		地方特例交付金、地方交付税及び地方譲与税	4,984,543	26.9	3,068,967	28.2	2,385,574	18.7	508,710	3.3	－	－	10,947,793	17.5
		国庫支出金等	765,056	4.1	919,865	8.4	1,398,546	11.0	2,914,131	18.7	633,300	13.7	6,630,898	10.6
		地方債（起債前借を含む。）	510,657	2.8	544,636	5.0	877,132	6.9	1,426,282	9.1	2,350,766	51.0	5,709,473	9.2
		公営事業会計からの繰入れ	1,849	0.0	1,970	0.0	2,180	0.0	11,472	0.1	18,828	0.4	36,300	0.1
		その他	469,149	2.5	847,631	7.8	1,199,077	9.4	3,901,321	24.9	1,021,198	22.2	7,438,376	11.9
		歳計現金貸付金回収金及び他会計借入金	1,903,368	10.3	1,109,951	10.2	1,320,316	10.4	1,112,773	7.1	145,179	3.1	5,591,586	9.0
		一時借入金借入額	4,111,546	22.2	615,076	5.6	982,118	7.7	2,432,118	15.6	－	－	8,140,859	13.0
		合計	**18,515,106**	**100.0**	**10,896,584**	**100.0**	**12,744,209**	**100.0**	**15,615,696**	**100.0**	**4,612,967**	**100.0**	**62,384,562**	**100.0**
	支出	歳出	10,463,829	67.9	10,217,104	86.0	10,571,564	85.4	12,702,767	78.7	4,667,256	71.4	48,622,520	78.0
		うち地方消費税清算金	181,970	1.2	263,266	2.2	120,683	1.0	185,998	1.2	－	－	751,917	1.2
		歳計現金貸付金及び他会計借入金返済金等	1,263,396	8.2	1,202,822	10.1	1,011,986	8.2	1,459,217	9.0	664,583	10.2	5,602,004	9.0
		一時借入金返済額	3,688,453	23.9	463,000	3.9	796,119	6.4	1,988,922	12.3	1,204,365	18.4	8,140,859	13.1
		合計	**15,415,678**	**100.0**	**11,882,926**	**100.0**	**12,379,668**	**100.0**	**16,150,907**	**100.0**	**6,536,204**	**100.0**	**62,365,383**	**100.0**
市町村	収入	歳入	12,989,301	65.9	9,951,016	87.3	9,632,923	49.5	12,522,573	44.4	5,914,846	67.7	51,010,659	58.3
		地方税	6,128,024	31.1	3,985,865	34.9	3,627,215	18.6	3,389,919	12.0	536,025	6.1	17,667,049	20.2
		地方特例交付金、地方交付税及び地方譲与税	3,667,552	18.6	2,424,183	21.3	2,202,574	11.3	1,044,064	3.7	39,521	0.5	9,377,894	10.7
		国庫支出金等	797,097	4.0	802,474	7.0	823,964	4.2	1,971,841	7.0	862,584	9.9	5,257,960	6.0
		都道府県支出金等	564,557	2.9	1,097,781	9.6	1,065,226	5.5	1,523,695	5.4	776,297	8.9	5,027,556	5.7
		地方債（起債前借を含む。）	124,214	0.6	202,795	1.8	349,003	1.8	1,323,236	4.7	2,719,727	31.1	4,718,975	5.4
		公営事業会計からの繰入れ	4,646	0.0	8,159	0.1	8,479	0.0	38,330	0.1	40,999	0.5	100,613	0.1
		その他	1,703,211	8.7	1,429,759	12.6	1,556,462	8.1	3,231,488	11.5	939,693	10.7	8,860,612	10.2
		歳計現金貸付金回収金及び他会計借入金	5,090,262	25.8	750,893	6.6	8,392,517	43.1	12,338,904	43.8	2,827,440	32.3	29,400,016	33.6
		一時借入金借入額	1,635,403	8.3	702,776	6.2	1,440,407	7.4	3,333,876	11.8	－	－	7,112,462	8.1
		合計	**19,714,967**	**100.0**	**11,404,684**	**100.0**	**19,465,847**	**100.0**	**28,195,353**	**100.0**	**8,742,286**	**100.0**	**87,523,138**	**100.0**
	支出	歳出	9,617,159	59.8	10,947,766	88.9	10,216,841	53.0	13,066,341	46.6	6,838,194	58.8	50,686,302	58.0
		歳計現金貸付金及び他会計借入金返済金等	5,136,249	31.9	924,852	7.5	8,141,577	42.3	12,729,780	45.4	2,599,605	22.4	29,532,062	33.8
		一時借入金返済額	1,338,402	8.3	440,103	3.6	911,019	4.7	2,235,320	8.0	2,187,618	18.8	7,112,462	8.1
		合計	**16,091,810**	**100.0**	**12,312,721**	**100.0**	**19,269,438**	**100.0**	**28,031,441**	**100.0**	**11,625,417**	**100.0**	**87,330,826**	**100.0**

（注）　地方税に含まれる地方消費税は、都道府県間の清算を行う前の額である。

第104表　道　路　・　橋　り　ょ　う　の　状　況

その１　道路の状況

区分	平成17年度			平成16年度			平成14年度			増減		
	都道府県道	市町村道	合計	都道府県道	市町村道	合計	都道府県道	市町村道	合計	都道府県道	市町村道	合計
実延長(km)(A)	127,806	1,006,745	1,134,551	127,254	1,002,915	1,130,170	126,888	992,958	1,119,846	552	3,830	4,381
うち 改良済延長(km)(B)	98,807	554,088	652,895	…	…	…	96,614	529,861	626,475	※2,193	※24,227	※26,420
うち 舗装済延長(km)(C)	124,412	764,219	888,630	…	…	…	120,867	740,437	861,304	※3,545	※23,782	※27,326
うち 自動車交通不能道延長(km)(D)	1,782	157,274	159,057	…	…	…	1,818	163,195	165,013	※△ 36	※△5,921	※△5,956
改良率(B)/(A)×100(%)	77.3	55.0	57.5	…	…	…	76.1	53.4	55.9	※1.2	※1.6	※1.6
舗装率(C)/(A)×100(%)	97.3	75.9	78.3	…	…	…	95.3	74.6	76.9	※2.0	※1.3	※1.4
自動車交通不能道比率(D)/(A)×100(%)	1.4	15.6	14.0	…	…	…	1.4	16.4	14.7	※－	※△ 0.8	※△ 0.7
面積(㎢)	1,728.3	6,418.8	8,147.1	1,708.9	6,367.7	8,076.6	1,677.8	6,255.4	7,933.3	19.4	51.1	70.5

（注）　1　増減の※印のついている数値については、平成16年度は縮小調査により数値が把握できないため、平成14年度と比較している。その２において同じ。

2　平成17年度の数値は平成18年４月１日現在のもの、平成16年度の数値は平成17年４月１日現在のもの、平成14年度の数値は平成15年４月１日現在のものである。

その２　橋りょうの状況

区分	平成17年度			平成16年度			平成14年度			増減		
	都道府県道	市町村道	合計	都道府県道	市町村道	合計	都道府県道	市町村道	合計	都道府県道	市町村道	合計
総橋りょう数(A)	100,085	522,120	622,205	…	…	…	99,269	520,558	619,827	※816	※1,562	※2,378
永久橋数(B)	99,751	509,938	609,689	…	…	…	98,958	507,082	606,040	※793	※2,856	※3,649
混合橋数	108	988	1,096	…	…	…	73	992	1,065	※35	※△ 4	※31
木橋数	226	11,194	11,420	…	…	…	238	12,484	12,722	※△ 12	※△1,290	※△1,302
荷重制限橋数(C)	293	6,525	6,818	…	…	…	325	7,210	7,535	※△ 32	※△ 685	※△ 717
交通不能橋数(D)	443	46,141	46,584	…	…	…	446	48,644	49,090	※△ 3	※△2,503	※△2,506
永久橋比率(B)/(A)×100(%)	99.7	97.7	98.0	…	…	…	99.7	97.4	97.8	※－	※0.3	※0.2
荷重制限橋比率(C)/(A)×100(%)	0.3	1.2	1.1	…	…	…	0.3	1.4	1.2	※－	※△ 0.2	※△ 0.1
交通不能橋比率(D)/(A)×100(%)	0.4	8.8	7.5	…	…	…	0.4	9.3	7.9	※－	※△ 0.5	※△ 0.4

（注）　平成17年度の数値は平成18年４月１日現在のもの、平成16年度の数値は平成17年４月１日現在のもの、平成14年度の数値は平成15年４月１日現在のものである。

第105表　公営住宅等の管理状況

区分	平成17年度			平成16年度			平成14年度			増減		
	都道府県（戸）	市町村（戸）	合計（戸）	都道府県（戸）	市町村（戸）	合計（戸）	都道府県（戸）	市町村（戸）	合計（戸）	都道府県（戸）	市町村（戸）	合計（戸）
公営住宅	932,933	1,253,718	2,186,651	934,046	1,252,528	2,186,574	931,385	1,246,703	2,178,088	△ 1,113	1,190	77
木造	4,581	91,785	96,366	…	…	…	4,249	95,139	99,388	※332	※△ 3,354	※△ 3,022
非木造	928,352	1,161,933	2,090,285	…	…	…	927,136	1,151,564	2,078,700	※1,216	※10,369	※11,585
改良住宅	19,120	138,862	157,982	…	…	…	19,897	138,672	158,569	※△ 777	※190	※△ 587
木造	30	712	742	…	…	…	30	552	582	※－	※160	※160
非木造	19,090	138,150	157,240	…	…	…	19,867	138,120	157,987	※△ 777	※30	※△ 747
単独住宅	19,062	61,941	81,003	…	…	…	17,037	61,786	78,823	※2,025	※155	※2,180
木造	62	16,447	16,509	…	…	…	85	15,334	15,419	※△ 23	※1,113	※1,090
非木造	19,000	45,494	64,494	…	…	…	16,952	46,452	63,404	※2,048	※△ 958	※1,090
合計	971,115	1,454,521	2,425,636	971,164	1,454,708	2,425,872	968,319	1,447,161	2,415,480	△ 49	△ 187	△ 236
木造	4,673	108,944	113,617	…	…	…	4,364	111,025	115,389	※309	※△ 2,081	※△ 1,772
非木造	966,442	1,345,577	2,312,019	…	…	…	963,955	1,336,136	2,300,091	※2,487	※9,441	※11,928
公募戸数（A）	39,780	67,716	107,496	…	…	…	43,759	68,929	112,688	※△ 3,979	※△ 1,213	※△ 5,192
応募件数（B）	509,246	470,242	979,488	…	…	…	495,751	482,433	978,184	※13,495	※△12,191	※1,304
入居競争率（倍）（B）/（A）	12.8	6.9	9.1	…	…	…	11.3	7.0	8.7	※1.5	※△ 0.1	※0.4

（注）　1　増減の※印のついている数値については、平成16年度は縮小調査により数値が把握できないため、平成14年度と比較している。
　　2　各年度の数値は各年度末のものである。

第106表　公園の状況

区分		平成17年度			平成16年度			平成14年度			増減		
		市町村立	市町村立以外	合計	市町村立	市町村立以外	合計	市町村立	市町村立以外	合計	市町村立	市町村立以外	合計
都市計画区域内人口（千人）		…	…	119,022	…	…	…	…	…	118,040	…	…	※982
全国人口（住民基本台帳登載人口＋外国人登録人口）（千人）		…	…	129,127	…	…	…	…	…	128,583	…	…	※544
都市公園等（都市計画区域内）	箇所数	110,936	919	111,855	106,479	818	107,297	101,000	747	101,747	4,457	101	4,558
	面積（km²）	967.7	236.9	1,204.6	944.7	229.2	1,173.9	897.0	216.2	1,113.3	23.0	7.7	30.7
その他公園（都市計画区域外）	箇所数	5,624	255	5,879	5,056	265	5,321	4,387	243	4,630	568	△10	558
	面積（km²）	127.1	47.9	175.0	126.4	40.5	166.9	114.3	42.4	156.7	0.7	7.4	8.1
合計（公園）	箇所数	116,560	1,174	117,734	111,535	1,083	112,618	105,387	990	106,377	5,025	91	5,116
	面積（km²）	1,094.8	284.7	1,379.6	1,071.1	269.7	1,340.8	1,011.3	258.6	1,270.0	23.7	15.0	38.8
都市計画区域内人口1人当たり都市公園等面積（m²/人）		8.1	2.0	10.1	…	…	…	7.6	1.8	9.4	※0.5	※0.2	※0.7
全国人口1人当たり公園面積（m²/人）		8.5	2.2	10.7	…	…	…	7.9	2.0	9.9	※0.6	※0.2	※0.8

（注）　1　増減の※印のついている数値については、平成16年度は縮小調査により数値が把握できないため、平成14年度と比較している。
　　2　各年度の数値は各年度末のものである。

第107表　し尿及びごみ収集処理の状況

その1　し尿処理

区分	平成17年度	平成16年度	平成14年度	増減
処理計画人口（千人）	128,625	…	128,408	※217
処理人口（千人）	14,751	15,984	18,084	△ 1,233
年間総排出量（千kl）(A)	78,869	…	84,109	※△ 5,240
年間総収集量（千kl）(B)	12,488	13,129	14,651	△ 641
年間総処理量（千kl）	12,488	…	14,651	※△ 2,163
下水道マンホール投入（千kl）(C)	348	…	478	※△ 130
処理施設処理（千kl）(D)	11,800	…	13,594	※△ 1,794
その他（千kl）	340	…	579	※△ 239
自家処理量（千kl）	66,380	…	69,458	※△ 3,078
下水道放流（千kl）(E)	50,435	…	52,563	※△ 2,128
し尿浄化槽（千kl）(F)	15,681	…	16,508	※△ 827
その他（千kl）	264	…	387	※△ 123
収集職員数（人）	7,913	…	8,407	※△ 494
収集車両台数（台）	5,024	…	5,220	※△ 196
バキューム車（台）	4,793	…	4,975	※△ 182
運搬車（台）	231	…	245	※△ 14
処理場職員数（人）	6,512	…	7,067	※△ 555
処理施設能力（kl/日）	102,689	…	118,529	※△ 15,840
処理施設（kl/日）	84,017	…	85,659	※△ 1,642
海洋投棄船（kl/日）	18,672	…	32,870	※△ 14,198
収集率 (B)/(A)×100(%)	15.8	…	17.4	※△ 1.6
衛生処理率 $\frac{(C)+(D)+(E)+(F)}{(A)}\times 100(\%)$	99.2	…	98.9	※0.3

（注）　1　増減の※印のついている数値については、平成16年度は縮小調査により数値が把握できないため、平成14年度と比較している。
　　2　各年度の数値は各年度末のものである。

その2　ごみ処理

区分	平成17年度	平成16年度	平成14年度	増減
処理計画人口（千人）	128,939	…	128,564	※375
処理人口（千人）	128,797	128,979	128,482	△ 182
年間総排出量（千t）(A)	49,984	…	52,214	※△ 2,230
年間総収集量（千t）(B)	48,956	49,339	50,795	△ 383
年間総処理量（千t）	48,956	…	50,795	※△ 1,839
焼却処理（千t）(C)	39,744	…	41,580	※△ 1,836
高速堆肥化処理（千t）(D)	61	…	64	※△ 3
埋立処理（千t）	3,182	…	4,237	※△ 1,055
その他（千t）	5,969	…	4,914	※1,055
(再掲)圧縮・破砕処理（千t）	4,290	…	4,023	※267
自家処理量（千t）	1,029	…	1,419	※△ 390
収集職員数（人）	73,592	…	72,201	※1,391
収集車両台数（台）	40,638	…	38,813	※1,825
特殊運搬車（台）	28,091	…	27,350	※741
運搬車（台）	12,547	…	11,463	※1,084
処理場職員数（人）	34,548	…	32,115	※2,433
処理施設能力（t/日）	165,210	…	153,219	※11,991
焼却処理（t/日）	110,238	…	100,812	※9,426
高速堆肥化処理（t/日）	1,004	…	839	※165
圧縮破砕処理（t/日）	53,968	…	51,568	※2,400
収集率 (B)/(A)×100(%)	97.9	…	97.3	※0.6
焼却及び高速堆肥化処理率 $\frac{(C)+(D)}{(A)}\times 100(\%)$	79.6	…	79.8	※△ 0.2

（注）　1　増減の※印のついている数値については、平成16年度は縮小調査により数値が把握できないため、平成14年度と比較している。
　　2　各年度の数値は各年度末のものである。
　　3　「年間総処理量」のうち中間処理としての圧縮・破砕処理量は、「年間総処理量」の最終処理方法別の各項目に区分して計上している。
　　なお、「(再掲)圧縮・破砕処理」欄は、「年間総処理量」のうち圧縮・破砕処理による中間処理量を再掲したものである。

第108表　下　水　道　等　の　状　況

区分			平成17年度	平成16年度	平成14年度	増減
全国人口（住民基本台帳登載人口＋外国人登録人口）		(人) (A)	129,126,847	…	128,583,458	※543,389
行政区域面積		(km²) (B)	371,859	…	371,920	※△ 61
公共下水道	現在排水人口	(人) (C)	89,433,133	87,735,273	83,737,784	1,697,860
	計画排水区域面積	(km²) (D)	21,829.4	21,402.4	20,716.6	427.0
	現在排水区域面積	(km²) (E)	14,639.3	14,201.3	13,185.1	438.0
	計画終末処理場数	(箇所)	2,047	2,025	1,979	22
	現在終末処理場数	(箇所)	1,893	1,841	1,690	52
	計画処理区域面積	(km²) (F)	21,641.0	21,191.2	20,523.8	449.8
	現在処理区域面積	(km²) (G)	14,564.0	14,103.3	13,080.3	460.7
	現在処理区域内人口	(人)	89,185,722	87,443,724	83,455,659	1,741,998
	現在水洗便所設置済人口	(人)	81,997,870	80,200,835	76,167,315	1,797,035
	普及率（全国人口）	(C)/(A)×100 (%)	69.3	…	65.1	※4.2
	〃（行政区域面積）	(E)/(B)×100 (%)	3.9	…	3.5	※0.4
	処理率	(G)/(E)×100 (%)	99.5	99.3	99.2	0.2
	実施率（排水面積）	(E)/(D)×100 (%)	67.1	66.4	63.6	0.7
	〃（処理面積）	(G)/(F)×100 (%)	67.3	66.6	63.7	0.7
都市下水路	計画排水区域面積	(km²)	1,890.5	1,974.1	2,094.9	△ 83.6
	現在排水区域面積	(km²)	1,577.6	1,644.9	1,725.7	△ 67.3
農業集落排水施設	現在排水人口（うち汚水に係るもの）	(人) (H)	3,390,892	3,300,002	2,995,271	90,890
	現在処理区域内人口	(人)	3,384,749	3,294,231	2,987,714	90,518
	現在排水区域面積（うち汚水に係るもの）	(km²) (I)	2,056.1	1,988.9	1,834.1	67.2
	現在処理区域面積	(km²)	2,037.7	1,965.6	1,812.2	72.1
	現在水洗便所設置済人口	(人)	2,615,375	2,504,998	2,205,729	110,377
漁業集落排水施設	現在排水人口（うち汚水に係るもの）	(人) (J)	158,387	151,110	125,735	7,277
	現在処理区域内人口	(人)	158,099	150,506	125,168	7,593
	現在排水区域面積（うち汚水に係るもの）	(km²) (K)	68.5	64.2	48.8	4.3
	現在処理区域面積	(km²)	68.2	64.0	48.7	4.2
	現在水洗便所設置済人口	(人)	116,609	108,111	88,288	8,498
林業集落排水施設	現在排水人口（うち汚水に係るもの）	(人) (L)	2,713	2,779	2,508	△ 66
	現在処理区域内人口	(人)	2,713	2,779	2,505	△ 66
	現在排水区域面積（うち汚水に係るもの）	(km²) (M)	2.0	2.0	1.7	－
	現在処理区域面積	(km²)	2.0	2.0	1.7	－
	現在水洗便所設置済人口	(人)	2,328	2,333	1,798	△ 5
簡易排水施設	現在排水人口（うち汚水に係るもの）	(人) (N)	1,976	2,014	2,096	△ 38
	現在処理区域内人口	(人)	1,973	2,014	2,094	△ 41
	現在排水区域面積（うち汚水に係るもの）	(km²) (O)	1.8	1.9	1.8	△ 0.1
	現在処理区域面積	(km²)	1.8	1.9	1.8	△ 0.1
	現在水洗便所設置済人口	(人)	1,815	1,866	1,872	△ 51
小規模集合排水処理施設	現在排水人口（うち汚水に係るもの）	(人) (P)	7,018	6,428	4,891	590
	現在処理区域内人口	(人)	7,016	6,428	4,777	588
	現在排水区域面積（うち汚水に係るもの）	(km²) (Q)	4.0	3.7	2.7	0.3
	現在処理区域面積	(km²)	4.0	3.7	2.7	0.3
	現在水洗便所設置済人口	(人)	5,398	4,712	3,384	686
普及率（全国人口）		((C)＋(H)＋(J)＋(L)＋(N)＋(P))/(A)×100 (%)	72.0	…	67.6	※4.4
〃（行政区域面積）		((E)＋(I)＋(K)＋(M)＋(O)＋(Q))/(B)×100 (%)	4.5	…	4.1	※0.4
コミュニティプラント処理人口		(人)	347,190	361,149	404,564	△ 13,959
合併処理浄化槽	処理人口	(人)	11,120,217	10,871,583	10,141,152	248,634
	うち特定地域生活排水処理施設に係るもの	(人)	187,986	149,432	72,574	38,554
	うち個別排水処理施設に係るもの	(人)	55,246	44,551	60,569	10,695

（注）　1　増減の※印のついている数値については、平成16年度は縮小調査により数値が把握できないため、平成14年度と比較している。
　　2　各年度の数値は各年度末のものである。

第109表 公立保育所の状況

区分	平成17年度				平成16年度				増減
	都道府県立	市町村立	一部事務組合立	合計	都道府県立	市町村立	一部事務組合立	合計	
箇所数	2	13,121	3	13,126	2	13,512	3	13,517	△ 391
延面積（㎡）	2,481	8,790,003	2,696	8,795,180	2,481	8,894,509	2,421	8,899,411	△ 104,231

（注） 1 平成17年度の数値は平成17年10月1日現在のもの、平成16年度の数値は平成16年10月1日現在のものである。
2 季節保育所を含まない。

第110表 公立老人ホームの状況

区分		平成17年度				平成16年度				増減			
		都道府県立	市町村立	一部事務組合立	合計	都道府県立	市町村立	一部事務組合立	合計	都道府県立	市町村立	一部事務組合立	合計
箇所数	養護老人ホーム	26	406	97	529	32	409	112	553	△ 6	△ 3	△ 15	△ 24
	特別養護老人ホーム	24	334	135	493	51	335	154	540	△ 27	△ 1	△ 19	△ 47
	軽費老人ホーム	10	89	9	108	16	85	15	116	△ 6	4	△ 6	△ 8
	合計	60	829	241	1,130	99	829	281	1,209	△ 39	0	△ 40	△ 79

（注） 平成17年度の数値は平成17年10月1日現在のもの、平成16年度の数値は平成16年10月1日現在のものである。

第111表 教育施設の状況（公立学校分）

その1 義務教育

区分	小学校			中学校		
	平成17年度	平成14年度	増減	平成17年度	平成14年度	増減
学校数（校） (A)	22,606	23,381	△ 775	10,154	10,339	△ 185
学級数（学級） (B)	274,014	268,938	5,076	110,413	112,225	△ 1,812
校舎面積（千㎡） (C)	85,073	84,977	96	49,461	49,496	△ 35
木造（千㎡）	1,475	1,729	△ 254	590	653	△ 63
非木造（千㎡） (D)	83,598	83,248	350	48,871	48,842	29
危険校舎面積（千㎡） (E)	932	863	69	738	557	181
校舎不足面積（千㎡）	7,632	8,143	△ 511	2,010	2,406	△ 396
屋内運動場設置学校数（校） (F)	21,941	22,583	△ 642	9,921	10,096	△ 175
屋内運動場面積（千㎡） (G)	17,696	17,789	△ 93	11,317	11,277	40
プール設置学校数（校） (H)	19,595	19,965	△ 370	7,435	7,513	△ 78
児童生徒数（千人） (I)	7,068	7,112	△ 44	3,312	3,479	△ 167
教員数（千人） (J)	404	402	2	229	234	△ 5
非木造校舎面積比率 (D)/(C)×100(%)	98.3	98.0	0.3	98.8	98.7	0.1
危険校舎面積比率 (E)/(C)×100(%)	1.1	1.0	0.1	1.5	1.1	0.4
屋内運動場設置学校比率 (F)/(A)×100(%)	97.1	96.6	0.5	97.7	97.6	0.1
プール設置学校比率 (H)/(A)×100(%)	86.7	85.4	1.3	73.2	72.7	0.5
児童生徒1人当たり校舎面積（㎡） (C)/(I)	12.0	11.9	0.1	14.9	14.2	0.7
児童生徒1人当たり屋内運動場面積（㎡） (G)/(I)	2.50	2.50	−	3.42	3.24	0.18
1校当たり児童生徒数（人） (I)/(A)	313	304	9	326	337	△ 11
1学級当たり児童生徒数（人） (I)/(B)	25.8	26.4	△ 0.6	30.0	31.0	△ 1.0
教員1人当たり児童生徒数（人） (I)/(J)	17.5	17.7	△ 0.2	14.5	14.8	△ 0.3

（注） 平成17年度の数値は平成18年5月1日現在のもの、平成14年度の数値は平成15年5月1日現在のものである。

第111表　教育施設の状況（公立学校分）（つづき）

その2　高等学校、中等教育学校

区分	高等学校			中等教育学校		
	平成17年度	平成14年度	増減	平成17年度	平成14年度	増減
学校数（校）（A）	4,036	4,118	△ 82	15	…	…
校舎面積（千㎡）（B）	38,456	38,874	△ 418	…	…	…
木造（千㎡）	332	356	△ 24	…	…	…
非木造（千㎡）（C）	38,124	38,517	△ 393	…	…	…
危険校舎面積（千㎡）（D）	229	237	△ 8	…	…	…
体育館設置学校数（校）（E）	3,929	4,015	△ 86	…	…	…
体育館面積（千㎡）（F）	7,875	7,942	△ 67	…	…	…
プール設置学校数（校）（G）	2,609	2,667	△ 58	…	…	…
生徒数（千人）（H）	2,447	2,686	△ 239	6	…	…
全日制（千人）	2,339	2,576	△ 237	…	…	…
定時制（千人）	105	107	△ 2	…	…	…
その他（千人）	4	3	1	…	…	…
教員数（千人）（I）	185	195	△ 10	0	…	…
非木造校舎面積比率 (C)/(B)×100(%)	99.1	99.1	0.0	…	…	…
危険校舎面積比率 (D)/(B)×100(%)	0.6	0.6	0.0	…	…	…
体育館設置学校比率 (E)/(A)×100(%)	97.3	97.5	△ 0.2	…	…	…
プール設置学校比率 (G)/(A)×100(%)	64.6	64.8	△ 0.2	…	…	…
生徒1人当たり校舎面積（㎡）(B)/(H)	15.7	14.5	1.2	…	…	…
生徒1人当たり体育館面積（㎡）(F)/(H)	3.22	2.96	0.26	…	…	…
1校当たり生徒数（人）(H)/(A)	606	652	△ 46	375	…	…
教員1人当たり生徒数（人）(H)/(I)	13.2	13.8	△ 0.6	14.1	…	…

（注）　1　中等教育学校については、平成17年度より調査を行っている。
　　2　平成17年度の数値は平成18年5月1日現在のもの、平成14年度の数値は平成15年5月1日現在のものである。

その3　幼稚園

区分	平成17年度	平成14年度	増減
幼稚園数（園）（A）	5,468	5,735	△ 267
現在入園者数（人）（B）	342,300	361,179	△ 18,879
教員数（本務者のみ）（人）（C）	25,013	25,625	△ 612
1園当たり園児数（人）(B)/(A)	62.6	63.0	△ 0.4
教員1人当たり園児数（人）(B)/(C)	13.7	14.1	△ 0.4

（注）　平成17年度の数値は平成18年5月1日現在のもの、平成14年度の数値は平成15年5月1日現在のものである。

第112表　文化及び体育施設の状況（公立分）

区分			平成17年度			平成16年度			平成14年度			増減		
			都道府県立	市町村立	合計	都道府県立	市町村立	合計	都道府県立	市町村立	合計	都道府県立	市町村立	合計
文化施設	県民会館 市民会館 公会堂	箇所数	190	3,006	3,196	189	3,011	3,200	184	2,955	3,139	1	△ 5	△ 4
		延面積(千㎡)	2,542	10,859	13,402	2,489	10,751	13,240	2,430	10,381	12,811	53	108	162
		専任職員数（人）	2,266	9,966	12,232	2,417	9,790	12,207	2,521	9,673	12,194	△151	176	25
	図書館	箇所数	61	2,953	3,014	64	2,811	2,875	65	2,633	2,698	△ 3	142	139
		蔵書数(万冊)	3,933	31,504	35,438	…	…	…	3,680	28,213	31,892	※253	※3,291	※3,546
		専任職員数（人）	1,900	15,202	17,102	1,884	14,953	16,837	1,969	14,724	16,693	16	249	265
	博物館 総合博物館	箇所数	24	81	105	24	79	103	24	78	102	−	2	2
		利用人員(万人)	210	375	585	…	…	…	225	372	597	※△ 15	※3	※△ 12
		専任職員数（人）	410	575	985	432	583	1,015	444	540	984	△ 22	△ 8	△ 30
	博物館 科学博物館	箇所数	12	53	65	12	51	63	12	48	60	−	2	2
		利用人員(万人)	250	642	892	…	…	…	266	554	820	※△ 16	※88	※72
		専任職員数（人）	349	494	843	349	493	842	324	456	780	−	1	1
	博物館 歴史博物館	箇所数	50	237	287	48	232	280	48	214	262	2	5	7
		利用人員(万人)	350	803	1,153	…	…	…	309	787	1,096	※41	※16	※57
		専任職員数（人）	681	1,202	1,883	642	1,143	1,785	657	1,116	1,773	39	59	98
	博物館 美術博物館	箇所数	54	145	199	51	139	190	51	134	185	3	6	9
		利用人員(万人)	729	1,183	1,912	…	…	…	774	927	1,701	※△ 45	※256	※211
		専任職員数（人）	802	898	1,700	754	895	1,649	766	864	1,630	48	3	51
	博物館 その他	箇所数	15	80	95	14	93	107	12	63	75	1	△ 13	△ 12
		利用人員(万人)	818	1,676	2,493	…	…	…	770	1,347	2,116	※48	※329	※377
		専任職員数（人）	508	1,161	1,669	453	1,201	1,654	444	1,005	1,449	55	△ 40	15
	博物館 合計	箇所数	155	596	751	149	594	743	147	537	684	6	2	8
		利用人員(万人)	2,357	4,679	7,035	…	…	…	2,344	3,987	6,330	※13	※692	※705
		専任職員数（人）	2,750	4,330	7,080	2,630	4,315	6,945	2,635	3,981	6,616	120	15	135
	青年の家 自然の家	箇所数	181	349	530	184	368	552	188	368	556	△ 3	△ 19	△ 22
		専任職員数（人）	1,455	1,444	2,899	1,313	1,485	2,798	1,431	1,416	2,847	142	△ 41	101
体育施設	体育館	箇所数	196	6,072	6,268	196	6,012	6,208	197	5,887	6,084	−	60	60
		延面積(千㎡)	1,405	13,734	15,139	…	…	…	1,393	13,367	14,760	※12	※367	※379
		専任職員数（人）	734	7,472	8,206	741	7,465	8,206	746	7,365	8,111	△ 7	7	−
	陸上競技場	箇所数	103	986	1,089	100	1,022	1,122	97	1,038	1,135	3	△ 36	△ 33
		敷地面積(千㎡)	3,398	22,438	25,836	…	…	…	3,116	23,307	26,423	※282	※△869	※△587
		専任職員数（人）	206	566	772	187	570	757	189	537	726	19	△ 4	15
	野球場	箇所数	158	3,954	4,112	157	3,972	4,129	157	3,955	4,112	1	△ 18	△ 17
		敷地面積(千㎡)	2,943	60,465	63,408	…	…	…	2,907	60,029	62,936	※36	※436	※472
		専任職員数（人）	111	974	1,085	115	988	1,103	113	1,036	1,149	△ 4	△ 14	△ 18
	プール	箇所数	229	4,171	4,400	234	4,283	4,517	247	4,406	4,653	△ 5	△112	△117
		水面面積(千㎡)	226	2,156	2,382	…	…	…	233	2,247	2,480	※△ 7	※△ 91	※△ 98
		専任職員数（人）	306	2,736	3,042	287	2,400	2,687	336	2,339	2,675	19	336	355

（注）　1　増減の※印のついている数値については、平成16年度は縮小調査により数値が把握できないため、平成14年度と比較している。
　　2　各年度における箇所数、延面積、蔵書数、敷地面積及び水面面積は各年度末のもの、専任職員数は翌年度当初のものである。

第113表　地方公共団体の職員公舎の状況

区分	平成17年度			平成16年度			増減		
	都道府県	市町村	合計	都道府県	市町村	合計	都道府県	市町村	合計
戸数	72,433	23,494	95,927	74,928	24,742	99,670	△ 2,495	△ 1,248	△ 3,743
延面積（千㎡）	4,108	1,366	5,475	4,218	1,433	5,651	△ 110	△ 67	△ 176

（注）　各年度の数値は各年度末のものである。

第114表　主要公共施設整備状況（市町村分）

その１　財政力指数段階別

区分			平成17年度					平成7年度との差				
			0.30未満	0.30以上0.50未満	0.50以上1.00未満	1.00以上	計	0.30未満	0.30以上0.50未満	0.50以上1.00未満	1.00以上	計
団体数			514	478	703	126	1,821					
財政状況		財政力指数	0.21	0.39	0.70	1.26	0.52	0.02	－	0.01	0.05	0.10
		公債費負担比率（%）	22.9	18.4	17.4	11.3	17.3	5.4	4.4	4.0	0.4	3.8
		経常収支比率（%）	92.7	92.0	90.9	82.2	90.2	15.3	13.4	7.7	0.4	8.7
道路・橋りょう		改良率（%）	50.0	51.8	56.5	62.9	54.7	6.2	8.3	5.8	3.0	6.3
		舗装率（%）	65.1	71.1	79.8	85.3	75.7	5.7	5.1	5.5	△ 0.4	5.7
		永久橋比率（%）	95.7	97.1	98.3	99.0	97.7	1.6	0.6	0.5	0.1	1.0
公園		都市計画区域内人口１人当たり都市公園等面積（㎡）	28.9	17.3	9.7	7.7	10.6	10.0	6.8	1.9	1.0	2.5
廃棄物処理		し尿衛生処理率（%）	97.9	98.3	99.5	99.7	99.2	7.9	4.4	1.4	0.3	2.0
		ごみ収集率（%）	92.3	94.2	98.5	98.6	97.8	16.0	10.7	1.6	△ 0.4	3.2
		ごみ焼却・高速堆肥化処理率（%）	62.8	68.4	81.5	80.9	79.2	15.8	10.5	6.9	△ 4.2	5.9
上下水道		上水道等普及率（%）	90.9	91.9	97.8	98.4	96.8	5.9	1.9	1.1	△ 0.3	1.3
		公共下水道普及率(対行政区域内人口)（%）	26.9	39.5	72.9	76.7	67.1	20.1	21.2	16.7	12.6	17.4
学校施設	小学校	非木造校舎面積比率（%）	93.4	95.9	99.1	99.5	98.2	3.4	1.9	0.7	△ 0.1	1.2
		危険校舎面積比率（%）	1.7	1.7	1.0	0.7	1.1	△ 0.5	－	0.4	0.3	0.2
		屋内運動場設置学校比率（%）	92.9	95.6	98.2	98.3	96.9	0.3	0.7	0.7	△ 0.6	0.8
	中学校	非木造校舎面積比率（%）	96.2	97.4	99.3	99.5	98.8	2.2	1.4	0.7	－	1.0
		危険校舎面積比率（%）	1.7	2.9	1.3	1.1	1.6	0.1	1.7	0.7	0.7	0.8
		屋内運動場設置学校比率（%）	95.1	96.8	98.4	98.7	97.6	0.2	0.1	0.5	△ 0.3	0.4
文化・体育施設	千人当たり	公会堂・市民会館面積（㎡）	154.7	109.0	77.1	79.7	84.9	63.9	31.7	14.6	23.0	19.7
		図書館面積（㎡）	36.0	36.4	25.8	30.8	28.2	18.5	14.7	6.3	8.1	7.9
		博物館面積（㎡）	26.2	19.0	52.6	10.7	42.2	17.6	10.8	20.1	△ 5.5	18.2
		体育館面積（㎡）	375.7	205.4	82.5	81.3	110.8	110.3	49.3	11.3	24.4	17.4

（注）　各比率は、特別区を除いた団体の加重平均である。ただし、財政力指数は単純平均である。

第114表　主要公共施設整備状況（市町村分）（つづき）

その２　団体区分別

区分			平成17年度								平成7年度との差							
			大都市	中核市	特例市	都市	(中都市)	(小都市)	町村	計	大都市	中核市	特例市	都市	(中都市)	(小都市)	町村	計
団体数			14	37	39	687	173	514	1,044	1,821								
財政状況	財政力指数		0.83	0.78	0.86	0.62	0.79	0.57	0.42	0.52	△0.04	−	−	△0.10	△0.13	△0.06	0.08	0.10
	公債費負担比率（%）		20.9	16.6	15.2	16.1	15.3	16.9	17.8	17.3	6.5	−	−	3.4	3.0	3.5	3.4	3.8
	経常収支比率（%）		94.3	87.0	89.2	90.2	89.1	91.0	88.5	90.2	6.9	−	−	7.4	6.1	8.5	12.6	8.7
道路・橋りょう	改良率（%）		69.1	59.2	63.5	53.0	56.8	50.9	52.1	54.7	5.1	−	−	1.6	0.5	4.4	7.6	6.3
	舗装率（%）		88.9	84.2	88.2	75.7	78.4	74.2	67.5	75.7	3.1	−	−	△ 0.3	△ 2.7	3.3	3.9	5.7
	永久橋比率（%）		98.6	99.1	99.2	97.7	98.3	97.4	96.4	97.7	0.9	−	−	△ 0.1	△ 0.3	0.4	0.8	1.0
公園	都市計画区域内人口１人当たり都市公園等面積（㎡）		8.3	9.7	7.7	11.4	10.0	12.9	15.9	10.6	0.7	−	−	3.8	3.0	4.2	5.5	2.5
廃棄物処理	し尿衛生処理率（%）		99.7	99.7	99.7	99.0	99.5	98.6	98.4	99.2	0.4	−	−	0.5	0.4	1.2	5.5	2.0
	ごみ収集率（%）		100.0	99.7	99.5	96.9	98.1	95.8	92.6	97.8	−	−	−	△ 0.7	△ 0.8	1.2	13.0	3.2
	ごみ焼却・高速堆肥化処理率（%）		86.2	82.4	86.3	75.7	77.6	73.8	68.6	79.2	7.8	−	−	△ 1.1	△ 1.4	2.0	11.6	5.9
上下水道	上水道等普及率（%）		99.5	98.4	99.4	95.6	96.8	94.4	93.3	96.8	0.3	−	−	△ 1.2	△ 1.3	0.2	3.9	1.3
	公共下水道普及率(対行政区域内人口)（%）		96.6	73.5	79.8	57.8	66.8	48.9	39.5	67.1	2.0	−	−	6.3	7.7	12.9	25.0	17.4
学校施設	小学校	非木造校舎面積比率（%）	99.7	99.2	99.4	97.9	98.7	97.2	96.1	98.2	0.1	−	−	△ 0.1	△ 0.4	1.1	2.3	1.2
		危険校舎面積比率（%）	0.9	0.6	1.1	1.3	1.2	1.3	1.4	1.1	0.2	−	−	0.6	0.8	0.1	△ 0.1	0.2
		屋内運動場設置学校比率（%）	99.0	98.3	99.5	97.0	98.3	96.1	94.4	96.9	0.3	−	−	△ 0.5	△ 0.2	△ 0.1	0.5	0.8
	中学校	非木造校舎面積比率（%）	99.8	99.3	99.6	98.5	98.8	98.2	97.9	98.8	0.1	−	−	0.3	△ 0.2	1.5	1.6	1.0
		危険校舎面積比率（%）	1.2	0.8	0.6	2.0	1.3	2.5	1.8	1.6	0.8	−	−	1.3	0.9	1.4	0.6	0.8
		屋内運動場設置学校比率（%）	98.7	98.7	98.8	97.8	98.6	97.3	95.6	97.6	1.2	−	−	△ 0.5	△ 0.4	0.1	△ 0.1	0.4
文化・体育施設	千人当たり	公会堂　市民会館面積（㎡）	61.3	63.8	64.7	97.3	82.9	111.7	114.1	84.9	16.3	−	−	29.9	26.6	21.4	41.0	19.7
		図書館面積（㎡）	17.4	20.4	22.8	33.4	28.5	38.3	38.5	28.2	4.8	−	−	11.3	9.5	9.9	17.6	7.9
		博物館面積（㎡）	111.3	59.9	22.6	21.5	28.1	15.0	10.5	42.2	47.3	−	−	1.5	2.2	7.0	3.4	18.2
		体育館面積（㎡）	43.0	62.2	65.4	127.7	95.8	159.6	246.2	110.8	5.6	−	−	57.3	41.4	56.4	56.3	17.4

（注）　各比率は、特別区を除いた団体の加重平均である。ただし、財政力指数は単純平均である。

第115表　地方公営企業の事業数の状況

その1　事業数調

（各年度末日現在）

区分	平成17年度			平成16年度			増減	
	法適用企業	法非適用企業	合計	法適用企業	法非適用企業	合計	法適用企業	法非適用企業
上水道事業	1,425	－	1,425	1,734	－	1,734	△ 309	－
簡易水道事業	24	885	909	30	1,202	1,232	△ 6	△ 317
工業用水道事業	149	－	149	148	－	148	1	－
交通事業	65	41	106	67	41	108	△ 2	－
電気事業	31	89	120	33	97	130	△ 2	△ 8
ガス事業	36	－	36	46	－	46	△ 10	－
病院事業	672	－	672	726	－	726	△ 54	－
下水道事業	213	3,486	3,699	203	4,139	4,342	10	△ 653
介護サービス事業	45	606	651	48	697	745	△ 3	△ 91
その他事業	207	1,405	1,612	223	1,545	1,768	△ 16	△ 140
合計	**2,867**	**6,512**	**9,379**	**3,258**	**7,721**	**10,979**	**△ 391**	**△ 1,209**

その2　事業数の推移

（各年度末日現在）

年度	平成9年度	10	11	12	13	14	15	16	17
法適用事業数	3,522	3,526	3,537	3,539	3,556	3,560	3,532	3,258	2,867
法非適用事業数	7,824	8,055	8,175	9,035	9,055	9,053	8,944	7,721	6,512

第116表　地方公営企業の職員数の状況

（単位　人）

区分	全事業の内訳				合計	前年度末職員	増減
	適用区分別		勘定区分別				
	法適用企業職員	法非適用企業職員	損益勘定所属職員	資本勘定所属職員			
上水道事業	56,262	－	49,772	6,490	56,262	57,899	△ 1,637
簡易水道事業	75	2,396	2,239	232	2,471	2,689	△ 218
工業用水道事業	2,125	－	2,015	110	2,125	2,190	△ 65
交通事業	32,005	514	31,519	1,000	32,519	33,927	△ 1,408
電気事業	2,170	125	2,287	8	2,295	2,417	△ 122
ガス事業	1,563	－	1,383	180	1,563	1,727	△ 164
病院事業	234,091	－	233,939	152	234,091	235,896	△ 1,805
下水道事業	16,102	21,516	22,848	14,770	37,618	38,915	△ 1,297
介護サービス事業	1,301	13,061	14,350	12	14,362	15,165	△ 803
その他事業	3,827	5,308	7,033	2,102	9,135	9,589	△ 454
合計	**349,521**	**42,920**	**367,385**	**25,056**	**392,441**	**400,414**	**△ 7,973**

（注）　平成18年３月31日現在の職員数である。

第117表　地方公営事業決算の状況

（単位　百万円）

区分	平成17年度（A）			平成16年度（B）			増減（A）－（B）		
	収入	支出	差引	収入	支出	差引	収入	支出	差引
地方公営企業	20,101,894	20,318,190	△ 216,296	21,168,136	21,592,513	△ 424,377	△ 1,066,242	△ 1,274,323	208,081
法適用企業	14,610,620	14,895,638	△ 285,018	15,325,093	15,824,680	△ 499,587	△ 714,473	△ 929,042	214,569
法非適用企業	5,491,274	5,422,552	68,722	5,843,043	5,767,832	75,211	△ 351,769	△ 345,280	△ 6,489
収益事業	3,356,548	3,367,309	△ 10,761	3,402,658	3,420,865	△ 18,207	△ 46,110	△ 53,556	7,446
国民健康保険事業	11,476,886 / ~~11,508,424~~	11,340,495 / ~~11,371,987~~	136,437	10,951,729	10,795,929	155,800	556,695	576,058	△ 19,363
老人保健医療事業	10,851,699	10,844,698	7,001	10,756,400	10,732,219	24,181	95,299	112,479	△ 17,180
介護保険事業	6,289,703	6,161,121	128,582	5,994,162	5,887,098	107,064	295,541	274,023	21,518
農業共済事業	21,412	19,850	1,562	24,274	22,538	1,736	△ 2,862	△ 2,688	△ 174
交通災害共済事業	12,835	10,753	2,082	14,379	12,036	2,343	△ 1,544	△ 1,283	△ 261
公立大学附属病院事業	163,570	163,405	165	207,963	208,035	△ 72	△ 44,393	△ 44,630	237
合計	**52,306,085**	**52,257,313**	**48,772**	**52,519,701**	**52,671,233**	**△ 151,532**	**△ 213,616**	**△ 413,920**	**200,304**

（注）　地方公営企業の額の算出については、次による。

1　収入額　法適用：総収益（消費税込み）＋資本的収入
　　法非適用：総収益＋資本的収入＋前年度繰越金

2　支出額　法適用：総費用（消費税込み）－減価償却費＋資本的支出
　　法非適用：総費用＋資本的支出＋積立金＋繰上充用金

第118表 法適用企業決算の状況

その1 損益収支の状況

（単位 百万円・%）

区分	水道事業	工業用水道事業	交通事業	電気事業	ガス事業	病院事業	下水道事業	その他事業	合計
総収益	3,197,933	163,509	807,247	85,597	91,064	4,154,431	1,401,245	1,109,994	11,011,020
経常収益	3,184,513	156,456	800,318	84,671	90,904	4,136,397	1,399,053	1,073,421	10,925,733
うち料金収入	2,873,553	137,647	659,788	78,870	83,351	3,429,384	722,232	825,434	8,810,258
総費用	2,961,018	139,650	870,583	78,167	93,266	4,302,055	1,362,124	970,514	10,777,377
経常費用	2,944,995	137,896	831,162	77,213	92,684	4,279,443	1,356,350	951,896	10,671,640
うち 職員給与費	465,826	19,724	309,137	20,594	11,841	1,990,116	121,694	28,511	2,967,443
うち 減価償却費	813,396	47,585	188,381	19,470	18,719	277,705	488,739	48,397	1,902,391
うち 支払利息	421,131	25,992	147,854	8,394	4,888	121,011	425,208	33,939	1,188,418
経常損益	**239,518**	**18,560**	**△ 30,844**	**7,458**	**△ 1,781**	**△ 143,045**	**42,703**	**121,525**	**254,093**
経常利益	254,600	20,561	21,859	8,027	3,288	21,881	55,294	178,419	563,929
経常損失	15,082	2,001	52,703	569	5,068	164,926	12,591	56,894	309,835
純損益	236,914	23,855	△ 63,336	7,430	△ 2,201	△ 147,623	39,120	139,480	233,639
累積欠損金	124,039	21,674	2,275,639	1,796	38,921	1,781,961	206,323	214,129	4,664,483
不良債務	1,519	−	218,389	−	1,044	83,435	25,581	31,052	361,019
累積欠損金比率	4.1	15.1	326.6	2.2	45.3	48.9	17.0	23.1	47.6
不良債務比率	0.1	−	31.3	−	1.2	2.3	2.1	3.3	3.7
経常収支比率	108.1	113.5	96.3	109.7	98.1	96.7	103.1	112.8	102.4
総事業数	1,449	149	65	31	37	674	213	256	2,874
うち建設中	13	5	1	−	−	−	8	3	30
赤字事業数の割合	16.4	16.7	56.3	6.5	35.1	68.7	45.4	42.7	34.3
累積欠損金を有する事業数の割合	19.4	25.0	64.1	9.7	40.5	78.5	56.6	49.4	40.2

（注） 1 水道事業には、簡易水道事業を含む。以下第119表までにおいて同じ。
2 不良債務は、再建債を加算しないものである。
3 赤字事業数の割合及び累積欠損金を有する事業数の割合は、建設中を除く全事業数に対する経常損失を生じた事業数の割合である。

その2 経常費用の性質別構成及び対営業収益比率の状況

（単位 百万円 %）

区分	水道事業			工業用水道事業			交通事業			電気事業			ガス事業			病院事業			下水道事業			その他事業			合計		
	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比
職員給与費	465,826	16.1	15.5	19,724	14.3	13.7	309,137	37.3	44.4	20,594	27.3	25.2	11,841	13.4	13.8	1,990,116	46.5	54.7	121,694	9.0	10.0	28,511	3.0	3.1	2,967,443	28.0	30.3
減価償却費	813,396	28.0	27.1	47,585	34.6	33.1	188,381	22.7	27.0	19,470	25.8	23.8	18,719	21.2	21.8	277,705	6.5	7.6	488,739	36.1	40.2	48,397	5.1	5.2	1,902,391	17.9	19.4
支払利息	421,131	14.5	14.0	25,992	18.9	18.1	147,854	17.8	21.2	8,394	11.1	10.3	4,888	5.5	5.7	121,011	2.8	3.3	425,208	31.4	35.0	33,939	3.6	3.7	1,188,418	11.2	12.1
その他	1,201,841	41.4	40.2	44,344	32.2	30.7	184,137	22.2	26.4	26,873	35.8	32.9	52,872	59.9	61.5	1,890,611	44.2	51.9	317,682	23.5	26.2	832,624	88.3	89.7	4,550,984	42.9	46.6
計	**2,902,194**	**100.0**	**96.8**	**137,645**	**100.0**	**95.6**	**829,509**	**100.0**	**119.0**	**75,331**	**100.0**	**92.2**	**88,320**	**100.0**	**102.8**	**4,279,443**	**100.0**	**117.5**	**1,353,323**	**100.0**	**111.4**	**943,471**	**100.0**	**101.7**	**10,609,236**	**100.0**	**108.4**

（注） 1 費用合計は、経常費用から受託工事費、附帯事業費、材料及び不用品売却原価を除いたものである。
2 対営業収益比における営業収益は、受託工事収益を除いたものである。

第118表　法適用企業決算の状況（つづき）

その３　資本収支の状況

（単位　百万円・％）

区分	水道事業	工業用水道事業	交通事業	電気事業	ガス事業	病院事業	下水道事業	その他事業	合計
資本的収入額　A	803,530	128,586	444,801	18,473	6,506	492,253	1,020,274	491,808	3,406,231
企業債	451,727	32,060	243,936	2,069	2,576	284,475	603,105	121,363	1,741,310
（うち建設改良のための企業債）	358,354	12,318	136,783	2,069	2,304	281,479	353,835	42,051	1,189,193
他会計出資金	96,699	6,841	63,908	－	－	72,591	54,588	4,531	299,157
他会計借入金	3,270	14,344	10,417	－	－	21,292	12,865	43,388	105,576
他会計補助金	9,519	13,268	49,752	－	13	4,745	67,096	1,510	145,902
その他	242,315	62,073	76,788	16,404	3,917	109,150	282,620	321,016	1,114,286
翌年度に繰り越される支出の財源充当額　B	13,670	2,927	11,160	1,667	－	2,447	20,041	505	52,417
前年度許可債で当年度収入分　C	3,628	646	408	－	－	4,463	24,833	30	34,008
純計　A－(B＋C)　D	786,231	125,014	433,233	16,806	6,506	485,343	975,400	491,274	3,319,806
資本的支出額　E	1,906,781	177,851	625,568	46,550	28,879	676,694	1,577,118	638,807	5,678,248
建設改良費	1,053,040	49,743	258,198	13,405	14,768	368,387	707,448	282,204	2,747,194
（うち職員給与費）	54,500	916	9,967	31	741	1,332	36,161	10,877	114,526
企業債償還金	770,995	72,831	310,212	14,595	12,410	246,783	852,636	298,294	2,578,755
（うち建設改良のための企業債償還金）	690,448	46,464	228,158	14,595	11,792	245,486	655,304	261,452	2,153,700
その他	82,746	55,277	57,158	18,550	1,701	61,524	17,034	58,309	352,299
資本的収入が資本的支出に不足する額　F	1,120,929	64,490	192,341	32,944	22,372	196,510	602,257	228,181	2,460,024
補てん財源　G	1,116,228	64,098	139,342	32,944	22,372	178,968	577,140	224,079	2,355,171
補てん財源不足額（F－G）　H	4,701	392	52,999	－	－	17,543	25,117	4,102	104,853
財源不足率　H/E×100	0.2	0.2	8.5	－	－	2.6	1.6	0.6	1.8

（注）　「資本的収入が資本的支出に不足する額」の算出は、「D－E」がマイナスの団体のみを集計したものである。

第118表 法適用企業決算の状況（つづき）

その4　資産、負債及び資本に関する調

（単位　百万円・%）

区分	水道事業	工業用水道事業	交通事業	電気事業	ガス事業	病院事業	下水道事業	その他事業	合計
資産	30,570,357	2,597,100	7,246,551	719,790	334,359	7,084,378	27,655,754	7,790,354	83,998,643
固定資産	27,986,272	2,374,155	6,900,451	563,265	255,760	5,518,099	27,012,993	2,211,046	72,822,041
土地造成	－	－	－	－	－	－	－	4,689,714	4,689,714
流動資産	2,573,316	222,649	338,576	156,485	66,672	1,447,143	638,844	886,365	6,330,051
繰延勘定	10,769	296	7,523	40	11,926	119,135	3,917	3,229	156,836
負債	1,356,663	300,543	2,237,539	40,476	26,269	751,024	537,996	2,015,926	7,266,435
固定負債	773,969	274,896	1,794,408	26,431	12,925	150,731	178,782	1,255,174	4,467,316
流動負債	582,695	25,647	443,131	14,045	13,344	600,293	359,214	760,752	2,799,120
資本	29,213,694	2,296,557	5,009,012	679,314	308,090	6,333,354	27,117,758	5,774,428	76,732,208
自己資本金	7,189,613	500,357	1,713,326	374,288	77,692	2,442,860	3,369,956	2,177,780	17,845,871
借入資本金	10,952,248	833,847	3,488,764	190,528	176,770	4,122,385	12,319,076	2,527,006	34,610,625
資本剰余金	10,417,134	922,657	1,978,177	45,173	79,759	1,399,840	11,563,951	406,153	26,812,844
利益剰余金	654,699	39,696	△2,171,256	69,325	△ 26,130	△1,631,731	△ 135,225	663,489	△2,537,132
自己資本構成比率	59.7	56.3	21.0	67.9	39.3	31.2	53.5	41.7	50.1
固定資産対長期資本比率	93.3	92.3	101.4	79.8	79.7	85.1	99.0	31.5	89.7
流動比率	441.6	868.1	76.4	1,114.2	499.6	241.1	177.8	116.5	226.1
企業債償還額対減価償却額比率	84.9	97.6	121.1	75.0	63.0	88.4	134.1	540.2	113.2
料金収入に対する企業債元利償還金比率	38.7	52.5	56.0	29.1	20.0	10.6	149.6	35.4	37.8
不良債務	1,519	－	218,389	－	1,044	83,435	25,581	31,052	361,019
不良債務比率	0.1	－	31.3	－	1.2	2.3	2.1	3.3	3.7

（注）　不良債務は、再建債を加算しないものである。

第119表　法適用企業の事業別決算の推移

（単位　百万円・％）

区分		平成11年度		12		13		14		15		16		17	
水道事業	経常利益	(1,535)	174,487	(1,545)	184,701	(1,494)	160,463	(1,556)	180,367	(1,531)	206,635	(1,410)	246,247	(1,200)	254,600
	経常損失	(467)	33,611	(457)	29,624	(508)	44,776	(440)	30,686	(440)	32,756	(342)	23,741	(236)	15,082
	累積欠損金		101,782		110,096		122,985		127,192		133,470		131,982		124,039
	赤字事業数の割合		23.3		22.8		25.4		22.0		22.3		19.5		16.4
	累積欠損金比率		3.5		3.7		4.1		4.2		4.5		4.4		4.1
水道事業（工業用）	経常利益	(110)	12,867	(112)	14,588	(114)	16,229	(112)	17,454	(121)	19,556	(121)	20,758	(120)	20,561
	経常損失	(27)	2,631	(29)	2,423	(27)	2,684	(31)	3,843	(23)	6,028	(22)	1,749	(24)	2,001
	累積欠損金		22,922		21,980		21,132		21,529		21,617		20,911		21,674
	赤字事業数の割合		19.7		20.6		19.1		21.7		16.0		15.4		16.7
	累積欠損金比率		15.5		14.8		14.0		14.4		14.6		14.3		15.1
交通事業	経常利益	(28)	978	(28)	2,504	(29)	2,253	(34)	3,058	(38)	11,769	(37)	13,400	(28)	21,859
	経常損失	(47)	187,381	(46)	191,631	(44)	178,316	(39)	156,352	(34)	87,556	(32)	77,301	(36)	52,703
	累積欠損金		2,342,895		2,574,834		2,556,552		2,691,855		2,324,499		2,384,383		2,275,639
	赤字事業数の割合		62.7		62.2		60.3		53.4		47.2		46.4		56.3
	累積欠損金比率		326.0		359.9		356.3		380.4		332.2		344.9		326.6
電気事業	経常利益	(34)	13,386	(34)	13,030	(34)	10,218	(34)	10,611	(32)	10,567	(32)	10,587	(29)	8,027
	経常損失	(−)	−	(−)	−	(−)	−	(−)	−	(1)	343	(1)	545	(2)	569
	累積欠損金		−		260		−		−		335		2,588		1,796
	赤字事業数の割合		−		−		−		−		3.0		3.0		6.5
	累積欠損金比率		−		0.3		−		−		0.4		3.0		2.2
ガス事業	経常利益	(56)	3,124	(59)	3,977	(52)	3,929	(50)	4,276	(47)	3,731	(31)	2,786	(24)	3,288
	経常損失	(13)	5,893	(10)	5,535	(12)	4,458	(11)	4,896	(11)	3,595	(16)	5,715	(13)	5,068
	累積欠損金		13,618		19,502		22,225		27,561		29,534		34,526		38,921
	赤字事業数の割合		18.8		14.5		18.8		18.0		19.0		34.0		35.1
	累積欠損金比率		15.1		20.7		24.1		30.0		32.7		39.6		45.3
病院事業	経常利益	(332)	29,965	(397)	39,609	(389)	40,585	(278)	25,855	(295)	35,478	(246)	25,804	(211)	21,881
	経常損失	(419)	131,595	(359)	110,382	(365)	103,708	(483)	147,893	(457)	128,685	(482)	157,528	(463)	164,926
	累積欠損金		1,243,513		1,320,093		1,388,212		1,512,317		1,619,023		1,682,577		1,781,961
	赤字事業数の割合		55.8		47.5		48.4		63.5		60.8		66.2		68.7
	累積欠損金比率		34.7		36.1		37.5		41.5		44.2		46.4		48.9
下水道事業	経常利益	(64)	27,168	(70)	30,284	(83)	33,653	(90)	36,275	(106)	41,627	(112)	53,205	(112)	55,294
	経常損失	(50)	19,623	(51)	16,941	(58)	13,039	(70)	11,809	(72)	11,221	(83)	12,288	(93)	12,591
	累積欠損金		188,858		201,165		205,994		210,087		207,115		199,251		206,323
	赤字事業数の割合		43.9		42.1		41.1		43.8		40.4		42.6		45.4
	累積欠損金比率		16.9		17.8		17.9		18.1		17.8		16.8		17.0
その他事業	経常利益	(145)	26,950	(149)	20,550	(157)	77,349	(172)	46,063	(167)	70,363	(154)	141,824	(145)	178,419
	経常損失	(153)	42,894	(146)	33,121	(142)	18,384	(121)	21,070	(120)	23,567	(121)	81,750	(108)	56,894
	累積欠損金		595,830		626,579		116,062		151,472		162,512		240,856		214,130
	赤字事業数の割合		51.3		49.5		47.5		41.3		41.8		44.0		42.7
	累積欠損金比率		214.8		273.6		24.8		49.2		29.7		25.4		23.1
合計	経常利益	(2,304)	288,925	(2,394)	309,242	(2,352)	344,680	(2,326)	323,961	(2,337)	399,727	(2,143)	514,611	(1,869)	563,929
	経常損失	(1,176)	423,628	(1,098)	389,657	(1,156)	365,367	(1,195)	376,550	(1,158)	293,750	(1,099)	360,618	(975)	309,835
	累積欠損金		4,509,418		4,874,510		4,433,163		4,742,014		4,498,106		4,697,072		4,664,483
	赤字事業数の割合		33.8		31.4		33.0		33.9		33.1		33.9		34.3
	累積欠損金比率		50.3		53.9		47.2		51.7		47.9		48.0		47.6

（注）　1　（ ）書きは、事業数を示す。ただし、建設中の事業は含まない。
　　2　赤字事業数とは、経常損失を生じた事業数のことである。

第120表　法非適用企業決算の状況

（単位　百万円・％）

区分		簡易水道事業	交通事業	電気事業	下水道事業	港湾整備事業	市場事業	と畜場事業	観光施設事業	宅地造成事業	有料道路事業	駐車場整備事業	介護サービス事業	合計
収益的収支	総収益 A	106,598	8,422	18,818	1,484,235	67,541	56,908	19,015	53,348	162,444	957	38,820	160,351	2,177,456
	（営業収益）	76,907	4,033	18,370	1,051,442	48,455	37,224	7,669	38,455	140,999	945	30,447	142,215	1,597,161
	うち総収益のうち 料金収入	74,474	3,935	17,957	674,245	46,571	31,613	7,273	33,748	130,362	926	30,309	140,482	1,191,895
	うち総収益のうち 他会計繰入金	24,745	1,892	280	389,207	13,740	12,076	10,388	10,524	10,127	11	8,204	15,295	496,489
	総費用 B	84,629	8,219	6,301	1,312,110	41,955	50,216	18,210	49,509	26,622	544	25,464	153,510	1,777,289
	うち 職員給与費	15,714	3,919	799	89,151	2,788	12,059	4,489	8,153	2,245	18	534	68,298	208,165
	うち 支払利息	27,587	173	490	617,917	19,447	7,259	1,678	1,554	11,283	161	6,229	3,829	697,607
	収支差引（A－B） C	21,969	203	12,517	172,124	25,586	6,692	805	3,839	135,822	413	13,356	6,841	400,167
資本的収支	資本的収入 D	129,336	875	3,683	2,529,821	83,327	31,928	6,682	13,982	275,166	14	20,501	20,051	3,115,364
	うち 地方債	55,797	184	2,708	971,631	42,324	8,640	1,272	3,429	176,653	－	3,573	7,596	1,273,807
	うち 他会計繰入金	34,050	622	139	677,297	21,137	13,967	4,287	8,981	64,149	－	12,457	8,377	845,463
	うち 国庫補助金	26,345	50	716	668,500	－	3,538	198	176	7,606	－	1,246	963	709,339
	うち 都道府県補助金	2,271	14	－	22,258	－	1,851	80	82	1,072	－	612	816	29,055
	資本的支出 E	147,857	1,333	15,731	2,716,996	107,595	36,032	7,345	21,681	387,130	1,463	34,160	23,130	3,500,453
	うち 建設改良費	104,966	276	3,958	1,758,496	38,876	18,291	1,942	7,706	198,970	26	7,336	12,189	2,153,031
	うち 地方債償還金	40,734	1,037	2,142	942,157	66,980	16,938	4,623	8,681	167,621	1,141	22,446	9,561	1,284,061
	うち 他会計繰出金	394	－	9,600	5,120	888	262	26	753	12,602	296	3,015	1,039	33,995
	収支差引（D－E） F	△ 18,521	△ 458	△ 12,048	△187,175	△ 24,268	△ 4,105	△ 663	△ 7,698	△111,964	△ 1,450	△ 13,660	△ 3,079	△385,089
収支再差引（C＋F） G		3,448	△ 255	470	△ 15,051	1,318	2,587	142	△ 3,860	23,857	△ 1,037	△ 303	3,762	15,078
形式収支 H		9,682	△ 626	1,972	75,951	4,389	△ 2,184	△ 244	△ 7,144	11,667	7	△ 3,510	10,387	100,346
翌年度に繰り越すべき財源 I		1,297	3	57	34,549	1,545	579	5	540	17,585	－	578	507	57,245
実質収支（H－I）		**8,385**	**△ 629**	**1,915**	**41,402**	**2,844**	**△ 2,763**	**△ 250**	**△ 7,684**	**△ 5,918**	**7**	**△ 4,087**	**9,880**	**43,101**
黒字		9,097	203	1,915	84,124	5,516	1,935	741	3,600	42,051	7	2,229	10,140	161,556
赤字		712	831	－	42,722	2,672	4,698	990	11,284	47,969	－	6,316	260	118,455
赤字事業数割合		2.2	22.0	－	2.9	11.1	7.3	7.7	8.8	11.4	－	8.7	2.8	4.3
赤字比率		0.9	20.6	－	4.1	5.6	12.6	12.9	29.3	34.0	－	20.7	0.2	7.5

（注）　1　営業収益は、受託工事収益を除いた額である。
　　2　赤字事業数割合とは、建設中の事業を除いた総事業数に対する実質赤字を生じた事業数の割合である。
　　3　赤字比率とは、営業収益に対する実質赤字額の割合である。

第121表　国民健康保険事業決算の状況

その１　収支の状況

（１）　事業勘定

（単位　百万円）

区分	平成17年度 団体数	実質収支(A)	財政措置額 財政援助額(B)	繰入金(C)	繰出金(D)	再差引収支(A)−(B)−(C)+(D)	平成16年度 団体数	実質収支(E)	財政措置額 財政援助額(F)	繰入金(G)	繰出金(H)	再差引収支(E)−(F)−(G)+(H)	比較 団体数	実質収支	再差引収支
全市町村	**1,844**	**131,690**	**121,223**	**351,355**	**13,451**	**△327,436**	**2,540**	**150,504**	**54,218**	**350,628**	**12,553**	**△241,788**	**△696**	**△ 18,814**	**△ 85,648**
黒字の団体	1,084	194,175	31,857	38,164	2,600	126,754	1,683	223,950	20,234	44,098	2,995	162,614	△599	△ 29,775	△ 35,860
赤字の団体	760	△ 62,485	89,366	313,191	10,851	△454,190	857	△ 73,446	33,985	306,530	9,558	△404,402	△ 97	10,961	△ 49,788
大都市	14	△ 42,773	22,349	133,168	9,531	△188,758	13	△ 44,879	7,545	131,582	8,393	△175,612	1	2,106	△ 13,146
黒字の団体	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
赤字の団体	14	△ 42,773	22,349	133,168	9,531	△188,758	13	△ 44,879	7,545	131,582	8,393	△175,612	1	2,106	△ 13,146
中核市	37	△ 4,775	14,633	34,717	39	△ 54,086	35	△ 48	5,883	31,290	99	△ 37,121	2	△ 4,727	△ 16,965
黒字の団体	10	14,788	4,252	5,618	3	4,922	12	17,383	2,260	7,069	3	8,058	△ 2	△ 2,595	△ 3,136
赤字の団体	27	△ 19,563	10,382	29,100	36	△ 59,008	23	△ 17,431	3,623	24,221	96	△ 45,179	4	△ 2,132	△ 13,829
特例市	39	1,195	11,723	27,925	30	△ 38,423	40	2,693	4,559	29,374	15	△ 31,225	△ 1	△ 1,498	△ 7,198
黒字の団体	5	2,833	176	1,290	−	1,367	6	3,970	486	2,000	9	1,493	△ 1	△ 1,137	△ 126
赤字の団体	34	△ 1,637	11,547	26,636	30	△ 39,790	34	△ 1,278	4,072	27,373	6	△ 32,718	−	△ 359	△ 7,072
都市	686	101,368	52,105	131,370	2,686	△ 79,421	643	85,282	23,267	123,197	1,983	△ 59,200	43	16,086	△ 20,221
黒字の団体	365	101,401	15,592	21,733	1,715	65,791	354	94,788	8,296	19,052	1,094	68,533	11	6,613	△ 2,742
赤字の団体	321	△ 33	36,514	109,637	971	△145,212	289	△ 9,506	14,971	104,144	889	△127,733	32	9,473	△ 17,479
町村	1,042	53,975	15,740	23,920	1,164	15,479	1,782	92,934	8,843	34,930	2,063	51,224	△740	△ 38,959	△ 35,745
黒字の団体	681	52,817	7,592	9,370	882	36,737	1,288	93,270	5,780	15,829	1,889	73,550	△607	△ 40,453	△ 36,813
赤字の団体	361	1,158	8,149	14,550	282	△ 21,258	494	△ 336	3,063	19,102	174	△ 22,326	△133	1,494	1,068
一部事務組合等	3	911	381	254	−	276	4	908	69	255	−	584	△ 1	3	△ 308
黒字の団体	2	714	233	153	−	328	3	784	43	148	−	593	△ 1	△ 70	△ 265
赤字の団体	1	197	147	101	−	△ 52	1	124	26	108	−	△ 9	−	73	△ 43
特別区	23	21,789	4,292	−	−	17,497	23	13,614	4,053	−	−	9,561	−	8,175	7,936
黒字の団体	21	21,622	4,013	−	−	17,609	20	13,755	3,368	−	−	10,387	1	7,867	7,222
赤字の団体	2	167	279	−	−	△ 112	3	△ 140	685	−	−	△ 826	△ 1	307	714

（注）　「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引収支による。

（２）　直診勘定

（単位　百万円）

区分	平成17年度 団体数	実質収支(A)	財政措置額(B)	再差引収支(A)−(B)	平成16年度 団体数	実質収支(C)	財政措置額(D)	再差引収支(C)−(D)	比較 団体数	実質収支	再差引収支
全市町村	**406**	**1,404**	**11,580**	**△ 10,176**	**472**	**1,738**	**12,168**	**△ 10,430**	**△ 66**	**△ 288**	**300**
黒字の団体	380	4,497	10,716	△ 6,219	430	5,128	10,637	△ 5,509	△ 50	△ 585	△ 664
赤字の団体	26	△ 3,093	864	△ 3,957	42	△ 3,390	1,531	△ 4,921	△ 16	297	964
大都市	1	0	39	△ 39	−	−	−	−	1	−	△ 39
黒字の団体	1	0	39	△ 39	−	−	−	−	1	−	△ 39
赤字の団体	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
中核市	11	203	101	101	7	193	347	△ 155	4	10	256
黒字の団体	10	205	101	104	7	193	347	△ 155	3	12	259
赤字の団体	1	△ 3	−	△ 3	−	−	−	−	1	△ 3	△ 3
特例市	10	83	214	△ 130	8	71	189	△ 119	2	12	△ 11
黒字の団体	9	97	134	△ 37	8	71	189	△ 119	1	26	82
赤字の団体	1	△ 14	80	△ 94	−	−	−	−	1	△ 14	△ 94
都市	169	1,469	5,650	△ 4,181	114	822	2,936	△ 2,113	55	656	△ 2,059
黒字の団体	161	2,302	5,485	△ 3,183	107	1,434	2,623	△ 1,189	54	877	△ 1,985
赤字の団体	8	△ 833	166	△ 998	7	△ 612	312	△ 924	1	△ 221	△ 74
町村	214	△ 373	5,575	△ 5,948	341	611	8,696	△ 8,085	△ 127	△ 947	2,174
黒字の団体	198	1,671	4,956	△ 3,086	307	3,382	7,477	△ 4,095	△ 109	△ 1,474	1,046
赤字の団体	16	△ 2,244	619	△ 2,863	34	△ 2,771	1,219	△ 3,990	△ 18	527	1,127
一部事務組合等	1	22	−	22	2	42	−	42	△ 1	△ 20	△ 20
黒字の団体	1	22	−	22	1	48	−	48	−	△ 26	△ 26
赤字の団体	−	−	−	−	1	△ 7	−	△ 7	△ 1	7	7

（注）　「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、実質収支による。

第121表　国民健康保険事業決算の状況（つづき）

その２　歳入歳出内訳
（１）　事業勘定
ア　歳　入

（単位　百万円　％）

区分	平成17年度	平成16年度	増減額	決算額構成比		増減率	
				17年度	16年度	17年度	16年度
保険税（料）	3,612,780	3,518,803	93,977	31.7	32.4	2.7	2.7
うち退職被保険者分	732,629	657,445	75,184	6.4	6.0	11.4	12.6
一部負担金	3	7	△ 4	0.0	0.0	△ 57.1	40.0
うち退職被保険者分	1	1	−	0.0	0.0	−	−
国庫支出金	3,487,576	3,729,851	△ 242,275	30.6	34.3	△ 6.5	1.9
療養給付費等負担金	2,670,538	2,904,448	△ 233,910	23.4	26.7	△ 8.1	2.3
財政調整交付金等	817,038	825,403	△ 8,365	7.2	7.6	△ 1.0	0.7
療養給付費交付金	2,106,632	1,830,929	275,703	18.5	16.8	15.1	13.7
都道府県支出金	425,275	65,762	359,513	3.7	0.6	546.7	0.5
財源補てん的なもの	121,223	54,218	67,005	1.1	0.5	123.6	△ 0.0
その他のもの	304,052	11,544	292,508	2.6	0.1	2,533.9	3.2
共同事業交付金	217,454	203,738	13,716	1.9	1.9	6.7	5.4
他会計繰入金	1,176,262	1,158,080	18,182	10.3	10.7	1.6	1.0
財源補てん的なもの	351,355	350,628	727	3.1	3.2	0.2	△ 2.9
保険基盤安定制度に係るもの	443,604	423,623	19,981	3.9	3.9	4.7	5.2
高医療費基準超過額に係るもの	1,464	2,190	△ 726	0.0	0.0	△ 33.2	13.4
その他のもの	379,839	381,639	△ 1,800	3.3	3.6	△ 0.5	0.3
基金繰入金	82,821	84,973	△ 2,152	0.7	0.8	△ 2.5	△ 11.5
繰越金	257,061	244,459	12,602	2.3	2.2	5.2	△ 12.2
その他の収入	35,149	33,479	1,670	0.3	0.3	5.0	15.3
歳入合計	**11,401,013**	**10,870,081**	**530,932**	**100.0**	**100.0**	**4.9**	**3.5**

第121表　国民健康保険事業決算の状況（つづき）

その２　歳入歳出内訳（つづき）
（１）　事業勘定（つづき）
イ　歳　出

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度	平成16年度	増減額	決算額構成比		増減率	
				17年度	16年度	17年度	16年度
総務費	223,348	231,322	△ 7,974	2.0	2.2	△ 3.4	0.5
一般管理費	144,939	147,336	△ 2,397	1.3	1.4	△ 1.6	1.0
賦課徴収費	55,719	59,148	△ 3,429	0.5	0.6	△ 5.8	△ 1.3
連合会負担金	6,091	6,050	41	0.1	0.1	0.7	1.8
その他の総務費	16,599	18,788	△ 2,189	0.1	0.1	△ 11.7	1.7
保険給付費	7,448,635	6,825,309	623,326	66.1	63.7	9.1	8.1
療養諸費等	7,272,594	6,643,097	629,497	64.6	62.0	9.5	8.4
その他の給付費	151,370	158,376	△ 7,006	1.3	1.5	△ 4.4	△ 3.4
診療報酬審査支払手数料	24,671	23,836	835	0.2	0.2	3.5	5.1
老人保健拠出金	2,408,484	2,589,654	△ 181,170	21.4	24.2	△ 7.0	△ 10.5
老人保健医療費拠出金	2,374,791	2,555,666	△ 180,875	21.1	23.8	△ 7.1	△ 10.5
老人保健事務費拠出金	33,693	33,988	△ 295	0.3	0.3	△ 0.9	△ 6.5
介護給付費納付金	705,769	621,843	83,926	6.3	5.8	13.5	20.5
共同事業拠出金	215,056	201,291	13,765	1.9	1.9	6.8	5.3
共同事業医療費拠出金	214,732	200,831	13,901	1.9	1.9	6.9	5.2
共同事業事務費拠出金	262	151	111	0.0	0.0	73.5	△ 30.7
その他の共同事業拠出金	62	309	△ 247	0.0	0.0	△ 79.9	153.3
保健事業費	38,755	44,325	△ 5,570	0.3	0.4	△ 12.6	1.4
繰出金	20,981	19,829	1,152	0.2	0.2	5.8	6.8
財源補てん的なもの	13,451	12,553	898	0.1	0.1	7.2	7.9
その他のもの	7,530	7,276	254	0.1	0.1	3.5	5.1
基金積立金	28,254	31,125	△ 2,871	0.3	0.3	△ 9.2	23.8
公債費	723	516	207	0.0	0.0	40.1	△ 6.4
元利償還金	420	164	256	0.0	0.0	156.1	△ 11.8
一時借入金利子	302	352	△ 50	0.0	0.0	△ 14.2	△ 3.6
前年度繰上充用金	116,486	117,729	△ 1,243	1.0	1.1	△ 1.1	20.9
その他の支出	60,037	33,219	26,818	0.5	0.2	80.7	12.4
歳出合計	**11,266,528**	**10,716,162**	**550,366**	**100.0**	**100.0**	**5.1**	**3.4**

第121表　国民健康保険事業決算の状況（つづき）

その２　歳入歳出内訳（つづき）

（２）　直診勘定

ア　歳　入

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度	平成16年度	増減額	決算額構成比		増減率	
				17年度	16年度	17年度	16年度
診療収入	53,048	53,359	△ 311	69.9	65.4	△ 0.6	△ 3.5
国庫支出金	1,580	1,836	△ 256	2.1	2.2	△ 13.9	△ 1.0
財政調整交付金	1,466	1,646	△ 180	1.9	2.0	△ 10.9	△ 8.8
その他	114	190	△ 76	0.2	0.2	△ 40.0	287.8
都道府県支出金	388	316	72	0.5	0.4	22.8	△ 47.2
他会計繰入金	11,817	13,617	△ 1,800	15.6	16.7	△ 13.2	1.4
普通会計からのもの	10,776	11,829	△ 1,053	14.2	14.5	△ 8.9	4.3
事業勘定からのもの	930	1,651	△ 721	1.2	2.0	△ 43.7	△ 15.5
その他の会計からのもの	111	137	△ 26	0.2	0.2	△ 19.0	△ 2.1
基金繰入金	810	2,611	△ 1,801	1.1	3.2	△ 69.0	71.0
繰越金	4,860	5,191	△ 331	6.4	6.4	△ 6.4	△ 0.9
地方債	1,177	2,438	△ 1,261	1.6	3.0	△ 51.7	△ 33.2
その他の収入	2,194	2,280	△ 86	2.8	2.7	△ 3.8	24.9
歳入合計	**75,874**	**81,648**	**△ 5,774**	**100.0**	**100.0**	**△ 7.1**	**△ 2.1**

イ　歳　出

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度	平成16年度	増減額	決算額構成比		増減率	
				17年度	16年度	17年度	16年度
総務費	37,980	39,335	△ 1,355	51.3	49.3	△ 3.4	△ 1.9
医業費	25,940	26,396	△ 456	35.1	33.1	△ 1.7	△ 3.5
施設整備費	1,820	4,356	△ 2,536	2.5	5.5	△ 58.2	△ 22.6
繰出金	237	1,449	△ 1,212	0.3	1.8	△ 83.6	207.6
普通会計に対するもの	168	1,118	△ 950	0.2	1.4	△ 85.0	210.6
事業勘定に対するもの	12	141	△ 129	0.0	0.2	△ 91.5	252.5
その他の会計に対するもの	57	190	△ 133	0.1	0.2	△ 70.0	167.6
基金積立金	559	743	△ 184	0.8	0.9	△ 24.8	18.5
公債費	3,722	3,489	233	5.0	4.4	6.7	△ 0.2
元利償還金	3,711	3,473	238	5.0	4.4	6.9	△ 0.2
一時借入金利子	11	17	△ 6	0.0	0.0	△ 35.3	6.3
前年度繰上充用金	3,174	3,618	△ 444	4.3	4.5	△ 12.3	△ 3.2
その他の支出	534	381	154	0.7	0.5	40.4	55.5
歳出合計	**73,967**	**79,767**	**△ 5,800**	**100.0**	**100.0**	**7.3**	**△ 2.3**

第122表　老人保健医療事業決算の状況

その１　収支の状況

（単位　百万円）

区分	平成17年度						平成16年度		比較	
	団体数 (A)	歳入合計 (B)	歳出合計 (C)	歳入歳出差引 (B)－(C) (D)	繰越等 (E)	実質収支 (D)－(E) (F)	団体数 (G)	実質収支 (H)	団体数 (A)－(G)	実質収支 (F)－(H)
市町村	**1,837**	**10,851,699**	**10,844,698**	**7,001**	**1,604**	**5,397**	**2,537**	**23,295**	**△ 700**	**△ 17,898**
黒字の団体	1,352	6,413,920	6,368,548	45,372	572	44,800	1,983	52,483	△ 631	△ 7,683
赤字の団体	485	4,437,779	4,476,150	△ 38,371	1,032	△ 39,403	554	△ 29,188	△ 69	△ 10,215

その２　歳入歳出内訳

（１）　歳　入

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度		平成16年度		増減額	増減率
支払基金交付金	6,334,043	58.4	6,681,792	62.1	△ 347,749	△ 5.2
医療費交付金	6,292,664	58.0	6,640,862	61.7	△ 348,198	△ 5.2
審査支払手数料交付金	41,379	0.4	40,930	0.4	449	1.1
国庫支出金	2,906,294	26.8	2,604,020	24.2	302,274	11.6
都道府県支出金	736,474	6.8	660,977	6.1	75,497	11.4
他会計繰入金	801,811	7.4	729,110	6.8	72,701	10.0
医療費に係るもの	762,855	7.0	688,915	6.4	73,940	10.7
その他のもの	38,956	0.4	40,195	0.4	△ 1,239	△ 3.1
繰越金	50,413	0.5	61,680	0.6	△ 11,267	△ 18.3
その他の収入	22,664	0.1	18,821	0.2	3,843	20.4
歳入合計	**10,851,699**	**100.0**	**10,756,400**	**100.0**	**95,299**	**0.9**

（２）　歳　出

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度		平成16年度		増減額	増減率
総務費	31,844	0.3	31,803	0.3	41	0.1
人件費	20,629	0.2	20,440	0.2	189	0.9
その他	11,215	0.1	11,363	0.1	△ 148	△ 1.3
医療諸費	10,726,623	98.9	10,620,602	99.0	106,021	1.0
医療給付費等	10,452,196	96.4	10,339,882	96.3	112,314	1.1
医療費	215,659	2.0	221,506	2.1	△ 5,847	△ 2.6
老人保健施設療養費	394	0.0	1,785	0.0	△ 1,391	△ 77.9
老人訪問看護療養費	16,924	0.2	15,203	0.1	1,721	11.3
審査支払手数料	41,451	0.4	42,226	0.4	△ 775	△ 1.8
繰出金	35,182	0.3	33,417	0.3	1,765	5.3
前年度繰上充用金	28,452	0.3	17,959	0.2	10,493	58.4
その他の支出	22,597	0.2	28,438	0.2	△ 5,841	△ 20.5
歳出合計	**10,844,698**	**100.0**	**10,732,219**	**100.0**	**112,479**	**1.0**

（注）　特定療養費は、「医療給付費等」に含まれている。

第123表　介護保険事業決算の状況

その１　収支の状況

（１）　保険事業勘定

（単位　百万円）

区分	平成17年度						平成16年度						比較		
	団体数	実質収支(A)	財政措置額			再差引収支(A)-(B)-(C)+(D)	団体数	実質収支(E)	財政措置額			再差引収支(E)-(F)-(G)+(H)	団体数	実質収支	再差引収支
			財政援助額(B)	繰入金(C)	繰出金(D)				財政援助額(F)	繰入金(G)	繰出金(H)				
全市町村	1,684	124,901	6,559	7,269	1,743	112,816	2,252	104,256	4,198	7,053	1,531	94,536	△568	20,645	18,280
黒字の団体	1,593	123,731	3,430	2,866	1,669	119,105	2,129	102,441	322	2,308	1,488	101,299	△536	21,290	17,806
赤字の団体	91	1,170	3,130	4,403	74	△ 6,289	123	1,815	3,876	4,745	43	△ 6,763	△ 32	△ 645	474

（注）　「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引収支による。

（２）　介護サービス事業勘定

（単位　百万円）

区分	平成17年度				平成16年度				比較		
	団体数	実質収支(A)	財政措置額(B)	再差引収支(A)－(B)	団体数	実質収支(C)	財政措置額(D)	再差引収支(C)－(D)	団体数	実質収支	再差引収支
全市町村	354	514	21,793	△ 21,280	452	637	24,007	△ 23,369	△ 98	△ 123	2,089
黒字の団体	342	638	21,712	△ 21,074	428	776	23,869	△ 23,093	△ 86	△ 138	2,019
赤字の団体	12	△ 124	82	△ 205	24	△ 138	138	△ 276	△ 12	14	71

（注）　「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、実質収支による。

その２　歳入歳出内訳

（１）　保険事業勘定

ア　歳　入

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度	平成16年度	増減額	決算額構成比		増減率	
				17年度	16年度	17年度	16年度
保険料	983,114	956,126	26,988	15.7	16.1	2.8	1.8
国庫支出金	1,494,227	1,423,964	70,263	23.9	23.9	4.9	5.7
介護給付費負担金	1,196,096	1,138,139	57,957	19.1	19.1	5.1	8.5
調整交付金	295,753	283,347	12,406	4.7	4.8	4.4	8.3
その他の補助金	2,378	2,478	△ 100	0.1	0.0	△ 4.0	△ 57.0
支払基金交付金	1,877,988	1,796,481	81,507	30.0	30.2	4.5	9.1
都道府県支出金	741,449	704,967	36,482	11.8	11.8	5.2	9.3
財源補てん的なもの	6,559	4,198	2,361	0.1	0.1	56.2	△ 25.4
うち財政安定化基金支出金	4,158	－	4,158	0.1	－	皆増	皆減
その他のもの	734,890	700,769	34,121	11.7	11.7	4.9	9.6
相互財政安定化事業交付金	315	423	△ 108	0.0	0.0	△ 25.5	136.3
他会計繰入金	962,902	920,787	42,115	15.4	15.5	4.6	10.0
財源補てん的なもの	7,269	7,053	216	0.1	0.1	3.1	△ 5.8
一般会計からのもの12.5%	729,120	696,161	32,959	11.7	11.7	4.7	9.2
その他のもの	226,513	217,573	8,940	3.6	3.7	4.1	13.6
基金繰入金	69,211	53,827	15,384	1.1	0.9	28.6	96.8
繰越金	95,469	72,687	22,782	1.5	1.2	31.3	13.9
地方債	19,899	14,933	4,966	0.3	0.3	33.3	191.3
うち財政安定化基金貸付金	19,899	14,890	5,009	0.3	0.3	33.6	244.6
その他の収入	13,354	9,663	3,691	0.3	0.1	38.2	11.4
歳入合計	6,257,928	5,953,858	304,070	100.0	100.0	5.1	7.9

第123表　介護保険事業決算の状況（つづき）

その２　歳入歳出内訳（つづき）

（１）　保険事業勘定（つづき）

イ　歳　　出

（単位　百万円　％）

区　　分	平成17年度	平成16年度	増　減　額	決算額構成比		増　減　率	
				17年度	16年度	17年度	16年度
総　　務　　費	226,500	214,715	11,785	3.7	3.7	5.5	△ 2.9
保　険　給　付　費	5,813,358	5,558,252	255,106	94.8	95.1	4.6	8.8
介　護　諸　費　等	5,786,398	5,534,769	251,629	94.4	94.7	4.5	8.8
その他の給付費	18,304	15,187	3,117	0.3	0.3	20.5	6.1
審査支払手数料	8,656	8,296	360	0.1	0.1	4.3	△ 6.0
財政安定化基金拠出金	5,174	5,153	21	0.1	0.1	0.4	△ 4.6
相互財政安定化事業負担金	160	253	△ 93	0.0	0.0	△ 36.8	37.5
保　健　福　祉　事　業　費	292	382	△ 90	0.0	0.0	△ 23.6	9.1
繰　　出　　金	11,474	10,005	1,469	0.2	0.2	14.7	△ 20.1
財源補てん的なもの	1,743	1,531	212	0.0	0.0	13.8	△ 40.4
その他のもの	9,731	8,474	1,257	0.2	0.2	14.8	△ 14.9
基　金　積　立　金	24,362	31,635	△ 7,273	0.4	0.5	△ 23.0	△ 41.0
公　　債　　費	8,297	7,905	392	0.1	0.1	5.0	△ 25.6
元　利　償　還　金	8,285	7,889	396	0.1	0.1	5.0	△ 25.6
一時借入金利子	13	16	△ 3	0.0	0.0	△ 18.8	△ 15.8
前年度繰上充用金	93	493	△ 400	0.0	0.0	△ 81.1	△ 91.5
その他の支出	40,173	18,716	21,457	0.7	0.3	114.6	△ 2.3
歳　出　合　計	**6,129,883**	**5,847,509**	**282,374**	**100.0**	**100.0**	**4.8**	**7.5**

第123表　介護保険事業決算の状況（つづき）

その２　歳入歳出内訳（つづき）

（２）　介護サービス事業勘定

ア　歳　入

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度	平成16年度	増減額	決算額構成比		増減率	
				17年度	16年度	17年度	16年度
サービス収入	7,586	9,747	△ 2,161	23.9	24.2	△ 22.2	△ 15.9
分担金及び負担金	206	244	△ 38	0.6	0.6	△ 15.6	60.5
使用料及び手数料	102	111	△ 9	0.3	0.3	△ 8.1	△ 32.3
国庫支出金	26	728	△ 702	0.1	1.8	△ 96.4	△ 32.7
都道府県支出金	251	524	△ 273	0.8	1.3	△ 52.1	20.2
財産収入	0	0	－	0.0	0.0	－	－
寄附金	2	1	1	0.0	0.0	100.0	△ 50.0
他会計繰入金	21,981	24,409	△ 2,428	69.2	60.6	△ 9.9	△ 1.8
普通会計からのもの	21,762	24,319	△ 2,557	68.5	60.3	△ 10.5	△ 1.7
保険事業勘定からのもの	157	54	103	0.5	0.1	190.7	△ 37.9
その他の会計からのもの	62	36	26	0.2	0.1	72.2	△ 5.3
基金繰入金	44	106	△ 62	0.1	0.3	△ 58.5	307.7
繰越金	574	783	△ 209	1.8	1.9	△ 26.7	3.7
地方債	547	2,984	△ 2,437	1.7	7.4	△ 81.7	△ 4.3
その他の収入	456	667	△ 211	1.5	1.6	△ 31.6	127.6
歳入合計	**31,775**	**40,304**	**△ 8,529**	**100.0**	**100.0**	**△ 21.2**	**△ 5.1**

イ　歳　出

（単位　百万円・％）

区分	平成17年度	平成16年度	増減額	決算額構成比		増減率	
				17年度	16年度	17年度	16年度
総務費	5,043	6,770	△ 1,727	16.1	17.1	△ 25.5	10.7
サービス事業費	8,857	10,663	△ 1,806	28.4	26.9	△ 16.9	△ 15.5
施設整備費	1,194	5,762	△ 4,568	3.8	14.6	△ 79.3	△ 24.7
基金積立金	132	303	△ 171	0.4	0.8	△ 56.4	161.2
公債費	15,624	15,591	33	50.0	39.4	0.2	8.0
元利償還金	15,624	15,590	34	50.0	39.4	0.2	8.0
一時借入金利子	0	1	△ 1	0.0	0.0	△ 100.0	－
他会計繰出金	188	402	△ 214	0.6	1.0	△ 53.2	△ 41.6
普通会計に対するもの	147	330	△ 183	0.5	0.8	△ 55.5	△ 43.8
保険事業勘定に対するもの	14	43	△ 29	0.0	0.1	△ 67.4	4.9
その他の会計に対するもの	27	29	△ 2	0.1	0.1	△ 6.9	△ 51.7
前年度繰上充用金	57	－	57	0.2	－	皆増	皆減
その他の支出	143	98	45	0.5	0.2	45.9	△ 77.6
歳出合計	**31,238**	**39,589**	**△ 8,351**	**100.0**	**100.0**	**△ 21.1**	**△ 5.9**

第124表 収 益 事 業 決 算 の 状 況

その１ 収支の状況（団体別）

（単位 百万円）

区分	平成17年度 団体数 (A)	歳入合計 (B)	歳出合計 (C)	歳入歳出差引 (B)−(C) (D)	翌年度に繰り越すべき財源 (E)	繰入金 (F)	繰出金 (G)	未収金 (H)	未払金 (I)	再差引 (D)-(E)-(F)+(G)+(H)-(I) (J)	平成16年度 団体数 (K)	平成16年度 再差引 (L)	比較 団体数 (A)-(K)	比較 再差引 (J)−(L)
都道府県	47	560,908	551,925	8,983	8	4,504	365,835	0	−	370,306	47	363,436	−	6,870
黒字の団体	47	560,908	551,925	8,983	8	4,504	365,835	0	−	370,306	47	363,436	−	6,870
赤字の団体	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
市町村	122	2,795,640	2,815,384	△19,743	1,277	11,467	104,110	3,708	8,484	66,846	122	43,279	−	23,567
黒字の団体	82	1,851,629	1,822,265	29,364	630	4,055	103,432	169	533	127,748	72	124,956	10	2,792
赤字の団体	40	944,011	993,119	△49,107	647	7,413	678	3,539	7,952	△ 60,902	50	△ 81,677	△ 10	20,775
合計	**169**	**3,356,548**	**3,367,309**	**△10,761**	**1,284**	**15,971**	**469,945**	**3,708**	**8,484**	**437,152**	**169**	**406,715**	−	**30,437**
黒字の団体	129	2,412,537	2,374,190	38,347	637	8,559	469,267	169	533	498,054	119	488,392	10	9,662
赤字の団体	40	944,011	993,119	△49,107	647	7,413	678	3,539	7,952	△ 60,902	50	△ 81,677	△ 10	20,775

その２ 収支の状況（事業別）

（単位 百万円・%）

区分	競馬事業	自転車競走事業	小型自動車競走事業	モーターボート競走事業	宝くじ事業	合計
歳入合計 (A)	**411,832**	**952,238**	**121,737**	**1,410,772**	**459,968**	**3,356,548**
歳出合計 (B)	**445,878**	**947,064**	**124,635**	**1,391,595**	**458,137**	**3,367,309**
歳入歳出差引 (A)−(B) (C)	△ 34,046	5,174	△ 2,898	19,176	1,832	△ 10,761
翌年度に繰り越すべき財源 (D)	28	687	−	569	−	1,284
繰入金 (E)	4,428	7,259	200	4,084	−	15,971
繰出金 (F)	91	5,316	222	8,465	455,852	469,945
未収金 (G)	1,245	31	−	2,431	−	3,708
未払金 (H)	3,253	25	−	5,206	−	8,484
再差引 (C)−(D)−(E)+(F)+(G)−(H) (I)	**△ 40,419**	**2,550**	**△ 2,876**	**20,213**	**457,683**	**437,152**
車馬券等売上額 (J)	370,293	877,601	113,554	1,016,998	14,830,512	17,208,958
収益率 (I)/(J)×100	△ 10.9	0.3	△ 2.5	2.0	3.1	2.5
前年度収益率	△ 14.0	△ 0.0	△ 3.4	1.5	42.9	11.6
施行団体数	56	83	8	140	61	348
都道府県	12	8	2	1	47	70
市町村	44	75	6	139	14	278

（注） 1 施行団体数は、平成17年４月１日現在の団体数である。
2 施行団体数は、１団体が２以上の事業を実施している場合はそれぞれの事業ごとに１団体としている。
3 宝くじ事業の車馬券等売上額は、消化額を計上している。

第124表 収 益 事 業 決 算 の 状 況（つづき）

その３　収益金繰入金の使途状況

（単位　百万円）

区分	収益金繰入額	左の内訳								
		民生費	衛生費	土木費	農林水産業費	商工費	教育費	災害復旧費	その他	公営事業会計へ繰出し
競馬事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
都道府県	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
市町村	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
自転車競走事業	4,496	331	493	1,805	98	58	1,215	100	326	70
都道府県	515	34	70	112	－	－	50	100	149	－
市町村	3,981	297	423	1,693	98	58	1,165	0	177	70
小型自動車競走事業	222	79	－	22	－	－	100	－	21	－
都道府県	22	－	－	22	－	－	－	－	－	－
市町村	200	79	－	－	－	－	100	－	21	－
モーターボート競走事業	7,677	671	785	1,969	284	12	2,416	2	1,072	466
都道府県	20	－	－	－	－	－	20	－	－	－
市町村	7,657	671	785	1,969	284	12	2,396	2	1,072	466
宝くじ事業	455,837	46,847	18,750	165,658	9,598	10,818	68,688	250	135,146	82
都道府県	364,567	34,836	7,909	145,920	8,606	9,116	30,405	250	127,525	－
市町村	91,270	12,011	10,840	19,738	992	1,703	38,283	－	7,621	82
合計	(100.0) **468,233**	(10.2) **47,928**	(4.3) **20,028**	(36.2) **169,453**	(2.1) **9,979**	(2.3) **10,889**	(15.5) **72,419**	(0.1) **352**	(29.2) **136,567**	(0.1) **618**
都道府県	365,124	34,871	7,979	146,053	8,606	9,116	30,475	350	127,674	－
市町村	103,108	13,057	12,048	23,400	1,374	1,773	41,944	2	8,892	618

（注）　合計の（　）書きは、構成比（％）である。

第125表　公立大学附属病院事業決算の状況

（単位　百万円・％）

区分		平成17年度			平成16年度合計額	比較	
		都道府県	大都市	合計額		増減額	増減率
収益的収支	総収益（A）	106,618	43,473	150,092	183,100	△ 33,008	△ 18.0
	総費用（B）	103,241	42,292	145,533	180,636	△ 35,103	△ 19.4
資本的収支	資本的収入（C）	10,236	3,242	13,478	24,863	△ 11,385	△ 45.8
	資本的支出（D）	13,968	3,904	17,873	27,399	△ 9,526	△ 34.8
収支差引 (A)－(B)＋(C)－(D)（E）		△ 355	519	164	△ 73	237	324.7
積立金（F）		109	520	629	169	460	272.2
繰越金（G）		2,013	1	2,014	2,479	△ 465	△ 18.8
前年度繰上充用金（H）		－	－	－	194	△ 194	皆減
形式収支 (E)－(F)＋(G)－(H)（I）		1,549	－	1,549	2,042	△ 493	△ 24.1
翌年度に繰り越すべき財源（J）		158	－	158	65	93	143.1
実質収支 (I)－(J)		**1,391**	－	**1,391**	**1,977**	△ **586**	△ **29.6**

第126表　農業共済事業決算の状況

（単位　百万円）

区分	平成17年度											平成16年度		比較	
	団体数 (A)	歳入合計 (B)	歳出合計 (C)	歳入歳出差引 (B)−(C) (D)	支払準備金積立額 (E)	責任準備金積立額 (F)	繰入金 (G)	繰出金 (H)	未収金 (I)	未払金 (J)	再差引 (D)−(E)−(F)−(G)+(H)+(I)−(J) (K)	団体数 (L)	再差引 (M)	団体数 (A)−(L)	再差引 (K)−(M)
市町村	**78**	**21,412**	**19,850**	**1,562**	**152**	**662**	**555**	**250**	**671**	**1,413**	**△ 298**	**80**	**△ 122**	**△ 2**	**△ 176**
黒字の団体	42	12,376	11,153	1,223	26	376	165	224	295	351	824	38	1,087	4	△ 263
赤字の団体	36	9,036	8,697	339	126	286	389	26	377	1,062	△1,122	42	△1,210	△ 6	88

第127表　交通災害共済事業（直営方式）決算の状況

（単位　百万円）

区分	平成17年度										平成16年度		比較	
	団体数 (A)	歳入合計 (B)	歳出合計 (C)	歳入歳出差引 (B)−(C) (D)	未経過共済掛金 (E)	繰入金 (F)	繰出金 (G)	未収金 (H)	未払金 (I)	再差引 (D)−(E)−(F)+(G)+(H)−(I) (J)	団体数 (K)	再差引 (L)	団体数 (A)−(K)	再差引 (J)−(L)
都道府県	2	689	688	1	431	−	−	−	−	△ 430	2	△ 477	−	47
黒字の団体	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
赤字の団体	2	689	688	1	431	−	−	−	−	△ 430	2	△ 477	−	47
市町村	156	12,145	10,065	2,081	527	202	208	0	0	1,560	174	1,983	△ 18	△ 423
黒字の団体	119	10,523	8,520	2,004	164	41	208	0	0	2,007	130	2,690	△ 11	△ 683
赤字の団体	37	1,622	1,545	77	363	160	−	−	−	△ 446	44	△ 708	△ 7	262
合計	**158**	**12,835**	**10,753**	**2,082**	**958**	**202**	**208**	**0**	**0**	**1,130**	**176**	**1,505**	**△ 18**	**△ 375**
黒字の団体	119	10,523	8,520	2,004	164	41	208	0	0	2,007	130	2,690	△ 11	△ 683
赤字の団体	39	2,311	2,233	79	794	160	−	−	−	△ 876	46	△ 1,185	△ 7	309

第128表 企 業 債 等 の 状 況

（単位 百万円）

区分	平成17年度償還額			平成17年度末現在高
	元金	利子	計	
地方公営企業	3,862,816	1,872,552	5,735,368	60,162,907
法適用企業	2,578,755	1,175,746	3,754,501	35,454,522
水道事業	770,995	420,306	1,191,301	10,892,630
工業用水道事業	72,831	25,793	98,624	633,430
交通事業	310,212	141,191	451,403	4,436,032
電気事業	14,595	8,382	22,977	190,705
ガス事業	12,410	4,880	17,290	176,422
病院事業	246,783	119,025	365,808	4,083,345
下水道事業	852,636	424,977	1,277,613	12,430,659
その他事業	298,293	31,192	329,485	2,611,299
法非適用企業	1,284,061	696,806	1,980,867	24,708,385
簡易水道事業	40,734	27,574	68,308	990,025
交通事業	1,037	169	1,206	7,799
下水道事業	942,157	617,520	1,559,677	20,486,339
その他事業	300,133	51,543	351,676	3,224,222
国民健康保険事業	3,352	785	4,137	33,858
老人医療事業	－	－	－	－
介護保険事業	19,517	4,508	24,024	216,948
公益質屋事業	－	－	－	－
農業共済事業	2	1	3	8
公立大学附属病院事業	11,059	5,368	16,426	212,796
収益事業	7,237	1,789	9,025	98,189
合計	**3,903,983**	**1,885,003**	**5,788,983**	**60,724,706**

第129表　公営企業金融公庫の貸付状況

（単位　百万円）

区分	平成17年度貸付額	内訳				貸付累計額
		都道府県	市	町村	一部事務組合等	
上水道事業	239,094	62,175	137,683	21,495	17,742	8,773,476
簡易水道事業	20,762	－	11,005	9,587	170	96,500
工業用水道事業	14,604	12,162	2,224	45	173	993,813
交通事業 一般交通	5,038	133	4,905	－	－	224,238
交通事業 都市高速鉄道	110,564	3,000	107,564	－	－	2,904,511
電気事業	1,102	897	－	－	205	289,618
ガス事業	1,465	－	1,385	41	40	228,895
港湾整備事業	7,814	4,786	1,003	－	2,025	304,275
病院事業	74,230	22,754	37,572	3,139	10,765	516,493
介護サービス事業	6,557	－	3,755	1,586	1,215	21,353
市場事業	6,724	45	6,679	－	－	402,154
と畜場事業	724	－	628	96	－	12,187
観光施設事業	44	－	44	－	－	108,236
有料道路事業	－	－	－	－	－	85,561
駐車場整備事業	3,527	350	3,177	－	－	273,578
地域開発事業 臨海	－	－	－	－	－	443,290
地域開発事業 内陸	－	－	－	－	－	161,149
地域開発事業 流通	－	－	－	－	－	5,705
地域開発事業 市街地再開発	－	－	－	－	－	39,211
地域開発事業 区画整理	－	－	－	－	－	65,139
地域開発事業 住宅用地	－	－	－	－	－	210
下水道事業	602,547	41,386	457,989	98,073	5,099	13,919,952
産業廃棄物処理事業	4,097	4,033	64	－	－	11,117
公営住宅事業	28,362	10,194	13,998	4,170	－	2,174,931
臨時地方道整備事業	261,174	817	217,069	43,287	－	9,279,532
臨時河川等整備事業	4,955	－	4,547	409	－	826,436
臨時高等学校整備事業	4,355	3,191	1,164	－	－	362,076
小計（A）	1,397,738	165,923	1,012,454	181,927	37,433	42,523,634
貸付累計額（B）	－	10,079,008	25,490,976	5,241,194	1,712,455	42,523,634
受託貸付 公有林整備事業	16,301	8,216	5,109	2,977	－	616,296
受託貸付 草地開発事業	306	－	58	247	－	61,209
受託貸付 小計（C）	16,607	8,216	5,167	3,224	－	677,505
受託貸付 貸付累計額（D）	－	322,298	107,471	242,775	4,960	677,505
合計（A）+（C）（E）	**1,414,345**	**174,139**	**1,017,621**	**185,151**	**37,433**	**43,201,138**
貸付累計額（B）+（D）	－	10,401,306	25,598,448	5,483,969	1,717,415	43,201,138
地方道路公社（F）	4,515	1,600	2,915	－	－	464,595
土地開発公社（G）	－	－	－	－	－	48,190
総合計（E）+（F）+（G）	**1,418,860**	**175,739**	**1,020,536**	**185,151**	**37,433**	**43,713,923**

（注）　貸付累計額は、平成18年３月31日現在のものである。

第130表　予　　算　　の　　状　　況

その1　歳　　入

（単位　百万円・%）

区分	平成18年度 都道府県		平成18年度 市町村		平成18年度 合計		平成17年度合計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
地方税	17,406,892	35.4	17,553,126	34.2	34,960,018	34.8	33,471,880	32.3	1,488,138	4.4	3.3
地方譲与税	2,361,034	4.8	1,357,500	2.6	3,718,534	3.7	1,813,839	1.8	1,904,695	105.0	64.9
地方特例交付金	233,984	0.5	527,258	1.0	761,242	0.8	1,481,173	1.4	△ 719,931	△ 48.6	36.4
地方交付税	8,508,499	17.3	7,117,037	13.9	15,625,536	15.6	16,438,960	15.9	△ 813,424	△ 4.9	0.1
市町村たばこ税都道府県交付金	2,227	0.0	−	−	2,227	0.0	−	−	2,227	皆増	−
利子割交付金	−	−	72,943	0.1	72,943	0.1	85,050	0.1	△ 12,107	△ 14.2	△ 38.7
配当割交付金	−	−	37,467	0.1	37,467	0.0	34,906	0.0	2,561	7.3	36.8
株式等譲渡所得割交付金	−	−	38,067	0.1	38,067	0.0	14,057	0.0	24,010	170.8	4.1
地方消費税交付金	−	−	1,285,988	2.5	1,285,988	1.3	1,252,351	1.2	33,637	2.7	1.0
ゴルフ場利用税交付金	−	−	41,721	0.1	41,721	0.0	42,852	0.0	△ 1,131	△ 2.6	△ 6.8
自動車取得税交付金	−	−	315,249	0.6	315,249	0.3	303,377	0.3	11,872	3.9	4.4
軽油引取税交付金	−	−	117,335	0.2	117,335	0.1	112,366	0.1	4,969	4.4	6.5
小計（一般財源）	28,512,636	58.0	28,463,691	55.5	56,976,327	56.7	55,050,811	53.2	1,925,516	3.5	4.1
国庫支出金	6,174,200	12.5	5,220,167	10.2	11,394,367	11.3	12,940,161	12.5	△ 1,545,794	△ 11.9	△ 4.0
地方債	6,031,278	12.3	4,848,488	9.5	10,879,766	10.8	11,509,338	11.1	△ 629,572	△ 5.5	△ 10.6
その他	8,481,839	17.2	12,739,732	24.8	21,221,571	21.2	23,974,187	23.2	△ 2,752,616	△ 11.5	△ 2.6
合計	**49,199,953**	**100.0**	**51,272,078**	**100.0**	**100,472,031**	**100.0**	**103,474,497**	**100.0**	**△ 3,002,466**	**△ 2.9**	**△ 0.4**

（注）　1　この数値は、各年度の９月補正後予算額の単純合計であり、前年度からの繰越事業に係るものを含む。その２において同じ。
2　「地方税」のうちの地方消費税は、都道府県間の清算を行った後の額である。したがって、地方消費税清算金は、歳入、歳出いずれにも計上されない。
3　「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

その2　歳　　出（性質別）

（単位　百万円　%）

区分	平成18年度 都道府県		平成18年度 市町村		平成18年度 合計		平成17年度合計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	15,090,925	30.7	10,549,925	20.6	25,640,850	25.5	26,732,352	25.8	△ 1,091,502	△ 4.1	△ 2.2
物件費	1,633,397	3.3	6,494,677	12.7	8,128,074	8.1	8,483,661	8.2	△ 355,587	△ 4.2	△ 3.5
維持補修費	405,457	0.8	642,403	1.3	1,047,860	1.0	1,043,869	1.0	3,991	0.4	△ 3.3
扶助費	950,679	1.9	7,203,727	14.1	8,154,406	8.1	7,820,292	7.6	334,114	4.3	3.3
補助費等	9,727,793	19.8	4,529,803	8.8	14,257,596	14.2	13,899,877	13.4	357,719	2.6	3.4
普通建設事業費	9,518,785	19.3	8,011,367	15.6	17,530,152	17.4	18,209,629	17.6	△ 679,477	△ 3.7	△ 6.4
うち 補助事業費	4,606,432	9.4	2,985,156	5.8	7,591,588	7.6	7,956,743	7.7	△ 365,155	△ 4.6	△ 6.0
うち 単独事業費	3,815,818	7.8	4,897,665	9.6	8,713,483	8.7	9,006,151	8.7	△ 292,668	△ 3.2	△ 8.0
災害復旧事業費	541,498	1.1	277,524	0.5	819,022	0.8	1,173,621	1.1	△ 354,599	△ 30.2	95.5
失業対策事業費	3,260	0.0	15,191	0.0	18,451	0.0	19,479	0.0	△ 1,028	△ 5.3	0.9
公債費	6,437,893	13.1	6,436,783	12.6	12,874,676	12.8	14,056,021	13.6	△ 1,181,345	△ 8.4	3.6
その他	4,890,266	10.0	7,110,678	13.8	12,000,944	12.1	12,059,350	11.7	△ 58,406	△ 0.5	0.4
合計	**49,199,953**	**100.0**	**51,272,078**	**100.0**	**100,472,031**	**100.0**	**103,498,150**	**100.0**	**△ 3,026,119**	**△ 2.9**	**△ 0.3**

（注）　平成17年度においては、合併により暫定予算を組んでいる市町村があるため、歳入合計及び歳出合計は一致しない。

第131表　地　方　財　政　計　画

その1　歳　入

（単位　億円・%）

区分	計画額			構成比			増減率		
	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度
地方税	403,728	348,983	333,189	48.6	42.0	39.8	15.7	4.7	3.1
普通税	373,398	318,608	302,490	44.9	38.3	36.1	17.2	5.3	3.4
目的税	30,330	30,375	30,699	3.6	3.7	3.7	△ 0.1	△ 1.1	△ 0.4
地方譲与税	7,091	37,324	18,419	0.9	4.5	2.2	△ 81.0	102.6	60.8
所得譲与税	−	30,094	11,159	−	3.6	1.3	皆減	169.7	162.6
地方道路譲与税	3,072	3,110	3,072	0.4	0.4	0.4	△ 1.2	1.2	1.0
石油ガス譲与税	140	142	147	0.0	0.0	0.0	△ 1.4	△ 3.4	5.0
航空機燃料譲与税	167	158	161	0.0	0.0	0.0	5.7	△ 1.9	△ 1.8
自動車重量譲与税	3,599	3,707	3,767	0.4	0.4	0.4	△ 2.9	△ 1.6	0.6
特別とん譲与税	113	113	113	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9
地方特例交付金	3,120	8,160	15,180	0.4	1.0	1.8	△ 61.8	△ 46.2	37.4
地方交付税	152,027	159,073	168,979	18.3	19.1	20.2	△ 4.4	△ 5.9	0.1
国庫支出金	101,739	102,015	111,967	12.2	12.3	13.4	△ 0.3	△ 8.9	△ 7.6
義務教育職員給与費負担金	16,659	16,764	21,150	2.0	2.0	2.5	△ 0.6	△ 20.7	△ 15.8
その他普通補助負担金等	46,654	45,174	47,371	5.6	5.4	5.7	3.3	△ 4.6	△ 1.9
生活保護費負担金	19,798	20,439	19,207	2.4	2.5	2.3	△ 3.1	6.4	10.0
児童保護費等負担金	5,010	6,149	7,155	0.6	0.7	0.9	△ 18.5	△ 14.1	2.0
障害者自立支援給付費等負担金	5,960	3,143	419	0.7	0.4	0.1	89.6	650.1	皆増
児童扶養手当給付費負担金	…	…	3,249	…	…	0.4	…	…	7.8
児童手当交付金	4,320	3,371	…	0.5	0.4	…	28.2	…	…
その他の補助負担金等	11,566	12,072	17,341	1.4	1.5	2.1	△ 4.2	△ 30.4	…
公共事業費補助負担金	28,543	30,007	33,294	3.4	3.6	4.0	△ 4.9	△ 9.9	△ 12.4
普通建設事業費補助負担金	28,251	29,706	32,957	3.4	3.6	3.9	△ 4.9	△ 9.9	△ 12.3
災害復旧事業費補助負担金	292	301	337	0.0	0.0	0.0	△ 3.0	△ 10.7	△ 18.6
失業対策事業費負担金	−	50	54	0.0	0.0	0.0	皆減	△ 7.4	△ 8.5
国有提供施設等所在市町村助成交付金	259	251	251	0.0	0.0	0.0	3.2	0.0	1.2
施設等所在市町村調整交付金	66	64	64	0.0	0.0	0.0	3.1	0.0	0.0
交通安全対策特別交付金	845	835	792	0.1	0.1	0.1	1.2	5.4	0.3
電源立地地域対策等交付金	1,346	1,245	1,348	0.2	0.1	0.2	8.1	△ 7.6	△ 1.6
特定防衛施設周辺整備調整交付金	186	135	135	0.0	0.0	0.0	37.8	0.0	0.0
特別行動委員会関係特定防衛施設周辺整備調整交付金	21	33	35	0.0	0.0	0.0	△ 36.4	△ 5.7	△ 2.8
石油貯蔵施設立地対策等交付金	61	64	65	0.0	0.0	0.0	△ 4.7	△ 1.5	0.0
地方道路整備臨時交付金	7,099	7,393	7,408	0.9	0.9	0.9	△ 4.0	△ 0.2	4.8
地方債	96,529	108,174	122,619	11.6	13.0	14.6	△ 10.8	△ 11.8	△ 13.3
使用料及び手数料	16,455	16,450	16,438	2.0	2.0	2.0	0.0	0.1	0.1
雑収入	50,572	51,329	50,896	6.1	6.2	6.1	△ 1.5	0.9	△ 3.9
歳入合計	**831,261**	**831,508**	**837,687**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**△ 0.0**	**△ 0.7**	**△ 1.1**

（注）　平成18年度及び平成19年度における一般行政経費（児童手当及びその他の一般行政経費）は、区分の組替えを行った後の額であり、平成17年度の各費目とは一致しない。

第131表　地　方　財　政　計　画（つづき）

その2　歳　出

（単位　億円　%）

区分	計画額			構成比			増減率		
	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度
給与関係経費	225,111	225,769	227,240	27.1	27.2	27.1	△ 0.3	△ 0.6	△ 1.2
給与費（退職手当を除く）	200,847	204,825	209,193	24.2	24.6	25.0	△ 1.9	△ 2.1	…
義務教育教職員	61,224	61,572	62,278	7.4	7.4	7.4	△ 0.6	△ 1.1	…
警察関係職員	23,879	24,139	24,230	2.9	2.9	2.9	△ 1.1	△ 0.4	…
消防職員	12,030	11,843	11,993	1.4	1.4	1.4	1.6	△ 1.3	…
一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等	103,714	107,271	110,692	12.5	12.9	13.2	△ 3.3	△ 3.1	…
退職手当	23,828	20,448	17,491	2.9	2.5	2.1	16.5	16.9	…
恩給費	436	496	556	0.1	0.1	0.1	△ 12.1	△ 10.8	△ 8.6
一般行政経費	261,811	251,857	232,857	31.5	30.3	27.8	4.0	8.2	…
国庫補助負担金等を伴うもの	112,300	107,286	99,428	13.5	12.9	11.9	4.7	7.9	…
生活保護費	26,397	27,252	25,610	3.2	3.3	3.1	△ 3.1	6.4	10.0
児童保護費	10,020	12,299	14,274	1.2	1.5	1.7	△ 18.5	△ 13.8	…
障害者自立支援給付費	11,921	6,287	838	1.4	0.8	0.1	89.6	650.2	－
老人医療給付費	15,426	14,467	13,985	1.9	1.7	1.7	6.6	3.4	9.1
介護給付費	18,140	17,584	14,992	2.2	2.1	1.8	3.2	17.3	10.0
児童手当	9,437	7,891	…	1.1	0.9	…	19.6	…	…
児童扶養手当給付費	…	…	4,332	…	…	0.5	…	…	7.8
その他の一般行政経費	20,959	21,506	25,397	2.5	2.6	3.0	△ 2.5	…	…
国庫補助負担金を伴わないもの	139,510	134,785	125,063	16.8	16.2	14.9	3.5	7.8	…
国民健康保険関係事業費	10,001	9,786	8,366	1.2	1.2	1.0	2.2	17.0	84.0
公債費	131,496	132,979	133,803	15.8	16.0	16.0	△ 1.1	△ 0.6	△ 2.2
維持補修費	9,766	9,768	9,817	1.2	1.2	1.2	△ 0.0	△ 0.5	△ 1.7
投資的経費	152,328	168,889	195,211	18.3	20.3	23.3	△ 9.8	△ 13.5	…
直轄事業負担金	11,371	11,269	11,351	1.4	1.4	1.4	0.9	△ 0.7	△ 1.1
公共事業費	55,073	56,610	58,844	6.6	6.8	7.0	△ 2.7	△ 3.8	…
普通建設事業費	54,675	56,194	58,392	6.6	6.8	7.0	△ 2.7	△ 3.8	…
災害復旧事業費	398	416	452	0.0	0.1	0.1	△ 4.3	△ 8.0	△ 21.5
失業対策事業費	－	99	105	－	0.0	0.0	皆減	△ 5.7	△ 8.7
一般事業費	50,643	61,737	70,292	6.1	7.4	8.4	△ 18.0	△ 12.2	△ 12.2
普通建設事業費	49,912	60,593	69,233	6.0	7.3	8.3	△ 17.6	△ 12.5	△ 12.5
災害復旧事業費	731	1,144	1,059	0.1	0.1	0.1	△ 36.1	8.0	8.2
特別事業費	35,241	39,174	54,619	4.2	4.7	6.5	△ 10.0	△ 28.3	…
過疎対策事業費	8,098	8,289	8,450	1.0	1.0	1.0	△ 2.3	△ 1.9	△ 1.8
地域活性化事業費	1,151	1,930	6,300	0.1	0.2	0.8	△ 40.4	△ 69.4	△ 8.7
合併特例事業費	10,000	10,000	11,700	1.2	1.2	1.4	0.0	△ 14.5	95.0
防災対策事業費	1,387	1,700	2,536	0.2	0.2	0.3	△ 18.4	△ 33.0	…
旧地域総合整備事業費（継続事業分）	366	700	2,400	0.0	0.1	0.3	△ 47.7	△ 70.8	△ 65.7
特別単独事業費	11,528	12,344	14,022	1.4	1.5	1.7	△ 6.6	△ 12.0	△ 10.1
地域再生事業費	1,500	3,000	8,000	0.2	0.4	1.0	△ 50.0	△ 62.5	0.0
施設整備事業費（一般財源化分）	1,211	1,211	1,211	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	皆増
公営企業繰出金	27,249	27,346	28,659	3.3	3.3	3.4	△ 0.4	△ 4.6	△ 6.9
収益勘定繰出金	13,948	14,243	14,585	1.7	1.7	1.7	△ 2.1	△ 2.3	△ 8.7
資本勘定繰出金	13,301	13,103	14,074	1.6	1.6	1.7	1.5	△ 6.9	△ 5.1
地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	23,500	14,900	10,100	2.8	1.8	1.2	57.7	47.5	44.3
歳出合計	**831,261**	**831,508**	**837,687**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	△ **0.0**	△ **0.7**	△ **1.1**

（注）　平成18年度及び平成19年度における一般行政経費（児童手当及びその他の一般行政経費）は、区分の組替えを行った後の額であり、平成17年度の各費目とは一致しない。

第132表　地　方　交　付　税　の　状　況

その１　算定基礎

（単位　百万円）

区分		平成19年度	平成18年度 当初	平成18年度 補正	平成18年度 補正後	平成17年度 当初	平成17年度 補正	平成17年度 補正後
国税	所得税 (a)	16,545,000	12,788,000	1,782,000	14,570,000	13,164,000	1,519,000	14,683,000
	法人税 (b)	16,359,000	13,058,000	2,751,000	15,809,000	11,513,000	960,000	12,473,000
	酒税 (c)	1,495,000	1,572,000	−	1,572,000	1,625,000	−	1,625,000
	消費税 (d)	10,645,000	10,538,000	△ 53,000	10,485,000	10,164,000	304,000	10,468,000
	たばこ税 (e)	926,000	940,000	−	940,000	862,000	−	862,000
地方交付税	((a)＋(c))× 32% (A)	5,772,800	4,595,200	570,240	5,165,440	4,732,480	486,080	5,218,560
	(b) × 34% ※H18は35.8% (B)	5,562,060	4,674,764	984,858	5,659,622	4,121,654	343,680	4,465,334
	(d) × 29.5% (C)	3,140,275	3,108,710	△ 15,635	3,093,075	2,998,380	89,680	3,088,060
	(e) × 25% (D)	231,500	235,000	−	235,000	215,500	−	215,500
	小計(A)＋(B)＋(C)＋(D) (E)	14,706,635	12,613,674	1,539,463	14,153,137	12,068,014	919,440	12,987,454
	当該年度国税決算に伴う精算分 (F)	−	−	−	−	−	−	−
	過年度精算分 (G)	△ 87,000	△ 87,000	603,073	516,073	△ 87,000	432,202	345,202
	地方交付税法附則第４条の２第２項、第３項及び第４項に基づく加算額 (H)	−	238,200	−	238,200	229,500	−	229,500
	地方交付税法附則第４条の２第５項、第６項及び第７項に基づく加算額 (I)	−	−	−	−	−	−	−
	地方交付税法附則第４条の２第９項に基づく加算額 (J)	−	274,700	−	274,700	196,300	−	196,300
	臨時財政対策特例加算額 (K)	−	702,900	−	702,900	2,164,100	−	2,164,100
	計 (E)＋(F)＋(G)＋(H)＋(I)＋(J)＋(K) (L)	14,619,635	13,742,474	2,142,536	15,885,010	14,570,914	1,351,642	15,922,556
	返還金 (M)	268	168	−	168	188	−	188
	特別会計借入金 (N)	−	1,161,000	−	1,161,000	1,591,071	−	1,591,071
	借入金償還額 (O)	△ 586,900	△ 79,875	△ 533,600	△ 613,475	△ 79,875	−	△ 79,875
	借入金等利子充当分 (P)	△ 566,100	△ 677,300	−	△ 677,300	△ 659,100	−	△ 659,100
	剰余金の活用 (Q)	215,000	470,000	−	470,000	440,000	−	440,000
	前年度からの繰越分 (R)	1,520,841	1,290,788	−	1,290,788	1,034,667	−	1,034,667
	翌年度への繰越分	−	−	△ 1,520,841	△ 1,520,841	−	△ 1,290,788	△ 1,290,788
	合計 (L)＋(M)＋(N)＋(O)＋(P)＋(Q)＋(R) (S)	15,202,745	15,907,255	88,095	15,995,350	16,897,865	60,855	16,958,720

その２　普通交付税算定状況（平成18年度）

（単位　百万円・％）

区分	基準財政需要額 財源不足団体	基準財政需要額 財源超過団体	基準財政需要額 計	基準財政収入額 財源不足団体	基準財政収入額 財源超過団体	基準財政収入額 計	財源超過額	財源不足額	普通交付税 交付額	普通交付税 構成比
都道府県	18,327,198	2,621,160	20,948,359	9,829,807	3,249,141	13,078,949	627,981	8,497,391	8,452,556	56.5
市町村	17,705,275	4,039,471	21,744,746	11,161,855	5,210,416	16,372,271	1,170,944	6,543,420	6,500,160	43.5
大都市	3,169,965	2,144,685	5,314,650	2,607,525	2,987,895	5,595,420	843,210	562,441	554,686	3.7
中核市	2,107,918	224,590	2,332,508	1,544,234	236,692	1,780,925	12,102	563,685	558,579	3.7
特例市	1,110,111	378,153	1,488,264	871,300	420,646	1,291,946	42,494	238,811	236,095	1.6
都市	8,247,800	1,103,574	9,351,373	4,883,633	1,312,836	6,196,469	209,262	3,364,167	3,343,992	22.4
町村	3,069,481	188,470	3,257,951	1,255,164	252,347	1,507,511	63,877	1,814,317	1,806,807	12.1
合計	**36,032,473**	**6,660,632**	**42,693,105**	**20,991,662**	**8,459,557**	**29,451,219**	**1,798,925**	**15,040,811**	**14,952,716**	**100.0**

（注）　1　本表の額は、当初算定の数値である。
　　2　市町村分は、一般算定分と合併算定替分とを単純に合算したものである。

第133表　地　　方　　債　　計　　画

（単位　億円）

区　　分	平成19年度 計画額	平成18年度 計画額	区　　分	平成17年度		
				当初計画	改定計画	改定後計画
一般会計債	63,184	70,699	一般会計債	83,108	3,163	86,271
一般公共事業	19,467	19,894	一般公共事業	20,594	896	21,490
公営住宅建設事業	1,680	1,758	公営住宅建設事業	1,832	－	1,832
災害復旧事業	408	426	災害復旧事業	536	855	1,391
教育福祉施設等整備事業	6,439	8,302	義務教育施設整備事業	2,125	954	3,079
一般単独事業	28,062	32,994	社会福祉施設整備事業	436	297	733
辺地及び過疎対策事業	3,312	3,390	一般廃棄物処理事業	2,469	－	2,469
首都圏等整備事業	99	101	一般単独事業	50,457	161	50,618
公共用地先行取得等事業	667	784	辺地及び過疎対策事業	3,456	－	3,456
行政改革推進債	3,000	3,000	首都圏等整備事業	233	－	233
調整	50	50	公共用地先行取得等事業	970	－	970
公営企業債	27,724	30,575	公営企業債	32,170	110	32,280
水道事業	4,374	5,027	水道事業	5,476	－	5,476
工業用水道事業	295	444	工業用水道事業	263	－	263
交通事業	2,990	3,180	都市高速鉄道事業	3,534	－	3,534
電気事業・ガス事業	63	61	一般交通事業	224	－	224
港湾整備事業	550	523	電気事業　ガス事業	77	－	77
病院事業	2,386	2,892	港湾整備事業	418	－	418
介護サービス施設整備事業	20	57	病院事業	3,115	10	3,125
市場事業と畜場事業	289	344	介護サービス施設整備事業	129	3	132
地域開発事業	1,374	1,473	市場事業・と畜場事業	323	－	323
下水道事業	15,275	16,377	地域開発事業	2,444	－	2,444
観光その他事業	108	197	下水道事業	15,961	97	16,058
			有料道路事業・駐車場整備事業	31	－	31
			観光その他事業	175	－	175
			公有林整備事業・草地開発事業	(213)	－	(213)
				(213)	－	(213)
合計	**90,908**	**101,274**	合計	**115,278**	**3,273**	**118,551**
公営企業借換債	2,000	2,000	公営企業借換債	2,000	－	2,000
減税補てん債	－	4,520	特別転貸債	274	－	274
臨時財政対策債	26,300	29,072	減税補てん債	5,583	－	5,583
退職手当債	5,900	2,600	臨時財政対策債	32,231	－	32,231
国の予算等貸付金債	(437)	(501)				
	(437)	(501)		(213)	－	(213)
総計	**125,108**	**139,466**	総計	**155,366**	**3,273**	**158,639**
政府資金	32,800	38,500	政府資金	47,200	－	47,200
（国の予算等貸付金）	(437)	(501)		(213)	－	(213)
民間等資金	92,308	100,966	民間等資金	108,166	3,273	111,439

（注）　1　平成19年度から3年間で、「三　公営企業借換債」と合わせて5兆円規模の公的資金（財政融資資金、郵政公社資金及び公営公庫資金）の繰上償還（補償金なし）等を行うこととし、繰上償還の財源として必要に応じ民間等資金による借換えについて同意（許可）することを見込んでいる。

2　そのほか、地方税の減収が生じる場合の減収補てん債及び資金区分の変更等による借換えについて同意（許可）することを見込んでいる。

3　国の予算等貸付金債の（　）書は、災害援護資金など国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

4　平成17年度における公有林整備事業・草地開発事業の（　）書きは、公営企業金融公庫が農林漁業金融公庫からの委託を受けて融資するものであって外書きである。

第134表　主要経済指標及び地方財政計画等の推移

その１　国内総生産等

（単位　億円・％）

区　　分	平　成 8年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17
国内総生産（名目）	5,084,328	5,133,064	5,033,044	4,995,442	5,041,188	4,936,447	4,898,752	4,937,475	4,982,804	5,033,668
国民所得(要素費用表示)	3,806,211	3,819,989	3,689,215	3,643,409	3,718,039	3,613,335	3,557,610	3,580,792	3,629,009	3,676,303
公　的　支　出	1,189,672	1,182,995	1,191,688	1,203,322	1,203,143	1,198,732	1,177,595	1,158,112	1,140,742	1,149,252
うち地方の公的支出	725,550	718,985	720,787	712,399	680,293	666,760	649,901	624,788	612,607	607,979
総固定資本形成のうち民間分	1,039,432	1,015,252	909,263	895,030	927,768	873,448	830,432	853,334	894,907	934,167
うち企業設備	762,071	787,681	710,753	690,786	724,526	688,294	651,154	673,970	710,773	749,865
鉱工業生産指数 (平12＝100、暦年)	97.8	101.3	94.4	94.6	100.0	93.2	92.0	95.0	100.2	101.3
消費者物価指数 (平17＝100、暦年、全国分)	100.8	102.7	103.3	103.0	102.2	101.5	100.6	100.3	100.3	100.0

区　　分	増減率										指数									
	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
国内総生産（名目）	2.6	1.0	△ 1.9	△ 0.7	0.9	△ 2.1	△ 0.8	0.8	0.9	1.0	100	101	99	98	99	97	96	97	98	99
国民所得(要素費用表示)	1.7	0.4	△ 3.4	△ 1.2	2.0	△ 2.8	△ 1.5	0.7	1.3	1.3	100	100	97	96	98	95	93	94	95	97
公　的　支　出	1.1	△ 0.6	0.7	1.0	△ 0.0	△ 0.4	△ 1.8	△ 1.7	△ 1.5	0.7	100	99	100	101	101	101	99	97	96	97
うち地方の公的支出	2.7	△ 0.9	0.3	△ 1.2	△ 4.5	△ 2.0	△ 2.5	△ 3.9	△ 1.9	△ 0.8	100	99	99	98	94	92	90	86	84	84
総固定資本形成のうち民間分	6.6	△ 2.3	△10.4	△ 1.6	3.7	△ 5.9	△ 4.9	2.8	4.9	4.4	100	98	87	86	89	84	80	82	86	90
うち企業設備	3.9	3.4	△ 9.8	△ 2.8	4.9	△ 5.0	△ 5.4	3.5	5.5	5.5	100	103	93	91	95	90	85	88	93	98

（注）　1　鉱工業生産指数は経済産業省調べ、消費者物価指数は総務省調べ、その他は内閣府経済社会総合研究所調べ（93SNA、平成12年基準）による。

2　公的支出＝政府最終消費支出＋公的総固定資本形成＋公的企業在庫品増加

第134表　主要経済指標及び地方財政計画等の推移（つづき）

その２　予算及び地方財政計画等（当初）

（単位　百万円・％）

区　分	平成7年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
国の一般会計	70,987,120	75,104,924	77,390,004	77,669,179	81,860,122	84,987,053	82,652,379	81,229,993	81,789,078	82,110,925	82,182,918
財政投融資計画	48,190,100	49,124,700	51,357,100	49,959,200	52,899,200	44,495,500	32,547,200	26,792,000	23,411,500	20,489,400	17,151,800
地方財政計画	82,509,300	85,284,800	87,059,600	87,096,400	88,531,600	88,930,000	89,307,100	87,566,600	86,210,700	84,666,900	83,768,700
うち 給与費	22,567,600	22,763,200	23,103,900	23,313,700	23,597,200	23,578,300	23,571,400	23,625,400	23,369,600	22,938,200	22,668,400
うち 投資的経費	30,362,000	31,065,200	31,069,200	29,218,300	29,478,800	28,418,700	27,170,500	24,598,500	23,286,800	21,328,300	19,676,100
うち うち普通建設事業費	30,174,600	30,862,500	30,890,700	29,048,800	29,315,900	28,243,200	26,984,000	24,436,500	23,107,700	21,156,700	19,507,900
地方債計画	(17,500) 16,033,200	(17,400) 18,110,300	(17,700) 17,365,900	(17,400) 16,094,000	(17,400) 16,397,000	(40,400) 16,310,600	(40,400) 16,499,800	(26,800) 16,523,900	(22,900) 18,484,500	(21,900) 17,484,300	(21,300) 15,536,600

（注）　（　）書きは、公営企業金融公庫が農林漁業金融公庫から委託を受けて地方公共団体に融資する公有林整備事業債及び草地開発事業債であって、外書きである。

区　分	増減率											指数										
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
国の一般会計	△ 2.9	5.8	3.0	0.4	5.4	3.8	△ 2.7	△ 1.7	0.7	0.4	0.1	100	106	109	109	115	120	116	114	115	116	116
財政投融資計画	0.7	1.9	4.5	△ 2.7	5.9	△15.9	△26.9	△17.7	△12.6	△12.5	△16.3	100	102	107	104	110	92	68	56	49	43	36
地方財政計画	2.0	3.4	2.1	0.0	1.6	0.5	0.4	△ 1.9	△ 1.5	△ 1.8	△ 1.1	100	103	106	106	107	108	108	106	104	103	102
うち 給与費	1.7	0.9	1.5	0.9	1.2	△ 0.1	△ 0.0	0.2	△ 1.1	△ 1.8	0.0	100	101	102	103	105	104	104	105	104	102	100
うち 投資的経費	4.4	2.3	0.0	△ 6.0	0.9	△ 3.6	△ 4.4	△ 9.5	△ 5.3	△ 8.4	△ 7.7	100	102	102	96	97	94	89	81	77	70	65
うち うち普通建設事業費	4.5	2.3	0.1	△ 6.0	0.9	△ 3.7	△ 4.5	△ 9.4	△ 5.4	△ 8.4	△ 7.8	100	102	102	96	97	94	89	81	77	70	65
地方債計画	8.8	13.0	△ 4.1	△ 7.3	1.9	△ 0.5	1.2	0.1	11.9	△ 5.4	△11.1	100	113	108	100	102	102	103	103	115	109	97

第134表　主要経済指標及び地方財政計画等の推移（つづき）

その3　決算額（総括）　　（単位　百万円・%）

区分	平成7年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
国の一般会計歳入	80,557,216	81,809,039	80,170,473	89,782,694	94,376,336	93,361,027	86,903,039	87,289,022	85,622,807	88,897,515	89,000,271
国税	54,962,991	55,226,063	55,600,734	51,197,738	49,213,861	52,720,869	49,968,445	45,844,234	45,369,370	48,102,930	52,290,502
うち法人税	13,735,405	14,483,327	13,475,426	11,423,194	10,795,085	11,747,194	10,257,791	9,523,438	10,115,194	11,443,691	13,273,567
国の一般会計歳出	75,938,516	78,847,867	78,470,310	84,391,798	89,037,431	89,321,050	84,811,129	83,674,290	82,415,971	84,896,776	85,519,592
普通会計歳入	101,315,603	101,350,538	99,887,786	102,868,902	104,006,504	100,275,101	100,004,082	97,170,222	94,887,025	93,442,236	92,936,469
一般財源	51,767,191	53,979,792	54,363,598	54,566,259	57,139,120	58,857,045	57,424,333	54,461,192	52,435,236	52,827,821	55,130,096
地方税	33,674,977	35,093,735	36,155,510	35,922,183	35,026,119	35,546,434	35,548,783	33,378,518	32,665,727	33,538,805	34,804,409
普通会計歳出	98,944,511	99,026,140	97,673,772	100,197,545	101,629,110	97,616,360	97,431,688	94,839,418	92,581,841	91,247,914	90,697,342
義務的経費	39,966,035	41,644,584	43,356,860	44,452,997	45,716,242	45,319,988	46,133,675	46,173,123	46,122,062	46,171,414	46,855,309
人件費	25,828,256	26,420,752	26,928,685	27,045,079	27,047,484	26,877,474	26,838,319	26,394,220	25,932,276	25,613,293	25,264,252
投資的経費	32,127,479	30,713,369	28,253,612	28,855,571	26,814,817	24,433,530	22,972,793	21,187,981	18,570,791	16,848,513	15,828,878
普通建設事業費	31,113,140	29,906,660	27,749,225	28,287,444	26,111,902	23,901,749	22,531,237	20,824,161	18,250,343	16,336,661	15,104,285
国と地方の歳出純計	150,760,763	151,405,300	148,747,481	156,383,071	163,241,056	159,031,054	153,304,002	150,852,091	147,151,585	149,844,995	150,644,425
租税総額	88,637,967	90,319,798	91,756,243	87,119,922	84,239,980	88,267,303	85,517,229	79,222,752	78,035,098	81,641,735	87,094,911

区分	増減率											指数										
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
国の一般会計歳入	8.8	1.6	△ 2.0	12.0	5.1	△ 1.1	△ 6.9	0.4	△ 1.9	3.8	0.1	100	102	100	111	117	116	108	108	106	110	110
国税	1.8	0.5	0.7	△ 7.9	△ 3.9	7.1	△ 5.2	△ 8.3	△ 1.0	6.0	8.7	100	100	101	93	90	96	91	83	83	88	95
うち法人税	11.1	5.4	△ 7.0	△15.2	△ 5.5	8.8	△12.7	△ 7.2	6.2	13.1	16.0	100	105	98	83	79	86	75	69	74	83	97
国の一般会計歳出	6.4	3.8	△ 0.5	7.5	5.5	0.3	△ 5.0	△ 1.3	△ 1.5	3.0	0.7	100	104	103	111	117	118	112	110	109	112	113
普通会計歳入	5.5	0.0	△ 1.4	3.0	1.1	△ 3.6	△ 0.3	△ 2.8	△ 2.3	△ 1.5	△ 0.5	100	100	99	102	103	99	99	96	94	92	92
一般財源	3.6	4.3	0.7	0.4	4.7	3.0	△ 2.4	△ 5.2	△ 3.7	0.7	4.4	100	104	105	105	110	114	111	105	101	102	106
地方税	3.5	4.2	3.0	△ 0.6	△ 2.5	1.5	0.0	△ 6.1	△ 2.1	2.7	3.8	100	104	107	107	104	106	106	99	97	100	103
普通会計歳出	5.5	0.1	△ 1.4	2.6	1.4	△ 3.9	△ 0.2	△ 2.7	△ 2.4	△ 1.4	△ 0.6	100	100	99	101	103	99	98	96	94	92	92
義務的経費	3.6	4.2	4.1	2.5	2.8	△ 0.9	1.8	0.1	△ 0.1	0.1	1.5	100	104	108	111	114	113	115	116	115	116	117
人件費	2.2	2.3	1.9	0.4	0.0	△ 0.6	△ 0.1	△ 1.7	△ 1.8	△ 1.2	△ 1.4	100	102	104	105	105	104	104	102	100	99	98
投資的経費	7.1	△ 4.4	△ 8.0	2.1	△ 7.1	△ 8.9	△ 6.0	△ 7.8	△12.4	△ 9.3	△ 6.1	100	96	88	90	83	76	72	66	58	52	49
普通建設事業費	6.1	△ 3.9	△ 7.2	1.9	△ 7.7	△ 8.5	△ 5.7	△ 7.6	△12.4	△10.5	△ 7.5	100	96	89	91	84	77	72	67	59	53	49
国と地方の歳出純計	6.6	0.4	△ 1.8	5.1	4.4	△ 2.6	△ 3.6	△ 1.6	△ 2.5	1.8	0.5	100	100	99	104	108	105	102	100	98	99	100
租税総額	2.4	1.9	1.6	△ 5.1	△ 3.3	4.8	△ 3.1	△ 7.4	△ 1.5	4.6	6.7	100	102	104	98	95	100	96	89	88	92	98

（注）　国税は、租税（一般会計分、交付税及び譲与税配付金特別会計分、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計分、電源開発促進対策特別会計分、道路整備特別会計分及び国債整理基金特別会計分）及び印紙収入である。

第134表　主要経済指標及び地方財政計画等の推移（つづき）

その４　決 算 額（都道府県、市町村）

（単位　百万円・％）

区分		平成7年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
都道府県	歳入	53,730,220	53,656,094	52,887,509	55,503,347	55,079,188	54,414,878	53,962,473	51,464,203	49,811,034	48,995,491	48,694,518
	一般財源	25,035,722	26,367,037	26,044,157	26,638,816	27,838,145	29,623,015	28,849,588	26,750,181	25,929,932	26,482,113	28,087,026
	地方税	15,728,741	16,608,265	16,872,602	17,237,391	16,432,987	17,456,122	17,406,306	15,556,230	15,425,989	16,306,851	17,137,360
	うち法人事業税	4,235,170	5,084,013	4,829,477	4,211,333	3,703,668	3,918,008	4,101,813	3,452,746	3,629,295	4,123,309	4,698,368
	歳出	52,823,467	52,767,578	52,050,707	54,627,111	54,191,185	53,399,328	52,922,242	50,503,923	48,917,026	48,193,452	47,873,301
	義務的経費	20,329,050	21,217,007	22,011,572	22,386,796	22,905,747	23,394,753	23,731,988	23,597,187	23,042,441	22,886,058	23,183,654
	人件費	15,265,378	15,639,483	15,920,833	15,934,432	15,895,545	15,791,464	15,797,848	15,629,637	15,344,347	15,217,601	15,008,561
	投資的経費	18,024,293	17,211,300	16,045,218	16,833,434	15,687,533	14,082,904	13,004,846	11,985,291	10,603,526	9,601,611	9,061,664
	普通建設事業費	17,524,475	16,804,335	15,732,167	16,463,065	15,226,366	13,736,243	12,724,095	11,750,675	10,398,069	9,292,358	8,559,253
市町村	歳入	53,365,389	53,334,479	52,785,429	54,175,770	55,507,450	52,804,183	52,938,099	51,796,561	51,195,752	50,650,037	50,478,606
	一般財源	27,849,167	28,538,802	29,459,566	29,971,648	31,234,617	31,653,845	30,983,176	29,450,753	28,333,778	28,361,304	28,981,918
	地方税	17,946,236	18,485,470	19,282,908	18,684,792	18,593,132	18,090,312	18,142,477	17,822,288	17,239,738	17,231,954	17,667,049
	歳出	51,901,049	51,898,597	51,408,217	52,380,648	54,018,059	51,160,992	51,405,936	50,426,038	49,784,576	49,257,753	49,060,696
	義務的経費	19,742,452	20,536,233	21,461,358	22,194,428	22,930,210	22,054,002	22,517,989	22,680,070	23,177,763	23,379,736	23,762,647
	人件費	10,562,878	10,781,268	11,007,852	11,110,647	11,151,939	11,086,010	11,040,471	10,764,582	10,587,929	10,395,692	10,255,691
	投資的経費	15,972,945	15,371,938	13,945,699	13,792,006	12,811,833	11,753,585	11,242,859	10,367,383	8,983,260	8,142,567	7,594,132
	普通建設事業費	15,380,470	14,914,744	13,689,969	13,509,750	12,455,628	11,505,621	11,048,447	10,209,150	8,837,387	7,892,320	7,270,119

区分		増減率											指数										
		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
都道府県	歳入	5.5	△ 0.1	△ 1.4	4.9	△ 0.8	△ 1.2	△ 0.8	△ 4.6	△ 3.2	△ 1.6	△ 0.6	100	100	98	103	103	101	100	96	93	91	91
	一般財源	2.7	5.3	△ 1.2	2.3	4.5	6.4	△ 2.6	△ 7.3	△ 3.1	2.1	6.1	100	105	104	106	111	118	115	107	104	106	112
	地方税	2.5	5.6	1.6	2.2	△ 4.7	6.2	△ 0.3	△10.6	△ 0.8	5.7	5.1	100	106	107	110	104	111	111	99	98	104	109
	うち法人事業税	0.8	20.0	△ 5.0	△12.8	△12.1	5.8	4.7	△15.8	5.1	13.6	13.9	100	120	114	99	87	93	97	82	86	97	111
	歳出	5.3	△ 0.1	△ 1.4	4.9	△ 0.8	△ 1.5	△ 0.9	△ 4.6	△ 3.1	△ 1.5	△ 0.7	100	100	99	103	103	101	100	96	93	91	91
	義務的経費	2.5	4.4	3.7	1.7	2.3	2.1	1.4	△ 0.6	△ 2.4	△ 0.7	1.3	100	104	108	110	113	115	117	116	113	113	114
	人件費	2.0	2.5	1.8	0.1	△ 0.2	△ 0.7	0.0	△ 1.1	△ 1.8	△ 0.8	△ 1.4	100	102	104	104	104	103	103	102	101	100	98
	投資的経費	10.0	△ 4.5	△ 6.8	4.9	△ 6.8	△10.2	△ 7.7	△ 7.8	△11.5	△ 9.4	△ 5.6	100	95	89	93	87	78	72	66	59	53	50
	普通建設事業費	9.9	△ 4.1	△ 6.4	4.6	△ 7.5	△ 9.8	△ 7.4	△ 7.7	△11.5	△10.6	△ 7.9	100	96	90	94	87	78	73	67	59	53	49
市町村	歳入	5.5	△ 0.1	△ 1.0	2.6	2.5	△ 4.9	0.3	△ 2.2	△ 1.2	△ 1.1	△ 0.3	100	100	99	102	104	99	99	97	96	95	95
	一般財源	3.9	2.5	3.2	1.7	4.2	1.3	△ 2.1	△ 4.9	△ 3.8	0.1	2.2	100	102	106	108	112	114	111	106	102	102	104
	地方税	4.4	3.0	4.3	△ 3.1	△ 0.5	△ 2.7	0.3	△ 1.8	△ 3.3	△ 0.0	2.5	100	103	107	104	104	101	101	99	96	96	98
	歳出	5.5	△ 0.0	△ 0.9	1.9	3.1	△ 5.3	0.5	△ 1.9	△ 1.3	△ 1.1	△ 0.4	100	100	99	101	104	99	99	97	96	95	95
	義務的経費	4.8	4.0	4.5	3.4	3.3	△ 3.8	2.1	0.7	2.2	0.9	1.6	100	104	109	112	116	112	114	115	117	118	120
	人件費	2.5	2.1	2.1	0.9	0.4	△ 0.6	△ 0.4	△ 2.5	△ 1.6	△ 1.8	△ 1.3	100	102	104	105	106	105	105	102	100	98	97
	投資的経費	3.5	△ 3.8	△ 9.3	△ 1.1	△ 7.1	△ 8.3	△ 4.3	△ 7.8	△13.4	△ 9.4	△ 6.7	100	96	87	86	80	74	70	65	56	51	48
	普通建設事業費	2.0	△ 3.0	△ 8.2	△ 1.3	△ 7.8	△ 7.6	△ 4.0	△ 7.6	△13.4	△10.7	△ 7.9	100	97	89	88	81	75	72	66	57	51	47

資料1

昭和60年度以降の市町村合併の実績及び予定

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
昭和62年４月１日	岐阜県	藤橋村	藤橋村、徳山村	編入
昭和62年11月１日	宮城県	仙台市	仙台市、宮城町	編入
昭和62年11月30日	茨城県	つくば市	桜村、谷田部町、豊里町、大穂町	新設
昭和63年１月31日	茨城県	つくば市	つくば市、筑波町	編入
昭和63年３月１日	宮城県	仙台市	仙台市、泉市	編入
昭和63年３月１日	宮城県	仙台市	仙台市、秋保町	編入
平成３年２月１日	熊本県	熊本市	熊本市、北部町	編入
平成３年２月１日	熊本県	熊本市	熊本市、河内町	編入
平成３年２月１日	熊本県	熊本市	熊本市、飽田町	編入
平成３年２月１日	熊本県	熊本市	熊本市、天明町	編入
平成３年４月１日	岩手県	北上市	北上市、和賀町、江釣子村	新設
平成３年５月１日	静岡県	浜松市	浜松市、可美村	編入
平成４年３月３日	茨城県	水戸市	水戸市、常澄村	編入
平成４年４月１日	岩手県	盛岡市	盛岡市、都南村	編入
平成５年７月１日	長野県	飯田市	飯田市、上郷町	編入
平成６年11月１日	茨城県	ひたちなか市	勝田市、那珂湊市	新設
平成７年９月１日	茨城県	鹿嶋市	鹿島町、大野村	編入
平成７年９月１日	東京都	あきる野市	秋川市、五日市町	新設
平成11年４月１日	兵庫県	篠山市	多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町、同郡今田町	新設
平成13年１月１日	新潟県	新潟市	新潟市、西蒲原郡黒埼町	編入
平成13年１月21日	東京都	西東京市	田無市、保谷市	新設
平成13年４月１日	茨城県	潮来市	行方郡潮来町、同郡牛堀町	編入
平成13年５月１日	埼玉県	さいたま市	浦和市、大宮市、与野市	新設
平成13年11月15日	岩手県	大船渡市	大船渡市、気仙郡三陸町	編入
平成14年４月１日	香川県	さぬき市	大川郡津田町、同郡大川町、同郡志度町、同郡寒川町、同郡長尾町	新設
平成14年４月１日	沖縄県	久米島町	島尻郡仲里村、同郡具志川村	新設
平成14年11月１日	茨城県	つくば市	つくば市、稲敷郡茎崎町	編入
平成15年２月３日	広島県	福山市	福山市、沼隅郡内海町、芦品郡新市町	編入
平成15年３月１日	山梨県	南部町	南巨摩郡南部町、同郡富沢町	新設
平成15年３月１日	広島県	廿日市市	廿日市市、佐伯郡佐伯町、同郡吉和村	編入
平成15年４月１日	宮城県	加美町	加美郡中新田町、同郡小野田町、同郡宮崎町	新設
平成15年４月１日	群馬県	神流町	多野郡万場町、同郡中里村	新設
平成15年４月１日	山梨県	南アルプス市	中巨摩郡八田村、同郡白根町、同郡芦安村、同郡若草町、同郡櫛形町、同郡甲西町	新設
平成15年４月１日	岐阜県	山県市	山県郡高富町、同郡伊自良村、同郡美山町	新設
平成15年４月１日	静岡県	静岡市	静岡市、清水市	新設
平成15年４月１日	広島県	呉市	呉市、安芸郡下蒲刈町	編入
平成15年４月１日	広島県	大崎上島町	豊田郡大崎町、同郡東野町、同郡木江町	新設
平成15年４月１日	香川県	東かがわ市	大川郡引田町、同郡白鳥町、同郡大内町	新設
平成15年４月１日	愛媛県	新居浜市	新居浜市、宇摩郡別子山村	編入
平成15年４月１日	福岡県	宗像市	宗像市、宗像郡玄海町	新設
平成15年４月１日	熊本県	あさぎり町	球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村	新設
平成15年４月21日	山口県	周南市	徳山市、新南陽市、熊毛郡熊毛町、都濃郡鹿野町	新設
平成15年５月１日	岐阜県	瑞穂市	本巣郡穂積町、同郡巣南町	新設
平成15年６月６日	千葉県	野田市	野田市、東葛飾郡関宿町	編入
平成15年７月７日	新潟県	新発田市	新発田市、北蒲原郡豊浦町	編入
平成15年８月20日	愛知県	田原市	渥美郡田原町、同郡赤羽根町	編入

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成15年９月１日	長野県	千曲市	更埴市、更級郡上山田町、埴科郡戸倉町	新設
平成15年11月15日	山梨県	富士河口湖町	南都留郡河口湖町、同郡勝山村、同郡足和田村	新設
平成15年12月１日	三重県	いなべ市	員弁郡北勢町、同郡員弁町、同郡大安町、同郡藤原町	新設
平成16年２月１日	岐阜県	飛騨市	吉城郡古川町、同郡河合村、同郡宮川村、同郡神岡町	新設
平成16年２月１日	岐阜県	本巣市	本巣郡本巣町、同郡真正町、同郡糸貫町、同郡根尾村	新設
平成16年３月１日	新潟県	佐渡市	両津市、佐渡郡相川町、同郡佐和田町、同郡金井町、同郡新穂村、同郡畑野町、同郡真野町、同郡小木町、同郡羽茂町、同郡赤泊村	新設
平成16年３月１日	石川県	かほく市	河北郡高松町、同郡七塚町、同郡宇ノ気町	新設
平成16年３月１日	福井県	あわら市	坂井郡芦原町、同郡金津町	新設
平成16年３月１日	岐阜県	郡上市	郡上郡八幡町、同郡大和町、同郡白鳥町、同郡高鷲村、同郡美並村、同郡明宝村、同郡和良村	新設
平成16年３月１日	岐阜県	下呂市	益田郡萩原町、同郡小坂町、同郡下呂町、同郡金山町、同郡馬瀬村	新設
平成16年３月１日	広島県	安芸高田市	高田郡吉田町、同郡八千代町、同郡美土理町、同郡高宮町、同郡甲田町、同郡向原町	新設
平成16年３月１日	長崎県	対馬市	下県郡厳原町、同郡美津島町、同郡豊玉町、上県郡峰町、同郡上県町、同郡上対馬町	新設
平成16年３月１日	長崎県	壱岐市	壱岐郡郷ノ浦町、同郡勝本町、同郡芦辺町、同郡石田町	新設
平成16年３月31日	熊本県	上天草市	天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町、同郡龍ヶ岳町	新設
平成16年４月１日	新潟県	阿賀野市	北蒲原郡安田町、同郡京ヶ瀬村、同郡水原町、同郡笹神村	新設
平成16年４月１日	長野県	東御市	北佐久郡北御牧村、小県郡東部町	新設
平成16年４月１日	静岡県	伊豆市	田方郡修善寺町、同郡土肥町、同郡天城湯ヶ島町、同郡中伊豆町	新設
平成16年４月１日	静岡県	御前崎市	榛原郡御前崎町、小笠郡浜岡町	新設
平成16年４月１日	京都府	京丹後市	中郡峰山町、同郡大宮町、竹野郡網野町、同郡丹後町、同郡弥栄町、熊野郡久美浜町	新設
平成16年４月１日	兵庫県	養父市	養父郡八鹿町、同郡養父町、同郡大屋町、同郡関宮町	新設
平成16年４月１日	広島県	呉市	呉市、豊田郡川尻町	編入
平成16年４月１日	広島県	三次市	三次市、双三郡君田村、同郡布野村、同郡作木村、同郡吉舎町、同郡三良坂町、同郡三和町、甲奴郡甲奴町	新設
平成16年４月１日	広島県	府中市	府中市、甲奴郡上下町	編入
平成16年４月１日	愛媛県	四国中央市	川之江市、伊予三島市、宇摩郡新宮村、同郡土居町	新設
平成16年４月１日	愛媛県	西予市	東宇和郡明浜町、同郡宇和町、同郡野村町、同郡城川町、西宇和郡三瓶町	新設
平成16年７月１日	青森県	五戸町	三戸郡五戸町、同郡倉石村	編入
平成16年８月１日	愛媛県	久万高原町	上浮穴郡久万町、同郡面河村、同郡美川村、同郡柳谷村	新設
平成16年８月１日	長崎県	五島市	福江市、南松浦郡富江町、同郡玉之浦町、同郡三井楽町、同郡岐宿町、同郡奈留町	新設
平成16年８月１日	長崎県	新上五島町	南松浦郡若松町、同郡上五島町、同郡新魚目町、同郡有川町、同郡奈良尾町	新設
平成16年９月１日	山梨県	甲斐市	中巨摩郡竜王町、同郡敷島町、北巨摩郡双葉町	新設
平成16年９月１日	鳥取県	琴浦町	東伯郡東伯町、同郡赤碕町	新設
平成16年９月13日	山梨県	身延町	西八代郡下部町、南巨摩郡中富町、同郡身延町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成16年９月21日	愛媛県	東温市	温泉郡重信町、同郡川内町	新設
平成16年10月１日	石川県	七尾市	七尾市、鹿島郡田鶴浜町、同郡中島町、同郡能登島町	新設
平成16年10月１日	三重県	志摩市	志摩郡浜島町、同郡大王町、同郡志摩町、同郡阿児町、同郡磯部町	新設
平成16年10月１日	滋賀県	甲賀市	甲賀郡水口町、同郡土山町、同郡甲賀町、同郡甲南町、同郡信楽町	新設
平成16年10月１日	滋賀県	野洲市	野洲郡中主町、同郡野洲町	新設
平成16年10月１日	滋賀県	湖南市	甲賀郡石部町、同郡甲西町	新設
平成16年10月１日	奈良県	葛城市	北葛城郡新庄町、同郡当麻町	新設
平成16年10月１日	和歌山県	みなべ町	日高郡南部川村、同郡南部町	新設
平成16年10月１日	鳥取県	湯梨浜町	東伯郡羽合町、同郡泊村、同郡東郷町	新設
平成16年10月１日	鳥取県	南部町	西伯郡西伯町、同郡会見町	新設
平成16年10月１日	島根県	安来市	安来市、能義郡広瀬町、同郡伯太町	新設
平成16年10月１日	島根県	江津市	江津市、邑智郡桜江町	編入
平成16年10月１日	島根県	美郷町	邑智郡邑智町、同郡大和村	新設
平成16年10月１日	島根県	邑南町	邑智郡羽須美村、同郡瑞穂町、同郡石見町	新設
平成16年10月１日	島根県	隠岐の島町	隠岐郡西郷町、同郡布施村、同郡五箇村、同郡都万村	新設
平成16年10月１日	岡山県	高梁市	高梁市、上房郡有漢町、川上郡成羽町、同郡川上町、同郡備中町	新設
平成16年10月１日	岡山県	吉備中央町	御津郡加茂川町、上房郡賀陽町	新設
平成16年10月１日	広島県	世羅町	世羅郡甲山町、同郡世羅町、同郡世羅西町	新設
平成16年10月１日	広島県	安芸太田町	山県郡加計町、同郡筒賀村、同郡戸河内町	新設
平成16年10月１日	山口県	周防大島町	大島郡久賀町、同郡大島町、同郡東和町、同郡橘町	新設
平成16年10月１日	徳島県	吉野川市	麻植郡鴨島町、同郡川島町、同郡山川町、同郡美郷村	新設
平成16年10月１日	愛媛県	上島町	越智郡魚島村、同郡弓削町、同郡生名村、同郡岩城村	新設
平成16年10月１日	愛媛県	愛南町	南宇和郡内海村、同郡御荘町、同郡城辺町、同郡一本松町、同郡西海町	新設
平成16年10月１日	高知県	いの町	吾川郡伊野町、同郡吾北村、土佐郡本川村	新設
平成16年10月４日	山口県	光市	光市、熊毛郡大和町	新設
平成16年10月12日	山梨県	笛吹市	東八代郡石和町、同郡御坂町、同郡一宮町、同郡八代町、同郡境川村、東山梨郡春日居町	新設
平成16年10月12日	鹿児島県	薩摩川内市	川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甑村、同郡下甑村、同郡鹿島村	新設
平成16年10月16日	茨城県	常陸大宮市	那珂郡大宮町、同郡山方町、同郡美和村、同郡緒川村、東茨城郡御前山村	編入
平成16年10月25日	岐阜県	恵那市	恵那市、恵那郡岩村町、同郡山岡町、同郡明智町、同郡串原村、同郡上矢作町	新設
平成16年11月１日	秋田県	美郷町	仙北郡六郷町、同郡千畑町、同郡仙南村	新設
平成16年11月１日	福島県	会津若松市	会津若松市、北会津郡北会津村	編入
平成16年11月１日	茨城県	日立市	日立市、多賀郡十王町	編入
平成16年11月１日	新潟県	魚沼市	北魚沼郡堀之内町、同郡小出町、同郡湯之谷村、同郡広神村、同郡守門村、同郡入広瀬村	新設
平成16年11月１日	新潟県	南魚沼市	南魚沼郡六日町、同郡大和町	新設
平成16年11月１日	富山県	砺波市	砺波市、東礪波郡庄川町	新設
平成16年11月１日	富山県	南砺市	東礪波郡城端町、同郡平村、同郡上平村、同郡利賀村、同郡井波町、同郡井口村、同郡福野町、西礪波郡福光町	新設
平成16年11月１日	山梨県	北杜市	北巨摩郡明野村、同郡須玉町、同郡高根町、同郡長坂町、同郡大泉村、同郡白州町、同郡武川村	新設
平成16年11月１日	岐阜県	各務原市	各務原市、羽島郡川島町	編入

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成16年11月1日	三重県	伊賀市	上野市、阿山郡伊賀町、同郡島ヶ原村、同郡阿山町、同郡大山田村、名賀郡青山町	新設
平成16年11月1日	兵庫県	丹波市	氷上郡柏原町、同郡氷上町、同郡青垣町、同郡春日町、同郡山南町、同郡市島町	新設
平成16年11月1日	鳥取県	鳥取市	鳥取市、岩美郡国府町、同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町、同郡佐治村、気高郡気高町、同郡鹿野町、同郡青谷町	編入
平成16年11月1日	島根県	益田市	益田市、美濃郡美都町、同郡匹見町	編入
平成16年11月1日	島根県	雲南市	大原郡大東町、同郡加茂町、同郡木次町、飯石郡三刀屋町、同郡吉田村、同郡掛合町	新設
平成16年11月1日	岡山県	瀬戸内市	邑久郡牛窓町、同郡邑久町、同郡長船町	新設
平成16年11月1日	広島県	江田島市	安芸郡江田島町、佐伯郡能美町、同郡沖美町、同郡大柿町	新設
平成16年11月1日	山口県	宇部市	宇部市、厚狭郡楠町	編入
平成16年11月1日	愛媛県	西条市	西条市、東予市、周桑郡小松町、同郡丹原町	新設
平成16年11月1日	熊本県	美里町	下益城郡中央町、同郡砥用町	新設
平成16年11月1日	鹿児島県	鹿児島市	鹿児島市、鹿児島郡吉田町、同郡桜島町、揖宿郡喜入町、日置郡松元町、同郡郡山町	編入
平成16年11月5日	広島県	神石高原町	神石郡油木町、同郡神石町、同郡豊松村、同郡三和町	新設
平成16年12月1日	北海道	函館市	函館市、亀田郡戸井町、同郡恵山町、同郡椴法華村、茅部郡南茅部町	編入
平成16年12月1日	茨城県	常陸太田市	常陸太田市、久慈郡金砂郷町、同郡水府村、同郡里美村	編入
平成16年12月5日	群馬県	前橋市	前橋市、勢多郡大胡町、同郡宮城村、同郡粕川村	編入
平成16年12月6日	三重県	桑名市	桑名市、桑名郡多度町、同郡長島町	新設
平成17年1月1日	青森県	十和田市	十和田市、上北郡十和田湖町	新設
平成17年1月1日	栃木県	那須塩原市	黒磯市、那須郡西那須野町、同郡塩原町	新設
平成17年1月1日	群馬県	伊勢崎市	伊勢崎市、佐波郡赤堀町、同郡東村、同郡境町	新設
平成17年1月1日	埼玉県	飯能市	飯能市、入間郡名栗村	編入
平成17年1月1日	新潟県	上越市	上越市、東頸城郡安塚町、同郡浦川原村、同郡大島村、同郡牧村、中頸城郡柿崎町、同郡大潟町、同郡頸城村、同郡吉川町、同郡中郷村、同郡板倉町、同郡清里村、同郡三和村、西頸城郡名立町	編入
平成17年1月1日	福井県	南越前町	南条郡南条町、同郡今庄町、同郡河野村	新設
平成17年1月1日	長野県	長野市	長野市、更級郡大岡村、上水内郡豊野町、同郡戸隠村、同郡鬼無里村	編入
平成17年1月1日	三重県	松阪市	松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町、同郡飯高町	新設
平成17年1月1日	滋賀県	高島市	高島郡マキノ町、同郡今津町、同郡朽木村、同郡安曇川町、同郡高島町、同郡新旭町	新設
平成17年1月1日	鳥取県	伯耆町	西伯郡岸本町、日野郡溝口町	新設
平成17年1月1日	島根県	飯南町	飯石郡頓原町、同郡赤来町	新設
平成17年1月1日	愛媛県	松山市	松山市、北条市、温泉郡中島町	編入
平成17年1月1日	愛媛県	砥部町	伊予郡砥部町、同郡広田村	新設
平成17年1月1日	愛媛県	内子町	喜多郡内子町、同郡五十崎町、上浮穴郡小田町	新設
平成17年1月1日	愛媛県	鬼北町	北宇和郡広見町、同郡日吉村	新設
平成17年1月1日	高知県	高知市	高知市、土佐郡鏡村、同郡土佐山村	編入
平成17年1月1日	佐賀県	唐津市	唐津市、東松浦郡浜玉町、同郡厳木町、同郡相知町、同郡北波多村、同郡肥前町、同郡鎮西町、同郡呼子町	新設
平成17年1月1日	佐賀県	白石町	杵島郡白石町、同郡福富町、同郡有明町	新設
平成17年1月1日	熊本県	芦北町	葦北郡田浦町、同郡芦北町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年1月1日	大分県	大分市	大分市、大分郡野津原町、北海部郡佐賀関町	編入
平成17年1月1日	大分県	臼杵市	臼杵市、大野郡野津町	新設
平成17年1月4日	長崎県	長崎市	長崎市、西彼杵郡香焼町、同郡伊王島町、同郡高島町、同郡野母崎町、同郡三和町、同郡外海町	編入
平成17年1月11日	秋田県	秋田市	秋田市、河辺郡河辺町、同郡雄和町	編入
平成17年1月11日	三重県	亀山市	亀山市、鈴鹿郡関町	新設
平成17年1月11日	兵庫県	南あわじ市	三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町、同郡南淡町	新設
平成17年1月11日	愛媛県	大洲市	大洲市、喜多郡長浜町、同郡肱川町、同郡河辺村	新設
平成17年1月15日	熊本県	宇城市	宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町、同郡豊野町	新設
平成17年1月15日	熊本県	山鹿市	山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町、同郡鹿央町	新設
平成17年1月16日	愛媛県	今治市	今治市、越智郡朝倉村、同郡玉川町、同郡波方町、同郡大西町、同郡菊間町、同郡関前村、同郡吉海町、同郡宮窪町、同郡伯方町、同郡上浦町、同郡大三島町	新設
平成17年1月17日	静岡県	菊川市	小笠郡小笠町、同郡菊川町	新設
平成17年1月21日	茨城県	那珂市	那珂郡那珂町、同郡瓜連町	編入
平成17年1月24日	福岡県	福津市	宗像郡福間町、同郡津屋崎町	新設
平成17年1月31日	岐阜県	揖斐川町	揖斐郡揖斐川町、同郡谷汲村、同郡春日村、同郡久瀬村、同郡藤橋村、同郡坂内村	新設
平成17年2月1日	茨城県	水戸市	水戸市、東茨城郡内原町	編入
平成17年2月1日	茨城県	城里町	東茨城郡常北町、同郡桂村、西茨城郡七会村	新設
平成17年2月1日	石川県	白山市	松任市、石川郡美川町、同郡鶴来町、同郡河内村、同郡吉野谷村、同郡鳥越村、同郡尾口村、同郡白峰村	新設
平成17年2月1日	石川県	能美市	能美郡根上町、同郡寺井町、同郡辰口町	新設
平成17年2月1日	福井県	越前町	丹生郡朝日町、同郡宮崎村、同郡越前町、同郡織田町	新設
平成17年2月1日	岐阜県	高山市	高山市、大野郡丹生川村、同郡清見村、同郡荘川村、同郡宮村、同郡久々野町、同郡朝日村、同郡高根村、吉城郡国府町、同郡上宝村	編入
平成17年2月1日	大阪府	堺市	堺市、南河内郡美原町	編入
平成17年2月1日	広島県	福山市	福山市、沼隈郡沼隈町	編入
平成17年2月1日	広島県	北広島町	山県郡芸北町、同郡大朝町、同郡千代田町、同郡豊平町	新設
平成17年2月1日	高知県	津野町	高岡郡葉山村、高岡郡東津野村	新設
平成17年2月5日	福岡県	久留米市	久留米市、浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潴郡城島町、同郡三潴町	編入
平成17年2月7日	岐阜県	関市	関市、武儀郡洞戸村、同郡板取村、同郡武芸川町、同郡武儀町、同郡上之保村	編入
平成17年2月7日	三重県	四日市市	四日市市、三重郡楠町	編入
平成17年2月7日	広島県	東広島市	東広島市、賀茂郡黒瀬町、同郡福富町、同郡豊栄町、同郡河内町、豊田郡安芸津町	編入
平成17年2月11日	青森県	つがる市	西津軽郡木造町、同郡森田村、同郡柏村、同郡稲垣村、同郡車力村	新設
平成17年2月11日	千葉県	鴨川市	鴨川市、安房郡天津小湊町	新設
平成17年2月11日	滋賀県	東近江市	八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町、同郡湖東町	新設
平成17年2月11日	熊本県	阿蘇市	阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町、同郡波野村	新設
平成17年2月11日	熊本県	山都町	上益城郡矢部町、同郡清和村、阿蘇郡蘇陽町	新設
平成17年2月13日	群馬県	沼田市	沼田市、利根郡白沢村、同郡利根村	編入
平成17年2月13日	山梨県	上野原市	北都留郡上野原町、南都留郡秋山村	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年2月13日	岐阜県 (、長野県)	中津川市	中津川市、恵那郡坂下町、同郡川上村、同郡加子母村、同郡付知町、同郡福岡町、同郡蛭川村（、長野県木曽郡山口村）	編入
平成17年2月13日	山口県	下関市	下関市、豊浦郡菊川町、同郡豊田町、同郡豊浦町、同郡豊北町	新設
平成17年2月13日	熊本県	南阿蘇村	阿蘇郡白水村、同郡久木野村、同郡長陽村	新設
平成17年2月14日	三重県	大紀町	度会郡大宮町、同郡紀勢町、同郡大内山村	新設
平成17年2月14日	滋賀県	米原市	坂田郡山東町、同郡伊吹町、同郡米原町	新設
平成17年2月21日	山口県	柳井市	柳井市、玖珂郡大畠町	新設
平成17年2月28日	栃木県	佐野市	佐野市、安蘇郡田沼町、同郡葛生町	新設
平成17年2月28日	岡山県	津山市	津山市、苫田郡加茂町、同郡阿波村、勝田郡勝北町、久米郡久米町	編入
平成17年3月1日	福島県	田村市	田村郡滝根町、同郡大越町、同郡都路村、同郡常葉町、同郡船引町	新設
平成17年3月1日	石川県	宝達志水町	羽咋郡志雄町、同郡押水町	新設
平成17年3月1日	石川県	中能登町	鹿島郡鳥屋町、同郡鹿島町、同郡鹿西町	新設
平成17年3月1日	石川県	能登町	鳳至郡能都町、同郡柳田村、珠洲郡内浦町	新設
平成17年3月1日	岡山県	井原市	井原市、小田郡美星町、後月郡芳井町	編入
平成17年3月1日	岡山県	鏡野町	苫田郡富村、同郡奥津町、同郡上齋原村、同郡鏡野町	新設
平成17年3月1日	徳島県	美馬市	美馬郡脇町、同郡美馬町、同郡穴吹町、同郡木屋平村	新設
平成17年3月1日	徳島県	つるぎ町	美馬郡半田町、同郡貞光町、同郡一宇村	新設
平成17年3月1日	徳島県	那賀町	那賀郡鷲敷町、同郡相生町、同郡上那賀町、同郡木沢村、同郡木頭村	新設
平成17年3月1日	佐賀県	小城市	小城郡小城町、同郡三日月町、同郡牛津町、同郡芦刈町	新設
平成17年3月1日	佐賀県	みやき町	三養基郡中原町、同郡北茂安町、同郡三根町	新設
平成17年3月1日	長崎県	諫早市	諫早市、西彼杵郡多良見町、北高来郡森山町、同郡飯盛町、同郡高来町、同郡小長井町	新設
平成17年3月1日	大分県	中津市	中津市、下毛郡三光村、同郡本耶馬渓町、同郡耶馬渓町、同郡山国町	編入
平成17年3月3日	大分県	佐伯市	佐伯市、南海部郡上浦町、同郡弥生町、同郡本匠村、同郡宇目町、同郡直川村、同郡鶴見町、同郡米水津村、同郡蒲江町	新設
平成17年3月6日	山口県	萩市	萩市、阿武郡川上村、同郡田万川町、同郡むつみ村、同郡須佐町、同郡旭村、同郡福栄村	新設
平成17年3月7日	岡山県	赤磐市	赤磐郡山陽町、同郡赤坂町、同郡熊山町、同郡吉井町	新設
平成17年3月14日	青森県	むつ市	むつ市、下北郡川内町、同郡大畑町、同郡脇野沢村	編入
平成17年3月19日	新潟県	糸魚川市	糸魚川市、西頸城郡能生町、同郡青海町	新設
平成17年3月20日	長野県	佐久穂町	南佐久郡佐久町、同郡八千穂村	新設
平成17年3月20日	広島県	呉市	呉市、安芸郡音戸町、同郡倉橋町、同郡蒲刈町、豊田郡安浦町、同郡豊浜町、同郡豊町	編入
平成17年3月20日	福岡県	うきは市	浮羽郡吉井町、同郡浮羽町	新設
平成17年3月21日	新潟県	新潟市	新潟市、白根市、豊栄市、中蒲原郡小須戸町、同郡横越町、同郡亀田町、西蒲原郡岩室村、同郡西川町、同郡味方村、同郡潟東村、同郡月潟村、同郡中之口村、新津市	編入
平成17年3月21日	福岡県	柳川市	柳川市、山門郡大和町、同郡三橋町	新設
平成17年3月22日	秋田県	由利本荘市	本荘市、由利郡矢島町、同郡岩城町、同郡由利町、同郡西目町、同郡鳥海町、同郡東由利町、同郡大内町	新設
平成17年3月22日	秋田県	潟上市	南秋田郡昭和町、同郡飯田川町、同郡天王町	新設
平成17年3月22日	秋田県	大仙市	大曲市、仙北郡神岡町、同郡西仙北町、同郡中仙町、同郡協和町、同郡南外村、同郡仙北町、同郡太田町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年3月22日	秋田県	北秋田市	北秋田郡鷹巣町、同郡森吉町、同郡阿仁町、同郡合川町	新設
平成17年3月22日	秋田県	湯沢市	湯沢市、雄勝郡稲川町、同郡雄勝町、同郡皆瀬村	新設
平成17年3月22日	秋田県	男鹿市	男鹿市、南秋田郡若美町	新設
平成17年3月22日	茨城県	坂東市	岩井市、猿島郡猿島町	新設
平成17年3月22日	茨城県	稲敷市	稲敷郡江戸崎町、同郡新利根町、同郡桜川村、同郡東町	新設
平成17年3月22日	山梨県	山梨市	山梨市、東山梨郡牧丘町、同郡三富村	新設
平成17年3月22日	鳥取県	倉吉市	倉吉市、東伯郡関金町	編入
平成17年3月22日	島根県	出雲市	出雲市、平田市、簸川郡佐田町、同郡多伎町、同郡湖陵町、同郡大社町	新設
平成17年3月22日	岡山県	岡山市	岡山市、御津郡御津町、児島郡灘崎町	編入
平成17年3月22日	岡山県	総社市	総社市、都窪郡山手村、同郡清音村	新設
平成17年3月22日	岡山県	備前市	備前市、和気郡日生町、同郡吉永町	新設
平成17年3月22日	岡山県	美咲町	久米郡中央町、同郡旭町、同郡柵原町	新設
平成17年3月22日	広島県	三原市	三原市、豊田郡本郷町、御調郡久井町、賀茂郡大和町	新設
平成17年3月22日	山口県	長門市	長門市、大津郡三隅町、同郡日置町、同郡油谷町	新設
平成17年3月22日	山口県	山陽小野田市	小野田市、厚狭郡山陽町	新設
平成17年3月22日	香川県	丸亀市	丸亀市、綾歌郡綾歌町、同郡飯山町	新設
平成17年3月22日	福岡県	筑前町	朝倉郡三輪町、同郡夜須町	新設
平成17年3月22日	熊本県	菊池市	菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村、同郡泗水町	新設
平成17年3月22日	大分県	日田市	日田市、日田郡前津江村、同郡中津江村、同郡上津江村、同郡大山町、同郡天瀬町	編入
平成17年3月22日	鹿児島県	さつま町	薩摩郡宮之城町、同郡鶴田町、同郡薩摩町	新設
平成17年3月22日	鹿児島県	湧水町	姶良郡栗野町、同郡吉松町	新設
平成17年3月22日	鹿児島県	錦江町	肝属郡大根占町、同郡田代町	新設
平成17年3月28日	青森県	五所川原市	五所川原市、北津軽郡金木町、同郡市浦村	新設
平成17年3月28日	青森県	外ヶ浜町	東津軽郡蟹田町、同郡平舘村、同郡三厩村	新設
平成17年3月28日	青森県	中泊町	北津軽郡中里町、同郡小泊村	新設
平成17年3月28日	青森県	藤崎町	南津軽郡藤崎町、同郡常盤村	新設
平成17年3月28日	茨城県	筑西市	下館市、真壁郡関城町、同郡明野町、同郡協和町	新設
平成17年3月28日	茨城県	かすみがうら市	新治郡霞ヶ浦町、同郡千代田町	新設
平成17年3月28日	茨城県	取手市	取手市、北相馬郡藤代町	編入
平成17年3月28日	栃木県	さくら市	塩谷郡氏家町、同郡喜連川町	新設
平成17年3月28日	群馬県	太田市	太田市、新田郡尾島町、同郡新田町、同郡藪塚本町	新設
平成17年3月28日	千葉県	柏市	柏市、東葛飾郡沼南町	編入
平成17年3月28日	岐阜県	海津市	海津郡海津町、同郡平田町、同郡南濃町	新設
平成17年3月28日	鳥取県	大山町	西伯郡中山町、同郡名和町、同郡大山町	新設
平成17年3月28日	広島県	尾道市	尾道市、御調郡御調町、同郡向島町	編入
平成17年3月28日	愛媛県	八幡浜市	八幡浜市、西宇和郡保内町	新設
平成17年3月28日	福岡県	宗像市	宗像市、宗像郡大島村	編入
平成17年3月28日	福岡県	東峰村	朝倉郡小石原村、同郡宝珠山村	新設
平成17年3月31日	青森県	八戸市	八戸市、三戸郡南郷村	編入
平成17年3月31日	青森県	深浦町	西津軽郡深浦町、同郡岩崎村	新設
平成17年3月31日	青森県	七戸町	上北郡七戸町、同郡天間林村	新設
平成17年3月31日	青森県	東北町	上北郡上北町、同郡東北町	新設
平成17年3月31日	福井県	若狭町	三方郡三方町、遠敷郡上中町	新設
平成17年3月31日	鳥取県	米子市	米子市、西伯郡淀江町	新設
平成17年3月31日	鳥取県	八頭町	八頭郡郡家町、同郡船岡町、同郡八東町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年3月31日	島根県	松江市	松江市、八束郡鹿島町、同郡島根町、同郡美保関町、同郡八雲村、同郡玉湯町、同郡宍道町、同郡八束町	新設
平成17年3月31日	島根県	奥出雲町	仁多郡仁多町、同郡横田町	新設
平成17年3月31日	岡山県	新見市	新見市、阿哲郡大佐町、同郡神郷町、同郡哲多町、同郡哲西町	新設
平成17年3月31日	岡山県	真庭市	上房郡北房町、真庭郡勝山町、同郡落合町、同郡湯原町、同郡久世町、同郡美甘村、同郡川上村、同郡八束村、同郡中和村	新設
平成17年3月31日	岡山県	美作市	勝田郡勝田町、英田郡大原町、同郡東粟倉村、同郡美作町、同郡作東町、同郡英田町	新設
平成17年3月31日	広島県	庄原市	庄原市、甲奴郡総領町、比婆郡西城町、同郡東城町、同郡口和町、同郡高野町、同郡比和町	新設
平成17年3月31日	大分県	豊後高田市	豊後高田市、西国東郡真玉町、同郡香々地町	新設
平成17年3月31日	大分県	宇佐市	宇佐市、宇佐郡院内町、同郡安心院町	新設
平成17年3月31日	大分県	豊後大野市	大野郡三重町、同郡清川村、同郡緒方町、同郡朝地町、同郡大野町、同郡千歳村、同郡犬飼町	新設
平成17年3月31日	鹿児島県	南大隅町	肝属郡根占町、同郡佐多町	新設
平成17年4月1日	北海道	森町	茅部郡森町、同郡砂原町	新設
平成17年4月1日	青森県	青森市	青森市、南津軽郡浪岡町	新設
平成17年4月1日	宮城県	登米市	登米郡迫町、同郡登米町、同郡東和町、同郡中田町、同郡豊里町、同郡米山町、同郡石越町、同郡南方町、本吉郡津山町	新設
平成17年4月1日	宮城県	栗原市	栗原郡築館町、同郡若柳町、同郡栗駒町、同郡高清水町、同郡一迫町、同郡瀬峰町、同郡鶯沢町、同郡金成町、同郡志波姫町、同郡花山村	新設
平成17年4月1日	宮城県	東松島市	桃生郡矢本町、同郡鳴瀬町	新設
平成17年4月1日	宮城県	石巻市	石巻市、桃生郡河北町、同郡雄勝町、同郡河南町、同郡桃生町、同郡北上町、牡鹿郡牡鹿町	新設
平成17年4月1日	福島県	須賀川市	須賀川市、岩瀬郡長沼町、同郡岩瀬村	編入
平成17年4月1日	埼玉県	さいたま市	さいたま市、岩槻市	編入
平成17年4月1日	埼玉県	秩父市	秩父市、秩父郡吉田町、同郡大滝村、同郡荒川村	新設
平成17年4月1日	新潟県	十日町市	十日町市、中魚沼郡川西町、同郡中里村、東頸城郡松代町、同郡松之山町	新設
平成17年4月1日	新潟県	妙高市	新井市、中頸城郡妙高高原町、同郡妙高村	編入
平成17年4月1日	新潟県	阿賀町	東蒲原郡津川町、同郡鹿瀬町、同郡上川村、同郡三川村	新設
平成17年4月1日	新潟県	長岡市	長岡市、南蒲原郡中之島町、三島郡越路町、同郡三島町、古志郡山古志村、刈羽郡小国町	編入
平成17年4月1日	富山県	富山市	富山市、上新川郡大沢野町、同郡大山町、婦負郡八尾町、同郡婦中町、同郡山田村、同郡細入村	新設
平成17年4月1日	長野県	塩尻市	塩尻市、木曽郡楢川村	編入
平成17年4月1日	長野県	松本市	松本市、東筑摩郡四賀村、南安曇郡奈川村、同郡安曇村、同郡梓川村	編入
平成17年4月1日	長野県	佐久市	佐久市、南佐久郡臼田町、北佐久郡浅科村、同郡望月町	新設
平成17年4月1日	長野県	中野市	中野市、下水内郡豊田村	新設
平成17年4月1日	静岡県	沼津市	沼津市、田方郡戸田村	編入
平成17年4月1日	静岡県	磐田市	磐田市、磐田郡福田町、同郡竜洋町、同郡豊田町、同郡豊岡村	新設
平成17年4月1日	静岡県	掛川市	掛川市、小笠郡大須賀町、同郡大東町	新設
平成17年4月1日	静岡県	袋井市	袋井市、磐田郡浅羽町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年4月1日	静岡県	伊豆の国市	田方郡伊豆長岡町、同郡韮山町、同郡大仁町	新設
平成17年4月1日	静岡県	西伊豆町	賀茂郡西伊豆町、同郡賀茂村	新設
平成17年4月1日	愛知県	稲沢市	稲沢市、中島郡祖父江町、同郡平和町	編入
平成17年4月1日	愛知県	一宮市	一宮市、尾西市、葉栗郡木曽川町	編入
平成17年4月1日	愛知県	愛西市	海部郡佐屋町、同郡立田村、同郡八開村、同郡佐織町	新設
平成17年4月1日	愛知県	豊田市	豊田市、西加茂郡藤岡町、同郡小原村、東加茂郡足助町、同郡下山村、同郡旭町、同郡稲武町	編入
平成17年4月1日	京都府	京都市	京都市、北桑田郡京北町	編入
平成17年4月1日	兵庫県	朝来市	朝来郡生野町、同郡和田山町、同郡山東町、同郡朝来町	新設
平成17年4月1日	兵庫県	豊岡市	豊岡市、城崎郡城崎町、同郡竹野町、同郡日高町、出石郡出石町、同郡但東町	新設
平成17年4月1日	兵庫県	淡路市	津名郡津名町、同郡淡路町、同郡北淡町、同郡一宮町、同郡東浦町	新設
平成17年4月1日	兵庫県	宍粟市	宍粟郡山崎町、同郡一宮町、同郡波賀町、同郡千種町	新設
平成17年4月1日	兵庫県	香美町	城崎郡香住町、美方郡村岡町、同郡美方町	新設
平成17年4月1日	奈良県	奈良市	奈良市、添上郡月ヶ瀬村、山辺郡都祁村	編入
平成17年4月1日	和歌山県	海南市	海南市、海草郡下津町	新設
平成17年4月1日	和歌山県	串本町	西牟婁郡串本町、東牟婁郡古座町	新設
平成17年4月1日	徳島県	阿波市	板野郡吉野町、同郡土成町、阿波郡市場町、同郡阿波町	新設
平成17年4月1日	愛媛県	伊予市	伊予市、伊予郡中山町、同郡双海町	新設
平成17年4月1日	愛媛県	伊方町	西宇和郡伊方町、同郡瀬戸町、同郡三崎町	新設
平成17年4月1日	長崎県	西海市	西彼杵郡西彼町、同郡西海町、同郡大島町、同郡崎戸町、同郡大瀬戸町	新設
平成17年4月1日	長崎県	佐世保市	佐世保市、北松浦郡吉井町、同郡世知原町	編入
平成17年4月1日	大分県	竹田市	竹田市、直入郡荻町、同郡久住町、同郡直入町	新設
平成17年4月1日	沖縄県	うるま市	石川市、具志川市、中頭郡与那城町、同郡勝連町	新設
平成17年4月10日	高知県	四万十市	中村市、幡多郡西土佐村	新設
平成17年4月25日	広島県	広島市	広島市、佐伯郡湯来町	編入
平成17年5月1日	新潟県	新発田市	新発田市、北蒲原郡紫雲寺町、同郡加治川村	編入
平成17年5月1日	新潟県	三条市	三条市、南蒲原郡栄町、同郡下田村	新設
平成17年5月1日	新潟県	柏崎市	柏崎市、刈羽郡高柳町、同郡西山町	編入
平成17年5月1日	岐阜県	可児市	可児市、可児郡兼山町	編入
平成17年5月1日	和歌山県	田辺市	田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村、東牟婁郡本宮町	新設
平成17年5月1日	和歌山県	日高川町	日高郡川辺町、同郡中津村、同郡美山村	新設
平成17年5月1日	鹿児島県	日置市	日置郡東市来町、同郡伊集院町、同郡日吉町、同郡吹上町	新設
平成17年5月5日	静岡県	島田市	島田市、榛原郡金谷町	新設
平成17年6月6日	岩手県	宮古市	宮古市、下閉伊郡田老町、同郡新里村	新設
平成17年6月13日	群馬県	桐生市	桐生市、勢多郡新里村、同郡黒保根村	編入
平成17年6月20日	秋田県	大館市	大館市、北秋田郡比内町、同郡田代町	編入
平成17年7月1日	山形県	庄内町	東田川郡立川町、同郡余目町	新設
平成17年7月1日	千葉県	旭市	旭市、海上郡海上町、同郡飯岡町、香取郡干潟町	新設
平成17年7月1日	静岡県	浜松市	浜松市、浜北市、天竜市、浜名郡舞阪町、同郡雄踏町、引佐郡細江町、同郡引佐町、同郡三ケ日町、周智郡春野町、磐田郡佐久間町、同郡水窪町、同郡龍山村	編入
平成17年7月1日	鹿児島県	曽於市	曽於郡大隅町、同郡財部町、同郡末吉町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年7月1日	鹿児島県	肝付町	肝属郡内之浦町、同郡高山町	新設
平成17年7月7日	愛知県	清須市	西春日井郡西枇杷島町、同郡清洲町、同郡新川町	新設
平成17年8月1日	茨城県	神栖市	鹿島郡神栖町、同郡波崎町	編入
平成17年8月1日	岡山県	倉敷市	倉敷市、浅口郡船穂町、吉備郡真備町	編入
平成17年8月1日	愛媛県	宇和島市	宇和島市、北宇和郡吉田町、同郡三間町、同郡津島町	新設
平成17年8月1日	高知県	仁淀川町	吾川郡池川町、同郡吾川村、高岡郡仁淀村	新設
平成17年8月1日	熊本県	八代市	八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村、同郡泉村	新設
平成17年9月1日	北海道	せたな町	久遠郡大成町、瀬棚郡瀬棚町、同郡北檜山町	新設
平成17年9月1日	北海道	士別市	士別市、上川郡朝日町	新設
平成17年9月1日	岩手県	八幡平市	岩手郡西根町、同郡安代町、同郡松尾村	新設
平成17年9月1日	新潟県	胎内市	北蒲原郡中条町、同郡黒川村	新設
平成17年9月1日	石川県	志賀町	羽咋郡富来町、同郡志賀町	新設
平成17年9月2日	茨城県	行方市	行方郡麻生町、同郡北浦町、同郡玉造町	新設
平成17年9月12日	茨城県	古河市	古河市、猿島郡総和町、同郡三和町	新設
平成17年9月20日	岩手県	一関市	一関市、西磐井郡花泉町、東磐井郡大東町、同郡千厩町、同郡東山町、同郡室根村、同郡川崎村	新設
平成17年9月20日	秋田県	仙北市	仙北郡田沢湖町、同郡角館町、同郡西木村	新設
平成17年9月20日	静岡県	川根本町	榛原郡中川根町、同郡本川根町	新設
平成17年9月25日	奈良県	五條市	五條市、吉野郡西吉野村、同郡大塔村	編入
平成17年9月25日	島根県	津和野町	鹿足郡津和野町、同郡日原町	新設
平成17年9月26日	香川県	高松市	高松市、香川郡塩江町	編入
平成17年10月1日	北海道	遠軽町	紋別郡生田原町、同郡遠軽町、同郡丸瀬布町、同郡白滝村	新設
平成17年10月1日	北海道	石狩市	石狩市、厚田郡厚田村、浜益郡浜益村	編入
平成17年10月1日	北海道	八雲町	爾志郡熊石町、山越郡八雲町	新設
平成17年10月1日	岩手県	遠野市	遠野市、上閉伊郡宮守村	新設
平成17年10月1日	宮城県	南三陸町	本吉郡志津川町、同郡歌津町	新設
平成17年10月1日	秋田県	にかほ市	由利郡仁賀保町、同郡金浦町、同郡象潟町	新設
平成17年10月1日	秋田県	横手市	横手市、平鹿郡増田町、同郡平鹿町、同郡雄物川町、同郡大森町、同郡十文字町、同郡山内村、同郡大雄村	新設
平成17年10月1日	山形県	鶴岡市	鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町)、同郡朝日村、西田川郡温海町	新設
平成17年10月1日	福島県	会津美里町	大沼郡会津高田町、同郡会津本郷町、同郡新鶴村	新設
平成17年10月1日	茨城県	桜川市	西茨城郡岩瀬町、真壁郡真壁町、同郡大和村	新設
平成17年10月1日	茨城県	石岡市	石岡市、新治郡八郷町	新設
平成17年10月1日	栃木県	大田原市	大田原市、那須郡湯津上村、同郡黒羽町	編入
平成17年10月1日	栃木県	那須烏山市	那須郡南那須町、同郡烏山町	新設
平成17年10月1日	栃木県	那珂川町	那須郡馬頭町、同郡小川町	新設
平成17年10月1日	群馬県	みなかみ町	利根郡月夜野町、同郡水上町、同郡新治村	新設
平成17年10月1日	埼玉県	熊谷市	熊谷市、大里郡大里町、同郡妻沼町	新設
平成17年10月1日	埼玉県	春日部市	春日部市、北葛飾郡庄和町	新設
平成17年10月1日	埼玉県	小鹿野町	秩父郡小鹿野町、同郡両神村	新設
平成17年10月1日	埼玉県	鴻巣市	鴻巣市、北足立郡吹上町、北埼玉郡川里町	編入
平成17年10月1日	埼玉県	ふじみ野市	上福岡市、入間郡大井町	新設
平成17年10月1日	新潟県	南魚沼市	南魚沼市、南魚沼郡塩沢町	編入
平成17年10月1日	石川県	加賀市	加賀市、江沼郡山中町	新設
平成17年10月1日	福井県	越前市	武生市、今立郡今立町	新設
平成17年10月1日	山梨県	市川三郷町	西八代郡三珠町、同郡市川大門町、同郡六郷町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年10月1日	長野県	安曇野市	南安曇郡豊科町、同郡穂高町、同郡三郷村、同郡堀金村、東筑摩郡明科町	新設
平成17年10月1日	長野県	飯綱町	上水内郡牟礼村、同郡三水村	新設
平成17年10月1日	長野県	長和町	小県郡長門町、同郡和田村	新設
平成17年10月1日	長野県	飯田市	飯田市、下伊那郡上村、同郡南信濃村	編入
平成17年10月1日	愛知県	田原市	田原市、渥美郡渥美町	編入
平成17年10月1日	愛知県	新城市	新城市、南設楽郡鳳来町、同郡作手村	新設
平成17年10月1日	愛知県	設楽町	北設楽郡設楽町、同郡津具村	新設
平成17年10月1日	三重県	南伊勢町	度会郡南勢町、同郡南島町	新設
平成17年10月1日	滋賀県	米原市	米原市、坂田郡近江町	編入
平成17年10月1日	兵庫県	西脇市	西脇市、多可郡黒田庄町	新設
平成17年10月1日	兵庫県	たつの市	龍野市、揖保郡新宮町、同郡揖保川町、同郡御津町	新設
平成17年10月1日	兵庫県	佐用町	佐用郡佐用町、同郡上月町、同郡南光町、同郡三日月町	新設
平成17年10月1日	兵庫県	新温泉町	美方郡浜坂町、同郡温泉町	新設
平成17年10月1日	和歌山県	新宮市	新宮市、東牟婁郡熊野川町	新設
平成17年10月1日	和歌山県	かつらぎ町	伊都郡かつらぎ町、同郡花園村	編入
平成17年10月1日	鳥取県	北栄町	東伯郡北条町、同郡大栄町	新設
平成17年10月1日	島根県	浜田市	浜田市、那賀郡金城町、同郡旭町、同郡弥栄村、同郡三隅町	新設
平成17年10月1日	島根県	大田市	大田市、邇摩郡温泉津町、同郡仁摩町	新設
平成17年10月1日	島根県	吉賀町	鹿足郡柿木村、同郡六日市町	新設
平成17年10月1日	山口県	山口市	山口市、佐波郡徳地町、吉敷郡秋穂町、同郡小郡町、同郡阿知須町	新設
平成17年10月1日	佐賀県	佐賀市	佐賀市、佐賀郡諸富町、同郡大和町、同郡富士町、神埼郡三瀬村	新設
平成17年10月1日	長崎県	平戸市	平戸市、北松浦郡生月町、同郡田平町、同郡大島村	新設
平成17年10月1日	熊本県	氷川町	八代郡竜北町、同郡宮原町	新設
平成17年10月1日	大分県	由布市	大分郡挾間町、同郡庄内町、同郡湯布院町	新設
平成17年10月1日	大分県	杵築市	杵築市、速見郡山香町、西国東郡大田村	新設
平成17年10月1日	沖縄県	宮古島市	平良市、宮古郡城辺町、同郡下地町、同郡上野村、同郡伊良部町	新設
平成17年10月3日	熊本県	玉名市	玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町、同郡天水町	新設
平成17年10月10日	新潟県	新潟市	新潟市、西蒲原郡巻町	編入
平成17年10月11日	北海道	釧路市	釧路市、阿寒郡阿寒町、白糠郡音別町	新設
平成17年10月11日	茨城県	鉾田市	鹿島郡旭村、同郡鉾田町、同郡大洋村	新設
平成17年10月11日	長野県	筑北村	東筑摩郡本城村、同郡坂北村、同郡坂井村	新設
平成17年10月11日	静岡県	牧之原市	榛原郡相良町、同郡榛原町	新設
平成17年10月11日	三重県	紀北町	北牟婁郡紀伊長島町、同郡海山町	新設
平成17年10月11日	京都府	京丹波町	船井郡丹波町、同郡瑞穂町、同郡和知町	新設
平成17年10月11日	香川県	観音寺市	観音寺市、三豊郡大野原町、同郡豊浜町	新設
平成17年10月11日	福岡県	上毛町	築上郡新吉富村、同郡大平村	新設
平成17年10月11日	長崎県	雲仙市	南高来郡国見町、同郡瑞穂町、同郡吾妻町、同郡愛野町、同郡千々石町、同郡小浜町、同郡南串山町	新設
平成17年10月11日	鹿児島県	いちき串木野市	串木野市、日置郡市来町	新設
平成17年10月24日	兵庫県	三木市	三木市、美嚢郡吉川町	編入
平成17年11月1日	岩手県	西和賀町	和賀郡湯田町、同郡沢内村	新設
平成17年11月1日	山形県	酒田市	酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町、同郡平田町	新設
平成17年11月1日	福島県	会津若松市	会津若松市、河沼郡河東町	編入
平成17年11月1日	富山県	射水市	新湊市、射水郡小杉町、同郡大門町、同郡下村、同郡大島町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年11月1日	富山県	高岡市	高岡市、西礪波郡福岡町	新設
平成17年11月1日	山梨県	甲州市	塩山市、東山梨郡勝沼町、同郡大和村	新設
平成17年11月1日	長野県	木曽町	木曽郡木曽福島町、同郡日義村、同郡開田村、同郡三岳村	新設
平成17年11月1日	三重県	伊勢市	伊勢市、度会郡二見町、同郡小俣町、同郡御薗村	新設
平成17年11月1日	三重県	熊野市	熊野市、南牟婁郡紀和町	新設
平成17年11月1日	兵庫県	多可町	多可郡中町、同郡加美町、同郡八千代町	新設
平成17年11月3日	広島県	廿日市市	廿日市市、佐伯郡大野町、同郡宮島町	編入
平成17年11月7日	福島県	白河市	白河市、西白河郡表郷村、同郡大信村、同郡東村	新設
平成17年11月7日	福井県	大野市	大野市、大野郡和泉村	編入
平成17年11月7日	兵庫県	神河町	神崎郡神崎町、同郡大河内町	新設
平成17年11月7日	和歌山県	紀の川市	那賀郡打田町、同郡粉河町、同郡那賀町、同郡桃山町、同郡貴志川町	新設
平成17年11月7日	鹿児島県	霧島市	国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町、同郡福山町	新設
平成17年11月7日	鹿児島県	南さつま市	加世田市、川辺郡笠沙町、同郡大浦町、同郡坊津町、日置郡金峰町	新設
平成17年11月27日	愛知県	豊根村	北設楽郡豊根村、同郡富山村	編入
平成17年12月1日	福島県	二本松市	二本松市、安達郡安達町、同郡岩代町、同郡東和町	新設
平成17年12月5日	千葉県	いすみ市	夷隅郡夷隅町、同郡大原町、同郡岬町	新設
平成18年1月1日	青森県	平川市	南津軽郡平賀町、同郡尾上町、同郡碇ヶ関村	新設
平成18年1月1日	青森県	南部町	三戸郡名川町、同郡南部町、同郡福地村	新設
平成18年1月1日	岩手県	花巻市	花巻市、稗貫郡大迫町、同郡石鳥谷町、和賀郡東和町	新設
平成18年1月1日	岩手県	二戸市	二戸市、二戸郡浄法寺町	新設
平成18年1月1日	岩手県	洋野町	九戸郡種市町、同郡大野村	新設
平成18年1月1日	宮城県	美里町	遠田郡小牛田町、同郡南郷町	新設
平成18年1月1日	福島県	南相馬市	原町市、相馬郡小高町、同郡鹿島町	新設
平成18年1月1日	福島県	伊達市	伊達郡伊達町、同郡梁川町、同郡保原町、同郡霊山町、同郡月舘町	新設
平成18年1月1日	茨城県	常総市	水海道市、結城郡石下町	編入
平成18年1月1日	茨城県	下妻市	下妻市、結城郡千代川村	編入
平成18年1月1日	栃木県	鹿沼市	鹿沼市、上都賀郡粟野町	編入
平成18年1月1日	群馬県	藤岡市	藤岡市、多野郡鬼石町	編入
平成18年1月1日	埼玉県	行田市	行田市、北埼玉郡南河原村	編入
平成18年1月1日	埼玉県	深谷市	深谷市、大里郡岡部町、同郡川本町、同郡花園町	新設
平成18年1月1日	埼玉県	神川町	児玉郡神川町、児玉郡神泉村	新設
平成18年1月1日	新潟県	五泉市	五泉市、中蒲原郡村松町	新設
平成18年1月1日	新潟県	長岡市	長岡市、栃尾市、三島郡与板町、同郡和島村、同郡寺泊町	編入
平成18年1月1日	長野県	大町市	大町市、北安曇郡八坂村、同郡美麻村	編入
平成18年1月1日	長野県	阿智村	下伊那郡阿智村、同郡浪合村	編入
平成18年1月1日	岐阜県	岐阜市	岐阜市、羽島郡柳津町	編入
平成18年1月1日	愛知県	岡崎市	岡崎市、額田郡額田町	編入
平成18年1月1日	三重県	津市	津市、久居市、安芸郡河芸町、同郡芸濃町、同郡美里村、同郡安濃町、一志郡香良洲町、同郡一志町、同郡白山町、同郡美杉村	新設
平成18年1月1日	三重県	多気町	多気郡多気町、同郡勢和村	新設
平成18年1月1日	滋賀県	東近江市	東近江市、神崎郡能登川町、蒲生郡蒲生町	編入
平成18年1月1日	京都府	福知山市	福知山市、天田郡三和町、同郡夜久野町、加佐郡大江町	編入

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成18年1月1日	京都府	南丹市	船井郡園部町、同郡八木町、同郡日吉町、北桑田郡美山町	新設
平成18年1月1日	奈良県	宇陀市	宇陀郡大宇陀町、同郡榛原町、同郡菟田野町、同郡室生村	新設
平成18年1月1日	和歌山県	紀美野町	海草郡野上町、同郡美里町	新設
平成18年1月1日	和歌山県	有田川町	有田郡吉備町、同郡金屋町、同郡清水町	新設
平成18年1月1日	香川県	三豊市	三豊郡高瀬町、同郡山本町、同郡三野町、同郡豊中町、同郡詫間町、同郡仁尾町、同郡財田町	新設
平成18年1月1日	高知県	中土佐町	高岡郡中土佐町、同郡大野見村	新設
平成18年1月1日	佐賀県	唐津市	唐津市、東松浦郡七山村	編入
平成18年1月1日	佐賀県	嬉野市	藤津郡塩田町、同郡嬉野町	新設
平成18年1月1日	長崎県	島原市	島原市、南高来郡有明町	編入
平成18年1月1日	長崎県	松浦市	松浦市、北松浦郡福島町、同郡鷹島町	新設
平成18年1月1日	宮崎県	宮崎市	宮崎市、宮崎郡佐土原町、同郡田野町、東諸県郡高岡町	編入
平成18年1月1日	宮崎県	都城市	都城市、北諸県郡山之口町、同郡高城町、同郡山田町、同郡高崎町	新設
平成18年1月1日	宮崎県	美郷町	東臼杵郡南郷村、同郡西郷村、同郡北郷村	新設
平成18年1月1日	鹿児島県	鹿屋市	鹿屋市、曽於郡輝北町、肝属郡串良町、同郡吾平町	新設
平成18年1月1日	鹿児島県	指宿市	指宿市、揖宿郡山川町、同郡開聞町	新設
平成18年1月1日	鹿児島県	志布志市	曽於郡松山町、同郡志布志町、同郡有明町	新設
平成18年1月1日	沖縄県	八重瀬町	島尻郡東風平町、同郡具志頭村	新設
平成18年1月1日	沖縄県	南城市	島尻郡玉城村、同郡知念村、同郡佐敷町、同郡大里村	新設
平成18年1月4日	福島県	喜多方市	喜多方市、耶麻郡熱塩加納村、同郡塩川町、同郡山都町、同郡高郷村	新設
平成18年1月4日	長崎県	長崎市	長崎市、西彼杵郡琴海町	編入
平成18年1月10日	岩手県	盛岡市	盛岡市、岩手郡玉山村	編入
平成18年1月10日	栃木県	下野市	河内郡南河内町、下都賀郡石橋町、同郡国分寺町	新設
平成18年1月10日	埼玉県	本庄市	本庄市、児玉郡児玉町	新設
平成18年1月10日	三重県	大台町	多気郡大台町、同郡宮川村	新設
平成18年1月10日	三重県	紀宝町	南牟婁郡紀宝町、同郡鵜殿村	新設
平成18年1月10日	広島県	尾道市	尾道市、因島市、豊田郡瀬戸田町	編入
平成18年1月10日	香川県	高松市	高松市、香川郡香川町、同郡香南町、綾歌郡国分寺町、木田郡庵治町、同郡牟礼町	編入
平成18年1月10日	福岡県	築上町	築上郡椎田町、同郡築城町	新設
平成18年1月23日	群馬県	高崎市	高崎市、群馬郡倉渕村、同郡箕郷町、同郡群馬町、多野郡新町	編入
平成18年1月23日	千葉県	匝瑳市	八日市場市、匝瑳郡野栄町	新設
平成18年1月23日	岐阜県	多治見市	多治見市、土岐郡笠原町	編入
平成18年2月1日	北海道	北斗市	上磯郡上磯町、亀田郡大野町	新設
平成18年2月1日	埼玉県	ときがわ町	比企郡都幾川村、同郡玉川村	新設
平成18年2月1日	石川県	輪島市	輪島市、鳳珠郡門前町	新設
平成18年2月1日	福井県	福井市	福井市、足羽郡美山町、丹生郡越廼村、同郡清水町	編入
平成18年2月1日	愛知県	豊川市	豊川市、宝飯郡一宮町	編入
平成18年2月6日	北海道	幕別町	中川郡幕別町、広尾郡忠類村	編入
平成18年2月11日	兵庫県	洲本市	洲本市、津名郡五色町	新設
平成18年2月11日	福岡県	宮若市	鞍手郡宮田町、同郡若宮町	新設
平成18年2月13日	福井県	永平寺町	吉田郡松岡町、同郡永平寺町、同郡上志比村	新設
平成18年2月13日	滋賀県	長浜市	長浜市、東浅井郡浅井町、同郡びわ町	新設
平成18年2月13日	滋賀県	愛荘町	愛知郡秦荘町、同郡愛知川町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成18年2月20日	岩手県	奥州市	水沢市、江刺市、胆沢郡前沢町、同郡胆沢町、同郡衣川村	新設
平成18年2月20日	茨城県	土浦市	土浦市、新治郡新治村	編入
平成18年2月20日	群馬県	渋川市	渋川市、北群馬郡伊香保町、同郡小野上村、同郡子持村、勢多郡赤城村、同郡北橘村	新設
平成18年2月20日	山梨県	中央市	中巨摩郡玉穂町、同郡田富町、東八代郡豊富村	新設
平成18年2月20日	宮崎県	延岡市	延岡市、東臼杵郡北方町、同郡北浦町	編入
平成18年2月25日	宮崎県	日向市	日向市、東臼杵郡東郷町	編入
平成18年2月27日	青森県	弘前市	弘前市、中津軽郡岩木町、同郡相馬村	新設
平成18年2月27日	熊本県	合志市	菊池郡合志町、同郡西合志町	新設
平成18年3月1日	北海道	日高町	沙流郡日高町、同郡門別町	新設
平成18年3月1日	北海道	伊達市	伊達市、有珠郡大滝村	編入
平成18年3月1日	青森県	おいらせ町	上北郡百石町、同郡下田町	新設
平成18年3月1日	山梨県	富士河口湖町	南都留郡富士河口湖町、西八代郡上九一色村	編入
平成18年3月1日	山梨県	甲府市	甲府市、東八代郡中道町、西八代郡上九一色村	編入
平成18年3月1日	京都府	与謝野町	与謝郡加悦町、同郡岩滝町、同郡野田川町	新設
平成18年3月1日	和歌山県	橋本市	橋本市、伊都郡高野口町	新設
平成18年3月1日	和歌山県	白浜町	西牟婁郡白浜町、同郡日置川町	新設
平成18年3月1日	岡山県	和気町	和気郡佐伯町、同郡和気町	新設
平成18年3月1日	広島県	福山市	福山市、深安郡神辺町	編入
平成18年3月1日	徳島県	東みよし町	三好郡三好町、同郡三加茂町	新設
平成18年3月1日	徳島県	三好市	三好郡三野町、同郡池田町、同郡山城町、同郡井川町、同郡東祖谷山村、同郡西祖谷山村	新設
平成18年3月1日	高知県	香南市	香美郡赤岡町、同郡香我美町、同郡野市町、同郡夜須町、同郡吉川村	新設
平成18年3月1日	高知県	香美市	香美郡土佐山田町、同郡香北町、同郡物部村	新設
平成18年3月1日	佐賀県	武雄市	武雄市、杵島郡山内町、同郡北方町	新設
平成18年3月1日	佐賀県	有田町	西松浦郡有田町、同郡西有田町	新設
平成18年3月1日	佐賀県	吉野ヶ里町	神埼郡三田川町、同郡東脊振村	新設
平成18年3月1日	熊本県	和水町	玉名郡菊水町、同郡三加和町	新設
平成18年3月3日	福井県	おおい町	遠敷郡名田庄村、大飯郡大飯町	新設
平成18年3月5日	北海道	北見市	北見市、常呂郡端野町、同郡常呂町、同郡留辺蘂町	新設
平成18年3月6日	岩手県	久慈市	久慈市、九戸郡山形村	新設
平成18年3月6日	長野県	上田市	上田市、小県郡丸子町、同郡真田町、同郡武石村	新設
平成18年3月6日	福岡県	福智町	田川郡赤池町、同郡金田町、同郡方城町	新設
平成18年3月13日	鹿児島県	出水市	出水市、出水郡野田町、同郡高尾野町	新設
平成18年3月15日	山梨県	北杜市	北杜市、北巨摩郡小淵沢町	編入
平成18年3月18日	群馬県	安中市	安中市、碓氷郡松井田町	新設
平成18年3月19日	茨城県	笠間市	笠間市、西茨城郡友部町、同郡岩間町	新設
平成18年3月20日	北海道	枝幸町	枝幸郡枝幸町、同郡歌登町	新設
平成18年3月20日	秋田県	三種町	山本郡琴丘町、同郡山本町、同郡八竜町	新設
平成18年3月20日	福島県	南会津町	南会津郡田島町、同郡舘岩村、同郡伊南村、同郡南郷村	新設
平成18年3月20日	栃木県	日光市	今市市、上都賀郡足尾町、塩谷郡藤原町、同郡栗山村、日光市	新設
平成18年3月20日	千葉県	南房総市	安房郡富浦町、同郡富山町、同郡三芳村、同郡白浜町、同郡千倉町、同郡丸山町、同郡和田町	新設
平成18年3月20日	神奈川県	相模原市	相模原市、津久井郡津久井町、同郡相模湖町	編入
平成18年3月20日	新潟県	燕市	燕市、西蒲原郡吉田町、同郡分水町	新設
平成18年3月20日	福井県	坂井市	坂井郡三国町、同郡丸岡町、同郡春江町、同郡坂井町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成18年3月20日	愛知県	北名古屋市	西春日井郡師勝町、同郡西春町	新設
平成18年3月20日	滋賀県	大津市	大津市、滋賀郡志賀町	編入
平成18年3月20日	兵庫県	加東市	加東郡社町、同郡滝野町、同郡東条町	新設
平成18年3月20日	山口県	岩国市	岩国市、玖珂郡由宇町、同郡玖珂町、同郡本郷村、同郡周東町、同郡錦町、同郡美川町、同郡美和町	新設
平成18年3月20日	徳島県	阿南市	阿南市、那賀郡那賀川町、同郡羽ノ浦町	編入
平成18年3月20日	香川県	まんのう町	仲多度郡琴南町、同郡満濃町、同郡仲南町	新設
平成18年3月20日	高知県	四万十町	高岡郡窪川町、幡多郡大正町、同郡十和村	新設
平成18年3月20日	高知県	黒潮町	幡多郡大方町、同郡佐賀町	新設
平成18年3月20日	福岡県	朝倉市	甘木市、朝倉郡杷木町、同郡朝倉町	新設
平成18年3月20日	福岡県	みやこ町	京都郡犀川町、同郡勝山町、同郡豊津町	新設
平成18年3月20日	佐賀県	神埼市	神埼郡神埼町、同郡千代田町、同郡脊振村	新設
平成18年3月20日	宮崎県	小林市	小林市、西諸県郡須木村	新設
平成18年3月20日	鹿児島県	奄美市	名瀬市、大島郡住用村、同郡笠利町	新設
平成18年3月20日	鹿児島県	長島町	出水郡東町、同郡長島町	新設
平成18年3月21日	秋田県	能代市	能代市、山本郡二ツ井町	新設
平成18年3月21日	岡山県	浅口市	浅口郡金光町、同郡鴨方町、同郡寄島町	新設
平成18年3月21日	香川県	小豆島町	小豆郡内海町、同郡池田町	新設
平成18年3月21日	香川県	綾川町	綾歌郡綾上町、同郡綾南町	新設
平成18年3月26日	福岡県	飯塚市	飯塚市、嘉穂郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町、同郡頴田町	新設
平成18年3月27日	北海道	岩見沢市	岩見沢市、空知郡北村、同郡栗沢町	編入
平成18年3月27日	北海道	名寄市	名寄市、上川郡風連町	新設
平成18年3月27日	北海道	安平町	勇払郡早来町、同郡追分町	新設
平成18年3月27日	北海道	むかわ町	勇払郡鵡川町、同郡穂別町	新設
平成18年3月27日	北海道	洞爺湖町	虻田郡虻田町、同郡洞爺村	新設
平成18年3月27日	秋田県	八峰町	山本郡八森町、同郡峰浜村	新設
平成18年3月27日	茨城県	つくばみらい市	筑波郡伊奈町、筑波郡谷和原村	新設
平成18年3月27日	茨城県	小美玉市	東茨城郡小川町、同郡美野里町、新治郡玉里村	新設
平成18年3月27日	群馬県	富岡市	富岡市、甘楽郡妙義町	新設
平成18年3月27日	群馬県	みどり市	新田郡笠懸町、山田郡大間々町、勢多郡東村	新設
平成18年3月27日	群馬県	東吾妻町	吾妻郡東村、同郡吾妻町	新設
平成18年3月27日	千葉県	横芝光町	山武郡横芝町、匝瑳郡光町	新設
平成18年3月27日	千葉県	成田市	成田市、香取郡下総町、同郡大栄町	編入
平成18年3月27日	千葉県	香取市	佐原市、香取郡山田町、同郡栗源町、同郡小見川町	新設
平成18年3月27日	千葉県	山武市	山武郡成東町、同郡山武町、同郡蓮沼村、同郡松尾町	新設
平成18年3月27日	岐阜県	大垣市	大垣市、養老郡上石津町、安八郡墨俣町	編入
平成18年3月27日	兵庫県	姫路市	姫路市、神崎郡香寺町、宍粟郡安富町、飾磨郡家島町、同郡夢前町	編入
平成18年3月27日	福岡県	嘉麻市	山田市、嘉穂郡稲築町、同郡碓井町、同郡嘉穂町	新設
平成18年3月27日	熊本県	天草市	本渡市、牛深市、天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町、同郡栖本町、同郡新和町、同郡五和町、同郡天草町、同郡河浦町	新設
平成18年3月31日	北海道	大空町	網走郡東藻琴村、同郡女満別町	新設
平成18年3月31日	北海道	新ひだか町	静内郡静内町、三石郡三石町	新設
平成18年3月31日	宮城県	大崎市	古川市、志田郡松山町、同郡三本木町、同郡鹿島台町、玉造郡岩出山町、同郡鳴子町、遠田郡田尻町	新設
平成18年3月31日	宮城県	気仙沼市	気仙沼市、本吉郡唐桑町	新設
平成18年3月31日	富山県	黒部市	黒部市、下新川郡宇奈月町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成18年3月31日	長野県	伊那市	伊那市、上伊那郡高遠町、同郡長谷村	新設
平成18年3月31日	静岡県	静岡市	静岡市、庵原郡蒲原町	編入
平成18年3月31日	徳島県	海陽町	海部郡海南町、同郡海部町、同郡宍喰町	新設
平成18年3月31日	徳島県	美波町	海部郡由岐町、同郡日和佐町	新設
平成18年3月31日	長崎県	南島原市	南高来郡加津佐町、同郡口之津町、同郡南有馬町、同郡北有馬町、同郡西有家町、同郡有家町、同郡布津町、同郡深江町	新設
平成18年3月31日	長崎県	佐世保市	佐世保市、北松浦郡宇久町、同郡小佐々町	編入
平成18年3月31日	大分県	国東市	東国東郡国見町、同郡国東町、同郡武蔵町、同郡安岐町	新設
平成18年4月1日	愛知県	弥富市	海部郡弥富町、同郡十四山村	編入
平成18年8月1日	山梨県	笛吹市	笛吹市、東八代郡芦川村	編入
平成18年10月1日	福岡県	八女市	八女市、八女郡上陽町	編入
平成18年10月1日	群馬県	高崎市	高崎市、群馬郡榛名町	編入
平成19年1月1日	福島県	本宮市	安達郡本宮町、同郡白沢村	新設
平成19年1月22日	岡山県	岡山市	岡山市、御津郡建部町、同郡瀬戸町	編入
平成19年1月29日	福岡県	みやま市	山門郡瀬高町、同郡山川町、三池郡高田町	新設
平成19年2月13日	埼玉県	熊谷市	熊谷市、大里郡江南町	編入
平成19年3月11日	神奈川県	相模原市	相模原市、津久井郡城山町、同郡藤野町	編入
平成19年3月12日	京都府	木津川市	相楽郡木津町、同郡加茂町、同郡山城町	新設
平成19年3月31日	栃木県	宇都宮市	宇都宮市、河内郡上河内町、同郡河内町	編入
平成19年3月31日	宮崎県	延岡市	延岡市、東臼杵郡北川町	編入

資料2

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006

第1章　日本経済の現状と今後の課題

1.「新たな挑戦の10年」へ

(明るい展望と新たなチャンスの到来)

長期停滞のトンネルを抜け出し、筋肉質の経済構造に変貌した日本経済は、ようやく未来への明るい展望を持てる状況となった。今や我々は、「新たな挑戦の10年」の出発点に立っている。

第一の「挑戦」は、我が国を取り巻くいろいろなチャンスをつかみ取るための挑戦である。日本経済については、人口減少・少子高齢化といった面が悲観的に強調されがちだが、我が国を取り巻く環境を冷静に見れば、新たな成長の芽が数多く存在する。

① 世界の成長センターであるアジアの中核国として、国際的な協業ネットワークや文化力に基づいたアジア規模での融合的市場をつくっていくのに最適な位置取りをしている。

② 継続的に原油高が予想される中で世界最先端の省エネ構造・技術が競争優位の源泉となり得る。

③ 長期的視点に立って研究開発・投資を行う「経営の論理」と短期的な収益回収を求める「資本の論理」の間で、「日本型の最適組み合わせ」が生まれつつある。

④ 高感性・高品質を求める消費市場が競争を通じて新たな商品・サービスを生み出している。

これらの芽を確実に開花させる挑戦こそが新たな日本を創生する。

(直面する内外の課題)

もっとも、我が国を取り巻く環境はチャンスばかりではなく、克服しなければならない我が国固有の困難も存在している。第二の「挑戦」は、これらの諸課題を克服していくための勇気ある挑戦である。

国内には、

① 人口減少・少子高齢化の経済負荷が本格化するまでに残された時間は10年程度であり、この期間中に「人口減を克服する新たな成長モデル」を作りあげなければならない。

② バブル崩壊の衝撃を緩和するために累次にわたって講じられた経済対策や、社会保障給付の急増下でその財源確保への対応の遅れが、巨額の借金を政府に残し、雪だるま式に増加する借金の返済を後世代に先送りする構造となっている。

③ 全力を挙げて少子化対策に取り組み、少子化に歯止めをかけなければならない。

人口減少・少子高齢化の進行する過程の下での財政の問題は、深刻な世代間の不公平を生じさせる。給付を受け取る現世代が自らの責任で、自らの負担によって早急に対応しなければならない問題である。現世代が自らの負うべき借金の返済を「声なき後世代」へ先送りすることは許されない。

国外にも種々の課題やリスクが存在する。

世界は、グローバリゼーションの恩恵を主要国が最大限に享受した時期を経て、グローバリゼーションの副作用への目配りを各国が従来以上に強めなければならない時代に突入している。日本は自らの国際的責任を果たしつつ、直面する諸課題を積極的に克服しなければならない。

具体的には、

① 中国、インドなどの急速な経済発展に伴い、個別産業・企業のみならず個人レベルでも競争が激化していく傾向が強まっている。

② これら人口大国の急速な成長に伴う資源・エネルギーの需給逼迫によって地政学的リスクが経済リスクに直ちにつながりつつある。

③ 人材、技術、資金、情報などが世界中を自由に動き回るようになる中で、この世界的な還流サイクルを取り込むための「制度インフラ整備」の競争が各国間で更に強まっている。とりわけ、競争力の源泉である優秀な人材を取り込むための競争が内外ともに激化している。

④ 世界的な経常収支不均衡が更に拡大しており、その持続可能性に注目が集まっている。また、世界の金融全体が、これまで潤沢に供給されていた流動性を減少させる流れに向かっている中で、市場が金融環境面における変化やリスクに一層敏感になりつつある。

（国内における不均衡問題への対応）

国民生活に目を転じると、若年層を中心に教育や就業の状況にばらつきが大きくなるおそれ、雇用環境の激変等を背景とする将来に対する不安感の高まり、児童生徒や若者の凶悪犯罪による社会的な不安、都市と地方間での不均衡等の問題が生じている。この新たな不均衡の克服が我が国の第三の「挑戦」として求められる。

機会の平等や社会的セーフティネットなどの課題に対しては、健全で意欲ある中流層の維持こそが経済のみならず社会や政治の安定の基礎となるとの認識に立って、政府は最大限の努力で丁寧かつ誠実に対応していかなければならない。

問題の解決は「経済成長の果実」を活用することを基本とし、そのための構造改革を重点的に進めつつ、一方で、その副作用に対しては、真の社会的弱者に絞り込んだ自立支援型のセーフティネットをきめ細かく構築すべきである。経済成長と安全・安心の社会を両立させる21世紀型の「穏やかで豊かな日本社会」を拡大均衡の中で作っていかなければならない。

（構造改革路線の堅持）

以上の新たな三つの挑戦は、これまでの構造改革路線をしっかりと継続・強化させることによって成し遂げられる。集中的かつ徹底的な改革を世界の動きを上回るスピードで実行していくことこそが挑戦を成功に導く鍵である。

構造改革が「影」をもたらしたのではないかとの理由から、改革実行を遅らせてはならない。構造改革への挑戦を怠れば、それは知らず知らずのうちに日本経済の地盤沈下をもたらし、世界から押し寄せるリスクに対する抵抗力を弱めることになる。立ち止まることで生じる「影」は、挑戦することの「影」に比べて巨大なものになることを銘記すべきである。

（「新たな挑戦の10年」に向けた社会変革）

構造改革は政府だけの課題ではない。国民を挙げて、日本全体として取り組むべきテーマである。構造改革の必要性と方向性について、一人でも多くの国民の理解が得られるように、共通認識を形成する旗印が必要である。

これまでは、デフレ克服と長期低迷からの脱却に向けて、官民それぞれが痛みを伴う改革に努力してきた。今後は、豊かで安心な日本を後世代に引き継ぐための正念場であるとの認識の下で、「新たな挑戦の10年」に向けて更なる改革への取組が不可欠である。

挑戦の10年に向けて政府が取り組む構造改革は「挑戦」の内容に対応した形で、①成長力・競争力強化、②財政健全化、③安全・安心で柔軟かつ多様な社会の実現という三つの優先課題に絞り込むべきである。

(「挑戦の好循環」のための基本的考え方)

こうした3つの挑戦は、それぞれ独立に対応していくべきものではない。「健全で活力ある経済」あってこその「財政健全化」であり、「安全・安心かつ柔軟で多様な社会の構築」である。他方、財政健全化は最大の成長政策の一つともなり、また、安全・安心に裏打ちされた活力ある社会なくして成長力強化もない。

こうした相互の関係を念頭に置き、中長期的に成長力・競争力を極大化するために最大限の努力を払いつつ、常にその時々の経済社会情勢に目を配りながら、歳出・歳入一体改革を着実に推進すること、すなわち、経済と財政を一体的にとらえて改革を進めていくことによって、「成長力強化と財政健全化が相互に響きあい、強めあう好循環」を実現していくことが必要である。

2.「基本方針2006」の課題

(これまでの改革の成果)

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」(以下、「基本方針」という。)の策定は5年前にスタートした。当時の非常に厳しい経済社会情勢にもかかわらず、政府は、財政出動に安易に頼る従来の経済運営の基本的な考え方を転換し、構造改革の断行に大胆に着手したのである。「改革なくして成長なし」、「官から民へ」、「国から地方へ」といった考えを「基本方針」の中軸に据え、対症療法から脱却し根本的な制度改革にまで踏み込んで政策運営を行ってきた。

このうち、2001～04年度を集中調整期間とし、不良債権処理の加速化を中心とした負の遺産の清算に取り組んできた。続く2005～06年度を重点強化期間とし、新たな成長基盤を重点的に強化していくことを優先課題とした。

その結果、不良債権問題は2004年度末には正常化し、企業部門の三つの過剰問題(雇用・設備・債務)も解消した。また、2005年度後半には経済全体の需給もほぼ均衡状態に復元した。デフレについては、物価が持続的に下落する状況を脱し、再びそうした状況に戻る見込みがない状況、すなわちデフレからの脱却が視野に入っている。財政状況については、国と地方の基礎的財政収支赤字は2002年度にはＧＤＰ比6％弱にまで悪化したが、2006年度には半減し3％を下回る見込みである。

構造改革は、マクロ的な経済パフォーマンスの観点から見れば、明らかに大きな成果を生み出したのである。地域経済をみると、構造改革の当初、グローバリゼーション、ＩＴ化の進展、高齢化の進展、人口減少等を背景に大きなばらつきが見られた。このばらつきはマクロ経済の回復に伴って改善も見られるが、地域の自助努力を更に後押しすることによって構造改革の成果を全国に波及させなければならない。

(三つの優先課題)

これまで5年間の改革推進により、日本経済の新たな飛躍に向けた基盤は固められつつある。「基本方針2006」においては、この基盤の上に立って、豊かで安心な日本を後世代に引き継ぐため、「新たな挑戦の10年」における三つの優先課題への取組を提示する。さらに、平成19年度予算は、「新たな挑戦の10年」の初年度であり、また、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を確実に達成していくための発射台となることから、今後の経済運営の基本になる予算編成の考え方を明らかにする。

① 成長力・競争力強化

成長力強化はすべての経済政策の基本である。日本が直面する経済、社会、安全保障に関するそれぞれの課題を解決していくためには、持続的かつ安定した経済成長が求められる。日本経済が直面する人口減少と高齢社会到来という課題については、生産性向上・技術革新・アジアの活力活用の三つを梃子にして乗り越える戦略を構想し、言わば新たな日本型成長モデルの構築によって克服していかなければならない。その際、急速に成長する海外の人口大国に比肩するには、人間力を基礎に勤勉さ、挑戦意欲を日本国民が保持することなくして、豊かな日本を維持することは不可能である。

② 財政健全化

財政健全化に向けて、「歳出・歳入一体改革」の策定とその具体化に向けて全力を尽くすことが不可欠である。「一体改革」では、将来の数値目標、選択肢、工程表等を含めその全貌を分かりやすく提示する必要がある。その際、後世代に負担を先送りする構造をなるべく早く是正すること、持続可能な社会保障制度の構築によって国民の安心を確立することなどを改革の基本的立場とする。財政健全化計画は、中長期的視点に立った堅実な経済前提を基礎とし、確実に実行していくものとする。

③ 安全・安心で柔軟かつ多様な社会の実現

国民の間で高まる将来への不安感や対外面を含めた安全・安心への強い関心、また、人生の各段階における多様な選択肢と再挑戦の機会提供に対するニーズの高まりなどを踏まえ、成長の果実を有効に活用し、安全・安心で柔軟かつ多様な社会を実現していく。持続可能な社会保障制度の総合的な改革、再チャレンジ支援、総合的な少子化対策、個人や地域の生活におけるリスクへの対処策について取組を進め、さらに、豊かな生活に向けた環境を整備する。

第２章　成長力・競争力を強化する取組

「新たな挑戦の10年」においては、成長力・競争力を強化する取組によって、豊かで強く魅力ある日本経済を実現し、改革の先に明るい未来があることを示すことが重要である。こうした取組に当たっては、科学技術とＩＴ革新に重点を置き、生産性向上と経済の拡大に結びつけることが不可欠である。成長力・競争力の強化を実効性のあるものとするためには、個々の政策について明確な目標を定め、長期的な視点から一貫性をもって取り組むべきである。施策の推進に当たっては、成果目標、政策手段等を明確に掲げ、ＰＤＣＡサイクルを着実に実施していく。

1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化

以下の施策をはじめとして、政府・与党一体となって策定した「経済成長戦略大綱」及び「工程表」[1]の基本的考え方と戦略目標を政府全体で広く共有し、一貫性のある取組を推進する。各施策の着実な実現のため、毎年度、「基本方針」の策定過程で定量的にローリングを行い改定する。優先実現項目は、経済財政諮問会議等で集中的に議論する。

経済成長戦略大綱を推進することにより成長率押上げ効果が期待される。これによって歳出・歳入一体改革に伴う財政面からのマイナス要因を吸収し、場合によっては、それを上回る効果の実現が視野に入ることが期待される。

(1)国際競争力の強化

①　我が国の国際競争力の強化

・「第３期科学技術基本計画」[2]や「イノベーション創出総合戦略」[3]を踏まえ、経済成長への貢献に配慮し、戦略的に施策を実施する。イノベーション・スーパーハイウェイ構想を推進する。初期需要創出の環境整備（官民の政策対話の場の設置等）や双方向の連携強化が必要な領域に平成18年度から政策資源を集中投入する。

・ロボット、新世代自動車向け電池、次世代環境航空機等世界をリードする新産業群創出に向け平成18年度に行動計画を策定する。宇宙の利用・産業化を推進する。

・「総合物流施策大綱」[4]に基づき、ハード・ソフトの物流インフラの戦略的・重点的な整備、原油価格高騰の影響を受けにくい効率的な物流の実現に取り組む。「国際物流競争力パートナーシップ」を構築し、年内に行動計画を策定する。

・「21世紀新農政2006」[5]に基づき、担い手への施策の集中化・重点化等により、経営構造の改革など国内農業の体質強化を図るとともに、農林水産物・食品の輸出促進や東アジアを視野に入れた食品産業活性化のための取組支援等の「攻めの農政」の視点に立った国際戦略を推進する。また、「森林・林業基本計画」[6]及び「水産基本計画」[7]を見直し、森林の整備・保全と林業・木材産業の再生、国際競争力のある水産業

---

1 「経済成長戦略大綱」及び「工程表」（平成18年７月６日財政・経済一体改革会議）
2 「第３期科学技術基本計画」（平成18年３月28日閣議決定）
3 「イノベーション創出総合戦略」（平成18年６月14日）
4 「総合物流施策大綱（2005－2009）」（平成17年11月15日閣議決定）
5 「21世紀新農政2006」（平成18年４月４日）
6 「森林・林業基本計画」（平成13年10月26日閣議決定）
7 「水産基本計画」（平成14年３月26日閣議決定）

への構造改革を推進する。

・ビジット・ジャパン・キャンペーンの高度化など観光立国の実現に向けた諸施策を推進し、2010年の外国人旅行者の受入れ目標（1,000万人）を確実に達成する。

・医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化のため、治験環境の充実等を推進するとともに、平成18年度中にアクションプログラムを策定する。

・国内需要中心の産業・製品の国際展開・輸出振興に取り組む。

・産業・ビジネスの環境効率性の向上、３R[8]技術・システムによる資源生産性の向上、バイオマスエネルギーの導入加速化を図る。

・「対日直接投資加速プログラム」[9]に基づき、2010年に対ＧＤＰ比倍増となる５％程度の対日投資受入れを目指す。

②　アジア等海外のダイナミズムの取り込み

・「グローバル戦略」[10]別添の工程表に沿ってアジア諸国を中心としたＥＰＡ交渉を進める。その結果、2010年には協定締結国との貿易額が25%以上になっていることが期待される。「東アジアＥＰＡ」構想を含め、東アジア共同体の在り方について、我が国がとるべき外交・経済戦略上の観点から、政府内で十分議論し、中長期的には、開かれた東アジア経済圏の構築に向けた経済連携の取組を進める。

・ＡＰＥＣへの取組の強化に加え、東アジアにおいて、新たに、ＯＥＣＤのような、統計整備や貿易、投資・金融市場、産業政策、エネルギー・環境等に関する政策提言・調整機能を持つ国際的体制の構築に向け、アジア太平洋地域にわたる協力も得ながら、取り組む。

・ＷＴＯ交渉の平成18年末の妥結に向け積極的に取り組む。開発ラウンドの成功に向け、「一村一品」、人づくり等「開発イニシアティブ」を通じた支援を展開する。

・「今後５年間のＯＤＡ事業量について100億ドルの積み増しを目指す」との国際公約を着実に実施する。このため円借款を積極的に活用する。また、現地の実施体制の抜本的強化を図る。同時に、無償・技術協力を中心に、少なくとも公共事業について行われたような包括的な事業コスト縮減目標（例えば2010年までに15%縮減）を援助の内容等に応じ設定し、コスト削減の工程表を策定する。海外経済協力会議において、「グローバル戦略」を踏まえ新たな基本方針を早急に策定する。

・グローバル化に対応し、公正で活力ある経済社会にふさわしい制度の整備を行う。アジア等との租税条約ネットワークの充実等に取り組む。

・グローバル化に伴う競争の進展に対応し、予見可能性や手続の透明性・迅速性を高めるため、「独占禁止法」[11]上の問題が生じないと考えられる企業結合の範囲や輸入圧力等の評価に関する基準等につき、企業結合指針を平成18年度中に見直す。

・平成18年内の生活者としての外国人総合対策策定等、多文化共生社会構築を進める。

・国益の増進に資する世界戦略を展開するため、経済連携の推進、戦略的な援助の実施、資源・エネルギーの確保などの政府の対外的機能を、在外公館等を通じて充実させる。

8　３Ｒ：Reduce, Reuse, Recycle

9　「対日直接投資加速プログラム」（平成18年6月20日）

10　「グローバル戦略」（平成18年5月18日）

11　「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（平成17年法律第35号）

③「新・国家エネルギー戦略」[12]等を踏まえた資源・エネルギー政策の戦略的展開

・省エネ対策（2030年までに少なくとも30%の消費効率改善を目指す）、運輸エネルギー次世代化（2030年までに石油依存度を80%程度とする環境を整備する）、「原子力政策大綱」[13]を踏まえた安全を前提とする原子力の推進（2030年前後も原子力比率30～40%程度以上とする、高速増殖炉の早期実用化へ円滑に移行する等）、新エネ市場の拡大等、世界最先端のエネルギー需給構造の実現に取り組む。

・石油、天然ガス、鉱物資源等の総合的資源確保（2030年に石油自主開発比率40%程度を目指す等）、アジア環境・エネルギー協力、石油備蓄の機能強化等を進める。

(2)生産性の向上（ＩＴとサービス産業の革新）

①　ＩＴによる生産性向上と市場創出

・「ＩＴ新改革戦略」[14]、「重点計画－2006」（仮称）を着実に実施する。とりわけ、５年以内の世界トップクラスの「ＩＴ経営」の実現に向け、産学官による「ＩＴ生産性向上運動」、「ＩＴ経営力指標」の策定・普及、ＩＴ人材育成等に取り組む。

・「ＩＴ経営応援隊」等により、ＩＴを活用した中小企業等の経営革新を促進する。

・10年間で約５兆円のコンテンツ市場の拡大を目指し、東京国際映画祭等の積極的拡大による国際コンテンツカーニバルの開催、ＩＰマルチキャスト放送の著作権法上の取扱いの明確化等に取り組む。

・大量・多様な情報から必要情報を検索する等の次世代ＩＴ技術の展開を推進する。

②　サービス産業の革新

・「日本サービス品質賞」の創設等「サービス産業生産性向上運動」を展開する。サービス６分野[15]の2015年までの70兆円の市場規模拡大を目指し、地域ヘルスケア提供体制の重点化等質の高い効率的なサービスの実現策等を重点的に講ずる。

・サービス産業全体の生産・雇用等の状況を月次ベースで概括的に把握できる統計を2008年度に創設するなど、サービス統計の抜本的拡充を図る。

③　世界最先端の通信・放送に係るインフラ・サービスの実現

・「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」[16]に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する。

(3)地域・中小企業の活性化（地域活性化戦略）

①　地域経営の活性化

・地域資源をいかした新技術開発、産業等の観光化、エコツーリズム、文化芸術、スポーツの活用等による観光振興、コミュニティビジネス振興、地産地消等を進める。地域の中核事業の育成等、５年間で地方での1,000の新事業創出等を図る。

・地域性をいかした取組に必要な道路、港湾、地域公共交通等を戦略的に整備する。

12「新・国家エネルギー戦略」（平成18年5月31日）
13「原子力政策大綱」（平成17年10月14日閣議決定）
14「ＩＴ新改革戦略」（平成18年1月19日）
15 サービス６分野：健康・福祉、育児支援、観光・集客、コンテンツ、ビジネス支援、流通・物流
16「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」（平成18年6月20日）

・ひとづくり・雇用創出を図る地域再生計画の実現を省庁連携により支援する「地域の雇用再生プログラム（仮称）」を策定する。
・地域活性化に向けた「立ち上がる農山漁村」の取組の推進、都市と農山漁村の共生・対流の推進、食品産業と農業・漁業などの連携強化により、農山漁村を活性化する。
・公的サービスのコストを低減・質的向上させ、地域活性化を図るため、大都市居住者の地方への定住・二地域居住等の促進を国土形成計画に位置付ける。
・５年間で４万件の新事業創出を目指す産業クラスター計画と知的クラスターを連携して推進するとともに、地域資源を活用したイノベーションを促進する。
・経済的社会的まとまりをもつ地域を単位とした総合的支援により活性化を図る。就業率や就業満足度等を総合して「就業達成度」として政策遂行の指標とする。

②　中小企業の活性化

・「地域資源活用企業化プログラム」を創設し、地域の中小企業の知恵とやる気をいかし、地域資源を活用した中小企業の新商品・新サービス開発等を促進する。
・「中小ものづくり高度化法」[17]を中核として、５年間で500のプロジェクトの成果を目指し、研究開発支援、モノ作り教育の充実等により、モノ作り中小企業の技術力の底上げを図る。
・少子化等の地域経済課題に対応するため、３年間で100のモデル商店街を確立する。「改正中心市街地活性化法」[18]も踏まえ、中小小売商業に重点支援を講ずる。
・中小企業の再生・再起業、女性・高齢者をいかした事業展開等を支援する。

③　都市再生・中心市街地活性化

・公園等の緑の創出など良好な都市空間の創造、不動産投資市場の拡大等を通じて、都市の成長力を高めるとともに、様々な担い手の自主性と創意工夫に富んだ全国都市再生を進める。また、都市部における地籍整備を推進する。
・「中心市街地活性化本部」を早急に設置するなど、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを進める。

(4)改革の断行による新たな需要の創出

イノベーションによる需要の創出に加え、官業の民間開放や規制改革といった改革努力により新たな需要を創出する。

・「公共サービス改革法」[19]を着実に運用するとともに、ＰＦＩの一層の活用を推進する。
・構造改革特区制度の見直しの中で、規制改革を一層推進するとともに、地域の創意工夫を高める取組を強化し、次期通常国会に改正法案を提出する。
・民間企業や非営利法人を公的サービスの主体とするための環境整備を行う。

---

17 「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」（平成18年法律第33号）
18 「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律」（平成18年法律第54号）
19 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）

(5)生産性向上型の５つの制度インフラ

①　ヒト：「人財立国」の実現（世界的「ブレイン・サイクル」の取り込み）

・学習指導要領改訂、全国的な学力調査、習熟度別・少人数指導、能力・実績に見合った教員の処遇等により教育の質の向上を図り、2010年までに国際学力調査における世界トップレベルを目指す。

・「人間力」「社会人基礎力」の養成強化、競争的資金の研究促進のための人件費への活用等による産学双方向の人材流動化、官官・官民の水平移動を進め、競争的資金の拡充、研究・技術人材の育成、健全性を確保した奨学金事業の充実を図る。

・若者、女性、高齢者、障害者を含めた多くの人の意欲と能力をいかした就業参加等を促す。高等教育の教育研究資金の確保、第三者評価に基づく重点投資を図る。

・産学連携による実践的教育・訓練、地元企業技術者等を活用した理科授業やキャリア教育を推進する。産学の協力による「2007年ユニバーサル技能五輪国際大会」を契機として、ものづくりに対する若者等の関心を高める。

・2010年までに世界トップレベルの研究拠点を整備する（30拠点程度）とともに、大学院教育の抜本的強化を図る。

・外国人留学生制度の充実を図るとともに、我が国とアジア等との若者レベルの人材交流を進める（「アジア人財資金（仮称）」構想の具体的事業の検討）。優れた外国人研究者・技術者等の高度人材の受入れ拡大に加え、現在専門的・技術的と評価されていない分野の受入れについて、その問題点にも留意しつつ検討する。研修・技能実習制度の見直し、在留管理の強化を図る。

②　モノ：生産手段・インフラの革新

・国際競争力の強化等の観点から、生産手段の新陳代謝を加速する。

・国際競争力強化等に資する社会資本について、中長期的に見た我が国経済社会の姿を念頭に、ストックの重要性・必要性も踏まえ、真に次世代に必要な整備を重点的・効率的・戦略的に行うとともに、適切な維持管理・更新を効率的・戦略的に行う。

③　カネ：金融の革新

・平成18年度中の電子債権の法的枠組みの具体化を目指す。資産評価データベースの整備など在庫や売掛債権の適切な担保評価に向けた環境整備を促すとともに、今後の実務動向を注視しつつ、在庫や売掛債権のより高度で厳正な評価を前提に、適格担保化の可能性について検討する。中小企業向け貸出債権の流動化支援の強化を図る。金融商品取引法制の円滑な施行や適切な運用を行う。

・国際的に最高水準の証券取引所システムを構築するとともに、証券取引等監視委員会等の機能強化・体制整備、市場参加者のモラルと責任ある行動の確保に向けた自主規制機関との連携強化等を通じて市場監視機能を強化する。

・我が国がアジアの資金循環の中核となるよう、国内金融拠点の整備をはじめ、日本型預託証券（ＪＤＲ）の活用促進等、取組を強化する。高度金融人材の育成推進のため、金融工学に関する教育を行う専門職大学院等の充実の促進、国民一人一人への金融経済教育の充実を図る。

④　ワザ：技術革新

・イノベーションの連続的な創出を促進するため、産学官協働による革新的研究開発の促進・異分野融合の場の構築、革新的ベンチャーの育成等を行う。

・世界最速の特許審査の実現（2013年：審査待ち期間を11か月に短縮）、「模倣品・海賊版拡散防止条約」（仮称）の早期実現など、知的財産保護を更に強化する。
・国際標準化を世界でリードできる体制を2015年までに整備する。

⑤ チエ：経営力の革新

・三角合併、信託制度、公正なM＆Aルールなど組織再編等の制度基盤を作る。

2. 民の力を引き出す制度とルールの改革

規制改革等を通じ、民間活力を十分引き出すと同時に、公正で透明な市場を確立し市場活力の維持と向上を図る。

(1)規制改革

・国の法令に関連する規制（通知・通達等を含む）について、各府省において平成18年度中に法律ごとの見直し年度・見直し周期を公表するとともに、見直し基準に基づき、平成19年度以降必要な見直しを行う。
・国と地方を通じた規制の合理化を進めることとし、国民の利便性の向上等の観点から抜本的な見直しを行う。
・教育委員会制度については、十分機能を果たしていない等の指摘を踏まえ、教育の政治的中立性の担保に留意しつつ、当面、市町村の教育委員会の権限（例えば、学校施設の整備・管理権限、文化・スポーツに関する事務の権限など）を首長へ移譲する特区の実験的な取組を進めるとともに、教育行政の仕組み、教育委員会制度について、抜本的な改革を行うこととし、早急に結論を得る。
・今までの規制改革等の成果についてフォローアップを行うとともに、関係する推進組織間の連携を強化する。また、規制改革等全体の推進体制について検討することとし、平成18年度中に成案を得る。

(2)市場活力や信頼の維持と向上

(企業のガバナンス)

・適切な情報開示の確保や市場監視機能の充実といった市場規律を高める観点から、四半期報告制度を円滑に実施するとともに、平成21年に向けた国際的な動向を踏まえ、会計基準の国際的な収斂の推進を図る。
・公認会計士監査の強化に向けた方策について平成18年内を目途に検討を行う。
・「会社法」[20]、「金融商品取引法」[21]における内部統制に関する制度の円滑な実施を図るとともに、その実施状況も踏まえ、企業のガバナンス強化に向けた環境整備に取り組む。
・ファンドを含む広範な規制対象業者に対し、「金融商品取引法」等の新たなルールの適切な運用のための体制整備を図り、厳格かつ適切な検査・監督を実施する。

(競争政策の一層の厳格化)

・カルテル・入札談合を排除し、経済取引における競争環境を一層向上させるために、改正後の「独占禁止法」に基づき執行の強化を図るとともに、課徴金制度に係る制度の在り方、審査・審判手続の在り方、優

---

[20] 「会社法」（平成17年法律第86号）
[21] 「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）

越的地位の濫用、不当廉売などの不公正な取引方法に対する措置の在り方等の問題に関する「独占禁止法」上の課題について1年後を目途に結論を得て、法改正の必要性を検討する。

(3)公を支えるシステム改革

(消費者団体訴訟制度)

・消費者団体訴訟制度については、平成19年央からの改正後の「消費者契約法」[22]の施行状況を踏まえつつ、「独占禁止法」、「景品表示法」[23]における導入について検討し、平成19年までに一定の結論を得る。また、「特定商取引に関する法律」[24]等における導入について検討を進める。

(消費者基本計画)

・「消費者基本計画」[25]については、毎年、ＰＤＣＡサイクルの考え方を踏まえた検証、評価、監視を着実に行い、基本計画に盛り込まれた施策を強力に推進する。

(公益法人制度改革とＮＰＯ等の活動促進)

・公益法人に関する新しい制度が平成20年度から円滑に施行されるように、早期に、内閣府に有識者からなる合議制の委員会を設置する。また、制度の詳細設計については、広く国民の意見を聴取した上で当該委員会の審議を経て策定する。上記制度の詳細設計を踏まえ、法施行までに公益法人に関する所要の税制上の措置を講ずる。

・多様化する社会のニーズや課題にきめ細かく対応し得るＮＰＯ活動の将来像を見極めつつ、様々な分野におけるＮＰＯの活動促進を図るための取組を着実に実施する。特定非営利活動法人については、公益法人制度改革も踏まえつつ、制度の見直しについて検討し、平成19年夏目途に結論を得る。

---

22 「消費者契約法」(平成18年法律第56号)
23 「景品表示法」(平成15年法律第45号)
24 「特定商取引に関する法律」(平成16年法律第44号)
25 「消費者基本計画」(平成17年4月8日閣議決定)

第３章　財政健全化への取組

1. 歳出・歳入一体改革に向けた取組

(1)歳出・歳入一体改革の基本的考え方

①　国民に対する責任ある対応

・次世代を担う子どもたちに、新たな発展の基盤を引き継ぎ、過度な負担を残さないようにすることは、最重要の課題である。将来にわたり経済社会が活力を維持していくための基盤を確固たるものとすると同時に、財政の健全化に向けて必要な改革をゆるぎなく推進していかなければならない。

・財政健全化は国民全体の課題であり、歳出改革・歳入改革の「全体像」を一体的かつ中長期的視点から分かりやすく示し、国民への説明責任を果たす必要がある。

②　小泉内閣における財政健全化努力の維持・強化

・小泉内閣は、「改革なくして成長なし」との考え方の下、構造改革と財政健全化への取組を堅持し、民需主導の景気回復を実現した。同時に基礎的財政収支の大幅改善などの成果を上げた。

・こうした考え方と成果を踏まえ、経済と財政を一体のものと捉える「経済・財政一体改革」の考え方の下、「新たな経済成長戦略」を推進し、財政健全化の努力を今後とも継続していくことが改革の基本である。

③　成長力強化と財政健全化の両立

・少子高齢化が進展し、また、国際競争が激化する中にあって、子どもたちが将来に夢を持てる社会、安全・安心な社会、誰でも再チャレンジが可能な社会、活力ある地域社会の再生などを実現していけるかどうかは、今後とも好調な経済を持続できるかどうかにかかっている。そのためには、潜在成長力を高め、それを民間需要中心の持続的な経済成長につなげていくことが何よりも重要である。

・一方、我が国の財政状況を見ると、国・地方を合わせた長期債務残高が先進国中最悪の水準にあるなど極めて厳しい状況にあるのも事実である。これを放置すれば、将来世代への負担の先送りという世代間格差の問題を深刻化させ、また、財政の持続可能性に対する疑念の高まりが経済成長自体を阻害するおそれもある。早急にこの問題の解決に向けた国としての方針を内外に明らかにし、財政再建に向けた具体的な改革を着実に前進させていく必要がある。

・成長力強化と財政健全化の双方を車の両輪とするバランスの良い経済財政運営を、一貫性をもって継続的に行っていく必要がある。

④　マクロ経済への配慮と柔軟性

・経済の持続的成長と財政健全化を両立させるため、経済が大きく減速する場合には、財政健全化のペースを抑えるなど、柔軟性をもった対応を行う。

・潜在成長力の向上などにより税の自然増収がある場合には、財政規律を堅持しつつ適切に対応する。

⑤　堅実性（プルーデンス）の重視

・成長力強化の取組に当たっては、高めの成長を目指す一方、財政健全化の取組は、国民や市場からの信認を確保すべく、名目成長率３％程度の「堅実な経済前提」に立つ。

(2)財政健全化の時間軸と目標

小泉内閣の財政健全化（2001～06年度）を第Ⅰ期と位置付けた上で、第Ⅱ期、第Ⅲ期の時間軸と目標を以下のように設定し、財政健全化に一貫性を持って継続的に取り組んでいく。

財政健全化第Ⅱ期（2007年度～2010年代初頭）

（財政健全化の第一歩である基礎的財政収支黒字化を確実に実現）

・第Ⅰ期と同程度の財政健全化努力を継続し、2011年度には国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化する。

・財政状況の厳しい国の基礎的財政収支についても、できる限り均衡を回復させることを目指し、国・地方間のバランスを確保しつつ、財政再建を進める。

・地方については、国と歩調を合わせた抑制ペースを基本として歳出削減を行いつつ、歳入面では一般財源の所要総額を確保することにより、黒字基調を維持する。

財政健全化第Ⅲ期（2010年代初頭～2010年代半ば）

（持続可能な財政とすべく、債務残高ＧＤＰ比の発散を止め、安定的引下げへ）

・基礎的財政収支の黒字化を達成した後も、国、地方を通じ収支改善努力を継続し、一定の黒字幅を確保する。その際、安定的な経済成長を維持しつつ、債務残高ＧＤＰ比の発散を止め、安定的に引き下げることを確保する。

・国についても、債務残高ＧＤＰ比の発散を止め、安定的に引き下げることを目指す。

(3)改革の原則と取組方針

第Ⅱ期、第Ⅲ期を通じ、以下の原則とそれに基づく取組方針に沿って、一貫して財政健全化に取り組み、選択肢を踏まえつつ、歳出・歳入両面における具体策を実行する。

原則１「徹底した政府のスリム化で国民負担増を最小化する」

・歳出削減、資産売却、特別会計改革等に最大限の取組を行い、必要となる国民負担増をできる限り圧縮する。

原則２「成長力を強化し、その成果を国民生活の向上と財政健全化に活かす」

・潜在成長力の強化を通じて実質成長力の向上に努め、その成果により、国民生活の向上を図り、将来世代を含む国民負担増を圧縮する。

原則３「優先度を明確化し、聖域なく歳出削減を行う」

・特別会計、独立行政法人等を含め、聖域なき歳出削減・合理化を実行する。その際、優先度を明示し、一律的な歳出削減方式を排す。

原則４「国・地方間のバランスのとれた財政再建の実現に向けて協力する」

・国・地方それぞれの財政健全化目標に向け、国と地方の相互理解の下でその実現のために協力する。

原則５「将来世代に負担を先送りしない社会保障制度を確立する」

・受益と負担の世代間格差を緩和し、持続可能な社会保障制度を確立するため、社会保障給付の更なる重点化・効率化を推進する。
・2010年代半ばに団塊世代が本格的な受給世代となることなど、年金、医療、介護等の社会保障費の中長期的な推移を展望しつつ、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに要する財源を含め、社会保障のための安定財源を確保し、将来世代への負担の先送りを止める。その際、国民が広く公平に負担し、かつ、経済動向等に左右されにくい財源とすることに留意する。また、そうした特定の税収を社会保障の財源として明確に位置付けることについて選択肢の一つとして検討する。

原則6「資産圧縮を大胆に進め、バランスシートを縮小する」

・最大限の資産債務の圧縮を進める。資産売却収入は原則として債務の償還に充当し（ストックはストックへ）、債務残高の縮減に貢献する。また、資産債務を両建てで縮減し、金利変動リスクを軽減する。地方にも同様の改革を要請する。
・適切な公債管理政策を推進する。また、財政健全化をフロー、ストック両面から的確に管理・評価するための公会計制度を計画的に導入・整備する。

原則7「新たな国民負担は官の肥大化には振り向けず、国民に還元する」

・国・地方を通じて歳出削減を徹底した上で、必要と判断される歳入増については、これを実現するための税制上の措置を講ずる。その際、「新たな国民負担は官の肥大化には振り向けず、国民に還元する」との原則を徹底する。

(4)第Ⅱ期目標の達成に向けて

① 財政健全化に当たっての考え方

・財政健全化を考えるに当たっては、経済の見通しに関し、過度の楽観視も悲観視もすることなく、名目経済成長率3％程度の堅実な前提に基づいて、必要な改革措置を講ずることとする。
・この前提の下で、2011年度に国・地方の基礎的財政収支を黒字化するために必要となる対応額（歳出削減又は歳入増が必要な額）は、16.5兆円程度と試算される。この数字は、現時点における目標達成の目安というべきものである。
・経済社会情勢の変化に適切に対応しながら、基礎的財政収支を黒字化するという目標を達成していくためには、歳出改革の内容についてある程度の幅をもって対応していく必要があるが、上記の数量的な目安の下に、5年間の改革工程を念頭に置きながら、確実に目標達成に必要な措置を実施していくことが重要である。
・歳出削減を行ってなお、要対応額を満たさない部分については、歳出・歳入一体改革を実現すべく、歳入改革による増収措置で対応することを基本とする。これにより、市場の信認を確保する。
・なお、要対応額に応じた歳出削減や歳入改革を行う際に、それが経済成長にマイナスの影響を及ぼし、当初想定した税収が実現できなくなることも懸念される。
・この意味で、財政健全化を着実に推進していくためにも、高めの成長を目指した経済成長戦略は不可欠の政策対応であり、両者を車の両輪として、一体的に進めていくことが肝要である。

② 歳出改革

i．歳出改革に向けた基本姿勢

・国・地方の歳出に無駄や非効率を放置したまま、負担増を求めることについて国民の理解を得ることは困難である。

・2011 年度に基礎的財政収支の黒字化を達成することを目標にするということは、歳出削減が不徹底ならば、その分だけ国民負担が増加するということに他ならない。過去５年間の改革実績も踏まえながら、ゼロベースから聖域なく歳出を見直すことによって、国民負担の増加をできるだけ小さなものとするために最善の努力を尽くすことを基本方針とする。
・このような考え方の下に、機械的に歳出を一律に削減するという手法ではなく、制度的な見直しにまで立ち入った、徹底した歳出の見直しを行い、国民生活への影響も十分に吟味しつつ、メリハリのある歳出改革を行う。

ii．各分野における歳出改革の具体的内容

（別紙）

iii．歳出改革内容の定期的な見直し（ローリング）

・上記 ii の歳出改革の内容を 2007 年度からの５年間に計画的に実施していく必要がある。
・しかしながら、中期的な経済成長率や税収動向を正確に予見することは困難であり、その時々の経済社会情勢に配慮しつつ、基礎的財政収支の黒字化目標の達成に向けた現実的な対応をとるため、2011 年度までにとるべき歳出改革の内容について、毎年度、必要な検証・見直しを行っていくこととする。

(5)歳入改革

・今回、2011 年度に国・地方合わせた基礎的財政収支の黒字化を達成するために策定した要対応額と歳出削減額との差額については、税本来の役割からして、主に税制改革により対応すべきことは当然である。
・税は国民に負担を求めるものであるため、その時々において、税体系が全体として公正なものと国民に理解され、納得されるものでなければならない。他方、税制は、一定の政策目的の実現に資する役割も求められる。

今後、中長期的に、我が国税制に求められる主な基本的あるいは政策的課題は、

①歳出では、社会保障給付の顕著な増加が見込まれることから、その財源を安定的に確保すること。特に、2009 年度における基礎年金国庫負担割合引上げのための財源を確保すること、
②経済のグローバル化の中で、我が国経済の国際競争力を強化し、その活性化に資すること、
③急速な少子化の進行に対応し、子育て支援策等の充実に資すること、
④地方分権を一層推進するため、地方税源の充実を図ること、

であると考えられる。

なお、上記の課題にこたえる税制の構築に当たっては、国民の所得や地域の格差、経済社会活動による環境への影響、税制の頻繁な変更による経済取引の混乱回避に留意する必要がある。

・これらの要請にこたえるには、税体系全般にわたる抜本的・一体的な改革が必要となる。その結果、増収及び減収がともに生じるが、ネットベースで所要の歳入を確保することが必要である。特に、社会保障給付の安定的な財源を確保するために、消費税をその財源としてより明確に位置付けることについては、給付と財源の対応関係の適合性を検討する。
・税制はまさに制度であり、歳出、特に裁量的経費を増減する場合と異なり、税収のために制度の微細な調整を行うことは極めて難しい。また、税収は民間活動に依存しており、あらかじめその額を正確に予測することは困難である。

他方、今回の歳出・歳入一体改革では、当面 2011 年度に基礎的財政収支の黒字化が求められているが、

それが達成できたとしても、その後、さらに国・地方それぞれの債務残高ＧＤＰ比を発散させず、安定的に引き下げることが必要とされている。

これらを考えれば、今後の税制改革では、2011年度単年度における目標が達成されさえすればよいというのではなく、改革後の税制が構造的持続的に上記の中長期的な目標を達成し得る体質を備えなければならない。

・税制改革は税体系の中で、広くかつ多岐にわたるものであり、全体としてできるだけ早期の実施を基本としつつも、経済社会の動向、税収の推移、歳出改革の進捗状況等を的確に判断し、それぞれの改革の実施について最善の時期を選択すべきである。なお、景気動向を注視し、必要があれば、政府・与党の決断により、機動的・弾力的に対応するものとする。

・以上を踏まえた税制改革については、「基本方針2005」において、「重点強化期間[26]内を目途に結論を得る」とし、また、与党税制改正大綱において、「平成19年度を目途に消費税を含む税体系の抜本的改革を実現する」としており、今後、この考え方に沿って鋭意作業を進めていくこととする。

(6)第Ⅲ期における歳出・歳入一体改革

長期的な目標やあるべき姿を考えつつ、当面の対応を行っていくことは重要である。ただし、その際、一定の幅をもってみることが必要である。

①　改革の基本的な方針

・我が国の財政は、基礎的財政収支が黒字化しても、利払い費を含めた財政収支の赤字は依然として大幅なもの（ＧＤＰ比３～４％程度）となり、金利変動に対し脆弱な状況が続く。債務残高ＧＤＰ比の発散経路からの早期脱却は不可避の課題である。

・また、いわゆる団塊の世代が基礎年金受給世代となり、年金はもとより、老人医療、介護等の社会保障費の増加が見込まれることから、社会保障の効率化と持続可能性の確保も大きな課題である。

・(2)で述べた第Ⅲ期目標の実現に向け、第Ⅱ期との連続性を確保しつつ、一貫性をもって歳出・歳入一体改革に取り組む必要がある。あわせて、社会保障のための安定財源を確立し、将来世代への負担の先送りから脱却することを目指す必要がある。

②　中長期的な「選択肢」について

・第Ⅱ期における取組との連続性を踏まえつつ、第Ⅲ期の目標達成に向け、国・地方及び国・地方それぞれの一定の基礎的財政収支の黒字幅を念頭に置いた歳出・歳入両面の改革の組合せが中長期的な歳出・歳入一体改革の「選択肢」となる。

・その際、「国のかたち」を分かりやすく示す観点から、まずは政府の支出規模のＧＤＰ比に着目して検討することが考えられる。また、社会保障のための安定財源確保の観点からも検証する必要がある。

・政府の支出規模については、第Ⅱ期において最大限の歳出削減努力が行われることや行政サービス水準に対する国民意識を踏まえ、様々な選択肢が考えられる。

・歳入面では、歳出面での対応とあわせ目標達成が可能となる収支改善努力を行うことが必要である。その際、両者をあわせた努力の大きさについては、安定的な経済成長を維持しつつ、債務残高ＧＤＰ比の発散を止め、安定的に引き下げることが確保されるようにする必要がある。

---

[26]「重点強化期間」とは、「平成17年度及び平成18年度」のことを指す。

(7)今後の取組

以上の方針に沿って、歳出・歳入一体改革の具体化を推進する。

2.「簡素で効率的な政府」への取組

(郵政民営化の確実な実施)

・「郵政民営化法」[27]の基本理念に従い、平成19年10月からの郵政民営化を円滑・確実に実施する。

(政策金融改革の推進、独立行政法人の見直し)

・政策金融改革については、「行政改革推進法」等[28]に基づき、平成20年度の新体制への移行に向けて着実に進める。独立行政法人については、「当面の独立行政法人の見直しの基本的方向について」[29]を踏まえつつ、業務・組織全般の見直しに取り組む。

(不交付団体の拡大等)

・例えば人口20万人以上の市の半分などの目標を定めて、交付税に依存しない不交付団体の増加を目指す。また、地方団体の財政運営に支障が生じないよう必要な措置を講じつつ、簡素な新しい基準による交付税の算定を行うなど見直しを図る。

(資産・債務改革)

・「行政改革推進法」に基づき、平成27年度末に国の資産規模対ＧＤＰ比の半減を目指し、国の資産を約140兆円規模で圧縮する。
・国有財産については、一般庁舎・宿舎、未利用国有地等の売却・有効活用、民営化法人に対する出資等の売却に努め、今後10年間の売却収入の目安として約12兆円を見込む。さらに、情報提供を徹底し、ＰＦＩを積極的に活用するなど、民間の知見を活用した有効活用（フル・オープン化を含む）を推進する。
・さらに、財政融資資金貸付金については、財投改革の継続に加えて、対象事業の一層の重点化・効率化、「行政改革推進法」等に基づく諸改革への適切な対応、政府保証の一段の活用、既往の貸付金・保有有価証券の売却・証券化等によるオフバランス化により、今後10年以内であわせて130兆円超の圧縮を実現する。
・既往の貸付金等の売却・証券化等によるオフバランス化についても民間の専門家の知見を活用して、メリットがコストを上回る場合、積極的に実施する。
・経済財政諮問会議の下にある専門調査会が、資産・債務改革の実現のための具体的方策について、９月を目途に諮問会議に報告し、その後この専門調査会に、中立的な金融の専門家等民間有識者を加え、有識者会議として改組し、資産・債務改革の実施状況について公正中立な立場からチェック、フォローする。

(資産・債務の管理に必要な公会計制度の整備)

・資産・債務の管理に関し、政府においてこれまでに整備されてきた財務書類の一層の活用を図るとともに、国、地方、独立行政法人等の財務情報の整備を一体的に推進する。

---

27 「郵政民営化法」（平成17年法律第97号）
28 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）及び「政策金融改革に係る制度設計」（平成18年6月27日）
29 「18年度以降当面の独立行政法人の見直しの基本的方向について」（平成18年5月23日）

（特別会計改革の推進等）

・公会計制度について複式簿記のシステム化の検討を行うなどその整備を促進するとともに、財務書類の公表を迅速化させ分析・活用を図る。地方には、国の財務書類に準拠した公会計モデルの導入に向けて、団体規模に応じ、従来型モデルも活用しつつ、計画的に整備を進めるよう要請する。

・「行政改革推進法」に沿って特別会計改革を平成18年度から5年間を目途に計画的に推進する。統合した場合については、統合メリットを最大限に引き出し、一般会計に吸収又は独立行政法人化した場合については、歳出を実質的に増加させないものとする。

・道路特定財源について、同法に基づき、一般財源化を図ることを前提に、早急に検討を進め、納税者の理解を得つつ、年内に具体案を取りまとめる。

（予算制度改革）

・成果目標（Plan）―予算の効率的執行（Do）―厳格な評価（Check）―予算への反映（Action）を実現する予算制度改革を定着させるため、「成果重視事業」や「政策群」の取組を引き続き進める。

・また、政策ごとに予算と決算を結び付け、予算とその成果を評価できるようにする仕組みについて、引き続き予算書・決算書の見直しを行い、平成20年度予算を目途に実施する。

・さらに、各府省は、連結財務書類や成果目標の達成状況及び所管する特別会計の改革の進捗状況等の財務情報等が一覧できるよう平成18年度から公表する「年次報告書」（仮称）などにより情報公開を推進する。

（「公共サービス改革法」に基づく市場化テストの早期本格的導入）

・統計調査の市場化テストのための法的措置を次期通常国会において講ずる等、国・地方ともに競争の導入による公共サービスの改革を推進する。

（ＩＴの活用による行政の簡素化、効率化）

・「ＩＴ新改革戦略」に基づき、政府の取組状況の評価を行いつつ、業務・システムの改革等を進め、国民の利便性向上と行政運営の簡素化・効率化等を図る。

（統計制度改革）

・統計整備の「司令塔」機能の中核を成す組織を内閣府に置くこととし、同組織は、基本計画の調査審議や内閣総理大臣等への建議等を行う統計委員会（仮称）として設置する方向で検討する。統計法制度を抜本的に改革するための法律案を次期通常国会に提出するとともに、「基本方針2005」に基づく統計整備を進める。あわせて、統計の構造改革の推進や市場化テストの導入・民間開放等により、既存の統計部門のスリム化を推進する。

（官民の人事交流の強化・拡大）

・官民の人事交流については、更に環境整備に努め、交流を強化し、幹部級は、業務内容に応じ数値目標を掲げた推進を目指す。

（「道州制特区」の推進）

・道州制特区推進法案の成立を期す。

第４章　安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現

経済成長の果実を有効に活用し、21世紀型の「穏やかで豊かな日本社会」を拡大均衡の中で構築していく。そのため、社会保障制度の総合的改革、再チャレンジ支援、政府・与党で取りまとめた総合的な少子化対策、さらには個人や地域の生活におけるリスクへの対処と豊かな生活に向けた環境整備などの施策を推進するとともに、ＰＤＣＡサイクルを厳格に実施し、安全・安心を一層強固にすると同時に、柔軟で多様な社会を実現するよう取組を進める。

1. 社会保障制度の総合的改革

（社会保障の一体的見直し）

・少子高齢化が進展する中で、将来にわたり持続可能な社会保障制度を構築するためには、給付と負担両面から見直しを図るとともに、経済・財政とバランスのとれたものとすることが必要である。このため、「社会保障の在り方に関する懇談会」の取りまとめ[30]も踏まえ、個々の制度やその一部のみならず、税・財政なども視野に入れて、自助・共助・公助や税・保険料の役割分担、世代間・世代内の公平性等に留意しつつ、社会保障制度全体を捉えた一体的見直しを推進する。

・社会保障の給付については、これまでの制度改革の効果を検証しつつ、中長期的な展望に立って、改革努力を継続し、国民が負担可能な範囲となるよう不断の見直しを行う。また、社会保障のための安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りをやめる。

・社会保障分野のＩＴ化については、「ＩＴ新改革戦略」により設定された目標の達成に向け、ＰＤＣＡサイクルを着実に実施する。

・社会保障番号の導入など社会保障給付の重複調整という視点からの改革などについても検討を行う。また、社会保障個人会計（仮称）について、個々人に対する給付と負担についての情報提供を通じ、制度を国民にとって分かりやすいものとする観点から、検討を行う。

（医療）

・医療制度改革の着実な実施に努め、小児科・産科等の診療科や地域における医師の確保・偏在への対応、夜間・救急医療体制の整備、看護職員の確保やその養成の在り方の検討等医療提供体制の整備を進める。また、地域医療を担う関係者の協力を得つつ、生活習慣病対策、長期入院の是正等、実効性のある医療費適正化方策を国、都道府県及び保険者が共同して計画的に推進する。

・医療サービスの標準化、レセプト完全オンライン化等総合的なＩＴ化の推進、患者特性に応じた包括化・定額払いの拡大等新たな診療報酬体系の開発、保険者機能の強化、終末期医療の在り方の検討など、医療サービスの質の向上と効率化を推進する。

・「健康フロンティア戦略」やライフサイエンス研究の一層の推進を図る。「がん対策基本法」[31]に基づき、がん対策推進基本計画を作成し、がんの予防と早期発見、緩和ケアの推進、専門医等の育成、医療の均てん化、研究等を推進する。また、医薬品・医療機器の承認審査の迅速化、市販後安全対策の充実、後発医薬品市場の育成を図る。

---

30 「今後の社会保障の在り方について」（平成18年5月26日）

31 「がん対策基本法」（平成18年法律第98号）

（年金）

・基礎年金国庫負担割合については、年金制度の長期的な給付と負担の均衡を確保しつつ、「平成16年改正法」[32]に基づき、所要の安定的な財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、2009年度までに2分の1に引き上げるものとする。また、被用者年金制度の一元化については、「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針」[33]に基づき、推進する。

（介護その他）

・介護保険制度改革を円滑に実施する観点から、介護予防の推進、療養病床の転換支援を含む地域ケア体制の整備、総合的な認知症対策の確立等を図る。

・診断・療育手法の確立や地域支援体制の整備など発達障害児・者に対する専門的な支援を推進する。

（社会保険庁改革）

・年金制度等の運営主体や事業実施に対する国民の信頼を確保する観点から、社会保険庁の徹底した改革を断行し、内部統制の強化、制度の適用の厳格化、保険料収納対策の強化など、法令に基づく適切な事業執行体制を確立するとともに、事業運営の一層の効率化を図る。

2. 再チャレンジ支援

国民一人一人がその能力や持ち味を十分発揮し、努力が報われる公正な社会を実現していくため、「勝ち組、負け組」を固定させない、人生の各段階で多様な選択肢が用意されている仕組みを構築すべく、以下をはじめとする、「再チャレンジ可能な仕組みの構築」[34]に盛り込まれた施策を推進する。あわせて、「人財立国」に向けた取組を進める。

(1) 人生の複線化による柔軟で多様な社会の仕組みの構築

（働き方の複線化）

・新卒者以外に広く門戸を拡げる複線型採用の導入や採用年齢の引上げについての法的整備等の取組、30～40歳程度のフリーター等にも国家公務員への就職機会を提供する仕組みの構築等により、新卒一括採用システムの見直しを進める。

・有期労働契約を巡るルールの明確化、パート労働者への社会保険の適用拡大や均衡処遇の推進等の問題に対処するための法的整備等や均衡ある能力開発等の取組を進め、正規・非正規労働者間の均衡処遇を目指す。

（学び方の複線化）

・大学等における実践的な教育コースの開設等の支援、再就職等に資する学習機会を提供する仕組みの構築等、社会人の学び直しを可能とする取組を進める。

（暮らし方の複線化）

・団塊世代・若者等の農林漁業への就業支援、人材誘致・移住促進等の地域における人材の受入れ体制の整

---

32 「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第104号）

33 「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針」（平成18年4月28日閣議決定）

34 「再チャレンジ可能な仕組みの構築（中間取りまとめ）」（平成18年5月30日）

備等、U・Iターンを支援する。
・地域再生・構造改革特区による府省連携の施策群の策定、住民、企業等が行政と協働するための場の設置等、地域の創意・工夫による取組を支援する。

(2)個別の事情に応じた再チャレンジ支援

(努力する意欲はあるが、困難な状況に直面している人の再チャレンジ支援)

・経営者の資質や事業の見込み等に基づく政府系金融機関の融資等の枠組みの創設、政府系金融機関による融資における第三者保証人の非徴求の徹底・拡大等、新設の再チャレンジプランナーの相談・助言等により、事業に失敗した人、リストラ等で退職した人を支援する。
・各府省による障害者の受入実習事業の実施、発達障害者の就労支援、自立支援のためのネットワーク構築等、障害者や病気等になった人を政府一体で支援する。
・貸金業制度等の在り方についての必要な施策実現に向けた対応を行う等、多重債務の防止・救済に取り組む。また、違法な経済取引の被害者救済のため、被害財産の返還による損害回復等の枠組みを検討し、平成19年末を目途に結論を得る。
・刑務所等の施設退所者等の自立更生を促進するため、センター機能を有する就労支援体制を設け、よりマッチング度の高い就労斡旋等を行う。

(新たなチャレンジを目指す若者、女性、高齢者等の支援)

・「年長フリーター」等に対するキャリアコンサルティングの実施、能力や業界の求める条件に即した訓練コースの開発実施等、若者を支援する。
・放課後や週末等における地域の中での学習機会の提供、母子家庭の養育費確保の取組、施設等の子どもの就職時の不利を防ぐ仕組みの整備等、子どもを支援する。
・「女性の再チャレンジ支援プラン」[35]を推進・強化し、身近な場や家庭での学習支援等、女性を支援する。
・退職教員、研究者、海外勤務経験者等の小学校等への配置・派遣等、介護や育児等の分野の簡易資格制度(サポーター)の創設等、高齢者・団塊世代を支援する。

3. 総合的な少子化対策の推進

昨年、我が国では、総人口が減少に転ずる人口減少社会が到来し、出生数は106万人、合計特殊出生率も1.25と過去最低を記録した。急速な人口減少は、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題である。出生率の低下傾向の反転に向け、少子化の背景にある社会意識を問い直し、生命を次代に伝えはぐくむことや家族の重要性の再認識を促し、また、若い世代の不安感の原因に総合的に対応するため、「新しい少子化対策について」[36]に基づき、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図ることが必要である。

具体的には、次の施策を推進する。

(1) 次の考え方を踏まえ、「子ども・子育て応援プラン」[37]の着実な推進にあわせ、妊娠・出産から高校・大学生時まで子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策と働き方の改革を推進する。

① 子育て家庭を、国、地方公共団体、企業、地域等、社会全体で支援する。

---

35 「女性の再チャレンジ支援プラン」(平成17年12月26日)
36 「新しい少子化対策について」(平成18年6月20日)
37 「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月24日)

② すべての子育て家庭を支援し、在宅育児や放課後対策も含め地域の子育て支援を充実する。
③ 仕事と子育ての両立支援の推進や男性を含めた働き方の見直しを図る。
④ 出産前後や乳幼児期において、経済的負担の軽減を含め総合的な対策を講ずる。
⑤ 子どもの安全確保や出産・子育て期の医療ニーズに対応する体制の強化、特別な支援を要する子ども及びその家族への支援を拡充する。

(2) 社会の意識改革を進めるため、家族・地域の絆を再生する国民運動を展開する。

少子化対策は国の基本にかかわる最重要政策課題であるとの認識の下、関係府省が連携して諸施策の具体化を図り、推進する。

4. 生活におけるリスクへの対処

我が国は地震等の自然災害が発生しやすい脆弱な国土構造を有しており、近年では台風や集中豪雨の頻発、大雪等により各地で被害が発生しているほか、住宅火災による死者数も増加傾向にある。他方、都市化の進行や高齢化の進展に伴い災害対応力が低下している。また、国民生活に看過しがたい不安を与えている犯罪や痛ましい事件が続発しているとともに、企業における倫理観の欠如や安全管理意識の後退を思わせるような出来事も相次いでいる。

国民の安全と安心の確保は、政府の最も重要な責務の一つであるとともに、我が国の経済活性化の基盤である。新たな時代展開の下での役割分担と協力関係を官民挙げて構築しつつ、生活における様々なリスクに対処する必要がある。

このため、国民、地域、企業、ＮＰＯ、ボランティア等と協力しつつ、災害への備えを実践する国民運動を広く展開しながら、防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。その際には、国際的な協調・連携を図る。また、犯罪の国際化に対処しつつ、「世界一安全な国、日本」の復活に向けた治安再生を強力に推進する。加えて、ＩＴの活用、安全に資する科学技術の総合的な推進、高齢者、障害者等に配慮したバリアフリー社会の実現、公共交通の安全対策の徹底及び住まいや食の安全の確保に向けた取組等を進める。さらに、温暖化防止対策など、持続可能な社会の実現に向けて地球環境の保全等に取り組む。

（災害対策）

・大規模地震対策の一環として、地域の防災拠点となる学校をはじめとする公共施設や住宅等の耐震化、密集市街地の整備等を進める。また、従来より取組を進めてきた大規模地震対策の着実な進捗を図るとともに、特に、首都直下地震について、「首都直下地震対策大綱」[38]及び「首都直下地震の地震防災戦略」[39]等に基づき、中枢機能の継続性の確保及び定量的な減災目標の着実な達成に向けた取組等を推進する。
・大規模水害・土砂災害対策、津波・高潮対策、豪雪対策をはじめとした防災対策を推進する。
・衛星による測位・災害監視技術等を活用したハザードマップの作成や防災情報の迅速な伝達体制の整備、高齢者等の災害時要援護者への避難支援、消防等の災害対策の強化を進めるとともに、消防団、水防団の充実強化を図る。また、救出救助、救急医療等に関し、ヘリコプターの活用を含め全国的見地からの体制整備を図る。

---

[38]「首都直下地震対策大綱」（平成17年9月27日）
[39]「首都直下地震の地震防災戦略」（平成18年4月21日）

（治安対策、犯罪被害者施策等）

・「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」[40]及び「テロの未然防止に関する行動計画」[41]等を着実に実施する。

・子どもを取り巻く環境の安全を確保し、また子どもを非行から守るため、「犯罪から子どもを守るための対策」[42]や「子ども安全・安心加速化プラン」[43]に基づき、学校や登下校時の安全の確保、通学路等の整備、犯罪を起こしにくい環境の整備、再犯の防止対策等を進めるとともに、官民連携による地域防犯活動や子どもの健全な育成に向けた取組を促進する。

・テロ、組織犯罪等の資金源を遮断し、その犯罪収益の流通を防止するため、資金洗浄が疑われる取引に関する情報集約等のための組織の整備、情報届出事業者の対象業種の拡大等を目指した法律案の次期通常国会への提出等の取組を進める。

・国民の誰もが犯罪の被害者等となり得る現実を受け、「犯罪被害者等基本計画」[44]に基づき、被害者等の視点に立った損害回復・経済的支援、精神的・身体的被害の回復・防止、刑事手続への関与拡充、支援等のための体制整備等に向けた取組を進める。

・国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、日本司法支援センターを中核とする総合法律支援の実施、裁判員制度の導入、裁判外紛争解決手続の利用の促進等の司法制度改革に引き続き取り組む。

（国際的な取組、テロ対策等）

・グローバル化の進展等に伴い、安全で安心できる国際的に共生した社会の構築に向けた取組がますます重要となる中、テロの未然防止等を図るため、衛星等を活用したインテリジェンス機能の強化を含め、情報収集・分析、重要施設・公共交通機関の警戒警備等を徹底するとともに、国内外における国民保護の体制整備、外国人に対する出入国審査時の生体認証技術の活用等を進める。

・防衛については、我が国の平和と安全及び国際社会の平和と安定を確保するため、引き続き「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」[45]等に基づき効率的な体制の整備に取り組む。

・「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」[46]を踏まえ、法制面及び経費面を含め、再編関連措置を的確かつ迅速に実施するための措置を講ずる一方、厳しい財政事情の下、政府全体として一層の経費の節減合理化を行う中で、防衛関係費においても、更に思い切った合理化・効率化を行い、効率的な防衛力整備に努める。「中期防衛力整備計画」[47]については、再編関連措置に要する経費全体の見積もりが明確となり次第、見直すものとする。

（安全性・信頼の再構築）

・耐震強度の偽装問題について、建築物の安全性に対する国民の期待と信頼にこたえるため、建築確認・検査の厳格化等を着実に実施するとともに、偽装問題の再発を確実に防止できるような制度の在り方を引き続き検討し、建築士制度の見直し等、結論の得られたものから順次所要の措置を講ずる。

---

40 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（平成15年12月18日）
41 「テロの未然防止に関する行動計画」（平成16年12月10日）
42 「犯罪から子どもを守るための対策」（平成17年12月20日）
43 「子ども安全・安心加速化プラン」（平成18年6月20日）
44 「犯罪被害者等基本計画」（平成17年12月27日閣議決定）
45 「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成16年12月10日閣議決定）
46 「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」（平成18年5月30日閣議決定）
47 「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）」（平成16年12月10日閣議決定）

・ヒューマンエラー等に起因する事故やトラブルが続発している状況にかんがみ、鉄道・航空等の公共交通の安全性の向上を図るため、事業者の安全管理体制の確立、事業運営における安全意識の徹底等、輸送事故の防止対策を強化する。このような取組を含め、歩道の整備など人優先の交通安全思想に立った「第８次交通安全基本計画」[48]を推進する。その際、ＩＴＳ[49]による安全運転支援等の取組を進める。
・国民への食料の安定供給を確保するため、農地・農業用水等の食料供給力の維持・向上を図る。また、環境保全型農業を推進する。
・科学に基づいた食の安全と消費者の信頼の確保に向けて、ＢＳＥ、鳥インフルエンザへの対策、食品表示基準の見直し等を進める。また、「食育推進基本計画」[50]に基づき、「日本型食生活」[51]の実践など、国民運動として食育を推進する。
・新型インフルエンザをはじめとする新たな感染症といった国民の生命・健康を脅かす事態に対して迅速かつ適切に対応する。
・個人情報等の流出防止やサイバー攻撃への対応等のため、政府機関の統一的な対策強化や緊急対応能力の強化（ＧＳＯＣ[52]の稼動）等、官民の情報セキュリティ対策の体制構築・底上げを重点とした「セキュア・ジャパン 2006」[53]の取組を推進する。
・国民が金融商品を安心して利用できるような制度の整備・運用に取り組む。
・耐震安全性の確保など、原子力の安全に関する取組を進める。

（地球環境の保全・循環型社会の構築）

・京都議定書の約束期間開始を 2008 年に控え、省エネ・新エネ対策、原子力の推進等による温室効果ガスの排出削減、森林の整備・保全等の森林吸収源対策等の取組を加速するとともに、京都メカニズムによるクレジットの取得を進め、また、その適切な管理のための仕組みを平成 18 年度中に構築する。今後、「京都議定書目標達成計画」[54]の実現を図るとともに、長期的な温室効果ガス排出削減に向けたリーダーシップを発揮する。不法投棄対策を含む循環型社会の構築、違法伐採対策等に取り組むとともに、「緑の雇用」も活用しつつ、自然環境の保全等により自然との共生を進める。
・環境と経済の両立を図るため、金融面からの環境配慮を進めるとともに、環境技術の開発、３Ｒイニシアティブやアジア環境行動パートナーシップ構想による優れた技術・制度の国際的な普及と標準化等に向けた取組を進める。環境教育や、クールビズ、「もったいない」の心をいかした国民運動等を推進する。

（大陸棚調査）

・海洋政策の推進に当たっては、政府一体となった取組が必要である。大陸棚調査については、大陸棚の限界に関する情報の提出期限である 2009 年に向けて、海域における調査を引き続き着実に推進するとともに、大陸棚の限界に関する委員会に提出する情報の作成等に的確に取り組む。

---

48 「第８次交通安全基本計画」（平成 18 年３月 14 日）
49 ＩＴＳ（Intelligent Transport Systems）：高度道路交通システム
50 「食育推進基本計画」（平成 18 年３月 31 日）
51 「日本型食生活」：日本の気候風土に適した米を中心に農産物、畜産物、水産物等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた食生活
52 GSOC（Government Security Operation Coordination team）：政府横断的な情報収集機能、攻撃等の分析・解析機能等の事案対策促進機能
53 「セキュア・ジャパン 2006」（平成 18 年６月 15 日）
54 「京都議定書目標達成計画」（平成 17 年４月 28 日閣議決定）

5. 豊かな生活に向けた環境整備

・豊かで活力ある社会の形成に向けた人材育成のため、幼稚園・保育所の教育機能を強化するとともに、幼児教育の将来の無償化について歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど幼児教育の振興を図る。
・他者への思いやりや命を大切にする教育及び長期宿泊体験などの体験活動の充実、学校、家庭、地域の教育力の強化、不登校等や「キレる」言動への対応、発達障害を含む障害のある子どもへの教育的支援等の取組を進める。
・文化芸術について、経済・地域社会の活性化にも資するよう、学校、地域等において文化芸術に親しむ環境整備や人材育成、新しい文化芸術の創造、国際文化交流の推進、文化芸術支援活動の促進、文化財の保存・活用の強化等を図る。
・スポーツについても、地域における住民のスポーツ活動拠点の充実などの生涯スポーツ社会の実現や、ナショナルレベルのトレーニング強化拠点の整備・充実などの国際競技力の向上を図る。また、学校や地域において子どもが体を動かす機会を確保・充実する方策に取り組む。
・ニートと呼ばれる若者の職業的自立を推進するため、地域の相談体制の充実、学び直しの機会の提供等により、各人の状況に応じた包括的な支援の強化を図る。

第５章　平成19年度予算における基本的考え方

1. 今後の経済動向と当面の経済財政運営の考え方

・世界経済の着実な回復が続く下、我が国経済は、平成18年度には企業部門、家計部門ともに改善が続き、平成19年度においては、自律的・持続的な経済成長が実現すると考えられる。
・歳出・歳入一体改革で財政健全化の努力を中長期的に維持・強化していくことを改革の基本としたこと、また経済成長戦略大綱で人口減少の下でも持続的、安定的に成長することを目指すとしたことを念頭におき、民間需要・雇用の拡大に力点を置いて構造改革への取組をより本格的かつ総合的に推進する。
・物価安定の下での民間主導の持続的な成長のため、政府・日本銀行は一体となった取組を行う。政府は、構造改革を更に加速・拡大する。日本銀行に対しては、政府の政策取組や経済の展望と整合的なものとなるよう、市場の動向にも配慮し、実効性のある金融政策運営に努め、引き続き金融面から確実に経済を支えることを期待する。
・なお、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行う。

2. 平成19年度予算の方向

第３章で示した今後５年間に実施すべき歳出改革の内容は、機械的に５年間均等に歳出削減を行うことを想定したものではない。それぞれの分野が抱える特殊事情や既に決まっている制度改革時期とも連動させ、また、歳入改革もにらみながら、５年間の間に必要な対応を行うという性格のものである。

平成19年度予算は、第３章で示した今後５年間の新たな改革に向けた姿勢を問われる重要な出発点である。これまで行ってきた改革を後退させるものであるとの誤解を招くことがあってはならない。

財政健全化に向けて、責任ある新たな第一歩を踏み出したことの象徴となるよう、概算要求基準についても、従来の改革努力を継続する厳しい基準を設定し、メリハリの効いた歳出見直しを行う。財政再建は、避けて通れない課題ではあるものの、短期的には痛みを伴うものである。「健全で活力ある経済があってこその財政」であるとの考えの下に、将来に向けた明るい展望を切り拓き、活力ある社会の実現を目指して、成長戦略大綱の実現や少子化対策等のために予算面において所要の対応を行っていくことも重要である。

・平成19年度予算は、基礎的財政収支黒字化を確実にする第Ⅱ期改革の最初となる重要な予算であり、「第３章　財政健全化への取組」で述べられた考え方を着実に実行に移す。
・また、「行政改革推進法」に基づき、事業の仕分け・見直しを行いつつ、行政のスリム化・効率化を一層徹底し、総人件費改革や特別会計改革、資産・債務改革等について、平成19年度予算に適切に反映させる。
・「第２章　成長力・競争力を強化する取組」及び「第４章　安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現」に述べた取組を推進する。そのため、予算配分の重点化・効率化を行う。
・各府省は予算要求に当たっては、各施策について、成果目標を掲げ、事後評価を十分行い得る基盤を整備するとともに、その必要性、効率性、有効性等を吟味する。また、新規施策の要求に当たっては既存施策の廃止・縮減を行う。
・予算全体について、民間活力の活用による効率化に努めるとともに、公共サービスの合理化・効率化を織り込み、単価を引き下げ、経費を削減する。義務的な経費であっても、経費の大胆な節減に取り組む。また、市場化テストを積極的に活用し、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革（競争の導

入による公共サービスの改革）を進める。

・なお、財政投融資については、民業補完の原則の下、対象事業の重点化・効率化に努める。

むすび

（経済財政に関する政策決定システムの改革）

2001年の経済財政諮問会議の発足以来、総理が議長を務める経済財政諮問会議を中心に、縦割りではなく、経済財政政策及びそれに関連する政策を、全体として整合性、一貫性のある形で決定するシステムが強化されてきた。また、経済財政諮問会議においては、有識者議員から民間の経営感覚に基づく政策提言（民間的手法による政府の効率化や経済活力の強化など）や、経済分析等の客観的な根拠を基礎にした政策提言が行われ、新たな視点が提供されるとともに、政策決定プロセスが活性化された。経済財政諮問会議の討議内容については、短期間の内に詳細な議事内容が公表されるなど、政策決定の透明性が高められた。

（政策決定プロセスの定着）

経済財政政策の運営については、改革に向けた政策決定プロセスが定着してきた。まず、重要課題を網羅した「基本方針」（骨太の方針）において、改革の方向性を明確にし、その後、経済財政諮問会議として「予算の全体像」をまとめ、「予算編成の基本方針」を策定することを通じて、優先順位を明確にした翌年度予算の方向付けが行われている。

同時に、中期の経済財政運営の基本方針として「改革と展望」[55]を策定し、ローリングすることにより、基礎的財政収支の黒字化やデフレからの脱却といった中期目標を明確にし、これと整合的な形で短期の経済財政政策が運営されてきた。

こうしたプロセスを経て、歳出改革、税制改革、社会保障制度改革、郵政改革、金融制度改革、規制改革など各般にわたる構造改革が一貫性をもって推進されている。また、工程表の作成やＰＤＣＡサイクルによる管理等の手法が定着しつつある。

（今後の課題）

今後はこうした成果を維持しつつ、更に改革を強化していく必要がある。

具体的には、歳出・歳入一体改革や経済成長戦略などを総合し、マクロ経済全般の動向を包含する新たな中期の経済財政運営の基本方針をできるだけ早期に策定する。また、「基本方針」、「予算の全体像」、「予算編成の基本方針」という政策決定プロセスを維持・強化する。その際、経済動向の見通しの年央点検など経済運営と財政運営の整合性を更に強化すること、また、歳出改革と税制改革は一体として議論するなど歳出と歳入の整合性を強化することが必要である。また、経済財政諮問会議が推進する改革に関係の深い諸機関との連携を更に強化する。

---

55 「構造改革と経済財政の中期展望」

＜別紙＞

社会保障

○　今後とも高齢化の進展等に伴い、社会保障給付については大幅に増加し、そのための保険料・税負担も大きく増大していくことが見込まれる。

○　こうした中、社会保障制度が国民の安心や安定を支えるセーフティネットとしての役割・機能を将来にわたり果たし続けていくためには、制度自体の持続可能性・安定性を確保していくことが何より重要であり、そのためには、現役世代の負担が過度のものとならないよう社会保障制度全般にわたり不断の見直しを行い、セーフティネットとして求められる水準に配慮しつつ、給付の伸びを抑制することが必要となる。

○　また、政府・与党の公約である2010年代初頭の基礎的財政収支の黒字化を実現するために、政府全体の歳出を聖域なく厳しく見直し、増税額を出来る限り小さくすることを目指す中で、国の一般歳出の4割を超える水準にあり、また高齢化の進展等により今後増加が見込まれる社会保障についても、国民の理解を前提としつつも一定の歳出の抑制努力は避けられない。

○　社会保障については、これまで各般の改革を行ってきたところであるが、以上のような観点を踏まえれば、今後5年間においても、次に掲げる事項を含め改革努力を継続していく必要がある。

＜雇用＞

・失業等給付の国庫負担の在り方については、「廃止を含めて検討する」という「行政改革推進法」の趣旨を踏まえ、かつ、昨今の雇用保険財政の状況（積立金2.5兆円）にかんがみ、2007年度において、廃止を含む見直しを行う。

＜生活保護＞

・以下の内容について、早急に見直しに着手し、可能な限り2007年度に、間に合わないものについても2008年度には確実に実施する。

－生活扶助基準について、低所得世帯の消費実態等を踏まえた見直しを行う。

－母子加算について、就労支援策を講じつつ、廃止を含めた見直しを行う。

－級地の見直しを行う。

－自宅を保有している者について、リバースモーゲージを利用した貸付け等を優先することとする。

・現行の生活保護制度は抜本的改革が迫られており、早急に総合的な検討に着手し、改革を実施する。

＜介護＞

・介護については、これまで所要の改革を行ってきたが、それでも経済の伸びを上回って給付費が増大することを踏まえるならば、保険料の増大が避けられない状況にある。

・保険料負担が過度のものとならないよう、次期事業計画の開始が2009年度であることを念頭に置きつつ、2011年度までの間においても、公的給付の内容・範囲及び介護報酬の在り方についての見直しなど必要な改革に取り組む。

＜医療＞

・今回の医療改革により、医療給付費のための保険料・税負担について、足下の期間では相応の抑制が実現した。しかしながら、それでもなお、経済の伸びを上回って給付費が増大することが見込まれており、保険料・税負担も増大していくものと予想される。

・中期的な視野に立って、医療保険制度の持続可能性・安定性を確保し、現役世代の負担が過度のものとならないようにしていくためには、更なる改革が不可避であり、2011年度までの間には、更なる給付の重点化・効率化に取り組むことが必要である。

・具体的には、医療保険制度改革の直後であることも踏まえ、今後5年間の幅の中で、公的給付の内容・範囲及び負担と給付の在り方、並びに救急医療、小児・産科などへの対応を含めた診療報酬の在り方、後発品の使用拡大など薬剤費の在り方について見直しを行う。

○　また、上に述べた分野別の見直しに加えて、社会保障番号の導入など社会保障給付の重複調整とい

う視点からの改革などについても検討を行う。

○　以上のような取組を通じ、過去５年間の改革（国の一般会計予算ベースで▲1.1兆円（国・地方合わせて▲1.6兆円に相当）の伸びの抑制）を踏まえ、今後５年間においても改革努力を継続することとする。

地方財政

○　国と地方の信頼関係を維持しつつ、国・地方それぞれの財政健全化を進めるため、地方財政について以下の取組を行う。

○　地方歳出については、国の取組と歩調を合わせて、国民・住民の視点に立って、その理解と納得が得られるよう削減に取り組む。

(1)　地方公務員人件費については、国家公務員の改革を踏まえた取組に加え、地方における民間給与水準への準拠の徹底、民間や国との比較の観点からの様々な批判に対する是正等の更なる削減努力を行い、本年４月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、５年間で行政機関の国家公務員の定員純減（▲5.7%）と同程度の定員純減を行うことを含め大幅な人件費の削減を実現する。

(2)　地方単独事業については、「選択と集中」の視点に立って、国の取組と歩調を合わせ、過去５年間の改革努力（５年間で▲５兆円超）を基本的に継続することとするが、地域の実情に配慮し、今後５年間については、地方単独事業全体として現在の水準以下に抑制することとし、投資的経費は国の公共事業と同じ改革努力を行い、一般行政経費は2006年度と同程度の水準とする。

ただし、これまでの歳出削減努力がデフレ状況下で行われてきたことなども踏まえ、地域の経済動向等を十分に注視しながら、柔軟かつ機動的な対応に心がけることとする。

○　以上の歳出削減努力等を踏まえ、地方交付税等については、以下の制度改革等を行う。

(1)　地方交付税の現行法定率は堅持する。

(2)　過去３年間、毎年１兆円近く削減してきた地方交付税等（一般会計ベース）について、地方に安心感を持って中期的に予見可能性のある財政運営を行ってもらえるよう、地方交付税の現行水準、地方の財政収支の状況、国の一般会計予算の状況、地方財源不足に係る最近10年間ほどの国による対応等を踏まえ、適切に対処する。

(3)　これにより、上記の歳出削減努力等とあわせ、安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税（地方財政計画ベース）等の一般財源の総額を確保する。

(4)　各地方公共団体に対する地方交付税の配分に当たっては、行政改革に積極的に努力している団体や地方税収の伸びがあまり期待できない団体に特段の配慮を行う。

(5)　地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る。交付税について、地方団体の財政運営に支障が生じないよう必要な措置を講じつつ、算定の簡素化を図る。地方税について、国・地方の財政状況を踏まえつつ、交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図る。

以上の点を中心に住民の視点に立った地方公共団体の自発的な取組が促進されるような制度改革を行う。そのため、再建法制等も適切に見直すとともに、情報開示の徹底、市場化テストの促進等について地方行革の新しい指針を策定する。

また、道州制導入の検討を促進する。

公務員人件費・独立行政法人・公益法人

（Ⅰ．公務員人件費）

2011年度に基礎的財政収支を黒字化することを目標に、社会保障を含めた歳出カットや国民負担増の可能性を検討している中にあって、厳しい公務員人件費の見直しは不可欠の課題である。

今後、経済成長に伴う民間賃金の上昇により増加が見込まれる公務員人件費について、既に決まっている改革だけでなく、更なる改革を断行し、公務員人件費を削減する。（以下の更なる改革全体で▲2.6兆円の削減効果）

国会についても、「先ず隗より始めよ」として、自ら歳出改革に取り組むことを要請する。具体的には、衆議院、参議院それぞれの検討の場において、国会職員の定員の純減や給与の見直し等を含む改革案が取りまとめられており、これらを速やかに実現していくことを求める。また、議員歳費についても、国家公務員の給与改革の成果を的確に反映することを求める。

○　国家公務員

国家公務員人件費について、既に決まっている定員純減と給与構造改革を着実に実行するとともに、定員・給与両面で更なる改革を行う。

＜既に決まっている改革＞

① 国の行政機関で▲5.7% の定員純減等（2010 年度まで）を達成する。
② 地域の民間賃金の反映等のための給与構造改革を実行する。

＜更なる改革＞

① 定員純減を 2011 年度まで継続する。
② 人事院において比較対象企業規模を見直すことを要請する（100 人以上⇒50 人以上）。

○　地方公務員

地方公務員人件費については、国家公務員の改革を踏まえた取組に加え、地方における民間給与水準への準拠の徹底、民間や国との比較の観点からの様々な批判に対する是正等の更なる削減努力を行い、本年４月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、５年間で行政機関の国家公務員の定員純減（▲5.7%）と同程度の定員純減を行うことを含め大幅な人件費の削減を実現する。

＜既に決まっている改革＞

・国の給与構造改革を踏まえた改革を行う。

＜更なる改革＞

① 本年４月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、５年間で行政機関の国家公務員の定員純減（▲5.7%）と同程度の定員純減（2010 年度まで）を行う。
② 定員純減を 2011 年度まで継続する。
③ 比較対象企業規模を見直す必要がある（100 人以上⇒50 人以上）。
④ 地域の民間給与の更なる反映を図る。
⑤ ボーナスの支給月数の地域格差の反映を図る。
⑥ 特殊勤務手当を削減する。
⑦ 互助会への補助金を削減する。
⑧ 級別職員構成を是正する。
⑨ 知事等の高額な退職手当を適正化する。
⑩ 教職員等人件費を削減する。

○　公務員制度改革

各地域における公務員の給与、処遇の在り方について、民間企業の実態を踏まえ、能力主義や実績評価に基づいたものとなるよう厳しく見直すとともに、公務員の労働基本権や人事院・人事委員会制度の在り方を含む公務員制度全体の改革の検討を早期に開始する。

（Ⅱ．独立行政法人、公益法人）

○　独立行政法人等

独立行政法人、国立大学法人の人件費については、既定の改革を確実に達成するとともに、国家公務員の取組を踏まえて、更に抑制する。また、個々の独立行政法人の業務等については、それぞれの政策分野の改革の中で厳しく見直す。

(1) 人件費

① 既定の改革の確実な達成

独立行政法人等について、既定の人件費改革（2010年度まで）を確実に達成し、これにより退職手当及び福利厚生費を含め着実に削減する。非常勤職員手当についても業務経費効率化の取組の中で抑制を図る。

② さらに、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を2011年度まで継続するとともに、官民給与の比較対象企業規模の見直しによる公務員給与改定を反映する。

(2) 個々の独法の業務等については、業務内容の必要性・重要性、更なるコスト効率化、財務の自律性の向上等の観点から、各政策分野の改革の中で厳しく見直す。

○ **公益法人**

公益法人について、法人による給与の点検・見直しに関する取組の徹底、補助金等の抑制を図り、地方においても同様の取組を行うことを要請する。また、国と公益法人等との間の随意契約の適正化を図る。

(1)「国と特に密接な関係を持つ公益法人に対する給与水準の点検・見直しの要請」について、法人への指導の強化・徹底と、そのフォローアップを行う。地方においても同様の取組を行うことを要請する。

(2) 公益法人向け補助金等について、各政策分野の歳出削減を図る中で、義務的に支払いが必要なものなどやむを得ないものを除き、原則として今後5年間で5％以上の抑制を図る。

また、地方の第三セクター向け補助金等について、同様の対応を行うことを要請する。

（Ⅲ．公益法人等との随意契約の適正化）

(1) 公益法人等（所管公益法人、独立行政法人、特殊法人、再就職者のいる民間法人等）との間の随意契約については、競争入札が原則との原点に立ち帰り、厳格かつ徹底的に見直しを行った結果、従来の随意契約の約7割（所管公益法人との間の随意契約の9割強）を競争的な手法による契約に移行することとしているところである。

(2) 今後、今回の見直しの対象とならなかった公益法人等以外との随意契約についてもすべて、本年中に同様の見直しを行う。

(3) 情報公開の一層の充実を図る観点から、以下の措置をとる。

① 所管公益法人との間の随意契約の相手方に国の常勤の職員であった者が役員として在籍している場合、その人数を公表する。

② 政府調達に関する情報のホームページへの掲載方法を改善する。

③ 調達に関する問い合わせの総合窓口を各府省に設置する。

公共事業関係費

○ 公共事業関係費については、これまでの削減により、「構造改革と経済財政の中期展望」（平成14年1月25日閣議決定）に示された目安を既に達成した。しかしながら、我が国の社会資本の整備水準が上昇する一方、人口減少社会が到来することにかんがみると、危機的な財政事情の下、歳出・歳入一体改革を進める中で、今後とも改革を継続し、更なる重点化・効率化を図る必要がある。

○ このため、公共事業については、景気対策としてではなく、真に必要な社会資本整備へと転換する必要がある。その中で、今後、廃止・終了する事業や整備水準の上昇も踏まえた事業分野ごとのメリハリ付けを強化するとともに、あらゆる分野で官民格差等を踏まえたコスト縮減や入札改革などを進め、重点化・効率化を徹底することにより、これまでの改革努力（名目対前年度比▲3％）を基本的に継続する。

○ その際、現在実施中のコスト縮減努力（5年間で15%のコスト縮減）の継続や今後は廃止・終了

する事業の存在などを織り込んだ対応を行う必要がある。また、今後５年間の幅の中では、これまでのデフレ下の状況とは異なり、資材価格や賃金等のコスト増が生じ得ることを考慮するとともに、改革を継続する中で、国際競争に勝ち抜くためのインフラ整備、また、国民生活の質的向上や安全・安心の確保につながる社会資本整備など我が国の将来を見据えつつ各年度の社会資本整備を判断していく必要もある。このため、経済成長との関係を勘案したこれまでの実質の削減率の実績による対応を視野に入れる必要がある。

農林水産（非公共）

○　現在農林水産分野全般にわたり進めつつある改革を今後とも緩みなく進めることが、「攻め」に向かう強靭な農林水産業を作り上げるための途である。こうしたことにより、農林水産関係予算については、関係制度全般にわたり、支援対象の重点化・施策の「選択と集中」の強化を図り、また執行状況の反映を徹底し、これまで以上の改革努力を通じた節減合理化を図る。

○　その際、経済成長との関係を勘案したこれまでの実質の削減率の実績による対応を視野に入れる必要がある。

○　なお、農業の生産性向上等のため、非公共施策の推進が柔軟に図られるよう、必要に応じ、公共と非公共の間の彼我融通（シフト）を適切に活用することとする。

文教

○　文教予算については、子どもの数の減少及び教員の給与構造改革を反映しつつ、以下の削減方策を実施することにより、これまで以上の削減努力を行う。

○　これにより、今後５年間、人件費を除く国(一般会計)の予算について、名目値で対前年度比＋0.1%(年率)以下に抑制することを基本とするが、今後、賃金・物価の上昇等によりこうした歳出抑制ペースをそのまま適用することが困難な場合が生じた場合には、経済成長との関係を勘案したこれまでの実質的な歳出削減のペースを維持するなかで、必要な配慮を行うこととする。

①　義務教育費国庫負担金について以下の見直しを行う。

ア）教職員の定数については、子どもの数に応じた削減を行うこととし、具体的には、今後５年間で１万人程度の純減を確保する。

イ）地方公務員の給与構造改革や地方における民間給与水準への準拠を徹底させる。

ウ）人材確保法に基づく優遇措置を縮減するとともに、メリハリを付けた教員給与体系を検討する。その結果を退職手当等にも反映させる。

②　国立大学運営費交付金について、効率化ルールを徹底し、各年度の予算額を名目値で対前年度比▲１％（年率）とする。

③　私学助成予算について以下の見直しを行う。

定員割れ私学については、助成額の更なる削減など経営効率化を促す仕組みを一層強化するとともに、学生数の減少に応じた削減を行うことにより、施設整備に対する補助を含めた各年度の予算額を名目値で対前年度比▲１％（年率）とすることを基本とする。

④　教科書予算について以下の見直しを行う。

教科書に係る製造・供給コストは一層縮減を図る。特に供給コストについては供給体制の在り方を含め、一層の効率化を行う。

⑤　奨学金予算について以下の見直しを行う。

ア）回収強化につき、債務保証等債権管理の在り方を含め、抜本的な施策を講じ、国民負担を最小化する。

イ）３％の貸付上限金利について、教育政策の観点等から、見直しを検討する。

科学技術予算

○　科学技術振興費については、ムダの排除やコスト縮減等に取り組み、真に必要な経費を精選するなど、第２期計画における改革姿勢を継続することを基本とするが、科学技術の振興は我が国の将来の発展の鍵を握っていることに配慮し、第３期科学技術基本計画（平成 18 年３月 28 日閣議決定）の効率的な推進に努める。

○　その際、第３期科学技術基本計画に基づく予算の伸びは、データベースの運用等科学技術システム改革の着実な実施を図りつつ、経済成長の範囲内とし、さらに、科学技術の振興による成長力・競争力強化に資する取組については、必要に応じて、重点的な取組を行うこととする。

○　具体的な取組は以下のとおり。

・厳選された「戦略重点科学技術」に資源をシフトし、優先順位の劣るプロジェクトは廃止・抑制する。投資効果を不断に検証する。

・研究費の不正使用問題への厳正な対処を徹底する。研究開発データベースを早急に整備し、不合理な重複を排除する。

・諸外国の情勢、技術革新、官民の連携強化等の視点も踏まえ、大規模事業、新規事業、独法運営等について可能な限りコストを縮減する（宇宙ステーション、スパコン等）。

防衛関係費

○　防衛力整備については、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」（平成 18 年５月 30 日閣議決定）に従い、更に思い切った合理化・効率化を行い、効率的な整備に努めることとし、「中期防衛力整備計画（平成 17 年度～平成 21 年度）」（平成 16 年 12 月 10 日閣議決定）についても、同閣議決定に基づき対処する。

○　こうした取組を踏まえ、防衛関係費については、人件糧食費の増加や米軍再編経費が見込まれる中ではあるが、以下のような項目を中心に従来以上に厳しい削減に取り組み、今後５年間、人件費を含む国（一般会計）の予算について名目伸び率ゼロ以下の水準とする。

・総人件費改革等を通じた自衛官実員の削減

・３自衛隊の装備品、在庫部品等の調達の効率化・合理化

・入札談合再発防止の徹底を通じた予算削減（防衛施設の特性に配慮しつつ、公共事業総合コスト縮減率（５年間で 15%）の達成を含む。）

・在日米軍駐留経費負担の所要の見直し

・基地周辺対策の抜本見直し

○　米軍再編に要する経費については、既存予算の更に思い切った合理化・効率化を行ってもなお、上記削減目標の中では、米軍再編に関する地元の負担軽減に資する措置の的確かつ迅速な実施に支障が生じると見込まれる場合は、各年度の予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずるものとする。

○　なお、今後、経済・社会情勢等により、既存の防衛関係費について名目伸び率ゼロ以下の目標により難い場合であっても、上記閣議決定に従い更に思い切った合理化・効率化に努め、少なくとも経済成長率との関係を勘案したこれまでの歳出削減のペースを加速することを基本方針とする。

政府開発援助（ＯＤＡ）

○　「今後３年間でアフリカ向けＯＤＡを倍増し、引き続きその中心を贈与とする」、「今後５年間のＯＤＡ事業量について、2004 年実績をベースとする額と比較して 100 億ドルの積み増しを目指す」等の政府の対外公約は、確実にこれを達成する。

○　その際、財政が極めて厳しい状況にある中で、ＯＤＡに対する国民の理解を得ていくためには、今後、援助の「質」の向上を実現していく必要があり、コスト面で大胆な効率化を行う一方で開発効果を高めるとともに、供与対象国・分野の更なる戦略的重点化を図る。

○　ＯＤＡ予算については、コスト縮減や予算の厳選・重点化等を通じ、国内と同様、これまでの改革努力を継続しつつ、ＯＤＡ事業量は必要量を確保する。
○　ただし、我が国外交の戦略的・効果的な展開のためには、これにより難い場合も考えられる。そうした場合、これまでの改革努力の継続を基本としつつ、我が国経済や国際情勢の変化を勘案しながら、そのペースを半減する範囲内で対応できるよう、予算の効率化・重点化に努めるものとする。
○　このため、今後、以下を重点的に推進していく。
・徹底したコスト削減を前提に費用対効果を最大化
①　包括的かつ実効的なコスト削減目標・計画を策定
②　国際競争入札の導入拡大
③　ＪＩＣＡの徹底的な効率化（人件費・事業費等の節減）
④　在外公館関連経費等の合理化　　等
・供与対象国・分野の更なる戦略的重点化
①　外交効果の検証と国民への説明強化
②　ＮＧＯ・民間との戦略的連携・活用
③　相手国の自立的発展につながる事業を厳選
④　資源獲得戦略の一環としての活用　　等

エネルギー対策

○　エネルギー対策費については、エネルギーを巡る国際情勢は不透明であり、長期的視点に立った戦略的なエネルギー政策の展開が重要となっているが、施策の精選・効率化を徹底することによって限られた予算で最大の効果を生むための工夫が必要である。
○　一般会計で行うエネルギー関連事業については、ＩＴＥＲ等の歳出増が予定されているが、「選択と集中」の一層の強化等に取り組み、今後５年間、名目伸び率ゼロ以下へ抑制する。
○　特別会計は、現在、その歳出が特定財源の水準を大幅に上回っていることから、今後厳しく歳出を見直していき、原則として歳出水準を特定財源税収の水準に見合うものとする。

電子政府関係

○　業務・システム最適化の実施に当たっては、
・各々の最適化計画に示された運用経費の削減（合計 1,229 億円）及び業務処理時間の削減（合計 4,750 万時間／年）を最低限の削減目標とし、これら以上の削減効果を目指す。
・内閣官房が総務省の協力を得て、
１）行財政改革への寄与
２）運用経費削減、業務時間削減に関して、効果が確実に見込まれること
３）システム間の連携、接続を考慮した開発スケジュールの調整
４）官民におけるプロジェクト執行・管理体制の確保
を考慮し、システム構築に係る優先順位付けを行い、それを踏まえた予算要求の選択と集中を図る。
・これらを踏まえつつ、厳格な予算査定を行うことを通じ、2007 年度の予算額を当初の予定額（998 億円）以下（２割以上の削減を目指す。）とする。
○　オンライン利用促進対象手続については、
・現在オンライン利用率 50% 以下のものは、2010 年度までにオンライン利用率 50% 以上の目標を確実に達成するため、①処理時間の短縮、手数料の引下げ等のインセンティブ措置、②添付書類の原則省略、③電子署名の簡略化等の担当府省の努力がなされるものに限り、予算措置する。
・2010 年度までにオンライン利用率 50% 以上の目標達成が困難であると認められるシステムについては、2007 年度予算要求を行うか否かを含め、当該システムの必要性等の再検討を行う。

その他

○　今回個別の指摘を行わなかった経費についても、徹底した歳出削減を進めるという基本方針の下に、厳しくその内容を見直していくものとする。

○　具体的には、今後５年間、近年の歳出削減ペースと同様の歳出改革を進めるとともに、他方、経済・社会情勢等によりこれにより難い場合であっても、少なくとも経済成長との関係を勘案したこれまでの実質的な歳出削減のペースを維持することとする。

2011 年度までの歳出改革について

○　今回各分野ごとに取りまとめた今後５年間の改革方針に基づく削減額は、別表のとおりである。

○　経費によっては、取りまとめに示されているように、削減額について、今後の資材価格や人件費の状況、内外の経済社会情勢等によって、ある程度、幅を持って考える必要がある。ただし、歳出を増加すればその分だけ国民負担が増加することには、留意しなければならない。

○　なお、災害への対応等現時点で見込み難い経費については、適切に対応する必要がある。

○　今回の取りまとめによって、2011 年度までに基礎的財政収支の黒字化を達成するために解消すべき要対応額 16.5 兆円程度のうち、少なくとも 11.4 兆円以上は、歳出削減によって対応することとなる。

○　歳出改革では対応しきれない要対応額（２～５兆円）については、歳入改革によって対応することとなるが、今後の経済社会情勢及び歳出削減の状況等によっては、この要対応額が変動する可能性がある。

［別表］

今後５年間の歳出改革の概要

	2006年度	2011年度 自然体	2011年度 改革後の姿	削減額	備考
社会保障	31.1兆円	39.9兆円	38.3兆円程度	▲1.6兆円程度	
人件費	30.1兆円	35.0兆円	32.4兆円程度	▲2.6兆円程度	
公共投資	18.8兆円	21.7兆円	16.1～17.8兆円程度	▲5.6～▲3.9兆円程度	公共事業関係費　▲3%～▲1% 地方単独事業（投資的経費）▲3%～▲1%
その他分野	27.3兆円	31.6兆円	27.1～28.3兆円程度	▲4.5～▲3.3兆円程度	科学技術振興費＋1.1%～経済成長の範囲内ＯＤＡ ▲４%～▲２%
合計	107.3兆円	128.2兆円	113.9～116.8兆円程度	▲14.3～▲11.4兆円程度	
	要対応額：16.5兆円程度				

（注１）上記金額は、特記なき場合国・地方合計（ＳＮＡベース）。
（注２）備考欄は、各経費の削減額に相当する国の一般歳出の主な経費の伸び率（対前年度比名目年率）等及び地方単独事業（地財計画ベース）の名目での削減率を示す。

資料3

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005

第1章　日本経済の現状と今後の課題

1. “バブル後”を抜け出した日本経済

（構造改革の先にある21世紀の将来像）

日本の経済社会は大きな環境変化に直面している。本格的な人口減少・超高齢社会の到来や地球規模でのグローバル化の進展など時代の潮流に適切に対応し、新たな成長基盤を確立できるか、緩やかな衰退の道をたどるかどうかは、ここ1、2年の構造改革の進展が成否を決める。

例えば、日本が、急速なグローバル化の動きを乗り切って、開かれた国として世界中の人・財・資本をいかすことができるか、それとも内向きの国になってしまうのか。人口が減少する社会にあっても一人当たりの成長率を高く維持できるのか、それとも緩やかな衰退の道をたどってしまうのか。個人の夢が実現され再挑戦ができる社会になるのか、それとも希望を持てない人が増え社会が不安定化するのか。また、小さな官と豊かな公の組合せが躍動感ある社会をもたらすか、それとも高負担高依存型で活力のない社会になってしまうのか――。その分かれ道はこの1、2年にある。[1]

他方、足下の日本経済に目を転じると、平成16年度までの集中調整期間における構造改革の進捗によって、バブル崩壊後の負の遺産から脱却し、民需主導の経済成長が実現しつつある。

集中調整期間においては、主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、不良債権問題を正常化させるとの目標を掲げ、取組を進めてきた。その結果、目標が達成され、金融システムが安定化することで、平成17年4月のペイオフ解禁も混乱なく実施された。また、企業部門において過剰雇用・過剰設備・過剰債務の解消が進み、体質強化と収益力向上が実現している。

これらを背景に、平成16年度の実質ＧＤＰ成長率は1.9%と、政府経済見通しの2.1%程度に近い伸びとなった。企業は3年間増益を続け、失業率は平成16年度には4.6%に低下している。雇用・所得環境の改善によって、企業部門の回復は、徐々にではあるが着実に家計部門に波及しつつある。こうした中、平成17年度においても、我が国経済は引き続き民間需要中心の緩やかな回復を続けると見込まれる。いまだ緩やかなデフレが継続し、地域間の回復力にばらつきがみられる等の課題があるものの、日本経済は“バブル後”と呼ばれた時期を確実に抜け出したと言える。いよいよ「攻めの改革」に踏み出すときを迎えている。

このように、平成18年度までの2年間（重点強化期間）は3つの意味で重要である。第1に、新しい躍動の時代への扉を開くことができるかどうかの岐路としての期間であり、第2に、これまで取り組んできた構造改革に目処をつけるための期間であり、第3に、デフレからの脱却を確実なものとしつつ、新たな成長に向けた基盤の重点強化を図るための期間である。

（重点強化期間における課題）

---

[1] 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（平成16年6月4日閣議決定。以下、「基本方針2004」という。）を受けて、経済財政諮問会議の下に設置された専門調査会によって検討されてきた「日本21世紀ビジョン」が、平成17年4月に経済財政諮問会議に報告された。同ビジョンは、構造改革により2030年に向けて実現される「この国のかたち」を論じている。

この重要な2年間には、特に以下の3つの課題を重視する必要がある。

第1は、「小さくて効率的な政府」をつくることである。高齢化の本格化がもたらす高負担圧力とともに、国民負担の増加をめぐる議論はいずれ避けられない。その前に、政府自らが身を切り、効率化を図ることが不可欠である。

第2は、新しい躍動の時代に向けて、21世紀の日本経済にとって最も重要な環境変化である少子高齢化とグローバル化を乗り切る基盤をつくることである。

第3は、デフレを克服するとともに、経済の活性化により、民需主導の経済成長を確実なものとすることである。「改革と展望－2004年度改定」[2]で平成18年度以降について名目成長率2％程度（実質1.5％程度）あるいはそれ以上の成長経路をたどると見込んだことも念頭に置き、経済活力と財政健全化を両立させつつ、民間需要・雇用の拡大に力点を置いて、構造改革を加速・拡大し、デフレからの脱却を確固たるものとしなければならない。

2.「基本方針2005」の課題

（構造改革の総仕上げによる「小さくて効率的な政府」の実現）

「基本方針2005」は、この重要な2年間の取組を示すものである。前述の3つの課題に即して、取り組むべき事項を整理すると以下のとおりとなる。

①「小さくて効率的な政府」への取組

「小さくて効率的な政府」への道筋を確かなものにするために、これまで取り組んできた“官から民へ”“国から地方へ”の改革を徹底し、次の3つの流れを変える取組を行う。また、財政構造改革により、資金の流れを“官から民へ”変える。

第1は、資金の流れを変えることである。郵政民営化、政策金融改革を着実に進め、あわせて、政府の“バランスシートの総点検”（政府の資産・債務管理の強化）を行うことで、資金の流れを官から民に大きく変える。

第2は、仕事の流れを変えることである。三位一体の改革を進めて国から地方に仕事を移す。また、市場化テストの本格的導入により、政府の業務を最小化して民間に開放する。さらに、予算制度改革によってＮＰＭ（ニュー・パブリック・マネジメント）を進める。

第3は、人と組織を変えることである。国・地方の行政改革を徹底し、公務員の総人件費を削減する。また、公的セクター全体を視野に入れて公務員の改革を進める。あわせて、官民交流や府省間の人材交流などにより、公務員の体質強化を進める。

②新しい躍動の時代を実現するための取組－少子高齢化とグローバル化を乗り切る－

日本経済が大きな環境変化を乗り切るためには、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化に向けて歳出・歳入両面での一体的な改革を行い、財政再建への道筋を明らかにすることが必要である。また、政府の基本的な責務であるとともに、我が国の経済活性化の基盤である国民の安全・安心を確保する。その上で、未曽有の少子高齢化を乗り切るために、社会保障の一体的な見直しに取り組み、持続的な社会保障制度の構築を目指す。また、本格的な少子化対策など、次世代の育成への取組を強化することが必要である。他方、グローバル化に立ち向かうためには、イノベーション等を通じて国際競争力を強化する必要がある。こ

---

[2] 「構造改革と経済財政の中期展望－2004年度改定」（平成17年1月21日閣議決定）

のため、何より人間力を高めなくてはならない。また、世界に通用する強い産業や地域の形成を目指すこと、ＥＰＡ（経済連携協定）の推進等によって国際連携を加速することが必要である。

③民需主導の経済成長を確実なものに

民需主導の経済成長をより確実なものとするために、規制改革、金融システム改革、税制改革、歳出改革の４つの改革を加速させ、経済を活性化することが必要である。経済の活性化に当たっては、次の「活性化のための政策三指針」に基づいて政策転換し、競争力を強化することが重要である。

ⅰ．政策対象は“人”に：予算はモノから人材に重点を移す。

ⅱ．底上げから先端支援へ：広く薄い予算配分ではなく、大胆に集中させて競争力をつくる。

ⅲ．国内対策からグローバル競争へ：世界市場を獲得する競争力をつくる。

また、日本銀行には、政府のデフレ脱却への取組や、「改革と展望－2004 年度改定」で示された重点強化期間における経済の展望と整合的なものとなるよう、市場の動向や期待を踏まえつつ、実効性のある金融政策運営に努めることを期待する。

平成 13 年以降、４回の「基本方針」に基づき、「改革なくして成長なし」、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」との原則の下、規制改革、金融システム改革、税制改革、歳出改革の４分野における構造改革を進めてきた。

こうした取組の結果、不良債権処理が進展し、金融システムが安定化するとともに、郵政民営化、政策金融改革への本格的な着手が行われた。社会保障制度においては、年金及び介護保険の制度改革に続き、医療制度改革が検討されている。また、国と地方の関係については、三位一体の改革が着実に進められてきた。加えて一貫して歳出全般の見直し努力を行ってきたことで基礎的財政収支も改善に向かいつつある。

「基本方針 2005」は、こうした成果の上に立って、新しい課題にも取り組み、改革の芽を大きな木に育てようとするものである。

第2章　「小さくて効率的な政府」のための3つの変革

「官から民へ」「国から地方へ」を徹底させるために、資金の流れを変え、仕事の流れを変え、人と組織を変える。政府自らが身を切り、効率化を徹底することで、「小さくて効率的な政府」への道筋を確かなものとする。

また、2010年代初頭の基礎的財政収支の黒字化を目指すなど、これまで取り組んできた財政構造改革を引き続き強力に推進し[3]、資金の流れを「官から民へ」変え、民需主導の持続的な成長を実現する。

1. 資金の流れを変える

(1)郵政民営化

平成19年度からの郵政民営化を実現するため、国会に提出した郵政民営化関連法案の成立を期す。

(2)政策金融改革

平成14年12月の経済財政諮問会議の「政策金融改革について」に従い、経済財政諮問会議において、本年秋に向けて議論を行い、政策金融のあるべき姿の実現に関する基本方針を取りまとめる。

(3)政府の資産・債務管理の強化ー“バランスシートの総点検”ー

「小さくて効率的な政府」を実現するには、政府が持つ資産・債務の管理の強化が必要である。

このため、国有財産等の政府資産について最大限の有効活用を行い、国債等の債務についても管理を充実させることを目指し、政府の資産・債務管理を強化して、“バランスシートの総点検”を進める。その第一歩として、関係省庁の連携の下、経済財政諮問会議において、資産・債務の管理の在り方について検討を行い、平成17年秋を目途に基本的な方針を明らかにする。

2. 仕事の流れを変える

(1)国から地方への改革

平成18年度までに三位一体の改革を確実に実現するため、以下の取組を行う。

①平成18年度までの三位一体の改革の全体像に係る「政府・与党合意」[4]及び累次の「基本方針」を踏まえ、改革を確実に実現する。そのため、経済財政諮問会議において、進捗状況をフォローアップする。また、国と地方の協議の場においても、地方の意見を聞きつつ議論を進める。

②税源移譲はおおむね3兆円規模を目指す。

③国庫補助負担金改革については、税源移譲に結びつく改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する

---

3 「基本方針2004」では、「基礎的財政収支を黒字化するなど財政を健全化していくため、民間需要主導の持続的な経済成長を実現すると同時に、政府全体の歳出を国・地方が歩調を合わせつつ抑制することにより、例えば潜在的国民負担率で見て、その目途を50%程度としつつ、政府の規模の上昇を抑制する。」こととされている。

4 「政府・与党合意」（平成16年11月26日）

改革を実施する。このため、残された課題については、平成17年秋までに結論を得る。あわせて、国・地方を通じた行政のスリム化の改革を推進する。

④税源移譲については、上記③の結果を踏まえ、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への税源移譲を実施する。その際、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本とする。

⑤地方交付税については、累次の「基本方針」に基づき、国の歳出の見直しと歩調を合わせて、地方歳出を見直し、抑制する等の改革を行う。また、税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないよう、適切に対応する。平成18年度においては、地域において必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行い、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する。あわせて、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を目指して、国・地方の双方が納得できるかたちで歳出削減に引き続き努める。また、交付税の算定方法の簡素化、透明化に取り組む。

また、地方財政計画の透明性・予見可能性を高める等、以下の取組を行う。

①地方財政の決算状況を早期に開示する。また、経費の性質に応じて決算状況を分析し、国民への分かりやすい説明に一層配意する。このような取組を進める中で、地方財政計画の計画と決算の乖離（かい り）の是正を図り、重点強化期間内に解消の目途をつけるよう努める。このため、おおむね今後1年以内を目途に、経済財政諮問会議において解消に向けての選択肢、方法等について、議論し、整理する。

②上記①及び今後の経済財政運営に係る見通しを踏まえつつ、地方財政の予見可能性を向上させ、地方公共団体が経営努力を発揮できるよう、「中期地方財政ビジョン」を策定する。

③また、三位一体の改革を進めることを通じて、不交付団体（市町村）の人口の割合を大幅に高めていく。

あわせて、以下の取組を進めていく。

①平成18年度から実施する地方債の協議制度の円滑な移行を図り、地方債の信用維持のため財政状況の悪化している地方公共団体に対して早期是正のための措置を講じつつ、地方の自主性・自己責任の強化を図る。その際、その趣旨を踏まえつつ、小規模団体等の資金確保に配慮する。また、基準財政需要額に対する地方債元利償還金の後年度算入措置を各事業の性格に応じて見直す。

②徹底した情報開示により地方行政改革に強力に取り組む。「新地方行革指針」[5]による「集中改革プラン」の公表、給与情報及び財政状況の公表システムの構築を平成17年度中に行う。また、全都道府県、政令市で連結貸借対照表を作成し、公表する。

③地方分権推進計画を確実に仕上げるとともに、地方分権改革推進会議の意見等に盛り込まれた事項について、フォローアップを強化する。また、重点強化期間内に、地方公共団体が実施する事業への細部にわたる国の規制や関与などを大胆に撤廃する。

④平成18年度までの三位一体の改革の成果を踏まえつつ、地方分権を更に推進する。また、市町村合併を引き続き強力に推進するとともに、将来の道州制の導入に関する検討を引き続き進める。また、地方分権のモデル的な取組としてのいわゆる「道州制特区」について、引き続き推進する。

---

[5] 「新地方行革指針」（平成17年3月29日）

(2)公共サービスの効率化を図るため、市場化テストの本格的導入等による官業の徹底的な民間開放

公共サービスの効率化を図るため、市場化テストの本格的導入に向けて、制度の整備を図る。

そのため、「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」[6]を踏まえ、第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し、公共サービスの質の維持向上・経費の削減等に資するよう、「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案」（仮称）を平成17年度中に国会に提出するべく、速やかに準備する。その際、以下の点に留意する。

①競争条件の均一化等を図るため、中立的な第三者機関により、対象となる官業の徹底した情報開示や実施プロセスの監視等を行う。
②地方公共団体における導入を円滑化するため、導入を阻害している法令の改正等、所要の措置を講ずる。
③独立行政法人の業務についても、中期目標の期間の終了時における評価等との連携を含め、導入を適切に進める。

(3)予算制度改革

(モデル事業等の一般化)

成果目標(Plan)－予算の効率的執行(Do)－厳格な評価(Check)－予算への反映(Action)を実現する予算制度改革を定着させる。このため、以下の取組を行う。

①「モデル事業」を試行から一般的取組に移行させる。その第1ステップとして、「モデル事業」の基本的枠組みを維持しつつ、平成18年度予算からは「成果重視事業」（仮称）を創設し、別紙の取組を行う。
②政策ごとに予算と決算を結びつけ、予算と成果を評価できるよう、予算書、決算書の見直しを行う。平成20年度予算を目途に完全実施することを目指し、平成18年度までに実務的検証を完了させる。また、政策評価と予算の連携強化を含め、政策評価制度に関する見直しを着実に進めるべく、「政策評価に関する基本方針」[7]の改定等を平成17年内に行う。
③各府省は、連結財務書類、成果目標の達成状況及び特別会計の改革の進捗状況等の財務情報等が一覧できる「年次報告書」（仮称）について、平成17年度末を目途に試行段階を終了して、平成18年度から公表する。
④「政策群」については、府省横断的な予算について重複排除を行い、関係府省の連携の下で積極的に政策を推進する普遍的な手法として発展するよう取組を進める。その際、関係閣僚会議等の府省横断的な政策会議に関し、「政策群」をより一層活用することも検討する。また「基本方針2004」を踏まえ、これまでの取組の検証を行う。

(特別会計の改革)

特別会計の改革を継続・強化するために、以下の取組を行う。

①関係府省は「基本方針2004」に基づいて作成された改革方針を着実に実施する。加えて、財務省は、関係府省とともに、各特別会計の性格に応じ、長期的な財務の健全性に配意しつつ、事務事業の存廃や区分

---

6 「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」（平成17年3月25日閣議決定）
7 「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定）

経理の必要性まで踏み込んだ見直しを継続し、定期的に経済財政諮問会議に報告する。
②特定財源の在り方について、それぞれの財源の性格や資源の適正配分の観点等も含め、引き続き総合的に検討し、重点強化期間内を目途に基本的方向性を明らかにする。

3. 人と組織を変える

(1)国・地方の徹底した行政改革

国・地方の双方について、行政改革をこれまで以上に徹底して進めることが必要であり、公務員制度改革を含め、「今後の行政改革の方針」[8]、「新地方行革指針」の着実な実施に向け、国と地方は歩調を合わせて強力に取り組む。

このため、国については、以下の取組を強力に進める。

①地方支分部局について、業務の必要性の根本的な見直し、民間委託の活用、市場化テストによる民間への業務開放、地方への事務の移譲、独立行政法人への事務の移管、統廃合等を含む抜本的な見直しを行うこととし、各府省の取組も踏まえて、総務省が、平成18年度における取組方針を明示する。
②独立行政法人について、中期目標の見直しに合わせた組織・業務の廃止・縮減等の検討を行う。また、他の独立行政法人、地方公共団体、民間等の実施する事業との重複を排除する。その際、第三者評価を活用することとし、その観点から「独立行政法人に関する有識者会議」等の機能を活用・強化する。また、行政代行法人等についても、所要の見直しを行う。

また、地方については、以下の取組を強力に進める。

①「新地方行革指針」に基づき地方公共団体が住民に公表する「集中改革プラン」について、総務省は、改革の進捗状況を他団体と比較可能な形で、一覧できる適切な指標により、情報を提供する。また、地方公共団体の協力を得て、給与情報（給料・各種手当・級別職員数等）及び財政状況について団体間の比較分析を可能とする公表システムを平成17年度中に構築する。
②市町村合併について、行政コスト効率化の効果を検証する。

(2)公務員の総人件費改革

(公務員の総人件費削減)

公務員の総人件費削減について、国・地方ともに定員の「純減目標」などの明確な目標を掲げて強力に取り組む。

このため、下記の事項に留意しつつ、総人件費改革のための基本指針を平成17年秋までに策定し、平成18年度の予算や地方財政計画から順次反映させる。これらにより、公的部門全体の総人件費の抑制に取り組む。

---

8 「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）

①国においては、定員削減計画を策定し、定員の大胆な再配置を進めるとともに、事務事業の徹底的な見直し等により、政府部門全体を通じた一層の純減の確保に取り組む。このため、これまでの純減実績も踏まえ、行政需要にも配慮しつつ、次期定員削減計画期間中の純減目標を策定する。

②地方公共団体においては、「新地方行革指針」の純減目標を達成できるよう、「集中改革プラン」に定員の数値目標を明示するよう取り組む。

③退職者の補充（新規採用等）は、ＩＴ化の推進や市場化テスト、民間委託を活用し、極力抑制することとする。

④人事院において、民間企業における賃金体系の改革の動向を踏まえ、公務員の給与体系の見直しを進めるよう、要請する。

⑤地域における国家公務員の給与の在り方についての見直しを踏まえ、地方公務員についても、人事委員会の機能を発揮し、地域の民間給与水準をより的確に反映させるよう、要請する。

⑥公務員の定員・給与・各種手当、これらに関する実際の運用についての情報を、国・各地方公共団体が、それぞれの組織形態等を踏まえつつ相互に比較可能な形で開示し、適正化を図る。

⑦特殊法人、独立行政法人、公益法人等、公的部門全体の人件費を抑制する。こうした取組を通じ、当該法人に対する補助金や運営費交付金を見直す。

⑧地方公営企業、地方公社等の人件費等の情報公開を徹底させ、改革への取組を促す。

（公務員の官民交流の促進）

公務員改革を実効あるものとするため、以下の官民交流等に継続的に取り組んでいく。

①縦割り行政を打破し、幅広い視野からの政策課題に取り組むよう、今後２年間で各府省の幹部の１割を目途に、府省間の人事交流を更に本格的に行う。

②府省の若手職員について、広い視野に立った人材の養成の観点から、公募制の積極的な活用を図りつつ、官民の人事交流を更に強化する。

③幹部クラスの官民交流については、各府省の業務内容に応じ、数値目標を掲げて推進することを目指し、環境整備に努める。

第３章　新しい躍動の時代を実現するための取組－少子高齢化とグローバル化を乗り切る－

集中調整期間を経てバブル後の停滞を抜け出した日本経済が新しい躍動の時代を実現するには、財政構造改革を進めるとともに、国民の安全・安心を確保した上で、少子高齢化とグローバル化という大きな環境変化を前向きに捉え、プラスに転化していかなければならない。

1. 財政構造改革の強力な推進－歳出・歳入一体改革－

2010年代初頭における国・地方を合わせた基礎的財政収支（2005年度、対ＧＤＰ比４％程度の赤字）の黒字化を目指す[9]。

このため、国と地方が歩調を合わせて歳出・歳入一体改革を進め、基礎的財政収支改善に向けた中期的取組について、重点強化期間内にその結論を得る。その際、以下の３原則に則って改革を進める。

ⅰ．「小さくて効率的な政府」原則：“歳出削減なくして増税なし”の考え方の下、歳出削減、行政改革を徹底し、必要となる税負担増を極力小さくする。

ⅱ．活力原則：経済活力と財政健全化の両立を図る。

ⅲ．透明性原則：改革の選択肢や将来の見通し等を国民に提示しながら検討する。

おおむね今後１年以内を目途に、政府の支出規模の目安や主な歳出分野についての国・地方を通じた中期的目標の在り方、さらには、歳入面の在り方を一体的に検討し、経済財政諮問会議における議論等を通じて、改革の方向についての選択肢及び改革工程を明らかにする。

また、経済活力と財政健全化を両立させるため、歳出・歳入一体改革の経済に与える影響を十分に検討する。負担増を求める際には、経済社会に与える影響を勘案した負担の在り方を検討する。

2. 国民の安全・安心の確保

近年、地震、台風、集中豪雨等が続発し、大きな被害が生じている。また、公共交通に関する事故・トラブル等が頻発している。さらに、犯罪情勢も依然厳しい状態が続いており、これらが、国民の不安要因につながっている。

こうした中で、国民の安全と安心を確保することは、政府の基本的な責務であるとともに、我が国の経済活性化の基盤である。

公共施設及び住宅等の耐震化等の大規模地震対策、治山治水対策をはじめとした防災対策投資等を推進するとともに、陸・海・空の公共交通の安全対策を総合的に推進する。また、国民生活に看過しがたい不安を与えている犯罪の累増・罪種の広がりに対し、「世界一安全な国、日本」の復活を図るための強力な治安対策を推進する。このため、国民の安全・安心を確保するために別表１の(1)の取組を行う。

---

[9] 「改革と展望－2004年度改定」においては、「2006年度（平成18年度）までの間、政府の大きさ（一般政府の支出規模のＧＤＰ比）は2002年度（平成14年度）の水準を上回らない程度とすることを目指し、国・地方が歩調を合わせて歳出改革路線を堅持・強化することとしている。」、「また、2006年度（平成18年度）までに、国と地方双方が歳出削減努力を積み重ねつつ、必要な行政サービス、歳出水準を見極め、また経済活性化の進展状況及び財政事情を踏まえ、必要な税制上の措置を判断する。」、「2007年度（平成19年度）以降も、それ以前と同程度の財政収支改善努力を行うと同時に民間需要主導の持続的成長を実現することにより、2010年代初頭における国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指す。」こととされている。

3. 持続的な社会保障制度の構築

（社会保障の一体的見直し）

「基本方針 2004」を踏まえ、引き続き社会保障の一体的見直しを推進するとともに、年金についても平成 16 年度改革において明記された道筋に沿って引き続き改革を進める。

（持続可能性を確保するための過大な伸びの抑制策）

超高齢社会にあっては、社会保障制度が持続可能であることは国民生活にとって不可欠なことであり、社会保障給付費を今後考える上で「国民の安心」、「持続可能性」という観点は最重要である。そのためには、日本の経済規模とその動向に留意しなければならないと同時に、過大・不必要な伸びを具体的に厳しく抑制しなければならない。

この観点から、以下の取組を行う。

①社会保障給付費の伸びについて、特に伸びの著しい医療を念頭に、医療費適正化の実質的な成果を目指す政策目標を設定し、定期的にその達成状況をあらゆる観点から検証した上で、達成のための必要な措置を講ずることとする。上記目標については、国民が受容しうる負担水準、人口高齢化、地域での取組、医療の特性等を踏まえ、具体的な措置の内容とあわせて平成 17 年中に結論を得る。その上で、平成 18 年度医療制度改革を断行する。
②上記目標を達成するために、これまでの施策の効果を検証しつつ、総合的に直ちに取り組む。
③平成 18 年度の医療制度改革においては、保険給付の内容について、相当性・妥当性などの観点から幅広く検討を行う。また、診療報酬・薬価改定は、近年の賃金・物価の動向や経済・財政とのバランス等を踏まえ検討する。

また、医療制度改革については、「基本方針 2001」[10] 以降閣議決定された事項[11] について、その完全実施の工程を策定し、取り組む。

（社会保険庁改革）

社会保険庁改革について、以下の対応を行う。

①現行の社会保険庁を存続することなく、政管健保については、その運営を国から切り離し、全国単位の公法人を設立する方向とし、公的年金については、組織、機能等について抜本的に改革を行った新たな政府組織による運営とする。
②具体的には、市場化テストの実施等外部委託の拡大による大幅な人員削減、民間企業的な人事・処遇の導入、地方組織の抜本的見直し、意思決定の場や監査部門への外部専門家の参画や外部民間による監査を実現する。
③新組織の名称・法令上の位置付け等、より具体的な姿を平成 17 年中に決定し、関連法案を次期通常国会に提出するとともに、新組織の発足後も、収納率等の状況を総合的に評価し、組織形態を含め全般を見直しながら、継続的に改革を進める。

---

10 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（平成 13 年 6 月 26 日閣議決定）
11 「医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針」（平成 15 年 3 月 28 日閣議決定）等

（中医協改革）

中央社会保険医療協議会（以下「中医協」という。）について、「中医協の在り方に関する有識者会議」の議論を踏まえ、以下の方向を始めとする改革を行う。

①公益機能を強化し、病院等多様な医療関係者の意見を審議に反映させるため、公益委員の人数など委員構成を見直す。
②診療報酬改定に係る基本的な医療政策の審議は厚生労働大臣の下における他の諮問機関にゆだねた上で、中医協はこの基本的な医療政策や内閣において決められた改定率を前提として個別診療報酬点数の改正案を審議することとし、その機能・役割を明確化する。
③診療報酬改定の結果を検証する機能を公益委員に担わせる。

（健康・介護予防等の推進）

「基本方針2004」に基づき、「健康寿命」の延伸を目指し、「健康フロンティア戦略」の本格化、がん対策・ライフサイエンス研究の推進を図る。また、治験環境の充実、承認審査の迅速化など医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化を図るとともに、後発医薬品市場の育成を図る。

4. 次世代の育成

（少子化対策）

人口減少社会を目前に控え、家庭・家族、地域の役割を重んじ、その連携を通じて、国民が安心して、子どもを生み、育てることができる社会を構築するため、国の基本政策として少子化の流れを変えるための施策を強力に推進する。特に、仕事と家庭・子育ての両立など仕事と生活のバランスを取りつつ、意欲と能力に応じた多様な働き方ができるよう、中小企業に配慮しつつ、環境整備の推進などを官民挙げての国民的な運動として取り組む。

また、女性の再就職・起業等についての総合的な支援策を検討するため、関係閣僚による「女性の再チャレンジ支援策検討会議」（仮称）を設置し、平成17年中に「女性の再チャレンジ応援プラン」（仮称）を取りまとめる。また、短時間勤務等の多様な働き方の選択肢を拡大するため、国家公務員がモデルとなるよう常勤職員の短時間勤務制度の導入について早期に検討する。

あわせて、以下の取組を進める。

①閣僚・有識者等が連携して取り組む体制を整備し、「少子化社会対策大綱」[12]及び「子ども・子育て応援プラン」[13]のフォローアップ等を行い、その着実な実施を図るとともに、同プランに掲げられた課題の検討を進める。

---

12 「少子化社会対策大綱」（平成16年6月4日閣議決定）

13 「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月24日）には、待機児童ゼロ作戦の更なる展開、総合施設の制度化、育児休業制度等についての取組の推進、若者の就労支援の充実等が盛り込まれている。また、検討課題として「社会保障給付について、大きな比重を占める高齢者関係給付を見直し、これを支える若い世代及び将来世代の負担増を抑えるとともに、社会保障の枠にとらわれることなく次世代育成支援の推進を図る。併せて、…地域や家族の多様な子育て支援、働き方に関わる施策、児童手当等の経済的支援など多岐にわたる次世代育成支援施策について、総合的かつ効率的な視点に立って、その在り方等を幅広く検討する」とされている。

②社会保障の一体的見直しの中で、高齢関係給付の比重が高い現在の社会保障制度の姿を見直すとともに、社会保障の枠にとらわれることなく少子化対策の推進を図る。
③「次世代育成支援対策推進法」[14]等に基づく企業の取組状況の開示を進める。

（教育改革）

評価の充実、多様性の拡大、競争と選択の導入の観点をも重視して、今後の教育改革を進める。

このため、義務教育について、学校の外部評価の実施と結果の公表のためのガイドラインを平成17年度中に策定するとともに、学校選択制について、地域の実情に応じた導入を促進し、全国的な普及を図る。

平成17年秋に学習指導要領見直しの基本的方向性をまとめる。さらに、児童生徒の学力状況の把握・分析、これに基づく指導方法の改善・向上を図るため、全国的な学力調査の実施など適切な方策について、速やかに検討を進め、実施するとともに、習熟度別少人数指導等多様な教育・指導方法により、「確かな学力」の向上を図る。

幼児期からの人間力向上のための教育を重視し、青少年の健全育成及び体験学習を推進する。

また、我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実態等を検証しつつ、教育における利用券制度について、その有効性及び問題点の分析など、様々な観点から検討し、重点強化期間内に結論を得る。

あわせて、義務教育について、現場の創意工夫の促進と教員の質の向上を図るため、以下の取組を進めるとともに、高等教育について、大学院における教育研究の質的向上を進める。

①教員人事権移譲など市町村の責任の確立、保護者・地域住民の学校運営への参画を図る。また、学校長への権限移譲の推進や教育委員会の関与の見直しなどを図り、現場主義を徹底する。その際、成果についての事後評価を厳格に行う。
②優れた教員の確保・育成に向け、豊富な社会経験や特定分野の能力を有する人材等多様な人材の活用を促進しつつ、教員養成・免許・採用制度の抜本的見直し・改善を行う。

5. 人間力の強化

我が国を支える基本は“人”である。今後我が国がグローバル化を乗り切り、力強く成長を持続するという観点からも、すべての人が能力を最大限に開花させうる社会の実現が不可避であり、これに向けて取組を強化していく。

特に、ミスマッチによる失業の多い若者については、以下の取組を行っていく。

①効果的・効率的な職業能力開発を推進していく上で、民間教育訓練機関の一層の活用を始め、訓練機関間の競争を促進することが重要である。このため、個人の選択を機能させる観点から、外国や都道府県における取組を検証しつつ、若者向け職業訓練利用券制度の有効性及び問題点等について、今後1年以内を目途に検討し、結論を得る。

---

[14] 「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）

②若者の働く意欲を喚起しつつ、その職業的自立を促進し、ニート[15]・フリーター等の増加傾向を反転させるため、フリーター20万人常用雇用化プランの充実・強化、地域の相談体制充実等によるニート対策の強化、児童・生徒の勤労観等を育成するキャリア教育等の一層の推進、地域における産学ネットワーク構築の促進など、「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」[16]を強化・推進する。

あわせて、以下の取組も進めていく。

①雇用保険3事業については、利用度や成果の実態調査を踏まえ、時代のニーズに対応したものとなるよう、平成18年度予算において改善策を講ずる。
②「新産業創造戦略2005」[17]等を踏まえ、戦略産業分野等の質の高い専門職大学院の設置促進などによる人的資産（人財）の充実を図る。
③障害者の自立を支援するため、サービスの適切な確保とその利用者負担に関する低所得者への適切な配慮を図るとともに、重度の障害者を含めた、地域における多様な雇用・就労の場や生活の場の確保など、地域における就労・生活支援のためのハード・ソフトの基盤を速やかかつ計画的に充実強化する。
④海外人材を活用するため、高度人材の受入れを促進するとともに、現在は専門的・技術的分野とは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについて、国民生活に与える影響を勘案し総合的な観点から検討する。また、日本で就労する外国人が国内で十分その能力を発揮できるよう、日本語教育や現地の人材の育成、生活・就労環境の整備を推進する。

また、金融を含む経済教育等の実践的教育とともに、学校での国際教育を推進する。

さらに、食育基本法に基づき、食育推進基本計画を作成するとともに、関係行政機関等が連携し、国民運動として食育を推進する。

6. グローバル戦略の強化

開かれた活力ある国を目指し、グローバル化に戦略的に取り組んでいく。

経済外交、国内構造改革、地域経営、国際分業等を通じて、グローバル化への総合的かつ戦略的な取組を行うため、経済財政諮問会議において平成18年春を目途に「グローバル戦略～我が国の世界戦略」（仮称）を取りまとめる。

あわせて、以下の取組を積極的に進めていく。

①グローバル化を乗り切る産業の競争力をつけるために、「新産業創造戦略2005」を推進し、あわせて、効率的な国際物流システムを実現するため、別表1の(2)の取組を行う。
②世界的な先端分野の育成・強化、新価値創造等に向け、「科学技術創造立国」の実現、ＩＴ戦略の推進、知

---

15 ニート（NEET）：Not in Education, Employment or Training の略。就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者
16 「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」（平成16年12月24日）
17 「新産業創造戦略2005」（平成17年6月8日）

的財産戦略の推進のため、別表１の(3)の取組を行う。

③世界に通用する強い地域の形成を促進し、民需主導の経済成長の成果を地域にも広く浸透させるため、地域が自主的に活力を高めることを支援する。その一環として、世界に発信する地域を目指し、地域が持つ高度な環境・リサイクル技術を核とした世界発信型の先進拠点を整備し、アジアでの資源循環と人材育成を促進する。あわせて、地域再生、都市再生、構造改革特区の拡充、観光戦略の強化、文化芸術・スポーツの振興に向けて、別表１の(4)の取組を行う。

④強い農林水産業を育てるために、「食料・農業・農村基本計画」[18]等に基づき、別表１の(5)の構造改革を進める。さらに、農林水産物の輸出拡大に向けた取組を促進する。

⑤経済連携の推進、対日投資促進プログラムの加速化・強化を通じて国際連携を加速する。

また、ミレニアム開発目標に寄与するためＯＤＡの対ＧＮＩ比0.7%目標の達成に引き続き努力するとの観点から、我が国にふさわしい十分なＯＤＡの水準を確保する。

このため、別表１の(6)の取組を行う。

⑥環境と経済の両立を図りつつ、地球環境問題への取組を強化する。京都議定書の削減約束の達成、脱温暖化社会の構築に向け、「京都議定書目標達成計画」[19]に基づき、温室効果ガスの排出削減、森林の整備・保全等の森林吸収源対策等、京都メカニズムの活用に向けた取組を確実に実施するとともに、国民運動の展開、技術開発を進める。また、循環型社会の構築を目指す。あわせて、環境・エネルギー問題に総合的に対処する。このため、別表１の(7)の取組を行う。

---

18 「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月25日閣議決定）

19 「京都議定書目標達成計画」（平成17年4月28日閣議決定）

第4章　当面の経済財政運営と平成18年度予算の在り方

1. 今後の経済動向と当面の経済財政運営の考え方

・世界経済の着実な回復や好調な企業部門に支えられ、雇用・所得環境が改善し、家計部門への波及も見られることから、平成17年度及び18年度の我が国経済は引き続き民間需要中心の緩やかな回復を続けると考えられる。
・「改革と展望－2004年度改定」で名目成長率について平成18年度（2006年度）以降は2％程度あるいはそれ以上の成長経路をたどると見込んだことも念頭に置き、民間需要・雇用の拡大に力点を置いて、規制改革、金融システム改革、税制改革、歳出改革の4分野における構造改革への取組をより本格的かつ総合的に推進する。
・また、重点強化期間におけるデフレからの脱却を確実なものとするよう、政府は、日本銀行と一体となって、政策努力の更なる強化・拡充を図る。政府は、需給ギャップの更なる改善を進めるためにも、構造改革を更に加速・拡大する。日本銀行に対しては、実体経済は大局的には緩やかに回復している一方デフレが依然として継続している中で、政府のデフレ脱却への取組や、「改革と展望－2004年度改定」で示された重点強化期間における経済の展望と整合的なものとなるよう、市場の動向や期待を踏まえつつ、実効性のある金融政策運営に努めることを期待する。
・なお、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行う。

2. 民需主導の経済成長を確実なものにするために－活性化のための政策転換－

(1)規制改革・民間開放

・「民間にできることは民間に」との方針の下、別表2の(1)の取組を進める。

(2)金融システム改革

・利用者の満足度が高く、国際的に高い評価が得られ、地域経済にも貢献する「金融サービス立国」を実現するため、「金融改革プログラム」[20]に基づき、別表2の(2)の施策等を「工程表」[21]に従って着実に実施する。

(3)税制改革

・税制改革については、持続的な経済社会の活性化のため、「基本方針2004」やこれまでの与党税制改正大綱を踏まえ、包括的かつ抜本的な検討を引き続き進め、重点強化期間内を目途に結論を得る。あわせて、別表2の(3)の取組を進める。

---

20 「金融改革プログラム」（平成16年12月24日）
21 「工程表」（平成17年3月29日）

(4)活性化を目指した歳出の見直し

(公共投資の重点化・効率化)

・公共投資については、「改革と展望」[22]に基づき「景気対策のための大幅な追加が行われていた以前の水準」を目安にして重点化・効率化に取り組んできており、その目安は概ね達成されつつある。平成18年度予算においても、目標の達成に向けてのこうした取組を引き続き着実に推進する。この場合、防災・減災等による安全社会の確立を始め、別表2の(4)の事項を重視する。なお、事業の実施に当たっては、談合の排除など、国民の信頼を得るために入札・契約の透明性、公正性を確保する。

・農林水産分野においては、引き続き、公共投資から技術・人材への予算の重点化に取り組む。

(科学技術政策における選択と集中の強化、成果目標と事後検証)

・平成17年度中に策定される第三期科学技術基本計画については、投入目標のみならず成果目標も基本として検討する。これまでの科学技術基本計画の下での人材や資金の重点分野への配分状況について、事後検証を強化し、次期計画に反映させる。その際、別表2の(5)の事項を重視する。

(教育の支援の在り方の見直し)

・高等教育の質的向上を図るため、機関に対する既存の支援策の在り方を見直し、国立大学法人間や国公私立を通じた競争原理に基づく支援へのシフトを更に推進するとともに、奨学金制度による意欲・能力のある個人に対する支援を一層推進する。

(統計整備の推進)

・「基本方針2004」に基づいて、経済社会の実態を的確に捉える統計を整備するとともに、統計制度の改革を推進する。特に、別表2の(6)の取組を進める。

3. 平成18年度予算における基本的考え方

(聖域なき歳出改革の堅持・強化)

・平成18年度予算は、重点強化期間最後の重要な予算であり、「改革の総仕上げ」のために、国・地方が歩調を合わせ、平成17年度に引き続き歳出改革路線を堅持・強化する。

・また、国債発行額についても極力抑制する。

・重点課題に対してはメリハリのある配分を行う。

・各府省は予算要求に当たっては、各施策について、成果目標を掲げ、事後評価を十分行いうる基盤を整備するとともに、その必要性、効率性、有効性等を吟味する。
また、新規施策の要求に当たっては既存施策の廃止・縮減を行う。

・なお、財政投融資については、民業補完の原則の下、対象事業の重点化・効率化に努める。

(重点化と抑制の考え方)

・「活力ある社会・経済の実現に向けた重点4分野」(「基本方針2002」[23])の考え方に沿い施策を集中し、「第2章 「小さくて効率的な政府」のための3つの変革」、「第3章 新しい躍動の時代を実現するための取

---

22 「構造改革と経済財政の中期展望」(平成14年1月25日閣議決定)

23 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」(平成14年6月25日閣議決定)

組－少子高齢化とグローバル化を乗り切る－」及び「第４章　2. 民需主導の経済成長を確実なものにするために－活性化のための政策転換－」に述べた取組を推進する。その際には、「活性化のための政策三指針」を踏まえ予算配分の重点化・効率化を行う。

・予算全体について、民間委託・ＰＦＩなど民間活力の活用による効率化に努めるとともに、物価動向や行政サービスの合理化・効率化を織り込み、単価を引き下げ、経費を削減する。義務的な経費であっても、制度改革の取組と併せ、事務事業の合理化や単価の見直しを進めることにより、経費の大胆な節減に取り組む。

・公務員の総人件費については、第２章3.(2)で述べた取組に早急に着手し、平成18年度予算において抑制する。

・特別会計については、引き続き歳出改革の推進を図ることとし、各特別会計の性格に応じ、制度改革、事務・事業の見直し等を行い、歳出の効率化・合理化を推進し、これを抑制するとともに、一般会計からの繰入れや民間等からの借入れを抑制する。

・特殊法人等から移行した独立行政法人については、合理化・効率化にとどまらず、組織・事業の必要性を厳しく検証し、廃止・縮小・重点化等を行う。また、他の独立行政法人、地方公共団体、民間等が実施する事業との重複を排除する。これらにより、財政支出を厳しく抑制する。

・納税者の立場に立って、公共調達の効率化、公用車の効率化を始めとする行政効率化関係省庁連絡会議の取りまとめ内容について、概算要求、機構・定員及び予算執行に反映する。

＜別紙＞

「モデル事業」の一般化への取組

・「モデル事業」の基本的枠組みを維持しつつ、政策評価との連携を強化した「成果重視事業」（仮称。以下同じ。）を創設し、次の要領で新たな段階へ移行する。

①事業の各府省の政策体系上の位置付けを明確にし、事業ごとの定量的な目標のほか、当該事業に係る施策単位でもアウトカム（国民生活にとっての成果）に着目した目標を設定する。[注1、2]

②各府省は、平成17年度予算に引き続き、自主的な取組を通じて「成果重視事業」の追加を図る。[注3、4]

③財務省は、これまでの「モデル事業」の取組等を踏まえ、平成19年度概算要求に先立ち、「成果重視事業」の要件等（目標設定の在り方、予算執行の弾力化措置の基準等）を明らかにする。[注5]

（注）

1　事業ごとの目標は、単に事業規模等を示す指標ではなく、当該事業に係る施策の実現に向けた効果を計測できる指標とする。

2　施策単位の目標は、定量的な目標を原則とする。

3　いわゆる「最適化計画」に基づく情報システムの開発又は整備については、原則として「成果重視事業」として概算要求するよう検討する。

4　平成18年度予算においては、各府省は、内閣府と意見交換の上、ふさわしいものについて、「成果重視事業」として概算要求を行う。

5　各府省は、平成19年度概算要求においては、当該要件等に沿って「成果重視事業」として概算要求を行う。

<別表1>

(1)	(国民の安全・安心の確保) ・大規模災害、テロ、有事等に対する全国的見地からの対応の体制整備や、住民及びＮＰＯ等との協働による安全・安心な地域づくりなどを推進する。首都直下地震など大規模地震対策、治山治水対策を始めとし、消防等の防災対策については、被害減少に向けた成果目標を設定し、そのために戦略的・重点的に施策を推進する。また、防災情報の迅速な伝達体制の整備、地域の防災拠点となる公共施設及び住宅等の耐震化、防災の高度化、事業継続計画の策定等地域や企業の防災力の向上と国際防災協力の推進などを戦略的・重点的に推進する。あわせて、テロ、有事に対する国民保護の体制整備を推進する。 ・公共交通に関するヒューマンエラー等による事故・トラブル等を踏まえ、陸・海・空の公共交通の安全対策を総合的に推進する。 ・治安対策については、「世界一安全な国、日本」の復活を図るため、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（平成15年12月18日）及び「テロの未然防止に関する行動計画」（平成16年12月10日）を着実に実施する。治安対策に取り組む要員・施設等の充実や法制の整備に引き続き取り組むとともに、業務の効率化の徹底、ＰＦＩ、民間委託の拡充、児童生徒等の安全を守るための官民連携による地域防犯活動の促進等を図る。また、再犯の防止や官民連携による安全・安心なまちづくりの推進、出入国審査時の生体認証技術の活用を図る。 ・「犯罪被害者等基本計画」を平成17年中に策定するとともに、犯罪被害者等のための施策を推進する。 ・国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、総合法律支援の実施及び体制整備、裁判員制度の導入、裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）の拡充・活性化等の司法制度改革に引き続き取り組む。 ・防衛については、「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成16年12月10日閣議決定）及び「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）」（平成16年12月10日閣議決定）に基づき効率的な体制の整備に取り組む。 ・消費者団体訴訟制度の導入のため、次期通常国会に関連法案を提出する。 ・ＢＳＥへの対策、食品表示基準の見直し、輸入食品安全対策の強化等、科学に基づいた食の安全と消費者の信頼の確保に努める。 ・大陸棚の限界に関する情報の国連への提出期限である2009年に向けて、政府一体となって、大陸棚の画定のための調査等について引き続き的確に推進する。 ・外国人の入国後の実態についてチェックする仕組みを検討する。
(2)	(新産業創造戦略等の推進) ・「新産業創造戦略2005」を踏まえ、我が国の将来の発展を支える７つの戦略産業分野の育成とともに、産学官の「協働」の場である地域クラスターを充実・強化する。このため、特に多様な技術を担う「匠の中小企業」を強化し、高度な部品・素材産業の集積を高めるプログラムを平成17年度中に策定するとともに、人材育成、研究開発、ＩＴ活用等を重点的に推進する。 ・「技術戦略マップ」（平成17年3月30日）を活用しつつ、将来の市場化を見据えた効率的な研究開発を官民を挙げて推進する。 ・企業の競争力の源泉となる知的資産（特許等の知的財産だけでなく、人材、技術、組織力、顧客とのネットワーク等）を認識、活用する経営を促すため、知的資産経営の開示と管理の指針を平成17年度中に策定し、「知的資産経営報告書」としての開示を促す。 ・中小企業の創業、経営革新、再生、技術・技能の継承及び人材確保等を推進する。 ・若年者を始め各世代を通じた能力開発の推進について法的整備も含め必要な措置を講ずる。

	（効率的な国際物流システムの実現） ・効率的な国際物流システム実現のため、新たな総合物流施策大綱を平成17年中に策定し、毎年その政策効果を検証しつつ、物流施策を総合的・一体的に推進する。
(3)	（「科学技術創造立国」の実現） ・第三期科学技術基本計画を平成17年度中に策定し、社会・国民に支持され、成果を還元する科学技術を推進する。総合科学技術会議が司令塔となり、改革と投資の重点化を推進する。また、「みらい創造プロジェクト」については、経済活性化のため、引き続き推進する。 （ＩＴ戦略の推進） ・世界最先端のＩＴ国家であり続けるため、内閣一体となってe－Japan戦略等を進める。 －「e－Japan重点計画2004」（平成16年6月15日）及び「ＩＴ政策パッケージ2005」（平成17年2月24日）を、医療・教育分野等のＩＴの利用・活用に重点を置き、着実に推進する。 －利用者・国民の視点に立って、これまでのe－Japan戦略等の評価を行うとともに、新たなＩＴ戦略を平成17年度中に策定する。 －電子政府・電子自治体の推進により、行政の効率化と住民サービスの向上を図る。 －官民における統一的・横断的な情報セキュリティ対策を推進する。 －ネットワーク分野について、2010年までにユビキタスネット社会を実現するために、「u－Japan政策」を推進する。 －ＩＴを活用した安心・安全への取組を推進する。 －情報格差（デジタルディバイド）の是正への取組を引き続き推進する。 （知的財産戦略の推進） ・「知的財産推進計画2005」（平成17年6月10日）に基づき、世界最高水準の迅速・的確な特許審査の実現や模倣品・海賊版拡散防止条約を提唱しその早期実現を目指す等、知的財産の創造・保護・活用を推進するとともに、日本ブランド戦略の推進など、コンテンツをいかした文化創造国家への取組を強化する。
(4)	（地域再生の取組の強化） ・市町村合併等により地域社会の在り方が大きく変わる中で、地域は、自ら、持てる力を再編し、地域力を強化していく必要がある。そのため、地域からの具体的な提案に基づき、ＮＰＯ、自治会等の活動を通じた地域の人々のつながり（ソーシャル・キャピタル）の活性化等によるひとづくりや民間の資金・ノウハウの活用、地域の自主裁量性を拡大する補助金改革等を推進し、地域再生の取組を強化する。 （都市再生の推進） ・国際的な都市間競争等に対応するための民間都市開発を促進するとともに、中心市街地の活性化を始めとした地域の創意工夫による自主的・自立的な都市再生を推進する。その一環として、都市部における地籍整備を推進する。 （構造改革特区の拡充） ・構造改革特区の拡充のため、これまでの特区提案のうち実現しなかったものの中から、特区の総点検を踏まえて設置された有識者会議が選定した18の「重点検討項目」について、平成17年秋

	までに取りまとめられる同会議の意見を踏まえ、その実現を図っていく。 （観光戦略の強化） ・観光戦略の強化のため、国、地域、産業界などが「観光立国推進戦略会議報告書」（平成16年11月30日）にまとめられた55の提言に基づいた取組を行い、毎年その政策効果を検証しつつ、2010年までに訪日外国人旅行者数1,000万人を目指す。 （文化芸術・スポーツの振興） ・文化芸術・スポーツについて、国民の豊かな感性や体力を育むとともに、国内外の人々を魅了する我が国の文化力やスポーツの競技力の向上を図り、経済・社会の活性化にも資するよう、効果的かつ効率的な振興策を重点的に実施する。
(5)	（競争力ある農林水産業への転換） ・食料自給率の目標を始め「食料・農業・農村基本計画」の実現に向け、工程管理を的確に行う。 ・品目横断的な施策の対象は、一定規模以上の経営主体に限定することとし、平成17年秋までに制度の内容を具体化するとともに、平成17年度中に法案を提出する。また、個人や株式会社等の新規参入を促進するとともに、担い手への農地の利用集積を推進する。 ・食品産業のニーズへの対応や生産から消費までのコスト削減を推進するほか、食料産業クラスターの形成、新たな需要につながる技術開発を進め、食料に関わる産業全体を活性化する。 ・農業委員会の機能の適正化及び関係行政機関等との連携強化を図り、農地の効率的利用を一層促進する。 ・農協を含めた多様なサービス提供主体間での競争を促進し、流通の合理化・効率化を図るため、農協改革等を進める。 ・都市と農山漁村の共生・対流の一層の推進とともに、農業環境・資源の保全、木材利用の拡大、「緑の雇用」に引き続く担い手の確保、ブランド化や省エネルギーによる水産業の経営革新、水産資源の持続的利用、若者の漁業への新規参入の促進を図り、農山漁村を活性化する。
(6)	（経済連携の推進） ・ＷＴＯ新ラウンド交渉の2006年までの妥結に向けて積極的に取り組みつつ、経済連携協定の締結を飛躍的に拡大させる。このため、「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」（平成16年12月21日）にのっとり、政府一体となって、東アジア等を中心として質の高い経済連携を戦略性をもって推進することとし、そのため、適時、経済連携の結果を数値で確認することなどにより、経済連携の促進を図る。 ・ＯＤＡや民間リソースを活用しつつ、相手国の人材育成や制度整備等を支援する。 ・経済効果の高い経済連携が締結されるよう、その経済効果を分析し活用する。 （対日投資促進プログラムの加速化・強化） ・新たな経営ノウハウや技術の導入等を通じて新市場や雇用の創出をもたらす対日直接投資を促進する。このため、平成18年末の対日直接投資残高の倍増目標達成に向けて、「対日投資促進プログラム」（平成15年3月27日）の加速化・強化を図る。 （ＯＤＡの事業量の戦略的拡充と改革） ・ＯＤＡについては、諸外国の動向を踏まえ、我が国の外交を効果的に展開するため、内容を精査

	し、効率化を進めつつ、事業量の戦略的拡充を図る。その際、重点地域及び重点分野を明確化し、官民のパートナーシップを強化する。 ・ＯＤＡについては、国会における決算審査等の結果をいかし、適正な実施を図る。ＯＤＡプロジェクトの成果について、費用対効果を含め第三者による客観的評価を行い、その結果を公表するとともに、ＯＤＡ政策の企画・実施に反映させるサイクル（ＰＤＣＡサイクル）を確立させる。特に、無償資金協力等について、プロジェクトに要したコストを含む定量的な事後評価の実施を徹底し、調達コストの縮減を含め、より効率的な執行に改善する。
(7)	（グローバル化する環境・エネルギー問題への取組） ・廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用（いわゆる３Ｒ）や不法投棄対策について、国内での取組を強化する。また、我が国発のコンセプトである“もったいない”をいかし、開発途上国における循環型社会の形成への支援を実施するなど、「３Ｒイニシアティブ」を踏まえた国際的な取組を推進する。 ・地球規模での長期的な温室効果ガス排出削減に向けてリーダーシップを発揮する。また、自然環境・景観の保全を通じた自然との共生、ヒートアイランド対策とともに、環境保全の理解を深めるため環境教育を推進する。 ・地球環境問題や国際的な資源制約等のグローバルな課題に対処し、環境と経済の両立を図るため、ＣＤＭ等[注]を活用した国際協力及びアジアにおける原子力安全に関する国際的な協力体制の構築を図る。また、省エネ・新エネ対策、安全確保を前提とした原子力の推進、天然ガスの利用拡大など脱石油のための取組を推進するとともに、あわせて、石油・天然ガスのクリーンかつ有効な活用や安定供給の確保を図る。 ・「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、違法伐採対策を推進する。

注　クリーン開発メカニズム（ＣＤＭ）：先進国と途上国が共同で行うCO_2等の温室効果ガスの排出削減事業又は吸収源事業によって生じた排出削減量又は吸収量を、当該事業に貢献した先進国が自国の削減義務の目標達成に利用できる仕組み。

<別表2>

(1)	(規制改革・民間開放の推進) ・規制改革・民間開放推進会議と規制改革・民間開放推進本部との密接な連携の下、同会議の重点検討課題を踏まえ、重点的な取組を進める。 ・国、地方公共団体、独立行政法人、指定法人等が行う官業の民間への移管（民営化・民間移譲・民間委託）を積極的に推進する。 ・ＰＦＩを一層活用しやすいものとするため、アニュアルレポートの作成やデータベースの充実による情報発信機能の強化等を図る。
(2)	(金融システム改革の推進) ・金融実態に対応した利用者保護ルール等の整備・徹底、市場機能の充実とその信頼性の向上等の観点から、金融・投資サービスに関する横断的法制としての「投資サービス法」（仮称）について、金融審議会の「基本的考え方」を踏まえ、早期の法制化に取り組む。 ・地域の再生・活性化と中小企業金融の円滑化等を促す観点から、中小・地域金融機関による間柄重視の地域密着型金融の一層の推進を図る。また、金融機関による担保・保証に過度に依存しない融資を促進する。 ・我が国金融の質的向上や不良債権問題の再発防止等に資するよう、金融機関のガバナンスの向上とリスク管理の高度化のための監督上の枠組みを構築する。 ・国際的な市場間競争の高まりに対応して、我が国金融市場をアジアの金融拠点とすることを視野に入れ、金融商品・サービスの多様化等の構造変化に対応した市場インフラの整備等を通じて、国際的地位の向上を図る。
(3)	(税制改革) ・経済社会の活力を重視し、グローバル化の中での日本経済の競争力強化等の視点に立ち、今後の法人課税の在り方を引き続き税制改革の中で検討する。 ・貯蓄から投資への流れを加速するため、金融所得に対する一体的課税について、早期の実現を目指す。あわせて、納税者番号制度を始め納税環境整備を進める。
(4)	(公共投資の重点化・効率化) ・重点４分野を中心に雇用・民間需要の拡大に資する分野に施策を集中する。その上で、我が国の競争力強化の観点や安全・安心の確保の観点、地域再生・都市再生を推進する観点を踏まえた重点化を進める。また、引き続き、技術や品質による競争の促進等を進め、発注の適正化に取り組むとともに、コストの縮減等を図る。 ・国と地方の役割分担の観点を踏まえた重点化を進めるとともに、地方の自主性・裁量性の拡大にも資するよう取り組む。 ・成果目標と予算の連携強化に取り組むとともに、事前・事後評価を厳格に実施する。
(5)	(科学技術の重点化・効率化) ・成果目標の達成状況については、定期的にフォローアップを実施する。 ・若手研究者の育成については、個人補助をより重視する観点から、公募型の若手研究者向け資金の拡充等により、資金配分を中高年から若年に明確に移す。そのため、競争的研究資金について

	は、研究の実績より計画を重視するなど評価方法を改革するとともに、研究者に関するデータベースの迅速な整備に努める。 ・総合科学技術会議が一層の主導性を発揮し、重点化・効率化を図る中で、重点4分野内でも更に領域を絞り込み、投資効果を一層向上させる方策を確立する。
(6)	(統計整備の推進) ・統計整備に関する「司令塔」機能の強化等のために、統計法制度を抜本的に見直す。 ・産業構造の変化等に対応した統計(経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサス(仮称)、サービス統計、観光統計等)を整備する。 ・サービス統計等を整備するため、既存統計に係る要員の活用も視野に入れた組織体制の整備を検討する。

文章編図表索引

第１部　平成17年度の地方財政

１　地方財政の役割

第１図　国・地方を通じる目的別歳出額構成比の推移 ……1
第２図　国・地方を通じる純計歳出規模（目的別） ……2
第３図　国内総支出と地方財政 ……3
第４図　公的支出の推移 ……4
第５図　公的支出の状況 ……4
第６図　国内総支出の増加率に対する寄与度 ……5

２　地方財政の概況

第１表　地方公共団体の決算規模（純計） ……6
第２表　団体種類別決算規模の状況 ……6
第７図　決算規模の推移 ……7
第３表　実質収支の状況 ……8
第８図　実質収支の推移 ……8
第９図　実質収支比率の推移 ……9
第４表　赤字の団体数の状況 ……10
第５表　歳入純計決算額の状況 ……11
第10図　歳入純計決算額の構成比の推移 ……11
第11図　歳入決算額の構成比 ……12
第６表　目的別歳出純計決算額の状況 ……13
第７表　目的別歳出純計決算額の構成比の推移 ……14
第12図　目的別歳出決算額の構成比 ……14
第８表　一般財源の目的別歳出充当状況 ……15
第13図　一般財源充当額の目的別構成比の推移 ……15
第９表　性質別歳出純計決算額の状況 ……16
第14図　歳出決算増減額に占める義務的経費、投資的経費等の増減額の推移 ……17
第15図　性質別歳出純計決算額の構成比の推移 ……18
第16図　性質別歳出決算額の構成比 ……18
第10表　一般財源の性質別歳出充当状況 ……19
第17図　一般財源充当額の性質別構成比の推移 ……20
第18図　経常収支比率を構成する分子及び分母の増減状況
　その１　合計 ……21
　その２　都道府県 ……23
　その３　市町村 ……24

第 11 表　経常収支比率の推移 ……22
第 12 表　経常収支比率の段階別分布状況 ……25
第 13 表　実質公債費比率の段階別分布状況 ……26
第 14 表　起債制限比率の推移 ……26
第 15 表　起債制限比率の段階別分布状況 ……26
第 19 図　公債費負担比率を構成する分子及び分母の増減状況 ……27
第 20 図　公債費充当一般財源及び公債費負担比率の推移 ……28
第 21 図　地方債現在高の歳入総額等に対する割合の推移 ……29
第 22 図　地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移 ……30
第 23 図　債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額の目的別構成比の推移 ……31
第 16 表　積立金現在高の状況 ……32
第 24 図　将来にわたる実質的な財政負担の推移 ……33
第 25 図　普通会計が負担すべき借入金残高及び国内総生産に占める割合の推移 ……34

3　地方財源の状況

第 26 図　国税と地方税の状況 ……41
第 27 図　国税と地方税の推移 ……42
第 17 表　住民税、事業税及び地方消費税の収入状況 ……43
第 28 図　地方税収計、個人住民税、法人二税、地方消費税及び固定資産税の
人口 1 人当たり税収額の指数（全国平均を 100 とした場合、平成 17 年度） ……44
第 29 図　道府県税収入額の状況 ……45
第 30 図　道府県税収入額の推移 ……46
第 31 図　市町村税収入額の状況 ……46
第 32 図　市町村税収入額の推移 ……47
第 33 図　地方債依存度の推移 ……51

4　地方経費の内容

第 34 図　土木費の目的別内訳 ……52
第 35 図　土木費の性質別内訳 ……53
第 36 図　教育費の目的別内訳 ……54
第 37 図　教育費の性質別内訳 ……55
第 38 図　民生費の目的別内訳 ……56
第 39 図　民生費の目的別歳出の推移 ……57
第 40 図　民生費の性質別内訳 ……57
第 41 図　民生費の目的別扶助費（補助・単独）の状況
その 1　都道府県 ……58
その 2　市町村 ……59
第 42 図　民生費の財源構成比の推移 ……60
第 43 図　労働費の性質別内訳 ……61

第 44 図　農林水産業費の目的別内訳 ……62
第 45 図　農林水産業費の性質別内訳 ……62
第 46 図　商工費の性質別内訳 ……63
第 47 図　衛生費の目的別内訳 ……64
第 48 図　衛生費の性質別内訳 ……64
第 49 図　環境保全対策経費の状況 ……65
第 50 図　警察費の性質別内訳 ……65
第 51 図　消防費の性質別内訳 ……66
第 52 図　目的別歳出充当一般財源等の状況
その１　道府県（財政力指数別） ……67
その２　市町村（団体区分別） ……68

5　地方経費の構造

第 53 図　人件費の推移 ……69
第 54 図　ラスパイレス指数の推移 ……70
第 55 図　人件費の項目別内訳 ……71
第 56 図　人件費の財源内訳 ……71
第 57 図　職員給の部門別構成比の状況 ……72
第 58 図　地方公務員１人当たり平均給料月額（普通会計、団体種類別、職種別） ……73
第 59 図　地方公務員数の状況 ……74
第 60 図　地方公務員数の推移 ……74
第 61 図　一般行政関係職員の部門別、団体種類別増減状況
（平成 18 年４月１日と平成８年４月１日との比較） ……75
第 62 図　扶助費の目的別内訳の構成比の推移 ……76
第 18 表　普通建設事業費（補助・単独）の推移 ……78
第 63 図　普通建設事業費の推移
その１　純計 ……78
その２　都道府県 ……79
その３　市町村 ……79
第 64 図　普通建設事業費の目的別（補助・単独）の状況 ……80
第 65 図　普通建設事業費の目的別内訳の状況
（平成７年度と平成 17 年度との比較） ……81
第 66 図　補助事業費の目的別内訳の状況 ……82
第 67 図　単独事業費の目的別内訳の状況 ……83
第 68 図　普通建設事業費の財源構成比の推移
その１　総計 ……84
その２　補助事業費 ……84
その３　単独事業費 ……85
第 69 図　用地取得費の目的別（補助・単独）の状況 ……86

第 19 表　普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移 ……86
第 70 図　用地取得費の推移 ……87
第 71 図　用地取得費の取得先別内訳 ……87
第 72 図　災害復旧事業費の状況 ……88
第 73 図　災害復旧事業費の推移 ……88
第 74 図　物件費の推移 ……90
第 20 表　その他の経費の状況 ……90

6　一部事務組合等による事務の広域的処理の状況

第 21 表　一部事務組合等の設置目的別団体数の状況 ……94
第 75 図　一部事務組合等の歳入歳出決算額の状況 ……95
第 22 表　市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合（目的別内訳） ……95

7　市町村の規模別財政状況

第 23 表　団体規模別団体数の推移 ……96
第 76 図　団体規模別団体数構成比の推移 ……97
第 24 表　団体規模別人口の推移 ……98
第 77 図　団体規模別人口構成比の推移 ……98
第 78 図　団体規模別決算規模構成比の推移
その１　歳入 ……99
その２　歳出 ……99
第 25 表　団体規模別 1 団体・人口 1 人当たり決算額の状況 ……100
第 26 表　団体規模別財政力指数及び実質収支比率の状況 ……101
第 79 図　団体規模別歳入決算の状況（人口１人当たり額及び構成比） ……101
第 80 図　団体規模別地方税の歳入総額に占める割合の状況（構成比） ……102
第 81 図　団体規模別地方税の構造（人口１人当たりの地方税） ……103
第 82 図　団体規模別歳出（目的別）決算の状況（人口１人当たり額及び構成比） ……104
第 83 図　団体規模別歳出（性質別）決算の状況（構成比） ……105
第 27 表　団体規模別経常収支比率の状況 ……105
第 84 図　団体規模別経常収支比率の状況（構成比） ……106
第 85 図　団体規模別財政力指数段階別の経常収支比率の状況 ……107
第 28 表　団体規模別実質公債費比率の状況 ……107
第 29 表　団体規模別起債制限比率の状況 ……107
第 86 図　団体規模別実質公債費比率の状況（構成比） ……108
第 87 図　団体規模別財政力指数段階別の実質公債費比率の状況 ……108
第 88 図　団体規模別公債費負担比率の状況 ……109
第 89 図　団体規模別の実質的な財政負担の標準財政規模に対する比率 ……109
第 90 図　団体規模別の実質的な財政負担の標準財政規模に対する比率の状況（構成比） ……110

8　公共施設の状況

第 91 図　道路整備の状況 ……112
第 92 図　公営住宅等の設置者別の状況 ……113
第 93 図　入居競争率の推移 ……113
第 94 図　都市計画区域内の人口 1 人当たり都市公園等面積 ……114
第 95 図　公共下水道現在排水人口及び全国人口に対する割合の推移 ……115
第 96 図　し尿処理の状況 ……116
第 97 図　ごみ処理の状況 ……117
第 98 図　ごみの年間総排出量、焼却及び高速堆肥化処理率の推移 ……117
第 99 図　公立の老人ホームの状況 ……118
第 100 図 公立学校施設の状況 ……120

9　地方公営事業の状況

第 101 図 地方公営企業の事業数の状況（平成 17 年度末）……122
第 30 表　事業全体に占める地方公営企業の割合 ……123
第 102 図 職員数の状況 ……124
第 103 図 決算規模の推移 ……124
第 31 表　地方公営企業全体の経営状況 ……125
第 104 図 建設投資額の推移 ……125
第 105 図 料金収入の状況 ……126
第 106 図 企業債発行額の状況 ……126
第 107 図 企業債借入先別現在高の推移 ……127
第 32 表　法適用企業の経営状況 ……128
第 33 表　水道事業（法適用企業）の経営状況 ……130
第 108 図 水道事業（法適用企業）の資本的支出及びその財源 ……131
第 34 表　工業用水道事業の経営状況 ……132
第 109 図 バス、地下鉄における公営交通事業の地位 ……133
第 35 表　交通事業（法適用企業）の経営状況 ……133
第 36 表　交通事業のうちバス事業の経営状況 ……134
第 37 表　交通事業のうち都市高速鉄道事業の経営状況 ……134
第 38 表　電気事業（法適用企業）の経営状況 ……135
第 39 表　ガス事業の経営状況 ……136
第 110 図 全国の病院に占める自治体病院の地位 ……137
第 40 表　病院事業の経営状況 ……137
第 41 表　下水道事業（法適用企業）の経営状況 ……139
第 42 表　その他の地方公営企業の経営状況 ……140
第 111 図 国民健康保険事業の歳入決算の状況（事業勘定）……141
第 112 図 国民健康保険事業の歳出決算の状況（事業勘定）……142

第 113 図 介護保険事業の歳入決算の状況（保険事業勘定）……144
第 114 図 介護保険事業の歳出決算の状況（保険事業勘定）……144

第 2 部　平成 18 年度及び平成 19 年度の地方財政

1　平成 18 年度の地方財政

第 43 表　平成 18 年度普通会計予算の状況（９月補正後）
その１　歳入……155
その２　歳出……155
第 44 表　普通交付税　交付・不交付別団体数……156

第 3 部　最近の地方財政の動向と課題

1　地方分権改革の推進

第 115 図 市町村合併の進捗状況……171

2　行政改革の推進

第 45 表　地方公共団体の集中改革プランにおける定員管理の数値目標の状況
（平成 18 年７月 31 日取りまとめ）……172
第 116 図 平成 14 年度以降の民営化・民間譲渡の状況（累計）……175
第 117 図 地方公営企業における指定管理者制度の導入状況……176
第 118 図 地方公営企業における指定管理者制度の導入済事業……176
第 119 図 地方公営企業におけるアウトソーシング（外部委託）の実施状況
その１　都道府県・政令市等……177
その２　市町村等……177
第 120 図 土地保有総額の推移……179

3　情報開示の推進

第 46 表 バランスシート等の作成状況……180
第 121 図 財政比較分析表の例……181